

博士論文のデータ順 06D2309 横井川 雄介 ヨコイガワ ユウスケ

学位授与年月 2014年3月31日 関西大学審査学位論文

「13世紀から14世紀前半のガスコーニュにおける現地領主の権力抗争と宗主権
- 上訴法廷・軍役奉仕・封建契約・官職就任の実例分析」

提出の紙媒体論文の順にデータを列挙しています（ファイル形式は省略しています）

要旨は2と3の間に、編集して下さい。

- 1 13世紀から14世紀前半のガスコーニュにおける現地領主の権力抗争と宗主権 表紙
- 2 博士論文 目次
- 3 公表用博士論文 本文 1-152頁
- 4 博士論文 初出リスト 153頁
- 5 博士論文参考資料リスト 154頁
- 6 博士論文参考資料リスト 155頁
- 7 博士論文参考資料リスト 156頁
- 8 博士論文参考資料リスト 157頁
- 9 博士論文参考資料リスト 158頁
- 10 参考資料 表紙
- 11 博士論文 地図1
- 12 博士論文 地図2
- 13 博士論文 地図3
- 14 参考資料 表の注記
- 15 博士論文 表1
- 16 博士論文 表2
- 17 博士論文 表3
- 18 博士論文 表4
- 19 博士論文 表5
- 20 博士論文 表5 補足1
- 21 博士論文 表5 補足2
- 22 博士論文 表6
- 23 博士論文 表7
- 24 博士論文 表8
- 25 博士論文 表9
- 26 博士論文 表10
- 27 博士論文 表11
- 28 博士論文 表12

前頁からの続きです。

- 29 博士論文 表 13
- 30 博士論文 表 14
- 31 博士論文 表 15
- 32 博士論文 表 16
- 33 博士論文 表 17
- 34 博士論文 表 18
- 35 博士論文 表 19
- 36 博士論文 表 20
- 37 博士論文 表 21
- 38 博士論文 表 22
- 39 博士論文 表 23
- 40 博士論文 表 24
- 41 博士論文 表 25
- 42 博士論文 表 26
- 43 博士論文 表 27

上記の通り、相違ありません。 2014/3/28

学位授与年月 2014年3月31日 関西大学審査学位論文

13世紀から14世紀前半の
ガスコーニュにおける
現地領主の権力抗争と宗主権

- 上訴法廷・軍役奉仕・封建契約・
官職就任の実例分析 -

関西大学大学院

文学研究科

横井川 雄介

目次

序論 1 - 3 頁

第1章 ガスコーニュ現地有力者とプランタジネット家との契約と関係
- 1242 - 43、1253 - 55、1273 - 75 年の記録分析を中心に - 4 - 22 頁

第2章 13 世紀後半 - 14 世紀初頭のガスコーニュにおける官職システム
- 現地有力者への官職請負・官職就任と現地抗争の関係から - 23 - 42 頁

第3章 13 世紀中葉 - 14 世紀初頭のガスコーニュにおける俗界領主
- 訴訟動向と上級領主との関係の個別分析 - 43 - 60 頁

第4章 13 世紀のガスコーニュにおける「教会」勢力と都市
- ボルドー大司教とボルドー市の事例からの一考察 - 61 - 88 頁

第5章 13 世紀後半のガスコーニュにおける上訴問題と現地領主の動向
- パリ高等法院への上訴の考察を中心に - 89 - 104 頁

第6章 14 世紀初頭のガスコーニュにおける上訴と請願
- 上訴人となりうる現地勢力の動向からの考察 - 105 - 123 頁

結論 124 - 126 頁

註 126 - 152 頁

初出 153 頁

参考文献リスト 154 - 158 頁

参考資料

博士論文要旨

関西大学大学院 文学研究科 横井川 雄介

論文名 13世紀から14世紀前半のガスコーニュにおける現地領主の権力抗争と宗主権
- 上訴法廷・軍役奉仕・封建契約・官職就任の実例分析 -

要旨

ガスコーニュにおける現地抗争の解決と上級領主への対応がいかなるものであったのか、この問題提起を行った上で、本論文の第1章から第6章において分析を行った。

第1章では1273-75年に記録された封建関係を一つの終着点として、1259年パリ条約以前のプランタジネット家と現地土地保有者達との関係を分析する。第2章では、プランタジネット家からの官職請負・就任の実態とそれに関わる現地抗争の事例を分析する。

第2章の最後で挙げた現地抗争を手掛かりとして、第3章では上訴人となった人物の上訴以前の契約や背景について、封建関係の記録などから考察し、その背景についても考察する。第4章では、ガスコーニュにおける「教会」勢力と都市の土地保有基盤と平和の維持について、ボルドー市を例示して、大司教及びサン・スーラン参事会教会、サント・クルワ大修道院への寄進や借地契約、ボルドー市の動向と「教会」勢力との関連から分析する。それを踏まえて、ボルドーの「教会」勢力との関係を有する現地土地保有者が、後の時代にプランタジネット家やカペー家と結び付くことで、ボルドーの「教会」勢力による両家への対応がどのような変容を見せるのかにも着目する。

第5章と第6章では上訴制の仕組みとプランタジネット家の法廷での対処、上訴人となった現地住民の思惑や対応について論述する。第5章では13世紀後半、第6章では14世紀初頭からカペー朝の断絶する1328年までを対象に時代設定を行った。

第1章と第2章において、ガスコーニュ現地土地保有者達は自前の所領基盤の維持のために、柔軟な戦略に基づいて、個別のイニシアティブで行動していたことを実証した。そのため単一の上級領主へのまとまった臣従意識や帰属心ができにくく、ガスコーニュにおける共同体が完成を見なかったのである。

その結果として、第3章、第4章で主に挙げた現地抗争を生じさせ、第5章・第6章で挙げた上訴・請願での案件持ち込みへと結びついたのである。カペー家はガスコーニュへのアプローチを上訴法廷における案件持ち込みに留めていたが、カペー家がイニシアティブを発揮して上訴を受理したというよりは、ガスコーニュからの上訴人のイニシアティブによって、上訴法廷に対してのアクションが起こされていたと言える。すなわち、上訴の受理が、カペー家の王権浸透とは結び付けられない要素を持っていたのである。

上訴・請願事例における、ガスコーニュでの現地権力抗争の仲裁という面では、プランタジネット家がカペー家よりも、イニシアティヴを有していた。13世紀後半から14世紀前半、少なくともカペー朝が断絶するまでは、フランス王権がガスコーニュ情勢に介入する余地がなかった。それは、ガスコーニュからフランス王権の法廷に上った上訴案件の処理記録からも窺える事実である。

序論

13世紀から14世紀前半にかけてのガスコーニュ地方は、プランタジネット家のイングランド王とカペー家のフランス王との間で、その領有を巡って、条約や戦争による駆け引きが行われた。両家の抗争は1259年パリ条約によって、一応の幕引きが図られた。同条約の規定で、ガスコーニュはカペー家の封土としてプランタジネット家に再度与え直された¹。

ガスコーニュの領有問題は、英仏関係史上で最重要視される英仏百年戦争の起源論の格好の研究対象となり、英仏百年戦争の終結が1453年のヴァロワ家軍のボルドー陥落によるものであるから、ガスコーニュ住民の臣従先の推移についての研究が蓄積されている。

ガスコーニュ住民の臣従先を示す根拠として、上訴法廷、軍役奉仕、封建契約、官職就任の4点が挙げられる。上訴法廷におけるカペー王権の浸透を示す事例として重視したのが、ガヴリロヴィチ M. Gavrilovitch とシャプレ P. Chaplais である。ガヴリロヴィチは1259年パリ条約を起点として、その条約に至るプランタジネット家とカペー家の条約や戦争の背景を鮮明に描き出している²。シャプレは、1259年パリ条約以前のガスコーニュの動向について触れていて、1259年パリ条約に至る経緯として言及している³。ガヴリロヴィチは、ルノー・ド・ポンス3世 Renaud de Pons III、ラウル・ド・ボーフォール Raoul de Beaufort、フロンサック副伯レモン3世、リモージュ女副伯マルグリット、ガストン・ド・ベアルンの上訴事例を挙げて、彼らがいかにプランタジネット家の裁判権に不服を申し立て、カペー家の裁判権に頼ったと述べている⁴。シャプレは1272-1307年のガスコーニュから上った上訴について研究を行った⁵。ガヴリロヴィチもシャプレも、これらの上訴における結果がどうであれ、上訴したという事実をもって、ガスコーニュへのカペー家の上訴権が浸透したと結論付けている。

けれども、両研究者とも、上訴人全てがカペー王権を意識して、案件を上訴法廷に持ち込んだという根拠を示せず、上訴に至る経緯や上訴人が置かれていた状況などの分析には欠けている。トラビュ・キュサック J. P. Trabut-Cussac は、ルノー・ド・ポンス、フロンサック副伯、リモージュ女副伯などガヴリロヴィチが挙げている上訴事例に加えて、バザス市の上訴とプランタジネット家への請願についても触れ、現地有力者が様々な問題解決の手法を持っていたことを示唆した⁶。またトラビュ・キュサックの功績は、1254-1307年までのプランタジネット家の官職に現地有力者が多数起用されていたことを明らかにしたことである。

キックライター J. A. Kicklighter は、ボルドー市、ジュールダン・ド・リル Jourdain de L'Isle、修道院の上訴を取り上げ、ガスコーニュからの上訴が多く上っていたことで、プランタジネット家は、ガスコーニュへのカペー王権の浸透を見て、上訴の撤回への根回し、上訴人の逮捕、殺害という越権行為が行われる状況を防ぐことが困難になってことを示唆した⁷。これらの越権行為はプランタジネット家の当事者によって行われたわけではなく、プランタジネット家に奉仕する現地人役人のイニシアティヴによって行われている。カペー・

ヴァロワ家は、ガスコーニュ住民の越権行為についてプランタジネット家の責任に帰して、プランタジネット家からガスコーニュを取り上げる口実を設ける機会を窺っていた。カペー・ヴァロワ家は、封臣であるプランタジネット家の当主がガスコーニュの現地代表者として、現地の利害の調停や平和の維持者としての役割を担わず、現地有力者達と結託して秩序を乱していると思なした。そのためプランタジネット家はガスコーニュの領有者としてふさわしくないという判断を下したのである。平和を乱された現地有力者達もプランタジネット家をガスコーニュの領有者としてふさわしくないという判断を下し、1294年、1323年のカペー家による二度のガスコーニュ没収の根拠としていたという主張が、ガヴリロヴィチ以降、ヴェイル M. Vale の批判に至るまで続けられた。

ヴェイルは英仏百年戦争起源論という表題の研究を発表する中で、これまで政治史上ではあまり語られてこなかった現地有力者の情勢や自前の土地保有基盤・平和の維持という観点を導き出した。またトラビュ・キュサクが導き出した官職就任者の傾向の再分析を通じて、ガスコーニュにおいて、プランタジネット家が臣従先と考えられていたという事実を示し、カペー王権の浸透のみではない、ガスコーニュにおける錯綜した権利状況についても示した⁸。

ただし、ヴェイルの研究で問題があるとすれば、どの領主や住民がどの時点でプランタジネット家もしくはカペー家とどれほどの関係を持っていたのか、臣従先であったのかについての個別の研究がないことが挙げられる。トラビュ・キュサクのリストからどの人物をガスコーニュ出自としたのかについての回答はないままである。

ヴェイルに限らず、先行研究者達はガスコーニュというまとまった地域での研究を行う傾向にある。その反面、ガスコーニュにまとまった共同体が構成されていたのかという問題提起さえも行っていない。13 - 14 世紀におけるガスコーニュ史をフランス王国史の枠組みで捉えるならば、13 世紀初頭からのフィリップ 2 世尊厳王治世からのカペー・ヴァロワ王権の拡張、王領地の拡大、プランタジネット家のフランス王国内の領地の再獲得という流れの中に、ガスコーニュも含まれていた。カペー・ヴァロワ家は、プランタジネット家と同様にガスコーニュの領有権を主張し、自らのドミニオン（領域）への組み込みを意図していたが、組み込みには現地住民の臣従とイニシアティヴに左右されるところがあった。プランタジネット家によって、イングランドには、王と諸侯による王国共同体が 1258 - 63 年のシモン・ド・モンフォールの乱以前の 13 世紀初頭のジョン王の治世から、文言を含めて、公文書に登場する⁹。ところが、ガスコーニュにおいてはシモン・ド・モンフォールの試みは失敗し、現地の反乱を招く結果となった¹⁰。

カペー王権は、ルイ 6 世治世までは、パリやオルレアン周辺のイル・ド・フランスにしか王領地を形成していなかった。フランス王フィリップ 2 世による 1202 年のプランタジネット家のイングランド王ジョンへの封建義務違反を口実として大陸所領没収宣告によって、プランタジネット家を臣従先としていたノルマンディを征服、王領地を拡大した。1214 年までには、アンジュー、メーヌ、トゥレーヌを征服した。1224 年にはルイ 8 世がポワトゥ

ーを征服し、1206年から始められたアルビジョワ十字軍を経て、ラングドックを征服した。そこで、カペー王権の存在を提示して、トゥルーズ伯家ほかラングドック有力諸侯を含む現地土地保有者に臣従を行わせようとした。中世フランス王国はガスコーニュ、フランドル、ブルターニュを除いた領域で形成され、カペー家は征服地において都市の共同体をこしらえて、領主の支配領域において臣従させるシステムで、中世フランス王国を形成した。

13世紀の前半だけで飛躍的に王領地を拡大させたカペー家であったが、ポワトゥーでは1242年までプランタジネット家からの支援を当てにして抵抗を続けられ、1205年までに征服されたはずのノルマンディでも、プランタジネット家を引き続き臣従先として考える領主が存在した。1224年のルイ8世のガスコーニュ遠征は、プランタジネット家が領有する所領の没収という意義に加えて、ガスコーニュ全体の臣従先をプランタジネット家からカペー家にシフトさせるという布石だったと言える。

この動向を何よりも嫌ったのはガスコーニュ住民である。元々個々の勢力が上級領主権からの自立の動向を見せていたために、カペー家への拘束力が強いオマーージュや土地保有関係を容認することには抵抗があった。それでもガスコーニュにおける臣従先が、プランタジネット家からカペー・ヴァロワ家へのシフトする現象は生じている。むしろ、カペー・ヴァロワ家からプランタジネット家のシフトも生じている。それはプランタジネット家やカペー・ヴァロワ家を真の上級領主としてみなして臣従するという意図からではなかったのである。それらの動向は、ガスコーニュの各土地保有者のイニシアティヴからの封建関係の構築と土地保有動向についての上級領主権へのアクションであり、レスポンスであった。

その背景にあったガスコーニュ情勢はいかなるものであったのか、現地抗争の仲裁を行った宗主達の決定が、どれほどの実効性を持っていたのであろうか。

本論では、以上の2点を立証するために、ガスコーニュにおける現地権力抗争と宗主権について、以下の第1章から第6章で分析した。なお、第1章から第6章で登場する表は、参考資料として巻末に付して、本論の成果でもある。

また本論では全体を通して、ガスコーニュ現地人に対していくつかの異なった表記を使用する。「現地住民」はプランタジネット領ガスコーニュに属する全ての人々を指し、「現地土地保有者」はプランタジネット家ほか特定の領主、あるいは自前で土地を所有・保有が史料上から確認できる者達を意味する。「現地有力者」もしくは「現地勢力」はガスコーニュにおいて重大な役割を担った世俗領主、司教・修道院などの「教会」勢力、都市共同体に属する人物を指す。「現地領主」はそのうち、世俗領主すなわち大・中・小の諸侯・貴族、騎士、従騎士など、領主としての権利を行使しうる者達と定義する。

ただし、この区分は先行研究においても、曖昧なまま残されているため、ここでの定義も便宜上のものである。表題では「現地領主」の文言を使用しているが、彼らがこの時代のガスコーニュ情勢において、最もイニシアティヴを有していたためである。

第1章 ガスコーニュ現地有力者とプランタジネット家との契約と関係

- 1242 - 43、1253 - 55、1273 - 75年の記録分析を中心に -

はじめに

フランス南西部ガスコーニュ地方には、単独の有力者による共同体の構築が見られず、現地有力者の土地や権利の保護先として考えられうる、上級領主への臣従意識も曖昧であった。そのため、その状態を打破するために行ったプランタジネット家やカペー家による数々の介入工作が奏功したとは言えなかった。現地有力者による無秩序と反発を激化させるという結果をもたらすのみであった。

英仏百年戦争起源論の一つでもある、プランタジネット・カペー両家のガスコーニュの領有権に関わる論争は、ガヴリロヴィチの1899年論文から始まる¹¹。ガスコーニュ領有の問題が英仏百年戦争起源論につながるか否かは数々の議論がなされたけれども、ヴェイルによるガスコーニュ現地勢力の意識が分散していたことを証明する数々の研究論文によって、新展開を迎えた¹²。ヴェイルの主張によれば、1259年パリ条約を契機としたガスコーニュ地方におけるフランス・カペー王権への上訴法廷への道筋は、英仏百年戦争の起源にはあまり関わりがない些細な問題であった¹³。

1152年のアンジュー伯であるプランタジネット家のアンリが、アキテーヌの女子相続人アリエノールと婚姻したことから、プランタジネット家のドミニオンとしてのガスコーニュの領有がスタートすることになった。領有の4年後の1156年にヘンリ2世はフランス王ルイ7世に臣従礼を行い、ガスコーニュはカペー家からの封土として認定された。けれども、プランタジネット家やカペー家とも、この地域の法慣行を尊重する手法を用いていた。「領有すれども統治せず」の原則で、統治は現地有力者個々のイニシアティヴに任されることになった。イングランド王のジョンに対して、1202年にフィリップ2世によって大陸所領没収宣告が出されたことで、ガスコーニュがカペー家からの封土から、プランタジネット家の自由地へと転化する。けれども、1202年以前の状況に、変化は生じなかった。

1224年にルイ8世、1242年にルイ9世が、フィリップ2世の大陸所領没収宣告を口実にしたポワトゥーへの遠征を行った。ルイ8世はポワトゥーの港湾都市のラ・ロシェルを奪還した後にガスコーニュにも遠征を行ったが、ガスコーニュの中心都市であるボルドー市の反発に遭い、失敗に終わった¹⁴。ルイ9世はタイユブールとサントにてヘンリ3世軍に勝利したことで、ガスコーニュへの進出の足掛かりを得た。ところが、ルイ9世自身が病に倒れたため、ヘンリ3世陣営と8月1日 - 3日にかけてのポンス条約を締結して、休戦を約束した。カペー家のガスコーニュ征服計画が終了したとは、断定できない状態であった。

プランタジネット家の行政証書史料であるロール・ガスコン *Rôles Gascons (Rotulus Vasconie)*には、ルイ9世の遠征前後から記録が存在する¹⁵。1242 - 59年のパリ条約批准ま

での現地有力者とプランタジネット家との臣従契約を含む関係について詳細に言及した研究は少ない。ペニャ N. Peña によって、ガスコーニュ人のプランタジネット家もしくはカペー家への奉仕について、臣従からだったのか、利益を得るためだったのかという、二項対立の側面から言及されている¹⁶が、1259年以前の状況については言及が避けられている。

本章ではペニャが問題提起を行っているガスコーニュ現地有力者のプランタジネット家への奉仕を「臣従意識からなのか、利益を得るためだけなのか」という問題提起への回答については言及せず、ガスコーニュ現地有力者の意識について、1259年パリ条約前後した年代との間で、比較検討することを研究課題とする。

ルイ8世・9世のガスコーニュ遠征は、現地に少なからず臣従意識に影響を与えたことが想像できる。その中でボルドー市を含めたボルドレ、メドック地方に既得権を持つボルドー大司教陣営による、カペー家への非協力も、1224年の遠征におけるボルドー市の抵抗の中に内包されるものである¹⁷。ボルドー大司教陣営は、自前の既得権についてプランタジネット家やカペー家から追認されていた¹⁸。けれども、両家による既得権の侵害までは望まなかった。この時期のガスコーニュ現地有力者達は、カペー家に協力するよりは、どちらかというプランタジネット家に協力する方が、利害が得られると踏んでいた。プランタジネット家も現地住民の意向に即したガスコーニュ統治を目指し、カペー家も黙認していた。

ロール・ガスコンに残されている以前の年代から、現地有力者達とプランタジネット家との個別の関係は存在していた。ロール・ガスコンによる記録が残されたことによって、現地有力者達とプランタジネット家との関係に一定の道筋を示すことができよう。

本章では、1242 - 43、1253 - 55、1273 - 75年の三つの年代の史料を軸として分析することで、ガスコーニュ現地有力者達の意識にどのような変化が生じていたかを、考察する。1273 - 75年におけるエドワード1世による封建所領調査において、プランタジネット家からの土地保有もしくは所有を認めることを証言したガスコーニュ現地有力者達に、1259年パリ条約批准以前の記録においても関係性があるのか、どのような形態にて関係する記録が残されていたのかについても分析する。1273 - 75年のわずか3年間において、ガスコーニュ現地有力者達が、プランタジネット家と封建関係を構築することを思い立ったのではなく、それ以前に存在した関係性から、プランタジネット家への臣従意識を固めていったとは考えられないだろうか。本論では特定の有力者に特化した分析には留まらず、3つの年代を含んだ記録が見られる有力者の動向について、分析の対象としたい。

第1節 1242 - 43年の記録と契約形態

1242 - 43年のロール・ガスコンの記録は、月日が記されていないものも含めると、2062の記録がある。ガスコーニュに向けて、さらにはガスコーニュにおいて発給された文書をどちらも含まれているので、ガスコーニュ現地人とは直接関係のない記録もいくつか存在していることに、留意する必要がある¹⁹。

1242 - 43 年の記録を分析していくと、この年代以降に記録に現れている当人だけではなく、その子孫や関係者までもが登場する事例は見受けられる。

1242 - 43 年にかけて、プランタジネット家とカペー家はポワトゥー伯領へと遠征を行っている。同伯領は、1224 年のルイ 8 世遠征の際にフランス王軍が占領し、1241 年 6 月にルイ 9 世王弟のアルフォンス・ド・ポワティエへの伯の称号とともにアパナージュとして設定されていた。ところが、ラ・マルシュ伯のユークが反仏王権同盟を結成したため、呼応してヘンリ 3 世も遠征を行った。けれども、一連の遠征で、ガスコーニュだけはカペー家軍に征服されることはなく、プランタジネット家の手に残されることになった。

ヘンリ 3 世はポワトゥー遠征中もしくは終結後に、数多くのガスコーニュ領主に軍役奉仕を要請している²⁰。個別に要請されている記録もあるが、その分析の前に、まとめて軍役奉仕の規定が定められた記録を考えたい。

1242 年 5 月 16 日にポンスにて発給された騎士奉仕要請に続いて²¹、同年 5 月 25 日にポンスにて発給された証書には、セヌブラン・ド・レスパール Senebrun de Lesparre に対して、聖霊降臨祭後の火曜日にポンスに赴き、5 人の騎士を引き連れて戦場に赴くべしという命令が見られる²²。そのほか、87 名の現地勢力に奉仕するべき騎士の数に相違は見られるが、ポンスでの騎士奉仕をするべしという命令が当時に出されていた。ポンスはポワトゥー伯領の最中にあり、おそらくフランス王軍との対決に備えて、ガスコーニュ人をイングランド王軍の人員として召集しようとした意図が窺える。同年 6 月 15 日にサントンジユにて発給された証書では、フランス王家との休戦で、フランス王側が休戦を破った事態に備えて、奉仕するべき騎士についてのリストが載せられている。リストアップされている 50 名の人物のうち、ピエール・コロン Pierre Colomb、ギヨーム・ド・カントルー Guillaume de Canteloup、ジャン・ド・モントラヴェル Jean de Montravel, アルノー・ド・ボスク Arnaud de Bosc の 4 名はガスコーニュの出自であることが、彼らの登場する記録から確認できる²³。カントルー家は、ボルドー大司教を輩出している家系でもあり、一族のアルノーは前任のベルトラン・ド・ゴ Bertrand de Goth が、1305 年にアヴィニオン教皇クレメンス 5 世として選出された後に、任命されている²⁴。同年 9 月 11 日には、エイケルム・ド・レスパール Ayquelm de Lesparre をはじめとする 22 名に対しての騎士奉仕が要請された²⁵。

1242 年にはもう一つ、日時不明の記録があり、ジョフロワ・ド・ラランド Geoffroi de Lalande に対して 3 人の騎士奉仕を要請する内容である。この記録においては、ジョフロワ・ド・ラランドのほか、9 名の人物に 2 人から 5 人の騎士奉仕が求められている²⁶。

1243 年 11 月 12 日にラ・レオールにて発給された証書では、レスパール領主エイケルムに対して、騎兵と歩兵を引き連れて、サン・マルタンの祝日の 8 日後にサント・ベゼルという場所にて、イングランド王軍にて軍役奉仕をするべしという記録が残されている²⁷。ここでは明確な奉仕条件は定められていないが、エイケルムのほか 45 名の人物に対して奉仕をするべしという内容の証書が発給されている。

1242 年と 1243 年のものを比較すると、プランタジネット家に奉仕をするべき、と命じ

られた人物が減少する。1242年のケースでは、プランタジネット家がカペー家の大陸所領没収のための遠征に備えて、多くの人員を必要としたであろう。両王の間で休戦となったことで、奉仕を要請する人数を減らしたとも考えられるが、両年度ともに登場する人物も存在していることから、プランタジネット家からすれば、親愛なる忠実な「*dilecto et fideli*」領主に目星をつけて奉仕を要請していたのである。カペー家との休戦によって、奉仕すべき領主の選別が可能になっていたことを指摘できる。

表1は1242年に召集された人物、表2は1243年に召集された人物の一覧である。1243年の斜体の人物は、1242年にも奉仕要請がされていた人物である。表1から見ると、個人での召集に交じって、カスティヨン、フロンサクの両副伯家は、同副伯家に属する人物の奉仕だけでなく、一族での騎士奉仕が求められている。そのほか、ベルジュラック家も同名の父子のエリが騎士奉仕を要請されていて、父が10人、子が5人の騎士奉仕である。表1の通し番号15と表2の通し番号5のドルノン d'Ornon と示されているオルノン家の人物はともに2人の騎士奉仕が求められている。ただし、奉仕すべき騎士の人数について言及があるのは、1242年5月25日と日時不明のもの2つのみである。

ベアルン副伯、アルマニャック伯家、タルタス副伯家、カスティヨン副伯家、フロンサク副伯家、アルブレ家など、現地において伯や副伯を称している領主やそれと同等の力を持つ勢力は奉仕すべき騎士人数は多くなる。これらの家系を含め、表2に登場する42例の奉仕要請の中で、23例が1242年にも騎士奉仕を要請され、これ以後の記録にも関係者が登場してくる。1252年と1274年の反乱の首謀者でもあるベアルン副伯家のガストンでさえも、1242年の記録にも、1243年の記録にも登場している。この奉仕要請記録は一度限りのものであり、これ以降名称が登場しなくなる勢力も存在する。その反面、ノワイヤン家、ブル家、ブランクフォール家、ラモット家、ラランド家、ボルドー家などは、当人を含めた一族の記録が、この年代以降も現れてくる。

ここで、1273-75年との関係について想起する。1242年5月25日に、セヌブランを含めて102名のガスコーニュ人の騎士奉仕が要請されていた。102名の中で、約30年後のエドワード1世の封建所領調査において登場する人物もしくはその人物の家系に属している人物が登場した例は22に留まる。この記録から考えると、ガスコーニュ現地有力者からのプランタジネット家への意識は今後続く要素がなかったように思える。ところが、1243年11月12日の記録では、騎士奉仕を要請された43名のうち前の記録にも登場したのは17名であるが、彼らも含めた全体で27名の人物が、後の封建所領調査において記録上に現れてくる。残されている記録からの比較検討の観点から、ガスコーニュにおける上級領主への臣従が一定ではないという一例として、示すことができる。

1242年と1243年にプランタジネット家への騎士奉仕を要請する記録に登場する領主のうちで、ベアルン副伯を除く領主が1259年パリ条約以降の恩顧配分の対象となるか、エドワード1世の封建所領調査に協力した上で、プランタジネット家との臣従関係の構築と封土の授受を認めている。エドワード1世の封建所領調査において、証人を数名立てた宣誓者

は、1259年パリ条約批准以前から、プランタジネット家との何かの関係を構築していたのである。記録上からはプランタジネット家からのベクトルしかなかったとしても、その背景にある現地有力者達のイニシアティブが無かったと、断定することはできない。

1242 - 43年のプランタジネット家がガスコーニュ現地有力者達の個々において、行った政策は金銭を介した恩顧配分、安堵状の発行、土地や諸権利の現地への返還が主である。ベアルン副伯ガストンによるオマーージュに対する請願がなされた事例はあるが²⁸、現地有力者とプランタジネット家とが明確な封建関係を構築するための意味合いではなく、現地有力者が抱えている諸問題への、プランタジネット家による不干渉の意味合いであった。

恩顧配分においては、1242 - 43年の記録にしか現れてこない人物も含め、「余の陣営の贈与 de dono nostro」という文言が頻出する²⁹。金銭の支払いの目的はブドウ酒に関わる問題とされるのは、ブドウ酒を通じて、プランタジネット家とガスコーニュ地方がつながりうる要素からであった。大司教位の空位、サン・タンダレ、サン・スーランの両参事会との不和の表面化という事情もあって、エドワード1世の封建所領調査には非協力だったボルドー大司教陣営にも命令が出されている。ボルドー大司教のジェロー・ド・マルモル Géraud de Malemort が、代理人を通じて、ブドウ酒を買い付けるようにと要請されている記録が存在する³⁰。そのほか、用途は記録上に記されていないものもあるが、一定額の金銭を与えられている現地有力者達の記録も残されている。エドワード1世の封建所領調査が並行して行われていた時期になると、金銭に加えて役職・城館に関する権利などを与えるという文言が記録上で使用されるようになった³¹。

表3は1242 - 43年に記録されている金銭授受の記録のうち、以後もプランタジネット家との関係を持った家系や勢力に限定して、作成したものである。ガスコーニュ現地のボルドー貨、モルランヌ貨での支払いに交じって、イングランド貨幣（スターリング）sterlingorum のマーク、リーヴル（ポンド）、スー（シリング）、ドゥニエ（ペンス）などの支払いの規定がボルドー貨支払いの契約に交じって、見受けられる。すでにブドウ酒交易に関する記録が登場していることから、イングランドにおいてガスコーニュ現地有力者達が使用する用途にて、支給されたと考えられる。

1242 - 43年以後にプランタジネット家との関係が記されなくなる現地有力者への対処も、1242 - 43年以後も記録が残されている現地有力者との対応との相違は見受けられない。恩顧配分によってプランタジネット家へと意識が向いたと考えられるところか、あるいはどの世俗の上級領主からであれ、恩顧配分によっても意識が向かなかったと考えられるところに、1242 - 43年から1259年パリ条約批准までにある程度の線引きができる状態となっていた。現地有力者達がプランタジネット家からの金銭などの支給、騎士奉仕の要請を一時の契約とみなすか、以後の関係を築く足がかりとしたか、という相違はあれども、一時の契約が、後々の明確な関係につながりうる要素をも持っていたのである。

また、金銭授受と同じくらいの割合で記録に現れる安堵状は、聖俗の身分を問わず発給されている。期限の日時がはっきりと定められているものから³²、プランタジネット家に奉仕

する限り *quamdiu servicio in Regis* の規定が含まれたもの³³、無期限 *in sino termino* という規定のものを与えられる勢力も存在していた³⁴。王権の奉仕期間のみの保護という規定は封建関係を思わせるものだが、オマージュ要請の記録もなく、封土の授受規定も記録されていないため、エドワード1世初期の封建関係の構築との同一視はできない。

1242 - 43年の段階では、プランタジネット家もガスコーニュ現地勢力のどちらも、明確な封建関係の構築は望むべくもなかった。現地有力者にとってプランタジネット家は、金銭や権利などの「利益」の一時的な授受者であり、自由地・自主地として持つ土地や付随する権利の最終的な保護者であるという位置づけに過ぎなかった。プランタジネット家も現地有力者達の上記の事情を鑑みて、ブドウ酒交易に重点を置いた、自由地としてのガスコーニュとの関係を保つ意図に基づいて、行動していたのである。

けれども、プランタジネット家と深く結びつきうるパイプとして、騎士奉仕の要請記録、金銭の支払い、安堵状の交付という、一見すると一過性の契約や通知を見逃してはならないと言えるであろう。

第2節 1253 - 55年の記録と契約形態

ロール・ガスコンは1244年から1252年にかけて記録が途切れる。この空白の時期に、ヘンリ3世によって、シモン・ド・モンフォールが任期7年の約束（1252年途中で解任）で、ガスコーニュ・セネシャルとして赴任する時期が含まれている。シモンが解任されると、ロール・ガスコンの記録が以後3年だけであるが、残されていく。

さて、1253 - 55年の記録と契約形態を考える前に、このシモンのガスコーニュ・セネシャルとしての責務と現地に与えた影響について、考慮していく必要がある。

ヘンリ3世の意図は、プランタジネット家の自由地であるガスコーニュの最重要都市のボルドーもしくはボルドレ（ボルドー圏）における派閥抗争の仲裁にあった。19世紀から研究関心が向けられており、フュンク・ブリュタノ J. Funk-Brutano によるボルドー市の有力市民家系のコロン家とデソラー家の対立についての研究³⁵と、ベモン Ch. Bémont によるボルドー市のコミューヌと英仏両王権との関係についての研究³⁶は、示唆に富む反面、今なお多くの課題を抱えている。世俗の上級領主への臣従意識は曖昧であったゆえに、ローマ・カトリック教会にも訴えかける形で、ガスコーニュ内での実力もしくは仲裁による解決が模索されていた。けれどもローマ・カトリック教会の領域にて、ボルドー司教区に世俗の利害を有していたボルドー大司教陣営は、現地の世俗領主や都市の争いを仲裁するための武力には乏しかったため、ボルドーやボルドレにおける事態は深刻化する一方であった。

ボルドー大司教陣営でさえも、大司教とサン・タンドレ、サン・スーラン両参事会の間での対立が1242年頃から1270年代後半にかけて生じていて、世俗の問題に介入するどころではなかった³⁷。ガスコーニュにて先行研究が指摘する「戦争でも平和でもない状態」や「無秩序」と称される事態を引き起こされ、ガスコーニュにおいて、仲裁者が不在という事態が

生じてくる³⁸。

シモンは、ガスコーニュ・セネシャルに就任してすぐに行ったのは、コロン家とデソラー家の派閥間での和解交渉の試みである³⁹。ところが、デソラー家のロスタンが、コロン家陣営との和解に反対したため、シモンはコロン家を重用することになった。ボルドーでのデソラー家の反乱に続き、ガスコーニュ南部では、ベアルン副伯家やアルマニャック伯家も呼応して、シモンに対する反乱を起こした⁴⁰。ボルドー大司教のジェロー・ド・マルモルのヘンリ3世への嘆願もあって、シモンのガスコーニュ・セネシャル職からの解任、エドワード王太子（後のエドワード1世）へのガスコーニュのアパナーージュ授与が決定した⁴¹。ベアルン副伯家のガストンら反乱の首謀者は一旦捕らえられて、ロンドンに連行されたが、ヘンリ3世の裁定ですぐさま釈放されていた⁴²。

シモンのガスコーニュ統治を悪政と見なす傾向を朝治説以前は払しょくできていない。シモンの暴虐ぶりを示すために、シモンの非服従者からの土地や権利の没収、非服従者の逮捕や投獄について触れている⁴³。現地有力者達の反乱に備えるために、城館を一時的に没収する命令もその一つであり、アルノー・ド・ブランクフォール Arnaud de Blanquefort への命令で、ブルに所有していた城館の割譲についてのものが見られる⁴⁴。この記録はレコグニキオネス・フェオドルム・イン・アクィタニア *Recogniciones Feodorum in Aquitania* に所収されている記録の中にある。記録によると、アルノーはシモンへの反乱を起こしたフロンサック副伯レモンに対抗するという口実をシモンに設けられて、ブルに所有していた城館を一時的に割譲させられたという不服申立を行っている⁴⁵。

シモンの解任後の翌年のロール・ガスコンの記録において、「全てのガスコーニュの土地にいる、大司教、司教、大修道院長、小修道院長、伯、諸侯、騎士ならびにその他の者」が持つ土地は全て、ガスコーニュ・セネシャルのジョン・ド・グレイ John de Gray に依託されたことが確認される⁴⁶。確かに、シモンの解任に伴って、プランタジネット家のガスコーニュ対策は、記録上は1242-43年頃と同じものに戻されている。現地勢力への恩顧配分と思わしき金銭の支払い命令が、余の国庫役人へと *ad Scaccarium nostrum*、出されているからである⁴⁷。ところが、シモンの解任後、プランタジネット家がガスコーニュ統治の足掛かりを見せたことが、トラビュ・キュサクによって指摘されている⁴⁸。シモンに代わって、現地貴族の反乱が続く中で1253年にやってきたエドワード王太子⁴⁹が打ちたてた政策の一環であった。サント・クルワ大修道院にあった財務府をオンブリエール城館に移転させたことに続いて、1255年にガスコーニュにおいて財務府を余の国庫役人に代わって創設させている⁵⁰が、同時にプランタジネット家のバイイ・プレヴォ管区についても再編成していたのである。

カペー家やスペイン諸王家のガスコーニュ進出への動向に備えて、プランタジネット家が、現地領主に対して騎士奉仕をさせるために、契約と並行して心理的圧迫を意味するオマーージュを求めるケースが存在する⁵¹。この時期のオマーージュに関しては、史料上にて *feodo*（封建的な）という文言が見られないため、一見すると封建関係を意味するものと捉えるこ

とはできないが、金銭を媒介とする封建契約については、特定の金銭の後に *feodi* (封) や *feodi annui* (1年間の封) という文言が使用されている⁵²。1253年の記録では、アルノー・ド・モンペザ *Arnaud de Montpesat* に対する「余への奉仕において *in servicio nostro*、封土の名で *nomine feodi*」による奉仕への見返り金銭の授受について記されている⁵³。

とはいえ、こういった事例が 1253 - 55 年に常態化したのではなかった。表 4 は 1253 - 55 年の主な領主や勢力の金銭授受の記録である。1242 - 43 年と同様に、現地の要請の有無にかかわらず、プランタジネット家による恩顧配分が、シモンの解任以後も行われていた。ボルドー大司教陣営とアルブレ家を除き、1273 - 75 年の封建記録にその家系に属する人物が登場する。表 4 で金銭授受があった人物や団体の多くがボルドー貨ではなく、スターリング貨で受け取るべしという規定がなされており、表 4 で例示した 87 例のうち、41 例でスターリングの意味を示す *sterlingorum* という文言が付されている。スターリング貨を受け取ると規定されている現地有力者は、後にプランタジネット家に臣従を行っているという傾向が出ている。シモンの政策によって、有力貴族の反乱などの混乱が生じたけれども、現地有力者達のプランタジネット家への意識は保たれるどころか、さらに高まっていた。シモンへの大きな反乱が生じたことで、反乱に参加・賛同していない勢力の自前の所領や権利を保護してもらおう先として、プランタジネット家の存在がクローズアップされていったのであろう。1259年パリ条約以前においては、1254年のヘンリ3世とカスティール王アルフォンソ10世との交渉で、後者がガスコーニュへの権利を放棄してからは、意識する世俗領主はプランタジネット家のみが残されていたからである。

恩顧配分によって授受された金額が実際に当該の相手に行き渡ったのか、どのような用途で使用されたのかについては、史料上で語られていないものが散見する。シモン解任以後に、プランタジネット家と現地有力者達との関係の中で、城館の管理に関わる記録も見られたことから、少なくとも自前の所領の安全維持に使われたと考えられる⁵⁴。プランタジネット家が、現地有力者の城館を差し出すべしという命令を出していることも関連があろう⁵⁵。プランタジネット家からすれば、反乱の拠点となった城館の把握と保持の意図からであったが、様々な権利が付随した城館領有についての保障を、現地有力者側から求めたこともあった。そのため、城館がプランタジネット家の家産として残されるというよりは、ベルジュラック家のように、城館を介する封建関係の構築へとつなげていったのである。

1259年パリ条約直後のベルジュラック領主のルノー・ド・ポンス3世とマルグリット・ド・チュレンヌ *Margrite de Turenne* のベルジュラックとジャンサックの城館の領有を巡っての上訴は、マルグリットの父親であるエリ・ド・リュデル3世 *Elie de Rudel III* が 1254年にプランタジネット家と交わした城館に関わる契約に発端がある⁵⁶。トラビュ・キュサックによれば、エリはカステルモロン・プレヴォ管区にて、ベルジュラック、ジャンサックの二城館についてプランタジネット家に 1254 - 55 年の期限付きで差し出す契約を結んでいた⁵⁷。その城館は期限が来てもベルジュラック家に返還されず、1259年上訴の遠因ともなったが、マルグリットとルノーは、ジャンサック城館についてはプランタジネット家、ベル

ジュラック城館についてはカペー家からの封土と位置付けていた⁵⁸。現地領主との城館に関わる契約は今後、その現地領主との明確な封建関係を築こうという意図があったゆえになされていたのである。

ヴェイルは、トラビュ・キュサックのガスコーニュ官職リストを元に、1253 - 55年頃からのガスコーニュ現地勢力による、プランタジネット家の官職による、バイイやプレヴォなどの就任が見られることを指摘している⁵⁹。この3年の間の就任者は、史料上で語られていないところも多いため、人物名不詳となっているところも見受けられる。人物名が判明しているところでは、1242 - 43年にプランタジネット家とのロール・ガスコンにおける記録が見られる、ボーシャン家やジャンサック家の出身の人物名を確認することができる⁶⁰。

ティボー・ド・ジャンサック Thibaut de Gensac は、エリ3世・ド・リュデルのジャンサック城館引き渡しの後、1254年5月3日から六カ月の間、住民を統治する責務をそのまま担っている⁶¹。けれども、出身かそれに近い管区での役職に就任する事例は、ボルドー市の役職を除けば例外的であり、出身とは違う地区での役職就任となっている⁶²。

シモンのガスコーニュ・セネシャル就任前のガスコーニュ現地有力者達は、プランタジネット家の行政の枠組みに参画することはなかった。プランタジネット家も彼らに騎士奉仕を要請することはあっても、行政の枠組みにまで、彼らを取り込んだわけでもなかった。シモンのガスコーニュ・セネシャルからの解任後、プランタジネット家によるガスコーニュ行政におけるありかたが変容していく中で、ガスコーニュ現地有力者が戦略的に対応していく流れが作られていった。見逃してはならないことは、シモンに好意的な現地有力者達も存在したということである。

それでも現地有力者達は、シモンのガスコーニュにおける秩序回復の方策を、ソー・ド・ナヴァイユ市の「慣習法を無視した初めてのガスコーニュ・セネシャル」という証言からも、悪政と捉えていた一面は存在した。シモンの解任以後においても、ヘンリ3世もしくはエドワード王太子ら、プランタジネット家からの働きかけで、現地領主の城館を接収する、領地を買い上げるという事態も記録されている。

けれども、シモンの方策は一方で、現地有力者達の意識の変化をもたらした。シモンの赴任まではプランタジネット家からの「利益」を受け取る一方で、受身だったガスコーニュ現地有力者達が、彼らのイニシアティヴによって、行動するようになっていた。プランタジネット家の官職の保有が見られること、現地有力者側からの城館を差し出すという規定は見られるが、その一例を示すものである。

1253 - 55年の記録からは、ガスコーニュにおけるプランタジネット家への存在意義が「恩顧配分者・権利追認者」から「領地保護者」に変化しつつあった過渡期ということが読み取れる。

第3節 1256 - 72年の記録と契約形態

1256年から1272年にかけてのガスコーニュに関わる記録は、1256-61年を除いて、ロール・ガスコンシリーズでは語られておらず、エドワード1世の封建所領調査の中で、調査以前になされていた契約に記されていた年代から探らなければならない。聖界諸侯が発給した証書集（カルチュレール）の中において記録されている、当該年代を含めたプランタジネット家とカペー家との関係について探る。1242 - 43、1253 - 55年から1273 - 75年に至る過渡期の17年間の記録については、いかなるものであったのか。

本論でこれまでも、何度も登場したエドワード1世の封建所領調査の記録は、ベモンによって、レコグニキオネス・フェオドルムとしてまとめられている⁶³。本来は1273 - 75年において調査された現地との封建記録が史料の中心をなしているものであるが、それ以外の年代の記録や現地との封建関係とは、間接的な関連はあるが、直接的に関連のない記録も含まれている。

そこで、1261 - 63年にかけて、プランタジネット家とガスコーニュ現地有力者達との間で交わされたコーション Caution（保証金）契約⁶⁴を取り上げて、2つの年代の過渡期における問題を考えてみたい。

この契約の内容として、ピレネー山麓に本領地を持つ、ガルシィ・アルノー・ド・ナヴァイユ Garsie Arnaud de Navailles とその妻であるマリ・ベルトラン Marie Bertrand との間で行われた、ソー・ド・ナヴァイユ城館について言及されたものが挙げられ、23例が記録されている⁶⁵。異なるのは領主名と契約が残された年月だけで、記録されている内容は中世フランス語の文面で、ほぼ同じ内容が残されている。実際にベモンもほぼ同じ内容であると史料毎に注釈をつけている。

その文面の内容を要約すると、以下の通りである。

「良きそして快い引き渡しの意志に基づいて、命じ、かの條款に忠実に基づいて約束し、義務とする。当人もしくは当人の後継者によって行われることとする。高貴な諸侯である我が領主アンリ、キュザンス領主、ガスコーニュ・セネシャルへと〇〇スターリングマーク貨の保証金を支払うことを。それは我らの領主エドワード（王太子）閣下ではなく、アルノー・ガルシィ・ド・ナヴァイユとその妻で女主人のマリ・ベルトラン、そしてその後継者に対して、いかなる戦闘においても防衛できるようにするためである。エドワード（王太子）閣下とガルシィ・アルノーとその妻（マリ・ベルトラン）との間で、ソーの城館とそれに付随する諸権利についてそして全てのほかの土地について、そして全てのほかの土地についても……⁶⁶」 ()内は論者補足 〇〇には金額が入る

この都市に利害を持つソー・ド・ナヴァイユ家は、1242年にアルノー・ガルシィが、1243年にレモン・ガルシィに対して、騎士奉仕が要請されていた⁶⁷。この契約はソー・ド・ナヴ

アイユ城館の防備強化のために、当事者家系以外の人物に一定額の金銭を支払わせるという内容になっている。ところが、史料上に挙げられている人物とソー・ド・ナヴァイユ家とどれほどの関係があったかを解明は、史料上と先行研究の制約もあることから、一部の人物を除き、不明瞭なままになっている。

上記の史料の文体の後、コーシヨンの書状を出されている人物に 100 スターリングマーク貨に加えて支払う金額についてはそれぞれ異なっている⁶⁸。この書状に出てくる人物は 23 名存在する。その内訳は、ビゴール伯、タルタス副伯、アマニュー・ダルブレ、マルサン副伯などの有力者からサント・ベゼルの領主アニサン・ド・コーモン Annisant de Caumont、ギヨーム・セガン・ド・リオン Guillaume Séguin de Rions、ランゴン領主のギヨーム・ド・ボーヴィル Guillaume de Beauville⁶⁹、セヌブラン・ド・レスパール、ベルトラン・ド・ノワイヤン Bertrand de Noaillan の領主層、騎士の称号を持つ者が 5 名、従騎士の称号を持つ者が 6 名、ソー・ド・ナヴァイユのコミュヌ、ピエール・ド・ボルドー、ガイヤール・デソラーとなっている⁷⁰。

いずれの人物においても、「私の領主ヘンリ」もしくは「我（ら）の領主エドワード（王太子）閣下」という文言が記されている。「我」と「我ら」の意味に当たる *mon* や *nostre* という用法が使われていることに注目したい。ヘンリ 3 世とルイ 9 世との間で 1259 年パリ条約が批准されたことによって、イングランド王ヘンリ 3 世とエドワード王太子は、ガスコーニュの領有者となり、ガスコーニュにおける直属封主となっていた。コーシヨン契約はそれから 3・4 年後になされていることから、ガスコーニュ現地勢力にとって、領有するイングランド王家が「我（ら）の領主」と表記されていても、不思議ではない。けれども、この契約に登場する人物の大半が、1273 - 75 年のエドワード 1 世との明確な封建関係の構築に合意していることから、「我（ら）の領主」という表現を契約が求められる当事者のイニシアティブによって、使われた表現という見方もできる。

記録が出される人物は同地に深く関係のあるところとなろうが、ボルドー市の有力家系出身のロスタン・デソラーにもこの契約の命令が出されている。ガスコーニュ現地勢力が僻地に土地や利害を有していることはあるが、ロスタン・デソラー Rostein Delsoler への命令はいかなる経緯で出されたものであったのか。ここで婚姻関係について、探ってみよう。

コーシヨン契約に関する書状に登場するソー・ド・ナヴァイユ家とデソラー家やそのほかの家系との関係がどのように関係しているかまでは、記録のレベルでは触れられていない。けれども、その中に含まれているアルブレ家とそのほかの領主との関係については、マルケット J. B. Marquette のアルブレ家についての研究によって、判明している⁷¹。

例えば、ピエール・ド・ボルドーの長女マートが、アマニュー 6 世・ダルブレと通婚しているほか、タルタス副伯家、アルマニャック伯家、リオン家、コーモン家、ボーヴィル家も、アルブレ家との婚姻関係を結んでいた⁷²。デソラー家との関係では、タルタス副伯レモン・アルノー 2 世の長女エスクラルモンドとガイヤール・デソラーが婚姻関係を結んでいる⁷³。ただし、そのマルケットもアルブレ家とソー・ド・ナヴァイユ家、デソラー家とソー・ド・

ナヴァイユ家との関係については言及していない。その婚姻関係もコーション契約の書状が残された 1262 - 63 年前後になされたものではなく、かなり後に行われているケースもある。マルケットは、アルブレ家が婚姻を通じて家系を繁栄させ、所領を獲得していく過程を図解で示しているが、アルブレ家は 1242 年頃からプランタジネット家との何らかの関わりを示す記録を残している。現地の所領・諸権利を保証してもらい、世俗の上級領主の存在はどうしても必要だったからである。そのほかの領主家系においても、アルブレ家と同様にプランタジネット家との関わりを示す記録が残されていることから、ソー・ド・ナヴァイユ家と関わりを持つ者の問題としても、金銭を供出するべしという書状が王権の名義で出された可能性がある。

また 1256 年 11 月 15 日にガイヤール・デソラー Gaillard Delsoler のために、ガイヤール・ド・ファルグ Gaillard de Fargues に対して 100 スターリングマーク貨を、エドワード王太子にコーションとして支払うべしという命令が出されている⁷⁴。同様の命令が同年 11 月中に、ボルドー市民を中心に、15 名の人物に出されている⁷⁵。

レコグニキオネス・フェオドルムにはこのほかにも、1256 - 72 年付けの記録が残されている。73 - 75 年付の記録の形態とは違うものもあるが、かの 3 年間の契約につながっていくものとして着目すべきである。

コーション契約以外には、スール副伯家による城館の取引の記録が 1253 - 55 年の記録に引き続いて見られる。同副伯家は 1242 - 43 年にかけて、騎士奉仕を要請された家系である。1261 年 11 月 3 日に、エドワード王太子とオジェ・ド・スール Auger de Soule が、ラアリ、ソビュス、ソス、アングメ、マレンサンの五地域と引き換えに、モーレオンの城館とスール副伯領をエドワード王太子に譲渡する契約を結んでいる⁷⁶。オジェ・ド・スールは、1257 年 10 月 11 日にベアルン副伯ガストン、副伯の母に当たるマルキーズとともに取り決めた、モーレオン城館についての講和規定をエドワード王太子に保証してもらいという約束を認めさせている⁷⁷。1257 年の時点ではモーレオン城館はスール副伯側に残されていることになるが、1261 年に王太子に譲渡する契約を結ぶことは、明らかな方針転換ではあった。エドワード王太子は 1254 年にベルジュラック領主エリ・リュデルからベルジュラック、ジャンサックの両城館の期限付き譲渡を受けていた。この城館が、期限が来ても同領主家に返還されなかった。そのことで、1259 年上訴の要因となったが、期限なしの城館の譲渡という契約では、アライド・ド・ブランクフォール Alaïde de Blanquefort によるものが残されている⁷⁸。1259 年パリ条約での取り決めの影響は考慮に入れなければならないが、条約前後から、ガスコーニュ現地領主が、自前の城館をプランタジネット家に差し出す意向が示し始めていたと言える。

コーション契約にしても城館の契約にしても、今後の明確な封建関係の構築が目されていたのである。それはプランタジネット家側の思惑と、現地有力者側の思惑が合致した結果でもあった。さらにベルトラン・ド・ラディス Bertrand de Ladils⁷⁹やゴンボー・ド・ティラン Gombaud de Tiran⁸⁰によるプランタジネット家との臣従契約が、前者が 1256 年、後

者が1258年に成立していることが確認できる⁸¹。ティラン家は、1258年以前は聖界諸侯の史料にしか登場しない家系だっただけに、プランタジネット家の記録に登場することは、同家の当主のゴンボーに方針転換の意思があったことが見て取れる。

コーションや城館に関わる契約の文面からすると、1253 - 55年の傾向と似通っている。けれども、現地有力者達のイニシアティブは1253 - 55年からも変容する。現地有力者達にとって、プランタジネット家が単なる「恩顧配分者」という立場ではなく、「臣従するべきところ」として認知され始めたことである。1259年パリ条約批准によるガスコーニュの立場の変容も、その動向を後押しすることにつながったとも言える。スール副伯の領地の譲渡、アライド・ド・ブランクフォールの城館の譲渡が、城館が封土として与え直される契約となっていたことから明白であろう。

第4節 エドワード1世の封建所領調査 1242年からの契約との関係から

1 レコグニキオネスにおける封建関係記録の分析

1259年パリ条約以降は条約や征服という上級領主権だけの領域策定ではなく、個々の俗界領主、聖界領主、都市、土地所有・保有者など、一個人や家系・団体、小教区という小規模単位での封建関係の構築を目指すことになった。カペー家は自らこの封建関係の構築を行うことはなく、その役割はプランタジネット家によって担われることになった。エドワード1世が行った封建所領調査は、全てのガスコーニュの封建関係の対象者に強制されたものではなく、自己申告制であった。自己申告制のゆえに、証言に赴かない勢力も存在していたが、それでも重複を含めて700例の記録が残されることになった。この記録の中にはプランタジネット家からの土地保有を証言しなかった者も存在していたが、プランタジネット家からすればそれは織り込み済みで、現地における封建関係と土地保有の関係を把握することで、平和の維持をやすくする意図があった。

エドワード1世が行った土地保有・封建関係調査は、エドワード1世の即位後、同王がガスコーニュに来訪する1274年3月以前からも行われていた。自己申告制であり、領主個人でなく代理を立てて、申告を行う者も見受けられた。

表5は544トピック550例に亘る現地土地保有者の記録である⁸²。この中でプランタジネット家から封土を保有することを認めたのは417例(表5補足1)、封土ではなく自由地ながらもプランタジネット家の保護の下で自由地を所有することを認めたのが17例(表5補足2)あり、80%程度の証言者がプランタジネット家との土地保有関係を認めたことが分かる。表5から表10の他領主からの授受地の中で、←にてその土地・権利を与えている人物・団体を示している。

他領主からの土地保有あるいは自前の土地保有を証言した事例は103例あり、表6に対応する。しかしながら、6例を除いてプランタジネット家からの土地や封土の授受も認める

証言をしていることから、プランタジネット家に頼り切るのではなく、土地保有先としていくつかの選択肢を残していたことが窺える。対照的にプランタジネット家からの保有関係がないことを証言した事例は46例あり、表7に対応する。そのうち自前の自由地もしくは他領主からの所有・保有関係を証言したのは半数以下の16例に留まり、個々の領主家系の保有関係についてプランタジネット家に周知したくない意思を表した証言者も、全体から見ると1割にも満たないが存在した。彼らが後に述べる上訴の当事者となることはなく、表5の通し番号からの4の証言者の実家レスパール家以外で上級領主の上訴法廷に立った者は見受けられなかった。土地保有関係の保証は、軍役奉仕などでの出費、上級領主法廷の影響を少なからず受けることにつながったからである。ガスコーニュ現地有力者の思惑としては、土地保有関係の保証者として上級領主を利用し、プランタジネット家とその保証人となったが、軍役奉仕、地代、相続上納金等での支払いについて義務付けられることを回避していた。ただし、それらの回避事項について証言している事例も見受けられるので、プランタジネット家への奉仕を避けようとはしていなかったのではないだろうか。

さらなる回避事項として考えられるのがオマージュで、195例において要請された記録がみられる(表8)⁸³。そのうち、オマージュ・リージュと呼ばれる優先的臣従が求められた事例は28例ある(表9)。ガスコーニュへの領有権を主張していて、現地との封建関係と共同体構築を模索していたプランタジネット家が、現地有力者とのオマージュ・リージュをあまり求めていなかったゆえ、オマージュの形式に関しても、現地有力者側に義務を求めなかったことが窺える。表8に1例ずつある443の *homagio plano* や529の *homagio flanco* はオマージュ・リージュとは対照的な内容を含む単純臣従を指し示し、領主を自由に変更する、あるいは封建領主への様々な臣従義務を果たさなくても良い契約であった。レコグニキオネス・フェオドルムにおいて目指したプランタジネット家の施策は、現地有力者の意向に即した結果となったが、土地保有関係において現地有力者の自己申告において、プランタジネット家との保有関係を認めさせた点では意義のある調査であった。

上訴との関連で再び考えると、元々は現地上級領主からの封土であったところを、プランタジネット家からの保有に切り替えるという証言が見受けられ、元から土地を与えていた人物の反発が予想された。そのため、史料全体に占める割合からすると、あまり記録されていない。表10は実際に現地封主より与えられていたところを、プランタジネット家から与えなおされている契約で、この中ではフロンサック副伯が9例と15例中半数以上を占めている。フロンサック副伯は土地保有・封建関係の調査が行われていた段階で、フロンサック城館とその付随事物に関する臣従礼をプランタジネット家に行うか否かという問題で、パリ高等法院に上訴中であった。フロンサック副伯からの保有関係について証言した事例は、表10の9例も含めて12例あるが、同副伯からの保有とオマージュについて証言した人物は表5と表10の通し番号506のジョフロワ・ゴンボー *Geffroi Gombaud* のみであった。

このことは、上訴を行うことで、上訴人の持っていた現地での封建関係の断絶が生じて、保有関係を持っていた臣下による土地保有先の変更を促すというリスクをはらんでいた。

プランタジネット家との封建関係について証言していたカスティヨン副伯家のエリとユーグ、40日間の軍役奉仕の契約を行ったタルタス副伯家から領地を下賜されていた土地保有者による、プランタジネット家への委託も見られる。けれども、フロンサック副伯には上訴前と上訴中においては、プランタジネット家との封建関係を持ったという証拠は見つかっておらず、上訴中の利害の損失が予測された。それゆえ、フロンサック副伯からの保有関係を証言していた者達は利害の損失を恐れ、プランタジネット家との保有関係に切り替えて、誠実宣誓を行ったのである⁸⁴。カスティヨン副伯家やボーヴィル家との保有関係を、プランタジネット家とのものに切り替える契約は両家がプランタジネット家との封建関係を持っていたが、両家の同意がなければ行われなかったであろう。それを見越して、証言者の中には自らの封臣もしくは土地保有者の権利までも、プランタジネット家からの保有に切り替える意思を示そうとした事例が記録されている。

エドワード1世の封建所領調査史料には、特定の記録の重複も含めて700の記録が収められている。ところが、当該年代からは外れている記録も所収されているため、1273 - 75年の記録は、557例である⁸⁵。

エドワード1世の封建所領調査において注目すべきは、1242年頃は取り上げられてこなかった、領主ではなく、騎士、従騎士、市民の肩書もない、自由土地所有者や保有者についての言及がなされていることである。彼らの中には、特定の領主の下で土地を所有・保有していることが、その領主の証言から明らかになっている。

それでは、エドワード1世との封建所領調査確認に協力した現地有力領主達の契約はどのような形態で残されたのか、1242年 - 43年の記録からたどることで考察する。彼らに共通するのは、土地保有・権利の維持にプランタジネット家の権威を必要としたことである。

史料の制約などもあるため、全記録を詳細に分析するのではなく、第3章と第4章に分けて、副伯や伯の称号を持つ者を世俗領主、聖界領主、都市の3つの側面から考察を行う⁸⁶。

2 レログニキオネス・フェオドルムの中に記録された軍役奉仕

レログニキオネス・フェオドルムにおいて、土地保有の見返りに求められた軍役奉仕についてはどのような記載がなされ、どのような傾向が見られるのであろうか。

表11はプランタジネット家への封建関係の有無に関して証言を残した、544例の人物・団体に記録されていた軍役奉仕の条件である。表1に示した1242 - 43年の軍役奉仕の形態から変更されたという要素は見当たらないが、1242 - 43年の軍役奉仕がプランタジネット家当局の命令の形態を取っていたのに対して、1273 - 75年のレログニキオネス・フェオドルムにおける軍役奉仕については、証言者である現地人が一定の条件で軍役奉仕を行うという形態となっている。

分析の結果、544例の人物団体において、143の人物・団体の事例が軍役奉仕もしくは軍役代納を証言していた。言い換えると、軍役奉仕について言及していない事例が全体のうち

3分の2超であった。プランタジネット家からの土地保有を認めないと証言した者はもちろん、そうでなくとも軍役奉仕については証言していない人物も存在していた⁸⁷。この記録からも、ガスコーニュの現地土地保有者達の目的が、プランタジネット家への臣従とそれに伴う軍役奉仕義務を果たすことよりも、自前の土地保有基盤と平和の維持にあったことが窺える。個々の土地保有者が、元々所有・保有する自由地をプランタジネット家からの封土か同家の公認の下、自由地として登録されることで、その目的の達成を試みたと言える。

ここで問題となるのが、1242 - 43 年の軍役奉仕要請との関連であろう。1273 - 75 年の軍役奉仕についての証言は史料の中に *exercitum* の文言もしくは騎士など兵力に関わる言及の有無から、判別できる。1242 - 43 年にかけて軍役を含む奉仕を要請された人物・団体は 154 例で、1273 - 75 年の軍役奉仕の証言事例は 143 であることから、30 年の年代差を鑑みても、リストに登場している人物・団体が異なる。

1242 - 43 年に軍役奉仕を要請された伯・副伯の中で、1273 - 75 年の間に果たすべき軍役奉仕を証言したのは、カステイオン副伯家のユグ、タルタス副伯、アルマニャック伯家のジェローのみである。表 11、12 の通し番号 9 のユグ・ド・カステイオンは 1 人分の騎士奉仕を城館保有の見返りとして証言していて、表 11、12 の通し番号 418 のアルマニャック伯家のジェローは 2 人分の騎士奉仕について証言している。けれども、表 11、12 の通し番号 140 のタルタス副伯は「40 日間の奉仕」と証言しており、現地領主はプランタジネット家へと臣従はするものの、軍役の提供をためらっていたことが窺える⁸⁸。有力な伯・副伯にとっては、プランタジネット家への軍役奉仕には、自前の領地経営基盤を損なう可能性があったと見ることができる。

その反面、中小領主、都市民、自由民、自由土地保有者などは、プランタジネット家への軍役奉仕について、明確に意思表示をしていた。セヌブラン・ド・レスパールらレスパール家、アモーバン・ド・バレス Amaubin de Barès らバレス家、ギヨーム・ベルナル・ドルノン Guillaume Bernard d'Ornon、ボーヴィル家、ラランド家、ラモット家、ノワイヤン家などはプランタジネット家の史料への登場頻度が高く、1242 年前後から土地保有だけでなく、軍役奉仕を行う意味でも、プランタジネット家への臣従にメリットを感じていたことが想定される。

軍役奉仕のスタイルを細かく見ていくと、当事者の奉仕のみが必ずしも義務付けられていないことが、表 12 の 143 例からも判明する。このうち当事者自身を軍役として捧げる条件のみの提示が史料上で明確に定義されていたのは 54、60、84、195、196、199、202、415、444、505 の 10 例のみである。当事者の奉仕について証言された事例でさえ、143 例中 46 例と全体の 3分の1程度であった。上記の 9 例を除く残りの 36 例は当事者以外の従者や関係者の代役の奉仕について証言されている。土地保有関係の記録に訪れた証言者達は、必ずしもプランタジネット家への軍役提供を否定していたわけではなかったと言える。

当事者による奉仕としては、0.5 人分から 2 人分の騎士奉仕、122、492 における限定された地域における騎士奉仕、418、499 における代理人による関係人物の軍役奉仕義務も想

定される。けれども、何人分かの騎士奉仕については、54 のアルノー・ド・ガヴェストン Arnaud de Gaveston 以外は騎士奉仕を行うべき対象について明確にされていない。史料上では se (彼) で示されている場合、当事者による奉仕を示唆していると解釈できる。ところが証言者が se という証言をなしていないか、記録されていない事例も見受けられることから、中小の領主であっても、有力な伯・副伯と同様に軍役奉仕の条件を曖昧にして、自らの軍役奉仕を避けるという、意向が垣間見える。146 例中 21 例に exercitum もしくは exercitus という軍役奉仕を意味する文言だけが載せられた記録についても、どの程度の軍役をプランタジネット家に提供するのかについては明確にされていない。1242 - 43 年にプランタジネット家の命令によって求められた何人か分の騎士奉仕についての記録と比べると、1273 - 75 年の記録からは、現地住民のイニシアティヴが働いていることが判明した。現地住民はプランタジネット家への軍役奉仕の意思は示すが、提供する軍役については言及を避けて、自らの都合の良い時期に、プランタジネット家への軍役奉仕、軍役提供を示そうとしていたのであろう。

軍役をプランタジネット家に「送る」と史料上で語られているのは、表 11、12 の通し番号 27 と 406 のケースである。前者は「我らの前述の領主の下で 15 日間、(中略) 港とガロンヌの間にて、その命令があるという条件で、自身とともに、1 人の武装した従騎士を送る」とある⁹⁰。後者は「もし可能であるかもしくは健康ならば、当事者個人で軍役奉仕を行う、それが不可能ならば、当事者自身は 1 人の武装した騎士を自分の代わりに送るべきことを・・・」となっている⁹⁰。両者は軍役奉仕を行う軍役を提供する際、それぞれ「15 日間」や「自身が可能であるか健康ならば」という条件をつけていたことが分かる。表 11、12 の通し番号 406 のベルナル・デスクッサン Bernard d'Escoussan は、自身の軍役奉仕が不可能であった場合は、代わりに武装した騎士を送るべきと証言している。

1273 - 75 年の土地保有・臣従・軍役奉仕についてのイニシアティヴは現地住民側にあった。土地保有においても、プランタジネット家からの保有についての除外地・除外権利について細かく証言していたことから明らかであった。軍役奉仕についても、軍役を行う人物が誰であるか、どの程度の軍役を提供するのかという点は史料上の記録では曖昧にされているケースが見受けられた。その意味で、これらの情報を明確にしていた勢力も、していなかった勢力にも、プランタジネット家への軍役奉仕・軍役提供は、同家への臣従という側面ではなく、自前の土地保有基盤と平和を維持するための意思表示の側面があったことを強調しておかねばならない。

また 1242 - 43 年と 1273 - 75 年の軍役奉仕・軍役提供に関する命令は伯・副伯・領主家系にまとめて出されるケースはあったが、ほとんどは現地土地保有者の個々人に出されている点では共通している。ガスコーニュにおいて明確に定義できる領主や都市の共同体が完成を見ておらず、都市や各家系の内部でも一貫した動向が見られなかった。そのために、プランタジネット家からの命令と形式でも、現地の土地保有者の証言においても、現地の個々人や団体とプランタジネット家との個別契約にならざるを得なかったのである。

おわりに

レコグニキオネス・フェオドルムにおいて登場する人物や団体には、1259年以前から封建的臣従関係の構築か否かは別にして、プランタジネット家との関係を示す記録が残されている傾向が見られた。1242 - 43年の騎士奉仕が要請された人物の中に、一族や子孫の代で、レコグニキオネス・フェオドルムにおけるプランタジネット家その他との封建関係の有無についての証言への協力者が存在したことが、その証拠であろう。

1242 - 43年と1253 - 55年の記録には登場するが、レコグニキオネス・フェオドルムには協力していないボルドー大司教陣営でさえも、1277年上訴を契機として、プランタジネット家への意識を向けているのである⁹¹。ただし、契約形態は団体ではなく、領主や都市の中でも個別の人物に向けて行われていることから、ガスコーニュ全体はともかく、領主家系や都市などの小集団においても、共同体が形成されえなかったことが窺える。

それゆえ、ガスコーニュにおける上級領主の臣従は曖昧であった。状態が改善されるのは、上級領主間での衝突であった。1242 - 43年の記録で、騎士奉仕の要請と年金支払いなどの記録が目立つのは、プランタジネット家がポワトゥーにおいて、カペー家との戦闘状態にあったためである。ルイ8世・9世によるポワトゥー征服は、ガスコーニュ領主の臣従意識をカペー家へと傾けさせる契機となりえた。それゆえに、プランタジネット家への忠実な騎士奉仕を要請する一方で、年金の支払いや安堵状の発給などで、恩顧を配分する必要があった。

1253 - 55年に、城館や臣従関係に関する記録が出始めるのは、シモン・ド・モンフォールのガスコーニュ統治による、現地の反乱に対処するためであった。シモンの政策に不服の領主や都市が、プランタジネット家からカペー家に臣従意識をシフトする可能性があり、シモンの政策を支持していた領主を襲撃する可能性もあった。プランタジネット家は反乱を再発させないために、現地領主に城館の差し出しを要請する一方で、その城館を封土として個々の現地領主へと与えなおすという封建契約として見直していったと言える。現地有力者達も、シモンへの反乱を起こした現地有力者の動向とは無縁とは言えず、自力で自前の所領基盤を維持できるかどうかという懸念から、死活問題となった。この段階で、自力で所領基盤を維持できる領主と維持できない領主との間で、上級領主への意識に差が出ることになった。レコグニキオネス・フェオドルムは、プランタジネット家との保護関係や臣従関係の構築を意図していた現地有力者達にとっては、それ以前のプランタジネット家との関係を含めて、その契機を与える事業であった。

その反面、レコグニキオネス・フェオドルムにおいて、プランタジネット家、史料上では「イングランド国王陛下」や「アキテーヌ公陛下」から何も保有していないと証言する領主や修道院には、1259年以前のプランタジネット家との関係を記している史料が見当たらない傾向にある。一族のレベルで言えば、レスパール家、ノワイヤン家、ギヨーム・レモン・

ド・マルサン Guillaume Raimond de Marsan、サント・クルワ大修道院と言ったところは、1259年以前の記録が見られる。しかしながら、プランタジネット家からの土地保有証言の有無にかかわらず、レコグニキオネス・フェオドルムにおいて初めて登場した人物や団体が見受けられるのには、どういった背景があったのだろうか。

1259年パリ条約によって、ガスコーニュはフランス・カペー王権の封土として、プランタジネット家に下賜されることになった。現地有力者達にとっても、自前の領地基盤がどの領主に由来するものか、明確にする必要に迫られたと考えられる。1242 - 43年、1253 - 55年の騒乱とは違って、ガスコーニュのフランス・カペー王権の封土化は、ガスコーニュ現地有力者達の全てにおいて、所領基盤の明確化と上級領主からの保障の面で、避けては通れない問題となったからである。その機会がレコグニキオネス・フェオドルムにおいて与えられることになったために、これまで臣従について明確にしてこなかった勢力までもが、レコグニキオネス・フェオドルムに登場したのであろう。

最後に、プランタジネット家からの領地保有がないと証言した人物の存在を記録上に残した理由について考察する。プランタジネット家からすれば、どの人物や団体が他の領主からの封土か自由地を所有しているか、あるいは臣従していないかを把握する意図がありうる。現地抗争の火種となりうる、現地有力者の所領基盤の侵奪を、プランタジネット家に奉仕する現地有力者が、自力救済の名の下に行っていたケースが想定される。被害を受けた側は、この問題をカペー家の法廷に持ち込む流れになる。現地抗争がプランタジネット家・カペー家間の懸案事項となることを、プランタジネット家はむろん、カペー家も回避したいという意向を見せていたからにはほかならない⁹²。

現地有力者達からすれば、自前で所領基盤を維持できるという意思表示を行うだけでも、そのことを保証してもらい上級領主の存在が必要であった。プランタジネット家にその証言記録を残してもらいことで、自前の所領の基盤を維持し、自立した領地基盤を構築するという意思表示だったのである。

第2章では、自前の領地経営基盤を維持するための行動として、プランタジネット家が請負に出していたガスコーニュにおける現地官職の問題について考察を試みる。

第2章 13世紀後半 - 14世紀初頭のガスコーニュにおける官職システム - 現地有力者への官職請負・官職就任と現地抗争の関係から -

はじめに

第1章にて、ガスコーニュの現地住民は土地保有基盤と平和の維持を目指していたが、プランタジネット家との契約は、1242年頃は軍役奉仕や金銭の授受が中心であり、土地保有に関する記録は見られなかった。シモン・ド・モンフォール失脚後の1254 - 55年頃からプランタジネット家の主導ではあるが、現地土地保有者による城館やそれに付随する権利の譲渡が行われ、1260 - 63年のコーシヨン契約を経て、一部の例外を除いて、1273 - 75年を中心とする現地土地保有者主導のプランタジネット家との封建関係を認めるに至った。ガスコーニュの現地土地保有者にとって、1259年パリ条約体制において、自前の土地保有基盤の維持をどのように行うのが問題となっていたが、1273 - 75年の封建所領調査において、一定の意思表示を行うことになった。それと並行して、プランタジネット家が提示する官職を請負うことで、プランタジネット家との関係を有したのである。

ガヴリロヴィッチ、ラングロワ Ch. V. Langlois、ロッジ、シャプレ、スタッドらの先行研究者の論旨は、プランタジネット家の官職を受けたガスコーニュ現地人の動向が、プランタジネット・カペー両家からむ問題へと昇華して、英仏百年戦争へ道筋をつけたという結論で締めくくられる傾向にある⁹³。ガスコーニュにおけるフランス・カペー王権の浸透・強大化をパリ高等法院、フランス王廷への上訴制の発展と併せて結びつける視点が前提とされているためである⁹⁴。

現地からの視点に着目したヴェイルやキックライター⁹⁵の研究からも、英仏百年戦争の根拠理論的な要素が抜けていない。これとは対照的に、ガスコーニュ現地有力者達の上級領主への意識に特化した研究は、トラビュ・キュサク、ペニャ、バルナベが挙げられる。トラビュ・キュサクとペニャは、プランタジネット家へのガスコーニュ現地有力者達の奉仕の実態について、バルナベ P. Barnabé は、プランタジネット家とカペー・ヴァロワ家とのつながりを、ガスコーニュ戦争 (1294 - 1303)、サン・サルド紛争 (1323 - 25)、クレシー・ポワティエの戦い (1346・1356) と3つの英仏両王の衝突時に注目して、英仏両王とガスコーニュ現地領主・騎士層のフィデリテに関係するものとして言及している⁹⁶。

ただ、ガスコーニュ現地有力者達の個々の事例でみていくと、上級領主への動向は、英仏両王に限らなかった。1259年以前は、カスティーリャ王、アラゴン王、ナバーラ王へのベクトルが、1305年以降は、アヴィニョン教皇クレメンス5世やヨハネス22世へ向かうベクトルも見受けられる。それゆえに、英仏両王に特化した意識があったと定義することはできない。確かに、1259年パリ条約以降は「プランタジネット家かカペー家か」への意識が中心となって、現地有力者間の抗争における操作が行われている。プランタジネット家やカペー家とガスコーニュ現地有力者達との思惑には一致する部分と一致しない部分が複雑

に入り組んでいる。しかしながら、特定の家系なり都市の動向が「イングランド王＝アキテーヌ公であるプランタジネット家寄りかフランス王であるカペー家寄りか」という二項対立の構図で描かれ、他の上級領主や現地での封建関係が見えづらい⁹⁷。それゆえに、ガスコーニュ現地有力者達の個々の事情や情勢に注目しない限り、彼らの上級領主に対する動向の本質は読みづらいのである。

ガスコーニュ現地有力者達とイングランド王＝アキテーヌ公であるプランタジネット家とフランス王であるカペー家との関係について考えるうえで、プランタジネット家によるガスコーニュ役人の官職保有は考察されるべきであろう。プランタジネット家とガスコーニュ現地有力者達との関係や紐帯において、よく引き合いに出されるのは、ヘンリ3世治世の1250年代後半にその萌芽が見られ、エドワード1世治世において成熟したガスコーニュにおける行政と官職就任システムだからである⁹⁸。このシステムについては、トラビュ・キュサックが初めて言及したものであり、現地からの動向を考察できる要素の一つである。

その研究手法を批判しつつも、ヴェイルはその官職就任システムについて注目する。トラビュ・キュサックは、ガスコーニュ・セネシャル *Sénéchal de Gascogne* ボルドー・コネターブル *Connétable de Bordeaux*、バイイ *Bailli*、プレヴオ *Prévôt*、シャトラン *Châtelain*、ポルティエ・ドウ・バステイド *Portier de Bastide* という官職の就任人物傾向と活動の実態を分析している。さらに、両者はガスコーニュ・セネシャルに服属していたアジュネ、ビゴール、サントンジュ、ペリゴール・リムーザン・ケルシイ、ランドのセネシャルについてもその就任動向と活動の実態をプロソポグラフィの視点で研究している⁹⁹。ガスコーニュにおけるヘンリ3世、エドワード1世治世の行政の実態を物語っている。

本章では、トラビュ・キュサックの研究から発展させて、彼らの官職保有動向についての再分析を行う。トラビュ・キュサックやヴェイルも指摘しているように、ガスコーニュ出自の者もかなり任命されている。その者たちがその官職に就任することで、官職を提供するプランタジネット家と何らかの関係を築こうと意図し、その官職のどの点に魅力を感じたのか。さらに、プランタジネット家のイングランド本国の関係者が、ガスコーニュ出自の者を任命し、重用する意義はどこにあったのか。プランタジネット家の行政へのイニシアティヴと現地のイニシアティヴによる官職保有とどう関係したのかという問題提起から分析する。

ガスコーニュ現地有力者同士の抗争に、プランタジネット家の官職に就任した人物は言及されている。プランタジネット家の官職に就いていた人物による越権行為が、後の英仏百年戦争の起源論につながるような説明がいまだになされている。ヴェイルやキックライターがこの論説を否定するまでには至っていないのは、現地抗争において、仲裁を依頼される上級領主の視点を採用せざるを得ないというのが現状だからである。

また本章ではこれらの越権行為について、英仏百年戦争起源論からではなく、ガスコーニュ出自の者の官職就任とその関わりから、考察する。土地保有基盤と平和の維持の意思の衝突から生じる現地抗争が、官職任務遂行の過程においても生じた。事態の收拾のために、上級領主の法廷への案件持ち込みが考えられたのではなかろうか。

第1節 プランタジネット家官職から見るプランタジネット家との関係

1 国王代理ーガスコーニュ・セネシャル

1254-1307年の間において任命された王太子・国王代理は12名存在する。その記録が最初に確認されるのは、1261年2月1日のギイー・ド・リュジニャン Guy de Lusignan¹⁰⁰で、ヘンリ3世の従兄弟に当たる人物である。バロー・ド・セスカス Barrau de Sescas とピエール・アルノー・ド・ヴィク Pierre Arnaud de Vic はガスコーニュ出自であると数々の史料上の記録から判明するが、ギイー・ド・リュジニャンの跡を継いだ者達の中では、イングランド本国出自の人物が任命されている傾向にあった¹⁰¹。

ガスコーニュ・セネシャルは現地の最高封建領主であるプランタジネット家のレフテナントであった。判明しているガスコーニュ・セネシャルとしては、フランス王ルイ8世の遠征を受けて、イングランド王弟リチャード・オブ・コーンウォールによって、大ガスコーニュ・セネシャルとしてサヴァリ・ド・モーレオン Savary de Mauléon が任命されたのが最古の記録である。サヴァリの出身家系のモーレオン家は、同家に属するオジェとベルナル・ド・ボスケが、1260年代から70年代にプランタジネット家との関係を持っていた¹⁰²。サヴァリの退職後の1248年にシモン・ド・モンフォールが任期7年の約束で就任したが、ベアルン副伯、アルマニャック伯、ボルドー市のデソラー家の反乱、ボルドー大司教の不服申し立てが行われ1252年夏に解任された。シモンの解任後に、エドワード王太子によって、ドルー・ド・バランタン Dreu de Balentin とピエール・ド・ボルドー Pierre de Bordeaux が任命された。ピエール・ド・ボルドーには、3度のガスコーニュ・セネシャルあるいはその代理への就任が見られる¹⁰³。

アンリ・ド・キュザンス Henri de Cusance は1261年12月から1264年3月まで職務を遂行していた¹⁰⁴。アンリはソー・ド・ナヴァイク城館の権利のコーシヨン（保証）契約にその名が見られ、代理人としてではなく当人としてこの契約にかかわっていた¹⁰⁵。

2の官職就任傾向で詳述するが、ガスコーニュ・セネシャルとして名を連ねているアマニュー・ダルブレやフォルタネ・ド・カズノーヴ Fortaner de Cazenove は、別の官職にも就任しており、プランタジネット家側の当事者として、現地行政に携わっていた¹⁰⁶。ユーグ・ド・トゥベルヴィルの代官のブラン・ド・セイ Brun de Saye、リューク・ド・テイニの代官であったピエール・イティエ Pierre Itier、レイモン・デュ・ミライユ Raymond du Mirail、ジャン・ド・グリーリーの代官であったギタール・ド・ブール Guitard de Bourg、レイモン・マルケス Raymond Marquès、ベルトラン・ド・パニソー Bertrand de Panissau も複数の官職を歴任している。

上訴が頻発した1270年代後半は、リューク・ド・テイニ、ジャン・ド・グリーリーの代官に現地有力者の起用が目立ち、彼らが自前の家系の繁栄を有利なものとするために行動しえた時期であった。そのため、ジャン・ド・グリーリーが一度目のガスコーニュ・セネシ

シャルを退任した後に任命された現地人代官は、その後の8代で3名のみであった¹⁰⁷。

ガスコーニュ・セネシャル自身もしくはその代官に現地有力者が任命されることはエドワード2世治世になると減少する¹⁰⁸。代わって「王の親族」、「王の騎士」の称号を持つ人物で占められるようになる¹⁰⁹。現地人の代理のアマニュー・デュ・フォサ Amanieu du Fossat のみが任命されており、3名のガスコーニュ・セネシャルによって、重用されている¹¹⁰。

ヘンリ3世・エドワード1世治世のガスコーニュ・セネシャルは、代理を含めて、ガスコーニュにおける現地行政を担い、あくまでもプランタジネット家の権威を押し付けるのではなく、現地の意向に即した職務を遂行していたことが判明した。ところが、エドワード2世治世では、ガスコーニュ・セネシャルはプランタジネット家の家政役人や騎士で占められるようになり、ガスコーニュ人が直接携わる機会に恵まれなくなった。エティエンヌ・ド・フェレオルは、ガスコーニュ戦争時の奉仕の見返りとして官職を与えられたことは想像できるが、アジュネの騎士アマニュー・デュ・フォサは、ガスコーニュ戦争時にはカペー家の臣従が記録されていた。そのフォサがガスコーニュ・セネシャルの代理を3度も務め、ボルドー市長も歴任したという事実は、フォサのカペー家への臣従が一時的なものであったことが示される。ガスコーニュ戦争終結後にガスコーニュがプランタジネット家の領有となったことに及んで、プランタジネット家へと臣従して、官職を受けたのである。

エドワード2世の家政役人あるいは騎士のガスコーニュ・セネシャル達は、以前と同様に仲裁役を買って出ている。ところが、1289年のジョン・オブ・ヘイヴァリングの宣誓忘れ事件以降、ガスコーニュ・セネシャルはボルドー市ひいてはガスコーニュ全体での現地レベルの利害の調停者もしくは代表者という位置づけから、プランタジネット家の権威を前面に押し出した家政役人へと変容していった。現地有力者達は、自前の土地保有基盤と平和の維持のために、プランタジネット家やカペー家の上級領主の権威を利用することはあっても、上級領主達がイニシアティブを執る服従政策は好まなかった。

14世紀初頭に上訴が増大した背景にガスコーニュ・セネシャルの現地行政における位置づけの変化が見て取れるのである。

2 下部セネシャル

1259年パリ条約によって獲得されたガスコーニュは広範囲に亘っていたため、ボルドーのオンブリエール城館に居住するガスコーニュ・セネシャルの力量で把握することは困難であった。ガスコーニュ・セネシャルの傘下にあった、ランド、ペリゴール・リムーザン・ケルシイ、アジュネ、サントンジユ、ビゴールの各セネシャルは *sub-sénéchal* という位置づけであるが、トラビュ・キュサクはガスコーニュ・セネシャルと同様にこれらのセネシャルとして位置づけている¹¹¹。しかしながら、本稿では彼らがガスコーニュ・セネシャルの補佐を行ったという証拠が見つからないこと、不服があった場合には、一度ガスコーニュ・セネシャル法廷に持ち込まれることから¹¹²、ランド以下のセネシャルを「下部セネシャ

ル」として定義する。

この中で最初に創設されたのが、バザデに隣接するランド・セネシャルである。1254年2月18日にバザス市民家系出身のアモーバン・ド・バレスが「余の望む限り」の期間で任命された¹¹³。その後、ピエール・ド・ボルドーが1255年10月25日に任命されるまで¹¹⁴、その職にあった。ピエール・ド・ボルドーはガスコーニュ・セネシャル代理に引き続いての職務遂行であった。ピエール・ド・ボルドーの退任後はどの人物が任命されたのかは判明していないが、ようやく1288年12月13日にピエール・イティエが任命された¹¹⁵。ただし、ガスコーニュ・セネシャルの権威が及んでいたバザスに隣接していたことから、ピエール・イティエ以降の任命が確認されず、ガスコーニュ・セネシャル管区に吸収される形で消滅していった。

ビゴール・セネシャルは、1259年8月6日にランド・セネシャルを務めていたアモーバン・ド・バレスの就任が最初に見られる。位置関係からビゴール伯領のほか、ピレネー領主領の管理者であり、実際にアモーバンも「ビゴール伯領の管理者」として任命されていた¹¹⁶。

ビゴール・セネシャルには、1280年代にギヨーム・フェレオル Guillaume Ferréol とオセ・ド・バニェール Osset de Bagnères が就任しているが、ビゴール伯領ならびにピレネー領主達の仲裁役として機能したという証拠は見つかっていない。

ランドとビゴールの各下部セネシャルは、エドワード1世がピエール・イティエに補足的な役割としてランド・セネシャルの称号を与えたことから、現地有力者にとって肩書きだけの存在になったと考えられるのである。ただ、この肩書きがあることで、プランタジネット家の権威を借りて現地行政を行う口実となったとは言えよう。

ランドとビゴールの各下部セネシャルの扱う問題の範囲は、プランタジネット家とカペー家との間で懸案とはならなかった。けれども、サントンジュ、アジュネ、ペリゴール・リムーザン・ケルシイは、1259年パリ条約以降の、カペー家からプランタジネット家からの割譲地でもあったため、これらの地方の各セネシャルの任命のスペンが明確となっている。また現地の利害が錯綜していた地域でもあったため、それぞれの法慣行を知りうる現地有力者が必要であった。

ペリゴール・リムーザン・ケルシイのセネシャルへの就任が確認された人物は1254-1307年までにおいては、10名存在する。1259年12月22日に任命されたベルトラン・ド・カルダイヤック Bertrand de Cardaillac は、リモージュのコミュヌによるプランタジネット家に対する臣従宣誓を受け入れる役割を果たしていた¹¹⁷。その後、1266年2月14日に任命されたインバート・ガイ Imbert Guy を除く8名は現地有力者に関係する名称を持っている¹¹⁸。

1287年9月29日に同下部セネシャルの職務にあったエリ・ド・コーペヌ Elie de Caupène はフランス王フィリップ4世によってガスコーニュを没収されるまで在職していた¹¹⁹。コーペヌ家は、1274年3月20日に一族のピエール・アルノーとヴィタルが、オマージュと誠実宣誓を行っており¹²⁰、エリへの官職もそれに基づいて与えられたと見られる。ガ

スコーニュ戦争後の 1303 年 10 月 12 日にエリの兄弟のアルノーに同官職が与えられており、ガスコーニュ没収中において、ヴェイルの研究において明確にはされていないが、コーペヌ家はプランタジネット家を臣従先として不動であったと考えられよう。

アジュネ・セネシャルはジャン・ド・グリーリーの退任後、ウィリアム・ド・ディーン William de Deene が任命されるまで、現地領主が 3 代続けて職務ついた。ところが、ジャン・ド・グリーリーの代官オジェ・モットと続くレイモン・ド・カンパーニュ Raymond de Campagne が 7 - 8 年の任期を終えたのに対して、オドン・ド・カズノーヴ Odon de Cazenove、レイモン・マルケスとガスコーニュ戦争後の 1305 年に任命された 2 名はごく短期間の間に交代を余儀なくされている¹²¹。このことを受けて、ガスコーニュ出自以外の者の任命となり、ウィリアム・ド・ディーンを任命したのである。

サントンジユ・セネシャルはアジュネ・セネシャルとの兼職を行っていたレイモン・ド・カンパーニュを含め、ギタール・ド・ブール、ロスタン・デソラー、カスティヨン・メドック領主のポンスと現地有力者が職務についていた¹²²。

ヴェイルはこれらの下部セネシャルに多数の現地人が起用されたと述べているが、再分析の結果、ガスコーニュ人と同定できる人物は少なくないことが判明した¹²³。けれども、アジュネ・セネシャルにイングランド出身者が起用されたことで、プランタジネット家の現地有力者の半ば聖域であった官職が、プランタジネット家からの直接の干渉にさらされ始めたのである。

3 コネターブル

コネターブルの官職は、ボルドーのほか、ブライユ、エスパス、フロンサック、グラモン、メイヤン、モンキユク、サン・マケールに設置されていた。このうち、ボルドーとサン・マケールを除いたコネターブル管区は 1255 年以降についての言及は見られなくなる。コネターブルは邦語では「城代」と翻訳されることが多く、「城館の管理者」としての役割を担っていたが、ボルドー・コネターブルは「城館の管理者」としての役割というよりはむしろ、ガスコーニュの財政のかじ取り役として位置づけられるようになった。

上記の問題に関する王命が記載されているロール・ガスコンの各条文では、ボルドー・コネターブルは、constabulario de Burdegale もしくは costabulie de castri Burdegale と表記される傾向にある。論者はこれをもとに、ボルドー・コネターブルという表記で、統一して表記する。

ボルドー・コネターブルは、ガスコーニュにおける財政の長であるという認識で、先行研究での見解は一致しているのであるが、その権威の及ぶ範囲については、いまだ論争が続いている。ベモンは同コネターブルを軍事総督と解釈しているのは例外としても、1259 年パリ条約以後の同コネターブルの役割を主に関税徴収としている研究が目立つ。トラビュ・キュサックは、それまでの関税徴収という側面を強調しながらも、ガスコーニュにおけるバイ

イ、プレヴォ管区の現地有力者達への借地契約を行っている点とパリ高等法院への上訴の事態の際には、プランタジネット家の代訴人を務める事例も挙げて、ボルドー・コネターブルの包括的な職務の展開を述べている¹²⁴。

ここで、第2章のはじめに提起した問題を振り返る。このボルドー・コネターブルという官職には、ガスコーニュ出自の者も、イングランド本国出身者と同様に任命されている。現地の財政に詳しい者を任命するというスタンスと考えられるが、ボルドー・コネターブルは財政専任だったのだろうか。本校で対象としている時代に沿って、ヘンリ3世治世末年からエドワード2世に任命されたボルドー・コネターブルの職務の実態を分析し、ガスコーニュ出自の者が同コネターブルに就任した際の職務やそれに伴う、在地勢力との関わりについて、分析してみよう。

同コネターブルが史料上に初めて現れるのは、1255年の春にエドワード王太子により、ロジャー・ド・フランプトンという、元はイングランド本国の行政官だった人物が任命された時期とほぼ重なる¹²⁵。その人物の業務は、関税徴収とエドワード王太子立会いのもと、本国の財務府に会計報告を行うというもので、この点は先行研究の指摘している部分との相違はない。この官職が設置されたヘンリ3世治世末年は、主にイングランド本国の行政官が任命されているが、会計報告はあまりなされていない。

ボルドー・コネターブルへの任命傾向は、エドワード1世治世になると一変する。ガスコーニュ出自の者が次第にボルドー・コネターブルに任命されるケースが登場するためである。ガスコーニュの領有者であるプランタジネット家にとって、ワインの交易と現地有力者達とのフィデリテを取り付けるためには、現地領主家系や都市の法慣習を尊重することが必要だった。同コネターブルは、貨幣の鑄造権も持っていたことを、トラビュ・キュサクが明示しているので、交易に大きく関わる都市の有力商人としての市民の任命が必須になる¹²⁶。兄弟がバザス市民のレモン・ド・タレイゾン Raimond de Taleyson やラ・レオール市民のレイモン・デュ・ミライユが選出されているのは、上記の事情が鑑みられる。

エドワード1世治世に任命されたボルドー・コネターブルは再選出を含めて22名確認できるが¹²⁷、そのうち9名がガスコーニュ出自ではないかというスタンスをヴェイルは提示している。実際、この官職が財政の鍵を握っていたので、就任にはプランタジネット家への奉仕などにて、プランタジネット家の利益に寄与する必要があった。エドワード1世即位の翌年でかつガスコーニュに到着する前の1273年2月5日に史料に現れるレモン・ド・タレイゾンは、バザス司教区に属するマイヤスという都市にて、聖職録を受給されている。この時期の選出・就任を考えると、バザス司教と関係を持つ人物と推測される。同時にタレイゾン家は、ヘンリ3世の治世末年からプランタジネット家に奉仕していた家系である。ボルドー・コネターブルとしての具体的な職務は、死亡日時とされる1274年7月6日と同年9月24日の期間でしか判明していない。ただ、前者はバザス司教に属するバザス大助祭に対して10ボルドー貨リーヴルを支払うように規定されている。後者はプランタジネット家とは、ヘンリ3世の母イザベルの再婚相手であり、従兄弟に当たるリュジニャン家への1000リー

ブル支払いの免除が規定されていることから¹²⁸、プランタジネット家との臣従関係や土地の授受の記録が存在する勢力と関係を持っていたであろう。ミライユの後任のジョン・ド・ラ・ベール John de la Bère は、ベルトゥイユ領主のギタール・ド・ブール Guitard de Bourg に対してラ・レオールにある城館所領を 15 ボルドー貨スーの日給でもって守衛するという条件で返還している¹²⁹。

城館所領をプランタジネット家の権威下に置くという意図は見受けられる。ボルドー・コネターブルは、ギタールに対して城館所領の権利をプランタジネット家からの封土とする意図に加えて、ギタール自身も同コネターブルを通じての庇護と臣従、あるいは奉仕の見返りを得ようとしたと言える。ボルドー・コネターブルを通じての、現地有力者への城館所領の返還や奉仕の見返り贈与が、ガスコニュー・セネシャルと共に、あるいはボルドー・コネターブルの単独にて行われている事例が、1303 年から 05 年頃の史料に記載されているからである。

コネターブルはボルドーにおいては、城代という役職のみならず、広範囲において財政のイニシアティブを握っていた。ボルドーのほかにも、オーシュ、ベノージュ、ブランクフォール、ブライユ、コードロー、エスパス、クチュール、フロンサック、ジロンド、グラモン、ラ・モット・ランドウロン、メイヤン、リオン、サン・マケール、ヴィルラード¹³⁰にもコネターブル管区は置かれたが、ジロンド、メイヤン、サン・マケールを除くと 1255 年以後の役職任命は見られなくなった。ブライユには 1301 年 7 月 13 日に創設されているが、ボルドー以外のコネターブル管区と同様に、城館管理官の性質を持つ官職であった。1255 年は、ボルドーのオンブリエール城館に、ガスコニューにおけるプランタジネット家の王室金庫が移転されたのと同時期であり、初代ボルドー・コネターブルが任命された時期とも重なる。コネターブル職は、ボルドー・コネターブルを含めて、現地有力者達がプランタジネット家からの官職として帯びたものであった。

しかしながら、エドワード 2 世治世となると、現地有力者が半数近くを占めていたボルドー・コネターブル職は、フレスコバルディ家やメディチ家などイタリア諸都市の王室商人や王の家政役人にとって代わられることになる¹³¹。官職就任を通じて、プランタジネット家を臣従先としていた現地有力者達からすれば、その門戸が狭まることになり、プランタジネット家へと臣従するかどうか、その動向に動揺が見られることとなったのである。

4 バイイ、プレヴォ、シャトラン

ガスコニュー・セネシャル代理、下部セネシャル、コネターブルと並んで、現地有力者達が就任した官職として、バイイ、プレヴォ、シャトランと称される下級官職が挙げられる¹³²。バイイとプレヴォは、請け負った管区からの収入を徴収する財政的な役割と現地法廷の裁判を行う司法的な役割の双方を担い、シャトランは城館とその領域を管理する役割を担った¹³³。

シモン・ド・モンフォールの失脚後の 1253 年、1279 年、エドワード 1 世のガスコーニュ巡幸が行われた 1286 - 89 年、ガスコーニュ戦争終結後の 1303 年と、ガスコーニュ地方には上述のコネターブル管区のほか、バイイ、プレヴォ、シャトランの管区に分けられたが、その管区を管理する現地有力者を必要とした。表 13 の官職就任者においても、バイイ、プレヴォ、シャトランの官職を保有する現地住民の事例が見られるため、どちらかというところランタジネット家の働きかけではなく、現地官職希望者のイニシアティヴに拠っていた。

1259 年パリ条約以前に確認されるバイイ管区は、ブラン・エ・ランド、ジャンサック、ラベンヌ、ラブール、サン・スヴェールの五管区で、プレヴォ管区はバルザック、バイヨンヌ、バザデ、ボルドー（オンブリエールのプレヴォ）、ダックス、アントル・ドゥー・メール、ラブエイル、ラ・レオール、メドック、オレロン、サン・テミリオンの 11 管区である。バイイ管区では、サン・スヴェールとラブール以外は 1259 年パリ条約までに任命が見られなくなるが、サン・テミリオンを除くプレヴォ管区は 1259 年パリ条約以降も存続している¹³⁴。1279 年頃に新たに見られるバイイ管区はゴス、レクトゥール、ピュイミロル、1289 年頃に設置されたバイイ管区は、アジャン、ボルン、コンドン、ダマザン、フェザンサック、フルランス、ガヴァレ、メニョー、サン・クラール、サント・フォワ・ラ・グランドである。一方で 1259 年から 1289 年までに新たに設置されたプレヴォ管区はサントのみである。ガスコーニュ戦争前後に見られたものでは、バイイ管区は、ブローニュ、カステラムルー、フルース・エ・ボーモン、グラトルー、ラグリュエール、ラ・ロミュー、マレンヌ、メザン、モンクラール、ニコール、ポール・サント・マリ、ピヨン、レジョーモン、タルブ、ヴィアンヌ、ヴィルフランシュ・デュ・ケイランと創設されているが、プレヴォ管区はモン・フランカンのみである。

シャトラン管区はモンキユクとブール・スュル・ジロンドは 1254 年に見られるが、主に 1259 年パリ条約以降に創設されている。同管区はバイイ管区からシャトラン管区に代わる事例やバイイ管区との重複という事例があり、前者はバイヨンヌ、後者はラ・レオールが該当する¹³⁵。そのほかのシャトラン管区としてはマルマンド、モーレオン、ペンヌ・ダジュネ、ピュイ・ノルマン、ソーヴテール・ラ・レマンヌ、サンピュイ、タルモン・スュル・ジロンド、トゥルノンが挙げられる。

1289 年や 1303 年にシャトランの就任者の記録は残されているが、1289 年はガスコーニュ・セネシャルのジョン・オブ・ヘイヴァリングの宣誓忘れ事件を契機とした上訴が、ボルドー市民団によってパリ高等法院に持ち込まれている。また 1303 年には 1294 年 5 月 19 日からのガスコーニュ戦争が終結し、同年の 5 月 2 日にパリ条約が締結され、カペー家が占領していたガスコーニュがランタジネット家に戻されていた。ガスコーニュの領地防衛の観点からシャトラン管区が増設され、バイヨンヌのバイイ管区がシャトラン管区に変容した要因であった。

第2節 官職就任傾向

1 現地有力者の官職保有の実態

ガスコーニュにおける官職が現地有力者に請負に出されていたことはトラビュ・キュサクによって立証されていて、加藤玄氏によっても、言及されている¹³⁶。

表 13 はトラビュ・キュサクとタウトが挙げている 13 世紀後半から 14 世紀初頭の官職就任者リストを元に作成した、13 世紀後半から 14 世紀初頭までの現地人の官職歴任過程である。表の経歴の中にある←は当事者を任命もしくは命令を与えている人物を指す。項目 1 で挙げた官職以外にもアキテーヌ公顧問官、アジュネの常任裁判官、アジュネ・セネシャル管区裁判官、バスティド管理官、アジュネの徴税吏、サントンジユの徴税吏、ペリゴール・リムーザン・ケルシイ裁判官の官職が存在していた。

抽出した 187 名のガスコーニュ人のうち大半は 1 度限りの任命となっていたが、そのうちの 43 名には違う官職を歴任するという傾向が見られる。歴任と言っても 43 名中 30 名は 2 つの官職を保持するに留まっていたが、ピエール・イティエ、レイモン・マルケス、ガイヤール・ド・カステピュゴン Gaillard de Castetpugon の 3 名は 13 世紀後半から 14 世紀初頭にかけて、5 つの官職に就任していた。このうちマルケス家の人物にはプランタジネット家との封建関係を有する人物は存在するが、イティエ家とカステピュゴン家には、いかなる人物ともプランタジネット家との封建関係は存在していない¹³⁷。

官職の歴任者と並んで、一族挙げての官職就任も見られる。マルケス家からはレイモンを含めて一族の中から 4 名、カステピュゴン家からはガイヤールを含めて 2 名などである。アサリ家、カズノーヴ家、カンパーニュ家、セスカス家、ソーヴィニャック家、バズ家、バレス家、ビランビズ家、ブダンクス家、ブール家、ミライユ家、ラ・モット家、ラランド家からも、一族の中から複数人の官職就任が見受けられる。このうち、カズノーヴ家、バズ家、ビランビズ家、ミライユ家とプランタジネット家との封建関係は記録されていないことから、同家との封建関係の承認事例がなくとも、同家が提供する官職に就任できたことが窺える。

全体の官職就任者の傾向を考えると、ガスコーニュ・セネシャルや国王代理にはイングランド本国からの派遣者で占められていたことが判明した。ガスコーニュ・セネシャルからバイイやプレヴォに至るまでの就任者には、アマニュー・ダルブレやレイモン・ド・マルサン、ロスタン・デソラーなどの有力家系出身者も存在するが、そのほとんどは騎士や従騎士などの下層領主層によって占められていた。183 例中 21 例だが、市民の肩書を持つ人物の官職就任も記録されている。ボルドー市民が 12 名、ラ・レオールが 3 名、ダックスが 2 名、残りはソー・ド・ナヴァイユ、バイヨンヌ、バザス、レクトゥールの 1 名ずつである。ボルドー市民とトラビュ・キュサクが注釈をつけている 12 名のうちボルドーに関わる役職についていたのは、表 13 の通し番号の 8、26、111、129、131 に示された 5 名とボルドーのオ

ンブリエール城館に居住していたガスコーニュ・セネシャルに就任した 69 の人物で、必ずしも同地域の官職に就任するのではなかった。ラ・レオール市民 3 名でラ・レオールでの官職に就いていたのはサンシュ・ド・ミライユ Sanche de Mirail のみである。サンシュの兄弟と見られるレイモンに、出身地のラ・レオールに関する官職への就任は見られない。

このことは、プランタジネット家と現地との間で、官職就任に関して何らかの駆け引きが行われていたことを示唆するものである。兄弟での就任の場合、どちらか片方がプランタジネット家の官職を保有していれば、本領地にある諸権利に対して、プランタジネット家の権威をもって、自前の土地保有基盤や平和の維持を可能にできる要素が存在しえたのである。

2 官職歴任者の傾向

続いて、2つ以上の官職を保有していた 43 名が抱えていた傾向を見てみよう。1259 年以前に官職を保有していたのは 26 名であるが、複数官職を保有していたのはそのうちの 7 名である。アルノー・ド・ビランビズ Arnaud de Bilambiz、ギヨーム・アルノー・ド・タルデ Guillaume Arnaud de Tardet には本人と親族を含めて、プランタジネット家との封建関係を確認することはできないが、ピエール・ド・ボルドー、フォルタネ・ド・カズノーヴ、アモバン・ド・バレス、ガイヤール・ド・ラランド、ベルトラン・ド・ポダンサック Bertrand de Podensac の 5 名には、本人あるいは親族とプランタジネット家との封建関係について言及した記録が残されている。ジャン・ド・ラランドは 1261 年に、ピエール・ド・ボルドーは 1264 年と 1289 年に官職就任の記録が残されており、この点ではプランタジネット家との封建関係の有無が官職保有に関わる傾向が見受けられるが、ビランビズ家に垣間見えるが、プランタジネット家との封建関係の有無は、官職保有や歴任に不可欠な要素ではなかった。ただし、1250 年代前半の官職保有者は 1259 年パリ条約以降に官職に就任するケースが記録されていないことが窺える。

プランタジネット家の官職請負と就任命令が出されるのは、1259 年パリ条約以降であり、ガスコーニュ戦争終結後の 1303 年から 1305 年には、それまでに創設された管区に加えて、新たな管区が請負に出されている¹³⁸。

エドワード 1 世治世末期の 1300 - 07 年における官職就任者は 72 名見受けられるが、このうちエドワード 2 世治世にも引き続いて官職を保有したのは、管見の限りでは 5 名のみである¹³⁹。67 名のうち表 13 の通し番号 171 のピエール・ヴィギエは、エドワード 1 世の命により、バイヨンヌ・シャトランに任命されたが、バイヨンヌ住民の信頼が得られていないとの理由で、解任されていた¹⁴⁰。このことからエドワード 1 世治世に官職を保有した人物が、エドワード 2 世治世にも官職を保有して、歴任しづらい背景が存在しえた。

ヘンリ 3 世・エドワード 1 世に 5 つの官職の保有が確認されるピエール・イティエ、レイモン・マルケスともに、最初の官職就任はガスコーニュ・セネシャル代理であるが、前者はランド・セネシャルに就任する前に、プレヴォ、バイイの下級官職への就任が言及されてい

るが、後者はアジュネ地方を中心とした重要官職への就任について言及されている。もう一人のガイヤール・ド・カステピュゴンは、ガスコーニュ戦争終結後の1304年に別々のバイイ官職に任じられている。表13の通し番号32のアマニュー・ダルブレは1266年にガスコーニュ・セネシャルへと就任しているが、次の官職の就任は1305年でバイヨンヌ・プレヴオとして任命され、職務を遂行していたと見られる。プランタジネット家の官職への就任は、同家の関係者による任命や請負によっていたが、官職歴任者の傾向も一定ではなかった。一時期にいくつもの官職を歴任する、複数の官職を兼任することを、プランタジネット家の容認するところとなった。ガスコーニュ人の官職就任については、プランタジネット家がある程度コントロールしていたけれども、官職就任に関しても、現地住民のイニシアティヴを考えなければならない。ガスコーニュ戦争期に見えるカペー家からの官職就任¹⁴¹も、カペー家の強制ではなく、現地住民のイニシアティヴによるものである。

すでに述べた通り、エドワード2世治世のガスコーニュの上級官職は、王の家政騎士や家政役人の称号を持つ者が目立つようになり、下級官職へのガスコーニュ人の官職就任命令も散見するのみである¹⁴²。ガスコーニュ現地領主による官職保有を通じてのプランタジネット家との結びつきは、エドワード2世治世を通じて、転換を余儀なくされた。官職就任への門戸が狭められたことは、ガスコーニュ現地領主にとってはプランタジネット家へのペクトルを弱めることにつながりえたからである。

3 官職歴任者の動向 — ボルドー・コネターブルの奉仕見返りの授与事例から —

現地人の就任がよく見られたボルドー・コネターブルは、現地行政に決定的なイニシアティヴを持っていたため、就任者の中には、下積み期間についての示唆が存在する。明白なのは、レイモン・ド・ミライユのケースからである¹⁴³。彼は1281年3月28日に就任が確認されるのだが、その5年前にあたる1276年6月9日付けの勅令で奉仕の見返りに *Castelnau-sur-Gupie* の管理官に10年の期間任命されている¹⁴⁴。この10年には、ガスコーニュ・セネシャルのリューク・ド・テイニの代理の職務遂行¹⁴⁵、ボルドー・コネターブル就任の時期も含まれているが、兼任だったのか、解職されたのち就任したのかどちらかは、史料上からも先行研究からも明らかにはされていない。プランタジネット家のガスコーニュ統治において財政面で重要な位置を占めるボルドー・コネターブルへの就任には、プランタジネット家への長きに亘る奉仕が就任前の、下積みもしくは前提条件に考えられていたことはミライユのケースから推測できる。ミライユのケースでは1281年に出された王令の中に、ボルドー・コネターブルのアダム・ド・ノーフォーク Adam de Norfolk とその代理という文言が出てくるが¹⁴⁶、ノーフォークはミライユの前任者であること、さらに年度内に官職交代が行われていること、ミライユはボルドー・コネターブルが資金の捻出を担っていたバステイドの管理官であった。この代理がミライユである可能性は示唆できる。

ギタール・ド・ブールは、ボルドー・コネターブルに就任した痕跡は見られないが、アダ

ム・ド・ノーフォークの代理を務め、彼から王命による奉仕見返りの贈与を受けている。そのなりゆきもあり、サントンジユ・セネシャルに就任し、1286年6月4日に職務にあったことが確認される¹⁴⁷。

現地有力者との関係を持っていたボルドー・コネターブルとしては、1303年3月24日に、プランタジネット家から任命されたピエール・エイムリ Pierre Eymeric が挙げられる。エイムリは、トラビュ・キュサクによると、エイケルム・ギヨーム・エイムリ Ayquelm Guillaume Eymeric という人物の子息と断定している¹⁴⁸。

1305年のガスコーニュでは、フィリップ4世のガスコーニュ没収宣告によるガスコーニュ戦争に伴うフランス王軍の占領が終わった頃のこと、同戦争において所領や財産を接収・廃棄された者が存在していた¹⁴⁹。その影響からか、1305年の王令には「奉仕見返りに金銭・所領を贈与せよ」という王令が他の時期に比べても集中している。

表14はガスコーニュ戦争以前、表15は1305年前後の、プランタジネット家から奉仕の見返りを受けた現地有力者の事例を示している。表14では、2のボルドー・コネターブルにも就任しているミライユにとって、バステイドの管理官の官職は奉仕の見返りだったことが注目される。

ミライユはボルドー・コネターブルとして、現地住民に賠償を払う王命も受けていた。1281年6月8日付の記録では、ピエール・ド・モントラヴェル Pierre de Montravel に対して、1270年に上訴を行ったフロンサク副伯の法定代理人としてフランス王廷へと出廷したことによって被った損害について、400マークを支払うように命じられていた¹⁵⁰。このことから、ボルドー・コネターブルは、奉仕の見返りを含め、現地の利害調整を現地人が行える可能性を示唆できる。

表14、表15とも、奉仕の見返りの形態として、金銭とパイイ管区（所領）もしくは、金銭かプランタジネット家からの官職の請負の選択の形態に分かれている。この背景については明確な規定は示されていないが、様々な形態でプランタジネット家と結びつく勢力の存在は指摘できよう。

表14の通し番号7のポンス・アマ Pons Amat は、史料では、フランス王からもまたその他の上級領主からも所領を下賜されていた人物とされている。これは何を意味するのか。イングランド王＝アキテーヌ公に奉仕することは、フランス王への奉仕はないがしろにされたことになるが、トラビュ・キュサクの見解を借りると、フランス王に臣従礼を行い、所領を下賜されても、実際には、フランス・カペー家への奉仕の記録がないガスコーニュ人がいたという視点に、このポンス・アマは当てはまることになる¹⁵¹。すなわち、表14・15に現れる人物たちは、奉仕の見返りをボルドー・コネターブルあるいはガスコーニュ・セネシャルの名での王命により受けることで、プランタジネット家からの評価を高め、以後の官職就任に役立てていたと見られる。表14の通し番号の11と12のサン・スーラン参事会教会関係者は、ボルドー大司教の影響の下にある組織であるが、この時期のボルドー大司教に就任していたアンリ・ド・ジェニエス Henri de Geniès がプランタジネット家の介入や同

家の奉仕について反対していたという証拠は存在しない。サン・スーラン大助祭のアルノー・ド・ラカーズ Arnaud de Lacase はパリ高等法院出廷中に奪われていた権利を回復するとなっているが、1289年はボルドー市のコミューヌがジョン・オブ・ヘイヴァリングの宣誓忘れを契機とした上訴裁判中にあり、ボルドー大司教陣営の上訴は1277年のみしか確認できないことから、ラカーズはボルドー市のコミューヌの上訴について代訴人として出廷した可能性が考えられる。奉仕の見返りとして賦与される事物は多岐に亘るが、表14にもあるように、金銭もしくは官職の授受を受けた者が傾向として見られる。

続いて、ピエール・エイムリとイングランド王＝アキテーヌ公とガスコーニュ住民との関係を表15から考えることにする。表15の事例では、表14と同様にガスコーニュ・セネシャルとの兼ね合いでボルドー・コネターブルが言及されている。このボルドー・コネターブルは、先行研究の指摘に照らし合わせると関係しているのは、下の2つの事例を除いて、1305年9月20日までボルドー・コネターブルの官職を保有していたエイムリである。ペモンの説明を借りれば、ガスコーニュ戦争以前から長きに亘りエドワード1世に仕えてきた恩義として同王公から任命されて、プランタジネット家が現地の法慣習をよく知る人物として重用したと考えられる。当のエイムリはロンドンに渡ってしまい、代理として同じガスコーニュ出自のエリ・ロベール Elie Robert を代行として任命していた¹⁵²。

では、エイムリにとってのボルドー・コネターブルへの就任の意義はいかなるものだったのか。ガスコーニュ関連の諸料を紐解いても、現地有力者のはっきりとした出自が明らかになっていない記録も多々見受けられる。それゆえ、その意義をあまり探ることはできない。

タルタス副伯との臣従関係を持っていたアマニュー・ダルブレは、14世紀にかけてガスコーニュにおいて所領を獲得していた人物である。そのアマニューに2500シポテンキウムリーヴルを奉仕の見返りとして支払うべしという命令は、アマニューを通じてタルタス副伯家を、プランタジネット家の陣営に組み込むという意図が見える。さらに、ガスコーニュの騎士と漠然と表記された者、ガスコーニュ出自であるが、具体的な事象が不明な者たちとの関わりを、王令により持つあるいはその係わり合いを深めることは、必然として生じうるのである。エイムリの意図としては、ボルドー・コネターブルとして職務奉仕をすることで、プランタジネット家とのつながりを深め、現地有力者との関係を構築することが考えられる。あるいはすでに存在する関係を保ちながら、エイムリの代行役のガスコーニュ人まで仲介して、多くのガスコーニュ現地有力者達をプランタジネット家との臣従関係の下に強く結び付けることにあつたのではないか。ガスコーニュ戦争期のカペー家の占領という時期を経ているだけに、プランタジネット家としても、現地としても、両者の間での関係の再構築は最重要課題であつた。とはいえ、ロール・ガスコンに記載された奉仕見返りの贈与についての全ての王令がガスコーニュ人のプランタジネット家を上級領主と見なす、という動向を反映したものとは考えにくい。

ガスコーニュ戦争終結後の1304-05年はガスコーニュ戦争以前と比べて、ボルドー・コネターブルとガスコーニュ・セネシャルが奉仕の見返りを与える者として明確な位置づけ

がなされていることが、史料上から判明する。ガスコーニュ戦争以前では、ボルドー・コネターブルについて言及されているのは14例のうち4例、ガスコーニュ・セネシャルについて言及されているのは14例のうち5例である。ガスコーニュ戦争以後の1303 - 05年は32例中ボルドー・コネターブルについて言及されているのは9例、ガスコーニュ・セネシャルについて言及されているのは14例、そのうち8例がボルドー・コネターブルとガスコーニュ・セネシャルがともに言及されている。ボルドー・コネターブル職にあったピエール・エイムリに加え、1305年頃にガスコーニュ・セネシャル職に就任していたジョン・オブ・ヘイスティングス John of Hastings の代理として、ブライユ領主のジョフロワ・リュデル 4世 Geoffroi Rudel IV, sire de Blaye が置かれていた。奉仕の見返りを現地住民に与える役割を現地領主が担っていた可能性があり、プランタジネット家が現地住民間の関係について、十分に考慮していたとは言えない。

ここで問題となるのは、ガスコーニュ人が官職を保有することで、どのような利害関係が生じるのかという点である。次の第3節にて、2つの派閥抗争を取り上げ、その中の官職就任者との関連について、分析する。

第3節 現地抗争に見る上級領主意識の変遷 一官職保有の観点から -

ガスコーニュにおいて頻発していた派閥闘争は、1259年パリ条約以降、1261年、1270年のカペー家の王令をもってしても、収まらなかった¹⁵³。カペー家の王令は、ガスコーニュにおいては、実効性も乏しいものであった。むしろ現地勢力は、上級領主の権威を利用して、現地抗争の解決どころか悪化につなげる言動を見せていた。現地抗争の解決の糸口を探るために、プランタジネット家の官職に就任していたことは、すでに述べた通りである。

この項目では、現地抗争の具体的な実態を、派閥闘争の最中にいて、研究が残されている、ボルドー市、フォワ・ベアルン家に着目して、考察する。

1 ボルドーにおけるコロンの、デソラー、カイヨー各家系の事例

ガスコーニュにおいて、1259年パリ条約以前から続いた現地抗争として挙げられるのは、コロンの、デソラー、カイヨーの三大勢力を中心としたボルドー市長職を巡る市政の実権争いである。ボルドー市長職は現地住民が任免権を握っていた役職であったが、プランタジネット家とカペー家がそれぞれ同市長を任命していた時期があったため、ボルドー市長就任者がプランタジネット家もしくはカペー家といった上級領主の意向を反映することになった。

コロンの家は、1212年からボルドー市長にその名を連ねていることが、実証されている¹⁵⁴。コロンのとデソラーの派閥抗争において、前者がプランタジネット家寄り、後者がカペー家寄りと規定する先行研究は豊富であるが、最近ではキックライターがこの傾向を踏襲している。一方で、ヴェイルはガスコーニュでの現地抗争において、どちら寄りという規定では言

い表せないほどの流動性を指摘し、それまでの先行研究の見解を否定する立場にある¹⁵⁵。

コロンとデソラーにとっての上級領主は、1259年パリ条約以前はプランタジネット家であった。両家系は、交易で関税や通行税を取り立てることで、勢力を拡大していたので、ガスコーニュ・ワインを重要とするプランタジネット家と結びつくことは、臣従基盤を強化するために不可欠であった。1246年から1261年の間は、コロン家とその同志であるカイヨ一家のみボルドー市長に、その名を連ねていた¹⁵⁶。このコロン家の市政独占に、デソラー家が意義を唱え、反乱を起こしたのである。これがコロンとデソラーの派閥争いとして初めて見られるのであるが、ヘンリ3世は、ガイヤール・コロン Gaillard Colomb とロスタン・デソラーとの仲裁を行い、1248年にシモン・ド・モンフォールを任期7年のガスコーニュ・セネシャルに任命し、派遣した。シモン・ド・モンフォールはコロン家派とその同志を優遇する一方で、デソラー家派を冷遇し、最終的には追放した¹⁵⁷。デソラー家は1257年にガスコーニュに戻ることを許されるけれども、1262年にヘンリ3世がボルドー市長の任免権を手中に収めても、1279年になって市長職の選任権が市当局に戻されてからも、市政をコロン家派に握られ続けていた¹⁵⁸。

ここで問題となるのは、ボルドーの三大都市有力家系が、1259年パリ条約以降の上級領主たるプランタジネット家とカペー家をいかに考えていたかということである。通説では、コロン家がボルドー市長職をプランタジネット家から与えられており、デソラーは市政から追い出されて、コロン家を、フランス・カペー王権を通じて追いやるという見解を示されていた。実際に見てみると、デソラー家の方がプランタジネット家に由来する行政官職への就任・保有に関わり、コロン家はボルドー市長以外の官職には就任していなかったことが判明した¹⁵⁹。コロン家を支援していたカイヨ一家でも、ピエール・カイヨ Pierre Caillau がボルドー・コネターブルに就任するなど、プランタジネット家の官職についていた¹⁶⁰。このボルドー有力都市家系の三家に属する人物から、プランタジネット家との封主封臣関係を築かれていた。コロン家、カイヨ一家の中にはボルドー・コネターブルから奉仕見返りの贈与を受けた者がいたからである¹⁶¹。

それにも関わらず、ボルドー市長職により市政を牛耳っていたコロン家の臣従意識はフランス王にも向けられていた。一方で、プランタジネット家の代官であるシモン・ド・モンフォールに冷遇され、追放されたにも関わらず、デソラー家は同王＝公の臣従意識になぜ留まったのかという謎が残る。フュンク・ブリュタノは、ジャン・コロン Jean Colomb はプランタジネット家からボルドー市長の官職を受けていたが、その一方でフランス・カペー王権の支援も求めていた。ジャン・コロンはボルドー市民の意識をカペー家に向けさせていたことは明らかである¹⁶²。その理由は一体何か、またカペー家へと臣従意識をシフトできない理由とは何か、フュンク・ブリュタノが挙げている史料の再分析から考える。

フュンク・ブリュタノの挙げる史料には、コロン家が行っていた私戦が示されている。確かにフランス・カペー王権は、幾度の王令に私闘禁止・制限を盛り込んでいるし、プランタジネット家としても、ガスコーニュでの派閥抗争は、パリ高等法院への上訴にも結びつきう

ることから、極力仲裁して上訴まで行かせないようにしなければならなかった。にもかかわらず、このアヴィニオン教皇、クレメンス5世・ヨハネス22世という仲裁役の登場が、ガスコーニュ現地有力者の意識をさらに二分し、結果的に在地抗争を悪化させた。両勢力に対する私戦の禁止・制限が、ガスコーニュ在地勢力のもっとも嫌う在地法慣行の侵害に取られたからである。こういった上級領主たちの動向に賛同する勢力もいることも確かではあるが、コロン家にとっては、敵対勢力に対して行う私闘が、ボルドー市政と並んで重要であったために死活問題になったのである。ジャン・コロンによる私闘では、何も敵対勢力だけではなく、商人やボルドー施療院までもが襲撃されていた¹⁶³。交易関係を重視するプランタジネット家にとって、商人の襲撃は都合が悪く、カペー家にとっても私闘そのものを禁止し、上訴に切り替えるように促しているために都合が悪かった。実際に、ジャン・コロンはフィリップ4世に対して赦免を願い出ている¹⁶⁴。ボルドー施療院の襲撃は、プランタジネット家やカペー家だけでなく、アヴィニオン教皇庁にも都合の悪い事件であった。ジャン・コロンは、プランタジネット家もしくはカペー家という上級領主への臣従先を変更していたが、ジャン・コロンに限らず、現地住民にとって、上級領主は一時的な仲裁人として位置づけられる。

一方で、デソラー家、カイヨー家の意識はどのように変遷したのであろうか。前者がコロン家の私闘行為に対する報復を企てたかどうかは、先行研究でも指摘されていない。というのも、それについて書かれた史料が欠乏しているからにほかならない。ただ、確かなことはデソラー家の中でボルドー・コネターブルの会計監査を行い、サントージュ・セネシャルに就任した者の存在で、プランタジネット家と臣従関係を示す傾向があったことである¹⁶⁵。それは同王公権が一時傘下に収めていたボルドー市長職をコロン家から取り戻す意図だったのではないか。デソラー家はコロン家を、フランス・カペー王権の權威を使って排除しようとした可能性は否定できない。ところが、デソラー家がフランス・カペー王権と結びつく要素は、プランタジネット家の官職保有による職務を考えるうえでも、その機会に乏しいのではないか。デソラー家は、フロンサック副伯家に家系が合流するが¹⁶⁶、合流した当時の副伯であるレモン3世は、1270年に城館所領を巡るガスコーニュ・セネシャルの判決をパリ高等法院に上訴しながら、判決ではプランタジネット家の名で城館所領を返還され、臣従礼も行っている人物である¹⁶⁷。デソラー家とフロンサック副伯家が同一視されるのであれば、先行研究の指摘するデソラー家がカペー家寄りであったという解釈は成り立たない。

エドワード2世治世には、アルノー・カイヨー Arnaud Caillau がボルドー市長として市政を取り仕切っている¹⁶⁸。この当時のコロン家とカイヨー家との関係は不明であるが、両家の関係は協力から対立に変化したと考えられる。その根拠は、ピエール・カイヨー・ジュヌ・ド・リュヌーヴ Pierre Caillau Jeune de Rueneuve とジャンヌ・デュ・ソラー Jeanne du Soler の婚姻関係とピエールのボルドー・コネターブル就任である。ボルドー・コネターブルは、現地有力者に奉仕の見返りを与える立場にあった。トラビュ・キュサックは、ピエールの職務遂行はあったとしているが、史料に彼に対する命令は見当たらない¹⁶⁹。

コロンとカイヨーの両家が、プランタジネット家への奉仕の見返りを受けたのは1305年のことである。1303年の1月15日から8月5日までピエール・カイヨーが奉仕見返りを支払う役目にあつたことは確かである。ボルドー・コネターブルの就任期間は前任者の記録などから鑑みても、1年以上と推測できる。ピエールの1年にも満たない7か月限りでの解任から、コロン家と奉仕見返りの内容に関する理由で対立し、エドワード2世治世以降の市政においてコロン家との敵対関係に至る背景としてつながりうるものであつた。

2 フォワ・ベアルン副伯家とアルマニャック伯家の対立事例

エドワード1世治世末期からエドワード2世治世にかけて問題となつた抗争として代表的なのは、フォワ・ベアルンとアルマニャックの対立である。1290年4月26日にベアルン副伯ガストン7世が死去すると、その三女マルグリットと結婚していたフォワ伯ロジェ・ベルナル3世がベアルン副伯を兼ねるようになる。アルマニャック伯ベルナル6世は、母がガストン7世の長女マートであり、アルマニャック伯領と同時にベアルン副伯領も要求したことで、対立の色が濃くなつた。両勢力の対立は、1294年から1303年の間のガスコーニュ戦争の間は収まるものの、戦争終結後、対立要素が現れるようになる。ヴェイルは、現地抗争を収束させる要素はプランタジネット家とカペー家が戦争状態になることであると定義している¹⁷⁰。さらに、ヴェイルはボニファティウス8世の教書を引用して、フランス王によるガスコーニュ没収は、フランス王のガスコーニュ直接支配につながることだと定義している¹⁷¹。現地有力者達によって、現地抗争は解決したいが、プランタジネット家とカペー家が戦争状態になることも望まないという矛盾した思惑を有していた。

ベアルンとアルマニャックの本家と所領はピレネー地方にあり、領地が隣り合うだけでなく、その境界線も曖昧だつた。ベルナル6世の父ジェロー5世にしても、ガストン7世の自領地に対する干渉に対する庇護をエドワード1世に求めているが、エドワード1世にしても甥のコーンウォール伯のヘンリ・オブ・アーメインがガストン7世の次女コンスタンス・ド・マルサンとの婚姻関係を、1269年から2年間にアーメインの死まで有していたこともあり、どちらか一方に肩入れすることはできなかつた。史料上ではガストン7世とコンスタンス・ド・マルサン Constance de Marsan は親愛なる血族という表記で登場し、ボルドー・コネターブルのアダム・ド・ノーフォークの名で年金を受給されるなどアルマニャック伯家以上に、プランタジネット家とは結びつきがあつた¹⁷²。

ガストン7世の死後、アルマニャック伯家に嫁いでいたマートの子どもたちが、実家のフォワ・ベアルン副伯家ではなく、アルマニャック伯家を選んだ理由としては、フォワ・ベアルン副伯のロジェ・ベルナル3世の臣従先がフランス王に傾いていたことが考えられる。祖父のガストン7世のパリ高等法院への上訴が差し戻しになり、エドワード1世と最終的に和解したにもかかわらず、土地保有基盤の維持をプランタジネット家にもカペー家にも期待しておらず、私戦を交えての自力での維持をもくろんでいた。さらに、アルマニャック

伯家と二度の婚姻関係を結んでいたアルブレ家も、フォワ・ベアルンと所領を巡り対立があったことで、プラントジネット家に臣従のベクトルを向けていた。そのことも、父親のジェロー5世の動向と関連していたのである¹⁷³。

1305年8月にフォワ・ベアルン副伯でロジェ・ベルナール3世の長子ガストン1世が、同志の370余名の現地貴族と従者を率いて、アルマニャック伯の所領に侵攻し、エドワード1世への臣従する領主の領域において、略奪を行った¹⁷⁴。この抗争の仲裁を行ったのは、プラントジネット家でもカペー家でもなく、カペー家のフランス王が任命したアヴィニョン教皇クレメンス5世であった。このクレメンス5世こそ、ガストンが英仏両王に代わる仲裁役と考えた人物である。クレメンス5世は、ガストン1世の母マルグリット・ド・フォワ Margrite de Foix と姉妹のコンスタンス・ド・マルサンとの交渉を通じて¹⁷⁵、ガストン1世に対してアルマニャック伯に対して賠償をするよう、ガスコニュー・セネシャルのジョン・ド・ヘイヴァリングとともに通告した。その意味でこの仲裁は、プラントジネット家とアヴィニョン教皇庁の双方に誓願した形を取ったと言える。だが、ガストン1世はその通告を聞かなかったとされ、その証拠にフランス王が派遣したトゥルーズ・セネシャルからも1309年4月にアルマニャック伯に賠償せよという判決が出されている¹⁷⁶。3つの上級領主権力の意向を無視し続けたように思えるガストン1世だが、1313年10月にガスコニュー・セネシャルのアモリ・ド・クラオン Amaury de Craon がエドワード2世への書簡の中で、ガストン1世はフルーランスのバステイドの管理官に任命されていた。プラントジネット家の官職を帯びて、政務を取り仕切っていたのである¹⁷⁷。

アルマニャック伯家は、プラントジネット家に臣従する役人のガスコニュー戦争で被った賠償の支払いがなされていないことについて、糾弾している。役人とはプラントジネット家の官職の保有者であったから、彼らの職務怠慢や越権行為は、現地住民のプラントジネット家への不信感となりえた。それゆえ、婚姻関係にあるアルブレ家とともに、プラントジネット家への臣従が薄れ、サン・サルドス紛争時にはカペー家へと臣従した。すなわち、プラントジネット家にしても、カペー家にしても、アヴィニョン教皇にしても、ガスコニュー現地有力者間の問題への対応について明確な回答が出せなかったと言える。現地有力者としては、問題解決のために案件を持ち込むことのできる上級領主の選択肢があることは望ましいことであったが、上級領主権の過度の介入は望ましくない事態であった。

上級領主の過度の介入は、ガスコニューという地域に所属する土地保有者の間に共同体を創設させた上で、臣従関係を構築し、上級領主のガスコニューの領有権を明示する意図もはらんでいた。とはいえ、上級領主の働きかけがあっても、ガスコニュー住民のイニシアティブによる共同体の成立を見ず、大部分の現地における施政は、現地有力者達の意向に任せざるを得ない実態が、生じたのである。

おわりに

ガスコーニュ現地有力者達の官職保有は広範囲に亘って確認でき、奉仕の見返りで官職を与えられるケースも実証した。また、本章での分析の結果、プランタジネット家に由来する官職システムが、ガスコーニュ現地有力者達の動向に影響を与えていたことも判明した。

プランタジネット家の官職就任については、プランタジネット家との封建関係の有無は問題とはならなかった。ただし、官職就任者の傾向としては、プランタジネット家との封建関係を証言し、1259年パリ条約以前にもプランタジネット家と何らかの関係を有していた人物や家系が記録に残される傾向にあった。ボルドー・コネターブルもしくはガスコーニュ・セネシャルが現地住民の奉仕の見返りに、金銭だけではなく官職を与えていたが、その見返りを与える人物がその官職を保有する現地領主という可能性も示唆できる。

ガスコーニュにおけるプランタジネット家の官職は、国王代理、ガスコーニュ・セネシャル、ボルドー・コネターブルなどの上級職、地方下部セネシャル、地方コネターブル、バイイ、プレヴォ、シャトラン、バステイド管理官などの下級職に分別される。ガスコーニュ住民は下級官職だけではなく、上級官職にも進出し、ガスコーニュ・セネシャルの代理の大半もしくは全てにおいても、現地人で占められていた時期が存在した。このことは、プランタジネット家によるガスコーニュ住民のイニシアティブによる行政を模索したところ、大多数の現地人がプランタジネット家との封建関係の有無を問わず、プランタジネット家の官職を帯びて、現地の問題解決を模索して、同家の行政に参加したことを意味する。

ただし、多数の官職保有者が存在したからと言って、プランタジネット家への臣従と結び合わさったと結論付けることはできない。彼らの官職保有の目的は、プランタジネット家の官職に就くことによって問題の解決を有利に運ぶという意向にあり、プランタジネット家への奉仕と必ずしも同一に結びつけることはできないのである。

現地人への官職請負は、施政を現地のイニシアティブに任せる意味では一定の成果を挙げたが、ボルドー市内、フォワ・ベアルンの事例で分析した通り、現地抗争を悪化させて、上級領主への案件持ち込みに結びつける影響をも生み出した。プランタジネット家がガスコーニュへの領有権への根拠を示すために行った官職導入は、結局のところ、現地有力者の多数の参加により、現地住民のイニシアティブに影響され、現地土地保有者の土地保有と平和の維持のために利用されるシステムに成り下がったのである。

第1章と第2章において、ガスコーニュ現地土地保有者の土地保有・軍役を含む奉仕について考える上で、土地保有基盤の平和の維持の観点から封建契約と官職保有がその手段として用いられえたことを実証した。その結果、同様の目的を持つ現地土地保有者の利害は対立した。事態の收拾のために上級領主の裁定の必要に迫られたのである。

第3章において、現地土地保有者の土地保有と軍役奉仕を伴う封建契約と上訴との関係性について事例を挙げて論述して、第4章では「教会」への一連の贈与契約と上級領主による諸契約の追認事項、「教会」と都市の上級領主への案件持ち込みから、領主共同体構成の動向が見られなかった、ガスコーニュ情勢について考察する。

第3章 13世紀中葉 - 14世紀初頭のガスコーニュにおける俗界領主 - 訴訟動向と上級領主との関係の個別分析 -

はじめに

第1章で取り上げた土地保有と軍役奉仕を含むガスコーニュ現地人とプランタジネット家との関係、第2章で取り上げた官職保有は、ガスコーニュ現地土地保有者にとって、自前の土地保有基盤と平和の維持のために行われていたが、同様の目的を有する土地保有者の利害は、度々衝突することになった。

事態の收拾のために、上級領主、すなわちイングランド王＝アキテーヌ公であるプランタジネット家、もしくはフランス王たるカペー家の宗主権に基づく上訴法廷や請願場所が必要とされた。上級領主への現地の問題についての案件持ち込みが、1259年パリ条約以降で見られるガスコーニュからの動向となっていた。クーデル・バロー H. Couderc-Barraud は研究年代を11-13世紀初頭に設定し、ガスコーニュ現地聖俗領主やそれに服属する住民が紛争の解決を自らのイニシアティブで行っていたという論説が提示される¹⁷⁸。

最新の傾向を踏まえたものを含む先行研究の問題点は以下の二つに集約される。一つ目は上訴や請願の結果としての上級領主の裁判機関による法的解決の終了をもって、王権が浸透した、もしくは現地領主の臣従意識が左右されたという論説がヴェイルの批判以降の研究でも言われていることである¹⁷⁹。そのヴェイルでさえも上訴におけるプランタジネット家・カペー家レベルでの不和の要素は認めている。ただそれ以上にこの論説の大きな問題は、パリ高等法院およびフランス王廷が名実ともに絶対的な裁判機関であったと主張されている点である。一回の訴訟動向についての判決や裁定による法的解決によって、上訴人ひいては上訴人の属している土地全体に対する王権浸透の度合いなど測れるであろうか。論者は、王権の意向と現地勢力の意向を、必ずしもイコールでは結べないと考える。王権浸透が図られたと言うよりは、現地勢力の個々の家系が一族もしくは当主の世代の繁栄を最優先に考えて、上級領主であるカペー家あるいはプランタジネット家の法廷に案件を持ち込んだのではなかろうか。その結果として、上級領主と現地勢力の思惑が合致することもあって、上訴が王権の政策の成功の根拠として言われてきたのである。

問題点の二つ目はクーデル・バローを除き、ガスコーニュにまとまった領主・都市共同体が存在しているという前提で、考察しているところである。1259年から1324年までにおおよそ260件の上訴が受理された、1270年代に少なくとも30件の上訴が受理された¹⁸⁰、という見解はそのような考察に由来している。さらに、比較的史料に名前が残されている特定の領主家系の動向が、ガスコーニュ現地勢力全体共通であったと説明されている。この論理を否定したクーデル・バローも対案として十分な回答を出せていないし、個別の領主家系の研究も史料上の制約から進んでいないのが現状である。

本章ではその課題について、現地領主と上級領主とりわけプランタジネット家との相互の関係の実態を通じて、最終的に上訴人となりうる現地領主による、上訴法廷の位置づけをどのようにして行っていたのかについての考察を試みる。

第1節 プランタジネット家との相互契約の実態

第1章でも述べたが、ガスコーニュの現地聖俗領主とプランタジネット家との関係は、裁判記録、封建誓約についての史料から豊富に見ることができる。カペー家がガスコーニュに関わるのは1259年パリ条約以後になるが、プランタジネット家と現地領主達との関係は1259年以前から存在していただけでなく、むしろ緊密であった。少なくとも、同家の行政史料であるロール・ガスコンの記録が始まる1242年前後から見ることができる¹⁸¹。

1242年から1259年までの記録では、裁判やオマーージュの規定に関わる場所は少ない。現地聖俗領主に宛てられた書簡は、奉仕の要請、年金の支払い、奉仕の見返りの金銭支払い、現地既得権の確認という内容が多くを占めるからである¹⁸²。それではこの年代の範囲で、どれほどの現地勢力が同王家と関係を持っていたかを述べたい。

1242年に出された奉仕の要請では、セヌブラン・ド・レスパールに宛てて書簡が残されている¹⁸³。また同じ文面での奉仕の要請が、ベアルン副伯ガストン7世やアマニュー・ダルブレらガスコーニュの中でもかなり有力な領主に出されている¹⁸⁴。この領主達が、この要請に従ったかどうかの確認はできないけれども、プランタジネット家側が、フランス王ルイ9世の遠征に向けて、ガスコーニュの領主達の臣従意識を強める意図があったことは間違いない。1242年には同じく軍役奉仕を求める書簡が出されている¹⁸⁵。軍役奉仕を求めている以上、この領主達と将来的に封建的な臣従関係を構築したいという王家側の意図は読み取れる。ただ、これだけの領主の名が挙がっているということは、現地勢力側にプランタジネット家への意識がなかったとは言い切れない。プランタジネット家の強制という側面もあるが、1242年もしくはそれ以前からプランタジネット家との関係を望む現地勢力の存在は前提となっていた。ロール・ガスコン第一巻は1242年から1254年までを対象としているが、その間に現地領主の反乱などもあり、1244年から1252年までの実態を示す書簡は載せられていない¹⁸⁶。ただ、その後の記録では、1242年から1243年までの特徴と類似した書簡の内容が示されていることから、この奉仕要請に従った現地領主も多かったと見られる。その中で、1259年以降の上訴や請願において、登場する人物も存在したのである。

オマーージュは1242年から1255年までは、アルマニャック伯ジェロー5世に求められているという記録のみで、そのオマーージュも形式的なものに留まっている¹⁸⁷。この傾向はイングランド王エドワード1世が、十字軍遠征先からイングランドに帰還する前に行った、現地勢力の自己申告による封建的な土地所有調査を1274年にまとめた際に変化する。比較的数量多くの現地勢力にオマーージュ、しかもオマーージュ・リージュ（ホマギウム・リギウム *homagium ligium*）と称される、上級領主のプランタジネット家を優先するとする優先的

臣従が求められている¹⁸⁸。

オマーージュを捧げることを要請した動向は、プランタジネット家がそれまでは自由地としてきたガスコーニュに対する方策の転換を示すものである。背景には、1259年パリ条約でのヘンリ3世による臣従礼と次章以降で詳述するベルジュラック家、さらにはボーフォール家の上訴があった¹⁸⁹。この論稿のテーマにも関わるが、現地領主はプランタジネット家の權威や裁判権を損なわせる目的のみで上訴を行ったのではない。ただ、プランタジネット家からすれば自由地として所有するガスコーニュに対して生じた危機と捉えられた。上記の土地調査には現地聖俗領主だけではなく、都市、都市民の事例もその対象としての記録が残されている。これまでの金銭的な関係に代わり、オマーージュを通じた封建契約がプランタジネット家と現地を結び付ける要素となっていく。オマーージュを要請されても、その当人が親の代からプランタジネット家からの権利はないからと言って拒否されるケースもあったが、大多数の領主はオマーージュに対しても肯定的であった¹⁹⁰。

パリ高等法院およびフランス王廷まで上訴が行われたとしても、その多くの事例は、当事者同士の和解、直属の上級領主であるプランタジネット家との和解、裁判の先延ばしが命じられて記録が途絶えるなどしている¹⁹¹。そのため、従來說が主張してきた調停者としてのフランス王権が、ガスコーニュ人に浸透する要素はあまり見出せない。目立つのは、上訴当事者による上訴の撤回である。この問題に関しては、パリ高等法院・フランス王廷まで行った裁判について、フランス王権が上訴の回避を促すケースも存在したが、その一方で上訴人の意図が働いたと見られるケースもあった¹⁹²。さらに、プランタジネット家の根回しも考慮に入れる必要はあるが、上訴の撤回によって恩恵を授かった現地領主も少なくない。アレクサンドル・ド・ラ・ペブレ Alexandre de la Pébrée が、城館の領有を巡る問題で1277年に上訴していたが、上訴を撤回した15年後の1292年4月12日にサント・フォワ・ラ・グランド管区のバイイに就任したケースがその典型である¹⁹³。

この相互契約は、エドワード1世によって行われた1273-75年の土地保有・封建関係調査によってまとめられ、現地有力者とプランタジネット家との土地保有・封建関係を保証する重要な史料となった。そこでこの史料の分析及びその傾向を考えてから、上訴分析に移る。

第2節 13世紀後半のボルドー・コネターブルとバステイド問題

上級領主と現地領主の相互契約として明確に示されているのは、バステイド創設を前提としたパレアーージュ契約である。土地保有関係の保証において、プランタジネット家はガスコーニュ・セネシャルとボルドー・コネターブルがその職務を担うことになった。

ボルドー・コネターブルは、トラビュ・キュサックの指摘するように現地のバイイ、プレヴォを任命し借地契約をも行っているが、王命で所領の返還や権利の回復、現地有力者のプランタジネット家への奉仕見返りによる金銭の贈与やバイイ官職授封に、ガスコーニュ・セネシャルとの職務の同時遂行もしくは兼任というケースが存在した¹⁹⁴。それは、ロール・ガ

スコンにおける王令で、両官職同時に宛てられていることの証左でもあり、ボルドー・コネターブルの恩義を受けた者たちが、プランタジネット家に基づく官職についていたことに見て取れる。

ボルドー・コネターブルは、バステイドの創設における金銭のやりとりにおけるイニシアティブを執っていた¹⁹⁵。バステイドとは、この当時のガスコーニュで見られた城塞都市であり、一般的な城館と同様にその地の領主にはそれぞれの裁判権が付随していた。イグーネによると、バステイド創設とパレアーージュ契約が密接な関連を有している¹⁹⁶。パレアーージュ契約とは、上級領主とその封臣の間で、封臣の所領や権利を折半する代わりに、封臣の所領や権利を上級領主の名義によって保護するという規定である。上級領主から封臣へバステイドの内部には解放特権が与えられる。ガスコーニュにおけるパレアーージュ契約にて典型的なのは、司教・聖堂参事会が、プランタジネット家やカペー家に対して、世俗領主との現地抗争における被害を防ぐために保護を求めるという内容である¹⁹⁷。1259年以降も頻発する現地有力者間の抗争により、所領や権利、平和が脅かされてきた。現地有力者の中には、プランタジネット家に庇護を求める者も存在した。プランタジネット家は、ボルドー・コネターブルを通じて、ガスコーニュ・セネシャルにバステイドの創設の王令を出すことになる¹⁹⁸。ここでは、ボルドー・コネターブルは、仲介役を担うことになっていた。バステイドの創設には多額の資金が必要であるから、ボルドー・コネターブルの役割も非常に重要だったと考えられる。ガスコーニュ出自の者はボルドー・コネターブルを、現地抗争の解決についての資金繰りのできる地位として捉えていた。上訴法廷にて、自らが訴追されることもなく、プランタジネット家との臣従関係を築くことで、ガスコーニュにおける地位を高め、他の現地有力者をプランタジネット家の権威下に、奉仕の見返りという形で取り込む。プランタジネット家へ意識の浸透を、ボルドー・コネターブルが図っていた側面が存在していた。

パレアーージュ契約のデメリットから上訴の問題を考察する。プランタジネット家の名でバステイドの創設や破壊が行われるため、現地領主の裁判権侵害が結果としてなされ、パリ高等法院へのガスコーニュ現地有力者の上訴に発展する要素もはらんでいた。バステイドがからむ問題ではないものの、アレクサンドル・ド・ラ・ペブレのキュニャック城館に付随する裁判権の侵害がパリ高等法院に上訴された事例があり¹⁹⁹、個々の現地領主は、上級領主に自らの領主裁判権に手を出されることを嫌ったことになる。次章で取り上げるフランス王権との動きと合わせて、司法システムによるガスコーニュでの王権浸透を図る英仏両王の思惑、そして当のガスコーニュ現地有力者達の思惑とは一致した部分もあるが、両者の方向性には一致していない部分があり、ガスコーニュにおける上級領主に対する臣従意識が流動的にならざるを得ない側面が浮かび上がってくる。

プランタジネット家とガスコーニュ現地有力者達との結びつきは、第2章にて述べたとおり、ボルドー・コネターブルおよびそれが借地契約を結ぶバイイ・プレヴォ、シャトラン、バステイド管理官その他に就任することによって、介在的に行われている。問題はカペー家との結びつきはどこに見出しうるのだろうか。先行研究において、この問題点について一致

した見解として示されている。プランタジネット家の法廷であるガスコーニュ・セネシャル法廷もしくは、それに服属するアジュネ、ビゴール、ランド、ペリゴール・リムーザン・ケルシィ、サントンジユの各下部セネシャルの法廷での判決を不服として、パリ高等法院もしくはフランス王廷に持ち込ませることである。カペー家にとっては、ガスコーニュに国王の家政役人を派遣するなどの直接統治は困難であり、現地人からの上訴権を通じての干渉に留めるのが、最良の手段であったという背景が存在した。

それらのリスクにもかかわらず、上訴が行われた背景としてはどのような事態が存在しえたからであろうか。第3節で、それに関する世俗領主の動向を述べる。ガスコーニュの中心部でプランタジネット家にとっての主要地だったボルドーに近く、英仏両王家の行政史料と裁判史料において数多く、しかも二代・三代続いて登場するメドック地方の三領主の家系の事例を挙げて、それぞれの領主家がどのような動向を見せていたのか、第4節でフロンサック副伯を含む、カペー家領ペリゴールやラングドックに近い周縁地域からの上訴問題について、考察する。

第3節 伯・副伯家、アルブレ家の動向

副伯や伯の称号を持つ家系はガスコーニュにおける有力諸侯であるが、彼らがガスコーニュに領主共同体を構築することはなかった。ベアルン副伯家、アルマニャック伯家はもちろん、ボルドー近辺における、フロンサック、カスティヨン、ロマーニュの各副伯家、ダックス付近のスール、タルタスの各副伯家も、残されている記録上から、個別の動向にて、土地保有や平和の基盤の維持を希求した。副伯や伯の称号は、プランタジネット家さらに遡ってアキテーヌ公家から追認されてはいたが、上級領主から授かった称号ではなかった。これらの称号を持たない領主家系でも、アルブレ家のように13世紀から14世紀にかけて、ガスコーニュ全体にドミニオンを獲得した家系もある。そのため、副伯や伯の称号がないけれども、14世紀のアルブレ家の当主は、半ば「ガスコーニュにおける王」となっていた²⁰⁰。称号の有無で領主の強弱を判断することは避けなければならないが、ここでは便宜上、称号を持つ者を含めた世俗領主の動向を分析する。アルブレ家の所領拡張は私戦を伴ったため、他の領主との利害対立を生み、アルブレ家の1312年の上訴へとつながる要因ともなった。

第1章の表1・2の1242、1243年の騎士奉仕記録に登場する人物を見ると、上記で述べた副伯や伯の家系にほぼ、プランタジネット家への奉仕が要請されていたことが分かる。

アルブレ家、アルマニャック伯家、カスティヨン副伯家は、これらの有力世俗領主の中でも1242 - 43、1253 - 55年の記録が多く残されている²⁰¹。マルケットによれば、史料上に登場するアマニュー・ダルブレは、1242 - 43、1253 - 55年は1270年に死去するアマニュー6世である²⁰²。アマニュー6世は、ベルナル・エズ4世とアマニュー7世、アルノー・アマニューと3名の男子を残すが、彼らはエドワード1世の封建所領調査には登場しない。一方、アルマニャック伯は1253 - 55年頃から記録が登場し、エドワード1世の封建所領調

査においてジェロー・ダルマニャックが登場する²⁰³。カスティヨン副伯家は、同封建所領調査記録では、ユーグとエリの2名の記録が見られるが、表1では一族のエムリ、表2は同名のユーグのほか、一族のポンスに騎士奉仕が要請されている。表4からは、1254年には一族のジャンに2度に亘って金銭授受の記録が見られている。

アルブレ家は1273 - 75年の調査に登場はしないが、13世紀から14世紀にかけての婚姻によって結ばれた勢力の中では、同調査に登場している勢力も少なからず存在する。アマニュー6世の父5世は、タルタス副伯家のアサリッドとベルジュラック領主家のイザベルと婚姻しているが、どちらも実家が1240年代から70年代を通じて、プランタジネット家との関係を示す記録が残されている。アマニュー6世は、ゴントー領主家のヴィアヌとボルドー一家のマートと婚姻していて、どちらの実家もタルタスやベルジュラックと同様にプランタジネット家との関係を示す記録を残している。

表1から4で挙げた史料以外でのアルブレ家の事例についても、分析してみよう。1242年に1262 - 63年のコーシヨン契約において登場するソーの城館を明け渡すべしとの規定があり、ベアルン副伯ガストン諸派によって仕掛けられた戦争に備えるためという記録が付されている²⁰⁴。翌年には、コーモン領主との争いにて、その仲裁のためにイングランド王の前に出廷するべしとの命令が出されている²⁰⁵。ただし、1255年までの記録において、プランタジネット家への奉仕 *in servicio nostro* という文言は度々登場するが、イングランド王家がアマニュー6世・ダルブレに対して、オマージュを要請したという記録は見られない。アマニュー6世・ダルブレ当人は、シモン・ド・モンフォールのガスコーニュ・セネシャル就任期にベアルン副伯ガストンとともに、反乱を起こしている。それに対する赦免の規定も残されている²⁰⁶。とはいっても、アルブレ家が単独で13世紀後半から拡張していった所領を維持できたとは言えない。プランタジネット家が、領域を確証する上級領主として、必要としていたと考えるのが、妥当である²⁰⁷。

その一方で、アルマニャック伯家は1242 - 43年には騎士奉仕要請記録以外ではその名が登場しない。ようやく1254年6月12日の記録にジェロー5世・ダルマニャックの名が登場する²⁰⁸。ジェロー5世・ダルマニャックは、アマニュー6世・ダルブレとともに、イングランド王の下にやってきた場合は保護が与えられ、「いかなる妨害や損害も誰においてもなされず、なされることも許容されない」という内容となっていて、期限は洗礼者聖ヨハネの生誕記念日から8日後までであった²⁰⁹。さらに同年中にはアルマニャックとフェザンサックの伯領について、「イングランド王へとオマージュと誠実宣誓を行うべし」という命令が出されている²¹⁰。この命令についてジェロー5世・ダルマニャックは、同年9月15日に自発的にオマージュを捧げ、誠実宣誓を行ったことが記録されている²¹¹。ジェロー5世・ダルマニャックの父ロジェは、アルブレ家の娘と婚姻していて、14世紀においても3名の人物がアルブレ家の関係者と婚姻している²¹²。

アルブレ家自体に1273 - 75年の間に封建関係についての記録はないが、婚姻を通じて結びついた家系の一つアルマニャック伯家のジェロー5世は、1274年10月22日に、エドワ

ード1世からアルマニャックとフェザンサックの両伯領について、封土として与え直されるべしという証言を行っている²¹³。1254年のオマージュと加えて、アルマニャック伯家と婚姻を通じて関係を構築しているアマニュー6世・ダルブレが、プランタジネット家を意識する背景は、存在しえたと言える。

ボルドレやメドックにおいては、カステイオン副伯家に加えて、後述するブランクフォール家、レスパール家、ベルジュラック家の記録が残されている。カステイオン副伯家は、1章で述べたように、プランタジネット家から騎士奉仕を要請されていた。表2にある1242年1月31日付の記録では、聖エドマンの祝日の前日の水曜日から主の生誕祝日の前日の水曜日まで20人分の騎士奉仕をするべしと記録されており、その騎士奉仕の見返りとして、67リーヴルの給金を支払うことが規定されている。ここでは封土の授受などの規定は見られないが、1254年に残されているジャン・ド・カステイオンに対して出されている3つの命令の中で、騎士封 *milicia*²¹⁴やオマージュについて言及がなされている²¹⁵。また一族のユーグ、エリ、ピエールの3名には1255年5月11日、5月21日、7月18日に安堵状が交付されている²¹⁶。カステイオン副伯家の全体の意識がプランタジネット家に向いていたかどうかは不明瞭である。しかしながら、一族のこれだけの人物にこのような命令が出されているということは、両陣営が今後の明確な封建関係の構築について、何らかの思惑があったと推測することができる。カステイオン副伯家の中では、ユーグとエリの2名がエドワード1世との封土の授受について証言しているためである。前者はプランタジネット家から城館を保有することを認めているが、ペルトラン・ド・ノワイヤンとガイヤール・コロンの妻トランカレオンとの間で騎士奉仕に関する規定を分割していると証言するも、プランタジネット家へのオマージュについての言及は確認できない²¹⁷。エリはプランタジネット家に、同王家からの封土と認定してもらうために、自前の城館を差し出して、封建関係に基づくオマージュを捧げると証言しているも、軍役奉仕については拒否している²¹⁸。カステイオン副伯家の事例からは、家系内でも上級領主に対する意識の度合いが異なっていたことが分かる。1242年頃からプランタジネット家の恩顧の授与や奉仕の要請がされているけれども、その後のプランタジネット家に対する臣従を念頭に置いていたかは不明瞭である。

ロール・ガスコンによく登場するブル家やノワイヤン家の人物においても、プランタジネット家からの土地保有を認めない勢力も存在したことから、カステイオン副伯家と同様に臣従する者としめない者が、権利の維持基盤をそれぞれで構築していたのである²¹⁹。

すなわち、ロール・ガスコンが王家からの命令という文体を取っている以上、現地の意向をそこに読み取る作業は困難を極める。一方で、レコグニキオネス・フェオドルムは現地の証言という形式となっているため、ある程度は現地の意向を把握することはできる。世俗領主のみならず、聖界領主や都市に属する勢力においても同様であるが、1259年パリ条約以前に関係を持っていた現地有力者達の中でも、エドワード1世の封建所領調査にも登場してくる領主が存在する。それは、ロール・ガスコンに証書の発給先の勢力が、プランタジネット家に対してある程度の意識を向けていたからではないか、と結論付けられる。

第4節 メドック地方の三領主の傾向

メドックは、ボルドーの北西のジロンド川左岸を指す。ここで取り上げるのはレスパール、ブランクフォール、ティランの各領主家である。レスパール家の研究については、トラビュ・キュサクによるものが存在するが、ブランクフォール、ティランの両家についての研究や言及は少ない²²⁰。ただ、メドック地方の領主家の動向をさらに理解するためには、ブランクフォール、ティランの両家についても分析が必要である。

1 レスパール家

レスパール家は、上訴と請願、さらにはプランタジネット家とカペー家との関係において、先行研究が重視してきた。トラビュ・キュサクが同領主家の専門的な研究を残しているので、後述のブランクフォール家、ティラン家の動向との比較材料とする。

第1章で述べたが、同領主家とプランタジネット家との関係は、セヌブラン・ド・レスパールへの奉仕要請の記録から始まっている。その後、エイケルム・ド・レスパールへの奉仕要請、かまど税 *focagium* の支払い命令の書簡が出されているのに加えて、セヌブランの妻のマティルドに対しても書簡が出されている²²¹。プランタジネット家がこの家系を重視していることは明白であろう。ただそれ以上に、レスパールの本領地が、1242年のヘンリ3世とルイ9世の遠征の舞台となったタイユブルやサントに近かった。一連の奉仕要請に対してレスパール家の上記三名が従ったかどうかの確証はないが、自領地の庇護の観点と1274年に封建関係の確立を示す記録が残されていることを考えるとそれに従った可能性は考えられる。

それでは、1274年の記録について考察しよう。はじめに、セヌブラン・ド・レスパールの封建誓約を考察する。軍役奉仕の要請が出された人物と同一人物かどうかは分からないが、一族の当主とプランタジネット家が共に封建関係を構築しようという意図があったとは指摘できる。その中でセヌブランは、レスパールを含めた自領地は、プランタジネット家を上級領主とする封建関係を基に領有と証言している²²²。その一方でセヌブランと同じ一族の人物と思われるゴンボー・ド・レスパール Gombaud de Lesparre は、フロンサク副伯の臣下であり、副伯から封土をもらっていると証言した²²³。一族の中でプランタジネット家に対する意識の度合いが違っているのである。また、セヌブランと現地において封建関係にあると記録されているエムリ・ド・ブール Aimeric de Bourg は、自身はプランタジネット家と封建関係にあることを証言する²²⁴。またエムリは所有する自由地の場所と規模についても合わせて報告している²²⁵。プランタジネット家は封建関係を把握して構築する意図を持ちながら、一方で現地領主は完全な形での上級領主との封建関係を望まず、自由地の申告も行っている。上記の三名の人物の訴訟は記録されていない。上訴や請願の当事者は、セ

ヌブランの孫の世代にあたるエイケルム・ギエム・ド・レスパール5世 Ayquelm Guilhem de Lesparre Vである。トラビュ・キュサクによれば、その当人はガスコーニュ戦争時にプランタジネット家とのフィデリテが明るみになったことで所領と城館を没収されて、1297年にパリ高等法院に赴いてその返還を要求していたとされている²²⁶。封建的な記録自体は残されていないが、エイケルム・ギエムは親の世代が行った封建契約を同様に行っていた可能性は高い。エイケルム・ギエムは、1300年に没収された所領と城館の返還を求めて、フランス王廷まで上訴した。判決によると上訴人としてのエイケルム・ギエムが不出廷だったので、それまでに審議された内容が無効になったとある²²⁷。その後、ガスコーニュにて上訴人とフランス王の派遣した代理人の立ち会いの下で審議がやり直されて、この問題の解決をフランス王が派遣したガスコーニュ・セネシャルに委任した²²⁸。その審議の内容と判決の趣旨がどのようになったのかは定かではないが、エイケルム・ギエムに有利になる要素は少なかったと考えられよう。

1294年に一度フィリップ4世に没収されていたガスコーニュが、1303年にプランタジネット家に返還された。ここで所領と城館を返還してもらおう意図で、1305年にガスコーニュ・セネシャル法廷へ請願している。請願は訴訟手続きを必要とする上訴と違い、手っ取り早く問題を解決する手段として、1280年代頃から14世紀初頭にかけて行われてきた²²⁹。ヴェイルによると、エイケルム・ギエムはパリ高等法院へと上訴したことを理由にガスコーニュ・セネシャルの配下に投獄されていた²³⁰。トラビュ・キュサクの主張とは対照的である。ただ、プランタジネット家とカペー家も共にエイケルム・ギエムの行動を臣従違反とみなしている。けれども、当のエイケルム・ギエムにはその意識は全くなかった。むしろ、自前の領主裁判権と当家の繁栄と利害関係のためには所領と城館の取り戻しが必須なので、上訴と請願を巧みに使い分けて、英仏両王家という上級領主権を極めて柔軟に考えたゆえの行動に過ぎないのである。請願の結果として、ガスコーニュ評議会はアキテーヌ公エドワードの名で、請願人エイケルム・ギエムの求める上級・下級の領主裁判権の一部を認めることになった²³¹。

けれども、請願についてもエイケルム・ギエムの要求が満たされたのでないことは1312年の上訴動向からも明らかである。その目的はやはり自領地返還であった。ここでもガスコーニュ・セネシャルの配下にある現地勢力がエイケルム・ギエムを再度投獄している。パリ高等法院は上訴を受理するが、エイケルム・ギエムは勝ち目がないと判断したのか、一度上訴を撤回している。上訴の撤回によって、恩顧配分を得ようという思惑もあったかもしれない。ただ、恩顧配分を受けられないどころか、当のガスコーニュ・セネシャルの臣下達の妨害行為は激しさを増した。パリ高等法院は、ガスコーニュ・セネシャルの不当行為をその領主であるプランタジネット家にその責任を求め、判決ではエドワード2世に12000トゥール貨リーヴルの罰金を支払うように命じた²³²。ところが、ヴェイルによれば、後日エドワード2世は賠償を要求されたが、カペー家を通じて支払い額が6000トゥール貨リーヴルにまで減額された²³³。ヴェイルもなぜフランス王権が、罰金の減額を認めたのかについての経緯

は語っていない。ただ、ガスコーニュ・セネシャルの臣下の越権行為が存在したとはいえ、エイケルム・ギエムがエドワード 1 世治世末期まで明らかにプランタジネット家を意識した動きを見せていたことに関連しているのであろう。フランス王権による臣下の封建関係への配慮が、罰金の減額へとつながったのである。

レスパール家は、1242 年頃からプランタジネット家を上級領主として重視してきたが、その傾向はパリ高等法院・フランス王廷を頂点とする上訴法廷完成後の 1259 年パリ条約以降でも、さして大きな変化を生じさせなかったと言える。

2 ブランクフォール家

ブランクフォール家は、レスパール家と同様に、1242 年頃からプランタジネット家との関係を示す記録が残されている。フロンサック副伯家との対立者としてブランクフォール家の記録が現れる。アルノー・ド・ブランクフォールに対してフロンサック副伯並びにその母親、副伯配下の騎士達への赦免が要請されている。その上で同副伯家の庇護下に入るようにとも書かれていた²³⁴。この文言から考えるとフロンサック副伯家とブランクフォール家は、現地において封建関係にあったことが想像できる。ここではフロンサック副伯家に非はないとして、アルノーの要求通りにはいかなかったことが分かる。その後、エイケルム・ド・レスパールと共に軍役奉仕を要請され、かまど税の支払いについても書簡が出されている²³⁵。さらに、ベルトラン・ド・ブランクフォール Bertrand de Blanquefort 宛のヘンリ 3 世治世 26 年目の使徒聖マタイの祝日の 8 人分の騎士奉仕の見返りに、同年の聖マルタンの祝日後の土曜日までに、44 ポンド 60 ペンスを与えるという内容の書簡が発給されている²³⁶。

ブランクフォール家の封建関係の記録では、1242 年にアルノー・ド・ブランクフォールが奉仕する限り保護されるという規定と 1254 年にギレルマ・ド・ブランクフォール Guilnelma de Blanquefort と呼ばれる人物の金銭を媒介とした領地の領有について見られる²³⁷。さらに、1270 年には、アライド・ド・ブランクフォールに、城館をプランタジネット家の封土として差し出すように前もって要請されていた²³⁸。1274 年はそのアライドとその夫のベルナルド・ド・トランカレオン Bernard de Trancaléon が領主の自由意志に基づく城館の相続権について、自発的に後のエドワード 1 世に差し出す意向をその代官のロジャー・ド・レイバーン Roger de Leyburn に伝えたと記されている²³⁹。この封建誓約において、アライドは今後獲得する所領についても、プランタジネット家の傘下に入れて良いことを証言していた。その内容を含めてオマーージュとそれによって生じる、騎士奉仕もしくは相続上納金の支払いが規定された。アライドは、1242 年頃からの当家の方針を踏襲したことになる。

プランタジネット家がブランクフォール家に対してこれほどの封建的な規定を求めたのは、ブランクフォール家の現地封主であるフロンサック副伯家との関係が考えられる。レモン 3 世は、1270 年に城館を巡るオマーージュの問題について、パリ高等法院に上訴していた。

同副伯と封建関係にあったアモーバンの所領を、プランタジネット家との封建関係の下で領有する意志を示した書簡が示す通り、プランタジネット家とブランクフォール家の双方に同副伯家への対抗意識があった²⁴⁰。この両者の関係によって、1285年にレモン3世らフロンサック副伯家が、プランタジネット家とのオマーージュの下で自領地の城館を領有するという裁定につながったと言える²⁴¹。

ブランクフォール家の訴訟動向は、エドワード2世治世に入って見られるようになる。その当事者はベルナル・ド・ブランクフォール Bernard de Blanquefort である。興味深いことに、ベルナルは上訴人の立場だけではなく、ティラン家との対立においては被上訴人の立場でも登場している。

ブランクフォール家は1270年のアライドの城館譲渡契約の前に、フロンサック副伯家からの越権行為からの防衛上、エドワード王太子から1254年に安堵状が与えられるなど、家系を通じて、プランタジネット家への意識が一定に保たれる要素があった²⁴²。フロンサック副伯家のレモンが、1271年にフロンサック城館についてのオマーージュと城館の没収というプランタジネット家の越権行為を巡ってパリ高等法院へと上訴している²⁴³。この上訴裁判は1278年に、「シモンのガスコーニュ・セネシャル就任以前の状態に城館の状態を戻す」というパリ高等法院の判決にて、一旦は解決が図られた。けれども、その最中にあった1273-75年にフロンサック副伯家から封土や自由地を授受していた人物による、同副伯家に代わる上級領主としてプランタジネット家から、封土や自由地を授受すると証言している記録が残されている²⁴⁴。オリヴィエ・マルタンによると、上訴裁判中は現地における一切の封主封臣関係が断ち切られる²⁴⁵。フロンサック副伯家を封主として抱いていた領主は、自前の土地や権利の保護者を失うことになり、プランタジネット家を、フロンサック副伯の上訴の間に、それに代わる土地保有と平和の維持を期待して、利用した。

ブランクフォール家は、プランタジネット家との関係を構築する一方で、ボルドー大司教陣営とも関係を構築しており、11世紀頃から13世紀中葉にかけて、同陣営への寄進などの関係記録が残されていた²⁴⁶。世俗の権利の保護者として、ボルドー大司教陣営を考えると、その対抗上、考慮に入れられていた可能性がある。寄進の際の証人でもあったティラン家が、プランタジネット家との関係を持つのが1258年のゴンボーによる封建記録が最初であったのに対して、ブランクフォール領主家は1242年頃からプランタジネット家との関わりを示す史料が残されている。とはいえ、1274年3月20日の記録で証言者のアライドとその夫のベルトラン・ド・トランカレオンが城館をプランタジネット家の封土として差し出す際に、それに伴う諸奉仕については拒否すると証言している²⁴⁷。ブランクフォール家のような1259年パリ条約以前においても関わりの深い領主家系だからと言って、プランタジネット家に忠実な封建臣下ではなかったのである。

エドワード1世期にアモーバンの後見人として登場するベルナルとエドワード2世期に上訴人として登場するベルナルが同一人物なのか、同姓同名の息子なのかは史料から

確認することはできない。ただ、アルノー、アライドの親の世代の封建関係について意識したとは考えられよう。上訴記録によると、ベルナールは、プランタジネット家への奉仕の際に、ガスコーニュ・セネシャルの代官のアマニュー・デュ・フォサからの妨害を受けて、自前の諸権利を没収されたことについて、ガスコーニュ・セネシャルの法廷へと訴え出て何度も諸権利の回復を要求した。しかし受け入れられずに、パリ高等法院に上訴した。パリ高等法院での判決では、アマニューに裁判のやり直しが命じられている²⁴⁸。この判決は、プランタジネット家に封建的な奉仕を行っているベルナールとその領主の立場にある人物との中で問題を解決するように意図したことが分かる。またベルナールの臣下にあたるギヨーム・ド・ペルドラン Guillaume de Perdelhan が、上訴人付きのバイイのアルノー・バジュラ Arnaud Bagera とともに、ベルナールの領地に押し入ってその諸権利を侵害したことで、上訴記録が存在する。パリ高等法院の判決は、被上訴人の二名には 500 トゥール貨リーヴルを、上訴人で封主の立場のベルナールを通じてフランス王に支払うことを命じた²⁴⁹。罰金を、ベルナールを通じてフランス王に支払うことはフランス王権の浸透を意図したと言えなくもない。ただ、その一方でベルナールとアマニューの事例において見られるように、プランタジネット家とのつながりの可能性を残す判決を出していたのも事実である。

ベルナールは上訴人としてではなく、次で述べるティラン家の上訴の際には被上訴人としても登場している。ベルナール自身のプランタジネット家とカペー家への臣従意識が流動的になる要素が存在していた。

3 ティラン家

ティラン家の本領地はレスパール家やブランクフォール家と違って、確定できない。上訴記録にほかの領主家系に比べて格段に多い記録が残されているけれども、ヴェイル及びデュクドレイが、ゴンボー・ド・ティランがプランタジネット家の臣下の不誠実な対応に反感を覚えて、上訴を行ったという見解を述べるに留まっている²⁵⁰。それ以外の先行研究では議論すら避けられてきた。その理由として本領地が確定できないことが考えられるであろう。それでも、筆者はゴンボーとその娘のオード・ド・ティラン Aude de Tiran の上訴が合わせて 10 件も記録されているので、その動向を無視することはできないと考える²⁵¹。史料の制約があることは承知の上だが、まずはティラン家とプランタジネット家との関係について述べる。

ティラン家がプランタジネット家との関係を初めて確認できるのは、1258 年である。これは 1242 年前後から関係を持つレスパール家やブランクフォール家と比べると遅れているうえに、記録も少ない。その 1258 年という年代も、1275 年 9 月 4 日にゴンボーがプランタジネット家との封建関係を確立して再確認するために持ち出した、ヘンリ 3 世との封建関係を示す書類に記されていたものに過ぎない。

1258 年の封建関係の書類の内容は、ゴンボー・ド・ティランは個人的にエドワード 1 世

のところへと赴いて、所有する自由地、特権とそれに由来する権利の全てを差し出して、プランタジネット家とのオマーージュ・リージュを通じて再度領有するべしという内容である²⁵²。ゴンボーは、レスパール家のセヌブランとエイケルム、ブランクフォール家のアルノー、ベルトラン、ベルナルよりも強固なオマーージュによってプランタジネット家との封建関係を構築しようとしていたのである。ゴンボーが持ってきた書状の年代が正しければ、ゴンボーはメドックの現地領主層の中では、いち早くプランタジネット家とオマーージュ・リージュによる封建関係を構築していたことになる。

それにもかかわらず、ゴンボーには 1259 年以降、1294 年のガスコーニュ戦争開始前までに三度の上訴記録が残されている。一度目の上訴は 1282 年である。イングランド王の臣下に城館を破壊され、その賠償を求めた裁判でガスコーニュ・セネシャル法廷での判決を不服として、フランス王廷に上訴している。フランス王廷での裁定にて、フランス王の派遣したペリゴール・セネシャルのジャン・ド・ヴァレット Jean de Vallette に問題解決が委任された²⁵³。最終的にはゴンボーへの破壊行為によって生じた損害を、イングランド王の臣下達が回復させるべしという法的解決を見た。

二度目の上訴は 1284 年である。自前の裁判権を侵害されたことについて、イングランド王の臣下の法廷での判決や裁定に不服だったために、再度フランス王廷に上訴している。史料上では、ゴンボーに対して下された判決がいい加減かつ事実に基づいていないと記録されている²⁵⁴。ゴンボーの上訴期間は、プランタジネット家の裁判権の管轄から外れることになる。この際に犯した悪事はフランス王の裁判権の下で裁かれる。ただ、この制度を逆手にとって、現地での越権行為の処罰を逃れる上訴人も存在し、14 世紀初頭からこの傾向が顕著になった²⁵⁵。フランス王権はこのような上訴を原則として認めていなかった。それはフランス王家にとって下級裁判権にあたるプランタジネット家の裁判権、現地勢力の裁判権の侵害の恐れがあったからである。さらに、イングランド王自身が上訴人となるケースや現地の上訴人と共同で問題解決に当たるケースも記録されている²⁵⁶。なお、1284 年の上訴についての法的解決の記録は確認できない。

三度目の上訴は 1292 年である。ここでは被上訴人としてピエール・ロクタイヤード Pierre Roquetaillade とエリ・ド・コーペヌの名が挙がっている。コーペヌ家には、1274 年に同家出身のヴィタルとプランタジネット家との封建関係を確証する史料が存在する²⁵⁷。被上訴人達がゴンボーの所領内で不当な侵奪を行ったことがきっかけとなってフランス王廷への上訴に至った。判決ではイングランド王はガスコーニュ・セネシャルとボルドー・コネターブルに命じて、被上訴人二名に、侵奪したゴンボーの城館を返還させるべしという内容となった²⁵⁸。1284 年の上訴では、フランス王権のイニシアティヴが見られるのとは対照的に、プランタジネット家に配慮する判決となっている。ゴンボーの事例からしても、パリ高等法院・フランス王廷が絶対的な裁定をしていたのではないことが分かる。

その傾向はゴンボーの娘のオードの上訴記録でも見られる。オードの名が初めて裁判記録に出るのは 1311 年のベルナル・ド・ブランクフォールとの対立事例においてである。

オードと同領主家の対立を巡る上訴は1311年と1318年に記録が残されている。1311年の上訴では、オードが自領地の領有を、ブランクフォール領主付属のバイイのアルノー・ド・ベガラン Arnaud de Baigaran に妨害されたことを受けて同領主の法廷に訴え出た。そこでの判決はオードに不利なものだったので、ガスコニュー・セネシャル法廷に問題解決を依頼した。しかし、この法廷では裁判拒否がなされたので、オードはペリゴールにあったフランス王の現地開廷法廷に裁判を持ち込んだと記録されている²⁵⁹。1318年の上訴では、ベルトラン・カイヨー Bertrand Caillau と配下の騎士アンリが、カントルー地区のオードの占有財産に損害を及ぼしたことについて、オードがガスコニュー・セネシャル法廷での裁判を要求した。一度は頓挫したが、ブランクフォール領主法廷を経由して再び同セネシャル法廷へと問題解決が委任された。双方の法廷での判決では、カントルーの所領は、ブランクフォール家からカイヨー家に譲渡されたもので、オードの訴訟提起は相応しくないとされた。オードにとっては当然不利な判決なので、パリ高等法院への上訴に至る。しかし、パリ高等法院でもオードにとって有利な判決は出されず、パリ高等法院は上訴前の二つの下級法廷での判決を尊重した²⁶⁰。

ここでブランクフォール家の事例を想起しよう。同家はエドワード1世治世期に一族のうち三名が封建関係を構築する意志を見せていて、中でもアライドがプランタジネット家に城館を差し出していたのである²⁶¹。となれば、ブランクフォール家の法廷とガスコニュー・セネシャル法廷はほぼ同じ意義が持たれていたことになる。アライドの封建誓約の結果として、対立者のオードにしてみれば不利な判決や裁定ばかりが出るのは当然の流れで、フランス王の裁判機関への上訴もやむなしと考えるのも無理はない。とはいえ、ガスコニュー・セネシャル法廷を無視できない行動を見せているのは、父のゴンボーとプランタジネット家との間での関係を少なからず意識していたからではないか。オード自身もしくはその代理人によるプランタジネット家との関係は封建関係をはじめとして見られない。けれども彼女の上級領主に対する意識は、ほかの上訴でも共通しているように思われる²⁶²。ティラン家は、レスパール家やブランクフォール家と比べて、最初の封建関係の日時が後者に比べて遅かったため、プランタジネット家との関係が弱かった。それゆえに、ゴンボーとオードの親子はカペー家の上訴法廷を頻繁に利用したのであろう。とはいえ、常にパリ高等法院・フランス王廷が彼らの意向と合致する判決や裁定を下した訳ではないので、プランタジネット家への意識もゴンボーのオマージュ・リージュを拠り所として残したのである。

レスパール、ブランクフォール、ティラン各領主家の動向を王権側からの視点で見ると、王権浸透の意識とイコールで結べる要素は認められる。しかし、いずれの領主家系も、プランタジネット家やカペー家と封建的に緊密に結びつくことを優先したのではなく、「現地での問題を現地で解決できない際のセーフティネット」として、上級領主の裁判権を考えたに過ぎないと言えよう。

第5節 周縁地域の領主の傾向

本稿におけるガスコーニュの周縁地域は、ベアルン副伯領やピゴール副伯領に代表されるピレネー山脈領主領、リモージュ副伯領に代表されるペリゴール、リムーザン、ケルシィ、1279年のアミアン条約でプランタジネット家に返還されたアジュネの三地域である。その中で英仏両王家の係争地点となったアジュネとペリゴール、リムーザン、ケルシィ地域の領主家系のプランタジネット家との関係及び訴訟について以下で考察する。

1 アジュネ地方の領主達

アジュネ地方の代表的な領主家系としてラヴィニャン家を取り上げる。ベルナル・ド・ラヴィニャン Bernard de Lavignan は、史料上でも多様な記録が残され、ヴェイルによってその動向が分析されている²⁶³。その分析に従って、ベルナルの上級領主意識について考えたい。

ベルナルもしくはラヴィニャン家一族での臣従関係は、プランタジネット家、カペー家とも確認できない²⁶⁴。ただ、メドック三領主とは違う傾向にあることは分かる。ベルナルについては、アジュネのアンブルス教区司祭とバステイドの創設を巡る対立で、アジュネ・セネシャル法廷での判決を不服として、ガスコーニュ・セネシャル法廷を経由せずに、そのままフランス王廷へと上訴したことが問題となった²⁶⁵。このような上訴は飛ばし上訴または迂回上訴と呼ばれており、フランス王権はこのような上訴を禁止していたので、ベルナルの上訴は1281年まで受理されなかった²⁶⁶。アキテーヌ公であるプランタジネット家の裁判権による処罰を巧みに逃れようとする上訴は、14世紀初頭のガスコーニュ戦争終結後に本格化することになった。

ベルナルに対するエドワード1世の対応の記録が残されている。この中で「余の裁判と裁判権の管轄において、汝の望むままに領地を荒らし……」という文面があって、これが不正な上訴と関連していると考えて間違いない²⁶⁷。しかしながら、ベルナルに課される罰金は当初の1000リーヴルから100リーヴルにまで減額されている²⁶⁸。エドワード1世は、ベルナルによるアジュネの一教区の司祭とプランタジネット家の裁判権への越権行為をとがめ立てる一方で、罰金の支払いの大部分を免除する宥和策を講じている。筆者は、この文面からベルナルの臣従意識をプランタジネット家に向けさせる意図をくみ取ることができる。とはいえ、ベルナルはガスコーニュ戦争中の1298年に、フランス・カペー王軍についてボルドーの守備隊長になっていることをヴェイルが指摘している²⁶⁹。この記録は、エドワード1世のベルナルに対する宥和策がさして効果がなかったことを意味するのではないか。

けれども、ベルナルが、カペー家を上級領主と考えていたと判断してはいけな。むしろ、ベルナルの上級領主への意識そのものが薄いと考えるべきである。アジュネも元々は

アンジュー帝国を構成していた地域であり、その後ジョン王の妹ジョアンの婚資として持参されて、トゥルーズ伯領に組み込まれた。アルビジョワ十字軍の講和である1229年パリ条約での取り決めが契機となって、ルイ9世王弟のアルフォンスに渡った²⁷⁰。度々の上級領主の入れ替わりが起きているので、上級領主への意識が確立しにくいのである。

ただ、アジュネにおいて臣従意識がはっきりしない領主家系ばかりではない。その典型がモンペザ家である。アルノー・ド・モンペザは、1325年のサン・サルドス紛争において、プランタジネット家とともに、フランス王権のバステイド創設に反対している²⁷¹。両者の関係はエドワード2世期に始まったのではなく、1242年の記録にも、1274年の封建関係調査記録にも、その家系の関係者の名が登場する²⁷²。しかしながら、バステイドの問題は双方の利害関係が合致した結果と言えなくもないのである。

2 ペリゴール、リムーザン、ケルシ地方の領主達

ペリゴール、リムーザン、ケルシは、プランタジネット家とカペー家が二つのセネシャル管区を持つ、現地勢力の権利も様々に入り組む地域である。その中で、本稿が着目するのは、リモージュ副伯家、フロンサック副伯家、ベルジュラック家の三領主家である。訴訟動向については研究が進んでいるので、それぞれの家系とプランタジネット家との関係について、その相違を明らかにしつつ述べたい。

リモージュ副伯家は、ガヴリロヴィチ、トラビュ-キュサックの先行研究が示す通り、1259年以降の上訴研究においても重視される家系と言える。1259年パリ条約では、リモージュ、カオール、ペリグーの中部フランス三司教区のうち、カペー家の名で保有されている封土のみが代々プランタジネット家に譲渡されるという条項が盛り込まれていた。そのため、1259年以前にリモージュ副伯家とプランタジネット家との関係は記録上には現れない。その中でリモージュでは副伯家と都市コムューヌが対立していた。リモージュ副伯家はカペー家のみを上級領主とする意識が上訴のプロセスの最中で見られるが、都市コムューヌとリモージュ副伯領の傘下にいた中小の領主達は、プランタジネット家と封主封臣関係を構築するために契約を結び、オマージュを捧げていた²⁷³。

リモージュについてはフランス王権に一方的に有利な方向付けが見られるものの、この地においても現地勢力が状況に応じて上級領主を利用した場面が見受けられる。現地抗争の段階で、副伯家に対抗するためにプランタジネット家との関係を選んだ勢力にその傾向が見られるのではないか。

フロンサック副伯家の事例は、リモージュの事例とは事情が異なる。なぜなら1242年頃からプランタジネット家との関係を示す書簡が残されているからである。その当時の当主だったレモン3世に対して、かまど税の支払いの要求、軍役奉仕の要請、専属特権 *munitio* 授与契約と言った内容で書簡が発給された²⁷⁴。これらの要請に従ったかどうかの確証はないが、1270年のフロンサック城館についてのオマージュ強要については反対して上訴に及

ぶ。その中でレモン3世は、「イングランド王の代訴人の証言に反対し、自領地フロンサックは、ペリゴール伯に帰属する移動封であり、同伯自身はフランス王から封土を保有している」とパリ高等法院にて証言している²⁷⁵。しかし、判決はプランタジネット家との臣従関係の下で城館を領有するべきという内容となった。最終的には1285年にエドワード1世妃のイリナー・オブ・カスティーユ Eleanor of Castille の仲裁にて、プランタジネット家とのオマーージュを受け入れることになる²⁷⁶。背後には、フロンサック副伯家に対するガスコーニュ・セネシャルのリューク・ド・テイニ Luke de Tany による和解工作の中で、プランタジネット家は、レモン3世の城館返還についての言い分を認める代わりに、自前の裁判権の行使を認めさせて欲しいという内容の書簡が挙げられる²⁷⁷。このような根回しは明らかにプランタジネット家の思惑で行われているが、史料上からレモン3世側にもそれらの条件を受け入れる意志がなかったとは言い難い。レモン3世は、オマーージュの強要についての不満を述べたに過ぎず、プランタジネット家の臣従下から脱しようという明らかな動機は探れないのである。

ベルジュラック家は、1242年から14世紀初頭まで英仏両王家の記録の中で登場している。上訴の当事者であるルノー・ド・ポンス3世とマルグリット・ド・チュレンヌのプランタジネット家との関係を示す書簡も見受けられるが、多いのは両者の父親のエリ・リュデル・ド・ベルジュラック3世に対する書簡である²⁷⁸。1242年の軍役奉仕の要請、特権の授与に始まり、1254年からのベルジュラック城館の譲渡契約まで、フロンサック副伯家以上に将来的な封建関係を構築しようという意図がプランタジネット家側に存在した²⁷⁹。1259年の上訴にてルノーは、「結果的にガスコーニュの封土に関して、オマーージュのためにイングランドに行く必要はない。その封土はフランス王国の移動封に属している」と証言している²⁸⁰。ところが、トラビュ・キュサックによれば、1261年にパリに滞在していたヘンリ3世とその一団に対して、オマーージュを捧げている²⁸¹。このことから、ルノー夫妻はフロンサック副伯以上にフランス王に対して、プランタジネット家と封建関係にないことを装ったと言えよう。1264年にフランス王ルイ9世妃マルグリットの仲裁によって、ベルジュラックとジャンサックの城館をプランタジネット家とのオマーージュを通じての領有という判決となったのは、そのオマーージュをフランス王の裁判機関が受け入れたことの裏返しである。

ベルジュラックとジャンサックの領地の問題は、1280年にマルグリットの甥にあたるギヨーム・レイモン・デュ・ヴァレ Guillaume Raymond du Valet がその分割を要請したことがきっかけで、マルグリットによるフランス王廷への上訴となった²⁸²。それ以降、どのような法的解決を見たのかは、史料の制約もあって不明である²⁸³。おそらく、裁判は先送りのまま消えた可能性が高い。ただ少なくとも、ベルジュラック家はプランタジネット家を真つ先に上級領主とみなしていたことは間違いない。それはカペー家に一方的にベクトルが向いていたリモージュ副伯家、事前の根回しが記録されているフロンサック副伯家とも異なっている。1259年の上訴でのフランス王を意識した証言は、有利な判決や裁定を引き出すのと同時に、プランタジネット家に対する臣従意志を遠回しに表現したのであろう。

ガスコーニュにおけるフランス・カペー王権の浸透説は、ピレネー、アジュネ、ペリゴール・リムーザン・ケルシィなど、ボルドーから離れているもしくはプランタジネット家領ガスコーニュとカペー家領との境界線における上訴動向のみを取り上げて論じられているものが主流である。境界線地区における権利が錯綜するのはどの地区でも想定されうるものであり、現地抗争の介入の度合いが強まるほど、それは上級領主レベルでの争いにもなっていく。プランタジネット家が拠点として重要視していたボルドレにフランス・王権が浸透していくのは、1330年代に入ってからであり、ボルドレの住民も、カペー家から代わったヴァロワ家の政策に賛同していたとも限らないと言える。

おわりに

ガスコーニュの現地有力者達の上級領主に対する臣従意識は、極めて流動的であった。ところが、プランタジネット家との関係が記録されている時期が早い領主家系ほど上訴において、どちらかというプランタジネット家を意識する傾向が強いことが判明した。

例えば、エイケルム・ギエム・ド・レスパールはエドワード2世期にパリ高等法院へと上訴したことがきっかけで投獄される。ところが、ガスコーニュ戦争時にはプランタジネット家への臣従意識を疑われて領地を没収されていることから、親の世代からの関係が多少エイケルム・ギエムの動向に影響を与えたことは間違いない。エドワード2世期の上訴においても、フランス王権の意向は入ってはいるが、プランタジネット家の払う罰金が減額されているのも、その一端ではないか。

ティラン家はゴンボーの臣従契約が1258年とレスパール家やブランクフォール家に比べると遅いので、プランタジネット家の裁判機関では、なかなか合点がいく裁定がなされず、ゴンボーとオードの上訴が数多く記録に残されたのであろう。それでも、ガスコーニュ・セネシャル法廷での解決を強く望む意志も記録上に見られることからプランタジネット家への意識もなくてはならない。しかし、エドワード2世期のブランクフォール家との対立構図の中で、やむを得ずカペー家へと案件を持ち込むようになったのである。

アジュネのラヴィニャン家とモンブザ家、ペリゴール、リムーザン、ケルシィのリモージュ副伯家、フロンサック副伯家、ベルジュラック家においても、1259年以前にプランタジネット家との関係が記録に残されているかどうかで、動向に多少の温度差が見られた。ラヴィニャン家とリモージュ副伯家は、1259年以降もプランタジネット家との関係を示す史料が見られないので、プランタジネット家に意識が向いていたかは不明である。その一方で、モンブザ家、フロンサック副伯家、ベルジュラック家は、1242年頃からプランタジネット家との関係を示す史料が残されている。それゆえに上訴においても、プランタジネット家との折衝の余地を残せたと言えるし、両者の和解にもつながりえたとも言えよう。

第4章では、ボルドー市の事例を中心に、「教会」と「都市」勢力の動向を分析する。

第4章 13世紀のガスコーニュにおける「教会」勢力と都市

- ボルドー大司教とボルドー市の事例からの一考察 -

はじめに

中世中期 - 盛期の英仏両王家は、ガスコーニュにおいて、現地領主を臣従関係・保護・特権などを与えて、自らの陣営に引き入れようとしていた。ガスコーニュの現地領主もその動向に合わせて、臨機応変に対応しており、どちらか一方の王権の支持者とも言えない勢力が乱立するいわゆる無秩序な状態が生じていた²⁸⁴。論者は第3章にて、ガスコーニュの中心都市ボルドーに程近いメドック地方を中心とした世俗領主の動向について、臣従関係と上訴裁判の両側面において分析した。その中で、ボルドーに程近いメドックの領主達ですら、臣従意識を絶えず変化させており、プランタジネット家のガスコーニュ統治が、現地人のイニシアティヴによるところが大きいことを立証した²⁸⁵。

本章では、世俗領主と並んで現地の有力者として見なされる聖界領主を対象とする。そのモデルケースの一つとして、ボルドー大司教とサン・タンダレ、サン・スーランの両参事会を取り上げる。ボルドー大司教陣営が、現地における所領の統治や管理形態を11 - 13世紀に行われた寄進と1277年上訴を軸にどう展開したのかについて考察する。フランス王権と「教会」との関係を考えて、中世初期から中期の「教会」は王権から半ば独立した形でローマ教皇を頂点として存在していた。ところが、12 - 13世紀頃からカペー家の「教会保護」政策を建前として、「教会」はその財産と権利をカペー家の保護下に置かれるようになり、14世紀にかけて王国統治の手駒の一つに組み込まれた。確かに、13世紀末から14世紀初頭にかけて、カペー家がフランス王国内外の聖界に圧力や懐柔の策を講じていたことは史料上には残されている。

この通説の論調を支持して修道院のフランス王権への上訴について研究を発表したのが、キックライターである²⁸⁶。キックライターはガスコーニュにおける修道院による上訴の記録から、カペー家がこの上訴問題に深く介入して、「教会の保護」を口実にその意識をプランタジネット家ではなくカペー家に向けさせようとしていたことを述べている。各修道院の敵対者として考えられるのは、自力救済権行使の名の下にその既得権や財産の権利を侵害する周縁の世俗領主である。その世俗領主にはプランタジネット家との封建的な臣従関係を持つ者、同家への直接的もしくは間接的な支持者が多かったため、修道院はその保護を「教会の保護」を謳っているカペー家に頼らざるを得なかったとされている。

しかし、キックライターも支持する上記の通説に、論者は疑念を抱かざるを得ない。「教会の保護」を謳っていたのは必ずしも、カペー家だけではなかったことが示されているからである。ガスコーニュにおいては、1273 - 75年のプランタジネット家のエドワード1世の封建所領調査にて、同家との封建的な土地の授受を認めた聖界領主も存在していた²⁸⁷。さらに、フィスケ M. H. Fisquetによるとボルドー大司教のギョーム3世（任期1280 - 87）は

任期途中の書簡の中で、ブリテン島のバス・アンド・ウェルズ司教 Bishop of Bath and Wells のロバート・バーネット Robert Burnet に宛てて、「ボルドーの教会」を保護して欲しいという内容を書きつづっている²⁸⁸。このことから、キックライターが述べているカペー家の「教会の保護」が際立った政策でなかったことは明白である。またキックライターは上訴記録がまとまって残されていることから修道院のみの分析に着手したと思われるが、同等かもしくはそれ以上の権力を持っていた司教や聖堂参事会も世俗の裁判機関に上訴したことは考えられるし、実際にその記録も残されている²⁸⁹。

また司教や聖堂参事会は都市に根ざして存在・発展していることから、ガスコーニュの都市も「教会」勢力と同様に、プランタジネット家にとって、領地経営や現地の秩序維持にとって戦略的に重要であった。それにもかかわらず、カペー家がなぜ修道院を目標に上訴を受理して介入したのか、キックライターはその点については言及していない。

本論ではキックライターが着手していない司教・聖堂参事会及び都市の事例から、世俗領主との関係性と権利のやりとりの実態と上級領主への対応について、史料や先行研究が比較的残されているボルドーの事例を繙いて、考察することを目的とする。ボルドー大司教についての研究では、ボルドーの歴史の通史の中で、イグーネ Ch. Higounet が 10 - 12 世紀、ルヌアール Y. Renouard が 13 - 15 世紀について都市史との関連から分析している²⁹⁰。ドゥヴィエンヌ D. Devienne はボルドー司教区の歴史の中で、ボルドー大司教の就任者毎の動向を分析し²⁹¹、フィスケはボルドー大司教への就任者の功績を時系列で解説している。しかし、いずれの研究も現地におけるボルドー大司教の役割やプランタジネット家のガスコーニュ統治との関連については一切触れていないのが惜しまれる。

20 世紀に入ると、ロッジ E. Lodge が、1137 年に創設されたサン・タンドレ大聖堂の参事会の所領経営の実態についての研究を発表した²⁹²。研究が発表されて 100 年近くは経つが、聖界領主の世俗の所領経営について豊富な情報を提供してくれるものとして今も価値があり、本論でもこの研究にも依拠して考察を行う。そのうえで、ロッジも明示していない、ボルドー大司教とボルドー市当局、サン・タンドレ、サン・スーラン両参事会、サント・クルワ大修道院を例として、記録された動向や担われたとされる役割の一事例を、世俗・聖界領主との諸契約から探ることで明示して、「教会」と「都市」の動向を考察する。

第 1 節 ガスコーニュ聖界と都市の政治史

本題に入る前に、レコグニキオネス・フェオドルムにおいて語られているガスコーニュの聖界と都市の情勢を述べて、続いてボルドー大司教の就任者の実態、聖堂参事会のシステム、ボルドー市の統治システムについて、13 - 14 世紀初頭とその前後の政治史と合わせて述べる。そのうえで、「教会」と「都市」の自前の土地保有基盤と平和の維持がいかんに行われ、問題の收拾がどのように行われていたかの一側面を位置付けたい。

1 ガスコーニュの聖界諸侯

プランタジネット家との関係の中で、ボルドー以外の聖界領主との関係についても考慮する必要が生じる。ガスコーニュには、ボルドーのほか、バザス、ダックス、バイヨンヌ、エール、コンドム、レクトゥール、オーシュ、1279年アミアン条約以降は、アジャンを加えた9司教区にて構成されていた。プランタジネット家からの文書が、ほかのところよりも発給されていたのがボルドー司教区に属する勢力で、バザス司教区がそれに次ぎ、レクトゥール、バイヨンヌ司教区に関する文書も見受けられる。

ボルドー司教区においては、トップであるボルドー大司教をはじめ、サン・タンドレ、サン・スーランの両参事会、サント・クルワ大修道院、サン・ジャン施療院など、幅広い勢力に宛てて、証書が発給されていた。ボルドー「教会」勢力は、ロール・ガスコンの初期段階において頻繁にその名を見ることができるが、レコグニキオネス・フェオドルムにおいては、サント・クルワ大修道院しか登場せず、同大修道院も「プランタジネット家から何も保有していない」との証言を残している²⁹³。ではなぜ、プランタジネット家がかんりの量の証書が発給したにもかかわらず、その後の明確な相互関係の構築に至らなかったのか。その疑問点について、初期のロール・ガスコンにおいて残された彼ら宛の記録から探ることとする。

ボルドー大司教もしくはその代理は、第1章の表3と4の中で、ワインの買い付けのための金銭を割り当てられていることを明らかにしたが、それ以外にも当然ながら記録が存在する。ボルドー大司教もしくはその代理に宛てて出されている証書は1242-55年の間で、確認できただけでも13例あるが²⁹⁴、ほとんどが金銭やワインの授受や取引について言及されたものであり、プランタジネット家との封建諸関係を探ることのできる *homagio*、*servicio*、*feodo* などの文言は一切確認できない。サン・タンドレ聖堂参事会に宛てられた証書は5例、サン・スーラン教会参事会に3例、サント・クルワ大修道院に4例、サン・ジャン施療院に2例ある²⁹⁵。ボルドー大司教と同様に、金銭やワインについてか、安堵状の発給の布告についてのものが残されているのみで、こちらも封建諸関係を探ることのできる文言や表現については、見当たらない。

レコグニキオネス・フェオドルムにおいては、バザス司教、エール司教、レクトゥール司教、サン・スヴェール大修道院、ブラシモン大修道院、ラ・ソーヴ・マジュール大修道院が、司教領や修道院及びそれに付随する権利を、プランタジネット家から保有することを認める証言を行っているが²⁹⁶、ボルドー大司教陣営に限っては協力した痕跡が見られない。

実を言うと、前の段落で登場した勢力とボルドー大司教陣営に宛てられた証書の内容に、大きな差異が見当たるわけではない。それにもかかわらず、同陣営と比べて、証書の発給機会が少ない司教や修道院が、プランタジネット家との何らかの保護や臣従の形式を取っているのは対照的である。ボルドー大司教陣営は、なぜ半ば自立した形で、行動し得たのだろうか。

聖職叙任権闘争に一応の終止符を打ったとされる1122年のヴォルムス協約において、司

教や修道院長の世俗の権限については、国王が授与し、保証することが決定された。ローマ・カトリック教会全体での取り決めであることから、ガスコーニュにおいても決して例外ではなかった。すなわち、その授与と保証には臣従かそれに準ずる契約が両者の間では必要になっていた。

ボルドー大司教陣営には、フランス王ルイ6世、イングランド王ジョン、アキテーヌの女子相続人アリエノールなど複数の世俗上級領主によって、彼らの持つ所領や諸権利について追認する内容の証書が発給されていた²⁹⁷。ボルドー大司教に対してルイ6世が与えた証書には、「王権への誠実宣誓とオマーージュの必要はなし」ということが記されていた²⁹⁸。14世紀には、ボルドー大司教のアルノー4世・ド・カントルーが「私はフランス王とアキテーヌ公の臣下ではない」と証言している²⁹⁹。ただこれらの規定は、あくまでも建前であった。実際は、プランタジネット家やカペー家が、自前の所領や権利などを追認しなければ、保護と臣従に関する規定を大司教側から撤回するという意思表示であった。自陣営においてどうしても解決できなくなった問題については、世俗の諸権利を授与し、追認する役割を担う、世俗の王権に委ねるという手段を講じているのは、保証者としての上級領主が必要だったからである。1276年に生じたボルドー大司教のシモン・ド・ロシュシュアール Simon de Rochechouart によるパリ高等法院への上訴は、ガスコーニュの領有者であるプランタジネット家関係者とボルドー市が共謀した自陣営に対する越権行為についての、その上級領主であるカペー家への不服申し立てであった³⁰⁰。

第1章の表3と表4で示した通り、ボルドー大司教に関して書かれた証書で確認できるものは、大司教自身に宛てられた証書、参事会に宛てられた証書を含めて、25例が存在する。ボルドー大司教は1253年にイングランド国王からの安堵状を持っていることが知られているが³⁰¹、その前に7・8度の金銭授受に関する証書が発給されていた。すなわちボルドー大司教に対してなされた金銭のやり取りは、ほかの聖界領主とは違い、以後の封建契約を念頭に置いたものではなかった。ボルドー大司教にとって、プランタジネット家は事実上、上級領主であるけれども、既得権の保護者もしくは立会人の立場に留まっていた。

1242年9月15日のサン・タンドロレ聖堂参事会宛の証書には、同聖堂参事会に1000ボルドー貨リーヴルを支払われるが、いかなる義務も生じないと規定されている³⁰²。サン・スーラン大助祭に対する1255年付けの証書で、「余の望む限り *quamdiu nobis placuerit*」の期限にて、大助祭当人とその財産を「いかなる妨害をも受け付けず、いかなる不安からも擁護する *res suas ab indebitis molestationibus et inquietationibus defendatis, tam a vobis quam ab aliis*」という規定がなされている³⁰³。

聖界領主が世俗の王権に臣従する過程の中で、保護や権利の追認の規定が最初の段階で出されていたのである。その延長線上に自前の権利を王権と折半して、それを王権への名義貸しという形式を採るパレアーージュ（共同領主権）契約があり、バザス、レクトゥール、エールの各司教は、レコグニキオネス・フェオドルムにおいて、パレアーージュ契約を通じて、プランタジネット家への臣従を選択した。ただし、ボルドー大司教陣営は、大司教とサン・

タンドレ、サン・スーランの両参事会との対立と、1270 - 75年まで、前任者のピエール・ド・ロンズヴォー Pierre de Roncevaux からシモン・ド・ロシュシュアールに至るまで、ボルドー大司教位が空位だったこともあって、同調査に協力しなかったか、出来なかったか、どちらかの可能性が考えられる。

それでは、ボルドー大司教以外の聖界領主に発給された証書における、内容や命令はいかなるものであったのかについて分析する。

バザス司教の事例を見てみよう。1242年7月12日付と1255年10月4日付の証書をロール・ガスコンにおいて確認することができる。前者の内容は、バザス司教に所領や所有物についての返還を余の慈悲と意志に基づいて *de gratia et voluntate nostra*、司教に返還する *reddidimus Vasatensi episcopo* というもので、バザスとレルムの城館について、バザス司教が所有していたものだということが言及されている³⁰⁴。後者の内容は、メイヤン、ラ・レオール、ジャンサック、サン・マケールのプレヴォもしくはバイイに命じられる形式で、十分の一税と裁判権について司教もしくは後に来る者達が要求した際にはいつでも、司教サイドに戻されて、混乱なく忠実に対応がなされる、それらを含めた資産はいかなる障害からも守られるというものであった³⁰⁵。

1259年パリ条約以前においては、現地勢力がどの場所に何を持っているのかという情報は明らかにされてこなかった。その意味では1242年の段階で、バザス司教が所有していた事物に関しての言及があることは、特筆するべきであろう。バザス司教は、自前のほぼ全ての所有物を1242年と1255年に戻された状態にて所有していたが、ボルデルもしくはベルデルの荘園領地については、イングランド王から、封建的に直接保有 *tenet in feodum immediate* することを証言している³⁰⁶。

この契約の中で、プランタジネット家とバザス司教との間で若干の認識の相違があった。1276年のバザス市内で生じた司教陣営と都市コミュニヌとの争いに端を発した、パリ高等法院への上訴はその典型であった。バザス司教・聖堂参事会は1278年1月の判決にて「イングランド王家へと臣従するべし」、「バザス司教陣営の持っていた土地領主権については放棄するべし」と出たことを受けて、プランタジネット家との交渉を始め、1283年7月のパレアージュ契約へと結びつけていったのである³⁰⁷。バザス司教陣営がプランタジネット家に最終的に頼ることになったが、これにはバザス司教と同様に、同司教区内にいる人物に宛てても証書が発給されていて³⁰⁸、レコグニキオネス・フェオドルムにおいても、バザス司教区内に土地を持つ勢力が、宣誓を行っていた³⁰⁹ことも背景として考えられよう。

1274年の段階で早くもプランタジネット家とのパレアージュ契約に合意していたレクトゥール司教への1274年以前の記録は、1243年の30マークの支払いと1255年7月5日付の期限なしの安堵状の所持についてのみであった³¹⁰。全ての土地所有物の上級領主権にかかる保護について、両者間でこの時点以前から合意していたと見ることができる。

1274年以前には記録が見られないエールとダックスの各司教を含め、プランタジネット家との保護と臣従の契約に合意した勢力と合意が確認できないボルドー大司教陣営に宛て

て発給された記録と比べても、内容にそれほど差異があるわけではない。プランタジネット家からの一方的な保護の規定のまま留まるか、それとも両陣営の臣従契約にまで昇華するのか、その度合いには、それぞれの陣営が抱えていた事情や意識の多様性を見てとれるのである。

またこの意識の多様性は、大小の修道院にも見られる。1242年頃から1274-75年の記録までに登場する修道院は少なくないが、本論で挙げた年代を通じて登場するところもあれば、特定の年代にしか登場しないところも存在した。

1259年パリ条約以前の記録に登場する大修道院は、ラ・ソーヴ・マジュール、ブレイのサン・テティエンヌ、サン・スヴェール、フォンギェム、ブール、ボルドーのサント・クルワ、ブラシモン、ガルディユ、ソルド、小修道院は、サン・タンドレ、ロシドヴァレス、ラ・レオール、マンヌ、サン・ヴィヴィアンである³¹¹。このうち、ラ・ソーヴ・マジュール、サン・スヴェール、フォンギェム、ブール、ボルドーのサント・クルワの各修道院はレコグニキオネス・フェオドルムにおいて登場するが、プランタジネット家との封土授受の証言を行ったことが確認できるのは、ラ・ソーヴ・マジュール、サン・スヴェールの各大修道院長の2名のみで、フォンギェム、ブール、ボルドーのサント・クルワの各大修道院は同記録にこそ登場するが、プランタジネット家からの土地や権利の授受の事実はないと証言していた³¹²。

対照的にレコグニキオネス・フェオドルムにおいて初出する大・小の修道院も存在する³¹³。これらの修道院の証言者は決まって、「イングランド王家（アキテーヌ公）からは何も保有していない」との証言を残している³¹⁴。レコグニキオネス・フェオドルム以前に記録が登場していないことは、臣従先をプランタジネット家とする要素は薄かった。むしろ、自前で権利を維持し、平和を構築できるという意思表示からである。

修道院においても、1259年パリ条約以前から記録が残されていたところでも、王権への意識に多少の相違が見られた。ラ・ソーヴ・マジュールとサン・スヴェールの両大修道院を中心に、1242年頃からプランタジネット家との関係を示す記録が出されたのは、この頃から、臣従意識をプランタジネット家へと向ける要素があるところが存在したからであろう。

第2節 ガスコニュの都市の動向 ボルドー市の事例から

司教や修道院の動向を考慮する際には、都市との動向を関連させて述べなければならぬことは確かである。ボルドー、バザス、ダックス、レクトゥール、アジャン、バイヨンヌにおいて司教もしくは大司教が都市に何らかの利害を有していたが、本論ではプランタジネット家とカペー家の権威が都市の権利や平和の維持に利用されていた機会の頻度から、ボルドーを研究課題の中心と捉え、都市勢力に命じられた証書の形態と臣従関係の変遷について、考察する。

表16は史料上の記録から、ボルドーの関係者ということが判明している人物がどれほど

登場しているかをまとめたものである。通し番号2のボルドー市長やコミュニヌのほか、コロソ家、デソラー家、モナデ家、カイヨー家といった、ボルドー市内の四大有力家系の関係者に加えて、名称が判明しているボルドー市民は少なくなかった。

その中で通し番号5のアラングレットもしくはアレグラという名のボルドー市民は、弩兵 ballistaro として、プランタジネット家軍に度々召集されたという記録が残されている。この時期はポワトゥー伯領とガスコーニュの境界線において、英仏両王によるポワトゥー、ラングドック貴族をも巻き込んだ戦闘が繰り返されていた。アラングレットは、1255年10月21日にバルザックのプレヴォに任命されているが、その後の登場が見られない³¹⁵。アラングレットは、プランタジネット家にとって、対カペー家への戦争に備えた軍役奉仕要員と、見なされたのであろう。表1・2にて召集された人物で、その後に登場しなくなる人物も、アラングレットと同様な存在であったと見られる。アラングレットに代表されるように、プランタジネット家への奉仕が、利益を得るための手段だったかという、ペニャが投げかけている疑問についての回答の一例である。

金銭契約が文字通り、一過性のもので終わることは当然考えられるが、その契約が、後々の明確な関係につながっていく可能性を示唆できる。とりわけボルドー市は、1224年のルイ8世の遠征によって、カペー家軍に包囲された過去があった。1242-43年のポワトゥー戦線でのルイ9世軍のヘンリ3世軍に対する、タイユブールとサントでの勝利は、ボルドー市の包囲の再来を危惧させるには十分であった。

タイユブールとサント付近は、1286年パリ条約によって、フランス王フィリップ4世からイングランド王エドワード1世に割譲されるシャラント川以南のサントンジュであり、ボルドーからもさして遠い地域ではなかったからである。

たとえ、プランタジネット家も現地も、この時期の契約は一過性であったとしても、一部では、今後の関係構築が意図されていたことは間違いない。1253-55年から登場する人物の中にも、これ以後の契約に登場しない人物や団体も見受けられる。このことから、一過性の契約であっても、半永続的なプランタジネット家との関係をその当人のみならず、一族の中で持っていたことが判明した。その意味では、ガスコーニュ現地領主の奉仕が、臣従意識によるものという見方も提示できよう。

ヘンリ3世は1242年8月下旬から10月の間と1243年1月から5月の間の大半と、1243年6月から9月初旬まで、ボルドーに滞在していた³¹⁶。この長い滞在期間について、イグーネは、現地に息をつかない目的だったことを指摘している³¹⁷。その反面、ボルドー市をはじめ、現地を抑圧することはなかった。プランタジネット家は、恩顧配分などで現地有力者の臣従意識を向けさせようと試みた記録が、ロール・ガスコンの数々の記録に残されることになったと言える。

ボルドー市政を担うトップは、ボルドー市長であり、その任免権を巡って、ボルドーの都市有力者とプランタジネット・カペー両家の綱引きが13世紀を通じて、行われてきた。市長の任期は1年で、再選は可能だったが、3年の間を空けなければならなかった。この規則

を使って、何度も市長職を担ったのが、ロスタン・デソラー、ピエール・ゴンドメ、ギヨーム・レモン・コロム Guillaume Raimond Colomb、レモン・モナデ Raimond Monader の4名であった³¹⁸。コロム家とデソラー家の派閥争いは、フュンク・ブルタノも示唆しているが、ボルドー市長職を巡る争いも内包されている。シモン・ド・モンフォールがガスコーニュ・セネシャルに就任した翌年には2名の市長が選出され、エドワード王太子によってボルドー制定法が確認された1261年には、4名の市長が入れ替わる混乱の時期を迎えた³¹⁹。

この混乱を収めるため、これまで50名の市参事による多数決に任せていたボルドー市長の選出についての権利を、プランタジネット家が1279年まで掌握する。この中には、1261-63年のコーション契約において登場するキュザンス領主、シモン・ド・モンフォールのガスコーニュ・セネシャル就任時にボルドー市長職にあったピエール・ゴンドメ Pierre Gondaumer、ボルドー大司教陣営によるパリ高等法院への上訴を生じさせたブラン・ド・セイ含まれていた³²⁰。いずれも、現地の有力者である。1259年パリ条約によって、ガスコーニュにおける最高封主がカペー家となったという背景もあるが、プランタジネット家によるボルドー市政への関与が出た事例と言える。

現地有力者で言えば1267年と1270年にフォルタネ・ド・カズノーヴがボルドー市長に就任しているが、第2章で述べたように、1259年パリ条約以前に、カズノーヴ家には、プランタジネット家との関係を示す記録が残されている³²¹。

いずれにせよ、ボルドー市長職の選任には、ボルドー市の有力者の思惑、プランタジネット家やカペー家の思惑がからむ動向が見られてくる³²²。ボルドー市長は任期1年で、プランタジネット家やカペー家が選出していない時期は、50名の市参事によって選出される規定であった。そのため、ボルドー市長職は、コロム家やデソラー家の派閥争いの格好の標的とされたのである。

プランタジネット家のガスコーニュ政策は、現地の法慣行を擁護するというものが、原則となっていた。1253-54年、1261年の二度に亘って、ボルドー制定法が確認されていたのは、現地の慣習を無視したことで、カペー家の法廷への上訴へ至るプロセスを未然に防ごうという、プランタジネット家の意図でもあった。

ここで表16に立ち戻る。2のボルドー市コミューヌにおける1242-43年、1253-55年のロール・ガスコンでの登場回数は16回確認できる。プランタジネット家の直接の指示ではないが、ボルドー市・コミューヌの代表として、アマニュー・コロム Amanieu Colombとその支持派が、1274年3月23日に「ボルドー市の裁判権をプランタジネット家の下に置く」、「ボルドー市コミューヌは、プランタジネット家によって領有される」との証言を行っている³²³。この五日前の3月18日に、ボルドー市長及び都市コミューヌの宣誓を、プランタジネット家が受けたことを、イグーネが指摘している³²⁴。この証言が行われた1274年は、ボルドー市長職をプランタジネット家が任命する時期であったため、その点は差し引かねばならない。けれども、ボルドー市の創意として、市政の中核を担うボルドー市長職の選任について、上級領主であるプランタジネット家の権威が利用されたことは言えよう。

通し番号7のマシュー・ピカール Mathieu Picard、16のエリ・モネ Elie Moner、21のピエール・ディバック Pierre Divac、24のロベール・バロー Robert Bateau、25のヴィタル・プリュ Vital Peruのように、一時期のみ登場する人物も存在すれば、9のピエール・カイヨー、26のガイヤール・デソラー、34のピエール・ド・ボルドーのように、連続した年代の記録に登場する人物も存在したことが分かる。また、当人の記録が途絶えたとしても、デソラー家と同様に、コロン家やバルブ家など、一族レベルでの関係記録の登場や奉仕記録が見られるケースも存在した。一族内での上級領主への臣従のあり方が異なるため、一概に述べることは不可能である。ただし、ボルドー市民の家系においても、プランタジネット家へと臣従するかどうかという動向が、一定ではなかったという可能性を示唆できる。

第3節 12 - 13世紀のボルドレの情勢における「教会」勢力と世俗領主

1 ボルドー大司教とボルドー市の組織の実態

ボルドー大司教は、1152年にプランタジネット家がガスコーニュを領有してアキテーヌ公の称号を兼ねる前から大アキテーヌ公領における聖俗双方の側面でも有力領主として存在していた。ボルドー市周辺から低高地メドック、ジロンド川東岸が位置するボルドー司教区を管轄し、南はバザス、レクトゥール司教区、北東はペリゴール司教区に接していたが、ガスコーニュにおいてはほかの司教・大司教と比べて広範囲の司教区であった³²⁵。中世初期からサン・スーラン教会参事会、サン・タンドレ聖堂参事会を通じて、現地領主からの寄進や譲渡を受けて、領地を拡大していった。さらに、サン・スーラン教会参事会はガスコーニュ伯のサンシュから寄進を受けていたことが記しており、またアキテーヌ公ギヨーム9世の寄進の記録も残されている³²⁶。

大司教の選出権を持ち、その領地経営を補佐する、サン・スーランの教会参事会の定員は18名、サン・タンドレ聖堂参事会の定員は14名で、よほどのことがない限り人員に変動はなかったとされている³²⁷。両参事会の構成員の個人名は、史料を見つけられていないこともあり、明らかにはできない。さらにどのように選出されるかも、先行研究の間でも十分には議論されていない。

大司教陣営への寄進の背景には、魂の安寧というよりも、各世俗領主が自前で既得権を維持できないと考えたことにあるのではないか。プランタジネット家の領有期以前のアキテーヌ公権も盤石ではなく、現地領主は個別の家系の繁栄だけを考えていた。アキテーヌ公権は安定せず、自前の既得権の保護先とは考えづらい。その反面、ボルドー大司教は代替わり毎にその意識が変化するけれども、ボルドー大司教という地位が崩れることはなく、安定した領主基盤を築いていた。フランス王ルイ7世はボルドー大司教に対して、ボルドー大司教の全既得権を追認する王令を出している³²⁸。そのことから、当時のカペー家はボルドー大司教という聖俗両側面での現地における大領主を、従わせる実力をまだ持ち合わせていな

かったのである。この傾向は12世紀以降、13-14世紀となっても続いた。

その一方で、サン・タンドレ大聖堂が市内にあったボルドー市の情勢はどうであったか。ドシエ・ダキテーヌシリーズのボルドー市長史によれば、古来のキウィタスの時代から市長に当たる人物が選ばれてきたが、カペー朝に至るまで、ボルドー市のパトリキアートが選出されていた³²⁹。最初に *maire de Bordeaux* と表記されるボルドー市長が確認されるのは、ヘンリ2世治世の1173年のことである³³⁰。このときはモナデ家の某というところまでは判明しているが、選出の経緯については不明である。市長の名前と出自がはっきりするのは、13世紀に入ってからジョーン欠地王治世の1208年のことで、ピエール・ランベール *Pierre Lambert* という人物が、50名の市参事 *jurat* の推薦によって任命されている³³¹。50名の市参事による選出法は、1260年11月14日に選出されたピエール・ゴンドメに至るまで続いた³³²。ただ、選出される資格のある人物と選出方法は、市長職と其中での既得権を巡って、コロン家とデソラー家を軸とした市内の派閥抗争の遠因となった。この派閥抗争の仲裁には、プランタジネット家だけでなく、ボルドー大司教やオーシュ大司教も登場していた³³³。ボルドー大司教にとっては、サン・タンドレ大聖堂が持つ土地や財産以上に、ボルドー市内にも利害を持っていたため、派閥抗争の激化は決してありがたいことではなかった。

ボルドー市長の任期は1年を原則としていた。再選は可能であったが3年間の間隔を空ける必要があった。そのため、同じ人物が間隔を空けて職務についていたケースも見受けられた。このことは慣習法にて決められていたが、1261年に出されたボルドー制定法にて再確認されている³³⁴。けれども、1259年12月4日のパリ条約によって、ボルドーが位置するガスコーニュは、プランタジネット家がカペー家から臣従礼と引き換えの封土として代々授封されることとなった。ヘンリ3世の長子のエドワード王太子が、1248年にシモン・ド・モンフォールによるガスコーニュ統治を契機としたコロン家とデソラー家の派閥抗争の激化を受けて、1261年の最中にボルドー市長の選任権をプランタジネット家が掌握することを決定した。背景として、1259年パリ条約が与えた影響は考慮するべきであろう。

ボルドー大司教とボルドー市の双方の既得権に対しては、プランタジネット家もカペー家も関係するところではなかった。ボルドー市が市長の選任権をプランタジネット家に譲渡することを認めたことから、同家の権威をある程度当てにしていたのは確かである。けれども、ボルドー大司教陣営としてはどうであったのか。本論の主要テーマの一つである1277年の上訴以前に、プランタジネット家ではジョーン欠地王、カペー家はルイ7世の王令以外に、王権がボルドー大司教陣営について言及した記録は見つかっていない。ボルドー大司教側も1277年以前に王権に頼った記録が見つかっていない。そのことから、王権に頼らずとも、独力で自前の土地や権利を守ることができるという背景があったのかを考えてみたい。そこで、ボルドー大司教陣営がどの程度の所領を持っていたのか。さらに同陣営に寄進もしくは譲渡、それ以外の契約でも関係していた世俗領主がどれほどいたのかをサン・スーランとサン・タンドレの両参事会の記録から探る。

2 ボルドー大司教陣営の所領・権利と世俗領主

ボルドー大司教はボルドレを中心としたボルドー司教区を中心にその立場を示していた。ボルドー大司教の所領は、サン・タンドレ大聖堂、サン・スーラン教会の両参事会に寄進されたところに、大司教が俗人時代に持っていた所領も重なり、ほかの聖俗領主と比べて広範囲に亘っていた³³⁵。大司教個人が持つ所領については、代替わり毎に若干の変動はあるものの、サン・タンドレ、サン・スーランの両参事会に寄進されたものは原則的に不動の財産として大司教陣営に残された。そのため、両参事会に寄進された所領や権利がボルドー大司教陣営の所領経営の根幹を成していたことは疑いない。

サン・スーランとサン・タンドレの両参事会には、カルチュレールと称される証書集がともに残されている。前者については、ブリュタイユ J. A. Brutail によって編纂・刊行され、同氏による注釈も付けられた史料を用いるが、後者については、未刊行ということもあって、現在の段階で入手できていない³³⁶。そのため、同史料を最も引用しているロッジの研究をもとに分析する。

サン・スーラン証書集の記述に従えば、同参事会の記録が現れるのは 394 年である³³⁷。続いての記録は 814 年 7 月 11 日の西フランクのルイ敬虔王から大司教が持つ既得権を追認する証書についてであるが、その間の 400 年程度の記録は残されていない³³⁸。

ブリュタイユが同年代記の証書に付けている現代フランス語の注釈によると、寄進を意味する *donation* や *don*、譲渡を意味する *concession* や *cession* がつけられた証書が年代記に収められている 395 にも上る記録の中で 137 例が残されている。そのほか、大司教や世俗領主との合意 *accord*、諸権利の追認 *reconnaissance* がそれに続いている³³⁹。

同年代記において、寄進と見られる記録が見られるのは 989 年から 1010 年のペロネイルという人物による寄進である。ペロネイルはパランピュイル *Parempuyle* の教会の領地の半分を寄進することに合意したと記されている³⁴⁰。この中で「領地の半分の寄進」という規定は、13 世紀頃にプランタジネット家やカペー家が、現地領主の求めに応じて、現地領主の土地の権利を両者で折半して保護するパレアーージュ（共同領主権）契約を連想させる³⁴¹。「領地の半分の寄進」という規定はペロネイルのほかにも、後の時期における聖俗領主にも見受けられるため、決して珍しい事例ではないことは確かである。表 17 は、同証書集に記録されている寄進者の傾向と寄進されたものが、土地は誰からの封土なのか自由地であったのか、現地における大司教陣営と現地領主との関係について列挙したものである³⁴²。

少なくとも 13 世紀に入るまでは、現地世俗領主の権利・財産の保護契約の設定先として、世俗の王権はあまりにも脆弱であった。サン・スーラン証書集における寄進の記録は、11 世紀末から 12 世紀にかけて増大するが、現地世俗領主にとっては、ボルドー大司教陣営が最も安定した領主基盤を持ち、自前の権利・財産の保護という観点から最適な勢力として考えられたのではないか。ボルドーを含むガスコーニュ地方にとって、11 世紀末から 12 世紀にかけては、アキテーヌ公の統治からカペー・プランタジネット家の上級領主権による領有へ

と目まぐるしく変化した時期に当たる。

すなわち、独力で自前の既得権を維持できない現地領主は少なくなかったが、世俗の公や王権が盤石ではなかったため、現地領主がそこに保護を頼むのはリスクが大きいと映ったのであろう。それゆえに、12世紀を通じて絶え間なく、サン・スーラン年代記に寄進の記録が残されているのである。その寄進された所領や権利を掌握して、ボルドー大司教は13世紀において、少なくともボルドレにおいて、その影響力を強めていったと見ることができる。同じくサン・タンドレ聖堂参事会にも同様の寄進がされていたと推測できるが、それは1081年にサン・スーランとサン・タンドレの両聖堂参事会が対立し、大司教による仲裁を受けていることから垣間見える³⁴³。

表17の123例の寄進記録から、サン・スーラン参事会教会に寄進した人物にどのような背景があったのかを考察する。実際にサン・スーラン証書集を見てみると、最初の寄進記録にあるように領地の半分を寄進するケースは4例(太線)、寄進者本人もしくは寄進者の子息が参事会入りする条件として参事会に寄進するケースは9例(イタリック)ある。また、すでに参事会員となった者が俗人時代の所領を寄進するケースは12例(下線部)ある。LXIIIとCXIVの事例はこれらの事例が重複する。寄進者側の中にはある程度の条件を付けていたことが分かる。参事会側も寄進者の自発的な寄進の全てを無条件で受け入れたわけではなかったのである。

この中で積極的に寄進を行い、後にプランタジネット家とも関係してくるのは、低地メドック地方に本領地を構えていたブランクフォール領主家である。最初の寄進記録は1100-1120年に見られる³⁴⁴。ほかの聖俗領主が寄進している12世紀はもちろん、寄進の記録が以前ほどは見られなくなる13世紀にも寄進の記録が残されている³⁴⁵。ブランクフォール領主家は、1242年にプランタジネット家のヘンリ3世との封建関係について証言していて、1273-75年にかけて、エドワード1世の封建所領の実態調査においても、アライドという女子相続人がブランクフォールの城館をプランタジネット家の領有とすることを認めることを自己申告している³⁴⁶。そのほかにもティラン家、ボルドー家、タルタス副伯家といった1242年、1273-75年にプランタジネット家との関係が見られる現地領主達が、11-12世紀にサン・スーラン参事会教会への寄進を行っている³⁴⁷。時期が離れているため、単純に比較することは困難であるが、プランタジネット家がガスコニュにおいて影響力を強める前は、これらの領主達がボルドー大司教を、聖俗の両側面にて最も有力な封建領主と見なしていた傾向が窺える。ただし、ボルドー大司教陣営は武力に乏しかったため、その保証者としての王権の存在は必要とされていたのである。

ブランクフォール家を含め、女性の寄進記録も残されているが、プーマレードによると、ボルドーを含むフランス南西部地方の慣習法では、ローマ法の影響を受けて、親の死後、親の財産が封土を含めて、女子にも均等分割されていた³⁴⁸。相続分の処分権はその女性が所有しており、自力では擁護できないゆえに、サン・スーランへの寄進を行ったと見ることができる。

サン・スーラン証書集が語る寄進の実態について考えると、表向きは寄進となっているが、個々の契約内容を検討すると、元々封土だったところを寄進する例も少なくない。代表的なのが、世俗における封建関係において土地を授封する領主を代える場合に生じる相続上納金 *sporla* についての規定が盛り込まれた記録である³⁴⁹。参事会が寄進された土地を寄進者に対して、寄進前の条件で保持させた規定も見られた。封土を寄進することは、世俗の権力によって禁止されたが、教会法がそれを可能にした。すなわち寄進者の遺言や上述の相続上納金の設定によって、寄進者の封土の授受先との封建関係の解消が意図されていたのである。寄進を通じて、所領や権利を拡大したボルドー大司教陣営は、12世紀末から13世紀にかけて、聖俗双方の領主の所領や権利に関する既得権を追認する行為、世俗領主とのオマージュを介した封建的臣従関係の構築に乗り出す機会が増えていった。既得権の追認については11-12世紀頃にも記録が見られるが、既得権の追認もオマージュを含めた封建関係の構築もどちらかと言えば13世紀に入ってからの方が多く記録されている³⁵⁰。1273-75年にはプランタジネット家のエドワード1世がガスコーニュの聖俗領主からの自己申告に基づく封建関係の構築を模索していたが、その傍らで一例ではあるが、サン・スーラン参事会教会へとオマージュを捧げている世俗領主の記録が存在していることは、大司教陣営の世俗領主に対する影響が残存していると見ることができよう³⁵¹。

なお、サン・スーラン参事会教会と同様に、サン・タンドレ聖堂参事会も現地領主からの自発的な寄進を受け入れていた。ロッジが対象としている時代が13世紀以降のため、残念ながらそれ以前の動向については判然としない。けれども、13世紀以降のサン・タンドレ聖堂参事会の所領経営や所領の獲得過程については詳細に分析されているため、サン・スーラン教会参事会の動向と比較しながら、考察する。

ロッジによれば、寄進された領地の場所は必ずしも一定の地域に固まっていなかったため、ボルドー司教区以外にも分散していた可能性があった³⁵²。そのため、それらの領地を保護するための人員が必要であり、大司教からすれば、寄進者の中から後の臣従関係者を探していたことが考えられよう。

1201年7月にジョン欠地王がボルドー大司教にガスコーニュにおける各伯領の領主や封土の権利について、全てを任せる法令を出している³⁵³。カペー家は1282年にフィリップ3世が、1300年に「ボルドーの教会」について、いかなる世俗の義務からも免れて、全ての大司教陣営の既得権は追認されるべしという王令を出している³⁵⁴。ロッジが言及するサン・タンドレ聖堂参事会から見た最初の記録は、1214年のアンブルヴィル領主家の事例で、同領主家は大司教による自前の土地の保護を求めていたが、大司教に対して臣従することはなく、それらの土地を自由地 *franc alleu* として保有していた³⁵⁵。サン・スーラン証書集にある記録からは異なる事例であり、大司教への土地の寄進や保護を求める世俗領主であっても、大司教の影響に組み込まれず、両者の間に封建関係が成立していない。その一方で、1226年のマルタン・ファベ *Martin Faber* は自由地を「サン・タンドレ助祭長を封主として3スーの相続上納金と9スーの地代を支払う封土」とする契約を聖堂参事会と結んでお

り、世俗領主の大司教に対する依存の度合いが決して同一ではないことを示している³⁵⁶。このケースはサン・スーラン証書集の記録においても同様である。大司教も聖堂参事会も、世俗領主の保護については積極的であったが、強権でもってその領主を自身の影響下に収めることはなかったようである。ボルドー大司教陣営が行ったのは、12世紀から13世紀前半までにプランタジネット家も行っていた緩やかな契約であった。

サン・タンドレ聖堂参事会は、13世紀当初ブランクフォールにも所領を擁していたことがロッジによる研究にて明らかになっている³⁵⁷。ところがブランクフォール家は、戦術の通り、サン・スーラン参事会教会に多数の寄進を行い、数々の契約を経ていた。このことが両参事会の対立の火種となったかは断定できないものの、11世紀から13世紀前半に両参事会の仲裁にボルドー大司教だけでなく、ローマ教皇が登場している³⁵⁸。さらに言うと、ブランクフォールだけでなく、両参事会が利害を共有していたところが13世紀の段階においても、4箇所あったのである³⁵⁹。

サン・タンドレ、サン・スーランの両参事会ともにボルドー大司教の選出権はあったが、両参事会の間で、後任を決められない場合には、プランタジネット家やカペー家、ローマ教皇が仲裁に入って、参事会が選出した人物とは利害の異なる人物が選出されるケースも想定され、実行された³⁶⁰。

ボルドー大司教は両参事会の調停を自前の法廷とローマ教皇庁といった聖界裁判権の範疇で収めている傾向が、11-12世紀頃には見られる。たとえ、大司教とどちらかの参事会との対立が生じた場合においても、参事会とボルドー市の対立が生じた場合においても、ボルドー大司教が法廷を主宰して、現地で問題を解決しようとしていた³⁶¹。大司教陣営内の問題が世俗の王権に波及するのを恐れていたのは確かであろう。けれども、世俗の王権を介在させることは自前の財産や権利が王権に脅かされかねない意識が、大司教と市参事会の双方にあったのではなかろうか。

ボルドー市側も、プランタジネット家に臣従意識を傾けながらも、市内の問題と大司教陣営との問題が生じた場合は、同家の法廷を出来るだけ回避して、大司教法廷での仲裁を受け入れる余地があったと言える。両陣営は持ちつ持たれつの関係だったのである。

3 サント・クルワ大修道院の動向

ボルドー市内において、サン・タンドレ、サン・スーランの両参事会において権勢を誇っていた聖界諸侯として、サント・クルワ大修道院が挙げられる。幸いにも、サント・クルワ大修道院には証書集³⁶²が残されており、現在は電子書籍として入手することができる。

サント・クルワ証書集には、11世紀から18世紀にかけての339の記録が所収されている。表18で扱うのはそのうちの277例である。

サント・クルワ大修道院は、当時のアキテーヌ公のギヨーム5世によって、1027年前後に建設された。ギヨーム5世、母アントルゴード、妻のアランベルジュほかボルドーの賢人

衆 Prud'hommes の面前で 13 名の修道士と大修道院長のエリが選出された³⁶³。これ以降、サント・クルワ大修道院はアキテーヌ公、あるいはその地位を受け継いだプランタジネット家の寄進先として、現地有力者との関係を取り持ち、寄贈や売却を受けるなどして、勢力を伸ばしていく。

表 19、表 20、表 21、表 22 はそれぞれ、サント・クルワ大修道院における寄進・売却・封土借地契約、交換取引を示したものである。

寄進は 277 例中 67 例確認された。サン・スーラン証書集との相違は、当事者の寄進に異議を唱えた者の存在が記されていることである。表 2 の LXXXIX の事例では、寄進者に封土を授けていたギヨーム・ベルナル・ドルノンが、この寄進に異議を申し立てていた³⁶⁴。この寄進が行われたとされる 1167 年はボルドーを含めたアキテーヌ公領が、プランタジネット家のヘンリ 2 世に渡っていた時期であるが、アキテーヌ公権は盤石とは言えなかった。そのため、自力での維持が困難であった寄進者のマルトほかその親族は、サント・クルワに魂の救済だけではなく、土地の権利の保護を求めたのであろう。大修道院側とオルノン側の交渉過程については史料上に記されていないが、結果的にオルノンは寄進された封土から上がる 6 リーヴルを大修道院から受け取ることで、封土の権利を放棄したとなっている。

そのほか、LXXIII では寄進者がピエール・コロンから受け取っていた 30 リーヴルのうち 10 スーは、ピエール・コロンもしくは寄進者がピエール・ド・プリヴェ Pierre de Privet から保有していた封土の領地収入であった旨が記されている。LXXXI や CV の事例も、寄進されたものが他の封建領主からの封土もしくは封であったことが、記されている。LXXVIII ではサン・スーラン参事会教会の大助祭が、ロベール・ド・サディラック Robert de Sadirac から寄進されたグラトゥカという場所のブドウ畑を再度寄進しており、寄進の条件として、寄進者にブドウ畑から上がる収入の 3 分の 1 を与えるべしと記されている。CXXXIX の事例では、自由地としてのブドウ畑を寄進する規定となっているが、寄進地とは別に、ペルセックにある資産については、大修道院からの封土として保有する契約を結び、2 ドゥニエの相続上納金と 4 スーの年間租税を追加で支払うことが定められている。寄進が封建契約につながることは考えられないが、大修道院側が寄進を通じて、他の領主との結びつきを強めていくという傾向の一端を見ることはできよう。表 20 の売却契約は、240 例中 87 例と寄進をしのぐ数の記録が残されている。またサン・スーラン証書集と比べても、多めに記録されていることが分かる。

この売却契約の年代に着目すると、寄進は 11 世紀頃からその記録が見られるのに対して、売却契約は 11 世紀には見られず、12 世紀に 2 例ある以外はすべて 13 世紀に入ってから記録であることが分かる。ここでは当事者を売却希望者としている。売却先はサント・クルワ大修道院であるが、87 例中 38 例が、サント・クルワ大修道院が売却によって得たところを売却者もしくは他の領主に相続上納金と租税の支払いの条件をつけて借地契約を行っている。そのため売却契約と借地契約を延長線上で考察するならば、表 4 の 27 例の売却事例を加えると、寄進の 67 例を 40 例以上も上回ることになる。寄進と同様に売却契約、借地

契約、交換取引においても、「当事者の親族の許可を得て」とはなっているが、XCIの事例では「サント・クルワ大修道院の許可を得て」となっている。寄進者のエスパーニュとその夫のジラルはこの売却契約に不服だったことが示され、後に寄進先のオスタン・ド・セスタス Hostein de Cestas 並びにサント・クルワ大修道院の権利を侵害したと記されている。サン・スーラン証書集においても、寄進の割合が13世紀頃になると、以前の世紀よりは減少している。67例中日時不詳が11例あるが、それを除いても、13世紀の寄進事例は67例中13例で、13世紀前半にしばらく3例だけに留まっている。

CXCVIIIの事例では、寄進者のP・エステーヴの妻のブランシュが売却したアンバレス小教区の租税と相続上納金の権利を、サント・クルワ大修道院がアモーバン・ド・バレスとの封建契約を締結する関係で、アモーバンに与えている。売却地を与えるあてがない場合は、CCXLVIIの事例のように、購入者を募っている。その購入者には相続上納金の支払いが義務付けられている。

表21の借地契約は277例中27例であるが、内容を見ると、大修道院との封建関係の構築が意図されていた。当事者はサント・クルワ大修道院長かサント・クルワ大修道院の関係者である。21例中13例において相続上納金が設定されていることから、これらの借地契約がなされた物件については、他の領主からの売却もしくは表5にある交換取引契約において取得されたところと想定される。相続上納金は領有先を大修道院から別の場所に変える際に、大修道院に支払う規定となっているが、大修道院がボルドー市近辺にあるとはいっても、それらの領地を守る武力が不足していたため、封土を借地契約された領主が臣従先を変えたとしてもいいような措置が取られていた。CCIV、CCXVII、CCXX、CCXXIの当事者のガイヤール・ド・ラモット Gaillard de Lamothe は、1242 - 43、1253 - 55、1273 - 75のプランタジネット家の契約に当人もしくはその一族の名が見られ、プランタジネット家との関係の構築が考えられる人物であった。けれども、1273 - 75年のエドワード1世の封建所領契約において、取引先のサント・クルワ大修道院は「プランタジネット家からは何も保有していない」との証言を残している。サント・クルワ大修道院と関係する他の現地領主の動向の変容により、大修道院による自力での維持が困難であったと見られるにも関わらず、1273 - 75年以後の記録において、大修道院とその関係者が登場することはない³⁶⁵。

表22はサント・クルワ大修道院がからむ他の現地領主との交換取引契約である。277例中11例と記録自体はさしてあるわけではないが、大修道院と他の現地領主の関係を示すには格好の記録である。土地等の領有者が交代するため、相続上納金の発生が考えられる。この交換契約は大修道院と現地領主の当事者にどちらにもメリットを生む可能性はあるが、すべて13世紀に入ってからのものであるが、あまり記録がないのは、プランタジネット家およびカペー家の影響がガスコーニュに及び始めたことと関係しているのではないかと推察される。

13世紀前半は、プランタジネット家とカペー家との間で、ガスコーニュを含む大陸所領の維持もしくは没収においてせめぎあい起きていた時期である。情勢が混乱する中で、「教会」勢力への寄進による魂の安寧と権利の保護は、「教会」勢力が十分な武力を持ち合

わせていないだけに困難であったと想定される。売却契約や借地契約も 13 世紀後半に集中していることが、表 20・21 からも判明する。1254 年のプランタジネット家とカスティール王家との交渉、1258 年のアラゴン王家とのコルベユ条約、1259 年パリ条約などを通じて、ガスコーニュの地位と上級領主の存在及び主従関係が明確化したことで、上級領主間の関係が安定していた。すでにプランタジネット家やカペー家の諸王から「教会」領主の既得権を追認する王令が發布されていた³⁶⁶。それらの王令を根拠に、サント・クルワ、サン・スーラン両勢力は自由に土地の売買や借地契約を公に行うことができたと考えられよう。

ただし、上級領主間の関係が安定しても、サン・スーラン、サント・クルワが属するボルドー市内では、コロ家派とデソラー家派が絶えず派閥抗争を繰り返していた。両「教会」勢力の権利が脅かされた事例の一つが 1255 年 8 月に生じた³⁶⁷。

サント・クルワ大修道院が権限を持つペイルロングの水車と水路の用益権を侵害しかねない、ギヨーム・レイモン・コロンによる水車の水の流れをせき止める事件が生じた。この事態を重く見たサント・クルワ大修道院は、ボルドー大司教のジェロー・ド・マルモルの法廷に訴え出て、同大司教はギヨーム・レイモン・コロンに破門を言い渡した。ギヨーム・レイモン・コロンは、事件の起きる 1 年間の 1254 年にプランタジネット家から 20 スターリング貨マークを受け取っており³⁶⁸、プランタジネット家との関係が疑われる人物であった。ボルドー大司教はプランタジネット家のレフテナント（代官）であるシモン・ド・モンフォールに権利を侵害され、ロンドンの王廷に不服申し立てを行っている。ところが、ギヨーム・レイモン・コロン事件においては、ボルドー大司教は、プランタジネット家を事件とは無関係とみなし、現地内での問題解決のために教会裁判権の範疇で処理されたと考えられる。1259 年パリ条約以降、プランタジネット家及びカペー家の現地の問題への過度の干渉が、情勢のさらなる混迷化を招いていく。コロ家派とデソラー家派の派閥抗争は、1259 年パリ条約以降も続けられたからである。この抗争を鎮静化させるために、ボルドー市長のブラン・ド・セイが、ガスコーニュ・セネシャルのリューク・ド・テイニに要請される形で、ボルドー市内の関係者をサン・スーラン参事会教会が創設したソヴテの襲撃に向かわせた。1276 年に生じたこの事件の背景には、コロ家派とデソラー家派が、ボルドー市内の土地保有基盤と平和の維持を目論じたことによって、打ち続いていた派閥抗争が存在した。

寄進は、参事会教会もしくは大修道院との封建関係の締結を意味しない。ところが、上級領主権間の抗争、その抗争が収束して以後は、現地抗争が激化するにつれて、「教会」は奉仕について強制力のない寄進から、世俗の封建契約に酷似した土地・事物の売却契約、借地契約、交換取引を通じた契約へと切り替えていった、ボルドーの「教会」勢力の内部で、その動向に変化が生じていたと言えよう。

第4節 1277年上訴の背景と結果

1 プランタジネット家とボルドー大司教による現地との封建関係の構築

以上で述べたように、現地での解決を模索してきたボルドー大司教とボルドー市が、それまで現地レベルで解決してきた問題を、プランタジネット家・カペー家の法廷に持ち込んだ事例がある。ボルドー大司教とサン・スーラン教会参事会が、ボルドー市側のサン・スーランのソヴテ *sauveté* (解放集落) の襲撃を契機として、カペー家のフランス王フィリップ3世に裁判を求めた1277年上訴がそれに当たる。

確かにサン・スーランのソヴテ襲撃には、プランタジネット家が任命した、同家の現地総代官のガスコーニュ・セネシャルであったリューク・ド・テイニが、ボルドー市参事会の違法行為に一役買っていた。そのため、王家レベルでの問題に発展しうる要素はあった。けれども、なぜこの事件が王権で取り上げられるレベルにまで昇華してしまったのか、その点を考察したい。

背景として、11世紀もしくはそれ以前から断続的に続いている、ボルドー大司教陣営とボルドー市との対立から内紛が激化したことを考慮せねばならない³⁶⁹。プランタジネット家とカペー家によって、ガスコーニュの地位が法的に定められたことで、プランタジネット家とカペー家のレベルの争いに組み込まれる要素はあった。1259年パリ条約によって、ガスコーニュはカペー家のフランス王の封土として、プランタジネット家のイングランド王の代々に、アキテーヌ公の資格で安堵されることが決定した。同条約は、ガスコーニュ全土の聖俗領主の置かれている状況をも変化させる決定的な事件であった。

当然のこととして、ボルドー大司教も例外ではなく、フランス王ルイ7世が与えた「大司教は世俗のいかなる臣従や義務から免れる」という条項も、有名無実化する恐れがあった³⁷⁰。加えて、1259年パリ条約の翌年の1260年に1227年から就任していたジェロー・ド・マルモルが死去した。これ以後の2代間の大司教座に若干の空位時期が生まれたことも、世俗の上級領主権が介入しうる契機となった。またジェローの後を受けた2名の大司教が、聖堂参事会の決議で決まらず、ローマ教皇の最終的な仲裁で選ばれていた。ローマ教皇が直接選出した大司教と参事会とは利害が対立することは必死であった。それまでの両陣営の小競り合いや対立はボルドー司教区内での枠組みにて解決されてきた。けれども、両陣営の問題がプランタジネット家やカペー家に持ち込まれたことで、サン・タンドレ、サン・スーラン両参事会を通じて盤石であった大司教の所領や権利の運営基盤が揺らぐことになったことは確かである。2名の大司教はピエール・ド・ロンスヴォー(任期1262-70)とシモン・ド・ロシュシュアール *Simon de Rochechouart* (任期1275-80)であったが、前者はナバーラ王の大法官補佐兼トロワ司教、後者はリムーザン出自ではあるが、実家の母方が1275年にカペー家への臣従宣誓を行ったリモージュ副伯家であった³⁷¹。そのため、両者ともどちらかというカペー家にゆかりのある人物が任命されていたことになる。カペー家の介入の余

地はあった。

また 1259 年パリ条約によって、ガスコーニュからプランタジネット家の法廷を経由してカペー家の法廷に裁判を持ち込むことが可能になっていた。この状況を重く見たプランタジネット家が 1242 年の臣従宣誓に続いて、1273 - 75 年に現地の聖俗領主との封建関係と土地保有状況の調査に乗り出していた。双方の契約にそれまで大司教に寄進を行い、恩顧配分も受けていた世俗領主やボルドー市のパトリキアートの家系も存在していたことから、大司教陣営がそれまでに構築してきた封建関係や土地の領有関係を損なうことが考えられた。1248 年にシモン・ド・モンフォールが任期 7 年のガスコーニュ・セネシャルに就任して、ボルドー市内の抗争の終結、プランタジネット家と現地領主・都市との封建関係の構築を目指した際に、大司教自身でなくとも大司教に深く関わっていた人物がその影響を受けたことが考えられる³⁷²。ここで、当時のボルドー大司教のジェロー・ド・マルモルが、ロンドンのヘンリ 3 世に不服申し立てを行った背景には、それまでにボルドレにおいて、歴代の大司教が現地の所領や権利を数々の契約を介してきた慣習があり、記録も残されている。

シモン・ド・モンフォールの意図するところは、1259 年パリ条約以降で、ヘンリ 3 世、エドワード 1 世によって引き継がれていた。その一方で、大司教が世俗領主との関係を、世俗領主からの働きかけによって維持さらには強固なものとする動向が、1250 - 70 年代のサン・スーラン証書集の記録からいくつか見られている³⁷³。それは、この時期のプランタジネット家のヘンリ 3 世が、厳格な封建関係を現地に求めなかったことが考えられる。ヘンリ 3 世は、確かに後のエドワード 1 世となる王太子にボルドー市内抗争の解決策として、ボルドー市長の選任権を市参事会から王権に接收することを命じていた。けれども、現地土地保有者達の問題に、積極的に介入するという訳ではなかった。

状況が変わるのは、ヘンリ 3 世が 1272 年に死去し、当初十字軍遠征の途についていたエドワード 1 世治世になってからである。1273 - 75 年のガスコーニュにおける大規模な封建所領調査は、エドワード 1 世が王位についてすぐに行われた。この調査にボルドー大司教とサン・タンドレ、サン・スーランの両参事会は参加していないが、第二章で述べたように、大司教陣営と古くから関わっていた聖俗領主、ボルドー市のパトリキアートの中で、自らエドワード 1 世の下へ歩み出て、封建関係の有無を証言している者が存在していた³⁷⁴。この調査における契約には、1259 年パリ条約以前の緩やかなものではなく、明確な軍役奉仕の規定とプランタジネット家への相続上納金の支払い、オマージュもしくはオマージュ・リージュについての言及など、プランタジネット家が現地との封建関係を明確にする意図が込められていた。この調査において、一部の修道院などはプランタジネット家との封建関係を結ぶ意志はないと表明しているが、この調査に参加した大多数の領主は同家の意図を理解したうえで、封建関係を構築することに合意していた³⁷⁵。

ここで初めて、プランタジネット家がガスコーニュにおける封建領主であることを名実に示すこととなった。すなわち、封建関係を構築したボルドレの領主達の中に、自前の所領や権利の確認をボルドー大司教陣営だけに求めるのではなく、プランタジネット家に自前

の土地保有権と平和の維持を求めることが本格化することになった。プランタジネット家のこの動向に対して、シモン・ド・モンフォールのケースと同様に、ボルドー大司教陣営からの不服が申し立てられることは想定された。しかし、この調査の段階でボルドー大司教の座は空位であり、大司教の責務をサン・タンドレ、サン・スーランの両参事会が担っていた。さらに、両参事会はピエール・ド・ロンスヴォーの任期途中から、寄進地の利用を巡って大司教とは対立していたのである。1269年にその問題が生じた際に、大司教がローマ教皇のウルバヌス4世の法廷に問題を持ち込んだのに対して、参事会側はプランタジネット家さらにはカペー家の世俗裁判権に訴えた³⁷⁶。ボルドー大司教陣営によって、それまで現地にて解決されていた問題が、世俗の王権の法廷に持ち込まれた初めてのケースである。けれども、寄進地の問題は1277年の2度目の上訴審でも、解決には至っていなかった³⁷⁷。

ボルドー大司教位のおよそ5年間の空位、さらには大司教とサン・タンドレ、サン・スーランの両参事会の間での問題が抱えられていたことで、それまで盤石であったボルドー大司教陣営の基盤が揺らぐことが考えられた。その間にプランタジネット家によって、本格的な封建関係の構築が目指され、その動向に現地領主達が自らのイニシアティブを発揮して、参加していったのである。レログニキオネス・フェオドルムにおける現地人証言者の中にはボルドー大司教からの保有についても証言を行い、その保有についてはプランタジネット家からの保有から除外するように要請していた事例も記録されている³⁷⁸。けれども、一連の封建関係が、それまでに構築されてきたボルドー大司教陣営の富や権利、現地領主との関係に動揺を与えたことは予想され、1277年上訴の一つの要因になったと言えよう。

2 サン・スーランのソヴテ襲撃の経緯

1277年上訴の要因は、1270年のピエール・ド・ロンスヴォーの死後から、ボルドー市側が空位となっていたボルドー大司教の領地収入を横領していたこと、1276年6月29日曜日を生じたボルドー市側のサン・スーランのソヴテ襲撃の2点が挙げられる³⁷⁹。

サン・スーランのソヴテ襲撃を契機に激化したボルドー市とボルドー大司教との対立ではあるが、この対立自体は1259年パリ条約以前の1242年頃から続いていた³⁸⁰。サン・スーランのソヴテには、ボルドー市と大司教陣営の持つ権利や所領が錯綜しており、その調整が大司教の法廷にて行われていた。この中でボルドー大司教とサン・スーラン教会参事会が、ソヴテの中で生活する俗人への裁判権を行使するか否かが問題になっていた。1274年にフランス王フィリップ3世によって、フランス王国の全聖界領主に対して、俗人への裁判権行使を禁止する王令も出されていた。けれども、実際の裁判権の線引きは難しく、1276年6月28日の日曜日、すなわちソヴテ襲撃の前日に、サン・スーラン教会参事会が2名の俗人の罪人に対して、死刑を執行していた³⁸¹。このことから、この王令がボルドーにおいてはあまり浸透していなかったと考えられる。同参事会が世俗の重罪裁判権を行使していたとボルドー市にとっては重大な事態であるにもかかわらず、ボルドー市長のブラン・ド・セイは

当初、実力行使を考えていなかった。むしろ、自力では解決できない事態と想定して、この問題をプランタジネット家の法廷と行政機関への委託を決定した³⁸²。

ところが、ガスコーニュ・セネシャルのリューク・ド・テイニが市長の決定を非難したことで、市長は意見を翻して、ボルドー市のパトリキアートを引き連れてサン・スーランのソヴテを襲撃した³⁸³。大助祭と参事会員の住居が破壊され、参事会が管理している財産や所領は荒らされるに至った。ボルドー市からすれば、自前の権利を擁護する意図の行為ではあるが、ボルドー大司教陣営からすれば破壊行為であることは間違いなく、サン・スーラン参事会における権利の重大なる侵害と捉えられた。

ボルドー大司教はこれまで、市と参事会の問題は自前の法廷かもしくはローマ教皇の法廷に上訴を行って解決してきた。ただ今回の事例には、プランタジネット家の意志も働いていたため、1259年パリ条約によって定められたプランタジネット家の封主であるカペー家の法廷に訴えるという手段を講じたのである。

ガスコーニュ・セネシャルが扇動したとされるサン・スーランのソヴテ襲撃における被害総額は3000マルクと見積もられた³⁸⁴。リューク・ド・テイニはさらに、教会裁判権と最大65スーの罰金から襲撃に関わった当人を保護することも行った³⁸⁵。

ガスコーニュ・セネシャルからすれば、ボルドー大司教陣営に侵害された世俗領主の権利を保障する意図はあったであろう。実際にボルドー市とサン・スーラン教会参事会との争いでボルドー大司教が仲裁に出た際に、ボルドー市側が、参事会側が市の権利を不当に侵害していると証言している事例が1242年に残されている³⁸⁶。けれども、ボルドー市長のブラン・ド・セイらにサン・スーランのソヴテに甚大な被害を与えることを指示したという証拠は見つかっていない。確かにボルドー大司教陣営はこの責任をボルドー市だけでなく、プランタジネット家にも求めた。しかし、リューク・ド・テイニが首謀者であるにしても、実際に襲撃を実行したのはボルドー市と周縁の世俗領主であった。

それでは、リューク・ド・テイニがほかに意図したことは何であったのか。1276年の段階でボルドー市長の選任権は、コロン家とデソラー家を軸とした派閥争いを原因として、プランタジネット家が有していた。当時の市長のブラン・ド・セイはフロンサック出自の騎士であるが、同家の選任権によって任命された人物である。ブラン・ド・セイの次の選任されたギタール・ド・ブールもまた、高地メドック地方のベルトウイユの騎士領主であった。このギタールがボルドー市内の派閥争いをうまく仲裁したこともあって、1278年から8年の間、市長の選任権が市側に戻されることになった³⁸⁷。けれども、それにはボルドー市参事会が中心となったサン・スーランのソヴテ襲撃の影響が大きいと論者は考えている。リューク・ド・テイニの意図は、パトリキアート間の抗争での鬱憤の矛先を、市が同じく対立していたボルドー大司教陣営に向けさせることであった。実際に世俗領主側の襲撃が1276年以前には記録に残されていないのは、現地での解決を軸としていたからであり、プランタジネット家もそれを暗黙の内に了解していたからであろう。

少なくとも、1277年上訴をボルドレの聖俗領主間の現地レベルにおける争いが王権レベ

ルに昇華した事例として、捉えることができる。

3 1277年上訴の経緯と結果

ボルドー大司教のシモン・ド・ロシュシュアールはこの事態を重く見て、サン・スーランの大助祭のジャン・ド・ガイヤン Jean de Gaillan とともに、1276年中にフィリップ3世の法廷に、プランタジネット家のガスコーニュ統治の強化についての不服申し立てを行った³⁸⁸。これが受理されて、1277年の聖燭節に開廷された。当初の判決では、フランス王がボルドー大司教陣営を保護し、フランス王がその事実の調査のために、査察官を派遣することが決定された。さらに、ガスコーニュ・セネシャルに対して「大司教陣営にいかなる暴力をなしてはならないし、傷害を起こしてもならないし、損害を与えてもいけない。以上のことを大司教陣営に対して認めてはならないし、(セネシャル以外の第三者に)認めてもいけない」という規程が最後に付け加えられた³⁸⁹。1289年のボルドー市からの上訴も同様であるが、カペー家は1270年代に大司教自身の親族に当たるリモージュ副伯家以外とは、ボルドーを含めたガスコーニュにおいて、現地土地保有者との封建関係の記録はなかった。

そのため、ボルドー大司教陣営は、一旦裁判を望んだものの、上記の判決を受けて早急な解決が望めないと判断した。そこで、ボルドー大司教陣営とプランタジネット家およびボルドー市の関係者が一同に介して、フランス王の使節の仲裁にて、和解交渉を始めることになった。1277年7月7日に行われた交渉にて、市長のプラン・ド・セイ以下市参事会とコミューヌは、サン・スーランのソヴテを襲撃する契機となった俗人の罪人に対する死刑執行について証言した。そこで、助祭長が不当に裁判権を行使したことに関連して、市長は助祭長と教会参事会には何ら損害を与えていない、裁判権を市に戻すことをガスコーニュ・セネシャルがやってきて約束したと証言した³⁹⁰。一方で、大司教陣営はサン・スーランのソヴテに対する裁判権は大司教が古くから保持していると反論していた³⁹¹。さらに、ガイヤール・ド・フルジ Gaillard de Fourgis とアルノー・ド・カバナ Arnaud de Cabanac、ベルトラン・ド・コーモン Bertrand de Caumont の3名の従騎士に対して、彼らは大司教の臣下であり、上級・下級裁判権は大司教の下にあることを主張した³⁹²。大司教陣営は、プランタジネット家が司教の空位期の1270年から1275年の間に大司教領の不当占拠に関わったプランタジネット家陣営を「神の意志と裁判権と教会特権に反することが試みたので、神とフランス王と聖教会の三位一体によって罰せられるべし」とも主張していた³⁹³。

ここで大司教はフランス王と神の意志を同列に並べる証言を行っている。これはカペー家のフランス王が「教会の保護」を行っていたことに関係して証言したと思われるが、だからといって、同王家の臣従の下に入るという意志は一切示されていない。

注目すべきは、両者の主張の後に、裁定がなされていることであろう。6000ボルドー貨リーヴルと1000トゥール貨リーヴルの罰金が、ガスコーニュ・セネシャル、ボルドー市長、市参事会、コミューヌに属する人物に対して課せられることになった³⁹⁴。ボルドー市側の主

張の中で、サン・スーランのソヴテの襲撃は、ガスコーニュ・セネシャルに指示されない限り行わなかったことを証言していた。ボルドー市側としては、ガスコーニュ・セネシャルの方に多くの非があると見ていたのであろう。ただ、ガスコーニュ・セネシャルからは、そのように指示していたという記録は見つかっていないので、この辺りに両者の意見の食い違いが見て取れる。

裁定の内容を見る限りでは、市側の主張は全面的に退けられたように見える。いくら大司教陣営のサン・スーランの大助祭が、市の裁判権に対して越権を行ったといえども、ソヴテを襲撃して損害を与えたことは、ボルドーの秩序を乱す行為として許されざる事態であった。とはいえ、6000 ボルドー貨リーヴルと 1000 トゥール貨リーヴルという罰金を一挙に支払うことは求めず、最初に総額の半分に当たるの 3000 トゥール貨リーヴルを支払った後、1500 トゥール貨リーヴルを次の諸聖人の祝日に、さらに 1500 トゥール貨リーヴルをその次の諸聖人の祝日に、最後の 1000 トゥール貨リーヴルをさらにその次の諸聖人の祝日に支払うことも規定された³⁹⁵。ガスコーニュ・セネシャルとボルドー市は 1280 年まで、罰金の全額の支払いを猶予された形となったことは明らかである。

この規定にセネシャル及び市が従ったかどうかについては、史料上で語られていないため不明瞭である。けれども、両者が和解しなければならぬ状況も存在していたことは確かである。第 2 章及び表からも分かるように、寄進者の寄進したものの中にワインの原料であるブドウの畑もかなり含まれていた。ボルドー市参事会が、その交易の中心を担っていたが、その裏では大司教領の中に含まれる耕作地やブドウ畑が関係しており、プランタジネット家によっても、大司教とサン・タンドレ、サン・スーランの両参事会にワインに関する関税についての勅令が度々出されていた³⁹⁶。そのため、大司教もその交易に関わっていたことは十分に考えられる。どちらか片方ではワイン交易が成り立たないため、対立の火種を抱えつつも、両陣営はある時点で妥協せざるを得なかったのである。

罰金の規定のほかに、大司教が主張していた 3 名の従騎士に関するものを含むそれまでの所領や裁判権などの既得権も不可侵のものとして、プランタジネット家とボルドー市が認めることを、ガスコーニュ・セネシャルが承認することになった³⁹⁷。通説で言われるようなカペー家が上訴を通じて司教や修道院を自らの傘下に収める意図はこの場面においてはなく、ボルドー大司教自身がそのようにされることを忌避した傾向があった。大司教からすれば、自前で権利を守ることができるという意志があるゆえの行動であった。それを背景としてか、フランス王フィリップ 3 世が、1277 年 7 月 7 日の両陣営の和解を認めたものの、和解における証人もしくは責任者としてその名を残すことを拒否した³⁹⁸。カペー家は、上訴において王権を上訴人・上訴団体に浸透させることはなく、現地において解決できない問題における立会人としての立場を貫き、現地領主の自由裁量に任ず決定を広く行っていたのである。なおさら、ボルドー大司教のようなガスコーニュのトップの領主が持ち込んだ案件においては、より慎重に処理する必要がある。これ以降、カペー家の断絶に至るまで、ボルドー大司教が現地の問題をプランタジネット家もしくはカペー家に持ち込んだという記

録がないことから、1277年上訴が大司教にとっても、王権にとっても、明らかな転換であったことは確かである。

ルヌアールはボルドレの発展において重要な役割を果たした人物としてボルドー大司教を挙げている³⁹⁹。ルヌアールが挙げた人物は、初代のアヴィニョン教皇クレメンス5世となるベルトラン・ド・ゴ（ボルドー大司教としての任期は1299/12 - 1305）であるが、それ以前にもボルドー大司教がボルドレの発展にプランタジネット家以上に携わっていたことが想定されよう。

4 1277年上訴からガスコーニュ戦争までのボルドーの情勢

ボルドー大司教が、世俗の上級領主の裁判権に初めて踏み入った1277年上訴であるが、1277年上訴によって生じた、ボルドー大司教とボルドー市の双方に与えた影響はいかなるものであったのか。

ボルドー大司教陣営においては、プランタジネット家もしくはカペー家に対する思惑を変化させることになった。確かに、1277年上訴においても、1283年、1300年のフランス王による王令においても、ボルドー大司教のそれまでの諸権利は全て追認されていた。けれども、ボルドー大司教陣営にとって、プランタジネット家及びカペー家の役割が、「自前の権利の追認者」としての立場から、「ボルドー教会を保護しうる者」という立場として、捉え直されていたのである⁴⁰⁰。

1279年10月12日に、ボルドー大司教のロシュシュアールが、イングランド王妃のアリエノールのボルドー訪問を自ら率先して受け入れていた⁴⁰¹。これまでカペー家への意識が垣間見えたロシュシュアールにとっては、明らかな方針転換である。ここで、プランタジネット家がボルドー大司教とのコンタクトを計ろうとした意図は計り知れる。同家は大司教だけでなく、ボルドー市ともコンタクトを計る意図も持ち合わせていたことも考えられよう。その中でボルドー大司教がアリエノールの訪問の受け入れにイニシアティブを発揮していることは重要である。

同じくロシュシュアールが死去してすぐ後のエドワード1世の王令において、ロシュシュアールの次の大司教を選出する際に、王権が選出者について言及している⁴⁰²。このことはボルドー大司教陣営の人事にプランタジネット家が本格的に関わったことを意味する。ロシュシュアールの次に選出されたギヨーム3世、アンリ・ド・ジュネーヴ（任期1289 - 97）は、ロシュシュアールとは違い、1277年上訴という緊急事態があったのではないが、プランタジネット家とカペー家を意識する行動を見せている。けれども、両大司教とも両王家に臣従して、王権の下に組み込まれることを意図したのではないことも確かである。はじめにでも言及した、ギヨーム3世の「ボルドーの教会」の保護を求める書簡については、それはボルドー大司教の持つ財産や権利の追認要求の意味合いがある。ジュネーヴも、ベルジュラック領主夫人のマルグリット・ド・チュレンヌからの寄進を受けた際に、マルグリットから

両王権の下で保護することを求められている⁴⁰³。ただし、マルグリットは大司教に王権への臣従までは求めていないことから、王権が大司教領に直接関与することは不可能であった。実際 1285 年にロシュシュアールの任期中に起きた空位収入の横領をガスコーニュ・セネシャルとボルドー市側に起こさせないよう、対策を講じていることから⁴⁰⁴、1277 年上訴以後も自前の権利を独力で擁護しようとする大司教陣営の意図があった。

ジュネーヴの任期途中の 1294 年 5 月 19 日にカペー家がガスコーニュを含むプランタジネット家の在仏所領の没収が宣告された。ここから 1297 年に死去するまでのジュネーヴの経緯は不明であるが、エドワード 1 世によってジュネーヴの親族がブリテン島に招かれていることは判明している⁴⁰⁵。親族がそれに応じたかどうかは不明であるが、ジュネーヴの意識にプランタジネット家の存在があったことは考えられよう。

ガスコーニュ戦争期には、ジュネーヴの後に、ボゾン・ド・サリニャック *Boson de Salignac* (任期 1297 - 1299) とベルトラン・ド・ゴがボルドー大司教として選出された⁴⁰⁶。ベルトラン・ド・ゴは、ボルドレの世俗領主家系の出身で、1273 - 75 年のエドワード 1 世の封建所領調査においてその名が見られる。ゴはプランタジネット家との封建関係を認める申告を行っているため、俗人時代はプランタジネット家の封臣であったことは確かである⁴⁰⁷。

そのベルトランが、ボルドー大司教と選出されて以降もプランタジネット家の臣下であったかは先行研究でも確証が取れていないものの、この選出にプランタジネット家が深く関わっていたことは、前任者のギヨーム 3 世とジュネーヴらの動向から考えても、窺い知ることができる。

ベルトランは、大司教就任後に自らの既得権の保持と強化に努めていた。1273 - 75 年の封建所領調査以後も、メドックのブランクフォール家は一族挙げてプランタジネット家に臣従したのではなく、一族の中ではサン・タンドレ聖堂参事会入りする者が見られるなど、大司教との関係も残していた⁴⁰⁸。1303 年には、ピエール・ダルノー・ヴァレ *Pierre d'Arnaud de Valet* とのオマージュ・リージュの契約を結んでいる⁴⁰⁹。1273 - 75 年のプランタジネット家の封建契約は、大司教の臣従利害に動揺を与え、1277 年上訴以後は大司教がプランタジネット家を意識する行動が見られた。ただし、これらの行動は、ボルドー大司教がプランタジネット家やカペー家によって、現地の封建領主としての立場が剥奪されたことを意味するものではなかった。14 世紀に入っても、現地領主の中にはプランタジネット家やカペー家ではなく、ボルドー大司教の支援を当てにする勢力が存在したからである。

翻って、ボルドー市の情勢はどうであったか。1277 年上訴において大司教陣営との和解で合意した後、ブラン・ド・セイの後を継いでボルドー市長になったギタール・ド・ブールが、市内の派閥抗争の一応の終息に寄与した。その功績を受けて、ボルドー市長の選任権が一旦、市に戻されることになった。ボルドー市長の選任権は 1287 年 2 月 8 日に選出されたベルナル・フェラドル *Bernard Ferradre* を不服とした 3 名の市参事のプランタジネット家への不服申立を契機に、プランタジネット家に戻されることになる。ボルドー市内の派閥抗争の要因がボルドー市長の選出権にあることが改めてさらされる結果となった⁴¹⁰。

遅くとも、1287年春頃にエドワード1世によって、新たなボルドー市長としてジャン・ド・ブールヌ Jean de Bourne が任命された⁴¹¹。市参事50名の選出では、市のパトリキアートを筆頭にボルドレにゆかりのある人物が選出される傾向にあったが、プランタジネット家によって選出された市長はガスコーニュ出身という理由で選出されるケースも多く、ボルドレの内情をよく知る者ばかりではなかった。その中で、ボルドー市が市長の選任権を含めて、プランタジネット家の統治に不服を申し立てたのが1289年のことである。

1289年7月1日に、ガスコーニュ・セネシャルのジョン・オブ・ヘイヴァリング John of Havering が、ボルドー市の慣習法を無視したことで、ボルドー市に属する一部の市民がパリ高等法院への上訴を行った。同慣習法には、就任直後のボルドー市参事会とコミューヌの臣従宣誓を受けて、ヘイヴァリングがボルドー市に誠実宣誓を行ってから、セネシャルがその職務を遂行するべしという規定があった⁴¹²。

ヘイヴァリングが一連の儀式を行わずにいきなり職務を遂行したことで、ボルドー市はプランタジネット家が権利を侵害したと捉えた。と同時に市長に選出された人物も職務停止に追い込まれていた。ただ、この事実でもって、ボルドー市全体がカペー家にシフトしたとは言えない。けれども、ボルドー市の中にもプランタジネット家の統治を快く思っていない勢力が存在したことは確かである。事実として、一度市側に戻された市長の選任権が、派閥抗争の激化を理由として、1287年途中で再度プランタジネット家に没収されていた。市長を独力で選べないことは、市参事会とそこに関係する者達にとっては死活問題であった。すなわち、ヘイヴァリングの慣習法の無視という上訴の理由は口実に過ぎず、ボルドー市に対して、プランタジネット家の影響が露骨になることを嫌ったゆえの行動であると見る方が良いであろう。

1289年上訴を受けて、フィリップ4世はボルドー市長の選任権をプランタジネット家から没収することになった。上訴が行われた1289年から1291年5月の間に4名の市長が選出されているが、その半数はフィリップ4世によって任命された市長である⁴¹³。この間に、カペー家はボルドー市における臣従意識の調査を行っている⁴¹⁴。

この問題は、1292年において、パリ高等法院は上訴期間中に行った調査も踏まえての判決において決着を見た⁴¹⁵。

- ①ボルドーとボルドレの聖俗領主や現地人には、プランタジネット家の支持者が多い。
- ②ボルドー市長の選任権はボルドー市にではなく、プランタジネット家に返還する。
- ③フィリップ4世が任命した市長は退任し、エドワード1世が選出する市長が就任する。

判決の内容は上記の3項目に集約されるが、プランタジネット家に圧倒的に有利な判決となったことが言えよう。ボルドー市からの上訴人は、カペー家の支援を当てにしたが失敗し、ボルドー市長の選任権を取り戻すこともできなかった。カペー家はボルドー市からの上訴人が目論む形ではなく、ボルドー市とボルドレの秩序の安定のためには、プランタジネット

ト家の権威が必要と判断していた。ここにボルドー大司教は登場していないが、1277年上訴と違い、ボルドー大司教陣営の既得権が市側に侵害された事例ではないので、この問題には関わらなかった。けれども、ボルドー大司教が及ぼしていたボルドーとボルドレに対する盤石な基盤が崩壊する恐れもあり、ボルドー市だけの問題に無関係ではいらなかったことは言えよう。

おわりに

本章で取り上げたボルドー大司教と両参事会は、キックライターによって踏襲されてきたカペー家の「教会」保護政策に対して積極的に関与したとは言えなかった。ただ、1277年上訴においてカペー家の裁判権に関わったことで、キックライター説を完全に覆すまでには至らなかった。けれども、大司教は「カペー家による仲裁」は求めているも、「カペー家の保護」までを求めていたわけではなかったのである。大司教とカペー家の観点からすれば、1259年パリ条約以前に大司教からカペー家に働きかけが行われることは皆無であった。プランタジネット家やカペー家からは、大司教陣営の既得権の追認やワイン取引についての証書の発給が行われるに留まり、大司教にボルドレの現地行政について放任される流れが形作られることになった。

1259年パリ条約以後もその傾向にさして変化はなかったが、大司教と同様に現地での解決を模索していたボルドー市が市長の選任を巡って、プランタジネット家と緊密な関係を持ち始めるようになっていた。さらに、1273-75年のレコグニキオネス・フェオドルムは、ボルドー市の有力市民、ボルドレやメドックの諸領主達にプランタジネット家との封建臣従への可能性を提示することになった。大司教からの利害をプランタジネット家に転換するという証言はレコグニキオネス・フェオドルムにおいては見られない。けれども、レコグニキオネス・フェオドルムに至るまで、現地有力者の個々の家系や人物と寄進や既得権の追認さらには封土の授受などによって上下関係を築いていたボルドー大司教の基盤を脅かす要因となりえた。

サン・スーランのソヴテの権利の問題は大司教と市の双方にとって、共通の問題事項となっていたが、1259年パリ条約以前は、プランタジネット家やカペー家が介入するまでには達していなかった。その意味では1277年上訴は、それまで現地での解決を重視していたボルドー大司教にとって、「プランタジネット家及びフランス・カペー王権の仲裁による解決」を求めたという意味で画期的な事件であった。

ただ、ボルドー大司教は「王権による解決」は求めたが、「王権の保護」までは求めなかった。それは1277年上訴以後も、大司教にとっての王権は自らの現地支配基盤の追認者という認識が変化しなかったからであろう。カペー家もこれ以上、この問題に関わることはなく、1283年、1300年と大司教陣営に既得権の追認を行うに留まった。プランタジネット家のボルドー大司教の選出要求も通らなかったことから、1277年以後も引き続いて、プラ

ンタジネット家によるボルドー市政において、半ば独立した形を取っていたのである。

問題は、1277年上訴がボルドー大司教にどういった影響を与えたのかということである。

1277年上訴以後に就任した大司教が、プランタジネット家の権威を利用して行動し始めていたことである。1277年上訴の契機となったボルドー市との対立を受けて、ボルドー市との関係を良好に保つために、市と結びつきを強めていたプランタジネット家への意識を持たざるを得なかった。ギヨーム3世からベルトラン・ド・ゴに至るまで、プランタジネット家と何らかの関わりを持っていたことが記録されているからである。

ボルドー市にも、1277年上訴以後、プランタジネット家だけでなく、カペー家の影響力が少しずつ増していった。その例が、ガスコーニュ・セネシャルの慣習法違反を、その任命を行ったプランタジネット家の責任として、カペー家へと上訴した流れにある。カペー家は確かにプランタジネット家や現地領主間の既得権や所領については、さほど関心を寄せていなかった。現地抗争がプランタジネット家やカペー家の仲裁するところとなって、ガスコーニュの領有権争いの枠組に置きかえられた。けれども、それはボルドー大司教とボルドー市がともに望んだことはではなく、両陣営は、王権レベルに昇華した現地抗争の裏側で、古くから培われてきた所領や権利、そして統治基盤を維持し続けたのである。

第1章から第2章まで、ガスコーニュ人の封建契約や官職就任、土地保有関係の把握について論じてきた。第1章で述べた軍役奉仕・土地保有基盤の確保と第2章で述べた官職保有結果として生じてきた問題を解決するために、上級領主による法廷への案件の持ち込み、すなわち上訴・請願の動向が生じたことを第3章から第4章で述べた。

第5章・第6章では、記録された上訴案件の実態とその処理方法について論述して、ガスコーニュにおける問題解決の手法としての上訴・請願の実態を考察する。

第5章 13世紀後半のガスコーニュにおける上訴問題と現地領主の動向

- パリ高等法院への上訴の考察を中心に -

はじめに

伯・副伯を含む世俗領主や騎士、従騎士、「教会」領主、都市における自前の土地保有基盤と平和の維持において、現地住民の様々なイニシアティヴが見られたことを、これまでに実証を行ってきた。彼らのイニシアティヴの衝突が見られる際に、ガスコーニュの宗主であるプランタジネット家及びカペー家の法廷への案件持ち込みが、クローズアップされることになった。

1259年パリ条約がプランタジネット家のイングランド王ヘンリ3世、ガスコーニュにおける上級領主が、プランタジネット家とカペー家⁴¹⁶であるという法的根拠が明白になった。そのために、ガスコーニュの現地有力者達が、プランタジネット家の代官であるガスコーニュ・セネシャルの判決を不服として、パリ高等法院・フランス王廷に上訴することが、可能となった⁴¹⁷。

この問題について、ガヴリロヴィチは以下の3つの点を重視する。すなわち、1) 1259年パリ条約によって上訴が可能になり、ガスコーニュにフランス王権が浸透した。2) そのことが、プランタジネット家の裁判権を侵害することとなった。3) プランタジネット家はガスコーニュにおける裁判権に重大な損害を被り、両家の裁判権を巡る争いが英仏百年戦争の起源となった⁴¹⁸という見解である。

しかし、ガヴリロヴィチの見解には、パリ高等法院・フランス王廷での裁判の実態や機能性の問題と、現地人の思惑を無視した傾向が含まれている。ようやくヴェイルがこの点を批判して、初めて関心が集まった。ただ、ヴェイルも現地人の上訴問題とそのプロセスには、英仏の緊張関係を増幅させて、最終的には百年戦争につながる要因があることは認めている⁴¹⁹。ヴェイルは、上訴だけでなく、プランタジネット家とガスコーニュ人の軍役奉仕、ワインの交易を通じての経済的な紐帯についても論じているが、本章ではとりわけ、ガスコーニュでの上訴問題に注目する。

ガスコーニュは、フランス王権にとって、1259年パリ条約以降においては、フランス王国の一部になったことが前提に研究されてきた⁴²⁰。ルイ9世、フィリップ3世、フィリップ4世によって、ガスコーニュを念頭に置いた私戦の禁止や上訴の促進を促す王令が度々出されている⁴²¹からである。ところが、先ほど挙げた先行研究では、この王令の実効性は議論されていない。

そこで、国王間でのやりとりしか出てこないガスコーニュにおいて、実際に上訴した当人たち、すなわち現地領主・騎士・都市民⁴²²が上訴において期待したことは一体何か、それに伴って、イングランド王＝アキテーヌ公、フランス王といった上級領主はどのような存在とみなされたかを見ていく。

本章では、プランタジネット家側の史料としてのロール・ガスコンとカペー家側の史料としてのオリムから判明している上訴の実例を、1259年パリ条約締結から1294年のガスコーニュ戦争の間の約40年間について考察する。ただ、これらの史料はプランタジネット家もしくはカペー家の視点から書かれているので、取り扱いには注意が必要である。

なぜこの年代に焦点を当てるのかには、以下の理由がある。この時期にパリ高等法院への上訴が飛躍的に増大するが、このことが英仏百年戦争前史の第一段階としての1294年のガスコーニュ戦争の前提として、研究されてきたからである。すなわち、パリ高等法院への上訴が、現地の裁判権とプランタジネット家の裁判権を呑み込む形で、フランス王権を伸張させた。その結果、フランス王権は、1259年パリ条約以降、プランタジネット家よりはガスコーニュにおいては優位であるという証拠として示される。その見解は、ガヴリロヴィチ以来、ヴェイルによる批判まで100年以上変わっていない。

第1節 1259年パリ条約への背景と経緯

本題に入る前に、1259年パリ条約に至る背景と経緯について、いくつかの論点を検討しつつ、簡潔に述べておきたい。

最初の論点は、ガスコーニュの権利は、英仏両王だけでなく、アラゴン王、カスティーリャ王などスペイン諸王たちも主張していた事実背景を巡るものである。シャプレは、フィリップ2世は、ガスコーニュ征服に乗り出したことはなかったが、1202年の大陸所領没収宣告を根拠に、ガスコーニュも没収する意図があったと述べている⁴²³。同王の母ブランシュが、カスティーリャ王家の出身で、そのからみで、父王のアルフォンソ10世が、ガスコーニュへの権利を主張していたことによる。だが、そのアルフォンソもヘンリ3世との協議で1254年にその権利を放棄した⁴²⁴。それ以後も、英仏両王にとってガスコーニュを巡るライヴァルは存在し続け、1259年パリ条約の直前の1258年1月には、ルイ9世とアラゴン王ハイメ1世との間で、コルベイク条約が締結され、ルイ9世はバルセロナ伯領の権利を、ハイメ1世はモンペリエとルーシヨンの権利を放棄することで、両王権の及ぶ範囲を決定している⁴²⁵。ガヴリロヴィチが、その条約から1259年パリ条約に向けての交渉がスムーズに進んだと述べており、タンブル・ド・パリにて仮条約が締結されたのが、その4ヵ月後になる⁴²⁶。

そこで、英仏両王家がなぜ1259年パリ条約の締結に至ったのかというプロセスが重要になる。そこで、シャプレが妥協と位置づける要因を分析する。プランタジネット家にとっては、1224年までに、ルイ8世の遠征により、シャラント川以北の領域を喪失したことで、ガスコーニュに対する期待が高まっていった。ルイ8世の遠征に呼応する形で行われたヘンリ3世王弟コーンワール伯リチャードの遠征に伴って、1227年には、単一のガスコーニュ・セネシャル管区が形成されるきっかけが与えられた⁴²⁷。ワインと穀物の交易でのガスコーニュの重要性はすでに多くの先行研究が指摘しているが、さらに重要なのが現地領主との臣従誓約であった⁴²⁸。ガスコーニュは、1202年以降1259年までイングランド王の自由

地であったが、現地の有力領主ベアルン副伯ガストン7世のように、1242-43年のヘンリ3世によるサントンジユ遠征に参加した者がいた⁴²⁹。現地領主との臣従誓約が重要となるのは、1248年からシモン・ド・モンフォールが任期7年の約束でのガスコーニュ・セネシャルに就任していた時期である。スタッドが指摘するように、シモンが、同セネシャル在任中に敵対する現地領主に過酷な処罰を行い⁴³⁰、ガストン7世とアマニュー・ダルブレを首謀者とする反乱が生じた⁴³¹。

トラビュ・キュサックは、ベノージュ、フロンサック、カステイヨンの各副伯がシモンの一連の越権行為を不服として、カスティーリャ王アルフォンソ10世に請願を行ったと述べている⁴³²。スペイン諸王に介入の口実が存在しえたという事例である。ガスコーニュを巡るフランス王との講和への動向を、プランタジネット家による1250年以降の外交政策の変化と結びつける見解もあるが⁴³³、私はむしろ、スペイン諸王の介入により、イングランド王は、ガスコーニュの現地領主との封建契約を、第三者により保障される必要に迫られたことを重視したい⁴³⁴。

一方、カペー家は、ガスコーニュの領有を、封建的慣行、すなわち、結婚と征服により目指した。前者は1137年にルイ7世とアリエノール・ダキテーヌとの結婚で成し遂げたかのように見えたが、1152年にアリエノールが、後のイングランド王アンリ・ド・プランタジユネと再婚したため失敗した。一方、ガスコーニュを1202年の没収対象に含めて、ルイ8世、ルイ9世が盛んに征服を試みたが、前者は現地での抵抗があつて、後者はヘンリ3世と現地領主の抵抗があり、失敗に終わっている⁴³⁵。ガスコーニュ現地領主の上級領主への支持は、1259年パリ条約までは、専らプランタジネット家に傾いていた⁴³⁶ゆえに、カペー家は、ガスコーニュを封土として、封建誓約に基づいてプランタジネット家に与え直すことで、王権浸透を目指したと考えられる。本章で論点とする上訴システムが、プランタジネット家とカペー家の封建契約から派生した制度⁴³⁷にほかならないからである。ただ上訴システムを活用してのカペー王権浸透は、実際に可能だったのだろうか。現地上訴人の個々の動向との関連についての議論は、ヴェイル以前の研究ではなされていないのが現状である。

第2節 上訴の定義と裁判システム

上級領主への案件持ち込みについては、史料上の表記では、上訴を意味する *appellatio*, *appellavit* と表記される事例と、請願を意味する *petitione*, *supplicavit*, *supplico* と表記される事例に、区別できる⁴³⁸。その区別以上に、上訴は裁判を経て問題解決を図るのに対して、請願は、裁判で決着できない問題が生じた際に、宗主の慈悲を乞う形で裁定が下され、裁定の後には不服申し立てができない点に相違がある。

まず、1259年パリ条約以降の上級領主法廷であるパリ高等法院とフランス王廷とイングランド王廷とガスコーニュ・セネシャル法廷の裁判における構造と成り立ちについて、簡潔に述べたい。

フランス王廷は、王の本来的な職務としての裁判の最高機関として、存在した。フランス王は、フランス王国内の聖界領主と俗界領主から選定される宮人衆 *Palatin* からの助言と意見を求め、上訴人と被上訴人の証言と合わせて判決を出していた⁴³⁹。この構成は、13世紀後半ルイ9世治世に、上訴の増大に伴って、同王廷から独立した、本稿で問題とするパリ高等法院に引き継がれている。ただ、両者の明白な相違を指摘するのは難しい。なぜなら、原則的に国王裁判所が宮廷の一部に設けられていたことに起因しているからである。唯一、両者の間で決定的に異なるのは、前者がフランス王の名で判決が出るのに対し、後者はフランス王の名で判決は出ず、パリ高等法院が以下のように判断したという結果になることである⁴⁴⁰。オリヴィエ・マルタンは、この相違について明白な解答を出してはいない。ただ、少なくとも相互において、その構成員である宮人衆と国王が、裁判のために絶えず移動していたことを、同氏は明らかにしている⁴⁴¹。

1259年パリ条約以前のガスコーニュでは、紛争が生じた際には、イングランド王かもしくはアラゴン王、カスティーリャ王などスペイン諸王国の王たちへの請願 *petition* という形を取ることで不服を申し立てていた⁴⁴²。ガスコーニュからのパリ高等法院への上訴は1259年パリ条約批准から上訴が始まったと、ガヴリロヴィチは述べている⁴⁴³。ところが、オリムでは、次項一代目のように、1259年パリ条約にて、プランタジネット家領ガスコーニュの一部となるペリゴール・リムーザン・ケルシ地域において生じた、揉め事をパリ高等法院に持ち込んでいた事例（1257年・58年）が記録に残されている。

オリヴィエ・マルタンによると、フランス王国においては、自分よりさらに上級領主への上訴は、裁判懈怠 *déni de justice* かもしくは偽判 *faux jugement* 以外の理由においては行使されうるものではなかった⁴⁴⁴。これは、フランス王が浸透させた裁判が封建制に基づいていたため、上記の2例は例外規定であった。さらに同氏は、後者の事例において、上訴人が勝訴すれば、上訴人により、裁判を拒否された直属封主とのフィデリテ（臣従関係）は断ち切れ、フランス王とのフィデリテが結成される一方で、上訴人が敗訴すれば、直属封主からの所領を失うことになる」と述べている⁴⁴⁵。ただ、本章で問題とするガスコーニュでの上訴問題にこの事例に当てはめると、上訴人の勝訴により、被上訴人とされたプランタジネット陣営と上訴人との関係が断ち切られてフランス王と結びつくことで、プランタジネット家の裁判権が侵害されるという、通説に行き着いてしまう。

ここで、1259年パリ条約のもう1つの論点を考える。同条約でプランタジネット家は、フランス王の12人の同輩衆 *Pair de France* の1人となり、独自の裁判権を行使する権利が認められていた⁴⁴⁶。ガスコーニュからのパリ高等法院・フランス王廷への上訴は、プランタジネット陣営はもちろん、公の裁判権を露骨に侵害する意味で、フランス王家にとっても都合の悪いこととなるのである。さらに、キックライターによると、プランタジネット家は、パリ高等法院・フランス王廷への召還の際には、他の同輩衆と違って、代訴人の派遣を常時保障されていた⁴⁴⁷。

それでは、プランタジネット家がガスコーニュにおいて構築した、裁判システムはどのよ

うな実態であったのか。富澤氏によると、ボルドー、バザス、ダックス、サン・スヴェールにおいて、ガスコーニュ・セネシャルの巡回法廷を設け、1年に4回、一都市ずつ現地の問題を処理していた⁴⁴⁸。トラビュ・キュサクは、法廷の開催場所は現地の都合を配慮したのか、不定期であると述べ、上記の都市以外の法廷で開催される裁判についても指摘している⁴⁴⁹。これらの法廷の構成員は、現地の聖俗の有力領主、騎士、従騎士、有力都市民層が大半を占め、トラビュ・キュサクは誤判の温床となっていると定義する⁴⁵⁰。この誤判は、ガスコーニュ・セネシャルの代行官の現地人だけでなく、その下部に置かれていた下部セネシャル達の間でも横行して、1270年代の上訴増大に起因する結果となった⁴⁵¹。

1289年6月にエドワード1世によって出されたコンドン勅令により、ガスコーニュ・セネシャルが現地の最高裁判官で、現地の問題は上記の4都市の巡回法廷に持ち込むべきということが定められた⁴⁵²。トラビュ・キュサクは、この問題を含めてプランタジネット家の強権的なやり方で、ガスコーニュに自前の裁判権を浸透させ、その中でガスコーニュの現地有力者達を、官職任命を通じて、プランタジネット陣営に取り込んでいくと主張している。これに対して、ヴェイルの批判は、ガスコーニュでの裁判システムにおける現地有力者、プランタジネット家、カペー家の三者の動向について、プランタジネット・カペー両家のガスコーニュ領有のイニシアティヴの奪い合いとしか見ていないというものである。現地有力者の動向を考察する視点に欠けているのである⁴⁵³。

となると、上訴人となったガスコーニュの現地人たちの抱えている問題に加えて、その人たちの身分、被上訴人は誰であったか、さらには最終的な上訴に至る経緯から判決・結果までを個別に分析する必要が出てくることになる。

第3節 上訴の性質と上訴人の傾向

表23は、本章で対象とする時代の上訴の一覧である。今までに上述した通り、1259年以前の上訴も4例載せている。載せている53例のうち、47例がパリ高等法院・フランス王廷まで上がっている。残りの6例は、ボルドーもしくはロンドンのイングランド王廷までしか記録がない。

上訴人の身分構成はどうであろうか。ガストン・ド・ベアルン、リモージュ女副伯マルグリット、アルマニャック伯といった上級領主の上訴は、通し番号では、11、12、13（マルグリット）、17（アルマニャック伯）、19（ガストン・ド・ベアルン）に対応する。ルノー・ド・ポンス、マルグリット・ド・チュレンヌの4例に代表される中小領主の上訴は、通し番号ではルノー・マルグリット夫妻の事例の5、6、27、34に加えて、14、16、24、32、34、47、49、51に対応する。ゴンボー・ド・ティランの3例に代表される騎士・従騎士の上訴は、表番号では、ゴンボーの事例の40、45、52に加えて、8、10、18に対応する。司教、修道院、聖堂参事会などの聖界領主の上訴は、表23の通し番号では、1、4、7、9、15、20、23、25、26、27、39、41、48、50にあたる⁴⁵⁴。都市民の上訴は、*Raymond Arnaud*

de Domo-Nova の 2 例に代表されるが、7 例存在する。この事例は、表 23 の通し番号では、上記の事例の 31、36 に加えて、29、37、43、44、46 にあたる。いずれにせよ、幅広い身分が確認できる。その中で多い順に並べると、中小領主、聖界領主、市民の上訴となる。前二者は裁判権の問題、後者は内部抗争における上訴が目立つ。なお 17 の事例では、上訴人の身分は史料上には記されていない⁴⁵⁵。

上訴において問題となっている事例は、封土すなわち城館の領有権を巡る臣従誓約や所領の相続問題、現地抗争の仲裁に大別される。52 件のうち、城館を巡る問題と所領相続を巡る問題が、19 例も挙がっている。前者の事例は、表 23 の通し番号の 1、3、5、6、7、8、10、11、12、13、14、16、18、19、21、35、39、49、52 に対応し、臣従形態が問題となっているのは、1、5、6、8、11、24 と 6 例ある。後者の事例は表 23 の通し番号の 2、9、17、21、23、28、29、31、34、36、37、41、43、44 で、そのうち、ガスコーニュ・セネシャルが被上訴人として関わっているのは、9、10、15、17、28、30、36 と 7 例ある。プランタジネット家と現地の争いは 9 例あり、通し番号の 10、19、20、22、25、26、25、30、32 をこれに当てはめた。裁判権の管轄が問題となったのは 4 例あり、12、42、30、45 の事例が当てはまる。扱われている問題が不明なのは、5 例ある。表 23 の通し番号では、22、33、36、48、51 に対応するが、48 の事例を除いて、上訴が撤回されている。現地抗争の争点をはっきりしているのは通し番号 4 の事例で、河川流域での利水権が問題となっている。

上訴の要因としては、ガスコーニュ・セネシャルを相手取って、被告として訴えている事例が 53 例中 23 例見受けられ、この点は通説で言われているところと変わらないが、その裁判の内実が詳細にされることはなかった⁴⁵⁶。

イングランド王であるプランタジネット家にて裁かれた案件は、表番号で言うと、26、43、44、46、48、49 は、イングランド王廷での処理までが記録され、和解を前提に裁判が進められている。なお、46 の事例は、ガスコーニュ・セネシャルの法廷で事件の記録が終わっている。この 6 例は、1283 年と 1289 年に集中している。この 1280 年代は、トラビュ・キュサックの指摘するイングランド王=アキテーヌ公への直訴が登場する時期と重なる⁴⁵⁷。また、国王間のやりとりではあるが、1279 年のアミアン条約でアジュネが、プランタジネット家の封土として譲渡されたことも、アジュネの領主・領民からの上訴がイングランド王廷に上ってくる原因となった。

第 4 節 上訴の判例分析

続いて、数件の内容に基づいて分析し、そのうち城館の領有権を巡る臣従誓約、所領相続の問題、現地抗争がからんだ上訴を挙げる。その中から、先行研究だけでなく、史料からの言及も多い事例に注目して、それらの実態を細かく分析していきたい。

1 城館を巡る臣従誓約が関わる上訴問題

城館の領有問題は、今回の分析で 19 例存在し、そのうち、上級領主との臣従誓約が問題となった事例が 6 例あることは先ほど述べた通りである。

城館を巡る臣従誓約の問題に代表されるのは、表番号の 5 にあたる 1259 年 12 月に起こったルノー・ド・ポンスとその妻マルグリット・ド・チュレンヌの上訴である。この事例は、ガスコーニュにおける上訴の始まりとしてとりわけ注目されている。

実際に、このルノーの事例を中心に取り上げている先行研究は多いが、ルノーがイングランド王＝アキテーヌ公の裁判権を侵害したと見る傾向が強い⁴⁵⁸。ルノーがベルジュラック城館を巡る、ボルドーでのガスコーニュ・セネシャル法廷での裁判を 2 回も懈怠したことによって、ガスコーニュ・セネシャルの命でベルジュラックの城館・所領が没収されたことに起因していた⁴⁵⁹。1259 年パリ条約により、ガスコーニュの現地人たちは、自分たちの直属封主であるイングランド王＝アキテーヌ公を、その直属封臣でありながら、訴えることが可能になったことはすでに指摘したが、ガスコーニュ・セネシャルの判決を上訴することは、それを偽判とみなす手法だった。現地領主にとっての城館・所領には裁判権が付随しており *castrum cum juribus pertinens*⁴⁶⁰、それらの没収が彼らの利害に与える問題を含めて、領地維持の観点から死活問題となったのである。

上訴人であるルノーは、ガヴリロヴィチによると、ジャンサックの城館・所領のためにロンドンに赴かなかつたのは、自前のガスコーニュの封土がフランス王国内にあるからと証言していた⁴⁶¹。ところが判決を見てみると、ルノーはイングランド王＝アキテーヌ公であるヘンリ 3 世と臣従誓約を行って、例の城館を・所領を領有せよとなっている。ルノーは、フランス王と封主封臣関係であるという建前を上訴人証言で示した。ところが、実際の判決が命じているのはプランタジネット家との臣従関係の構築である。この食い違いはどこから生じたのだろうか。トラビュ・キュサックは、そのヒントとして、ジャンサックの城館・所領問題において、判決が決定する前に、ルノーとその妻が 1261 年に、パリに滞在していたヘンリ 3 世にジャンサック、ベルジュラックの城館・所領について、臣従礼を行ったことを指摘している⁴⁶²。これは、プランタジネット家と封主・封臣関係を築くことを前提にしたものである。これを受けた判決は、この行為を追認する形となったことを示唆している。

表番号 12 のフロンサック副伯レモン 3 世の事例は、このルノーの事例と似通っている。同副伯は、パリ高等法院での証言においては、自領地フロンサックは、ペリゴール伯に帰属する領地であり、同伯は、フランス王と封主・封臣関係にあるから、自らもそのつながりで、フランス王の臣下であると、明らかにフランス王を重視した内容を含ませていた。判決は、イングランド王＝アキテーヌ公の名で城館・所領の返還と定められた。決着のつき方を見てみると、エドワード 1 世妃イリナー・オブ・カスティューユの仲裁で⁴⁶³、同副伯は、城館・所領をエドワード 1 世との臣従誓約に基づいて領有することで和解した、となっている。この事例については、ロール・ガスコンに多くの勅令状が見られ、プランタジネット陣営は、

1274年に早速、ガスコーニュ・セネシャルのリューク・ド・テイニに全権を委任し、問題の解決に当たらせている⁴⁶⁴。このような動向は同副伯の証言内容には抗うことになるが、一方で判決・結果に影響を及ぼしていたのは、間違いない。むしろ、これらの動向は、イングランド王＝アキテーヌ公がフランス王同輩であると、1259年パリ条約で定められたのだから、フランス王はそう簡単に介入しえない。

表23の通し番号24の事例では、城館には裁判権が付随していると史料上に書かれ、ルノーの事例も、フロンサック副伯の事例でもそれが問題になったであろう。上訴人は、上訴を撤回し、妻とともにウィンザーに赴き、エドワード1世と臣従誓約を交わした。表番号7の事例では、上訴人に対して、裁判権に直属するガスコーニュ・セネシャルが、パリ高等法院による判決の執行を拒否したために、フランス王との臣従誓約の下で、上訴人ラウルは、城館・所領の領有を認められている⁴⁶⁵。これは、オリヴィエ・マルタンの説明を借りれば、ガスコーニュ・セネシャルの上訴人に対する裁判懈怠にみなされうる事例であった。

フランス王は、現地の城館を巡る臣従誓約の問題については、現地とプランタジネット家の封主・封臣関係と裁判権を尊重しつつ、パリ高等法院の判決という形でそれにお墨付きを与えることによってしか、権力を行使しえなかったと言えよう。ヴェイルは、ガスコーニュの現地人の忠誠心は、パリ高等法院・フランス王廷への上訴の増大にも関わらず、プランタジネット家に基本的に15世紀中葉まで残されたと述べている⁴⁶⁶。そのことと関連して、上訴人のわずかに残されている証言の信憑性は危うくなる。当然のごとく、パリ高等法院・フランス王廷においては、フランス王に不利な事項は証言できないはずであるから、現地人が意図的に証言していたとも考えられよう。

2 所領相続をめぐる上訴問題

次に裁判権の問題が明記されていない、現地所領もしくは動産・不動産の相続を巡る抗争について考察したい。とりわけ、問題となったのは、所領もしくは動産・不動産の相続をめぐる問題で、現地人とガスコーニュ・セネシャルが対立した事例である。表23の通し番号の9、10、20、25、26、32、41に共通した傾向が見られる。この中でピックアップしたいのは、ボルドーにおける事例である。とりわけ、今回使用した史料上において言及されていたのは、市聖堂参事会とガスコーニュ・セネシャルの対立である。

表の通し番号の9にあたる事例は、先行研究で取り上げられてきたことはないが、現地抗争への上級領主のあり方を示すものとして、さらには比較的上訴人の証言が残されているものとして、研究の余地が残されている事例である。この事例の元となったのは、ボルドー大司教とサン・タンドレ聖堂参事会が、前者の生前から相続を巡って争っていたことである。最初の上訴審が行われた1269年以前に、当のボルドー大司教のピエール・ド・ロンスヴォーが死去して、大司教位が空位となっていた。サン・タンドレ聖堂参事会側は、ボルドー大司教が所有していた教会を含め、所領の相続権を主張して、ガスコーニュ・セネシャルに訴

え出た。注目すべきは、ガスコーニュ・セネシャルが、ボルドー大司教の既得権には、口出しできないとサン・タンドレ聖堂参事会側に対して、回答したことである。ヴェイルによると、このボルドー大司教は世俗にも権限を有している聖界諸侯の一人であったため、1259年パリ条約以降、ボルドー市の忠誠心を固めておく意味でも、当の大司教とは対立は避けたかったはずである。当然、ガスコーニュ・セネシャルの裁定を不服としたサン・タンドレ聖堂参事会は、パリ高等法院へと上訴した。この中で、上訴人は改めて教会を含め、大司教側に属する所領の一部には、自分たちに領有権があることを主張し、加えて、この抗争にはプランタジネット家に責任があるとも主張した。ただ、被上訴人の証言は記録されていない。結局、妥協策として、ボルドー大司教が生前に残した動産・不動産については、大司教陣営と上訴人の間で分割するべきという裁定が下された。さらに、この問題について、プランタジネット家の責任は問わないという裁定も下されたのである。

2回目の裁判は1277年に行われているが、史料上では、大司教側に分割された動産・不動産はフランス王が没収していたと書かれている⁴⁶⁷。どのような経緯で大司教陣営に分割された動産・不動産が、フランス王の手に渡ったかは、不明瞭であるけれども、判決を見ると上訴人の言い分が認められている代わりに、フランス王に臣従礼を払うようにと裁定が下されている。最終的に現地人同士の抗争が、フランス王との臣従誓約にまで発展したことになる。

この事例だけを取り上げてくると、フランス王がイングランド王＝アキテーヌ公の裁判権を侵害したように見える。ところが、この事例の2回目の裁判とほぼ同時期に行われた表23の通し番号20の事例では、被上訴人は上訴人に対して、侵奪した所領を返還するならば、フランス王廷で罪は問わないと明記されている。これに関連して、ロール・ガスコンの王命にて、被上訴人のブラン・ド・セイに対して、上訴を行ったソルザック小修道院長所領の返還命令が出されている⁴⁶⁸。

確かに、ガヴリロヴィチが指摘するように、フランス王権が強権を行使したと思われるふしは見られるものの、実際にはイングランド王＝アキテーヌ公の裁判権への配慮も見られており、イングランド王＝アキテーヌ公側も、パリ高等法院・フランス王廷の裁定をある程度は受け入れていたことになる。また、1280年以降、財産相続を巡る問題はイングランド王廷で解決させる事例が目立つようになっている⁴⁶⁹。

3 リモージュ女副伯マルグリットの上訴事例

1259年パリ条約により、現地抗争が、イングランド王＝アキテーヌ公とフランス王の代理抗争になったのは、表24の通し番号11-13のリモージュ女副伯マルグリットの事例である。ガヴリロヴィチは、マルグリットがリモージュにおけるフランス王の司法権の付与を求めたと述べている⁴⁷⁰。トラビュ・キュサクによると、1259年パリ条約の規定に基づき、ヘンリ3世は、リモージュにおける臣従誓約をペリゴール・リムーザン・ケルシィのセネシ

ヤルのベルトラン・ド・カルダイヤックを通じて、1260年3月14日に現地の城館にて取り決めていた⁴⁷¹。ただ、領主であるギイー6世は、都市コミュニヌとの抗争を理由に、この臣従誓約には参加しなかった。ベルトランは、彼を出頭させようとしたが、ギイー6世は、「自分はイングランド王＝アキテーヌ公とは封主・封臣関係にはないから、臣従誓約をする必要はない」と証言して、出頭を拒否した。これが、後の裁判でマルグリットの証言とも関連することとなる。

当時、リモージュは領主層と都市コミュニヌが対立状態にあったが、ベルトランの後継に指名されたジャン・ド・ラランド Jean de Lalande は、1262年公現節までの両者の休戦を約束させたものの、両者の和解を促す手段にはなりえなかった。ギイー6世は、1262年8月15日か16日の間に死去し、幼少の娘マリがその地位を継承した⁴⁷²。その際に摂政となったのが、ギイーの妻、マリの母マルグリットであった。

1回目の裁判は1269年の諸聖人の祝日に行われた。リモージュ女副伯マルグリットが、都市コミュニヌとヘンリ3世が臣従誓約を結んだことを不服として、ガヴリロヴィチが指摘するように、フランス王の上訴権適用を求めた⁴⁷³。この裁判で問題となったのは、リモージュの城館は誰に所有権が確定していたかについてである。上訴人は、リモージュの城館はルイ9世に属している *Castri lemovicensis regi Ludovico* 所領なので、ヘンリ3世の行為は無効であるべきと主張した⁴⁷⁴。この裁判ではヘンリ3世にも出廷が命じられたが、その代訴人たちは、リモージュの城館は1259年パリ条約で割譲が約束されたルイ9世の名で保有されている所領なので、当然、自分たちにその権利があると証言した。

さらに、マルグリットの上訴は、ガスコーニュ・セネシャルもしくはその下部にいるペリゴール・リムーザン・ケルシィセネシャルの判決を上訴したのはなく、フランス王への単なる請願に過ぎないので、上訴人への審問は必要ないとも証言した⁴⁷⁵。それを受けて、フランス王はリモージュ副伯家に下封されていたリモージュの所領をプランタジネット家に敵対する行為に利用したとみなし、審問は行わないという判決を下した。その判決をマルグリットは不服として、後日裁判が行われた。

トラビュ・キュサクによると、1272年1月28日に最終的に判決が下され、マルグリットの言い分が認められ、ヘンリ3世のリモージュの都市コミュニヌへの臣従誓約を取り消すように、さもなければ、ペリゴール・セネシャルに命じて、強制的に判決を施行させるという判決が下されて決着した⁴⁷⁶。ヘンリ3世と都市コミュニヌにとっては、この判決は当然、両者の臣従誓約を損なう可能性があり、反発も予想されうるが、その事実は史料上でも言及されていない。

だが、マルグリットがフランス王を上級領主として意識した要因につながる問題を、トラビュ・キュサクが指摘する。それによると、副伯女マリとルイ9世王弟ロベール・ダルトワとの婚姻関係が、1269年9月にかわされていた⁴⁷⁷。すなわち、1269年諸聖人の祝日の裁判に前後して、現地領主をフランス王家の一族に取り込んでいるのである。ここで注目すべきは、1259年パリ条約を境に、リモージュにおける上級領主に対する思惑が、領主側はカ

ペー家、都市コミュニヌはプランタジネット家と現地における対立がプランタジネット家とカペー家の両家を対立させる要素をはらんだということであろう。副伯家とコミュニヌは、リモージュにおける問題において、上級領主権力を利用して内部抗争を解決するどころか、かえって状況を悪化させていたことになる。マルグリットの証言には、封土であるリモージュの城館に対するフランス王との臣従誓約が、1259年パリ条約以前の段階で、夫のギィー6世によってなされたので、その規定を適用するべきではないという意図が込められている。一方で、都市コミュニヌ側はペリゴール・リムーザン・ケルシセネシャルであるベルトランとの臣従誓約を受け入れていることから、1259年パリ条約の規定は守られるべきであり、領主側の言い分は受け入れられなかった。同条約以前の対立も含めて、プランタジネット家への臣従を持つ要素を備えていたのである。

4 ガストン・ド・ベアルンの上訴事例

プランタジネット家と現地領主との抗争で、とりわけ注目されているのは、エドワード1世とガストン・ド・ベアルン（ベアルン副伯ガストン7世）との対立である。この両者は、時には対立し時には対立を繰り返していた。ロール・ガスコンでは、ガストンは親愛なる血族 *consanguinem et fidelem nostrum* と称されている⁴⁷⁸。1269年にガストンの次女コンスタンスが、ヘンリ3世の甥のヘンリ・オブ・アーメイン Henry of Almain と結婚したことにも起因しており、両者の間に血縁による紐帯が存在していた。それにも関わらず、1272年にヘンリ3世が死去し、エドワード1世が即位するとガストンの立場は変化する。エドワード1世がパリにてフィリップ3世と臣従礼を済ませた後、ガスコーニュに立ち寄ったところで事件が起こった。事件の経緯には諸説あるが⁴⁷⁹、いずれにせよ、エドワード1世がガストンを封建臣従義務違反にて逮捕し、動産・不動産を問わず所領を没収した上で、投獄したことは複数の先行研究にて明らかとされている。ガストンは、エドワード1世による封建臣従義務違反を口実とした所領没収を不服として、パリ高等法院へとした。ポウィクは、ガストンの代理人が1273年のサン・スヴェール巡回法廷への出廷に三度とも応じず、さらにリモージュに滞在していたエドワード1世が、ガストンの代理人に突きつけられた条件を甘受すると約束したにも関わらず、表23の通し番号14に示している、上訴につながったと述べている⁴⁸⁰。ただ、このガストンの上訴事例はロール・ガスコンにおける史料の空白期にあたり、オリムではこの事例については言及がない⁴⁸¹。と言うのも、ガストンの上訴は様々な問題に直面したため、裁かれずに棄却され、現地法廷に差し戻されているからである。ポウィクによると、ガストンはエドワード1世の処遇が不当であることをパリ高等法院にて示すために、エドワード1世の代訴人との法廷決闘を要求したとされている⁴⁸²。ただ、フランス王家のスタンスとしては、法廷決闘をいかなる理由であれ禁止する措置を取っているため、ガストンは当惑した上訴人として、裁判での審理が不可能だとみなされたのである。

上訴の棄却後、ガストンは自前のコネターブルを利用して、エドワード1世に没収されていた全ての所領を取り返してもらっていたが、1277年にエドワード1世がフィリップ3世に対して、自らの権限を侵害したガストンに厳しい処罰を要請したが、ガストンはこのことで再度上訴を試みた⁴⁸³。

両者の和解は、表23の通し番号19の備考にもあるように、1279年4月27日付で出された条文に始まった。それは、ボルドー・コネターブルのアダム・ド・ノーフォーク Adam de Norfolk に全権を譲渡して、没収し管理していた所領をガストンに返還するようという内容を含んでいた。その後、ガストンおよびその次女コンスタンスは、ボルドー・コネターブルを通じて、ボルドーで徴収される関税から年金が支払われることが取り決められ、両者の関係は改善の兆しを見せた⁴⁸⁴。

問題は、エドワード1世が自らの臣下の問題について、フィリップ3世に処遇を求めていることである。ガストンの事例では、自らの裁判権内での処理が限界になったとも取れるが、その思惑についてポウィクは裏付けていない。次に、ガストンの行動が上訴動向に影響を及ぼしているということである。すなわち、ガストンは自らの意志で以って、裁判を懈怠し、上訴を試みている。

5 上訴撤回事例

ガストンの事例は、パリ高等法院・フランス王廷が中心となって、上訴を棄却したものであったが、ここでは、表の中でいくつか見られる上訴の撤回の問題について、分析する。

この上訴撤回動向は、フランス王の介入、プランタジネット陣営の根回しがあった事例と史料で言及されている通り上訴人が自発的に撤回した事例に大きく分かれる。こういった傾向は、1270年代中葉から出現し、1280年代から1290年代に増大し、ガスコニュ戦争後、14世紀初頭においても見られる。先行研究では、トラビュ・キュサクが現地人の上訴撤回動向について言及し、プランタジネット陣営に、上訴人に根回しする戦略があったこととあわせて言及し⁴⁸⁵、同王家のガスコニュ内の問題はガスコニュで片付ける意識が見られる。

上訴撤回ではないが、この枠組みで解決させようとした事例が表番号46の事例である。上訴人 *Bozone Coff.* は、被上訴人のレモン・ド・タランス Raymond de Talence との相続争いで、ボルドー市長の裁定を不服として、プランタジネット家の派遣した財政の長ボルドー・コネターブルのレイモン・デュ・ミライユに仲裁を依頼したが、ボルドー・コネターブルと被上訴人が裁判懈怠を行ったため、上訴人はガスコニュ・セネシャルのジャン・ド・グリーリーに訴え出て解決を委任した。ガスコニュ・セネシャルの裁定は、被上訴人の出廷を命じるものであったが、ここまでしか史料の記録がないため、これ以上は分からない。ただ、上訴人が現地での和解を模索していたことは確かである。ボルドー・コネターブルのレイモン・デュ・ミライユはラ・レオールの都市民で、ガスコニュ・セネシャルのジャン・

ド・グリーリーにも幾人かの代行官を有していて、彼らの多くはガスコーニュ人だったとトラビュ・キュサックの分析により判明している⁴⁸⁶。ヴェイルもまた、理想的な現地抗争の解決策は現地人同士の和解であったと明言している⁴⁸⁷。

いずれにせよ、上訴撤回は、現地での和解工作としてよく利用された。表番号 24 の事例を見ていこう。1276 年か 1277 年か、史料に記された年代ははっきりしていないが、アレクサンドル・ド・ラ・ペブレと妻マルグリット・ド・チュレンヌが、キュニャックの城館・所領の領有を巡り、サン・マケールで開催されたバザの巡回法廷で行われたボルドー・コネターブルとガスコーニュ・セネシャルの審問と仲裁を不服として、パリ高等法院に上訴した⁴⁸⁸。だが、自発的に上訴の撤回を申し出た *Renunciacione spontanee appellacioni* とロール・ガスコンでの条文には記されている⁴⁸⁹。プランタジネット家が、事前にあった根回しを隠すために、意図的に書いたとも取れるが、上訴人がウィンザーに赴いて、エドワード 1 世と臣従誓約を行っていることや 1292 年 4 月 12 日に上訴人が、サント・フォワ・ラ・グランドのバイイに就任していることから⁴⁹⁰、現地領主にとって、上訴の撤回は、プランタジネット家に恩顧を配分してもらった契機になったと思われる。この恩顧配分要求は、表番号 32 のアニェス・ド・ジロンド *Agnès de Gironde* の事例に見られる。上訴人はパリ高等法院に代訴人 2 人を派遣していたが、代訴人が上訴撤回を申し出たことを受けて、上訴人の息子アルノーが、エドワード 1 世に上訴撤回の見返りを要求した。なお、キックライターがこの上訴撤回における恩顧配分について言及している⁴⁹¹。

表の番号 31 の 1279 年 4 月のダックス市民 *Raymond Arnaud de Domo-Nova* の上訴においては、上訴人が上訴の撤回を申し出たため、エドワード 1 世は上訴人に恩顧を与えて和解を確認した *ad gracium nostrum et reconciliacionem duximus admittendum*⁴⁹²。恩顧の配分が和解につながっているのである。

パリ高等法院が介入して上訴を撤回させた事例を、表の番号 22 と 29 の事例で説明する。前者は 1277 年に *Petrus de Tornella de Cabanaco* と *Bernardus del Can de Gaiaco* が、ガスコーニュ・セネシャルの審理と判決を偽判 *falso et pravo iudicio* とみなしてのパリ高等法院への上訴であるが、余のところにて仲裁がなされ *ad nos interposite*、上訴人は上訴を撤回すると公言した⁴⁹³。後者は 1278 年 1 月 12 日に起こった、とあるダックス都市民によるパリ高等法院への上訴であるが、フランス王が介入して、上訴が撤回されたとある⁴⁹⁴。

表の番号 53 のボルドー市での、ガスコーニュ・セネシャルによる職務遂行前の宣誓忘れに関する上訴も、上訴を行った当事者が、一度は上訴を撤回する動向を見せていた。第 4 章でも述べたように、カペー家に没収されていた市長選任権がプランタジネット家に戻されているためである。上訴によって、上訴人の有利とは必ずしもならなかったのである。

これらの上訴撤回は、フランス王の仲介を通じて行われたことは明白で、上訴棄却や判決の持ち越しといった事例とも関連するのである。

第五節 53 の上訴事例への判決の分析

本稿にて、分析した 53 例の上訴事例で、パリ高等法院・フランス王廷と言ったカペー陣営に持ち込まれた事例が 47、イングランド王廷もしくはガスコーニュ・セネシャル法廷と言ったプランタジネット陣営までの事例が 6 あった。

まずは、カペー陣営に裁判が持ち込まれた 47 の事例について判決・結果を分析するにあたり、再び表 23 を参照する。47 例中 41 例が、何らかの形で結論が出ている。そのうちの 10 例においては上訴撤回がされていて、表 23 の通し番号では、22、23、24、29、31、32、33、36、51、53 に当たる。裁判を別の法廷に差し戻す事例が 4 例あり、表 23 の通し番号 1、27、28、48 に当たる。判決の持ち越しが 2 例あり、表 23 の通し番号では、13 と 16 である。判決・結果が不明瞭なのが 7 例あり、表 23 の通し番号では、35、37、38、40、43、44、45 に対応する。

判決が判明している案件の傾向を見ていくと、フランス王の権利行使に様々な形態が存在していることが伺える。従来の上訴制の研究では、フランス王は強権で以って判決を施行し、封臣であるイングランド王＝アキテーヌ公や現地領主の特権を侵害したことが語られてきた⁴⁹⁵。確かに、表 23 の通し番号 8、9、12 の事例では、判決の命じる主体にフランス王との臣従礼という言葉はあるので、フランス王が権力を行使していたと見ることもできる。ところが、8、9、12 のいずれも上訴人の意向に即した判決であり、それがイングランド王＝アキテーヌ公との対抗のからみで、両者の思惑が一致したにほかならない。典型的なのは、18 の事例で、現地での和解をフランス王の名で容認していることである。ここにフランス王の強権は見えず、上級領主としての最終確認という形態になっている。カペー家にとっては、ガスコーニュの直接統治は困難であり、上訴権を通じての外部からの干渉に留めるのが最良であり、プランタジネット家の権威をガスコーニュから排除する意思はなかったのである⁴⁹⁶。

フランス王やパリ高等法院の名は登場しないが、上訴人の意向に即した判決が見られるのは、表 23 の通し番号では 2、3、16、20、52 と 5 例見られる。

イングランド王＝アキテーヌ公との臣従礼を命じる判決は、表 23 の通し番号では 5、6、12 の 3 例ある。ところが、いずれも上訴人の証言が、フランス王を意識しているにも関わらず、イングランド王＝アキテーヌ公への臣従礼を命じるという正反対の判決となっているのに注目したい。ここでは、現地領主よりは、1259 年パリ条約以来、フランス王のガスコーニュにおける直属封臣であるイングランド王＝アキテーヌ公の臣従誓約を尊重する形が取られている。ただ、表 23 の通し番号 14 のレモン 3 世の事例は、エドワード 1 世との臣従誓約を受け入れており、前述したとおり、上訴人の証言が真実ではない可能性がある。それは、表 23 の通し番号 5 と 6 の事例についても同様である。これらは、フランス王によって、上訴人と被上訴人の裁判権を侵害しないように、配慮された判決であった。

判決が不明な事例のうち、裁判棄却と判決持ち越しには、現地の意向よりは王側の思惑が

働いている。代表的なのは、ガストンの上訴棄却で、法廷決闘を要求したガストンの思惑に沿わない形でパリ高等法院での裁判は行われず、ガストンはエドワード1世との和解に至る。表23の通し番号30の事例からは、現地の問題の一部は、プランタジネット家の裁判権に委ねるという姿勢が見える。その前の通し番号29の事例もガスコーニュ・セネシャルの仲裁が行われているという点で考えると、プランタジネット家にも案件の一部を委託する姿勢が垣間見える。

表23の通し番号20の事例については、カペー家の強権を見ることはできない。確かに判決は上訴人で有利であるが、被上訴人であるブラン・ド・セイに対して、判決通りにするなら、罪は問わないという文言が含まれていた。それを受けて、ロール・ガスコンでも、被上訴人への命令として、フランス王廷の判決通りに上訴人に処遇するように要請している⁴⁹⁷。すなわち、フランス王の裁判権は、ガスコーニュにおいては、強権的なものではなかったけれども、プランタジネット家も現地領主も問題解決の最終手段として利用していた。

最後にイングランド王廷、ガスコーニュ・セネシャル法廷までの6例について見ていくと、表23の通し番号で言うと26、43、44、46、48、49に当たるが、いずれも現地での和解を前提にした仲裁が行われており、イングランド王＝アキテーヌ公は、ガスコーニュを強権で以って支配したとは言い難い。32・33の事例は、パリ高等法院に上訴したものの撤回して、現地での解決を上訴人が意図している。

同時期のフランス王国の他地方（一例としてカペーの王都パリに隣接するノルマンディでは、花房氏の分析によれば、13世紀後半から14世紀初頭までに11件）⁴⁹⁸など比べて、上訴の案件が多く上っていた。またパリやオルレアンの北フランス王領地での1257年から14世紀初頭にかけての上訴案件は、パリでは21件、オルレアンでは15件のみであり⁴⁹⁹、ラングドック地方の上訴案件は1310年代後半から20年代前半にかけて増大しているが、13世紀後半においては6件のみの記録である⁵⁰⁰。

ガスコーニュからの上訴案件記録の数から、カペー家への臣従を推測することはできない。現地住民はあくまでも、問題解決のプロセスとして上訴法廷を想定していたのである。

おわりに

これまでは、1259年パリ条約により、ガスコーニュからのパリ高等法院への上訴が法的に保障され、それにより、上訴対象となったイングランド王＝アキテーヌ公の裁判権が侵害されることが、英仏百年戦争の起源となるという論説が展開されてきた。

ところが、パリ高等法院・フランス王廷に持ち込まれた上訴で、今回取り上げた47例のうち判決が出るまでに至った事例ばかりではなかった。その状態はフランス王の裁判権の行使形態として考えうるものであった。上訴撤回においても、表23の通し番号17、23の事例の場合、カペー家のフランス王が積極的に介入していることから、判決を出して解決させることは、現地の意向しいてはプランタジネット家が有する利害に反する恐れがあっ

た。それゆえに宗主であるカペー家のフランス王は、その点については慎重であった。

また判決を出しうる事例においても、イングランド王＝アキテーヌ公と現地領主とのつながりを容認する事例もあれば、フランス王が強権を行使したと文面上から見られる事例でも、実際には現地の思惑と合致した結果だったという事例も存在していた。

この中で現地有力者達は、プランタジネット家のガスコーニュの封土化、共同体の創設の目論見とは無関係に、自前の権益の保持と家系の繁栄を目的としていた。パリ高等法院への上訴は1270年代後半にピークを迎え、これまで世俗の王権の法廷に問題を持ち込まなかった、ボルドー大司教までもが、英仏両王家の裁判システムを利用するようになった。

ガスコーニュ地方では、ペリゴール・リムーザン・ケルシイ、サントンジユ、アジュネの諸地域を含めて上訴の案件が数多く記録されていた。そのためガスコーニュに限ったことではないが、ガスコーニュにおいては上訴分析の中で案件についての判決の持ち越し、下級法廷への回送、上訴の撤回工作がプランタジネット家、カペー家、現地上訴人の三者の暗黙の合意事項となって行われた。上訴の増大は現地の下級役人の職務遂行時の問題点もあったが、共同体創設に協力せず、個々の領主家系が対立するなどして、上訴の両陣営を納得させる仲裁が不可能だったことにも起因した。この中で、カペー家は上訴の撤回を勧める一方、プランタジネット家は同家への直訴システムを作り出し、これが宗主の慈悲を乞う形での請願として14世紀にかけて登場するものとなった。現地領主家系もプランタジネット家の権威を借りた現地役人の裁定に疑問を感じ、プランタジネット家の真の裁定を期待したところがあった。1279年アミアン条約でアジュネがカペー家からプランタジネット家に譲渡されるなど、上級領主の両家系が良好な関係となったことも、プランタジネット家、カペー家、現地有力者の三者の新たな合意事項を作り出せる要因となったのである。1280年代前半はプランタジネット家での法廷での裁決の記録が残されており、上がってくる上訴の数が1270年代後半の25件と比べて12件と半減することになった。

カペー陣営が、1259年以後のガスコーニュにおいて保障した上訴システムでは、封建的臣従誓約が前提になっており、封臣の権利を著しく損なう判決は容易に出すことはできなかったと言える。その点は、プランタジネット陣営でも同様で、上訴人と被上訴人の和解を現地のイニシアティヴに求めている。これまでは、国王間のやりとりでしか語られなかった上訴問題であるが、実際のイニシアティヴは現地人にあり、どこに訴えれば利害関係で有利になるか、問題が解決するかを最優先に考えており、現地人の上訴動向で、国王レベルでのやりとりにも変化が生じている。

最後に、ガスコーニュからの上訴人にとって上級領主とはいかなるものであったのか。彼らにとっての上級領主は、現地抗争における一時的な仲裁人が理想とされたのではないか。現地の上訴人は、上級領主による庇護を求める一方で、上級領主の露骨な介入を嫌っていたことが、本稿で取り上げた上訴の理由・判決の分析結果も踏まえて、想定されうる。

第6章では、1300年からカペー王権の断絶までの約30年間を対象として、13世紀における現地人による上訴の動向の実態について考察を進めたい。

第6章 14世紀初頭のガスコーニュにおける上訴と請願 - 上訴人となりうる現地勢力の動向からの考察 -

はじめに

1259年パリ条約によって、プランタジネット家のイングランド王は、フランス同輩衆 Pair de France の一角であるアキテーヌ公の資格でガスコーニュをカペー家からの代々の封土として領有するため、同輩特権としての独自の裁判権が認められたが、カペー家に封建義務を果たす必要が生じた⁵⁰¹。アキテーヌ公としてのプランタジネット家とフランス王としてのカペー家との封建関係によって、ガスコーニュからの上訴人が、プランタジネット家の法廷での裁定に不服だった場合に、プランタジネット家の封主であるカペー家に上訴案件を持ち込む口実は、上訴人の直属封主であるプランタジネット家の法廷における、裁判拒否による封建義務違反であった。

ヴェイルはガスコーニュ人の上訴を、英仏両王家の外交史上の観点から鑑みても、些細な問題であった minor issue と断言したことは第1章で述べた通りである⁵⁰²。ただし、そのヴェイルも、ガスコーニュにおける上訴動向が、英仏両王家の抗争の火種＝英仏百年戦争の起源というガヴリロヴィチ以来踏襲されてきた通説を覆せていないことが挙げられる。上訴法廷の実態という観点から考えると、プランタジネット家の行政史料であるロール・ガスコンやカペー家の裁判史料であるオリム *Olim*、アクト・デュ・パルルマン・ド・パリ *Actes du Parlement de Paris* において、ガヴリロヴィチ以来の通説が述べている、カペー家がプランタジネット家を陥れる目的で出した判決については、明確には見られないからである。

現地有力者のイニシアティヴという観点から見ると、ベアルン副伯家、アルブレ家、レスパール家などの、現地領主家系の個別研究は古くからあるが⁵⁰³、プランタジネット家とカペー家がからむ上訴問題との関連での研究ではなく、現地領主のそれぞれの家系の繁栄プロセスについての研究という傾向が存在している。プランタジネット・カペーの両家と現地有力者との関係について、王権からの視点の研究と現地からの視点の研究はあまり交わっていないのである。

この問題については、論者は第5章にて、13世紀後半を対象として、ガスコーニュにおける上訴動向を、上訴に至る背景、経過、証言、判決の内容や意義にまで踏み込んで分析した。1259年パリ条約以前の1257年から1292年の間に、53例のガスコーニュにおける上訴動向が上記の三つの史料から明らかになったが、53例のうちパリ高等法院・フランス王廷まで上ったのは47例あったことが確認できるが、そのうちの23例が、判決が出るまでには至っておらず、そのうち10例は上訴人による上訴の撤回に至っていた。結論から先に述べると、カペー家のフランス王がイングランド王＝アキテーヌ公の裁判権については現地の裁判権を、恣意的に侵害していた訳ではなかったのである。また、ガスコーニュでの上訴

動向の全てが、パリ高等法院・フランス王廷において思惑通り扱われたのではないため、ガスコーニュにおける、上級領主としての英仏両王家への意識は、戦略的に使い分けられるようになったと言えるよう。

本章で問題とするのは、その後の時代の、14世紀初頭である。14世紀初頭は、ガスコーニュ戦争（1294-1303年）⁵⁰⁴をはさんで、ガスコーニュにおけるフランス王権がより一層強くなるという論調が傾向として見られる。確かに、主にキックライターが指摘するように、エドワード2世治世には、イングランドから派遣されるブリテン島出身のガスコーニュ・セネシャルを筆頭として、イングランド王＝アキテーヌ公権のレフテナントとしての現地役人が、上訴人の投獄や殺害に至るケースもあって、フランス王権が介入する機会は着実に増えていた⁵⁰⁵。ところが、論者からすれば、この見方もフランス王国発展史観から来るものではないかと考える。上訴人がどのような経緯で上訴に至るか、上訴人と被上訴人の証言はどの程度残されているのか、持ち込まれた上訴の判決及び結果はいかなるものであったのかを、再度考えるため、第5章で行ったものと同じ手法で分析する。

第1節 エドワード1世治世末期の上訴ならびに請願の動向

1259年パリ条約の締結によって、ガスコーニュからの上訴が可能となり、1270年代にガスコーニュからの上訴が増大するが、中には現地人のセネシャルが、自らの敵対者を陥れるために、どちらか一方に有利な判決を下したことが原因の事例もあった。いわゆる公平性に疑念の残る裁判への対策のために、現地法廷での王＝公の真意を図るための直訴が1279年から登場し、1280年代に数件記録されていたことを第5章で立証した。また上訴と請願は第5章で見たとおり、その性質は異なっていた。けれども裁定の内容を見ていくと、上訴もしくは請願の特徴として見られる文面に相違が示されていないことから、ガスコーニュにおける問題解決は、上訴と請願の使い分けもしくは両方の組み合わせによって行われていたのである。この事例は本論で取り上げる現地領主の一部に垣間見える。

表24から表27はエドワード1世治世末期の上訴と請願、その比較対象としてエドワード2世治世の上訴と請願の一覧である。上訴と請願については先に述べたように、さして相違がある訳ではない。けれども、あえて上訴と請願を区別した理由は、上訴と請願において問題解決の度合いを比較検討するためである。

表24の通し番号は年代の古い順番からつけた。なお、項目にある上訴人は原告、被上訴人は被告のことを指し示しているが、本稿の主題を考える関係で、やや分かりにくいがこの上訴人、被上訴人の表現を常用する。また、扱われた問題の欄は、史料上にその特質を示した文言がなく、あくまでも、論者がその内容から判断したものである。表24では、11例のうち通し番号2, 8, 9の3例を私戦がからんだ現地抗争とみなし、私戦があったとしても、領地の領有権、裁判権や現地特権の帰属の問題がはっきりと明記されている場合は、現地抗争とは区別した。表26についても同様である。

ガスコーニュ戦争は、1299年に教皇ボニファティウス8世の仲裁によるモントルイユの和で、休戦を迎える。その休戦期に当る1300年と1301年において、オリムに3例、ロール・ガスコンに1例の上訴判例の存在を確認した。1303年にエドワード1世に返還されるまで、ガスコーニュはフランス王領に組み込まれているゆえ、問題解決における上級領主権はフランス王権に由来する裁判機関、すなわち、パリ高等法院・フランス王廷にしか存在しなかった⁵⁰⁶。とはいえ、表24の通し番号3はバイヨンヌからの上訴事例を示すが、ここだけはカペー家によって征服されることがなく、プランタジネット家への忠誠心がガスコーニュ戦争以前から残っていた。トラビュ・キュサクは、ガスコーニュ戦争期においても、プランタジネット家の現地代理 *lieutenant du roi* の存在について言及している⁵⁰⁷。このことから、ガスコーニュ全体をカペー家が掌握したのではないことは明白である。表24の通し番号2にあるイシジャックのコミュヌ *Commune d'Issigeac*、通し番号4のレスパール領主は、エドワード1世が1274年に作成を主導した現地有力者の自己申告による封土もしくは自由地の授受や契約の形態を調査したレコグニシオネス・フェオドルムにおいて、プランタジネット家とのオマーージュもしくはそれに類似する封建的誓約が見られる⁵⁰⁸。

表25に移る。表25の通し番号はロール・ガスコン(表の出典の項目では、*R. G.*と略記)の史料ナンバーからつけた。1304年-05年のプランタジネット家への請願20例のうち、上訴にもつながりうる案件を扱った14例を載せた。請願については、上訴の際の証言とは違って、表25の通し番号11と18を除き、請願人の言い分と請願を受理するかしないかの裁定が記録されているのも特徴である。1303年から1307年の間においても、プランタジネット・ガスコーニュの周縁のシャラント川以北のサントンジユにおいて、パリ高等法院への請願が1例存在する⁵⁰⁹。請願の内容として、ロール・ガスコンによく見られるのは、プランタジネット家に奉仕した際の見返りとしての金銭や領地などを要求するスタイルであり、上訴裁判では時間がかかりすぎて、解決できない問題ばかりが持ち込まれた訳ではなかった。表25の通し番号2、3、7が典型的な事例である。通し番号4の事例は、レクトゥールの城館の管理権を請願人が80ポンド4シリング11ペンスで任されたとあるが、オマーージュの代わりに金銭を媒介とした封建制約とも見ることができよう。

これらの請願の増大と比例して、ガスコーニュの現地勢力の奉仕の見返りをガスコーニュ・セネシャルとボルドー・コネターブルが行っている事例が存在する⁵¹⁰。表25の通し番号の6、9、11は裁判権に関わる問題である。ガスコーニュ戦争以前にはこうした裁判権を巡る請願の事例は、1280年代に始まった王公への直訴 *l'appel de roi-duc* という請願形態でのものを別とすると、史料や先行研究からは確認することができない。裁判権の問題は、1276-77年に起こったアレクサンドル・ドゥ・ラ・ペブレの自領地の城館の領有に関する上訴で、その城館について現地の裁判権が付随する *castro cum juribus pertinencis*⁵¹¹とあるように、城館の領有についての上訴は現地裁判権を巡る問題でもあった。それゆえ、ガスコーニュ現地有力者達にとって城館の没収は、現地領主としての特権を奪われることになり、死活問題となる。エドワード1世治世末期、言い換えれば1304年から1305年に集中

して記録されたプランタジネット家への請願において、裁判権の問題が出てくるようになるのは、ガスコーニュ戦争以前の城館を巡る上訴にて、現地勢力が意図するような解決が必ずしもなされなかったことが想定される。

表 25 の通し番号 8 と 10 の事例において登場する、請願先として考えられていたガスコーニュ評議会 Conseil de Gascogne であるが、トラビュ・キュサクによると、ガスコーニュ・セネシャルを支援する組織とは解明されているものの、現地において形成される際の起源は曖昧なままである⁵¹²。シモン・ド・モンフォールが 1248 年に任期 7 年の約束でのガスコーニュ・セネシャルへと就任した際に、彼自身で持っていた個別の評議会が見られ、ボルドーにおける都市有力家系であるコロン家とデソラー家が、それぞれの代表者を送って、両家の対立の仲裁を行ったという記録が存在する⁵¹³。ところが、トラビュ・キュサクの指摘によると、本格的にガスコーニュ評議会の組織が立ち現れるのはようやくエドワード 1 世治世中期の 1283 年から 1285 年の間である⁵¹⁴。その構成員は、ボルドー・コネターブル、監察官 *contrôleur* と呼ばれる官職を保有する者、ボルドー市長、アジュネ、サントンジュ、ペリゴール・リムーザン・ケルシィのガスコーニュ・セネシャルに服属して、ガスコーニュ・セネシャルを補佐する役割を担った地方セネシャルであった⁵¹⁵。その意味ではガスコーニュ・セネシャルの補助組織という特色が強く、その点ではシモン・ド・モンフォールのガスコーニュ・セネシャル就任時の機能とさほど変わっていない。表 27 において、20 例中 11 例の請願先にガスコーニュ・評議会が指定されていることから、エドワード 1 世治世末期からエドワード 2 世治世初期にかけて、実態としての評議会が形成されていったことになる。同評議会の構成員のうち、ボルドー市長とアジュネ、サントンジュ、ペリゴール・リムーザン・ケルシィの地方セネシャルへの就任者には、騎士や従騎士の身分を持つ、現地の下級領主が目立って見られる⁵¹⁶。1259 年パリ条約以前から存在していたボルドー、バザス、ダックス、サン・スヴェールの現地四大法廷と同じく、現地勢力の寄り合いとしてガスコーニュ評議会が必要とされた。なお、このガスコーニュ評議会の裁定を不服として、パリ高等法院・フランス王廷に上訴した事例は確認できない。上訴とは違って、請願は封主封臣関係を基にした制度ではないため、請願への裁定に不服の場合は、カペー家の法廷に問題を持ち込むことは不可能だったのである。宗主の慈悲を乞うという形である以上、その決定には不服を申し立てることはできなかった。また請願は、上訴裁判で解決できない問題を宗主の特例措置にて、裁判を経ずに、決定を下す側面があった。

そのため、ガスコーニュ現地住民にとっては、問題解決の際には上訴よりも請願の方が解決に結びつきやすい傾向が少ない事例ながらも浮き彫りとなった。とはいえ、これほど叙述に請願の容認があるのなら、もっと多くの事例が存在していてもおかしくはないが、請願先におけるガスコーニュ評議会やガスコーニュ・セネシャル法廷の構成員から判断すると、請願してプランタジネット家が納得する回答を出すかかを見極めるという観点から、現地勢力の意向が大部分で反映されていたことは否めない。

第 2 節では、エドワード 2 世治世全般を視野に入れて、ガスコーニュの現地勢力の上訴と

請願について分析する。エドワード1世治世末期が1300年から1307年の約8年間と短いので、エドワード2世治世全般における上訴・請願の記録の多さは必ずしも、その8年間との比較検討の材料とはなりえないが、エドワード2世治世には、ガスコーニュでの上訴動向に変化が生じるので⁵¹⁷、それを踏まえつつ論じる。

第2節 エドワード2世治世の上訴・請願の動向

この項では、14世紀における上訴・請願を考察する際に、同時期のガスコーニュ情勢について考察し、プランタジネット家領ガスコーニュの中心であったボルドー市での動向に触れて、上訴・請願の実例分析を行う。

1 エドワード2世即位当初のガスコーニュ情勢

フランス王フィリップ4世が、1302年のアナーニ事件で、教皇ボニファティウス8世を逮捕し、その死後、後任の教皇としてボルドー大司教で、ガスコーニュ現地有力領主家系出身のベルトラン・ド・ゴ⁵¹⁸を選出した。彼はクレメンス5世として即位するが、1309年からアヴィニョンに移住した。ヴェイルは、このアヴィニョン教皇のクレメンス5世と後継のヨハネス22世が、ガスコーニュの現地有力者たちを対象として、恩顧配分を行っていた事例を指摘している⁵¹⁹。アヴィニョン教皇は、ガスコーニュにとって上級領主として封建的臣従関係は構築できないが、フォワ伯家とアルマニャック伯家の抗争で、英仏両王家の極端な介入を快く思わない場合に、その庇護を頼る存在として重要である⁵²⁰。ガスコーニュにおける上級領主はプランタジネット家とカペー家であるという1259年パリ条約での決定事項を覆す存在にはならなかったとはいえ、上訴にもつながる現地抗争の解決の側面が大きく様変わりする。その一例がはじめにでも指摘したように、プランタジネット家に奉仕するガスコーニュの現地勢力の役人による、上訴人の投獄や殺害であった。ガヴリロヴィチからの通説では、プランタジネット家がガスコーニュからの上訴の抑制目的で命じたとされるが、同家が一連の行為を指示したという記録はない⁵²¹。また、ヴェイルは、現地人によるエドワード2世への、フランス王が自分たちを上訴法廷に引きずりこもうとするのを助けて欲しいという請願が存在したことを指摘している⁵²²。

1289年6月のジョン・オブ・ヘイヴァリングの宣誓忘れ事件を契機に、ボルドー市内へのカペー家への影響力は強まったが、宣誓忘れを口実とした上訴については1291年に撤回されていて、翌年にはカペー家に接収されていた市長の選任権がプランタジネット家へと戻されることになった⁵²³。フィリップ4世によるガスコーニュ没収が1294年から1303年の間に行われることになったが、キックライターはこの宣誓忘れ事件をガスコーニュ没収につながる一事件として位置付けている⁵²⁴。ヴェイルによると、1294年1月から1295年10月までに間に、112のガスコーニュ貴族がエドワード1世の臣下としてオマーージュと誠

実宣誓を行っており、フィリップ4世側については20の貴族に留まった⁵²⁵。

フィリップ4世の派遣したカペー家役人は現地の慣習にしばしば無知であったから、現地市民との間に軋轢が生じ、アルノー・カイヨー率いるボルドー市民団が、1303年にカペー家の役人を市外に追い出すという事件が起きた。その1年前からカペー家のガスコーニュ占領期には収束していたコロン家とデソラー家の派閥抗争が、エドワード1世へのガスコーニュ返還に伴って再開される。コロン家、デソラー家に次いで、勢力を誇っていたカイヨー家は一族の中でコロン家派とデソラー家派に分裂していた。エドワード2世は、即位と同時に、ボルドー市長として、ピエール・カイヨーを任命した⁵²⁶。ただし、ピエール・カイヨーはデソラー家派に属していたため、コロン派からの不満を呼び、パリ高等法院への上訴につながるようになった⁵²⁷。この上訴が受理されたかについて、キックライターは触れていないが、エドワード2世はこれを受けて、1310年に特別顧問団を任命し、特別顧問団は新たなボルドー市長として、両派閥に属していないオド・ド・ラドス Odo de Lados を任命した。ラドスはエドワード2世陣営の許可を得ずに、デソラー家派の支援者ならびに前任の市長のピエール・カイヨーを排除しようとした。ただし、ラドスはエドワード2世によって正式に市長としては認められておらず、エドワード2世はガスコーニュ・セネシャル代理も務めていた現地人騎士のアマニュー・デュ・フォサを任命していた。この決定はラドスの支援者を憤らせる結果となり、コロン家派とデソラー家派の争いは、プランタジネット家の懐柔策の分散により、激化する一方となった。ノリッジ司教、リッチモンド伯の特別顧問団とエドワード2世の三者は、1311年にボルドー市長に任命されていたフォサを解任し、前二者が任命していたラドスを再び市長職につけることで、ボルドー市参事会の同意も得て妥協し、収束を図った⁵²⁸。

アルノー・カイヨーは、従兄弟のピエール・カイヨーがボルドー市長職を解任されたことで、派閥を違えているけれども、その立場を失うことになった⁵²⁹。アルノー・カイヨーはそれでも、カペー家へのシフトを考えたのではなく、カペー家の法廷に上訴を持ち込もうとする現地人を迫害する非合法の手段を講じることになった⁵³⁰。アルノーが当事者として関わった1311年6月20日のピエール・シャ Pierre Chat の殺害事件については、ペリグーのフランス王法廷を、病気を理由に欠席する事態が生じた⁵³¹。この事件については、アルノーが、自分自身の責任とはせずに、1313年7月にエドワード2世の名で、フランス王フィリップ4世からの赦免を受けていた⁵³²。アルノー・カイヨーは、プランタジネット家が意図したところとは無関係にプランタジネット家の名を使って、自らの立場を取り戻すために動いていた人物であった。

アルノー・カイヨーと同じく、エドワード1世治世にプランタジネット家に臣従していたピエール・ヴィギエ・ド・ラ・ルッセル Pierre Vigier de la Rousselle は、1305年4月までにバイヨンヌのシャトランに任命されていて、奉仕の見返りの日給として10スーが支払われる規定となっていた。バイヨンヌの市長ならびにコミューヌに対して、エドワード1世の名でピエールに従うようにという書簡を発給していた⁵³³。ピエールは1307年秋まで職務

にあったが、現地からの信任を得られていないとの理由で、少なくとも 1310 年までに解任されていた。解任後も、エドワード 1 世により与えられていた契約によりボルドー・コネターブルから年金を受け取っていた。ピエールは 1312 年 2 月から 4 月初頭とキックライターは定義しているが、この時期はガスコーニュ・セネシャルのジョン・フェラーズとボルドー市長のオド・ド・ラドスが任命された時期と重なる⁵³⁴。ピエール・ヴィギエは、ジョン・フェラーズに対して、現地の法慣行を無視していると証言し、それが改善されない場合は、パリ高等法院へと上訴すると証言していた⁵³⁵。

ピエール・ヴィギエの死去後、ボルドー市民によるジョン・フェラーズ告発、1316 年頃のフランス王の官吏に任命されていたエリ・ド・スシプレード Hélie de Souciprède の殺害事件とボルドー市関係者の上訴事件が相次いで生じた⁵³⁶。このことは現地有力者間では現地抗争の折り合いがつかなかったこと、プランタジネット家による仲裁が現地領主の恣意的な施策に切り替わったこと、カペー家へのシフトがプランタジネット家に臣従している現地領主の越権行為に対抗する意図で行われたという図式ができあがったことを意味する。

ボルドー市内の派閥抗争において、現地同士での解決はもちろん、プランタジネット家の仲裁策も功を奏さず、カペー家の上訴システムによる介入も解決の手立てとはならなかったのである⁵³⁷。

2 上訴・請願事例分析

ボルドー市内での 2 つの事例でも見られるように、エドワード 2 世治世約 20 年においては、ガスコーニュ戦争期から戦争後のエドワード 1 世治世末期の 10 例や 1259 年パリ条約前後から 1292 年の 42 例の上訴から比べて、上訴される機会としては数が増えている。ボルドー市内の情勢においても見られたように、プランタジネット家の仲裁能力の低下と現地領主の恣意的な判断による、上級領主権の使い分けが行われていたことにも起因する。カペー家もプランタジネット家も現地有力者達も、共通して土地保有権の保障及び平和の維持を望んだ。プランタジネット家には現地の利害の代表者としての役割が期待されたが、現地有力者達の動向を把握できていなかったことによって、プランタジネット家の現地の利害調整者としての役割は減退していった。とはいっても、その記録から、ガスコーニュにおける上訴案件の持ち込み者がカペー家になびいたと考えるのは、早急すぎる。なぜなら、エドワード 2 世治世の上訴については事例分析が充分でないことにほかならないからである。そこで、前項のエドワード 1 世治世末期との比較検討材料として、エドワード 2 世治世の上訴ならびに請願について分析する。

表 26 は上訴、表 27 は請願の一覧を示したものである。まず、エドワード 2 世治世においては、上訴はフランス王家であるカペー家、請願はイングランド王家であるプランタジネット家の史料に一方的に記録が残されていることを述べておかねばならない。ガヴリロヴィチ以来の通説では、この上訴の数とプランタジネット家の現地の問題解決における脆弱

さを、ガスコーニュにおけるフランス・カペー王権の浸透とみなしているが、その内容の詳細な分析はほとんどなされていないままである。現地での私戦とのからみで、それに関連する個別事例の分析が存在する程度である⁵³⁸。

表 26 では、フランス王廷での裁判記録であるオリムとパリ高等法院での裁判記録であるアクト・ド・パルルマン・ド・パリ（表の出典では *A.P.* と略記）のいずれか一方、もしくは双方の史料に記録されている上訴 53 例を取り上げた。出典のところを見ると、後者の史料に記録されている判例の方が数多い。と言うのも、前者は 1318 年までの記録であるのに対して、後者はカペー王家が断絶する 1328 年までの記録ということも考えられるが、パリ高等法院は 1250 年に創設され、オリヴィエ・マルタンによると、王会（フランス王廷）*curia regis* の裁判組織から派生する形で、裁判専門の組織として独立していた⁵³⁹ので、フランス王廷での裁判の割合が少なくなっていたことも考えられる。この経緯によって、フランス王廷とパリ高等法院は、カペー家に由来するという点で、裁判的な機能は同じものとみなす。

早速事例を分析する。上訴人においては、オード・ド・ティラン *Aude de Tiran* のように数回の上訴事例が見られるケースもある⁵⁴⁰が、同一人物による上訴はあまり見受けられないが分かる。史料上から、その特質を特定することのできない現地抗争は、表 26 では、53 例中 18 例を示した。領地の領有権に関わるケースは 4、7、20、32、33、34、36 の 6 例、裁判権に関わるケースは 3 と 46 の 2 例、現地特権に関わるケースは 13 と 44 の 2 例、相続権に関わるケースは 6、11、33 の 3 例、封建関係に関わるケースは 14、26、53 の 3 例である。越権行為そのものを不服として申し立てて、慈悲を乞う請願に近い形式で、1、2、3、8、15、18、20、21、28、29、30、35、36、38、43、45、49、53 の 18 例に見られる。

証言については、上訴人・被上訴人とも残されていないケースが多く、両方とも記録されているのは、2、13、14、23、32、33、49 のわずか 7 例である。上訴人側の証言だけが記録されているのは、4、8、27、34、38 の 5 例、被上訴人側の証言だけが記録されているのは、11、12、45 の 3 例のみである。このことから、上訴人と被上訴人の証言の傾向がどのような状態であったかを、具体的に提示するのは難しい。ところが、1259 年 12 月に生じたルノー・ド・ポンス 3 世の上訴では、ルノーが自らはイングランド王＝アキテーヌ公から何も領地をもらっていない、ガスコーニュはフランス王国の一部であり、自らはフランス王の臣下であると証言したが、その際の判決はイングランド王＝アキテーヌ公にオマージュを捧げる形で、ベルジュラックとジャンサックの城館を領有するべしという内容となった⁵⁴¹。ルノーの証言と判決の示す意図が逆になっていることがわかる。トラビュ・キュサックは、ルノー夫妻は、1262 年にパリにおいて、ヘンリ 3 世にオマージュを捧げていたとしている⁵⁴²。こう考えると、ルノーの証言はカペー家に有利に裁判を運ぼうと、意図的に証言を引出していたが、判決に反映されなかったのは、ルノーの動向に影響があったことは間違いない。よって、上訴人の証言が、上訴人の思惑に直結するかどうかは慎重に判断せざるを得ないのである。

表 27 の請願に事例に移ろう。全てロール・ガスコンの第 4 巻から取ってきた 18 例とアクト・デュ・パルルマン・ド・パリから 2 例確認した。ロール・ガスコンの記録では全てプランタジネット家に由来する所へと請願が向かっている。パルルマンの方では、フランス王権が管轄するペリゴール・セネシャル法廷に請願記録のみが取り扱われている。プランタジネット家への請願はエドワード 1 世治世末期 7 年間の 14 例と比較して、史料の制約上の問題もあるが、エドワード 1 世治世末期になされた事例は増えているが、割合としてはかなり減っている。

ここで、事例分析に入りたい。扱われた問題は、現地抗争の仲裁が 6 例ある。すなわち、通し番号 3、8、9、10、12、13 の事例である。本来は、裁判がからむことが多く、上訴において解決が求められる問題である。その一方で、ロール・ガスコンの第 4 巻に多く載せられている事例で、イングランド王＝アキテーヌ公への奉仕における恩顧配分についての請願が 3 例あり、これが元来、請願においてよく見られる要求で、表 25 の 1304 年のアジュネの統領の請願事例と共通する。表 27 では、そのうち、スプリコやペティシオの用語が見られるもので 3 例を示した。請願が受け入れられていないのは、4 のみの一例である。条件付での請願の受け入れが、5、7、8、16 と 4 例存在する。請願結果が不明なのは、17 である。残りの 12 例に関しては、条件なくして請願が認められている。この 18 例の請願を見て行くと、上訴に比べて総体数は少ないが、ガスコニュー人にとっての、問題解決の方法として上訴と同等に考えられていた。その証拠に、上訴において扱われるべきはずの、現地抗争の仲裁や領地の領有権や相続権の争いの仲裁が請願において取り扱われているからであり、その割合も上訴と同じくらい存在している。キックライターが主張しているように、現地人の上訴人は、上訴中は、カペー家の派遣してきた役人によって生命と財産を保護されることになるが、上訴人は自ら武力を持たず、さらに本領地もしくは所有する土地を離れる必要があった。14 世紀初頭のオード・ド・ティランの事例で、上訴の最中に、プランタジネット家に臣従し、プランタジネット家からの官職を保有していた現地有力者達がオードの保護者のカペー家の役人を殺害する事態が生じたこともあり、現地有力者は 1270 年代と比較しても、カペー家への上訴には慎重になっていたとみられる。

カペー家もガスコニューにおいては、現地人の上訴人を保護するための武力や余力を残しておらず、通説で言われる 14 世紀初頭からサン・サルドス抗争を経て、カペー家が断絶する 1328 年までに、ガスコニューにおける王権浸透策を有していなかったのである。フィリップ 4 世が死去した 1312 年 12 月からは、カペー家の権威も曖昧となり、短期間で王が後退する時期に突入した。サン・サルドス紛争時にフランス王であったシャルル 4 世を含め、フィリップ 4 世以降の歴代のカペー諸王は、ガスコニュー以外でも、フランドル、ピカルディー、シャンパーニュ、ブルターニュなど北フランスの問題にも着手する必要性が生じた。北フランスには、1279 年アミアン条約によって、カペー家からプランタジネット家へと割譲されたポンティユ伯領も位置しており、対岸にはプランタジネット家の支配するブリテン島がある。サン・サルドス抗争において、シャルル 4 世がすぐにガスコニュー没収に着手し

なかったのには、北フランス情勢への対応に加えて、ガスコーニュ現地有力者達がプランタジネット家の施策を支持していたことを、意識していたことが考えられよう。

第3節 14世紀初頭の上訴における判決・結果と請願の結果分析

第一節と第二節と付属資料の表 24 から表 27 までと合わせてみてきた、エドワード1世治世末期の上訴 11 例、請願 13 例、エドワード2世治世の上訴 53 例、請願 20 例がどのように解決されたかについて分析する。

表 24 の通し番号 1 と 2 では、私戦によって、上訴人の権益を損なわせたルノー・ド・ポンス側が罰せられている。イシジャック側に有利な判決が下されたのには、イシジュアック大助祭がサルラ Sarlat 修道院に属しており、キックライターが指摘するように、修道院の聖界裁判権を庇護したことが考えられる⁵⁴³。4 のレスパール領主家のケースにおいては、自領地の城館の返還を巡る訴訟で、カペー家がこの問題を解決できていない。レスパール領主は城館に付随する裁判権の返還を、プランタジネット家への請願という形で要求しているからである。その際の請願は部分的ではあったが認められている。同副伯は表 3 のエドワード2世治世においても上訴人として登場しているが、プランタジネット家の請願受理においても、不服な要素を残していたと考えてもいいだろう。

また、1305 年から 1307 年の上訴の 7 件中、3 件がプランタジネット家に由来する法廷にて裁かれ、判決や裁定が出ていることに注目したい。表 1 の 4 の上訴人のピエール・ド・ボルドーは 1259 年パリ条約をはさんで、3 度もガスコーニュ・セネシャルに就任している現地都市民である⁵⁴⁴。この人物と上訴人のピエール・ド・ボルドーが同一人物であるという確証はないが、同名の息子か孫であることは容易に想像がつく。ガスコーニュの上級領主意識は極めて流動的ではあるけれども、ピエール・ド・ボルドー一門に関しては、どちらかと言うと、プランタジネット家に臣従先と見なしていた動向を垣間見せていたのではなかろうか。

通し番号 5 と 6 は、ベルジュラック領主ルノー・ド・ポンス 4 世による上訴で、パリ高等法院へと上訴している。ところが、5 の方は結果のところを見ると、上訴人側が上訴を撤回し、ガスコーニュ・セネシャルの法廷で裁判をやり直すことを決定したとあるように、パリ高等法院側は上訴人の意志を尊重しただけではなく、ガスコーニュ・セネシャルの裁判権への配慮も見せている。6 の方でも、ガスコーニュ・セネシャルに領有の拒否を無効とされて上訴しているが、ここでも上訴は撤回されており、エドワード1世の代訴人の立会いのもとで、上訴人の思惑を実現させようと試みている⁵⁴⁵。また、上訴の撤回も 5、6、9 と三例あることも、ガスコーニュの現地勢力にとって、上級領主法廷が絶対的な存在ではなく、相対的で柔軟な存在だったことが伺える。9 の事例では、フランス王の仲裁という文言が記されており、上訴の撤回はフランス王権側にとっても想定されえない事実ではなかった。当然、ガスコーニュ以外での、フランス王国の各地方からも上訴の案件は上ってきているので、ガスコ

ーニュだけを特別扱いして、プランタジネット家の裁判権を侵害しようという一方的な意図は、ごく一部にフランス王権のイニシアティブが強く働いた稀な事例を除いては存在しえない⁵⁴⁶。最終的には、上訴システムにおいて、その主体として行動しえたのは上訴人となりうるガスコーニュの現地勢力であるという事実と認識は、ガスコーニュ戦争以降も変わらずに指摘できる。

表 25 で示した請願は 13 の条件付の事例を含めても全てが認められるに至っている。ただ、10 の事例では請願人の借金の問題は自力で解決するようにと定められており、請願がプランタジネット家の一方的な権威を示していないのは明白である。13 は、ガスコーニュ戦争における現地領主の奉仕動向が記されているが、請願人の言い分の中で、プランタジネット家への明確な臣従意識が示されているのが分かる。一度の奉仕拒否で、書記の官職を失ったことを問題としているように、プランタジネット家側は、請願人であるレイモン・フレ・ダントル・ドゥー・メール Raymond feurer d'Entre-deux-mer に、上級領主を変更できないオマージュ・リージュの形態での臣従礼を結ばせたと考えていた。その一方で、請願人のサイドには一度の奉仕拒否だけで、臣従礼違反とみなされたことへの憤りがあった。現地勢力にとっては、一度だけの奉仕拒否が封主への背信行為ではないという意識を念頭に置いて書記としての奉仕をなしていたと考えてもよいだろう。請願は請願人の言い分が正当とみなされうるのなら、失った官職を回復するとしているが、その後どのように問題が解決されたかについては、ロール・ガスコンにおいて言及されている箇所は見当たらない。

表 26 の上訴については、フランス王権が極めて強く働いたと考えられる、通し番号 3 の裁判権の取り込みについての保障や通し番号 27 の現地における裁判権を没収など、通説が主張するような事例もいくつか見受けられる。ところがその一方で、通し番号 6、34、39、40、50 のようにガスコーニュ・セネシャルの判決を直接的か間接的に認めるという文言で、同セネシャルの裁判権に配慮している事例もまた見受けられる。

通し番号 6、34 のように、現地で下された裁定とガスコーニュ・セネシャルの裁判権に配慮する事例、通し番号 11 のように、現地で下された裁定を認め、ガスコーニュ・セネシャルの判決を破棄する事例もまた見られる。また判決が出るまでに至らず、通し番号 5、32、37、40、51、52 のように、開廷日の延期などで裁判が中断したまま記録上に現れなくなるケースや 28 のように、上訴を取り扱う命令が出されただけで実際の裁判記録が残されていないケース、判決及び結果が不明な事例は通し番号 18、33、41、45、53 と 5 例のみにとどまり、大半が上訴についての案件を取り扱われていたことが分かる。

ガスコーニュ・セネシャルの裁判権が尊重されうる事例は、現地勢力による無法行為を扱った裁判にて象徴的に示されている。ガスコーニュの秩序を乱す無法行為に関しては、プランタジネット家とカペー家ともに、その当事者達は罰せられるべきであるという共通の認識があったからであろう。無法行為の当事者達は、プランタジネット家に由来する裁判機関による処罰から逃れるため、パリ高等法院・フランス王廷への上訴人という立場を利用していったことが、キックライターにより指摘されている⁵⁴⁷。カペー家への上訴人となった際には、

通し番号 36 のオード・ド・ティランの上訴を例に取ると、同家によってパリから 2 人の騎士身分の官吏 *Sergent* という身分の役人が派遣され、上訴の審問が終わるまで身元の安全とプランタジネット家の裁判権の管轄から外れる⁵⁴⁸。オードの場合は、ギエンヌ公すなわちプランタジネット家に奉仕する現地人のプレヴオの指導により、領地を襲撃されたことが記録されているため、違法行為を行ったプレヴオ側が罰せられている。

その一方で、通し番号 38、39 のように、無法行為をガスコーニュ・セネシャル法廷で罰せられて、それを不服として上訴した勢力に対しては、プランタジネット家側の要請があったとはいえ、フランス王によって派遣されたペリゴール・セネシャルへ、上記のような上訴人を罰するようという命令が下されている。その下の事例もほぼ同様の内容である。表の上訴人の欄で、上訴人の具体名が空白としているところは、上訴人が裁かれるべき無法行為を重ねていたことに関連付けられる。これらは、通説を受けての理解では、フランス王権が強く働いた事例とみなされうる。ところが、裁判記録にアキテーヌ公の裁判権を逃れていた者達という文言が付け加えられている。さらに、30 のように、アジュネのプランタジネット家が派遣したセネシャルの下した判決を、フランス王が派遣したペリゴール・セネシャルが尊重するように、当該地区からパリ高等法院へ上訴させないようにという文言が記録されていることから、フランス王権は独断的にガスコーニュから訴訟を上らせてきたとは言えない。1294 年から始まるガスコーニュ戦争直前、1323 年から 1325 年のサン・サルド問題の直前においても、ガスコーニュからの上訴が、それ以前よりも増大していないのは明らかである⁵⁴⁹。

ガスコーニュからの上訴は、プランタジネット家によるものも存在する。47 のように、上訴を却下されたものもあれば、41 のように現地の上訴人に代わって上訴人の立場を引き受けた事例もある。さらに、11 のように、被上訴人側のプランタジネット家の立場の人物に対して、上訴人側が無法行為を働いていた理由ゆえに、罰金を上訴人側へ支払うべきとされたケース、13 のように上訴人側のプランタジネット家への無法行為も罰せられているケース、44 のように現地領主の意向より、プランタジネット家の意向を認めているケースもある。そのため、同家にとって不利な判決ばかりが出された訳ではない。

また、45 の上訴撤回や 51、52 の被上訴人不出廷による裁判延期や上訴権の喪失という事例の存在は、この時期になっても、ガスコーニュにおける最上級領主であるフランス王によって、現地の上訴動向の処理についてスムーズに行うことができなかつたということを示唆している。このような事例を生じさせるのは上訴人となる現地勢力であり、上訴において主体として行動しうるのは上訴人となりうる現地人であるという傾向は、基本的にガスコーニュ戦争以前、1259 年パリ条約前後から変化していない。3 の事例では、現地領主が自前の裁判権の一部を、カペー家の傘下ではなく、プランタジネット家の傘下に収め直して欲しいという請願が存在した。結局、上訴審問の最中に認められることはなかつたものの、これにも現地領主の意向が反映されている。

通し番号 4 と 20 は、フランス王権に由来する請願事例と言えるが、プランタジネット家

のガスコーニュからの請願に対して、結果のところを見ると、調査を命じるということになっていて、請願を無条件で認めたのか、条件付で認めたのか、却下したのかについての判断は、史料上から無理である。ただ、史料上の問題においても、プランタジネット家の請願の扱いは、その実態調査を行ったうえで、請願を認めるか否かについて結論を出している。カペー家における請願の扱いは、わずか2例ながらも対照的と言える。

ここで通し番号11の事例に着目する。上诉人であるギョーム・アルノー・ド・フロンサク Guillaume Arnaud de Fronsac は、ガスコーニュ・セネシャル法廷での判決に上訴していた。ロール・ガスコンの記録では、上訴の撤回を請願している。その目的は、ガスコーニュ・セネシャル法廷での裁判のやり直しである。この事実から、フランス王の裁判機関が、この上诉人を含めて、ガスコーニュの請願人もしくは上诉人には、最終的な問題解決の場所では必ずしもなかった可能性が浮かび上がる。実際に、パリ高等法院・フランス王廷での、ガスコーニュ・セネシャル法廷での裁判やり直しという内容の判決が本稿で取り上げた事例の中にも含まれている。このことから、パリ高等法院・フランス王廷での地方の封臣間の争いについて、フランス・カペー王権に由来する法廷が、全ての事例において介入して口出しをしていた訳ではないことが分かる。その要因は、フランス・カペー王権にとってそのようにできる権力が14世紀初頭の段階では存在していなかったからである。

1259年パリ条約以降の上訴システムは、ヴェイルによる批判までは上诉人となる現地人の視点から見られてこなかったことは、すでに述べた通りである。次の項目で述べるように、現地からの視点が、これからの上訴と請願の研究にとって必要なのである。

第4節 14世紀初頭の上訴・請願についての背景

上訴・請願の事例分析を踏まえたうえで、14世紀初頭、エドワード2世治世に上訴・請願の記録が増えた要因について、再度の考察を試みる

1 ガスコーニュ戦争期・14世紀初頭の現地住民による問題解決の動向

ヴェイルによると、1294年から1303年のガスコーニュ戦争では、ガスコーニュ現地有力者間での臣従意識の流動性が消滅して、当人達がプランタジネット家かカペー家か、所領と平和の維持においてどちらが有利か、という二者択一を迫られることになる⁵⁵⁰。プランタジネット家とカペー家の全面対決という状況でしか、臣従意識を固めることができなかつたと言える。ただし、全面対決が終わって、両家が休戦状態となると、現地有力者達の曖昧かつ流動的な臣従意識に立ち戻るのである。

ガスコーニュ戦争期は、パリ高等法院への上訴の形態は見られなくなり、プランタジネット家もしくはカペー家のどちらにせよ、不服申し立てや官職の要求などの形式を取る請願の形態が主となる。と同時に、同王の官職であるボルドー・コネターブルの名もロール・ガ

スコンからは 1303 年 7 月まで現れず、同官職を利用したガスコーニュ現地有力者達の官職歴任も不可能になるからである⁵⁵¹。こうしたプランタジネット家への請願の存在は、プランタジネット家を支持する、現地有力者の存在が窺える。ただ、問題なのは、ガスコーニュ戦争期においてカペー家側についていた人物たちの動向である。フランス軍の代表として派遣されたロベール・ダルトワの傘下で軍を指揮したフォワ伯ロジェ・ベルナル3世は、1284年にはフランス王の派遣したトゥルーズ・セネシャルの判決を不服としてプランタジネット家の法廷に裁判を持ち込んでいた⁵⁵²。さらに、フランス王側についた理由をフランス王権の税金徴収といった干渉を軍役奉仕の見返りに免除してもらおう意図とヴェイルは指摘している⁵⁵³。フランス・カペー王権の直接干渉を避けたいという意味で、フィリップ4世によるエドワード1世からのガスコーニュ没収には否定的だったガスコーニュ現地有力者達が多数存在したことは、ヴェイルの研究からも明らかである。同戦争終結後、ガスコーニュは、エドワード1世に返還されるものの、それまでカペー家についていた領主の中で、臣従すべきところのベクトルをカペー家からプランタジネット家へと転換するという動向⁵⁵⁴も同様である。

ガスコーニュ現地有力者による、カペー家からの干渉を逃れる手段として用いられたのは、プランタジネット家の権威だけではなかった。その筆頭として主に利用した人物が、1305年にフランス王フィリップ4世の後ろ盾で任命・設立されたクレメンス5世と1309年に創設されたアヴィニョン教皇庁である。クレメンス5世は、ボルドー大司教に任命されていたベルトラン・ド・ゴであり、ゴ家はロマーニュとオーヴィエの副伯を兼ねていた。その息子がガスコーニュ戦争において、1299年にエドワード1世に奉仕の申し出をした人物でもあり、ゴ家は、プランタジネット家とつながりのある世俗領主の一族に当たる⁵⁵⁵。クレメンス5世は、ボルドー大司教として、ボルドレ、バザデに土地を所有する現地の中小領主に対して、ラモット家、モンフェラン家、グリーンリー家、デュルフォール家に与えられていたのと同等的特権を贈与する政策を行っている⁵⁵⁶。この恩顧配分とも取れる政策が、現地有力者達の上級領主意識に影響を与えたことは否定できない。前述のフォワ伯ロジェ・ベルナル3世の三女マルグリット・ド・フォワが、フランス・カペー王権の干渉から逃れるために、アヴィニョン教皇ヨハネス22世に助力を求めている。このマルグリットは、1312年にガスコーニュ・セネシャルであるジョン・フェラーズにも、フランス・カペー王権の干渉からの庇護を求めている⁵⁵⁷。フォワ伯家は、親カペー家の貴族とされているが、ロジェ・ベルナルの1284年の訴訟提起も合わせて、カペー家に心底から臣従していないことが窺える。

上記のクレメンス5世は、1302年のアナーニ事件以降、フランス・カペー王権の傘下にあっただけでなく、ボルドー大司教時代を含めて、プランタジネット家の封臣でもあった。それゆえ、現地有力者達の上級領主として定義することはできない。ただし、ボルドー大司教とロマーニュとオーヴィエの副伯を兼ねているという事情もあり、1305年以降、その後継者のヨハネス22世も同様に、聖俗双方に新たな仲裁役として、プランタジネット家やカ

ペー家との緩衝の役割として立ち現れる⁵⁵⁸。

キックライターは、エドワード1世治世末期からエドワード2世治世の修道院の上訴からフランス・カペー王権とのつながりを見出している。彼は、フランス王権は、「教会の保護者」として修道院庇護の役目にあると主張して、修道院は現地の有力世俗領主・騎士のフェーデ、騎行から教会財産を保護するために、同王権に上訴を契機に結びついた、それによって、ガスコーニュのプランタジネット家の権威は止めを刺されたという結論を導き出している⁵⁵⁹。ただ、修道院などの聖界領主と俗界領主の区別は、クレメンス5世の事例からも区別がつきにくいことは明らかである。

また、ガスコーニュの大・小の修道院の全てがフランス・カペー王権と結びついたのではなく、キックライターが挙げている事例に登場する修道院は、プランタジネット家との関係が記録されていないところばかりであった。1273 - 75年のレコグニキオネス・フェオドルムにおいて、プランタジネット家からの土地保有がないと証言した修道院であっても、カペー家へと上訴した記録は見られない。ラ・ソーヴ・マジュール大修道院、カドゥアン大修道院、サン・スヴェール大修道院に、プランタジネット家からの土地保有と臣従関係について証言している事例があるにもかかわらず⁵⁶⁰、カペー家だけが「教会の保護者」として存在できる理由づけは、キックライターによってはなされていない。

エドワード1世治世からエドワード2世治世において上訴の質が変化するが、決定的な事例としては、判決を上訴するのではなくイングランド王＝アキテーヌ公の役人や対抗勢力の不都合な行為そのものを上訴することと、エドワード1世治世は上訴の対象にはならなかったボルドー・コネターブルを相手取った上訴が出てくることが挙げられる。前者はガスコーニュ・セネシャルもしくはその代理とボルドー・コネターブルにガスコーニュ出自の者の任命が減少する。そのことで、イングランド本国から派遣されるガスコーニュでの奉仕の実績がない者の任命が増え、現地領主・都市の法慣習に無知だったことが要因として考えられる。後者の事例は、ヴェイルとキックライターが指摘するように、ボルドー・コネターブルがガスコーニュ・セネシャルと共謀し、上訴人の逮捕・殺害に関わってくる。

2 問題解決動向の中に見られる現地抗争と上訴法廷

この双方の事例に関わっているのが、アマニュー・ダルブレの上訴動向である。アマニューは、1266年2月23日にガスコーニュ・セネシャルに任命され⁵⁶¹、ガスコーニュ戦争にもエドワード1世側について戦っている人物である⁵⁶²。2つの事件の間の臣従意識の変遷の実態については、はっきりしないものの、プランタジネット家とは血縁関係にあるリュジニャン家のジャンヌとアマニューの兄ベルナル・デズィ Bernard d'Ezi との婚姻関係もあり⁵⁶³、プランタジネット家へと臣従意識を向ける口実と可能性を残した。

このアマニューがフランス王フィリップ4世に上訴するのが、1310年1月のことになるが、そのきっかけは、アジュネ・セネシャルにより、ネラック領主の地位を追われたことに

端を発している⁵⁶⁴。このアジュネ・セネシャルの名は明らかではないが、ピアーズ・ガヴェストンとアルノー・ギヨーム・ド・マルサン Arnaud Guillaume de Marsan の両名が告発の対象になっている。アジュネ・セネシャルには現地での登用が多いことから、ガヴェストンがマルサンを同セネシャルに任命したのだろうと考えられる。アマニューはフィリップ4世と図って、ガヴェストンを現地行政から追放しようとする目論むものの、パリ高等法院への上訴は撤回した。ガヴェストンとマルサンの告発理由を、「エドワード2世の威信を傷つけるために、アマニューにとって不都合な人物に所領・権利を贈与している」という、アマニューがエドワード2世へと何らかの臣従意識を示すような意図だったからである。アマニューに限らず、パリ高等法院への上訴を撤回した者は、その見返りを金銭面・所領面で受けた⁵⁶⁵。これを契機に、プランタジネット家と結びついていく要素が見られた。

しかし、アマニューは1312年5月25日にガスコーニュ・セネシャルのジョン・フェラーズによる、自らに対する不当処遇そのものをパリ高等法院に上訴した。ヴェイルによると、アマニューの親戚・友人を正当な理由なしに襲撃したこと、アマニューやその臣下の所領が集中するランド・セネシャルに、ボルドー市長でアマニューの敵対者でもあるオド・ド・ラドスを任命・派遣したことを上訴理由としている⁵⁶⁶。この上訴理由からも見られるが、ガスコーニュ現地有力者達は現地の法慣習・権利の上級領主による侵害や干渉を忌避していた。時代は前後するが、1289年にボルドーにてガスコーニュ・セネシャルに任命されたジャン・ド・グリーリーが、ボルドーの法慣習にある誓約宣誓をしないまま、同セネシャルの職務を遂行し始めたことを理由に、ボルドーの聖堂参事会によりパリ高等法院に上訴された事例も、不当行為とみなされそのまま上訴された⁵⁶⁷という点で、アマニューのそれと似通っている。同時に、アマニューは、プランタジネット家と自らの敵対者を結びつけることを望まなかったとも見ることはできないだろうか。

特定の領主の敵対者が、パリ高等法院への上訴により、フランス・カペー王権と結びつく事を恐れた有力者も存在した。ジョン・フェラーズはアマニューの同志に当たるギヨーム・エイケルム・ド・レスパール Guillaume Ayquelm de Lesparre をパリ高等法院への上訴を理由に逮捕し、投獄していた。フィリップ4世によるアマニューの上訴審の中で、ガスコーニュ・セネシャルはボルドー市長のオド・ド・ラドス、サン・スヴェール・プレヴォのアルノー・カステルノー Arnaud Castelnau、ダックス・プレヴォのアルノー・ド・バルバレス Arnaud de Barbarès、前のボルドー・コネターブルのジョーダン・モランド Jordan Morand と結託し、エドワード2世への大逆罪を理由にパリ高等法院への上訴人を殺害したと糾弾している。レスパールの事例は、その当人が投獄先から逃げ出したこともあり、エドワード2世が6000から12000トゥール貨リーヴルを賠償せよという判決で解決したものの⁵⁶⁸、その逮捕に上記の4人が関わっていたことは間違いない。4人の中には、アマニューの敵対者オド・ド・ラドスも含まれており、上訴人ギヨーム・エイケルムの逮捕については中心的な人物になりえたからである。キックライターによれば、パリ高等法院に上訴した者は、上訴人という地位が与えられて、フランス・カペー王権から派遣される守備隊に庇護される。

私闘におけるプランタジネット家の裁判権からの摘発を免れるために、上訴人の地位を現地有力者が利用していた⁵⁶⁹。

上訴人の逮捕・投獄・殺害にガスコーニュ出自の者が関わっていたことも特目すべき事柄であり、ガスコーニュにおけるフランス・カペー王権の干渉を嫌っており、その思惑がイングランド本国から派遣されたジョン・フェラーと一致した行動に及んだ。ボルドー・コネターブルがこの一件に関わっている点については、むろん、現地有力者達を、自らを通じてプランタジネット家に結びつけるというよりは、現地抗争の操作という観点から上訴人の殺害に加担していたのである。上訴人の襲撃や殺害は、プランタジネット家やカペー家が避けたがった、いわば私闘と変わりはなかった。現地抗争は、上級領主の仲裁では収まらず、実質的な解決には、私闘は大きく関わっていた。上訴人の殺害を、ガスコーニュ・セネシャル公認の私闘として、ボルドー・コネターブルは他の2人に働きかけた。同コネターブルが上訴対象にされた理由ではなかろうか。

ピエール・ベギイ Pierre Béguy がレイモン・ド・リモージュ Raymond de Limoges の密告により殺害され、その息子たちがパリ高等法院に上訴した一件では、被告側はボルドー市長のオド・ド・ラドスとボルドー・コネターブルのオベール・メージュ Aubert Mège であったが⁵⁷⁰、ここでもアマニュー・ダルプレの敵対者オド・ド・ラドスについて言及されている。この人物が相手取られているということは、ベギイが、密告者であるリモージュあるいはその同志を何らかの理由で、パリ高等法院への上訴を画策したのであろう。この上訴はフィリップ4世を通じて最終的には仲裁されるものの、プランタジネット家の役人による上訴人の殺害の一例として、サン・サルドス紛争からの二度目のガスコーニュ没収につながる契機と説明される。むろん、キックライターも同様の見解から述べている⁵⁷¹。

ただ、キックライターは上訴人の殺害を王権の都合からしか見ていないのである。上訴人となった現地有力者達の意向とはイコールではない可能性もあった。上述通り、上訴人の殺害は、敵対者の排除・自力救済権の行使という観点から、私戦の性質も帯びていた。ベギイを密告したりモージュが殺害そのものに関わっていたかは不明であるが、少なくともオド・ド・ラドスへの密告によって、間接的には関わっていたことは推測できる。プランタジネット家・カペー家により、私戦ではなく司法での解決への流れに移行していく中で、現地有力者達は敵対者の排除について、ガスコーニュの領有者でもあるプランタジネット家の権威を利用していった。上訴人の殺害はプランタジネット家からではなく、現地有力者のイニシアティヴによってなされた犯罪行為であった。プランタジネット家の権威が、現地有力者達の犯罪行為や自力救済権の行使の口実となりえたのである。それは、現地における問題解決の手法の一側面であった。

おわりに

14 世紀初頭における上訴及び請願の事例を分析した結果、数の問題以上に、フランス・

カペー王権が、ガスコーニュの問題に積極的に関与するよりも、訴訟の事案毎に、現地有力者達の裁判権を尊重するか、プランタジネット家の裁判権を尊重するか、封臣であるプランタジネット家、プランタジネット家の封臣である現地有力者達の双方の主張を尊重する事例が多かったことが判明した。このカペー家の動向は、1259年パリ条約によって形作られた、カペー家・プランタジネット家・現地有力者のレーンでつながる封建的臣従関係を下地とした上訴システム⁵⁷²が、現地有力者に必ずしも満足する結果を生み出していたのではないけれども、ガスコーニュ戦争以後も機能したことを示すものである。

現地の封臣同士の争いとプランタジネット家に奉仕する現地人の役人との争いを仲裁するのは、直属の上級領主であるプランタジネット家の責務であり、それでもうまく行かない場合に、ようやくフランス・カペー王権が立ち現れるだけなのである。それでも、プランタジネット家だけでなく、カペー家のイニシアティブによっても、上訴の差し戻しや撤回工作がなされている。カペー家はガスコーニュあるいはその周辺地域での封建誓約を、ベルジュラック城館におけるルノー・ド・ポンス、ジメール城館におけるラウル・ド・ボーフォール、リモージュ城館におけるリモージュ女副伯マルグリットなど持っていなかったのではないが、それほど構築していなかっただけに、ガスコーニュでの問題は、カペー家の封臣で、アキテーヌ（ギエンヌ）公であるプランタジネット家の管轄を原則とすることを余儀なくされた。ガスコーニュについては、14世紀初頭であっても、プランタジネット家に任せざるを得なかったのである。

それでは、上訴人となりうる現地人レベルではどうだったのか。表24と表27で挙げた若干の例外事例はあるものの、請願はプランタジネット家へと、上訴はカペー家へと向かっている。すなわち、ガスコーニュの現地有力者達による、上訴と請願の持ち込み先の二極分化が14世紀初頭において、見られるようになる。この事実は、ガヴリロヴィチら先行研究者が指摘してきている、プランタジネット家に不利な裁定がなされているか、不利な状況が生み出されたことを意味するのではない。その証拠として、論者が指摘するのは、裁判において現地の不服申し立て人が、パリ高等法院・フランス王廷に上訴に及ぶもしくは及ばないにせよ、そこで満足行く裁定がなされてもなされなくとも、プランタジネット家のガスコーニュにおけるレフテナントである、ガスコーニュ・セネシャルの法廷に裁判を持ち込んでいくことである。これらは、ガスコーニュの上訴人にとって、現地での問題解決の際に、真っ先に頼るべき上級領主は、プランタジネット家であり、イングランド王＝アキテーヌ公だったことを示す動向なのである。プランタジネット家は、現地有力者の利害の調整者としての立場を、現地有力者達の意向やフランス・カペー王家による同王公家への期待とも合致し、ガスコーニュ没収以前から引き続いて担っていたのである。ただし、現地抗争の激化と上訴の増加を考えるうえで、同王公家による仲裁や利害調整は、現地有力者達の思惑もからんで、達成することができなかった。それでも、1323-25年のサン・サルドス戦争後の戦後処理に生じた現地有力者の1330年の請願⁵⁷³は、イングランド王＝アキテーヌ公家に仲裁や現地の利害調整の役割を、期待していた勢力もまた存在していたことの裏返しなのである。

14世紀初頭、サン・サルドス戦争直前までにおいて、プランタジネット家の権威を真っ先に頼りにしていた現地領主は少なからず、存在していたことが明らかとなった。本章で分析した中では、6例の上訴記録が残されているオード・ド・ティラン、プランタジネット家への請願、カペー家への上訴のどちらの記録にも登場する、レスパール副伯のエイケルム・ギエム5世にその傾向が見られる。

14世紀初頭にボルドー市内で生じた諸問題においては、現地有力者達は案件の持ち込み先を、プランタジネット家とカペー家の法廷との間で、個々の恣意的かつ戦略的な理由において選択していた。個々の上級領主に好意を感じて、案件の持ち込み先を選択していたのではなかったと言える。

上級領主への案件の持ち込みは、臣従が念頭に置かれたものではなく、現地レベルでの問題において収拾がつかなくなった際に、問題解決の方策の1つに過ぎなかったのである。

結論

序論では、ガスコーニュ領有問題を英仏百年戦争の起源論に結びつける論説は、土地保有者である現地住民の動向分析の軽視に由来するのではないか、という問題提起を行った。土地保有関係・軍役奉仕・官職保有、土地保有関係・軍役奉仕・官職保有から生じた問題、上訴・請願という3つに論点を分けて、現地住民と宗主権との関係について、各章の小括と2つの結論を導き出した。

第1章では、土地保有関係と軍役奉仕について述べた。1273 - 75年に行われた、現地とプランタジネット家との土地保有関係と封建関係の認証が、1259年パリ条約以前の諸契約と関連する要素を含んでいたかという問題提起を行った。実証の結果、1242 - 43年、1254 - 55年の記録に登場する人物と1273 - 75年の封建関係記録に登場する人物は必ずしもイコールで結べるものではないが、いくらかの領主は、軍役奉仕、金銭の授受、城館を巡る交渉で1259年パリ条約以前にも記録が登場し、それが以後のプランタジネット家との封建関係の証言へとつながりうる要素を持っていたことが判明した。契約は領主家系のうちの個人に出される形態を取っており、家系や都市の単位でも、まとめて臣従させることが困難であったことを実証した。

第2章では、官職保有について述べた。ガスコーニュ住民の官職就任から、プランタジネット家との結びつきがいかなるものであったかという問題提起を行った。ガスコーニュにおけるプランタジネット家の官職は、国王代理、ガスコーニュ・セネシャル、ボルドー・コネターブルなどの上級職、地方下部セネシャル、地方コネターブル、バイイ、プレヴォ、シャトラン、バステイド管理官などの下級職に分別される。ガスコーニュ住民は下級官職だけではなく、上級官職にも進出し、ガスコーニュ・セネシャルの代理の大半もしくは全てにおいても、現地人で占められていた時期が存在した。このことで、プランタジネット家によるガスコーニュ住民のイニシアティブによる行政を模索したところに、大多数の現地人がプランタジネット家との封建関係の有無を問わず、同家の行政官職に参加していったことを結論した。その結果として、ボルドー市内やフォワ・ベアルン家の実例で示した通り、現地抗争の情勢を悪化させる要素を生み出すことになった。

第1章・第2章では、ガスコーニュに共同体と呼べるものが存在せず、領主個人に土地保有・軍役奉仕・官職保有に関する命令が出されていたことが判明した。そのため現地抗争の收拾は困難となった。ここから第3章と第4章につながりうる要素として、土地や官職保有と上訴の観点に結び付ける。

第3章では、世俗領主の土地保有と上訴・請願の観点について述べた。ガスコーニュの土地保有関係と上訴との関係性について、上訴が行われた根拠がどこに存在したかという観点から、問題提起を行った。プランタジネット家との土地保有関係の有無に関わらず、プランタジネット家の法廷の判決を不服として、カペー家の法廷へと上訴が行われた。しかしながら、上訴の時期と頻度はプランタジネット家と関係を有していたかどうかによって、各領

主の動向が異なっていた。メドック地方のブランクフォール家とティラン家のケースでは、ブランクフォール家が1242年頃からプラントジネット家との関係を有していた反面、ティラン家は1258年のゴンボアの封建契約だけがプラントジネット家との関係を示すものであった。ティラン家は問題解決をプラントジネット家だけでなく、ブランクフォール家との対抗上、カペー家にも求めうる要素が存在した。ペリゴール・リムーザン・ケルシィやアジュネの領主からは、1259年パリ条約以前のプラントジネット家との関係が確認できず、カペー家に問題解決を頼る傾向が見られた。

第4章では、聖界領主と都市の土地保有と上訴の問題について述べた。聖界領主と都市の上級領主権との関係性について、土地保有関係の確認と上級領主権の進出の観点から、問題提起を行った。事例としてボルドー市内を取り上げ、サン・スーラン参事会とサント・クルワ大修道院を通じての動向を分析した。実証の結果、プラントジネット家もカペー家も、ボルドー大司教の既得権を侵害するどころかむしろ追認していたことが判明した。エドワード1世がガスコーニュでの土地保有関係の調査に乗り出すまで、現地における土地保有関係を把握し得ていたのは「教会」勢力であり、彼らは上級領主権の保護を得て、自前の土地保有と平和の基盤を維持していたのである。また1277年上訴が、ボルドー大司教陣営において、中世盛期を通じて唯一、現地の問題が上級領主の法廷に持ち込まれた事例であり、ローマ教皇が介入する以外は、現地での解決が基本になっていた。ただし、1277年上訴以後、自前の土地保有基盤と平和の維持のために、ボルドー大司教とボルドー市は、プラントジネット家を念頭に置いた言動を見せるようになった。ボルドー市による1289年6月のジョン・オブ・ヘイヴァリングの宣誓忘れを不服とした上訴は、ガスコーニュ住民の意志に基づくプラントジネット家への不満の表明であった。

第3章と第4章から、土地保有・官職保有の戦略の中においても、現地抗争が生じて、その解決のために上訴・請願が必要とされたことを実証した。

第5章では、13世紀後半の上訴について述べた。第1章から第4章までを踏まえて、上訴の全体像はいかなるものであったかについての問題提起を行った。そこで、パリ高等法院・フランス王廷に持ち込まれた上訴の実態について、13世紀後半を対象として分析した。13世紀後半には53件の上訴案件が記録されていたが、同時期のパリ、オルレアンなどの北フランスや、ガスコーニュに隣接するラングドックよりも多い上訴数であった。パリ高等法院の上訴はカペー家への臣従を念頭に置いたものではなく、現地では收拾のつかなくなった問題に遭遇した場合の解決策の1つに過ぎないものであった。上訴に対して、カペー家が強権を行使することはなく、下級裁判法廷への訴訟の差し戻し、上訴の撤回工作も行われていた。上訴人自身が上訴を撤回する事例も記録されており、現地の問題に上級領主権が介入する事態を忌避した現地住民の意向が窺える。

第6章では、14世紀前半の上訴・請願について述べた。第5章から引き続いて、14世紀前半の上訴と請願の全体像がいかなるものであったかについての問題提起を行った。14世紀前半の上訴については、同時代の他地方と比較すると、ラングドックを例外とすれば、ガ

スコーニュの上訴は数多く記録されていた。13世紀後半と比較すると、カペー家が強権を行使したと読み取れる事例は記録されているが、カペー家の基本路線は現地での解決であり、プランタジネット家の裁判権と現地の裁判権、現地の土地保有と平和の基盤は維持されるに至ったことが判明した。上訴を行った際に、プランタジネット家に奉仕する役人からの妨害行為を受けるなどで、奏功しない事例も見受けられた。そのため、裁判なしで不服を申し立てられる請願という問題解決手法を現地住民が模索していたのである。現地抗争の激化により、プランタジネット家の法廷への訴訟提起やカペー家の法廷への上訴の案件も多く記録された。この時期の上訴や請願も、上級領主への臣従は念頭に置かれず、現地レベルでは收拾のつかない問題解決の方策が念頭に置かれていた。

1章から4章までの分析の結果、中世盛期のガスコーニュには、領主や都市などの一枚岩の共同体が構築されていなかったことを分析した。都市や領主家系の内部においても、臣従先が個々の戦略や思惑で変化したために、グループ分けも困難であった。ガスコーニュ領主が目指したのは、自前の土地保有基盤と平和の維持であったが、同じく自前の土地保有基盤と平和の維持をもくろむ他領主との衝突による私戦が頻発した。

それゆえに、現地の土地保有者それぞれが個別のスタイルで、自前で土地保有と平和の基盤を維持するか、プランタジネット家もしくはカペー家の法廷に案件を持ち込んだのである。5章・6章の分析の結果、現地有力者の仲裁でイニシアティブがあったのは、プランタジネット家であった。その結果、13世紀から14世紀前半のガスコーニュの領有権はプランタジネット家にあり、カペー家は介入しようにも不可能であった事実が浮かび上がる。

1 イングランド王のフランス王への優先的臣従礼に関しては、1259年パリ条約の条文で明確に定められているのではなく、「なされるであろう」という曖昧な表現に留められている。ヨーロッパ中世史研究会『西洋中世史料集』、東京大学出版会、2000年、111 - 113頁。優先的臣従礼に関しては註51を参照。

2 Gavrilovitch, M., *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, Bibliothèque l'écoles des Hautes Etudes, vol.125, Paris, 1899.

3 Chaplais, P., 'Le traité de Paris de 1259 et l'inféodation de la Gascogne allodial', *Le Moyen Âge*, vol.61, Paris, 1951, pp.121-137, Chaplais, P., 'The Making of the Treaty of Paris and the royal style', *English Historical Review*, vol.67, Oxford, 1952, pp.235-253.

4 Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, pp.84-94.

5 Chaplais, 'Les appels Gascons au roi d'Angleterre sous le règne d'Edouard I^{er} (1272-1307)', in *Essays in Medieval Diplomacy and Administration*, London, 1981, pp. 33-51.

6 Trabut-Cussac, J. P., *L'administration anglaise en Gascogne sous Henri III et Édouard I de 1254 à 1307*, Paris et Genève : Droz, 1972.

7 Kicklighter, J. A., 'The nobility of English Gascony : the cases of Jourdain de L'Isle', *Journal of Medieval history*, t.13, 1987, pp.327-342, 'French jurisdictional supremacy in Gascony: one aspect of the ducal governments response', *Journal of Medieval History*, vol.5, 1979, pp.127-134. Les monastères de Gascogne et le conflit franco-anglais(1270-1327)', *Annales du Midi*, t.91, Toulouse, 1979, pp.121-133.

8 Vale, M., *The Origins of the Hundred Years War : The Angevin legacy, 1250-1340*, Oxford, pbk, 1996.

9 朝治敬三「1258 - 60年の王国共同体」『西洋史学』第103号、2001年、1 - 23頁。

10 シモン・ド・モンフォールのガスコーニュにおける施政については、ベモン以下豊富な先行研究にて言及されていて、シモンの悪政として位置づけられている。シモンとエドワード1世の施策はガスコーニュの封土化、領主への臣従要請などの観点から関連性があり、朝治氏はシモンの施政はガスコーニュの封土化について先鞭を付けるものとして、再評価を行っている。Keizo Asaji, «Simon de Monfort's

- administration in Gascony, 1248-1252», in Keizo Asaji, *The Angevin Empire and the Community of the Realm in England*, Institute of Oriental Studies, vol. 35, Kansai University Press, 2010, pp. 1-34.
- ¹¹ Gavrilovitch, *Etudes sur le traité de Paris de 1259*. 1259年パリ条約に至る背景と交渉のプロセス、その余波について詳細に述べられている。また、シャプレ P. Chaplais は自由地のガスコーニュがフランス王からイングランド王にアキテーヌ公の資格で、その封土としての再下封のプロセスとイングランド王印璽の文言の変化について、以下の2本の論文にて言及している。Chaplais, P., 'Le traité de Paris de 1259 et l'inféodation de la Gascogne allodial', *Le Moyen Âge*, vol.61, Paris, 1951, pp.121-137, Chaplais, P., 'The Making of the Treaty of Paris and the royal style', *English Historical Review*, vol.67, Oxford, 1952, pp.235-253.
- ¹² Vale, *The Origins of the Hundred Years war ; the Angevin legacy*, Clarendon, pbk, 1996. ガスコーニュ人の意識についての言及は以下を参照。Vale, 'Nobility, Bureaucracy and the "state" in English Gascony 1250-1340, : a prosopographical approach', In *Genèse de l'Etat moderne : prosopographie et histoire*, édité par Autrand, F., 1985, pp.305-312, Vale, 'The Gascon nobility and the Anglo-French war, 1294-1298', In *War and Government in the Middle Ages*, Gillingham, J. and Holt, J. C., ed. Woodbridge and Totowa, 1984, pp.134-146.
- ¹³ Vale, *Angevin legacy*, p.183.
- ¹⁴ Chaplais, 'l'inféodation de la Gascogne allodiale', pp.134-135. ボルドー市はカペー家軍に抵抗しただけでなく、カペー家からの和解交渉も拒否した。
- ¹⁵ Michel, F., ed. *Rôles Gascons(1242-1254)*, t.1, *Collection de document inédits sur l'histoire de France*, Paris, 1885 (以下 *R. G.* と略記)。Bémont, Ch., ed. *R. G.*, t.1, Supplémental(1254-55), 1896, *R. G.*, t.2(1273-1289), 1900, t.3(1290-1307), 1906, Renouard, Y., ed. *R. G.*, t.4(1307-1317), 1962. *R. G.*が1242年から記録が始まっているのは、同年にヘンリ3世がガスコーニュにおいて長期滞在していたことによる。Higounet, Ch., *Histoire de Bordeaux*, Privat, 1990, p.86.
- ¹⁶ Pena N. de, 'Vassaux gascons au service du roi d'Angleterre dan la première moitié de XIV^e siècle : fidélité ou esprit de profit?', *Annales du Midi*, t. 88, Toulouse, 1976, pp.5-21.
- ¹⁷ Renouard, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, Higounet, Ch., ed. *Histoire de Bordeaux*, t.3, 1965.
- ¹⁸ Brutail, J.-A., ed. *Cartulaire de l'église collégiale Saint-Seurin de Bordeaux*, 1907, CCCL, pp.347-349 (ルイ敬虔王 828年以前)、CCCLI, pp.347-348 (エレオノール・ダキテーヌ)、CCCLII, pp.350-351 (ルイ6世肥満王、1135年)、CCCXLIX, pp.345-347, CCCLIII, p.351. (ジョン王、1201年、1202年)。
- ¹⁹ Vale, *The Ancient Enemy, England, France and Europe from the Angevins to the Tudors 1154-1558*, Humbledon, 2007, p.44, *R. G.*, t.1, p.xi.
- ²⁰ ヘンリ3世は、1242年6月30日にタイユブール、7月1-7日、10-15日、17日、19日、20日、22日にサントに滞在している。一連の巡幸記録は、*R. G.* t.1, Introduction, XXVII-XXXIを参照。
- ²¹ *R. G.*, t.1, n.587. なお、ここで召集されている35名の中で、名前とその後の記録からガスコーニュ出自と確認できるのは、リシャール・ド・ブール Richard de Bourgのみである。
- ²² *R. G.*, t.1, n.158. ポンスには、1242年5月17、20、24-26日、6月5・6日、15-17、19、22、23日、7月23-25日に滞在した記録がある。*R. G.*, Introduction, XXVII.
- ²³ *R. G.*, t.1, n.166. ピエール・コロンの記録はないが、彼が属するコロン家にはプランタジネット家と関連する記録が残されている。表5と表5補足1の通し番号381を参照。モントラヴェル家の記録については、*R. G.*, t.1, ns.608, 3076, 3473, *R. F.*, ns.242, 511, ボスク家については *R. F.*, n.99を参照。カントルー家はゴ家とともに、ボルドー大司教座を占める機会が多かった。朝治敬三他編『中世英仏関係史1066-1500 ノルマン征服から百年戦争終結まで』創元社、2013年、77頁。
- ²⁴ Fisquet, M. H., ed. *La France pontificale (Gallia Christiana), histoire chronologique et biographie des archevêques et évêques de tous les diocèses de France depuis l'établissement du christianisme jusqu'à nos jours, divisée en 17 provinces ecclésiastiques, (Bordeaux)*, Paris, 1864-1873, p.214.
- ²⁵ *R. G.*, t.1, n.594. どの領主も9月11日以前に騎士奉仕が要請されていたことが確認できる。
- ²⁶ *R. G.*, t.1, n.163.
- ²⁷ *R. G.*, t.1, n.1587. 朝治敬三氏は、この契約では領主の自由裁量がかかり認められていたことを指摘している。Keizo Asaji, «Simon de Monfort's Administration in Gascony, 1248-1252», in Keizo Asaji, *The Angevin Empire and the Community of the Realm in England*, Institute of Oriental Studies, vol. 35, Kansai University Press, 2010, p.10
- ²⁸ *R. G.*, t.1, n.721 Sciatis quod dilectus nobis Gasto de Byarne ad petitionem regine nostre fecit nobis Homagium suum apud Burdegalam....
- ²⁹ 1242-43年の dono は見返りが求められていないケースが頻出する。
- ³⁰ *R. G.*, t.1, ns.258, 556.
- ³¹ *R. G.*, t.2 のいくらかの事例に、ボルドー・コネターブルから見返りを受けた領主の存在が記録されていて、laudatio servicio nostro という文言が盛り込まれている。ns.80, 81, 343, 353, 493, 1138, 1234,

1402, 1409. そのうち、343, 353, 1138, 1234 ではボルドー・コネターブルの名が言及されている。

³² たとえば、カステイオン副伯家のユーク、エリ、ピエールは、キリスト教会の祝祭日を基準にそれぞれ、ひと月、15日、15日の有効期限であった。註88も参照。ロール・ガスコンにおいて最初に保護規定が登場するガスコーニュ領主はギヨーム・アルノー・ド・トントウロン Guillaume Arnaud de Tontoulon で、期限は「国王法廷の法に定められている望ましいところまで duraturas quamdiu voluerit stare juri in curia domini Regis」となっている。R. G., t.1, n.270.

³³ この規定は自前の武力で領地基盤を維持できない現地有力者にとって、ブランタジネット家への奉仕の口実となりえた。

³⁴ 無期限の安堵状を持っている人物としては、ピエール・ド・ボルドーが挙げられる。R. G., t.1, n.1151(1242/9/15).

³⁵ Funck-Brutano, F., 'Les luttes sociales au XIV^e siècle, Jean Colomb de Bordeaux', in *Le Moyen Age*, t.1, serie.2, Paris, 1897, pp.293-294. 1227年にアマニュー・コロンがボルドー市長として、イングランド王に奉仕を行っていたことが指摘されている。コロン家とデソラー一家の家系図については、Renouard, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, p.76(コロン家)、p.79(デソラー家)、Vale, M., *the Angevin legacy*, p.278を参照。

³⁶ Bémont, Ch., 'Les institutions municipale de Bordeaux au Moyen Âge', *Revue Historique*, vol. 108, Paris, 1916, pp.1-53 et pp.253-293. イグーネはこの資料を有効であると主張している。Higounet, Ch., *Histoire de Bordeaux*, Privat, 1990, p.142.

³⁷ *Cartulaire de Saint-Seurin*, p. 352, CCCLIV, pp.353-372, CCCLVI, Gradis, H., *Histoire de Bordeaux*, p.121.

³⁸ クーデル・パロー H. Couderc-Barraud は、ガスコーニュの無秩序について、様々な階層の実力行使と解決のための裁判権の存在について言及した。またラングロワ Ch. V. Langlois や城戸毅氏は、ガスコーニュを巡る英仏両王家の小競り合いを「戦争でも平和でもない時代」と言い表している。Couderc-Barraud, H., *La violence, l'ordre et la paix, Résoudre les conflits en Gascogne du XI^e siècle du XIII^e siècle*, Toulouse, 2008. Langlois, Ch. V., 'Saint Louis Philippe le Bel, les derniers Capétiens directs (1226-1328)', *Histoire de France d'Hernest Lavis*, Paris, 1978, p.94.(Ce n'était ni la paix ni la guerre). 城戸毅『マグナ・カルタの世紀 中世イギリスの政治と国政 1199 - 1307』東京大学出版会、1980年、94 - 95頁。

³⁹ Renouard, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, pp.99-101. シモンはデソラー家と対立することになったが、1250年3月27日にボルドー大司教とオーシュ大司教の面前で調停が図られている。

⁴⁰ Higounet, *Histoire de Bordeaux*, 1990, pp.130-131. シモン・ド・モンフォールのガスコーニュ・セネシャル就任時のボルドー市長はピエール・ゴンドメ Pierre Gondaumer であった。コロン家派はデソラー一家派の市政に不満があり、シモン・ド・モンフォールは彼らの支持も得ていた。コロン家のギヨーム・レイモンは1250年、1227年に市長職に就任していたアマニューも1252年に再度就任を果たしている。

⁴¹ Renouard, 'Les institutions du duché d'Aquitaine des origines à 1453', In *Histoire des institutions française au moyen âge*, édité par Lot, F., et Fawtier, R., Paris, 1957, pp.168-169.

⁴² 朝活啓三「シモン・ド・モンフォールの妻」『女性学評論』神戸女学院大学インスティテュート編、創刊号、1987年、15 - 31頁。

⁴³ 例えばロッジは、市民を不当に扱い、慣習法を無視した初のセネシャルであるとのソー・ド・ナヴァイユの不服申し立てと市街を焼かれたというダックスの不服申し立てを挙げている。Lodge, E., *Gascony under the English rule*, London, 1926, p.40.

⁴⁴ Bémont, ed. *Recueil d'Actes relatifs à l'Administration des rois d'Angleterre, en Guienne au XIII^e siècle*, (Recogniciones feodorum in Aquitania), Paris, 1910, (以下 R. F. と略記), n.423.

⁴⁵ Keizo Asaji, «Simon de Monfort's Administration in Gascony, 1248-1252», p.21.

⁴⁶ R. G., t.1, n.2063.

⁴⁷ この表記は、1253年、1254年までは見られるが、1255年以降は見られない。ただ、少なくとも1254年途中にボルドー・コネターブル職が設立されたことが、この表記の消滅の要因と考えられる。1253年の記録では、R. G., t.1, ns.2080, 2252, 2643. 2643は Scarium Regis の表記となっている。1254年の記録では、R. G., t.1, n.2316. なおこの記録では thesaurus nostro と Scaccarium nostrum の表記が両方使われている。なお、最初のボルドー・コネターブル就任者はエドワード王太子の役人のロジャー・ド・フランプトンで、1254年10月から1年の任期となっていた。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise* p.376.

⁴⁸ Traub-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.341-387では、ガスコーニュ人を含めた官職就任者についてプロソポグラフィ分析を行っている。

⁴⁹ 加藤玄「エドワード1世のアキテーヌ巡幸」『創文』513号、創文社、2008年、18 - 22頁 (22頁)。

⁵⁰ Higounet, Ch., *Histoire de Bordeaux*, p.87.

⁵¹ その homagio は、ロッジの分析から考えると、単純臣従礼 hommage flanc と見られる。単純臣従礼

は、必ずしも封建的諸義務を果たさなくても良い契約であった。Lodge, *Gascony under the English rule*, pp.197. 単純臣従礼と一身専属臣従礼の相違は、城戸毅『百年戦争——中世末期の英仏関係』、刀水書房、2010年、327 - 328頁も参照。

⁵² 一例として、註89にあるジャン・ド・カスティヨンの契約が挙げられる。

⁵³ *R. G.*, t.1, n.2073. Rex, omnibus etc., salutem. Sciatis quod dedimus et concessimus dilecto et fideli nostro Ernaldo Garsie de Monte Pesato quinquaginta libras Burdegalensium, singulis anni, quoad, vixerit, percipiendas de camera nostra ad festum Sancti Michaeli, nomine feodi, ad se sustentandum in service nostro. なおこの10年前に同じ一族のロベールに、「余への奉仕」において「余の贈与」にて20マークが支払われている。*R. G.*, t.1, n.1902.

⁵⁴ 実際に城館の管理を目的として、金銭が支給された例がある。例えばギヨーム・ド・カントルーに対して、奉仕を称えて pro laudabili servicio suo、50リーヴルが支給されたのに続いて、城館の管理費として40マークが支給された。その城館の管理は、余が望む限りにおいて、カントルーに任された。カントルーには、さらに100マークが1年単位で支給されることになり、100マークは封として位置づけられるものと記録されている。*R. G.*, t.1, ns.2195-2198(1253年)。

⁵⁵ 1254年4月3日に、アルノー・ド・ブランクフォールの兄弟のピエール・ベルトランに「王の命令なくして、ブランクフォールの領地を勝手に扱わないこと、同城館及びその付随物・土地・所有物・領地収入をプラントジネット家に差し出すこと」を義務づけた記録がある。Aubry-Libraire, Aug., et Gounuilhou, E-G., *Archives historiques du département de la Gironde*, t.3, Bordeaux, 1861, pp.3-4. ただこの一連の命令にも関わらず、エドワード1世がガスコーニュに持っていた城館は20箇所、大多数の城館は現地領主の手に保持されたままであった。Vale, *the Angevin legacy*, p.100.

⁵⁶ Trabut-Cussac, *L'Administration anglaise*, p.348, Castelmoron.

⁵⁷ *Ibid.*, p.352, Gensac.

⁵⁸ *R. G.*, t.1, pp.CXI-CXV, n°2151. Trabut-Cussac, *L'Administration anglaise*, pp.30,348.

⁵⁹ 官職保有の実態は以下の文献を参照。Vale, 'Nobility, Bureaucracy and the "state" in English Gascony 1250-1340 : a prosopographical approach, In *Genèse de l'Etat moderne : prosopographie et histoire*, édité par Autrand, F., 1985, pp.305-312. Trabut-Cussac, *L'Administration anglaise*, pp.341-387.

⁶⁰ *Ibid.*, p.342 (バイヨンヌ), p.352

⁶¹ *Ibid.*, p.352, Gensac.

⁶² ボルドー・コネターブルを例に採ると、3代目のレモン・マケン Raimond Makeyn と18代目のピエール・カイヨー Pierre Caillau はボルドー市民であった。ただし、11・13代目のレイモン・ミライユ Raymond Mirail がラ・レオール市民である以外は、国王の書記を務めていた。Trabut-Cussac, *L'Administration anglaise*, pp.376-378.

⁶³ 註44を参照。

⁶⁴ 1261年 - 63年に見られる契約形態で、その内容は「恩顧配分」と「封建関係」の契約の過渡期を思わせる。

⁶⁵ *R. F.*, n.371-393. どの人物に出されたものかは、註70を参照。

⁶⁶ par sa bone e agradable e deliura voluntat, a mandat e aureiat e promes e s'es obligatz ferma e leiau stipulacion, per sin e per ses successores, sotz pena de (金額) marcz d'esterlings, au noble baron, a mon senhor Henri, senhor de Cuzances, senescauc de Gasconha, cesta obligacion arecebat en non e en loc de nostre senhor N'Audoart, qu'En Garsias Arn. de Naualhas e la dona Na Maria Bertrand, sa molher, e lor sucesor tendran e garderan fermament per totz temps totz les combentz e sengles faits e agutz entre l'auandit nostre senhor N'Audoart eus auanditz En Garsias Arn. E la dita dona, sa molher, sobren castet de Saut, ab sas apertences e sos apertementz, e sobre tote lor autre terre . . .

⁶⁷ 表1の50と表2の27を参照。

⁶⁸ 最小で50スターリング貨マーク、最高で200スターリング貨マークとなっている。さらにソー・ド・ナヴァイユ家に支払うべき金額も記録毎に異なり、タルタス副伯やモーレオン家のように、モルランヌ貨のケースもあれば、アモーバン・ド・バレスのように、スターリング貨マークをエドワード王太子に支払うというケースもある。

⁶⁹ この綴りは研究者によってへだたりがあり、Beauville, Boville, Boleville など現代フランス語の綴りが混同している。ボーヴィル家についての記録は、*R. G.*, ns.670, 716, 3570, 3618. 670はユーグ・ド・リュジニャンに対する3000マークの出資要請で、3570、3618はプラントジネット家の前での奉仕の条件について定められている。レコグニキオネス・フェオドルムにも4例登場する。*R. F.*, ns.270, 357, 524, 571.

⁷⁰ *R. F.*, n.371(ビゴール伯エスキヴァ・ド・シャパネ)、n.372(タルタス副伯ピエール・ド・ダックス)、n.373(ジェロー5世・ダルマニャック)、n.374(アマニュー6世・ダルブレ)、n.375(アニサン・ド・コ

ーモン)、n.376 (アモーバン・ド・パレス)、n.377(ギヨーム・セガン・ド・リオン)、n.378 (ピエール・ド・ボルドー)、n.379 (ギヨーム・ド・ボーヴィル)、n.380 (セヌブラン・ド・レスパール)、n.381 (ベルトラン・ド・ノワイヤン)、n.382 (アルノー・ド・レスカン Arnaud de Lescun)、n.383 (ギヨーム・レモン・ド・マルサン)、n.384 (Amanieu de Balhede)、n.385 (Gaillard de Tilh)、n.386 (ソー市参事会・コミュニヌ及びモンセギュール領主)、n.387 (ピエール・ド・モーレオン)、n.388 (ギヨーム・ペリス・ド・モンミール) n.389 (オジェ・ド・モーレオン)、n.390 (アシュール・ド・ノワイヤン)、n.391 (ガイヤール・ド・ファルグ)、n.392 (ガイヤール・デソラー)、n.393 (ベルトラン・ド・ラディス)。騎士の称号を持つ者は、ns.382-385、従騎士の称号を持つ者は、ns.387-391。

⁷¹ Marquette, J. B., *Les Albret L'ascention d'un lignage gascon(XI^e siècle-1360)*, Scripta mediaevalia, Bordeaux, 2010, pp.73-202, (2 'Les hommes et la patrimoine 1240-1360'). 13世紀から16世紀までのアルブレ家の現地における婚姻関係について述べている。

⁷² Marquette, *Les Albret*, pp.85-93, Tableau 5, 6, 8.

⁷³ *Ibid.*, p.154.

⁷⁴ *R. F.*, ns.431, 437.

⁷⁵ *R. F.*, ns.431-446. また表5の9、19、32-37も参照。

⁷⁶ *R. F.*, n.394.

⁷⁷ *R. F.*, n.398.

⁷⁸ *R. F.*, n.365. 1270年5月15日付のエドワード王太子への城館売却契約である。

⁷⁹ *R. F.* n.425. なおn.426ではその一族のアルノーが、忠実に奉仕する場合には100スターリングマークの良質貨幣を与えるとの規定がある。

⁸⁰ *R. F.*, n.35. 彼の娘が、14世紀初頭の上訴に登場するオードである。

⁸¹ ゴンボー・ド・ティランの記録は、1275年9月4付となっているが、1268年7月14日にウッドストックにて、王太子時代のエドワードからの認証を得ていた。王太子の即位に伴い、その再確認の意味合いがあった。*R. F.*, n.35.

⁸² n.361のレクトゥール司教のn.452-454はパレアーージュ契約における関連のある史料番号であり、494のバルザック小教区の王の自由民の各記録に登場する土地保有の宣誓者が異なっており、その数値をカウントすると550例となる。なお、ns.481-494の記録は、n.482のクーズラン副伯の1275年10月22日以外の証言記録はいずれも1262年(n.483)、1263年(ns.488-494)、1267年(n.484)、1268年(ns.481, 485, 487)と1260年代に残された記録である。n.365のアライド・ド・ブランクフォールの城館契約は1270年5月15日付の記録である。本稿では557トピック中544トピックを対象とした。

⁸³ プランタジネット家からの保有なしの事例において、通し番号184、384、385の3例についてはベモンによって、homagioの注釈がつけられている。385の事例では保有先が証言されているが、184と384の事例では保有先は不明である。

⁸⁴ プランタジネット家は、その一方で、フロンサック副伯レモンの子息ブラン・ド・ベルナックに上訴中に没収していた所領を返還する契約を行っている。*R.F.*, n.514, 1275/3/17.

⁸⁵ Boutruche, R., *Une société Provinciale en lute contre le Régime féodal, L'alleu en Bordelais et en Bazadais du XI^e au XVIII^e siècle*, Rodez, 1943, p.24, note.2, p.25では記録のある領主や団体がガスコーニュのどの地方に属しているものかについて、数値化して言及している。

⁸⁶ 加藤玄氏は、「フォワ、アルマニャック、コマンジュの三伯、ベアルン副伯、アルブレ領主などごく少数の大貴族が有力家門を形成する」、「貴族層の大部分を占める中小貴族の、一二世紀の初頭から著しく増加した。たとえば中級貴族である城主家系数が三倍に、さらに下級貴族家系数は実に4倍に達した」、「教会は貴族家門の強固な支配のもとにあった」と述べている。『中世英仏関係史』76-77頁。

⁸⁷ 表6における46例のプランタジネット家からの奉仕なしと証言した人物もしくは団体には、プランタジネット家への軍役奉仕に関する記述は見られないが、表11の6のゴンボー・ド・レスパールや31のギヨーム・メラン、34のベルトラン・ド・ラディスなど全体の中で299例の人物・団体が軍役奉仕を果たさないと証言するか、史料上では何も言及していない。

⁸⁸ *R. F.*, n.9, 8-9行目 cum uno milite de exercitu (ユーク・ド・カスティヨン)、n.141, *Dies datus est vicecomiti Tartacensi ad .xl. dies, ad ostendendum servicia sua. Et idem venit, et rex recepit homagium suum, et fidelitatem fecit idem vicecomes Tartacensi* de Mouquor et de Ees, salvo jure domini regis et aliorum, n.560, Geraldus d'Armanhac, tutor, ut dixit, Bernardeti Eideu filii et heredis quondam domini Amanevi de Lebreto, juratus et requisitus,*Pro quibus ominibus dictus Bernadetus Eideu est homo dicti domini, et debet facere exercitum duorum militum.* ジェロー・ダルマニャックはここではアルブレ家の相続人で、ジェローが後見を務めているベルナルルへの2人分の騎士奉仕について証言している。

⁸⁹ *R. F.*, n.27, al dit mon senhor host .xv. dies,entre ports e Garone, quant son mandat, cum dey, ab j. escuder ab armes que dei *embiar*...

⁹⁰ *R. F.*, n.548, p.255, 28-31行目 exercitum in propria persona, si compos vel sanus fuerit ; sin

autem, Ipse debet mittere unum militem armatum loco sui.

⁹¹ Fisquet, *Gallia Christiana*, pp.162-167. シモン・ド・ロシュシュアールからアンリ・ド・ジュニエス Henri de Geniès までの在位期間に、プランタジネット家との関係について言及されている。

⁹² 富澤壺岸『イギリス中世史 大陸国家から島国国家へ』、ミネルヴァ書房、1988年、150 - 151頁。

⁹³ ガスコニュにおける英仏両王の抗争を英仏百年戦争の根拠りとする見解は、欧米を含め、わが国ではいまだに根強い。同戦争のもたらした結果が、イギリス、フランス近代国家への礎となった事件とされているからである。同戦争の意義に述べた文献は枚挙に暇はないが、邦語文献で少し古いのが、山瀬善一『百年戦争 財政と軍隊』教育社、1980年を例として挙げておく。

⁹⁴ 佐藤猛氏は、フランス王権の上訴システムの実態について分析しているが、本稿で疑問とするように、フランス王国全土とりわけガスコニュにおいて 機能していたかは疑問をはさざるを得ない。同氏の上訴システムについて扱った文献には「十四・十五世紀フランスにおける上訴法廷 (cour d'appel) の創設」北海道大学大学院文学研究科西洋史研究室『西洋史論集』第4号、2001年、43 - 64頁、「十四・十五世紀フランスにおける上訴法廷の実態—諸侯・パリ高等法院・国王」『北大史学』第42号、2002年、1 - 30頁が挙げられる。

⁹⁵ 英語圏における本稿で問題とする時代の代表的な研究者で、カティノウ Cuttino の弟子にあたる。ヴェイルはガスコニュ現地有力者達の官職就任と臣従関係について分析し、キックライターはパリ高等法院への上訴問題から分析している。代表的な研究として、前者では 'Nobility, bureaucracy, and the "state" in English Gascony 1250-1340 : a prosopographical approach.', In *Gènes de l'Etat moderne, prosopographie et histoire*, edited by Autrand, F., Paris, 1985, pp.305-312. 後者では 'French jurisdictional supremacy in Gascony : one aspect of the ducal governments response.', *Journal of Medieval History*, vol.5, 1979, pp.127-134. が挙げられる。

⁹⁶ Barnabé, P., La compaignie dans l'Aquitaine Plantagenêt :Essai sur une forme de solidarité(XIII^e-XI^e siècle), *Annales du Midi*, vol.117, Toulouse, 2005, pp.461-482.

⁹⁷ 註96の研究も英仏両王の二項対立でガスコニュにおける上級領主意識を描いている。

⁹⁸ 本章では、Trabut-Cussac, J. P., *L'administration anglaise en Gascogne sous Henri III et Édouard I de 1254 à 1307*, Paris et Genève :Droz, 1972での分析を中心に論述を展開する。

⁹⁹ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.341-387.

¹⁰⁰ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.371. なお、トラビュ・キュサクはギイー・ド・リュジニャンが王太子代理の役割にあつたことを、*Archives historiques du département de la Gironde* の390頁にて示している。Guido de Luziniaco, frater illustris regis Anglie, tenens que locum carissimi nepotis sui Edwardi in Vasconia

¹⁰¹ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.371-373. バローの親族と見られるアルノー・ガルシイの記録が1253年にみられる。*R.G.*, t.1, n.2703. ヴイク家に関する封建記録は見られない。

¹⁰² 1263年3月29日にオジュ・ド・モーレオンが、ソー・ド・ナヴァイク城館への権利保証のために100マークを支払うコーシヨン(保証)を行った *R.F.*, n.389. またベルナル・ド・ボスケ・ド・モーレオンは、1274年3月20日にマルサンに持つソーモンとカンタバーヌの二つの支配領域について、プランタジネット家からの封土として認める証言を行っている *Ibid.*, n.113.

¹⁰³ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.372-373.1253年3月18日、1255年9月30日、1264年7月14日。ただし、いずれも正規のガスコニュ・セネシャルの代理 (tenens locum in senescallia vasconie) としての位置づけであった。

¹⁰⁴ *Ibid.*, p.373.

¹⁰⁵ *R.F.*, n.371-393.

¹⁰⁶ アマニュー・ダルブレは1305年3月30日にパイヨンヌのシャトラン、フォルタネは1254年6月から1年の任期で、ラヴァルダンのシャトランに任命されている。Trabut-Cussac, *L'administration*

anglaise, p.343, 357.

¹⁰⁷ ジョン・オブ・ヘイヴァリングの二度のガスコーニュ・セネシャル就任時に、一度目にミロン・ド・ノワイヤン Milon de Noailles、二度目にブライユ領主ジョフロワ・リュデル4世が置かれている。Ibid., pp.375-376. もう1名はアモリ5世・ド・クラオン Amaury V de Craon で、1289-92年の間にガスコーニュ・セネシャル代理を務めた。Tout, T. F., *The place of the reign of Edward II in English History based upon the Ford lectures delivered in the University of Oxford in 1913*, Manchester, 1914, p.395, note.1.

¹⁰⁸ 1312年10月18日に任命されたエティエンヌ・ド・フェレオル Etienne de Ferréol と 1318年11月20日に任命されたギヨーム・ド・モンテギユ Guillaume de Montaigu の2名はガスコーニュ出自である。Ibid., pp.394-395. 前者はガスコーニュ戦争(1294-1303)時にはプランタジネット家へと臣従していた。Vale, M., 'The Gascon nobility and the Anglo-French war, 1294-1298', In *War and Government in the Middle Ages*, Gillingham, J. and Holt, J. C., ed. Woodbridge and Totowa, 1984, pp.134a-135a (付属資料).

¹⁰⁹ Ibid., pp.392-396. 注17のアモリ5世・ド・クラオンの息子アモリ6世・ド・クラオンのほか、ギルバート・ペシェ Gilbert Pecché、モーリス・オブ・バーケリー Maurice of Berkeley が騎士と王の親族の称号を持つ。Tout, *The place of the reign of Edward II in English History*, pp.395-396.

¹¹⁰ ジョン・オブ・ヘイスティングス John of Hastings、ジェノヴァの騎士のアントニオ・ディ・ペサーニョ Antonio di Pessagno、ギヨーム・ド・モンテギユの代官として任命されている。

¹¹¹ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.381-383

¹¹² ベルナルド・ド・ラヴィニャン Bernard de Lavignan が、アジュネ・セネシャル法廷での判決を不服として、パリ高等法院に上訴した事件がガスコーニュ・セネシャル法廷を迂回しての上訴として問題となった。この上訴は1281年まで受理されなかったが、ジャン・ド・グリーリーが、アジュネ・セネシャルとガスコーニュ・セネシャルを兼任していたという事情もあり、この上訴は最終的に受理されることになった。

¹¹³ *R. G.*, t.1, n.2426. Sciatis quod concessimus dilecto et fideli nostro Amalvino de Vareys senescalciam predictorum civitatum et villarum et aliarum partium terre nostro Vasconie extra Burdeleie et Besadeys, habenda et tenenda quamdiu nobis placuerit, Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.381. なお、史料上からはトラビュ・キュサクの指摘するランドという地名は見当たらず、網掛け部分の地名がそれに相当するものと考えられる。下線部は任命期間で、「余(王公)に望む限り」の意味。

¹¹⁴ *R. G.*, t.1, supplément, n.4669. Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.381. 史料上には senescallum と quamdiu domino E., placuerit の文言が見られるのみで、エドワード王太子 (domino E.) に任命されたことは判明しているが、どこのセネシャルに任命されたのかは文言が途切れている。

¹¹⁵ *R. G.*, t.2, ns.1325,1327. Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.382.

¹¹⁶ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.381.

¹¹⁷ Ibid., pp.34-36, 382.

¹¹⁸ トラビュ・キュサクはカルダイヤックの次に就任したジャン・ド・ラランド Jean de Lalinde をイングランドの騎士としているが、ガスコーニュにはラランドの姓を持つギヨームとガイヤールの記録が見られ、トラビュ・キュサクは彼らとの関係性については分析していない。Ibid., p.382.

¹¹⁹ *R. G.*, t.2, ns.995, 996, 1330. Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.382.

¹²⁰ *R. F.*, ns.146,147.

¹²¹ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.381.

¹²² Ibid., p.383. このうちレイモン・ド・カンパーニュとギタール・ド・ブールには、プランタジネット家とのオマージュや土地保有関係が記録されている。前者は *R.F.*, n.162 後者は *R.F.*, n.39 を参照。

¹²³ Vale, 'Nobility, Bureaucracy and the "state" in English Gascony 1250-1340, : a prosopographical approach', In *Genèse de l'Etat modern : prosopographie et histoire*, édité par Autrand, F., 1985, pp.305-312.

¹²⁴ Ibid., pp.287-339.

¹²⁵ 該当人物の任命まで、ボルドー・コネターブルの職務は、Scaribum Baronibus という称号を有するイングランド本国の役人が行っていた。*R.G.*, t.1, (1242-1254)で頻出するほか、1294年-1303年のガスコーニュ戦争の時期には、フランス王のコネターブルであるラウル・ド・ネル Raoul de Nesle を伴って、ボルドー・コネターブルの職務を代行として登場する。

¹²⁶ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.379. 関税と公領収入徴収官は、1289年から1306年までに3名が任命されていたが、3名ともイタリア半島の都市商人であった。

¹²⁷ Ibid., pp.376-378にあるリストには、再選出を含めて22人のボルドー・コネターブルの名が示されて

いる。ヴェイルは、このリストから分析を行い、そのうち9人をガスコーニュ出自と定義したが、どの人物がガスコーニュ出自であったかまでは明白にしていない。

Vale, 'Prosopographical approach', p.308.

¹²⁸ *R. G.* t.3, p.LXXXVIII.

¹²⁹ *Ibid.*, p.LXXXIX.

¹³⁰ 地名の並びはトラビュ・キュサクが載せているアルファベット順に拠る。本稿ではこれ以後も、トラビュ・キュサク論文のアルファベット順にて表記する。

¹³¹ Tout, *The place of the reign of Edward II in English History*, pp.397-398. いずれも王の家政役人、王の商人、役人のいずれかの肩書きを持つ人物である。

¹³² Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.195-196, p.211.プレヴォ、バイイ、シャトランの果たした職務について言及されている。プレヴォ、バイイは12世紀のリチャード獅子親王治世から起源を有する。シャトランは城代であるコネターブルに付随して1242年頃に登場した。

¹³³ 詳細はTrabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.194-218を参照。

¹³⁴ *Ibid.*, pp.341-370.

¹³⁵ *Ibid.*, pp.342-343 (バイオンヌ)、p.356 (ラ・レオール)。

¹³⁶ *Ibid.*, pp.341-387. また加藤玄氏は以下の箇所而言及している。朝治敬三他編『中世英仏関係史 1066 - 1500 ノルマン征服から英仏百年戦争終結まで』創元社、2013年、78頁。

¹³⁷ マルケス家のジャンという人物とプランタジネット家との封建記録については、*R.F.*, n.299.

¹³⁸ 表13の通し番号45と139-163の23名の人物に1304年6月24日から1年間の任期での官職請負が見られる。同じく、13のボダンサクの事例にもあるように、下級官職であるバイイ、プレヴォ、シャトランの任期は1年前後を前提としていたことが窺える。

¹³⁹ 表の番号126のエリ・ド・コーペヌ(ペリゴール・リムーザン・ケルシイのセネシャル)、127のボンヌ・ド・カスティヨン・メドック(サントンジユ・セネシャル)、131のジャン・ギタール(ボルドー城館の管理官)、ギヨーム・ド・ラカーズ(アジュネ・ガロンヌ南部管轄担当裁判官)ベルナル・ド・ブレ(アキテーヌ顧問官)が該当する。

¹⁴⁰ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.344, Kicklighter, 'Pierre Viguier de la Rosselle', *Journal of Medieval History*, vol.9, Amsterdam, pp.4-5.

¹⁴¹ ベルナル・ド・ラヴィニャンによるボルドーの守備隊長官職とジャン・ラルマンのオレロン・プレヴォ就任の事例はあるが、カペー家がガスコーニュ人に官職を提供したという証拠は示されていない。

¹⁴² *Archives historiques du département de la Gironde*, t.12, pp.115-116 (ブライユ)、t.13, pp.xiii-xiv. xivにはエドワード2世期の数少ない任命記録が残されている。

¹⁴³ Castelnau-sur-Gupieの管理官の官職とガスコーニュ・セネシャルジャン・ド・グリーリーの代行が下積み期間と考えられる。

¹⁴⁴ *R. G.* t.2, n.80-81

¹⁴⁵ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.374.

¹⁴⁶ *R. G.* t.2, n.480, 493. 書記ボンヌ・アマ Pons Amat に対する奉仕見返りに関する王令に登場する。

¹⁴⁷ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.383.

¹⁴⁸ *Ibid.*, p.378.

¹⁴⁹ Vale, *The origins of the Hundred Years War: the Angevin legacy, 1250-1340*, Oxford: Clarendon Press, 1996, p.62.

¹⁵⁰ *R. G.* t.2, n.473. n.519でもボルドー市民のピエール・エイムリ Pierre Aymeric への金銭支払いについて言及されている。

¹⁵¹ ボンヌ・アマのカペー家との封建的臣従関係を示す史料はないが、ロール・ガスコンの文面にはカペー家に奉仕しているという文言が付されている。

¹⁵² Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.378.

¹⁵³ ガスコーニュに対して直接出されたものではないが、1261年と1270年の王令については以下の文献を参照。鈴木道也「ルイ9世の裁判を巡る一考察 - アンゲラン・ド・クシー裁判を中心に」『埼玉大学紀要(教育学部)人文・社会科学』第49号、1巻、2000年、1-12頁。

¹⁵⁴ Funck-Bretano, 'J.Colomb', p.294.

¹⁵⁵ ヴェイルは現地有力者間の抗争におけるコロン、デソラー各家系の臣従意識の変遷を述べている。

¹⁵⁶ Funck-Bretano, 'J.Colomb'. p.294.

¹⁵⁷ *Ibid.*

¹⁵⁸ デソラー家は1241年のロスタンの就任から1283年のピエール・デソラーの就任まで市長職への就任を確認できない。

- 159 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.341-387 を分析しても、コロン家に属する人物の記録は見られない。
- 160 ピエール・カイヨは 1305 年 1 月 15 日から 8 月 5 日までボルドー・コネターブルに任命され、ベルトラン・カイヨはブランクフォールのシャトランへの就任が確認できる。Ibid, pp.345, 377.
- 161 Funck-Bretano, 'J.Colomb' pp.295, 305.
- 162 *Ibid.*, pp.307-308.
- 163 *Ibid.*, p.302, 史料 VII,VIII.
- 164 *Ibid.*, p.306. 史料 XX.
- 165 サントンジユ・セネシャル就任については註 20 を参照。
- 166 Vale, *Angevin legacy*, p.278. ただ、ヴェイルは、両家の合同の具体的な時期は明示していない。
- 167 Powicke, *the thirteen century*, pp.311-312.
- 168 ボルドー市長としてのアルノー・カイヨを扱った研究は以下を参照。Kicklighter, 'Arnaud Caillau, Maire de Bordeaux, Agent d'Edouard II en Gascogne', *Annales du Midi*, vol.99, Toulouse, 1987, pp.283-302. キックライターは、タイトルにもあるようにボルドー市長を、エドワード 2 世すなわちプランタジネット家の代理人としている。
- 169 註 58 を参照。任命の事実はあるが、ロール・ガスコンに名前が出ない理由までの言及には至っていない。ロール・ガスコンの第 3 巻にボルドー・コネターブルとしてのピエールの名は確認できない。
- 170 Vale, 'The Gascon nobility and the French war, 1294-1298.', p.145.
- 171 *Ibid.*, pp.315, 317.
- 172 *R. G.* t.2, ns.238, 817, 818, 833.
- 173 朝治敬三他編『中世英仏関係史 1066 - 1500 ノルマン征服から百年戦争終結まで』創元社、2013 年、76 - 77 頁もしくは Vale, *Angevin legacy*, pp.118-131 を参照。
- 174 Vale, *Angevin legacy*, p.127.
- 175 *Ibid.*, p.127.
- 176 *Ibid.*, pp.127-128.
- 177 Gavrilovitch, *Etude sur le traité de Paris de 1259*, p.100, なお、アモリ・ド・クラオンの代理で、ゴスルム・ド・カンパーニュ Gocelm de Campagne と呼ばれる人物が任命されている。Tout, *The place of the reign of Edward II in English History*, p.395.
- 178 Couderc-Barraud, H., *La violence, l'ordre et la paix, Résoudre les conflits en Gascogne du XI^e au début du XIII^e siècle*, Toulouse, 2008. 上訴法廷創設前の現地勢力の問題解決について取り上げた画期的な著作である。
- 179 Studd, R., «England and Gascony 1216-1337», in N. Soul, *England in Europe*, New York, 1994, pp. 99-107, Maddicott, J. R., «The Origins of the Hundred Years War», in *Ibid.*, pp.134-143 が挙げられる。
- 180 前者の論説は、Kicklighter, «French jurisdictional», p. 132. 後者の論説は Studd, «England and Gascony 1216-1337», p.104 を参照。1274 年から 78 年までに 30 件以上の上訴がパリ高等法院に上ったと述べられている。ただ、スタッドは上訴の基準について述べていない。
- 181 ロール・ガスコンは、*Rex.....salutem* (王は……に挨拶を送る) という形式で始まる。1242 年から 1254 年までの書簡を載せた第一巻には、本稿で挙げた俗界諸侯以外にも、ボルドーのコロン家やデソラー家、ソーヴ・マジュール大修道院など、封建関係にも深く関係する都市勢力や聖界諸侯への書簡が見られる。なお、ロール・ガスコンは第一巻の補足を含めて、五巻が刊行されている。註 16 を参照。
- 182 奉仕の要請は、特定の人物に詳細な内容の書簡を発給した後、以下の全ての騎士達も同様に記される *Consimiliter scribitur omnibus militibus subscriptus* の文言の後に、幾人かの現地勢力の名が記されている。1242 年頃の記録では、*R. G.*, t. 1, ns.159, 166 が挙げられる。年金、奉仕の見返りの金銭は、*Scarium Nostrum* から支払われていて、その機能からボルドー・コネターブルの前身と考えられる。既得権の確認は *protetio, munitio* などの用語で示され、現地勢力側のイニシアティブが優先された。
- 183 *R. G.*, t. 1, n.158. 5 人分の騎士奉仕を、騎馬にて行うべしという指令である。
- 184 ガストン 7 世への奉仕要請は、1242 年の事例では、*R. G.*, t. 1, ns.159, 2345, 2645-2649 に見られる。アマニュー・ダルブレへの奉仕要請は、*R. G.* t. 1, ns.1587, 1594 に見られる。なお、n.1093 には、ガストン

の反乱に対する救援要請が記録されている。

¹⁸⁵ 注 184 や注 185 で述べた事例以外では、*R. G. t. 1*, ns.163, 594 が該当する。

¹⁸⁶ *R. G. t. 1* の n.2062 と n.2063 の間で 8 年間の年代のブランクがある。

¹⁸⁷ アルマニャック伯のオマーージュ要請の記録については、*R. G. t. 1*, n. 4077 を参照。

¹⁸⁸ 論者の *R. F.* の分析の中で、700 近くの記録のうちで、*homagio* もしくは *homagium* (オマーージュ) の文言が見られるものは 190 例確認できた。そのうちの 69 例にオマーージュ・リージュの文言が明記される。優先的臣従の文言は、12 世紀のフィリップ 2 世紀の書簡からも確認できる。

¹⁸⁹ ベルジュラック家の上訴は、1259 年のルノー・ド・ポンスとその妻マルグリット・ド・チュレンヌのものが、ボーフォール家の上訴は 1269 年のラウール・ド・ボーフォールのものが挙げられる。詳細については Gavriloitch, *Etude sur le traité de Paris de 1259*, pp.84-100 で述べられており、両社の上訴についてはの本格的な分析である。なお、本論の第 5 章の 95 - 96 頁でルノー夫妻の上訴の経過について述べた。

¹⁹⁰ *R. F.* における記録で、本稿では「イングランド国王より保有もしくは領有」 *havet et tenet in re Anglie*、「オマーージュ」 *homagio*、「領主を変更する際の相続上納金」 *sporla in mutacioni in domini*「奉仕」 *servicio* の文言のいずれかが入る記録をプラントジネット家との封建契約とみなす。該当する記録は 700 近くの中で 550 例となるが、その中でオマーージュの拒否は 50 例（プラントジネット家から何も保有していない 46 例、保有はするがオマーージュ拒否は 4 例）ある。

¹⁹¹ ガスコニュ・セネシャル法廷や現地法廷での判決を、パリ高等法院が容認したことに関連する。フランス王権の強権で語られる上訴法廷であるが、裁判を先延ばしにするという行為からも、同王権の柔軟性も見られる。

¹⁹² 上訴の撤回は上訴全体からすると少数ではあるが、英仏両王家がガスコニュの問題を現地で処理しようという意図があることは間違いない。フランス王権が働きかけての上訴の回避と上訴人が主体の具体例については、第 5 章第 4 節にて述べる。

¹⁹³ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.366.

¹⁹⁴ ロール・ガスコンの文面に *senescallo vasconie, constabllio Burdegale* に命令が下されている事例は、1259 年パリ条約以降、1274 年頃から登場する。

¹⁹⁵ *R. G. t.2*, ns.446, 1011 にバステイド創設に関する資金について、ボルドー・コネターブルの名称が言及されている。

¹⁹⁶ Ch., Higounet, 'Cistériennes et Bastides', *Annales du Midi*, p.69.

¹⁹⁷ バレアーージュのモデルケースとしてはバザス、バザデ（バザス圏）の事例が、取り上げられている。*R. G. t.3*, p.CIX.

¹⁹⁸ バステイドの創設に関しては、邦語文献では、加藤玄「中世後期南フランスにおけるバステイドの創設」『地中海史学』第 14 号、2001 年、29 - 46 頁が挙げられる。

¹⁹⁹ *R. G. t.2*, n.127. アレクサンドル・ド・ラ・ペブレとマルグリット・ド・チュレンヌは、キュニャック城館の領有を巡って、パリ高等法院に上訴したが、ボルドー・コネターブルのレイモン・ド・ミライユの仲裁による聴取で、上訴を自発的に断念し、ウィンザーにてエドワード 1 世に同城館を封土として、臣従礼を行った。

²⁰⁰ Marquette, *Les Albret*, pp.224-226.

²⁰¹ アルブレ家、カステイオン副伯家はどちらの年代にも登場するが、アルマニャック伯家は 1253 - 55 年に集中して記録が残っている。

²⁰² Marquette, *Les Albret*, p.618.

²⁰³ *R. F.*, n.45

²⁰⁴ *R. G.*, t.1, n.1093.

²⁰⁵ *R. G.*, t.1, n.1627.

²⁰⁶ *R. G.*, t.1, supplémental, n.4570. なおこの記録は 1255 年 10 月 7 日付となっている。

²⁰⁷ Marquette, *Les Albret*, 巻末付録の地図に直系・傍系を含めた所領獲得工程が、色分けされて説明されている。加藤玄氏は、アマニュー 7 世をガスコニュ戦争時にはエドワード 1 世の最も忠実な支持者であった述べている。朝治敏三他編『中世英仏関係史』92 頁。またトラビュ・キュサックはアマニュー・

ダルブレが、1266年2月23日にガスコーニュ・セネシャル職にあったことを指摘している。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.373.

²⁰⁸ *R. G.*, t.1 n.3751.

²⁰⁹ *Ibid.*, Et ideo vobis mandamus quod Giraldo et societali sue quam secum ducet, in veniendo ad nos Cum predicto Amaneo nobiscum morando, vel anobis redeundo, nullam inferatis, vel inferri permittatis, molestiam vel gravamen...Duranturas usque ad octabas Nativitates Sancti Johannis Baptsite proximon ventura.

²¹⁰ *R. G.*, t.1, n.4077.

²¹¹ *R. G.*, t.1, ns.4299, 4300. 自発的にという意味を示す *spontanee* という文言が使用されている。

²¹² Marquette, *Les Albret*, p.88. ロジエ・ダルマニャックは、パンセル・ダルブレ Pincelle d'Albret と婚姻している。

²¹³ *R. F.*, n.45.

²¹⁴ ベモンの注釈によると、*milicia* は騎士の封土 *fief de chevalier*, *caverie* である。*R. F.*, p.335. ジャン・ド・カスティヨンについての記録は *R. G.*, t.1, ns.3372, 4010. n.3372 は 1254年8月12日の記録は以下の通りである。騎士封へと名目上付随して所有しているものについて *ea que ad miliciam suam pertinent honorifice*、同様のジャンは金銭を支払うか *idem Johannes pannos ad aurum*、2人の同士もしくは9人分の騎士を伴って国王の下へと駆けつけることが慣例化している *et duo socii sui, sicut Rex aliis novis militibus consuevit invenire*。同年9月6日の n.4010 では、新たな騎士封に関する武具について、ジャンに50ポンドを持たせる *nos teneri Johhani de Chastilone in quindecim libris sterlingorum pro harnesio suo ad novam militiam suam* ・・・となっている。

²¹⁵ *R. G.*, t.1, n.4001. 国王はジャン・ド・カスティヨンに奉仕及び彼のオマーージュのために、60マークを1年の封として譲渡する *Rex concessit Johanni de Castilune, pro servicio et homagio suo, sexginta marcas annui feodi* ・・・。

²¹⁶ *R. G.*, t.1 supplemental, n.4482(ユーク)、n.4487(エリ)、n.4503(ピエール)。有効期限はユークが聖三位一体祭の1月 *duraturas a die instantis festi sancte trinitatis usque in unum mensum*、エリが聖三位一体祭の8日目からの15日間 *duraturas ab octabis sancte Trinitatis in xv. dies*、ピエールが聖霊降臨祭までの15日間 *usque ad quindenam instantis Pentecostes* であった。

²¹⁷ *R. F.*, n.9. Hugo de Castellione, domicellus, juratus et requisitus, dixit et recognovit se tenere in feudum a domino rege Anglie, domino Hibernie et duce Aquitanie, quartam partem castrum de Marchia, cum honore et pertinenciis, cum una lancea sporle, in mutacione domini, et cum uno milite de exercitu. Item, dixit et recognovit quod ipse et filius Bertrandi de Novelhano et domina Trenchaleo, uxor domini Gualhardi Columbi, debent, videlicet dictus Hugo, medietatem dicti militis, et dictus filius Bertrandi de Novelliano et dicta domina Trenchaleo, aliam medietatem. Item, dixit dictus Hugo quod nulla alia de veria debet dicto domino regi, nec habet allodia, nec aliquid ipse nec sui antecessores alienaverunt de predictis.

²¹⁸ *R. F.*, n.10. *dominus Elias de Castellione, juratus et requisitus, recognovit et confessus fuit se tenere a domino rege Anglie, domino Hibernie et duce Aquitanie, in feudum, castrum de Podio Normanni cum suis pertinenciis et honore, ex donacione sibi facta a dicto domino rege, modo et condicione appositis in littera dicti domini regis. Item, dixit et recognovit, se tenere in feudum a dicto domino rege et duce, in castellania de Castellione, manerium de Langaumaria cum pertinenciis suis. Item, dixit quod non debet facere homagium dicto domino regi et sacramentum fidelitatis.....Item, dixit quod non debet facere exercitum dicto domino rege.*

²¹⁹ プール家については、*R. F.*, ns.38, 39, 192, 536, 563, 607, 616. n.192のエムリはフロンサック副伯からの保有物をイングランド王家からの保有物に転換すると宣誓、n.536のゴスラム・レモンはイングランド王から何も保有していないと証言した。また n.563のアモーバン・ジラルは、イングランド王からは何も保有せずに、自由地の所有を証言、ns.39, 607のギタールはアキテーヌ公としてのイングランド王からの保有について証言、n.616のエムリはイングランド王からの保有には触れず、自由地の所有のみ証言した。ノワイヤン家については、*R. F.*, ns.178, 180, 181, 535, 565, 586. なお n.180のティボー以外は皆、イングランド王家からの保有について、証言している。

²²⁰ レスパール家は Trabut-Cussac, «Notes sur le Médoc au 13 siècle 2 ; La seigneurie et les seigneurs de Lesparre», *Annales du Midi*, t. 78, Toulouse, 1966, pp. 305-330 が挙げられるが、ブランクフォール家については Keizo Asaji, «Simon de Monfort's Administration in Gascony, 1248-1252», pp. 1-34, (とりわけ pp. 20-23) in Keizo Asaji, *The Angevin Empire and the Community of the Realm in England*, Institute of Oriental Studies, vol. 35, Kansai University Press, 2010 での言及、ティラン家については、ヴェイルの研究とデュクドレイ G. Ducoudray の研究での言及のみである。デュクドレイの研究については、

註 250 を参照。

221 セヌブランの奉仕要請は *R. G.*, t.1, n.158、エイケルムの奉仕要請は *R. G.* t.1, n.594、かまど税の支払いは *R. G.* t.1, n.1597、マティルドへの書簡は *R. G.*, t.1, n.1023 を参照。「マティルドに余の恩顧と特権を戻す」 *quod gratia et liberalitate nostra redidimus Matilde* という内容である。

222 *R. F.*, n.190. セヌブランは 10 リーヴルの相続上納金をプランタジネット家に納めていて、2 人分の騎士奉仕を保有する封土について行くと証言している。表 5 の通し番号の 187 も参照。

223 *R. F.*, n.6. 表 5、表 8 の通し番号 6 も参照。

224 *R. F.*, n.192. 表 5 の通し番号 189 も参照。

225 *R. F.*, n.616. なお、史料上の年月日は 1273 年 3 月と封土の申告よりも早い。

226 Trabut-Cussac, «Les seigneurs de Lesparre», p.312.

227 Beugnot, C., ed., *Les Olim ou registres des arrêts rendus par la cour du roi sous les règnes de Saint Louis, de Philippe le Hardi, de Philippe le Bel de Louis le Hutin, et Philippe le Long*, t. 3, pte. 1, 1839-1848, Paris, p.101, L, 1301 (以下 *Olim* と略記) .

228 *Ibid.* ガスコーニュ・セネシャルとともに、ジェロー・バレイヌ Géraud Balayne と呼ばれる人物が問題解決の当事者として載せられている。

229 トラビュ・キュサックの述べる王への上訴 *l'appel au roi* の実態が、訴訟手続きを介していないことから請願 *supplicio, petitio* につながったことは間違いない。Trabut-Cussac, *L'Administration anglaise*, pp.273-275.

230 Vale, *Angevin legacy*, pp.167-169. 同研究の pp.140-226 で、上訴と現地勢力との関係が言及されている。

231 *R. G.*, t.3, n.4783.

232 *Olim*, t.3, pte. 2, pp.814-815, C, 1312.

233 減額前の罰金は 10000 リーヴルである。ヴェイルは 12000 リーヴルと主張している。Vale, *Angevin legacy*, p. 169.

234 *R. G.*, t.1, n.177.

235 *R. G.*, t.1, ns. 594, 1597. なお、両当事者の関係はここからは確認できない。

236 *R. G.*, t.1, n.805.

237 奉仕する限り保護されるという規定は *R. G.*, t. 1, n.323 を、金銭と引き換えでの封土の領有の記録は、*R. G.*, t.1 *supplémental*, n.4594 を参照。

238 *R. F.*, n.365.

239 *R. F.*, n.667.

240 *R. F.*, n.591. フロンサック副伯に対してプランタジネット家へとオマーージュを捧げるか、30 スーの相続上納金を払うことが要請されている。プランタジネット家と同副伯は 1270 年の上訴において対立関係にあった。

241 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p. 40 または第 5 章〇〇。

242 *R. G.*, t.1, n.323. 1242 年 7 月 5 日付で、期限は国王陛下に奉仕している限り *quamdiu fuerit in servicio domini Regis* となっている。そのほかの記録は、ns.179, 462, 603, 805 (1242 年記録。179, 462, 603 はアルノー、805 はベルトラン)、n.1906(1243 年記録。ベルトラン)、ns.2475, 2477, 2537, 3186 (1254 年記録。n.3186 以外はピエール・ベルトランで n.3186 は一族についての一カ月の騎士奉仕要請)、t.1, *supplémental*, ns.4354, 4594 (1255 年記録、n.4354 はピエール・ベルトラン、n.4594 はギレルマ)。

243 Gavrilovitch, *Etudes sur le traité de Paris de 1259*, pp.90-91. なおトラビュ・キュサックは、判決が出る 1278 年より 3 年前の 1275 年 5 月 17 日に、フロンサック副伯レモンの息子ブラン・ド・ベルナック Brun de Bernac に対して、父親の所有していた土地や保有物を返還するという命令を、エドワード 1 世が出していたことについて触れている。Trabut-Cussac, *L'Administration anglaise*, p.53, *R. F.*, n.514.

244 例えば、*R. F.*, n.3 (ピエール・ボクア) や n.192 (エムリ・ド・プール) に、フロンサック副伯からの所有もしくは保有の封土 *ipse habet et tenet de feudo vicecomitis de Ffronciaco* という文言が含まれている。保有する領主をプランタジネット家に変更する際に、支払う *esporle* の規定も盛り込まれている。

245 オリヴィエ・マルタン著、塙浩訳『フランス法制史概説』、216 - 217 頁。1259 年パリ条約以降のガスコーニュにおける上訴の増大について数々の先行研究者が指摘しているものの、1258 年にルイ 9 世が裁判決闘を禁止した影響でフランス王国全土レベルでも、上訴の数は増大していた。同上、339 - 340 頁。

- 246 *Cartulaire de Saint-Seurin*, XCVIII, CCC, CCCII, CCCV, CCCXXXIV. ブランクフォール家以外では、ヴェイリーヌ家やビュサック家が主だった寄進者として登場する。
- 247 *R. F.*, n.667, オマージュなしでの *tantum homagium* の領有を申告している。
- 248 *Olim*, t.3, pte.2, pp.1023-1026, LXXV, 1315.
- 249 *Olim*, t.3, pte.2, pp.1172-1176, LXXVII, 1317.
- 250 G. Ducoudray, *Les origines du Parlement de Paris et la justice aux XIII^e et XIV^e siècles*, vol.2, réimprimée, New York, 1970, p.1006.
- 251 ゴンポーの上訴は本稿で取り上げる 1282、1284、1292 年の 3 件、オードの上訴は、本稿で取り上げる 1311、1318 年のほかに、1317 年に 1 件 (*Olim*, t.3, pte.2, pp.1204-1207, IX)、1318 年に 4 件 (*Olim*, t.3, pte.2, pp.1297-1299, LXXII, *Olim*, t.3, pte.2, VI, pp.1326-1329, *Olim*, t.3, pte.2, pp.1428-1431, LXV, *R. G.*, t.3, n. 5800) ある。
- 252 *R. F.*, n.35. Bosc など自由地として引き続いての領有を主張した場所もあった。
- 253 *Olim*, t.3, pte. 2, pp. 1023-1026, LXXV, 1315.
- 254 *Olim*, t.3, pte. 2, pp. 1172-1176, LXXVII, 1317.
- 255 Kicklighter, 'The nobility of English Gascony : the case of Jourdain de l'Isle', *Jornal of Medieval History*, vol. 13, 1987, pp.327-342, (とりわけ pp. 339-340).
- 256 Boutaric, E., ed. *Actes du Parlement de Paris(1300-1328)*, t. 2, Hildesheim, 1975. ns.5823, 5828. (以下 *A. P.* と略記) .
- 257 *R. F.*, n.147.
- 258 *R. G.* t.3, n.2028.
- 259 *Olim*, t.3, pte.1, pp.624-626, I, 1311.
- 260 *Olim*, t.3, pte.2, pp.1297-1299, LXXIII, 1318.
- 261 アモーバン、アライド、ベルナールを指す。ベルナールはアモーバンの後見人であった。
- 262 全ての上訴においてガスコーニュ・セネシャル法廷を経由したことと、1318 年の上訴で、「余のアキテーヌ公の親愛なる忠臣」 *dilectum et fidelem nostrum ducem Aquitanie* と表記されたことを根拠とした。
Olim, t.3, pte.2, pp.1326-1329, VI.
- 263 Cuttino, G. P., ed., *The Gascon Calendar of 1322*, London, 1949, ns.1419, 1421-1427, 1436, 1437, 1440, 1446. *R. G.*, t.2, ns. 975, 979, 1166, 1201, Vale, *Angevin legacy*, pp.180-183 がベルナールの上訴に関わる記録や研究として挙げられる。
- 264 ラヴィニャン姓のエムリとレモンの封建記録は見られるが、ベルナールとの関連性について結び付けられる要素は確認できない。 *R. A.*, ns. 4, 112.
- 265 Vale, *Angevin legacy*, pp. 180-183.
- 266 *Ibid.* 下級法廷での判決を不服として上訴する場合、直属の上級領主の法廷を回避して、最高封主の法廷へと裁判を持ち込むことを言う。
- 267 *R. G.*, t.2, n.979, «*prout sibi placuit, diripiendo et dissipando, in comptum justicie et jurisdictiononis nostre.....*»
- 268 *Ibid.* 本来の損害額は 1000 リーヴルであったが、史料上では 600 リーヴルから 500 リーヴルの支払いを免除するという内容になっている。
- 269 Vale, *Angevin legacy*, p.182, note 36.
- 270 Gavrilovitch, *Etude sur le traité de Paris de 1259*, pp.23-24. 1229 年条約の規定によるレモン 7 世の娘ジャンヌとの婚姻による。1279 年のアミアン条約でプランタジネット家に返還されたが、その際に同家のオマージュが求められた。
- 271 Vale, *Angevin legacy*, pp. 233-235.
- 272 1242 年にアルノー・ド・モンペザ Arnaud de Monpezat とその傘下の騎士達の奉仕に対して 161 ポンド

の年金が支給されている。R. G., t. 1, n. 2527. 1274年3月24日付の書簡でピエールとアルノーがプランタジネット家にオマーージュを捧げている。R. F., ns.544, 545.

²⁷³ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.32-34.

²⁷⁴ R. G., t. 1, ns.322, 372, 2802 (年金)、ns.1587, 3692 (軍役奉仕)、n.1597 (かまど税)、n.3173 (城館の管理)、n. 3186 (*munitio* 契約)。

²⁷⁵ 第5章の95-96頁も参照。「」内はガヴリロヴィチ論文の90-91頁の段落にある中の伝話を論者が訳出した。論文の原語は以下の通り。le vicomte s'y opposa, alléguant qu'il ne tenait rien du roi d'Angle terre, car ce qu'il demandait était dans la mouvance du comte de Périgord, qui tenait lui-même son fief du roi de France. なお、フロンサック副伯はle vicomte、原語内のyはイングランド王の代訴人の主張を示している。

²⁷⁶ イリナーは、エドワード1世の2番目の妃に当たる。現地抗争の解決に両国の王妃の仲裁も介在した。この言及はガヴリロヴィチ論文ではなされていない。第5章の表23の通し番号14の出典及び備考を参照されたい。

²⁷⁷ R. G., t.2, n.103. 副伯の臣下のアモーバンとの封建関係構築も背景にある。

²⁷⁸ ルノーについての記録はR. G., t.1, n.3528、マルグリットについての記録はR. G., t.1, n.3685を参照。

²⁷⁹ R. G., t.1, ns.159, 1597, 1899, 2177, 3560の事例などが挙げられる。

²⁸⁰ 註275と同様、「」内はガヴリロヴィチ論文の伝話を論者が訳出した。Renaud de Pons disait, ... qu'il n'était pas conséquence tenu d'aller en Angleterre faire hommage d'un fief de la Gascogne qui, disait-il, était en la mouvance du royaume de France.

²⁸¹ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p. 31. フランス王廷への再上訴のプロセスの最中で行われた。

²⁸² *Ibid.* pp.269-271.

²⁸³ トラビュ・キュサックは、この問題がどのように解決したのかは不明としている。*Ibid.* p. 271.

²⁸⁴ ヴェイルは以下に挙げる研究にて、ガスコーニュ地方の無秩序と一体性の無さを指摘している。Vale, *The Origins of the Hundred Years War: the Angevin Legacy*, Clarendon, pbk, 1996.

²⁸⁵ この分析の成果については、第5章・第6章にて詳述する。

²⁸⁶ キックライターはカッティノウの弟子として、修道院の上訴を含めたガスコーニュにおける上訴問題についての論考を多く発表している。カッティノウの代表的な研究は以下のものが挙げられる。Cuttino, *English Medieval Diplomacy*, Indiana, 1985. キックライターの修道院上訴に関する論文としてはKicklighter, 'Les monastères de Gascogne et le conflit franco-anglais(1270-1327)', *Annales du Midi*, t.91, Toulouse, 1979, pp.121-133が挙げられる。

²⁸⁷ エドワード1世の同調査に協力した聖界領主は、サン・スヴェール、ソーヴ・マジュール、サント・クルワ、リヴェ、プール、ベルトウイユ、フォンギエム、ジートルの各大修道院、バザス、エール、レクトゥールの各司教であったが、そのうち同王との封建関係を認めたのは、サン・スヴェール、ソーヴ・マジュールの各大修道院とバザス、エール、レクトゥールの各司教であった。註63も参照。R.F., n.140(Saint-Sever), n.600(Sauve-Majeure), n.204(Bazas), ns.37, 138 (Aire), ns.139, 452-455 (Lectoure) が、プランタジネット家との封建関係について証言した史料である。レクトゥール司教は、1274年2月24日にプランタジネット家とパレアーージュ契約を結んでいる。

²⁸⁸ なお本章で取り上げる「教会」は建物としての教会と意味のみならず、聖界領主全体に対する意味で使用しており、現代フランス語の大文字の'Eglise'の定義を採用する。なお、ロバート・バーネットへの書簡については以下の箇所を参照。Fisquet, M. H., *La France Pontificale (Gallia Christiana) histoire Chronologique et biographique des archevêques et évêques de tous les diocèse de France depuis l'établissement du christianisme jusqu'à nos jours, divisée en 17 provinces ecclésiastiques*, (Bordeaux), Paris, 1864-1873, p.166.

²⁸⁹ 本章で取り上げるボルドー大司教のほかに、バザス司教が1278年に俗人への裁判権の問題を巡って、パリ高等法院へと上訴している。バザスについての考察は以下を参照。Marquette, J. B., 'Notes sur l'histoire de la ville de Bazas au XIII^e siècle', *Cahier du Bazadais*, n. 65, partie.2, 1984, Bazas, pp.1-47, 'Notes sur l'histoire de la ville de Bazas au XIII^e siècle (fin)', *Cahier du Bazadais*, n. 66, partie. 3, Bazas, 1984, pp.1-42.

²⁹⁰ Higoumet, Ch., *Bordeaux pendant le haut Moyen Age*, Histoire de Bordeaux t.2, Bordeaux, 1963, *Histoire de Bordeaux, nouvelle édition*, Privat, 1990.et Renouard, Y., *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, Histoire de Bordeaux t.3, Bordeaux, 1965が挙げられる。

²⁹¹ Devienne, D., *Histoire de l'église de Bordeaux*, première édition, Paris, 1862.

²⁹² Lodge, E., 'The estate of the Archbishop and the Chapter of Saint-André of Bordeaux under English rule, in *Library of Congress*, Reprinted, 1974, pp.1-206 (Original in 1912)

²⁹³ R. F., n.525. 裁判権はローマ教皇から保有すると証言。

- 294 *R. G.*, t.1, ns.258, 484, 556, 777, 1224, 1437, 1669, 2225, 2242, 2251, 2759, 4215, 4216.
- 295 *R. G.*, t.1, ns.461, 1758, 1884, 4217, t.1 supplémental, n.4494 (サン・タンドレ), t.1, ns.468, 1878, t.1 supplémental, n.4599 (サン・スーラン), t.1, ns.1139, 1762, 2345 (サント・クルワ), t.1, n.617, t.1 supplémental, 4496 (サン・ジャン施療院).
- 296 *R. F.*, n.204 (バザス司教)、*R. F.*, ns.37, 138 (エール司教)、*R. F.*, ns.139, 452-454 (レクトゥール司教・聖堂参事会)、*R. F.*, ns.70, 417, 510 (サン・スヴェール大修道院)、*R. F.*, n.208 (ブラシモン大修道院)、*R. F.*, n.600 (ラ・ソーヴ・マジュール大修道院)。なお、*R. F.*, ns.452-454, 417, 510 はレクトゥール司教、サン・スヴェール大修道院のパレアージュ契約による記録である。
- 297 証書の発給は、大司教と証書発給者の封建契約に相当するものであった。各証書については、
- 298 Lodge, E., The estates of the archbishop and chapter of Saint-André of Bordeaux under English rule, in Vinogradoff P., ed. *In social and legal history*, t.3, 1974 (original version in 1912, reprinted, p. 10
- 299 Fisquet, *Gallia Christiana*, pp.217-218.
- 300 大司教シモンの出身家系のロシュシユアー副伯家は、リモージュ副伯家の分枝であった。小野賢一「中世盛期リモージュ司教座に於ける electio 概念の変遷」『西洋史学』、二一五、日本西洋史学会、2004年、38 - 53 頁 (43 頁)。この大司教が 1277 年に起こした上訴についての簡素な経緯については、Fisquet, *Gallia Christiana*, pp.162-163 もしくは *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, pp.119-120 を参照。シモンの母のリモージュ女副伯マルグリットも、1269 年にリモージュのコミュニヌとの対立を原因として、パリ高等法院に上訴を行っている。
- 301 *R. G.*, t.1, n.2251.
- 302 *R. G.*, t.1, n.461.
- 303 *R. G.*, t.1 supplémental, n.4599.
- 304 *R. G.*, t.1, n.1064. Et ideo tibi precipimus quod de terris, rebus, redditibus, et omnibus possessionibus ad dictam episcopatum pertinentibus, una cum castris Vasatensi et de Lerme, eidem episcopo, vel certo nuncio suo, plenam seisinam habere facius retentis in manu nostra . . .
- 305 *R. G.*, t.1, supplémental, n.4591, E., etc., senescallo suo Vaconie, de Milhano, de Regula, de Gensico, et de Sancto Macario prepositus vel baillivis, salutem. Mandamus vobis quatinus venerabili patri spirituali nostre episcopo Vasatensis de decimis et allis iuribus suis, quandocumque ab eo vel suis fueritis requisiti, sine diffugio fideliter respondari et ipusum et res suas ab omni injuria defendatis.
- 306 *R. F.*, n.204. Marquette, Notes sur l'histoire de la ville de Bazas au XIII^e siècle, *Les Cahiers du Bazadais*, n.66, 1984, p.4.
- 307 *Ibid.*, pp.10-11, Trabut-Cussac, *L'Administration anglaise*, p.56. トラビュ・キュサクはバザス司教の上訴案件のみに言及している。
- 308 バザス・プレヴォ管区における宣誓は、*R. F.*, ns.244-257 にまとめて見られる。
- 309 バザス司教から十分の一税についての権利を持っていると証言した領主も存在する。
- 310 *R. G.*, t.1 supplémental, n.4499. 1243 年の記録は表 3 の 75.
- 311 ソルド大修道院は 1290 年にプランタジネット家とのパレアージュ契約が成立していた。Dossat, Y., 'Le paréage de Sorde(1290)', in Dossat, Y., *Evolution de la France méridional, 1249-1328*, London, 1989, pp.109-124.
- 312 サント・クルワ大修道院については註 98 を参照。サン・スヴェールは *R. F.*, n.140, ラ・ソーヴ・マジュール大修道院については、*R. F.*, n.600.
- 313 サン・フェルム大修道院 (*R. F.*, n.208)、サント・クルワ小修道院 (*R. F.*, n.325)、サン・テミリオン大修道院 (*R. F.*, n.527)、サン・ロマン・ド・ブレイ大修道院 (*R. F.*, n.529)、サン・ソヴール・ド・ブレイ大修道院 (*R. F.*, n.530)、ベルトウイユ大修道院 (*R. F.*, n.558)、ギトール大修道院 (*R. F.*, n.599)、サン・ローラン・ド・メリス小修道院 (*R. F.*, n.671)。なお、サン・フェルム大修道院とサン・ローラン・ド・メリス小修道院はプランタジネット家からの保有について証言している。
- 314 ノートルダム・ド・カドウアン大修道院は 1272 年にプランタジネット家とのパレアージュ契約に合意した。Higounet, 'Bastides et frontières', *Le Moyen Age*, t.54, p.119. レクゴニキオネス・フェオドルムにおいても、封土ではなく自由地として、大修道院をプランタジネット家から所有することを証言している。*R. F.*, n.216.
- 315 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.341.
- 316 *R. G.*, t.1, Introduction, XXVII-XXVIII.
- 317 Higounet, *Histoire de Bordeaux*, p.86. また 1253 年 8 月 20、23 - 27 日、1254 年 8 月 10 日 - 31 日、9 月 - 10 月、11 月 1 - 3 日、1255 年 5 月 10 - 12 日、6 月 1 日、20 - 21 日、7 月 11、12、25、27、29、30 日、9 月 27、28、30 日、10 月 2 日、5 日、20 - 23 日のボルドー滞在が確認され、この時期はエドワード王太子を伴っていた。*R. G.*, t.1, Introduction, XXVIII-XXXI. エドワード王太子は、1272 年にエドワード 1 世として即位した後の 1274 - 75 年、1286 - 89 年にガスコーニュ巡幸を行っている。

- 後者におけるボルドー滞在は 66 回を数える。加藤玄「エドワード一世のアキテーヌ巡幸」、20 頁。
- ³¹⁸ Les Dossiers d'Aquitaine, *Histoire des Maires de Bordeaux*, 'Listes des maires de Bordeaux'
- ³¹⁹ *Ibid.* ピエール・ゴンドメ、ジャン・ド・ラランド、ギタール・ド・ラポルト Guitard de Laporte、レモン・モナデの 4 名で、ピエール・ゴンドメ以外は、1259 年以前に、その一族を含めたプランタジネット家との関係記録が存在する。
- ³²⁰ アンリ・ド・キュザンス Henri de Cusance は 1264 年、ピエール・ゴンドメは 1272 年、ブラン・ド・セイは 1276 年の就任が確認できる。その前年の 1275 年にはボルドー市の有力家系でもあるモナデ家のギヨーム・アルノーの就任を確認できる。アンリ・ド・キュザンスは、1261 - 64 年の間にガスコニュ・セネシャルの職務にあった。Trabut-Cussac, *L'Administration anglaise*, p.373.
- ³²¹ *R. G.*, t.1, ns.1698, 1775, 1893(1243 年), 2235, 2236, 2734, 2858(1253 年), 3040, 3753, 4280(1254 年)。この中でフォルタネに関する記録は、ns.2734, 2858, 3753, 4280。フォルタネは 2 度目のボルドー市長となる 1 年前の 10 月 30 日にガスコニュ・セネシャルへの就任が確認できる。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.373, *Archives historiques du département de la Gironde*, t.3, pp.16-17.
- ³²² *Histoire des Maires de Bordeaux*, pp.65-66。プランタジネット家が任命する市長とカペー家の任命する市長が混在し、現地情勢を悪化させる要因となった。この契機となった上訴については、Bémont, 'Les institutions municipale de Bordeaux', pp.51-53 を参照。
- ³²³ *R. F.*, n.519.
- ³²⁴ Higounet, *Histoire de Bordeaux*, p.86.
- ³²⁵ ボルドー司教区を示した著作として以下の 2 点を挙げる。Bisson T. N, 'The organized peace in Southern France and Catalonia(c.1140-1233)', in *Medieval France and her Pyrenean neighbours*, pp.215-237, (司教区地図は p.232). Guyotjennain, O., *Atlas de l'histoire de France IX^e-XV^e siècle*, 2005, Paris, p.19, 72.
- ³²⁶ *Cartulaire de l'Église collégiale Saint-Seurin de Bordeaux*, Bordeaux, pp.10- 11, IX。ブリュタイユは、この寄進があったのは 1010 年頃から 1036 年であろうと推測している。アキテーヌ公ギヨーム 9 世の寄進については、ルヌアールが 1080 - 90 年にあったと述べている。現地におけるボルドー大司教のイニシアティブを垣間見ることにはできよう。Renouard, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, p.130.
- ³²⁷ Renouard, *Ibid.*, pp.140-142.
- ³²⁸ Lodge, *Saint-André of Bordeaux*, p.10.
- ³²⁹ *Histoire des maires de Bordeaux*, les dossiers d'Aquitaine, Bordeaux, 2008, p.18.
- ³³⁰ *Ibid.*, p.VII.
- ³³¹ *Ibid.*, p.32.
- ³³² *Ibid.*, p.56。この市長を区切りとして、コロン家とデソラー家の双方の思惑が一致し、約 20 年間プランタジネット家がボルドー市長を選任することとなった。
- ³³³ Renouard, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, p.101。シモン・ド・モンフォールはガスコニュ・セネシャルの職務において、コロン家とデソラー家の和解を図ることを目的としていたが、コロン家のみを支援した。そのため 1249 年 6 月 28 日にデソラー家を中心とした反乱が生じた。1252 年 3 月 27 日の和解においてボルドー大司教が、その他の聖俗領主とともに出廷していた。
- ³³⁴ *Histoire des maires de Bordeaux*, pp.53-55.
- ³³⁵ ロッジによると、ボルドー大司教の所領はボルドーもしくはボルドレに集中していたが、ペリゴールやサントンジユ、ラ・ロシェルにまで所領を持っていた。Lodge, *Saint-André of Bordeaux*, p.12.
- ³³⁶ サン・スーラン証書集については Brutail, J. A., *Cartulaire Saint-Seurin* を参照した。サン・タンダレ証書集も残存するが、現在の段階では未刊行である。
- ³³⁷ *Cartulaire de Saint-Seurin*, p.XVII.
- ³³⁸ *Ibid.*, p.8, VIII, p.347, CCCL。なお、後者はボルドー大司教に対して出された大司教権益の追認の王令である。814 年 7 月 11 日以前の記録はサン・スーラン年代記には残されていない。
- ³³⁹ ブリュタイユは don と donation、cession と concession の明確な区分については述べていない。寄進は 395 例 123 例 (donation 118, don 5)、譲渡は 395 例中 14 例 (Cession 9, Concession 5)、同意は 13 例、追認は 10 例記録されている。なお、確認を意味する Confirmation は 5 例ある。年代記にはその他、聖俗領主との封建関係を示す記録や王権によって与えられた特権容認証書、教皇勅書などが収められている。
- ³⁴⁰ *Cartulaire de Saint-Seurin*, p.12, XI. 'dedit medietatem ecclesie Sancti-Petri sancto Severino'
- ³⁴¹ 自前の権利や財産を独力で維持できない領主が、上級領主との間で契約を結び、権利を両者で折半する代わりに、上級領主権の保護を受けることを指す。この契約に基づいて形成されたバステイドやソヴテは上級領主権と契約を結んだ領主権によって不可侵のものとなるが、解放特権を求める住民が流出するなど、その地に古くから特権を持ってきた領主の既得権を脅かすことにもつながった。
- ³⁴² 年代が不明な記録も存在するため、史料のローマ数字順に並べている。
- ³⁴³ *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.18-19, XVI.

³⁴⁴ *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.36-37, XXXVIII.

³⁴⁵ 13世紀半ばの寄進の例は、ブランクフォール家は1例のみで、その大半はビュサック家の記録がほとんどである。ブランクフォール家についてはレモン・ベルナル・ド・ブランクフォール Raimond Bernard de Blanquefort の妻ペルグリーヌの寄進事例がある。 *Ibid.*, pp.326-327, CCCXXXIV(1235/6). なお、寄進以外にも、一族がサン・スーラン教会へ何らかの形での寄贈に関わっていた。ビュサック家の寄進の最初の事例は、1240年に登場する。 *Ibid.*, p.216, CCXXXV(1240/3/21),

³⁴⁶ 1242年から1259年パリ条約までのプラントジネット家との関係については以下を参照。Michel F., ed. *Rôles Gascons(1242-1254)*, t.1, nos. 177,393, 594, 805, 1597, Bémont, ed., *Rôle Gascons (1254-55)*, t.1 supprimental, no.4594, 拙稿「ガスコーニュにおける俗界領主」、23-24頁。1270年代のプラントジネット家との関連については以下を参照。 *Recogniciones feodrum*, nos.365, 667, 拙稿、同上、24頁。

³⁴⁷ 11-12世紀の寄進は *Cartulaire de Saint-Seurin*, p.76, CI, pp.126-127, CLXIV. (Tartas), CII(Bordeaux), pp.112-113, CXLV (Tyran)を参照。1273-75年の封建記録は *Recogniciones feodorum*, no.35(Tiran), no.19(Bordeaux), nos. 141, 417(Tartas)を参照。

³⁴⁸ Poumarède, J., *Les successions dans le sud-ouest de la France au Moyen Âge*, Paris, 1972.

³⁴⁹ sporla が言及されているのは、寄進する土地を別の封建領主からもらっている場合である。その例が最初に登場するのは、寄進では *Cartulaire de Saint-Seurin*, p.122, CLVI においてである。そのほか封土として認める in feodo accepi と記している記録が存在する。 *Cartulaire de Saint-Seurin*, p.47, LVIII. 寄進者オースタンド・ロベール・ド・ブランクフォール Austinde Robert de Blanquefort は、「サン・スーランの騎士」 militie de sancto Severino とされており、両者の間に封建関係が垣間見える。なお、sporla は土地の交換 Echange や譲渡 Concession の契約においても見られる。

³⁵⁰ 1060年にバルビジュール領主イティエによって自前の権利がサン・スーランに追認され、1070年にその権利の返還を行われているのが、11世紀の唯一の事例である。 *Cartulaire de Saint-Seurin*, p.13, XII(1060), pp.14-15, XIII(1070). 12世紀の追認は2例ある。13世紀に記録されている追認は7例ある。オマージュの事例は同年代記では4例ある。オマージュは1260年代に3例記録があり、この時期はプラントジネット家の記録が途切れている時期と重なる。 *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.236-237, CCLVII, p.238, CCCLIX, p.287, CCCIV. 前二者が1266年、後者が1264年の記録である。

³⁵¹ *Cartulaire de Saint-Seurin*, p. 271, CCLXXXV. 1274年10月7日にギヨーム・ド・ヴィヴィエ Guillaume de Vivier という人物とのオマージュ・リージュ（一身専属臣従礼）契約が記録されている。この記録はプラントジネット家とガスコーニュ現地領主との封建関係の構築の中に隠れがちで、先行研究においても見落とされてきたものであろう。

³⁵² 註26で述べたように、サン・スーランの所領は教会周辺に固まっていたが、サン・タンドレの所領は分散している傾向があった。

³⁵³ *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.345-347, CCCXLIX (1201年7月27日)。ジョン王はその2年後の1203年10月12日にボルドー大司教が持つ世俗領主への諸特権を確認する書簡を送っている。 *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.343-344, CCCXLVIII.

³⁵⁴ Fisquet, *La France pontificale*, p.168. 3月12日に結ばれていた。なお、同年11月3日には、フィリップ4世がボルドー大司教と1277年の協定に基づいて、年金を支払うようにガスコーニュ・セネシャルとボルドー・コネターブルに命じている。Fisquet, *La France pontificale*, pp.170-171.

³⁵⁵ アルノー・ダンブルヴィル Arnaud d'Ambleville は大司教へのオマージュを行って自領地の保護を求めているが、大司教への奉仕は免除された。一旦はオマージュの代わりに良質のマルク銀貨を与えることを約束していた。Lodge, *Saint-André of Bordeaux*, pp.15, 57. なおロッジはアルノー・オブ・アンブルヴィル Arnaud of Ambleville と表記している。

³⁵⁶ *Ibid.*, p.15.

³⁵⁷ *Ibid.*, pp.23-24. ブランクフォールは13-15世紀を通じて所領を保持していた地域であった。

³⁵⁸ 大司教は1207-1227年の20年間にかけて行われた大司教とサン・タンドレ、サン・スーランの両参事会間の仲裁において登場している。 *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.147-149, CLXXX. 大司教は1222年に自身が下した裁定についてローマ教皇に伺いを立てていた。 *Ibid.*, pp.154-156, CLVIII.

³⁵⁹ ブランクフォール、プール、モントゥサン、キンサックの4地域がそれに当たる。

³⁶⁰ このケースは決して珍しくなかったが、1227年から1260年の間に大司教を務めたジェロー・ド・マルモルの死後、次の大司教候補者が2名選出され、参事会内での意見の対立を見ていたところ、教皇ウルバヌス4世の仲裁で決着する事態が生じた。これを契機に参事会の意に沿わない大司教(ピエール・ド・ロンズヴォー)は、参事会との連携がうまく取れず、王権が介入する契機が生まれた。Fisquet, *La France pontificale*, pp.156-157. 参事会が選出していたのは、サントの大助祭フォルトンとボルドーのドミニコ会派の小修道院長のユークで、ボルドーの人物を次の大司教としようとしていた。

³⁶¹ 大司教が sentence という形で判決を出したのは年代記全体で8例の記録しかない。むしろ、同意 accord や妥協 ccmpromis など話し合いで解決する傾向が存在した。

- 362 サント・クルワ大修道院の証書集は以下の史料に収められている。Gounouilh, G., ed., *Archives historiques du département de la Gironde*, t.27, Cartulaire de l'abbaye Sainte-Croix de Bordeaux, 電子版, pp.74-643, (i-xxii, pp.1-552).
- 363 Cartulaire de l'abbaye Sainte-Croix, I, pp.1-3. 創設に際して、ギヨーム5世はサン・ティレール・デュ・タイヤン Saint-Hilaire du Taillan の教会とスーラクの礼拝堂の施設の寄進を行った。
- 364 オルノン家は、1242 - 55年と1273 - 75年の間のプランタジネット家関連の記録において、たびたび登場する家系でもある
- 365 一方、サン・スーラン参事会教会においては、1273 - 75年以後の記録において関係者の名が登場する。*R. G.*, t.2, ns.658, 908 (マルシャル), 1074, 1228, 1234-1235, 1247 (大助祭・参事会員)。なお、1228ではアルノー・ド・ラカーズ、1234 - 35, 1247では参事会員名としてレモン・ラフェリエール Raimond Laferrière が言及されている。
- 366 サント・クルワ大修道院の裁判権をプランタジネット家が保証した事例は以下を参照。*Archives Historiques du département de la Gironde*, t.1, CLXXXVIII, pp.390-391(pp.411-412), 1260/2/1.
- 367 Cartulaire de l'abbaye Sainte-Croix, CCCVIII, p.289.
- 368 *R. G.*, t.1, n.2235.
- 369 大司教はサン・タンドレ、サン・スーラン両参事会との問題を仲裁判決と妥協による解決事項として見出していた。
- 370 Lodge, *Saint-André of Bordeaux*, p.11.
- 371 Fisquet, *La France pontificale*, pp.157,162.
- 372 アルノー・ド・ブランクフォールが、シモンの命令で、ブル城館を割譲させられた事例があった。*Recogniciones Feodorum*, no.471.
- 373 *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.232-235, CCLIV(1256/8/24), p.280, CCCVIII(1256/9/2). 1256年の二事例に取ると、前者は参事会からの土地所有を、後者は寄進を行ったことへの確認の記録である。なお、1260年代に3例、1270年代に1例記録がある。
- 374 1240年代にコロン家やケヨー一家らボルドー市のパトリキアートはサン・スーラン参事会教会から土地に関わる協定にて、サン・スーラン教会参事会を仲介させている。*Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.200-201, CCXXIX (1246/11/6 ガイヤール・コロン Gaillard Colom), p.343, CCCXVI.
- 375 ここで臣従関係を認めなかった勢力は、大修道院が中心であった。
- 376 *Olim*, t.1, p.985, VIII.
- 377 拙稿『史泉』2008、39 - 60頁、文末表番号8。
- 378 ピエール・デュ・ラフォン Pierre du Lafont はクードローに近いガロンヌ流域の商業ルートにあるものをイングランド王からの自由地として所有する一方、6 domus, 3 casal, 1 stagia の計10箇所の家屋や小屋付農地については、ボルドー大司教からの保有であることを証言している。また、エルマン・ド・モンペザ Hermand de Montpezat, ジェラルド・ド・ラモット、ブランクフォール領主、カスティヨン副伯らは同大司教から十分の一税と徴税についての諸権利を保有していた。*R. F.*, ns.362. 545, 567, 583.
- 379 Fisquet, *La France pontificale*, pp.162-163ではプランタジネット家の空位収入の横領が9000ボルドー貨リーヴルにのぼっていたことが述べられている。サン・スーランのソヴテ襲撃は以下の箇所を参照。Gradis, H., *Histoire de Bordeaux*, p.121, Renouard, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, pp.119-120. グラディは1274年に生じていたサン・スーラン教会参事会と2名の市民の対立について言及している。
- 380 *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.152-153, CXXXIV. この中でサン・スーラン教会参事会側はボルドー市参事会がサン・スーランのソヴテの権利を侵害していると主張した。一方でボルドー市側もサン・スーラン教会参事会の行動を越権行為であると主張。この判例以前に両陣営の対立があったことは窺える。この判決では、教会参事会側が200マルクをボルドー市側に支払うことで妥協するという内容となった。
- 381 *Ibid.*, p.119.
- 382 *Ibid.*
- 383 *Ibid.* Gradis, H., *Histoire de Bordeaux*, Paris, 1888, pp.121-122.
- 384 Renouard, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, p.119, *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.353-372, CCC LVI, p.358. サン・スーラン年代記には「イングランド王が空位期に占拠していた際の損害は20000トゥール貨リーヴルに上る」との記録が残されている。
- 385 Renouard, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, p.119
- 386 註64を参照。
- 387 *Histoire des maires de Bordeaux*, p.63.
- 388 *Cartulaire de Saint-Seurin*, p.352, CCCLIV, pp.353-372, CCCLVI, Gradis, H., *Histoire de Bordeaux*, p.121.
- 389 *Ibid.*, pp.352-353, CCCLV, p.353, 'preceptum per curiam eidem senescallo Vasconie presenti quod nullas violencias, nullas injurias seu gravamina seu imprisias vel novitates faciant seu fieri permittat contra prefatam archiepiscopum aut subditos suos, aut seu possessiones sive bona eorum'

³⁹⁰ *Ibid.*, pp.353-372, CCCLVI, p.354, 'Quibus acceptatis hinc et inde, idem major, nullis dampnis tunc illatis eisdem decano et capitulo, rediens ad civitatem eandem cum juratis et communia supradictis, denunciavit senescallo Vasconie, qui ipsa die ad civitatem eandem venit, premissa.

³⁹¹ *Ibid.*, pp.354-355, 'Item, quod decanus tunc avoabat et nunc avoat se tenere a dicto archiepiscopo altam justiciam et bassam burgi sive salvatatis predictae et quod predecessores ipsius eam a dictis archiepiscopis tenuerunt ab antiquo, et ipse et alii fuerunt et erant in possessione vel quasi execerdi eandem'

³⁹² *Ibid.*, p.358, 360. ベルトラン・ド・コーモンはロントランジュの土地を大司教から保有していると証言している。その一方で、バザス司教、プランタジネット家からの領有も認めている。 *Recogniciones feodorum* no.210.

³⁹³ *Ibid.*, p.360, fol.151, V.

³⁹⁴ Gradis, H., *Histoire de Bordeaux*, p.121.

³⁹⁵ *Cartulaire de Saint-Seurin*, p.370.

³⁹⁶ ボルドー大司教とワインに関するプランタジネット家の証書は以下を参照。 *Rôles Gascons*, t.1, nos. 258, 556, (1242), 2759(1253). 1242年の証書はワイン買い付けに関する内容で、1253年の証書は、ガスコーニュの内乱において生じた損害をプランタジネット家が補うという内容であった。なお、1277年上訴後の1279年7月12日にエドワード1世からサン・スーランの教会参事会関係者にワインの関税を免除するという内容の証書が送られている。 *Cartulaire de Saint-Seurin*, pp.329-331, CCCXXXVIII.

³⁹⁷ *Cartulaire de Saint-Seurin*, p.371.

³⁹⁸ Renouard, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, p.120.

³⁹⁹ Renouard, *Histoire d'Aquitaine t.2 vin et commerce du vin de Bordeaux* pp.62-63.

⁴⁰⁰ 13世紀前半のプランタジネット家とボルドー大司教陣営の関係は、プランタジネット家からボルドー大司教陣営に特権を認めるという趣旨が全てである。ただ、1243年にボルドーのサン・タンドレ、サン・スーランの両参事会にオマージュを求めている記録は残されており、1259年以前からプランタジネット家がボルドー大司教陣営と封建関係を模索していたことも確かである。 *R. G.*, t.1, n.1271, (1243).

⁴⁰¹ Fisquet, *La France pontificale*, p.163.

⁴⁰² *R. G.*, t.2, n.515, (1280). なお、エドワード1世は新たなボルドー大司教としてモントーの助祭長のペローという人物を推薦しているが、参事会側はエドワード1世の意向を受け入れなかった。

⁴⁰³ Fisquet, *La France pontificale*, p.166.

⁴⁰⁴ *Ibid.*, p.165.

⁴⁰⁵ *Ibid.*, p.167.

⁴⁰⁶ ボゾン・ド・サリニャックと同名の人物には、1254年にプランタジネット家との関係を示す記録が残されている。 *R. G.*, t.1, n.3324.

⁴⁰⁷ *R. F.*, n.621. ベルトランは1264年頃の誕生のため、1273-75年の封建所領調査においては、未成年であった。そのためこの史料の人物と同一人物かどうか確証はないが、一族の者と見られる封建関係も見られるので、ベルトランにとってプランタジネット家が身近であったことは間違いない。一族の者の臣従関係は、 *Ibid.*, ns.5, 621を参照。

⁴⁰⁸ Fisquet, *La France pontificale*, p.171.

⁴⁰⁹ *Ibid.*, p.172. またヴァレ姓を持つ人物で、マルグリット・ド・チュレンヌの甥に当たるギヨーム・レモンによるマルグリットの相続所領の分割を求めた事件が、トラビュ・キュサクによって言及されている。 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.235-253.

⁴¹⁰ *Histoire des maires de Bordeaux*, p.64. この市長と前任の市長は市参事から選出されたにもかかわらず、職務を遂行できなかった。

⁴¹¹ *Ibid.*, p.65.

⁴¹² Bémont, 'Les institutions municipale de Bordeaux au Moyen Âge', *Revue Historique*, vol.108, Paris, 1916, pp.51-53.

⁴¹³ *Histoire des maires de Bordeaux*, pp.65-66. 1289年上訴を受けて、フィリップ4世がエドワード1世の任命したピエール・イティエに代わってヴィタル・パンサ Vital Pansaを任命した。エドワード1世は新たにアルノー・ド・ラ・ノード Arnaud de la Naudeを任命したが、ボルドー市はピエール・ドスューール Pierre Daussureを選出し、フィリップ4世に承認された。プランタジネット家とカペー家の市長が鼎立する状況が1291年から1292年の1年間続いた。ピエール・ドスューールはエドワード1世が任命したピエール・デュマ Pierre Dumasに取って代わられ、結局この市長がボルドー市の唯一の市長として、プランタジネット家とカペー家から承認を受けることとなった。

⁴¹⁴ *Ibid.*, p.66. この調査において、ボルドーにおけるプランタジネット家への臣従意識の強さをカペー家は認識することになった。

⁴¹⁵ *Ibid.*

⁴¹⁶ 本章では、イングランド王=アキテーヌ公とプランタジネット家、フランス王とカペー家と英仏両王家

を示すのに2つの用語を使用しているが、意味は、ほぼ同様である。このような2つの表記の使い分けは、先行研究において、よくなされているからである。ヴェイルは、king-duke, Plantagenet king, Plantagenet king-duke の3つの用語を使用している。Vale, *Angevin legacy*, pp.48-79 を参照。

⁴¹⁷ 1259年パリ条約により、ガスコーニュがフランス王からの封土になったことで、ガスコーニュでの内部の事件で、フランス王の介入の口実を生み出したという見解は、多くの先行研究で採用されている。主な見解としては、例えば Prestwich, *Edward I*, pp.299-300.が挙げられる。

⁴¹⁸ ガヴリロヴィチが扱っている1259年パリ条約の研究において、現地住民の意向よりはイングランド王＝アキテーヌ公とフランス王との領有権争いの中で、いかにガスコーニュでの無秩序が百年戦争へと進むかを焦点にしている。シャブレヤスタッドにもこの視点が受け継がれている。

⁴¹⁹ Vale, *Angevin legacy*, preface, p.79, p.139.

⁴²⁰ 英仏百年戦争を契機にフランスは、身分制国家から中央集権国家となる重大な事件ゆえに、1259年パリ条約でガスコーニュのフランス王国化を念頭に置いていた。そのため、スタッドのように、全てのガスコーニュの現地領主が、同条約以降、フランス王に城館・所領を封土として差し出して臣従していたというような、画一化した議論が1990年代を過ぎてもなされている。Studd, R. "England and Gascony", p.103.

⁴²¹ ヴェイルが、1258年にルイ9世が法廷決闘を禁止した事例を挙げているほか、1261年と1270年の王令にも法廷決闘の禁止が盛り込まれている。なお、後二者の王令は鈴木道也氏が提示しているが、ガスコーニュとの関連性については触れておらず、直結させることは難しい。なお、1304年にはフィリップ4世も殺人、放火、破壊を伴う決闘を禁止したものの、効果がなく、その2年後に条件付で認可されるに至ったとヴェイルは指摘する。Vale, *Angevin legacy*, p.113. 法令については、鈴木道也「ルイ9世の裁判を巡る一考察—アングラン・ド・クシー裁判を中心に」『埼玉大学紀要（教育学部）人文・社会科学』第49巻、第1号、2000年、8頁。

⁴²² ヴェイルによると、ガスコーニュでは現地領主が聖職録をもらっている事例とある地方の有力者が、遠隔地の領主を兼ねている事例を指摘している。それゆえに、三者の区別は難しいと述べている。Vale, *Angevin legacy*, pp.100-101, pp.140-152.

⁴²³ Chaplais, 'l'inféodation de la Gascogne allodiale', pp.134-137.

⁴²⁴ Powicke, S. M., *King Henry III and The lord Edward*, vol.1, Oxford, 1947, p.233.

⁴²⁵ Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, p.22.

⁴²⁶ *Ibid.*

⁴²⁷ Studd, R., "England and Gascony", p.105. *Ibid.*, "Reconfiguring the Angevin empire", in Weiler, B., *England and Europe in the reign of Henry3 (1216-72)*, Ashgate, p.35.

⁴²⁸ ロッジの説明によると、ガスコーニュでの1202年以降1259年以前のオマージュの形態は *hommage-flanc* であった。それゆえ、1259年パリ条約以降の *hommage-lige* とは臣従違反が問題視されるか、されていないかで区別されている。ところが、ガスコーニュでの上級領主との臣従誓約が、どのような内実を伴っていたのかについては、議論の余地がある。臣従誓約の問題については、Lodge, *Gascony under the English rule*, London, 1927 を、ガスコーニュ現地人の臣従意識の問題については、14世紀の事例にはなるが、Peña, « Vassaux Gascons au service du roi d'Angleterre dans la première moitié du XIV siècle : fidélité ou esprit de profit? », *Annale du Midi*, vol.88, Toulouse, 1976, pp.5-21 を参照。

- 429 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.74-76.
- 430 Studd, "Reconfiguring the Angevin empire", p.38.
- 431 *Ibid.* 註 10 でも述べたが、シモンのガスコーニュ施政の評価は慎重を期す必要があるだろう。
- 432 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.21,91.
- 433 シチリア王位を巡る神聖ローマ皇帝フリードリヒ 2 世の庶子マンフレートと教皇インノケンティウス 4 世の争いに、教皇の要請に応じて、ヘンリ 3 世が呼応したシチリア十字軍に代表される。シチリア十字軍について触れている邦語文献としては、朝治啓三「一二五八年—一二六〇年イングランドの王国共同体」が挙げられる。
- 434 1259 年パリ条約以後も、カスティーリャ王の介入が続いた。と言うのも、エドワード 1 世妃イリナーが、カスティーリャ王の娘だったからである。カスティーリャ王との交渉については、以下の史料の番号を参照。Chaplais, *Treaty rolls*, t.1, London, 1955, ns.183,211.
- 435 Chaplais, 'l'inféodation de la Gascogne allodiale', pp.135-136.
- 436 この説は、フランス・カペー王権が、1259 年パリ条約以前は、ガスコーニュに浸透する根拠がなかったという説の裏付けに使われている。例えば、註 6 の事例は、その論説に寄りかかっている。
- 437 スタッドの説とは違い、フランス王は、全ての現地領主と臣従誓約をしている訳ではなかった。だが、1259 年 12 月 4 日に行われたヘンリ 3 世によるルイ 9 世への臣従礼を根拠として、歴代のイングランド王が現地領主と交わした臣従誓約により、現地領主達の直属封臣とみなした。
- 438 *appel* の綴りで始まるのが上訴、*supplicio* で始まるのが請願で、両者の違いは、裁判の際に前者は審問が許可され、後者は審問が許可されない。本稿では、4 の 3) の事例で、上訴なのか請願なのかが係争点になっている。
- 439 マルタン、オリヴィエ著・埴浩訳『フランス法制史概説』334-335 頁。
- 440 同上、344 頁。
- 441 同上。
- 442 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.266-267.
- 443 同氏の見解は、ガスコーニュでの上訴研究の基本となるが、研究史料として使用している *Olim* もしくは *Actes du Parlement de Paris (A. P.)* には、1259 年以前の上訴も載せられており、それとの相違が述べられていない点が惜まれる。*Olim*, t.1(1254-1273), t.2(1274-1298), t.3(1299-1311) t.4(1312-1318), *A. P. (1254-1299)*, t.1, *A. P. (1300-1328)*, t.2 は本章においても使用する。なお、ガヴリロヴィチの研究の中で、上訴問題が述べられた箇所は、Gavrilovitch, *op.cit.*, pp.84-94.
- 444 マルタン・オリヴィエ、前掲書、338 - 339 頁。なお、関連する箇所として、同著の 212 - 217 頁と 340 頁も参照。
- 445 同上、216 頁。本論の 53 頁ならびに註 245 も参照。
- 446 同上、345 頁。
- 447 Kicklighter, 'English Gascony and the Parlement of Paris :A study of Anglo-Gascon Legal Representative, 1259-1337.', In *Documenting the Past : Essays in Medieval History presented to Cuttino Cuttino G. P.*, ed. Hamilton J. S. and Bradley P. J., New Hampshire, 1989, pp.119-130. そのうち、問題の箇所は pp.119-120 にて言及。
- 448 富澤霊岸『イギリス中世史 大陸国家から島国国家へ』ミネルヴァ書房、1988 年、150-151 頁。
- 449 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.254 - 260.
- 450 トラビュ・キュサクは、1282 年におけるアルマニャック伯の偽判の上訴が、フランス王派遣のトゥルーズ・セネシャルによって認可されたことを取り上げている。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.267.
- 451 ガスコーニュ・セネシャルの下部セネシャルは、アジュネ・セネシャル、ビゴール・セネシャル、ランド・セネシャル、ペリゴール・リムーザン・ケルシセネシャル、サントンジユ・セネシャルである。ト

ラビュ・キュサクの分析、ヴェイルの見解では揃ってこれらのセネシャルのほとんどに現地領主・騎士が任命されているとなっている。前者の研究の該当箇所は Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.381-383. 後者の研究の該当箇所は、Vale, *Angevin legacy*, p.77.

⁴⁵² Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.275-285. 法令の由来はアジュネ司教区にある都市である。

⁴⁵³ トラビュ・キュサクの研究は、イングランド王＝アキテーヌ公のガスコーニュにおける裁判が現地にどれほど浸透していたかを分析したことについて、ヴェイルは現地有力者達の動向の分析が不充分と定義している。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.253-286, Vale, *Angevin legacy*, p.80.

⁴⁵⁴ 表 23 の 23 の事例は、サン・タンドレ聖堂参事会に加えて、ボルドー大司教、サン・スーラン参事会教会の大助祭が共同で上訴人となって、ガスコーニュ・セネシャルならびに、ボルドー市ならびにコミュニューを相手取って、訴えている。

⁴⁵⁵ オリムの条文上には、上訴人の身分が付されていないままである。なお、この事例は、上訴撤回の事例である。

⁴⁵⁶ イングランド王＝アキテーヌ公が訴えられる事例も 9 例ある。ところが、上訴する相手がガスコーニュ・セネシャルである事例との区別については、これまでの先行研究においてはなされていない。

⁴⁵⁷ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.266-267.

⁴⁵⁸ ガヴリロヴィチ、トラビュ・キュサク、スタッドの研究で取り上げられている。

⁴⁵⁹ この上訴の要因は、1259 年パリ条約以前から存在した。ルノーの義父でマルグリットの父エリ・ド・リュデル 3 世 Elie de Rudel III が、ヘンリ 3 世に城館を、引き渡す誓約を、1254 年 4 月 26 日からラ・レオールの陥落あるいは、1255 年 9 月 29 日までしていた。しかし、そのリュデルが引き渡し期限を待たずに死去したことで、その領有権が問題となった。後継者にあたるルノーとマルグリットが、1256 年にヘンリ 3 世のカステルモロンバイイ管区での裁判を欠席し、1259 年 4 月のフランス王の仲裁として両城館・所領をルノーとマルグリットに返還することが決まっていた。R. G., t.1, n.2151, Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.30, 348.

⁴⁶⁰ この事例は、アレクサンドル・ド・ラ・ペブレとマルグリット・ド・チュレンヌの上訴撤回の条文に見られる。R. G., t.2, n.127.

⁴⁶¹ Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, pp.88-89.

⁴⁶² Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.31.同著の pp.30-33 まで、ルノーの上訴事例について言及される。

⁴⁶³ Powicke, *The Thirteenth century 1216-1307*, Oxford, 1953, pp.311-312.

⁴⁶⁴ 例えば、R. G., t.2, n.16.この条文の註釈によると、イングランド王ヘンリ 3 世かエドワード 1 世は、ボルドーの北東に位置するドルドーニュ川とジロンド川の合流点にあたるフロンサクの一部が、ガスコーニュに属するために、レモン 3 世に臣従礼を求めたが拒否されたとある。また、同じくロール・ガスコンでは、フロンサク問題を巡って、パリ高等法院での裁判をやめさせるようにという命令が下されている。関連条文として R. G., t.2, n.102-103. n.102 の方は、フロンサク問題については、フランス王に裁判権はないと記録され、103 の方はレモン 3 世の言い分を認めるので、裁判権行使を認めて欲しいと記録されている。

⁴⁶⁵ A. P., t.1, n.2151.

⁴⁶⁶ Vale, *Angevin legacy*, p.152.

⁴⁶⁷ Olim, t.2, pp.107-108, XXXI.該当箇所は、p.107 の 2 行目。

468 *R. G.*, t.2, n.118.

469 表番号では 21、37、39 の事例が財産権を巡る争いと明記されている。

470 Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, pp.91-92.

471 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.32-33.

472 *Ibid.*

473 Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, pp.91-92.

474 この問題について、ラングロワは、1259年パリ条約により、割譲されたリモージュの封土で、ルイ9世の名で保有されていたものはほとんどなく、現地領主とイングランド王＝アキテーヌ公とのいざこざの要因を生み出したと述べている。Langlois, Ch., V, « Saint Louis Philippe le Bel les dernier Capétiens directs », in Lavissee, E., ed. *Histoire de France*, t.3, partie.2, New York, 1969, p.101. また、トラビュ・キュサックは1259年パリ条約に伴う現地領主の臣従先の上級領主の転換について言及している。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, Introduction の章を参照。

475 *Olim*, t.1, p.759, XVII.表番号10の出展の部分も参照されたい。

476 Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, pp.91-92.

477 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.34.

478 *R. G.*, t.2, ns.220, 238 の条文に見られる。なお、ビゴール継承問題を扱った条文には、この文言は含まれていない。該当する史料番号は、t.2, n.285。またガストン7世は、ヘンリ3世王妃の実家のプロヴァンス家とも、婚姻関係が存在した。

479 ガヴリロヴィチは、エドワード1世がガスコーニュを訪問した際に、エドワードを厚遇したが、怪しいと見たエドワードは、彼を逮捕させ、和解文書を含めて、所領を没収したと述べている。Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, pp.92-93。一方で、ポウィクはガストンがオルテズにてエドワード1世への挑発行為に及んだゆえに、ガストンを逮捕し、その所領を没収したと述べている。Powicke, *The Thirteen century*, pp.284-285。トラビュ・キュサックはポウィク説を踏襲しながらも、ガストンの行為はガスコーニュ・セネシャルのリューク・ド・テイニによる、1252年の反乱の処遇についての裁判にガストンが出廷しなかったことへの処罰と関連するとも述べている。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.42。どの説に信憑性があるかは、未だに論争中である。

480 Powicke, *The Thirteen century*, p.285.

481 なお、ロール・ガスコンでは、ガストンの2回目の上訴の記録が残されている。*R. G.*, t.2, n.161.

482 Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, p.93。もしくは Powicke, *The Thirteen century*, p.285.

483 註482を参照。

484 ガストンの年金支払いの命令は、*R. G.*, t.2, n.238。コンスタンスの婚資の未払い分を補う年金支払いの命令は、*R. G.*, t.2, n.838。

485 トラビュ・キュサックは、表23の24アレクサンドル・ド・ラ・ペブレの事例と表23の32のアニエス・ド・ジロンドの事例について研究している。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.272-273.

486 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.371-387.

487 ヴェイルは、現地領主間の争いに上級領主がどのように仲裁に入っていたかを、アルマニャック伯とフォワ伯の対立から、中小領主の内的争議について言及しており、上級領主であるプランタジネット家、カペー一家さらにはアヴィニオン教皇の仲裁や恩顧配分が不均等であったことを例示した。Vale, *Angevin legacy*, pp.80-139.

488 *R. G.*, t.2, n.127。もしくは Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.272-273.

- 489 この文言は *R. G.*, t.2, n.127 のほか、*R. G.*, t.2, n.159 に見られる。
- 490 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.366. *R. G.*, t.3, n.2010.
- 491 Kicklighter, French jurisdictional supremacy in Gascony : one aspect of the ducal governments response', *Journal of Medieval History*, vol.5, 1979, pp.127-134.
- 492 *R. G.*, t.2, n.264.
- 493 *Olim*, t.2, p.97, XXXII.
- 494 *R. G.*, t.2, n.159.
- 495 ヴェイルは、これまでのガヴリロヴィチからの論調が、ガスコーニュからの上訴そのものに重点を置いた対して反論し、これまでの上訴制の研究に新たなアプローチを試みている。
- 496 朝治敬三他編『中世英仏関係史 1066 - 1500 ノルマン征服から英仏百年戦争終結まで』創元社、78 頁。
- 497 *Olim*, t.2, p.84, XXIX.
- 498 花房秀一「カペー朝末期ノルマンディにおける国王裁判権の発展—エシキエとパリ高等法院の関係を中心として」『西洋史研究』第 36 巻、2007 年、42 - 62 頁。
- 499 パリの案件は Boutaric, E., ed. *Actes du Parlement de Paris(1254-1299)*, t.1, Hildesheim, 1975, ns.132, 176, 178, 528, 1494, 1495, 1615, 2075, Boutaric, ed., *Actes du Parlement de Paris(1299-1328)*, t.2, Hildesheim, 1975, ns.3099, 3653, 3985, 3986, 4120, 4387, 4696, 4937, 4938, 5115, 5122, 5967, 6925, オルレアンの案件は、t.1, n.1106, 1952, 2058, t.2, 3654, 3756, 4105, 4112-4115, 4421, 5485, 5597, 5892, 7510 を参照。
- 500 1310 年代後半からトゥルーズ、カルカソンヌ、ルエルグのラングドックのセネシャル管区から上訴は、ガスコーニュやペリゴールと同等の案件数が記録されている。ラングドックからの上訴の増大は、隣接するガスコーニュの情勢の影響も少なからず、考慮されるべきであろう。
- 501 13 世紀初頭に、カペー家のフランス王権によって認められた 12 名の特権者衆のことで、カペー家のフランス王権が彼らの裁判権及び各同輩衆独自の法廷の存在意義を尊重した。プランタジネット家のイングランド王家は、アキテーヌ公（ギユイエンヌ公）として位置づけられている。そのほかの 11 名は、ランス大司教、ラン司教、ラングル司教、ボーヴェ司教、ノワイヨン司教、シャロン・スール・マルヌ司教、ノルマンディ公、ブルゴーニュ公、フランドル伯、シャンパーニュ伯、トゥルーズ伯である。6 名の俗界諸侯と 1 名の大司教、5 名の司教とで構成されていて、王国の最高貴族層を代表したものであった。マルタン・オリヴィエ、埴浩訳『フランス法制史概説』、341 頁。
- 502 Vale, *Angevin legacy*, p.183. 註 13 も参照。
- 503 領主家の個別の研究として以下の 3 点を挙げる。Blanchet, 'L'hommage de Béarn à l'Angreterre', *Le Moyen Âge*, vol.26, Paris, 1924 はベアルン副伯家のイングランド王（プランタジネット家）へのオマーージュを取り扱ったものである。Trabut-Cussac, J.P., 'Notes sur le Médoc au 13 siècle, 2 : La seigneurie et les seigneurs de Lesparre', *Annales du Midi*, t.78, Toulouse, 1966, pp.305-330 はレスパール領主家の分析である。Marquette, J. B., *Les Albret L'ascention d'un lignage gascon(XI^e siècle-1360)*, Scripta mediaevalia, Bordeaux, 2010, 13 世紀から 16 世紀までのアルブレ家の現地における婚姻関係について述べている。
- 504 1294 年にバイヨンヌ艦隊とノルマンディ艦隊の衝突の際に、勝利したバイヨンヌ艦隊の船員団がその余勢でラ・ロシェルを襲撃したことに端を発する。フランス王フィリップ 4 世が、この責任を問うため、エドワード 1 世の出廷を命じた。エドワード 1 世側は、仲裁案を 3 つ提示したが、どれも受け入れられず、フィリップ 4 世はガスコーニュの没収を宣言した。ヴェイルによると、この際の現地領主の 80% がプランタジネット家についた。Vale, 'The Gascon nobility and the Anglo-French war, 1294-1298', In *War and Government in the Middle Ages*, edited by Gillingham J. and Holt J.C., Woodbridge and Totowa, 1984, pp.134-146. またボルドー市で、フランス王のレフテナント（代官）のシャルル・ド・ヴァロワによるボルドー市政のあり方も問題となり、フィリップ 4 世はガスコーニュを 10 年程度で返還せざるを得なかった。
- 505 Kicklighter, 'French jurisdictional supremacy in Gascony : one aspect of the ducal governments response ; *Journal of Medieval History*, vol.5, Amsterdam, 1979, pp.127-134.
- 506 1303 年 5 月のパリ条約でガスコーニュがカペー家からプランタジネット家に戻された直後に、少なくとも 1303 年中に 10 件前後の請願（pétition）事例が確認できる。Archives historiques du département

de la Gironde, t.11, p.34. ガスコニュー住民のプランタジネット家との関係の再構築の意志であろう。

⁵⁰⁷ *Ibid*, pp.371-372. ガスコニュー戦争期に3名から4名が該当する。

⁵⁰⁸ レコグニキオネス・フェオドルムは、富澤霊岸氏が言及している、ガスコニュー・セネシャルのリューク・ド・テイニ Luc de Thaney がガスコニュー諸地域の慣習法を軽視したために生じたガスコニューでの反発を受けて行われた、1274年のエドワード1世による社会調査に当たる。富澤霊岸『イギリス中世史 大陸国家から島国国家へ』ミネルヴァ書房、1988年、150-151頁。上記の史料は現地領主の自己申告による封建的臣従関係の実態と誰から封土をどこにもらっているか、自由地はどこにどれほど領有しているかの実態をまとめたものである。

⁵⁰⁹ *Olim*, t.3, pte.1, p.161, VIII.

⁵¹⁰ ロール・ガスコンの記述によると、素晴らしき良き奉仕に基づいて *pro laudatitio et bono servicio boni servicii* その奉仕の見返りを与えるとされている。ガスコニュー・セネシャルも奉仕の見返りを授ける立場にあったが、プランタジネット家のガスコニュー財政の長であるボルドー・コネターブルも言及されている事例もある。例えば、*R. G.*, t.3, n.4705のギヨーム・レイモン・ド・セギュール Guillaume Raymond de Ségur については、*boni servicii* の文言が言及されている。

⁵¹¹ *R. G.*, t.2, n.127.この上訴事例は以下の文献でも言及されている。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.272-273.

⁵¹² Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.191.

⁵¹³ *Ibid*.

⁵¹⁴ *Ibid*.

⁵¹⁵ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.191-192.

⁵¹⁶ Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.381-383.なお、具体的な数値については、ヴェイルが産出している。両者の記録を合わせると、プランタジネット家に役人として奉仕するガスコニュー人が、下部組織の官職において大多数を占めていたことが判明する。Vale, M., 'Nobility, Bureaucracy and the "state" in English Gascony 1250-1340 : a prosopographical approach', In *Gèneses de l'Etat moderne : prosopographie et histoire*, édité par Autrand, F., Paris, 1985, pp.305-312.

⁵¹⁷ プランタジネット家の上訴対策が、上訴の撤回から上訴人の拘束、殺害に変化することを指す。カペー家側の裁判史料に載せられている事例は多いが、プランタジネット家側の裁判史料では、1307年以降上訴の記録を確認できないので、プランタジネット家の上訴対策が、上訴人の証言するようになされていたかは疑念の余地がある。エドワード2世がカペー家への上訴に対して、ガスコニュー・セネシャルに対して何らかの指示を出していたことは知られているが、越権行為については言及されていない。

⁵¹⁸ ヴェイルによると、クレメンス5世には、10人の子供と60人の甥と姪が存在して、その最も近い親族のアルノー・ガルシィ Arnaud Garcie は、ガスコニュー戦争時にはプランタジネット家側について、イングランドにおいても奉仕していた。しかしながら、クレメンス5世はボルドレヤパザデの下級貴族層に特権を与え、またその親族は現地領主最員の仲裁者として立ち現れている。そのため、現地間での私戦が激化し、上訴が増大した。Vale, *Angevin legacy*, pp.104-108, 121-122, 131-139.

⁵¹⁹ Vale, *Angevin legacy*, p.107.

⁵²⁰ Vale, *Angevin legacy*, pp.124-131.フォワ・アルマニャク伯家の抗争の仲裁役としてアヴィニオン教皇が登場している。

⁵²¹ エドワード2世自身が被上訴人とされたのは、表3の43の事例しかないが、直接関わっていないにしても、プランタジネット家に奉仕する現地人の役人の私戦行為に対して、私戦の抑止力を持たないカペー家が、ガスコニューでの平和を乱したとして、その責任をエドワード2世に求めている。その典型が修道院の襲撃で、キックライターによると、修道院はカペー家もしくはその後を受けたヴァロワ家の庇護を受けていた。kicklighter, 'Les monastères de Gascogne et le conflit franco-anglais(1270-1327)', *Annales du Midi*, t.91, Toulouse, 1987, pp.121-133.

- 522 Vale, *Angevin legacy*, p.152.
- 523 Kicklighter, 'English Bordeaux in conflict : the execution of Pierre Vigier de la Rousselle and its aftermath, 1312-24', *Journal of Medieval History*, vol.9, n.1, p.3, Les Dossiers d'Aquitaine, *Histoire des maires de Bordeaux*, pp.65-66, Bémont, Ch., 'Les institutions municipales de Bordeaux au Moyen Age', *Revue historique*, t.108, Paris, 1916, pp.51-53.
- 524 Kicklighter, 'English Bordeaux in conflict', p.3.
- 525 Vale, M., 'The Gascon nobility and crises of loyalty, (1294-1337)', In *La 'France Anglaise' au Moyen Age*, Paris, C.T. H.S., 1988, p.210. また Vale, M., 'The Gascon nobility and the Anglo-French war, 1294-1298', In *War and Government in the Middle Ages*, Gillingham, J. and Holt, J. C., ed. Woodbridge and Totowa, 1984, 付録の地図 (pp.135a-b) にて、112 の貴族の名称ならびに本領地を示している。エドワード 1 世に臣従した貴族は 1242 年頃からの関係を持つ傾向にある。
- 526 Kicklighter, 'English Bordeaux in conflict', p.4. しかしながら、ボルドー市長リストでは、1307 年の任命者がアルノー・カイヨー、1308 年の任命者がピエール・カイヨーとなっている。アルノーは、ボルドー市からのカペー家役人の功績が認められ、エドワード 1 世により任命されたと見られる。
- 527 *Ibid.*
- 528 *Ibid.*, Kicklighter, 'Arnaud Caillau', p.286
- 529 *Ibid.*, p.287.
- 530 *Ibid.*
- 531 *Ibid.*, note.14.
- 532 *Ibid.*, pp.287-288.
- 533 Kicklighter, 'English Bordeaux in conflict', p.5.
- 534 *Ibid.* キックライターはピエール・ヴィギエのカペー家へのシフトを、バイヨンヌのシャトランを解任されるという私怨によるものと説明している。
- 535 ピエール・ヴィギエの息子達は、父親の財産の回復を巡って、1313 年にパリ高等法院へと上訴を行っている。*Ibid.*, pp.6-8.
- 536 ジョン・フェラーズとオトン・ド・ラドスは、当初はヴィギエ殺害の犯人を追及していたが、ヴィギエの遺児によって、ヴィギエ殺害の犯人として、パリ高等法院に告発された。*Ibid.*, p.9. またエリ・ド・スシプレード殺害事件の責任者として、1317 年 1 月にフランス王フィリップ 5 世の名で、アルノー・カイヨーとその下部役人が告発された。Kicklighter, 'Arnaud Caillau', pp.290-291.
- 537 ガスコニュでのカペー家の影響力が強まるのと並行して、ルイ 10 世治世の 1314 - 16 年にブルゴーニュから始まった貴族反乱が、北フランス一帯に広まった。Kicklighter, 'Arnaud Caillau', p.283, 朝治敬三他編『中世英仏関係史 1066 - 1500 ノルマン征服から百年戦争終結まで』創元社、2013 年、88 頁。ガスコニュにおいてもカペー家の伸長が望まれなかったと同様に、カペー王領に近い北フランスで反カペー封建同盟が結成されたように、カペー家のこの時期の権威は不安定であった。そのためアルノー・カイヨーへの死刑判決が 1318 年に下されたものの、判決がすぐに執行することができなかった。
- 538 その際の上訴は表 26 の 17 の事例に当たる。
- 539 オリヴィエ・マルタン、塙浩訳『フランス法制史概説』、342-344 頁。
- 540 英仏両王家の裁判記録に同一の上訴人名が現れるのは、本稿ではアマニュー 7 世ダルプレヤルノー・ド・ポンス 4 世のように、多くても 2 例ほどでしかない。オード・ド・ティランのケースはその意味では極めて異例である。表 3 の 4、27、32、33、36 の事例に該当する。
- 541 Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, pp.88-89.
- 542 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.30-33.
- 543 *Olim*, t.3, pte.1, pp.45-46, *A. P.*, t.2, n.3804.ここに挙げた史料においては、サルラ修道院の裁判権がどの場所に存在するののかについての調査結果が記されている。
- 544 ピエール・ド・ボルドーには、1253 年と 1255 年と 1264 年にガスコニュ・セネシャルへの就任が見られる。Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, pp.372-373.
- 545 ただし、ベルジュラック領主家の上訴動向は 1305 年を最後に記録には残っていない。
- 546 ガヴリロヴィチ以来の通説とは違い、本稿では、現地裁判権をフランス王権下の傘下に収めるという事実を、フランス・カペー王権がイニシアティヴを発揮した事例と定義する。表 3 でいうと 3 と 27 の事例に当たる。また、ラウル・ド・ボーフォールのジメールの城館を巡る上訴動向で、カペー家とのオマージュを命じるもの以外、フランス・カペー王権がイニシアティヴを発揮したケースは、ガスコニュ戦争以前ではこの事例にしか見受けることはできない。この上訴については、Gavrilovitch, *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, pp.89-90 と拙稿『史泉』2008、57 頁の文末の表の 7 を参照。

- 547 Kicklighter, 'The nobility of English Gascony', pp.327-342.
- 548 *Ibid.*
- 549 サン・サルド紛争前夜年に当る 1320 年から 1325 年の上訴は、*A. P.* からは 10 例しか確認することができない。本稿の文末の表 3 も参照。同じくガスコーニュ戦争前夜年に当る 1290 年から 1294 年の上訴については、*A. P.* からは 3 例しか確認することができない。拙稿、文末表、事例 40-42、60 頁。対照的にヴェイルはサン・サルド紛争期の 1323 年から 1325 年にかけてペンディング状態の上訴が多く残っていると述べている。Vale, *Angevin legacy*, p.229.
- 550 Vale, 'The Gascon nobility and the French war, 1294-1298.', In *War and Government in the Middle Ages*, edited by Gillingham, J. and Holt, J. C., Woodbridge and Totowa, 1984, pp.134-146.
- 551 ガスコーニュ戦争期に登場した *Scarium baronibus* は現地有力者を現地システムに結びつける権限は有していなかった。
- 552 Vale, *Angevin legacy*, pp.204-205.
- 553 *Ibid.*
- 554 ジュルダン・ド・リルがこの事例に含まれる。彼の属する家系についての言及は、Kicklighter, 'The nobility of English Gascony', pp.327-342 を参照。
- 555 Vale, *Angevin legacy*, pp.104-107.
- 556 *Ibid.*, p.107.
- 557 *Ibid.*, p.158.
- 558 フォワ・ベアルン副伯とアルマニャック伯との現地抗争における仲裁で重要な位置を占めていた。
- 559 Kicklighter, 'Les monastères de Gascogne', p.123 にて、プランタジネット家に奉仕する現地人役人が、修道院が所有している裁判権を強奪しようとしたと言及している。
- 560 註 296 を参照。キックライターは修道院の上訴を扱った論文において、これらの契約を事例して列挙していない。
- 561 Trabut-Cussac, *L'administration anglaise*, p.373.
- 562 Vale, 'The Gascon nobility and the French war, 1294-1298.' pp.134-135.
- 563 Vale, *Angevin legacy*, pp.274-275.
- 564 ヴェイルはガスコーニュ・セネシャルのジョン・フェラーズを巡る 1312 年危機の構図の中で、アルブレ領主のアマニュー 7 世とジョン・フェラーズの対立構図を描いている。*Ibid.*, pp.164-174 を基にこの段落の論述を行った。
- 565 ただし、アマニュー・ダルブレ 7 世は、サン・サルドス戦争期はカペー家の支持に回っていた。
- 566 *Ibid.*, pp.166-167.
- 567 Bémont, 'Les institutions municipale de Bordeaux au Moyen Âge', pp.51-53, *Les dossiers d'Aquitaine, Histoire des Maires de Bordeaux*, 2008, p.65.
- 568 Vale, *Angevin legacy*, p.169.
- 569 朝治敬三他編『中世英仏関係史』、89 - 90 頁。
- 570 *Ibid.*
- 571 Kicklighter, 'French jurisdictional supremacy in Gascony', pp.127-134.
- 572 渡辺節夫氏は、上訴制の理念が王を頂点としたレーン制的階級秩序と密接に関連していたことは銘記されねばならないと述べている。渡辺節夫『フランス中世社会』吉川弘文館、2006 年、75 頁。関連する箇所として 74 頁、216-219 頁も参照。
- 573 1330 年の騎士レイモン・ベルナルド・ド・マルマンド Raymond-Bernard de Marmande の請願が挙げられる。Vale, *Angevin legacy*, pp.243-244 を参照。

初出

第1章 書き下ろし

第2章 書き下ろし

第3章 「13世紀中葉 - 14世紀初頭のガスコーニュにおける俗界領主 - 訴訟動向と上級領主との関係の個別分析」『関西大学西洋史論叢』第13号、2010年、18 - 36頁

第4章 「13世紀 - 14世紀初頭におけるボルドー大司教とボルドー市 - 世俗権力と上級領主に対する動向からの考察」『千里山文学論集』第89号、2013年、21 - 58頁

第5章 「13世紀後半のガスコーニュにおける上訴問題と現地領主の上級領主観 パリ高等法院への上訴の考察を中心に」『史泉』第107号、2008年、39 - 60頁

第6章 「14世紀初頭のガスコーニュにおける上訴と請願 上訴人となりうる現地勢力の動向からの考察」『歴史家協会年報』第4号、2008年、1 - 24頁

参考文献リスト

刊行史料

1 ガスコーニュ関係文書

1) Aubry-Libraire, Aug., et Gounuillhou, E-G., *Archives historiques du département de la Gironde*, ts.1-28 Bordeaux, 1861-1891.

2 プランタジネット家（イングランド王家）関連

1) Bémont, Ch., ed. *Rôles Gascons(1254-1255)*, t.1, *supprimental, Collection de document inédits sur l'histoire de France*, Paris, 1896.

2) *Id.*, ed. *Rôles Gascons(1273-1290)*, t.2, *Collection de document inédits sur l'histoire de France*, Paris, 1900.

3) *Id.*, ed. *Rôles Gascons(1290-1307)*, t.3, *Collection de document inédits sur l'histoire de France*, Paris, 1906.

4) *Id.*, ed. *Recueil d'Actes relatifs à l'Administration des rois d'Angleterre, en Guienne au XIII^e siècle,(Recogniciones feodorum in Aquitania)*, Paris, 1910.

5) Chaplais, P., ed. *Treaty rolls; preserved in the Public Record Office*, London, 1955.

6) Cuttino, G. P., ed. *The Gascons Calender of 1322*, London, 1949.

7) Michel, F., ed. *Rôles Gascons(1242-1254)*, t.1, *Collection de document inédits sur l'histoire de France*, Paris, 1885.

8) Renouard, Y., *Rôles Gascons(1307-1317)*, t.4, *Collection de document inédits sur l'histoire de France*, Paris, 1896.

3 カペー家（フランス王家）関連

1) Beugnot, Ch., ed. *Les Olim ou registres des arrêts rendus par la cour du roi sous les règnes de Saint Louis, de Philippe le Hardi, de Philippe Le Bel, de Louis le Hutin et Philippe le Long*, t.1(1254-1273), Paris, 1839-1848.

2) *Id.*, ed. *Les Olim*, t.2(1274-1298), Paris, 1839-1848.

3) *Id.*, ed. *Les Olim*, t.3(1299-1311), Paris, 1839-1848.

4) *Id.*, ed. *Les Olim*, t.4(1312-1318), Paris, 1839-1848.

5) Boutaric, E., ed. *Actes du Parlement de Paris(1254-1299)*, t.1, Hildesheim, 1975.

6) *Id.*, ed. *Actes du Parlement de Paris(1254-1299)*, t.1, Hildesheim, 1975.

7) Langlois, Ch., V., *Rouleaux d'Arrêts par la cour du roi aux XIII^e siècle*, In *Bibliothèque l'école des chartes*, vol.48, 1889, pp.535-565.

8) *Id.*, *Rouleaux d'Arrêts par la cour du roi aux XIII^e siècle*, In *Bibliothèque l'école des chartes*, vol.48, 1891, pp.41-67.

4 聖界諸侯関連史料

- 1) Fisquet, M. H., ed. *La France pontificale (Gallia Christiana), histoire chronologique et biographie des archevêques et évêques de tous les diocèses de France depuis l'établissement du christianisme jusqu' à nos jours, divisée en 17 provinces ecclésiastiques*, (Bordeaux), Paris, 1864-1873.
- 2) Brutail, J.-A., ed. *Cartulaire de l'église collégiale Saint-Seurin de Bordeaux*, 1907.

5 二次文献 (英語・フランス語)

- 1) Keizo Asaji, «Simon de Monfort's Administration in Gascony, 1248-1252», in Keizo Asaji, *The Angevin Empire and the Community of the Realm in England*, Institute of Oriental Studies, vol. 35, Kansai University Press, 2010, pp.1-34.
- 2) Bémont, Ch., 'Les institutions municipale de Bordeaux au Moyen Âge', *Revue Historique*, vol. 108, Paris, 1916, pp.1-53 et pp.253-293.
- 3) Brundage, J. A., *Medieval church law*, 1995.
- 4) Brutail, J.-A., 'Les fiefs du roi et les alleux en Guienne', *Annales du Midi*, ts. 29-30, Toulouse, 1917-1918, pp.55-86.
- 5) Chaplais, P., 'Le traité de Paris de 1259 et l'inféodation de la Gascogne allodiale', *Le Moyen Âge*, vol.61, Paris, 1951, pp.121-137.
- 6) *Id.*, 'The Making of Treaty of Paris and the royal style', *English Historical Review*, vol. 67, Oxford, 1952, pp.235-253.
- 7) *Id.*, 'Les appels Gascons au roi d'Angleterre sous le règne d'Edouard I^{er} (1272-1307)', in *Essays in Medieval Diplomacy and Administration*, London, 1981, pp. 33-51.
- 8) Couderc-Barraud, H., *La violence, l'ordre et la paix, Résoudre les conflits en Gascogne du XI^e au début du XIII^e siècle*, Toulouse, 2008.
- 9) Cuttino, G. P., *English diplomatic administration 1259-1339*, 2nd ed. Oxford, 1971.
- 10) *Id.*, *English medieval diplomacy and Administration*, Indiana University Press, 1985.
- 11) Devienne, D., *Histoire de l'église de Bordeaux*, première édition, Paris, 1862.
- 12) Ducoudray, G., *Les origines de Parlement de Paris et la justice aux XIII^e siècle*, vol.1, réimprimée, New York, 1970.
- 13) *Id.*, *Les origines de Parlement de Paris et la justice aux XIII^e siècle*, vol.2, réimprimée, New York, 1970.
- 14) Fournier, M., *Essai sur l'histoire du droit d'appel*, Paris, 1881.
- 15) Gavrilovitch, M., *Etudes sur le traité de 1259*, Bibliothèque de l'Ecole des Hautes Etudes, vol.125, Paris, 1899.
- 16) Gradis, H., *Histoire de Bordeaux*, Paris, 1888.

- 17) Higounet, Ch., *Bordeaux pendant le haut moyen age*, *Ibid.*, ed., Histoire de Bordeaux, t. 2, 1963.
- 18) *Ibid.*, *Histoire de Bordeaux*, Privat, 1990.
- 19) Lodge, E.C, The estates of the archbishop and chapter of Saint-André of Bordeaux under English rule, in Vinogradoff P., ed. *In social and legal history*, t.3, 1974 (original version in 1912, reprinted, pp.11-206.
- 20) *Ibid.*, *Gascony under the English Rule*, London, 1926.
- 21) Kicklighter, J. A., 'French jurisdictional supremacy in Gasconne : one aspect of the the ducal governments response', *Journal of Medieval History*, vol.5, 1979, pp.127-134.
- 22) *Id.*, 'Les monastères de Gasconne et le conflit franco-anglais(1270-1327)', *Annales du Midi*, t.91, Toulouse, 1979, pp.121-133.
- 23) *Id.*, 'Arnaud Caillau, Maire de Bordeaux, agent d'Edward II en Gasconne', *Annales du Midi*, t.99, Toulouse, 1987, pp.287-302.
- 24) *Id.*, 'English Gascony and the Parlement of Paris : A study of Anglo-Gascon Legal Representative, 1259-1337', In Documenting the Past : Essays in Medieval History presented to Cuttino G. P., Hamilton, J. S. and Bradley, P. J., ed. New Hampshire, pp.119-130, 1989.
- 25) Marquette, J. B., *Les Albret L'ascention d'un lignage gascon(XI^e siècle-1360)*, Scripta mediaevalia, Bordeaux, 2010.
- 26) Ormrod, W. M., 'The English State and the Plantagenet Empire, 1259-1360: A Fiscal perspective', in Madicott, J. R. and Palliser eds., *The Medieval State*, London, 2000, pp.197-214.
- 27) Poumarède, J., *Les successions dans le sud-ouest de la France au Moyen Âge*, Paris, 1972.
- 28) Peña N., de 'Vassaux Gascons au service du roi d'Angleterre dan la première moitié de XIV^e siècle : fidélité ou esprit de profit?', *Annales du Midi*, t. 88, Toulouse, 1976, pp.5-21.
- 29) *Id.*, 'Le roi d'Angleterre et les villes d'Aquitaine au début XIV^e siècle, *Annales du Midi*, t. 102, Toulouse, 1990, pp.257-274.
- 30) Renouard, Y., 'Les institutions du duché d'Aquitaine des origines à 1453', In *Histoire des institutions française au moyen âge*, édité par Lot, F., et Fawtier, R., Paris, 1957, pp.157-184.
- 31) *Ibid.*, *Bordeaux sous les rois d'Angleterre*, Higounet, Ch., ed. Histoire de Bordeaux, t.3, 1965.
- 32) *Id.*, *Histoire médiéval d'Aquitaine*, t.1, 2005.

- 33) Samaran, Ch., 'Les institutions féodales en Gascogne au moyen âge', In *Histoire des institutions française au moyen âge*, édité par Lot, F., et Fawtier, R., Paris, 1957, pp.185-207.
- 34) Studd, R., 'England and Gascony', in Soul, N., *England in Europe*, New York, 1994, pp.97-107.
- 35) *Id.*, 'Reconfiguring the Angevin Empire 1224-1259', in Weiler, B., *England and Europe in the Reign of Henry 3 (1216-72)*, Ashgate, 2002, pp.31-42.
- 36) Trabut-Cussac, J. P., 'Notes sur le Médoc au XIII^e siècle, II. La seigneurie et les seigneurs de Lesparre', *Annales du Midi*, t.78, Toulouse, 1966, pp.305-330
- 37) *Id.*, *L'administration anglaise en Gascogne sous Henri III et Édouard I de 1254 à 1307*, Paris et Genève : Droz, 1972.
- 38) Vale, M., 'The Gascon nobility and the Anglo-French war, 1294-1298', In *War and Government in the Middle Ages*, Gillingham, J. and Holt, J. C., ed. Woodbridge and Totowa, 1984, pp.134-146.
- 39) *Id.*, 'Nobility, Bureaucracy and the "state" in English Gascony 1250-1340, : a prosopographical approach', In *Genèse de l'Etat modern : prosopographie et histoire*, édité par Autrand, F., 1985, pp.305-312.
- 40) *Id.*, *The Origins of the Hundred Years War : The Angevin Legacy, 1250-1340*, Oxford pbk, 1996.
- 41) *Id.*, *The Ancient Enemy, England France and Europe from the Angevins to the Tudors 1154-1558*, Cornwall, 2007.
- 42) Les dossiers d'Aquitaine, *Histoire des Maires de Bordeaux*, 2008.

5 邦語文献

- 1) 朝治啓三「シモン・ド・モンフォールの妻」『女性学評論』神戸女学院大学インスティテュート編、創刊号、1987年、15 - 31頁。
- 2) —「1258年 - 1260年の王国共同体」『西洋史学』第103号、2001年、1 - 23頁。
- 3) 朝治啓三他編著『中世英仏関係史 1066 - 1500 ノルマン征服から百年戦争終結まで』、創元社、2012年。
- 4) オリヴィエ・マルタン著、埴浩訳『フランス法制史概説』、創文社、1986年。
- 5) 加藤玄「中世後期南西フランスにおけるバステイドの創設 13世紀後半から14世紀初頭のアジュネ地方を中心に」『地中海学研究』第14号、2001年、29 - 46頁。
- 6) 鈴木道也「ルイ9世の裁判を巡る一考察 - アンゲラン・ド・クシー裁判を中心に」『埼玉大学紀要 (教育学部) 人文・社会科学』第49号、1巻、2000年、1 - 12頁。
- 7) G・バラクロウ著、藤崎衛訳『中世教皇史』、八坂書房、2012年。

- 8) フランツ・フェルテン「アヴィニョン教皇庁の実像」フランツ・フェルテン著、甚野尚志訳『中世ヨーロッパの教会と俗世』、山川出版社、2010年、104 - 141頁。
- 9) 渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』東京大学出版会、1992年。
- 10) ー『フランスの中世社会 王と貴族たちの軌跡』、吉川弘文館、2006年。
- 11) 拙稿「13世紀後半のガスコーニュにおける上訴問題と現地領主の上級領主観 パリ高等法院への上訴の考察を中心に」『史泉』第107号、2008年、39 - 60頁。
- 12) 拙稿「14世紀初頭のガスコーニュにおける上訴と請願 上訴人となりうる現地勢力の動向からの考察」『歴史家協会年報』第4号、2008年、1 - 24頁。
- 13) 拙稿「13世紀中葉 - 14世紀初頭のガスコーニュにおける俗界領主 - 訴訟動向と上級領主との関係の個別分析」『関西大学西洋史論叢』第13号、2010年、18 - 36頁。
- 14) 拙稿「13世紀 - 14世紀初頭におけるボルドー大司教とボルドー市 - 世俗権力と上級領主に対する動向からの考察」『千里山文学論集』第89号、2013年、21 - 58頁。

参考資料

地図 1 - 3

表 1 - 表 12 第 1 章

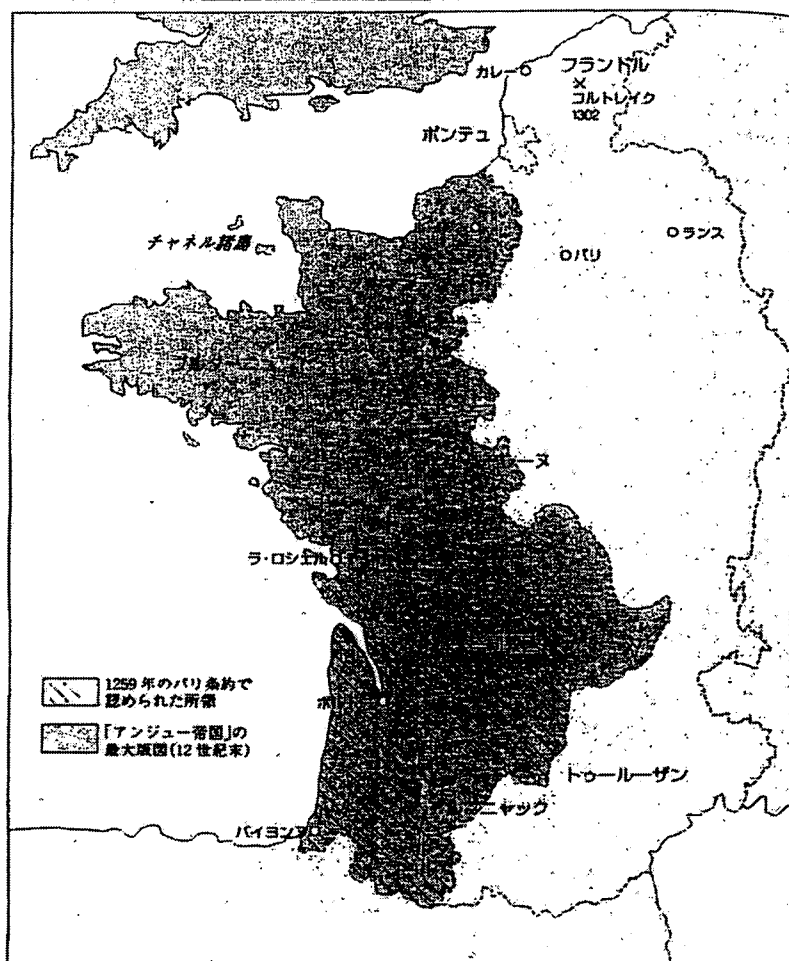
表 13~表 15 第 2 章

表 16~表 22 第 4 章

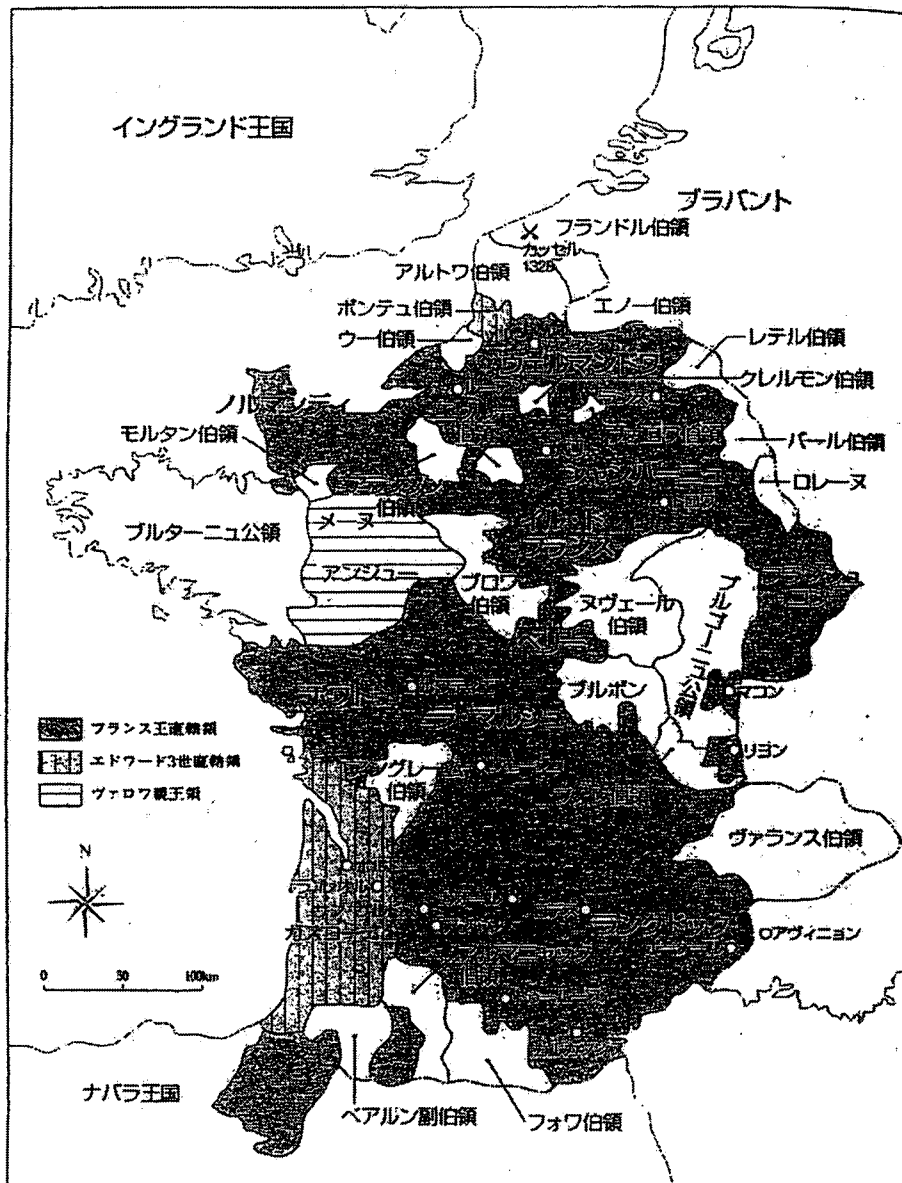
表 23 第 5 章

表 24~表 27 第 6 章

地図1 1259年パリ条約批准直後のフランス王国とガスコーニュ



地図2 1328年（カペー朝断絶時）のフランス王国とガスコーニュ



参考資料の表1 - 表27について

太字の後の数値は、その頁に含まれるデータ番号を示す。

第1章 表1 - 表12

表1 3枚

1 1 - 36

2 37 - 73

3 74 - 102

表2 2枚

1 1 - 35

2 36 - 42

表3 3枚

1 1 - 33

2 34 - 65

3 66 - 81

表4 3枚

1 1 - 34

2 35 - 61

3 62 - 68

表5 17枚

1 1 - 33

2 34 - 72

3 73 - 101

4 102 - 133

5 134 - 181

6 182 - 209

7 210 - 243

8 244 - 272

9 273 - 307

10 308 - 339

11 340 - 379

表5 続き

- 12 380 - 412
- 13 413 - 440
- 14 441 - 467
- 15 468 - 503
- 16 504 - 532
- 17 533 - 544

表5 補足1 14枚

- 1 1 - 40
- 2 42 - 77
- 3 78 - 108
- 4 109 - 188
- 5 189 - 227
- 6 228 - 261
- 7 262 - 296
- 8 297 - 344
- 9 345 - 397
- 10 400 - 431
- 11 432 - 462
- 12 463 - 503
- 13 504 - 539
- 14 540 - 544

表5 補足2 1枚

- 1 35 - 490

表6 5枚

- 1 3 - 212
- 2 215 - 324
- 3 352 - 439
- 4 441 - 517
- 5 521 - 544

表7 2枚

- 1 4 - 476
- 2 496 - 521

表8 6枚

- 1 1 - 76
- 2 77 - 107
- 3 108 - 152
- 4 152 - 232
- 5 233 - 401
- 6 402 - 538

表9 1枚

- 1 35 - 315

表10 1枚

- 1 6 - 519

表11 10枚

- 1 1 - 56
- 2 57 - 111
- 3 112 - 170
- 4 171 - 227
- 5 228 - 285
- 6 286 - 344
- 7 345 - 401
- 8 402 - 459
- 9 460 - 515
- 10 516 - 544

表12 3枚

- 1 8 - 88
- 2 92 - 404
- 3 406 - 543

第2章 表13 - 表15

表13 9枚 ※Aは人物名、Bは就任官職数、Cは経歴、Dは備考を示す

- 1 1 - 23
- 2 24 - 43
- 3 44 - 56
- 4 57 - 74
- 5 75 - 94
- 6 95 - 118
- 7 119 - 139
- 8 140 - 164
- 9 165 - 187

表14 1枚

- 1 1 - 14

表15 2枚

- 1 1 - 25
- 2 26 - 32

第4章 表16 - 表22

表16 2枚

- 1 1 - 28
- 2 29 - 41

表17 3枚

- 1 IX - LXXXVIII
- 2 LXXXI - CXL
- 3 CXLIII - CCCXXXIV

表18 10枚

- 1 I - XXXVIII
- 2 XXXIX - LXXI
- 3 LXXII - XCVI
- 4 XCVII - CXXXIV

表 18 続き

- 5 CXXXV - CLXX
- 6 CLXXI - CC
- 7 CCI - CCXXXVI
- 8 CCXXXVII - CCLXVIII
- 9 CCLXIX - CCXCIV
- 10 CCXCV - CCCXI

表 19 3枚

- 1 I - XCIV
- 2 XCV - CCXXXIV
- 3 CCXLII α - CCLXV

表 20 4枚

- 1 XVI - CLXXX
- 2 CLXXXI - CCXLII
- 3 CCXLIV - CCLXXXVII
- 4 CCLXXXVIII - CCCXI

表 21 2枚

- 1 XXVIII - CCLXX
- 2 CCLXXI - CCXCIV

表 22 1枚

- 1 CXLIV - CCVII

第5章 表 23

表 23 3枚

- 1 1 - 19
- 2 20 - 40
- 3 41 - 53

第6章 表24 - 表27

表24 1枚

1 1 - 11

表25 1枚

1 1 - 14

表26 3枚

1 1 - 18

2 19 - 42

3 43 - 53

表27 2枚

1 1 - 14

2 15 - 20

凡例

R. G. Rôles Gascons.

*R. F. Recueil d'Actes relatifs à l'Administration des rois d'Angleterre, en
Guienne au XIII^e siècle (Recogniciones Feodorum in Aquitania).*

*Olim Les Olim ou registres des arrêts rendus par la cour du roi sous les règnes
de Saint Louis, de Philippe le Hardi, de Philippe Le Bel, de Louis le Hutin
et Philippe le Long.*

A. P. Actes du Parlement de Paris.

表1

1242年に奉仕が要請された人物

人物名	騎士奉仕における人数	史料番号	1243年の奉仕要請	エドワード1世期の封建記録	備考
1 セヌブラン・ド・レスパール	5	R. G., t.1, n.158		R. F., n.190	
2 アマニユール・ド・ノワイヤン	5	R. G., t.1, n.159		R. F., ns.178, 180, 181, 545, 565, 566, 586	当人以上の一族が宣誓
3 ベルトラン・ド・ポダンサック	3	R. G., t.1, ns.159, 594.		R. F., n.177	1242年と同名の後任者
4 ギヨーム・セガン・ド・リオン	5	R. G., t.1, ns.159, 594.		R. F., n.13, 240	1242年と同名の後任者
5 Nérésand de Covinan	5	R. G., t.1, n.159			
6 ガストン・ド・ペアルン	50	R. G., t.1, n.159	○		
7 Guillaume Ferron	5	R. G., t.1, n.159			
8 スール副伯	5	R. G., t.1, ns.159, 596	○		
9 エリ・ド・ブレニヤック	3	R. G., t.1, n.159	○		
10 ピエール・ド・ガヴァレ	3	R. G., t.1, ns.159, 594	○	R. F., n.447	1229年の臣従記録
11 B. Béville de Sumensac	5	R. G., t.1, n.159	○(一族)		
12 Raimond Guillaume de Symillac	3	R. G., t.1, n.159			
13 若エリ・リエデル・ド・ベルジュアック	10	R. G., t.1, n.159		R. F., n.203	娘のマルグリット・ド・チュレンヌ
14 若エリ・リエデル・ド・ベルジュアック	5	R. G., t.1, n.159		R. F., n.203	娘のマルグリット・ド・チュレンヌ
15 ギヨーム・ベルナル・ド・ルノン	2	R. G., t.1, ns.159, 594	○(一族)	R. F., n.16	記録があるのは一族のギヨーム・ベルナル
16 ジョアフロ・ド・モリターニユ	10	R. G., t.1, n.159			
17 R. リゴ・ド・モリターニユ	3	R. G., t.1, n.159			
18 Pierre Raimond de Chalais	5	R. G., t.1, n.159	○(一族)		
19 Audon de Berbez	5	R. G., t.1, n.159			
20 ギヨーム・ド・モレオン	5	R. G., t.1, n.159		R. F., n.389	1263年のコーション記録
21 ボンス・ド・ミラベル	10	R. G., t.1, n.159			
22 ジェローム・ド・ブライユ	5	R. G., t.1, n.159	○(一族)		
23 アモーヴァン・ド・バレス	3	R. G., t.1, n.159	○	R. F., n.8	1262年のコーション記録
24 ベルナル・デスキュサン	3	R. G., t.1, n.159	○		
25 アルノー・ド・マルマンド	3	R. G., t.1, ns.159, 594		R. F., n.225	
26 ユーグ・ド・ラヴィニヤン	3	R. G., t.1, n.159		R. F., n.4	一族のレモンの記録
27 ネルマン・ド・モンペザ	3	R. G., t.1, n.159		R. F., ns.544, 545	544, 545とも一族の記録
28 H. A. de Bourg	5	R. G., t.1, n.159		R. F., ns.38, 39, 192, 502, 536, 563, 621	当人以上の一族が宣誓
29 Bertrande de Chaillac	3	R. G., t.1, n.159			
30 Elie de Chaillac	2	R. G., t.1, n.159			
31 ギヨーム・ド・サン・カンタン	3	R. G., t.1, n.159			
32 Pierre Arnaud de Saz	3	R. G., t.1, n.159			
33 Raimond Gombaud de Vayres	3	R. G., t.1, n.159			
34 Pierre d'Arzac	2	R. G., t.1, n.159			
35 ボンス・ド・シャントメルル	2	R. G., t.1, n.159			
36 Arnaud de Moteluin	3	R. G., t.1, n.159			

表1

1242年に奉仕が要請された人物

37	エムリ・ド・カステイヨン	3	R. G., t.1, n.159	○(一族)	R. F., ns.9, 10 ○ R. F., n.371	1263年のコージヨン記録
38	ビゴール伯	25	R. G., t.1, n.159			
39	Not de Casabon	3	R. G., t.1, n.159			
40	アルマニヤック伯	25	R. G., t.1, n.159		R. F., n.560	アルブレの所領について言及
41	Jean de Sonville	5	R. G., t.1, n.159			
42	Itier de Berbeville	2	R. G., t.1, n.159			
43	Guillaume d'Apremont	3	R. G., t.1, n.159			
44	ジャン・ド・ブール	3	R. G., t.1, n.159	○(一族)	R. F., ns.38, 39, 192, 502, 536, 563, 621	当人以上の一族が宣誓
45	ガイヤール・ド・ラモット	2	R. G., t.1, n.159	○(一族)	R. F., ns.49, 50, 687, 688	49と50は一族、687、688は本人
46	P. G. de Boeville	7	R. G., t.1, n.159			
47	Guillaume Raimond le Tort	7	R. G., t.1, n.159			
48	Guillaume Raimond d'Orc	3	R. G., t.1, n.159			
49	アルノー・ド・マルサン	5	R. G., t.1, n.159		R. F., 596	一族のレモンの記録
50	アルノー・ガシニ・ド・ナヴァイエ	10	R. G., t.1, n.159	○(一族)	R. F., ns.371-393	1262-63年のコージヨン契約の当事者
51	タルタス副伯	20	R. G., t.1, n.159	○	R. F., n.141	
52	オルト副伯	5	R. G., t.1, n.159			
53	Fucard Furmentin	3	R. G., t.1, n.159			
54	E. G. de Cognac	7	R. G., t.1, n.159			
55	ガイヤール・ド・ボルドー	3	R. G., t.1, n.159	○(一族)	R. F., n.19	一族のピエールの記録
56	ピエール・ド・ボルドー	5	R. G., t.1, ns.159, 594	○	R. F., n.19	
57	アルノー・ド・ジロンド	3	R. G., t.1, ns.159, 594	○	R. F., n.221	
58	レモン・ド・モントー	5	R. G., t.1, n.159		R. F., n.240	
59	ギヨーム・ド・ブール	3	R. G., t.1, n.159	○(一族)	R. F., ns.38, 39, 192, 502, 536, 563, 621	当人以上の一族が宣誓
60	ギヨーム・ド・モントラヴェル	3	R. G., t.1, n.159		R. F., n.242	
61	Arnaud de Boeville de Duraz	5	R. G., t.1, n.159			
62	Élie de Talemond	3	R. G., t.1, n.159			
63	Guillaume de Rupe	5	R. G., t.1, n.159			
64	Sicard de Montguilhem	3	R. G., t.1, n.159			
65	Guillaume Evdre de la Ramade	3	R. G., t.1, n.159			
66	若ジョフロワ・リュゲル	5	R. G., t.1, n.159			
67	フロンスック副伯	20	R. G., t.1, n.159	○		
68	カステイヨン副伯	5	R. G., t.1, n.159	○	R. F., ns.9, 10	
69	ガストン・ド・ゴントー	5	R. G., t.1, n.159		R. F., n.333	当人の記録はなし
70	ピエール・ド・ゴントー	2	R. G., t.1, n.159		R. F., ns.544, 545	当人の記録はなし
71	ガイヤール・ド・ラロジシュ	2	R. G., t.1, n.159			
72	ジルベール・ド・メラック	2	R. G., t.1, n.159			
73	Nerman de Maugegir	3	R. G., t.1, n.159			

表1

1242年に奉仕が要請された人物

74	マレンヌ副伯	3	R. G., t.1, n.159	○	
75	Arnaud Guillaume d'Egremond	5	R. G., t.1, n.159		
76	Raimond Furt	3	R. G., t.1, n.159		
77	Pierre de Rocher	2	R. G., t.1, n.159		
78	ガイヤール・ド・ラ・ロッシユ	3	R. G., t.1, n.159		
79	ギヨーム・セギューール	1	R. G., t.1, n.159		
80	エブル・ド・ピュイゲエム	3	R. G., t.1, n.159		
81	ベルトラン・ド・ピュイゲエム	3	R. G., t.1, n.159		
82	ジヨフロワ・ド・ラランド	3	R. G., t.1, n.159		R. F., n.518
83	エリ・ド・カンパニーユ	2	R. G., t.1, n.163		
84	Pierre Viguier d'Aubertère	5	R. G., t.1, n.163		
85	Armand de Maugesir	3	R. G., t.1, n.163		
86	アルシャンボール・プール	5	R. G., t.1, n.163		R. F., ns.38, 39, 192, 502, 536, 563, 621
87	ギヨーム・アマニュー	3	R. G., t.1, n.163		当人以上の一族が宣誓
88	ピエール・コロソ	—	R. G., t.1, n.167		一族のアマニューの宣誓。
89	ギヨーム・ド・カントルー	—	R. G., t.1, n.167		
90	ジャン・ド・モントラブエノ	—	R. G., t.1, n.167		
91	アルノー・ド・ボスク	—	R. G., t.1, n.167		1266年にポルドー大司教にオマージュ
92	エイケルム・ド・レスパー	—	R. G., t.1, n.594	○	一族の者が宣誓
93	アニサン・ド・コーモン	—	R. G., t.1, n.594		213は当人の宣誓
94	エムネ・ド・ノワイヤン	—	R. G., t.1, n.594		R. F., ns.178, 180, 181, 545, 565, 566, 586
95	ロクタイヤード領主	—	R. G., t.1, n.594		当人以上の一族が宣誓
96	ファルグ領主	—	R. G., t.1, n.594		
97	Bernard de Boeville	—	R. G., t.1, n.594		
98	ギヨーム・レモン・ド・パンス	—	R. G., t.1, n.594		R. F., n.496
99	アルノー・ド・ブランクフォール	—	R. G., t.1, n.594	R. F., ns.365, 421, 591, 667	421は1247年の妻マビューの記録、365と667は一族のアライドの記録。591は一族のアモーバンの記録。
100	ルドルト領主	—	R. G., t.1, n.594		
101	トレヌヌ領主	—	R. G., t.1, n.594		
102	サン・スヴェール大修道院長	—	R. G., t.1, n.596		

表2

1243年に奉仕が要請された人物

	人物名	史料番号	エドワード1世期の封建記録	備考
1	エイケルム・ド・レスバール	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.190	セヌフランによる宣誓
2	ユーグ・ド・カステイヨン	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.9	
3	ボンヌ・ド・カステイヨン	R. G., t.1, n.1587	R. F., ns.9, 10	当人以外の一族が宣誓
4	Emener de Buche	R. G., t.1, n.1587		
5	ギョーム・レモン・ド・リン	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.16	
6	エムネ・ド・ウイヤン	R. G., t.1, n.1587	R. F., ns.178, 180, 181, 545, 565, 566, 586	当人以外の一族が宣誓
7	ロクタイヤード領主	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.211	ジェローが宣誓
8	ファルク領主	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.179	アノーが宣誓
9	ベルナル・デス・ケヤン	R. G., t.1, n.1587		
10	トレンヌ領主	R. G., t.1, n.1587		
11	エリ・ド・ブレニヤック	R. G., t.1, n.1587		
12	ロペール・ド・ランコン	R. G., t.1, n.1587		
13	フロンスアック副伯	R. G., t.1, n.1587		
14	アマニュー・ダルブレ	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.540	アルニヤック伯家との関連でその名が登場。
15	アモーヴァン・ド・バレス	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.8	
16	アルノー・ド・ジロンド	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.221	
17	ルドルト領主	R. G., t.1, n.1587		
18	Veterville de Samansac	R. G., t.1, n.1587		
19	ギョーム・レモン・ド・バンス	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.496	
20	ピエール・ド・ボルドー	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.19	
21	ピエール・ド・ガヴァレ	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.447	1229年の臣従記録
22	アルノー・ド・ブランクアール	R. G., t.1, n.1587	R. F., ns.365, 421, 591, 667	421は1247年の妻マビューの記録、365と667は一族のアライドの記録。591は一族のアモーバン <small>の</small> 記録。
23	Arnaud de Monlieu	R. G., t.1, n.1587		
24	タルタス副伯	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.141	
25	スール副伯	R. G., t.1, n.1587		
26	マレンヌ副伯	R. G., t.1, n.1587		
27	レモン・ガリシイ・ド・ナヴァイエ	R. G., t.1, n.1587	R. F., ns.371-393	1262-63年のコーション契約の当事者の一族
28	ベノー・ジュ副伯	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.521	封土と自由地を両方所有する
29	ギョーム・セガン・ド・リオン	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.13, 240	
30	Olivier de Linan	R. G., t.1, n.1587		
31	エムリ・ド・ブール	R. G., t.1, n.1587	R. F., ns.38, 39, 192, 502, 536, 563, 621	当人以外の一族が宣誓
32	エリエンヌ・ド・バレル・ジュラック	R. G., t.1, n.1587	R. F., n.202	娘のマルグリット・ド・チュレンヌが宣誓
33	カステイヨン副伯	R. G., t.1, n.1587	R. F., ns.9, 10	
34	ジョフロワ・リュエセル・ド・ブライユ	R. G., t.1, n.1587		
35	Bertrand de Sillac	R. G., t.1, n.1587		

表2

1243年に奉仕が要請された人物

36	Elie de Sillac	R. G., t.1, n.1587		
37	ピゴール伯	R. G., t.1, n.1587		1263年のコージヨン契約
38	Guillaume de Verterville	R. G., t.1, n.1587		
39	メヌサン・ド・コーモン	R. F., ns.210, 213		当人ではなく、210はベルナル、213はアニサンの証言。
40	カズノーヴ・ド・ム領主	R. F., ns.297, 318		当人以外の一族が宣誓
41	ピヨーム・アマニューード・ラモット	R. F., ns.212, 653, 687		当人以外の一族が宣誓
42	Olivier de Chalais	R. G., t.1, n.1587		

表3

1242-43年の金銭授受契約

人物名	与えられた金額	貨幣単位	史料番号	年月日	用途/備考
1 ジャン・ド・ブール	100マーク		R. G. t.1, n.78	1242年	
2 フラン・ド・ブランス	30スー	ポルドー	R. G. t.1, n.116	1242年9月28日	
3 ギイー・ド・ロシュフォール	200マーク		R. G. t.1, n.185	1242年	
4 ソーヴ・マジュール大修道院	100マーク		R. G. t.1, n.250	1242年10月13日	
5 ギイー・ド・ロシュフォール	300マーク	スターリング	R. G. t.1, n.309	1242年6月2日	
6 エプー・ド・ロシュフォール	100リーヴル		R. G. t.1, n.311	1242年	
7 フロンサック副伯レモン	100マーク	スターリング	R. G. t.1, n.322	1242年	
8 ガイヤール・コロシ	52マーク		R. G. t.1, n.361	1242年	
9 フロンサック副伯レモン	100マーク	スターリング	R. G. t.1, n.372	1242年	奉仕への見返り
10 ジェロー・ド・ブール	30マーク	スターリング	R. G. t.1, n.373	1242年	
11 フロンサック副伯レモン	40マーク		R. G. t.1, n.375	1242年	
12 ポルドー市長・コムユヌ	300マーク	スターリング	R. G. t.1, n.384	1242年8月18日	ハイヨンヌでの奉仕の見返り
13 エリ・ド・ベルジュラック	400マーク	スターリング	R. G. t.1, n.410	1242年	
14 ロスタン・デソラー	120マーク		R. G. t.1, n.427	1242年	
15 ポルドー、サン・タン・ドレ聖参事会	10000スー	ポルドー	R. G. t.1, n.461	1242年9月15日	
16 ポルドー、サン・スーラン参事会教会	6000スー	ポルドー	R. G. t.1, n.468	1242年9月21日	
17 ポルドー大司教代理	60リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.484	1242年9月26日	
18 エムリ・ド・カステイヨン	30リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.513	1242年	
19 ソーヴ・マジュール大修道院	100マーク	スターリング	R. G. t.1, n.516	1242年10月13日	
20 ポルドー大司教	110マーク11スー4ドラニエ		R. G. t.1, n.556	1242年	
21 エリ・ド・ベルジュラック	50マーク	スターリング?	R. G. t.1, n.562	1242年	イングランド来訪時
ペイティヴアン・ド・パ ンス、アルノー・ド・ラ ポルト	50000スー	ポルドー	R. G. t.1, n.588	1242年	
23 アモーヴァン・ド・バレス	50リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.601	1242年	
24 ポルドー市民アラングレット	90マーク	スターリング	R. G. t.1, n.611	1242年10月23日	
25 ガイヤール・コロシ	25マーク		R. G. t.1, n.612	1242年	
26 ポルドー市民アラングレット	20マーク	スターリング	R. G. t.1, n.614	1242年10月29日	
27 ギョーム・ド・ラランド	10リーヴル		R. G. t.1, n.625	1242年	
28 フロンサック副伯レモン	80リーヴル20マーク	ポルドー、スターリング	R. G. t.1, n.644	1242年	リーヴルはポルドー 貨、マークはスターリ ング貨
29 レモン、ドア・ド・パンシ	5000スー		R. G. t.1, n.667	1242年	
30 ベルトラン・ド・ワイヤン	20マーク		R. G. t.1, n.685	1242年	
31 ガイヤール・コロシ	500リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.688	1242年	
32 ジョスム・コロシ	50リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.707	1242年	
33 レモン、ドア・ド・パンシ	5000スー		R. G. t.1, n.723	1242年	

表3

1242-43年の金銭授受契約

34	リシャール・ド・ブール	100マーク			R. G. t. l., n. 727	1242年	
35	ガイヤール・コロシ	420マーク8スー10ドゥニエ			R. G. t. l., n. 739	1242年	
36	Onken André de Bourg	20リーヴル	スターリング		R. G. t. l., n. 743	1242年	feodo anniの文言
37	ポルドー市民レモン	35マーク	スターリング		R. G. t. l., n. 776	1242年1月18日	
38	ポルドー大司教ジェロー	85マーク10スー4ドゥニエ			R. G. t. l., n. 777	1242年	
39	ピエール・ペトル・ラシンド、ブランクウォール	44リーヴル60スー	スターリング		R. G. t. l., n. 805	1242年	奉仕への見返り
40	カステイオン副伯ピエール	47リーヴル			R. G. t. l., n. 809	1242年1月31日	
41	ギョーム・レモン・コロシ	250リーヴル	ポルドー		R. G. t. l., n. 832	1242年	
42	ギョーム・レモン・コロシ	105リーヴル	ポルドー		R. G. t. l., n. 837	1242年	30トンのワインで代替
43	ギョーム・レモン・ド・パンズ	50マーク	スターリング		R. G. t. l., n. 939	1242年	
44	ブロンサック副伯レモン	50マーク	スターリング		R. G. t. l., n. 962	1242年	
45	ポルドー市民レモン・ Moynat, Arnaud	20マーク			R. G. t. l., n. 970	1242年	
46	ポルドー市民Elie de Chamseil,	700マーク			R. G. t. l., n. 987	1242年	
47	Etienne de Goth ガイヤール・コロシ	2マーク	ポルドー		R. G. t. l., n. 1005	1242年	
48	マティルド・ド・レスパール	60リーヴル			R. G. t. l., n. 1023	1243年	セヌブランの妻
49	ポルドー市民	200リーヴル	ポルドー		R. G. t. l., n. 1037	1242年	
50	ギイー・ド・ロシユフオール	100リーヴル	スターリング		R. G. t. l., n. 1066	1242年	
51	ポルドー市民アラングレット	247.5マーク			R. G. t. l., n. 1079	1242年	
52	アマニュー・ダルブレ	347マーク	スターリング		R. G. t. l., n. 1089	1242年	
53	ポルドー市長・コムユヌ	417マーク	スターリング		R. G. t. l., n. 1100	1242年	
54	ギイー・ド・ロシユフオール	20リーヴル			R. G. t. l., n. 1169	1242年	
55	ガイヤール・ド・ポルドー	90マーク			R. G. t. l., n. 1195	1242年1月27日	
56	ポルドー市長	30000スー			R. G. t. l., n. 1246	1242年	ワイン関税
57	ジャン・ド・ブール	30マーク			R. G. t. l., n. 1268	1243年	
58	ポルドー大司教	1000マーク及び25 マーク11スー4ドゥ ニエ			R. G. t. l., n. 1437	1243年	
59	ポルドー大司教ジェロー	185マーク10スー4ドゥニエ			R. G. t. l., n. 1669	1243年1月16日	
60	ペルトラン・ド・カズノヴ	10マーク			R. G. t. l., n. 1698	1243年3月1日	
61	ポルドー、サン・タンデル聖堂参事会	50マーク			R. G. t. l., n. 1758	1243年4月25日	
62	サン・スヴェール大修道院	50マーク			R. G. t. l., n. 1769	1243年	
63	フェルコン・ド・カズノヴ	50マーク			R. G. t. l., n. 1775	1243年4月28日	
64	サン・スヴェール大修道院	120マーク100スー			R. G. t. l., n. 1781	1243年5月24日	
65	ポルドー、サン・スーラン参事会参事員	263リーヴル10スー			R. G. t. l., n. 1797	1243年	

表3

1242-43年の金銭授受契約

										教会の建設
66	サン・スヴェール大修道院	40リーヴル		R. G. t. 1, n. 1811	1243年					20マークの年間の封契約
67	ガイヤール・ド・ラランド	10マーク		R. G. t. 1, n. 1817	1243年					
68	ギヨーム・ド・ラランド	60マーク		R. G. t. 1, n. 1837	1243年7月3日					
69	アマニュー・ダルブレ	347マーク		R. G. t. 1, n. 1860	1243年7月29日					
70	ポルドー、サン・スーラン参事会	6000スー		R. G. t. 1, n. 1878	1243年8月26日					
71	ポルドー、サン・タンクレ聖堂参事会	145マーク8スー11ドゥニエ		R. G. t. 1, n. 1884	1243年8月29日					
72	ポルドー市民アラングレット	17マーク		R. G. t. 1, n. 1892	1243年					
73	セギュール・ド・カズノーヴ	8リーヴル8スー		R. G. t. 1, n. 1893	1243年9月26日					
74	ロベール・ド・モンパザ	20マーク		R. G. t. 1, n. 1902	1243年					
75	レクトゥール司教	30マーク		R. G. t. 1, n. 1905	1243年					
76	ペルトラン・ド・ブランクフォール	49リーヴル16スー		R. G. t. 1, n. 1906	1243年					
77	ポルドー市民アラングレット	20マーク		R. G. t. 1, n. 1907	1243年					
78	ギイー・ド・ロシユフフォール	40マーク		R. G. t. 1, n. 1922	1243年					
79	フロンスック副伯レモン	10リーヴル3スー		R. G. t. 1, n. 1932	1243年					
80	ガイヤール・ド・ラランド	15リーヴル12スー		R. G. t. 1, n. 1936	1243年					給金として
81	ガイヤール・コロソ	30マーク		R. G. t. 1, n. 1945	1243年					22マークをリシヤール・ド・ブールに渡す

表4

1253-55年の金銭授受記録

人物名	与えられた金額	貨幣単位	史料番号	年月日	用途/備考
1 コロン・ド・ブール	120リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.2073	1254年	
2 アマニュー・ラモン・コロソ	80マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2146	1254年	
3 アマニュー・コロソ	25マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2147	1254年	
4 ロスタン・コロソ	20マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2177	1254年	
5 ロスタン・コロソ	60マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2225	1254年	
6 ギョーム・レモン・コロソ	20マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2235	1254年	
7 Philippe d'Arece, ジャン・コロソ	70マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2236	1254年10月13日	
8 ガイヤール・コロソ	148マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2242	1254年	
9 ギョーム・レモン・コロソ	325リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.2271	1255年10月6日	
10 キレルマド・ブランクフォール	25リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.2277	1255年10月8日	Grayanの土地に関して
11 ベルトラン・ド・ブランクフォール	310リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.2278	1255年10月21日	
12 アモーヴァン・ド・パレス	90リーヴル10スー	スターリング	R. G. t.1, n.2283	1254年3月9日	
13 エリユテル・ド・ベルジュラック	60スー	スターリング	R. G. t.1, n.2345	1253年	軍役奉仕の見返り
14 エドマン・ド・ボスク	20マーク		R. G. t.1, n.2411	1253年	
15 ジャン・ド・カステイヨ	60マーク		R. G. t.1, n.2412	1254年	金銭での封建契約?
16 ジャン・ド・カステイヨ	50リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.2431	1254年9月26日	
17 ポルドー大司教	700マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2435	1253年12月10日	
18 ポルドー大司教	700マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2449	1253年1月14日	
19 ポルドー、サントクルワ大修道院	300マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2477	1254年2月11日	
20 ポルドー市民 Robert Bareaw	104リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.2510	1254年	
21 エリ・ド・ジャルバン・デ・イ	32リーヴル10スー7ドゥエ	スターリング	R. G. t.1, n.2512	1254年10月3日	
22 ポルドー大司教	1700マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2523	1254年10月14日	
23 ポルドー市民 Helie de Blaye	600リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.2528	1253年	
24 ポルドー市民 アラングレット	500リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.2537	1255年10月21日	
25 ポルドー市民 アラングレット	20リーヴル	トゥール	R. G. t.1, n.2553	1255年10月21日	トゥール貨は、Pierre Caillauへと支払う。
26 ガイヤール・ド・ラモット	3009リーヴル10スー		R. G. t.1, n.2571	1254年	
27 ガイヤール・ド・ラモット	10リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.2572	1254年	
28 ジャン・ド・カステイヨ	50リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.2634	1254年	
29 アルノー・ガルシット・モンベザ	50リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.2662	1253年	
30 アルノー・ド・モンベザ	131リーヴル6スー8ドゥエ	スターリング	R. G. t.1, n.2683	1254年3月17日	
31 ギョーム・ド・ロシユフォール	50マーク	スターリング?	R. G. t.1, n.2928	1254年2月14日	イングランド来訪時
32 シャルル・ド・ロシユフォール	50マーク	スターリング	R. G. t.1, n.2977	1254年8月5日	半分の25マークは8月20日にポルドーにて受け取るべし
33 エリ、セガン・バルブ	600リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.2999	1253年	イングランド来訪時
34 エリ、セガン・バルブ	600リーヴル	ポルドー	R. G. t.1, n.3007	1253年	イングランド来訪時

表4

1253-55年の金銭授受記録

35	エリ、セガン・バルブ	400リーヴル	ボルドー	R. G. t.1, n.3040	1253年	そのうちの47ポンド60 シリング(スターリン グ)をワイン買い付け に充てるべし。
36	エリ、セガン・バルブ	460リーヴル	ボルドー	R. G. t.1, n.3041		パンの買い付け金
37	ペルトラン・ド・ポダンサック	2010リーヴル4スー	スターリング	R. G. t.1, n.3061	1254年	
38	ペルトラン・ド・ポダンサック	20マーク	スターリング	R. G. t.1, n.3076	1254年	
39	ペルトラン・ド・ポダンサック	74リーヴル5スー	スターリング	R. G. t.1, n.3078	1255年8月23日	
40	ペルトラン・ド・ポダンサック	74リーヴル5スー	スターリング	R. G. t.1, n.3164	1255年	
41	セギュール・ド・カズノーヴ	30リーヴル	ボルドー	R. G. t.1, n.3246	1253年12月11日	アングレームでの奉仕の見返り
42	セギュール・ド・カズノーヴ	50リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.3281	1253年	
43	セギュール・ド・カズノーヴ	19リーヴル30マーク		R. G. t.1, n.3749	1254年	19リーヴルを出仕奉 仕費、30マークは馬 に充てるべし
44	フォルタネ・ド・カズノーヴ	80マーク	スターリング	R. G. t.1, n.3753	1254年	城館の管理
45	ティボ・ド・ジャンサック	40マーク	スターリング	R. G. t.1, n.3759	1254年	封として与える
46	Gensac?	40リーヴル	ボルドー	R. G. t.1, n.3877	1255年	奉仕する限り与える
47	アニサン・ド・コーモン	500リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.4001	1254年	
48	アニサン・ド・コーモン	44リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.4009	1254年4月2日	
49	アルノー・ド・コーパス	6リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.4010		イングランド来訪時
50	ロジエ・ド・モントー	60マーク		R. G. t.1, n.4042	1254年1月4日	
51	ロジエ・ド・モントー	100マーク、100リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.4063	1254年	100ポンドはイングラ ンド王の奉仕の見返 カズヌーヴ
52	ギヨーム・ド・モンラヴェル	20リーヴル	スターリング	R. G. t.1, n.4065	1254年	
53	ギヨーム・アルノー・ド・トントロン	70リーヴル		R. G. t.1, n.4167	1254年	
54	ロペール・ド・キュルトン	100スー		R. G. t.1, n.4215	1254年	給金
55	バザス市民レモン・マルケス	60マーク	スターリング	R. G. t.1, n.4223	1254年	
56	ペルトラン・ド・ムワサック	15リーヴル13スー	スターリング	R. G. t.1, n.4308	1254年	
57	タルタス副伯	60リーヴル	モルランヌ	R. G. t.1, n.4309	1254年	
58	アルノー・ド・ミラモン	20マーク		R. G. t.1, suppl. n.4523	1254年	イングランド来訪時
59	アルノー・ギヨーム・ド・マルマン	19リーヴル20スー	スターリング	R. G. t.1, suppl. n.4537	1254年9月12日	
60	バザス市長	147リーヴル13スー4ドゥニエ	ボルドー	R. G. t.1, suppl. n.4607	1255年10月16日	Arnaud Garcie de Sescasに支払うべし
61	ブノー・ジュ副伯	40リーヴル	スターリング	R. G. t.1, suppl. n.4629	1254年4月26日	パンやワインの買い付け金

62		30マーク			R. G. t.1, suppl. n.4629	1254年	
63	レイモン・ド・マルサン	13リーヴル15スー2ドゥニエ	スターリング		R. G. t.1, suppl. n.4643	1255年	
64	ジェロー・ダルマニヤック	100マーク	スターリング		R. G. t.1, suppl. n.4673	1254年	
65	ジェロー・ダルマニヤック	100リーヴル			R. G. t.1, suppl. n.4678	1254年9月17日	ラヴァルダンの城館について
66	アマニュー・ダルブレ	60スー	スターリング		R. G. t.1, suppl. n.4309	1254年	
67	アマニュー・ダルブレ	42リーヴル	スターリング		R. G. t.1, suppl. n.4536	1254年	
68	アマニュー・ダルブレ	40マーク	スターリング		R. G. t.1, suppl. n.4594	1254年	王への奉仕における封

表5 現地領主の土地保有リスト

番号	当事者名	当事者の肩書	ブランタジネット家からの授受地 ブランに近接するサン・タレドンスの土地 サン・テミリオ市街	他領主からの授受地・当事者自身の所有地	史料番号	オマージュの形態	備考
1	アルノー・デスバーニュ	メリニヤック領主			R. F., n.1	homagio	
2	サン・テミリオ市参事会			フロンサック副伯・フロンサック近辺の10箇所から上がる十分の一税	R. F., n.2		領有者交代時に6スーの相続上納金
3	ピエール・ボクア				R. F., n.3		
4	アマニュー・ゴンボード・レスバール	従騎士	何も保有していない		R. F., n.4		
5	セヌブラン・ド・ゴ		何も保有していない		R. F., n.5		
6	ゴンボード・レスバール	従騎士	セザックとケラックにある土地	セザックの土地の一部はMiletto deu Bolhからも保有	R. F., n.6		セザックとケラックの土地は元々はフロンサック副伯からの封土
7	レモン・ド・ラヴィニヤン	騎士	何も保有していない		R. F., n.7		
8	アモーバン・ド・パレス	騎士	ボルドレのペサックにある土地		R. F., n.8		当事者はピエール・アマニュー・ド・ポルドーの後見人。土地はピエール・アマニューが、ベルトラン・カイヨールとアマニュー・ペサックに与えていた封土
9	ユーグ・ド・カステイオン	副伯家	マルシュの城館		R. F., n.9		ブランタジネット家への奉仕は拒否
10	エリド・カステイオン	副伯家	ピュイ・ノルマンの城館		R. F., n.10	homagium, sacramento fidelitatis	ブランタジネット家に差し出し、再下封される
11	オートン・ド・ロマーニュ	副伯	フェオド・マルシニヨスとフロンサックにある土地		R. F., n.11		
12	オリヴィエ・ド・リニヤン	従騎士	リニヤン小教区の城館、ル・マスの森林、フオントウナ・ティルの土地、サン・ジェルマン、ブラバン小教区の土地、エスレイラックの土地		R. F., n.12		
13	ギヨーム・セガン・ドリオン	領主	リオンの城館、ペノー・ジュにある土地、ヴァラト、セロン、バルザックにある土地	リオンの城館の権利の一部をアマニュー・ド・キュルトンから保有	R. F., n.13		
14	ヴィヴィアン・ド・ポダンサック	騎士	何も保有していない		R. F., n.14		オマージュを拒否
15	アルノー・ギョーム・ド・ラムフォール	従騎士	何も保有していない		R. F., n.15		ガイヤールら親族が保有。ブランクフォール家へと奉仕
16	ギヨーム・ベルナルド・ルン	騎士	グラテニヤンにある土地、十分の一税		R. F., n.16		
17	アマニュー・ド・ヴァンサック	領主家	何も保有していない		R. F., n.17		
18	ピエール・ドリオン		妻の所有地		R. F., n.18	homagia	
19	ピエール・ド・ポルドー	従騎士	オーブラにあるブドウ畑		R. F., n.19		
20	フオンギエム大修道院		何も保有していない		R. F., n.20		
21	アマニュー・ド・キュルトン、アルノー・ベルナル・ド・プレ	従騎士	ダニヤックにある土地		R. F., n.21		共同での所有地。アマニューはオマージュを拒否
22	ピエール・フェラン、アルノー・ガルス		ボルドー、バザス各小教区にある土地		R. F., n.22		
23	ヴィタル・ド・ミラモン		サン・マルタン小教区のラスコスにある土地		R. F., n.23		
24	ギヨーム・ド・ヴォー	騎士	ヴォー小教区にある諸権利		R. F., n.24	homendage e fizautad	
25	ギヨーム・エクスド・フォルグ		フォルグの荘園にある全ての所有物		R. F., n.25	homendage e fizautad	
26	ピエール・ド・ラバルト	従騎士	ラバルトにある騎士封		R. F., n.26	homendage e fizautad	
27	Amanieu de Sagbet		Sagbetにある騎士封		R. F., n.27		
28	ピエール・アルノー・ド・ミユス、アルノー・ド・ランベズ		ミュスにある騎士封		R. F., n.28		
29	ギヨーム・ド・セレス		セレス・ガストンの城館、ヴィルヌーヴにある騎士封		R. F., n.29		
30	Bernard Non de Castera		フロースの城館と領地	proprium hospicium	R. F., n.30		
31	ギヨーム・メラン		メランにある土地		R. F., n.31		
32	ギヨーム・アルノー・ド・リアス		リアスにある騎士封		R. F., n.32		
33	オード・ド・ペリ		ペリにある騎士封		R. F., n.33		亡きガイヤールの娘

表5 現地領主の土地保有リスト

34	ペルトラン・ド・ラディス	バザス市民	サントマリ・デレム、サン・タンブレ小 教区にある土地	R. F., n.34		自由地もブランタンジネット家から所有
35	ゴンボード・テイラン	従騎士	ボスコを除く自由地	R. F., n.35	homagium ligium	ブランタンジネット家への封建奉仕を拒 否。1258年のウツドストックでの確認書 ホルドー慣習法の規定によって保有
36	ギエム・ド・ラフォレスト		グラティニヤンにある土地	R. F., n.36		
37	エール司教		ポスタンにある騎士封、オソニーにある 土地、死亡した司教役人の土地	R. F., n.37		
38	老ギヨーム・ド・ブール	騎士	ラ・レオールの城館	R. F., n.38		
39	ギタール・ド・ブール	騎士	ペルトウイユの本領地・裁判権	R. F., n.39		
40	ベルナルド・フオール	書記?	裁判権	R. F., n.40		
41	アルノー・セガン・デスタン	騎士	自領地及び自領地の住民	R. F., n.41		
42	アルナルド・ド・カステルノー		カステルノーの本領地	R. F., n.42		
43	ハンゲ領主		ピュイ・バルドスの騎士封	R. F., n.43		
44	ギヨーム・ド・ベリス	モミュイ領主	モミュイの城館と土地	R. F., n.44		
45	ジェロー5世	アルマニヤック- フェザンサック伯	アルマニヤック-フェザンサック伯領	R. F., n.45	homagio et fidelitate	
46	オジェド・モルラス	従騎士	オルバカーヴの城館	R. F., n.46		
47	Mancip de Casalong	騎士	Casalongの城館	R. F., n.47		
48	レモン・ガラン	従騎士	エール司教区の所有事物	R. F., n.48	homagio et fidelitate	
49	ペルトランド・ラモット	騎士	シルヴェストルの所有事物	R. F., n.49	homagio et fidelitate	
50	ペルトランド・ラモット	49の子息	アンティロン島の騎士封	R. F., n.50	homagio et fidelitate	母方からの継承領地
51	ガルブランド・モーラン	騎士	モーランの騎士封	R. F., n.51	homagio et fidelitate	
52	ベルナルド・ラモット		カンスの城館と所轄領域	R. F., n.52	homagio et fidelitate	fidelitateとhomagioの順序が反対
53	ギヨーム・アルノー・ド・カザリス		カザリス小教区にある土地	R. F., n.53	homagio et fidelitate	
54	アルノー・ド・ガヴェストン		ロクフォー、Lobinher, モン・ガラー ル, Haxetmauの4城館、妻のクラルモ ンドの所有地	R. F., n.54	homagium et fidelitatem	
55	Arnaud de Marcio		コナール城館 La Gastの所轄領域 (エール・ダックス司教区)	R. F., n.55	homagium et fidelitatem	
56	ギヨーム・アルノー・ド・サントーバン		ピュジャール城館, Brocarの12の小屋付農地	R. F., n.56	homagium et fidelitatem	叔父への譲渡地→ロンスヴォー家へ
57	アルノー・ドリス	騎士	ユリスの騎士封	R. F., n.57	homagium et fidelitatem	ピエール・ド・ラバルトの直轄についても言及
58	Guitard de Rumbes		Rumbesの騎士封、Munhosの所轄領 域、4箇所的小屋付農地	R. F., n.58	homagium ac fidelitatem	
59	Géraud de Mont-iront		Mont-irontの騎士封	R. F., n.59	homagium et fidelitatem	
60	ギヨーム・アルノー・ド・カンペ	領主	カンペ、サント・クルワ・ダラーグ、ユ シヤックの三小教区での所有事物	R. F., n.60	homagio et fidelitate	
61	フオルトン・ド・ピエルネード	従騎士	ピエールネードの騎士封	R. F., n.61	homagium et fidelitatem	
62	Vital d'Hestios		Hestiosの騎士封、5箇所的小屋付農地	R. F., n.62	homagium et fidelitatem	
63	レモン・ベルナルド・セラス	サン・スヴェール市民	セラスの荒地とガラヴェの小屋付農地	R. F., n.63	homagio	元々はサン・スーラン大助祭からの封土
64	ギヨーム・ド・バス	バスアントゥルサン領主	バスの城館、サン・タントワース小教区 に保有するもの、妻の所有事物(スロ スの小屋付農地)	R. F., n.64	homagium et fidelitatem	
65	オートン・ド・アズイ	従騎士	ド・アズイとブラサンピュイの城館	R. F., n.65	homagium et fidelitatem	
66	レモン・ド・サントーランス	従騎士	サントーランスの騎士封	R. F., n.66	homagium et fidelitatem	
67	ベルナルド・プリユレ	従騎士	プリユレの騎士封	R. F., n.67	homagium et fidelitatem	
68	アルノー・ギヨーム・ド・クバヤック	騎士	モンテイロンの騎士封	R. F., n.68	homagium et fidelitatem	59の人物から委託される
69	ナヴァール・ド・ペイル	騎士	ペイルの城館	R. F., n.69	homagium et fidelitatem	fidelitateとhomagioの順序が反対
70	サン・スヴェール大修道院長		サン・スヴェール大修道院領	R. F., n.70	fidelitatem	ムルラーヌ城館等
71	エスキヴァ	ピゴール伯	サン・スヴェール伯領	R. F., n.71	homagio	
72	アルノー・セガン・デスタン		カンペ、ブラ、ピュジュールの三城館、9 箇所の所轄領域、通行税	R. F., n.72	homagium et fidelitatem	騎士封、十分の一税、4箇所の小屋付 農地をエール教会へ譲渡

表5 現地領主の土地保有リスト

73	アルノー・ルー・ド・ラセール	騎士	サン・スヴェール小教区の所有事 ポダックスの城館、オーリエとブリュイランにある所有地、スロースとポダックスの所有事、従兄弟の母方からの所有事	le Seudlにある5五箇所の小屋付農地 ←マルサン領主	R. F., n.73	homagium et fidelitatem	
74	ヴァイタル・ド・ポダックス	騎士	ポダックスの城館、オーリエとブリュイランにある所有地、スロースとポダックスの所有事、従兄弟の母方からの所有事		R. F., n.74	homagium et fidelitatem	ポントー領主へBalhesの所轄領域を譲渡
75	アルノー・ド・サン・ジェルマン	騎士	六小教区における所有事、サン・ジャンクトウスからの封土		R. F., n.75	homagium et fidelitatem	
76	アルノー・ド・モーリ	従騎士	モーリの城館と付随する三地区の権		R. F., n.76	homagium et fidelitatem	
77	ヴァタル・アルノー・ギョーム・ド・カザリ	従騎士	ブサンスの騎士封		R. F., n.77	homagium et fidelitatem	
78	ギョーム・ベルナルド・バルハンス	従騎士	モントウベの騎士封、エイストの小屋付農地		R. F., n.78	homagium et fidelitatem	
79	ヴァイタル・ド・カザレ	従騎士	カザレ、サン・ジャン・ド・バンテの騎士封、リュクモとゴセの騎士封の半分		R. F., n.79	homagium et fidelitatem	オマージュと奉仕を拒否
80	アルノー・ギョーム・ドラバルト		ラバルトとプロカールの騎士封		R. F., n.80	homagium et fidelitatem	
81	ボゾン・ド・ル・グラー		ル・グラーの騎士封		R. F., n.81	homagium et fidelitatem	
82	サンジュール・ド・カスタンデ	従騎士・領主	カスタンデの城館、7箇所の小屋付農地		R. F., n.82	homagium et fidelitatem	
83	ジュルダン・ド・バンク		バンクの騎士封		R. F., n.83	homagium et fidelitatem	
84	ギョーム・エイリュイ・ド・ベイ		ベイルの所有地、バンゲール、リポートの騎士封		R. F., n.84	homagio	ソー・ド・ポビーオン施療院にリポートの騎士封の7箇所の小屋付農地のうち、ペイロセにある小屋付農地を譲渡
85	オトン・ド・クララック		判権下 アルタサンの城館(マルサン副伯の裁)		R. F., n.85	homagium et fidelitatem	エール司教にサン・シンフォリアンにある封土を寄進
86	ロラン・ド・スーランス	従騎士	スーランスの騎士封、ナシエ小教区の小屋付農地		R. F., n.86	homagium et fidelitatem	
87	ギョーム・ド・ポルト	従騎士	Castanhouの騎士封		R. F., n.87	homagium et fidelitatem	
88	アルノー・ド・サージュ		ラペードの騎士封		R. F., n.88	homagium et fidelitatem	ポントー領主へエスキュランの所轄領域を譲渡。ソー領主がソー城館のブラントジネット家からの保有を証言
89	レモン・ギョーム・リュゴタン	従騎士、モント・マルサン市民	フロカール小教区に所有するもの、フォルボスとピエールの土地及び封土		R. F., n.89	homagium et fidelitatem	
90	ピエール・ド・フォルボス	騎士	モント・マルサンに程近いサン・ダヴィ小教区にある全ての土地		R. F., n.90	homagium et fidelitatem	fidelitateとhomagioの順序が反対
91	ピエール・ド・ラヴァルダック	騎士	Ayssuの城館、レカンス、マルケストー、リアス小教区における所有事		R. F., n.91	homagio	牛か10モルランヌ貨スーを支払うべし
92	オトン・ド・アズイ	騎士	バンケにおける父方からの所有地		R. F., n.92	homagium et fidelitatem	
93	ピドース・ド・ラナヴェイ	サンスヴェール市民	カステラルの騎士封、妻の所有物		R. F., n.93	homagium et fidelitatem	fidelitateとhomagioの順序が反対
94	アルノー・ド・マルゲストー	騎士	ベル・マリ、マルゲストー小教区にある二箇所の小屋付農地		R. F., n.94	homagium et fidelitatem	fidelitateとhomagioの順序が反対。元々はアルノー・セガン、デスタンからの保有。妻のコンドル・ペリも保有
95	ピエール・ド・カラセ	騎士	サン・キトリ小教区にある9箇所のうちの7箇所の小屋付農地		R. F., n.95	homagio	
96	ギョーム・アルノー・ダラブラード	騎士	リアレル小教区に保有・領有するもの		R. F., n.96	homagio	当事者の妻がラ・ソーグの所轄領域についてプラダジネット家からの保有を証言
97	アルノー・ド・コルバン	従騎士	チュオーズ <small>の騎士封</small>		R. F., n.97	homagio	妻エスクラルモン・ド・チュオーズの代理として当事者が証言
98	ベルナール・ド・ネス	サンスヴェール市民	オネスの騎士封		R. F., n.98	homagium et fidelitatem	
99	ベルナール・ド・ボスク	サンスヴェール市民	カバースの騎士封		R. F., n.99	homagium et fidelitatem	妻の代理で当事者が証言
100	ベルナール・ジュルダン・ド・ラレ	騎士	フレの城館と騎士封、7小教区の所有事		R. F., n.100	homagium et fidelitatem	
101	ベルナール・ド・ヴィニョー	騎士	カスタンデにある25箇所の小屋付農地		R. F., n.101	homagio	相続上納金の設定

表5 現地領主の土地保有リスト

102	エイズ・アルノー・ド・セラロス			セラロスの騎士封、サン・バルテルミ・ダリヴァンス、オティロン各小教区の小屋付農地	小屋付農地の地代ーサン・ジロンス領主	R. F., n.102	homagio	
103	ヴァイタル・ド・ナマニュー	従騎士		ドマネとセガールの騎士封		R. F., n.103	homagio	
104	アルノー・ギヨーム・ド・ダド	従騎士		ダトの騎士封		R. F., n.104	homagio	
105	ベルナルド・ラガルド	従騎士		ラ・ガルドの騎士封		R. F., n.105	homagio	
106	アルノー・ラ・プロケール	騎士		ラ・プロケールの騎士封		R. F., n.106	homagio	妻オード・ラハルトの代理として、当事者が証言
107	ガルシイ・アルノー・ダムー	サン・クリク領主		サン・クリク・アン・ジャン小教区での所有事物、アジャン司教区にある所有事物、ブラサンピュイ小教区のカステイヨンの騎士封の3分の1		R. F., n.107	homagium et fidelitatem	
108	ピエール・ド・ブルダックス	従騎士		マルサンのブルダックスの騎士封		R. F., n.108	homagio	
109	ベルナル・ラモン、ラモン・ド・ラポルト	ロクフオール市民		マルサンのロス小教区のリュクポン付近の二箇所の小屋付農地、アジャンのサン・シメオン小教区のコルビアンに所有するもの		R. F., n.109	homagio	リュクポンの小屋付農地は、ガルシイ・リュクポンに責務を負っていた。サン・シメオン小教区の所有事物は姉妹の所有でラモンが姉妹に代わり証言
110	モンダージュ・ド・ラポルト	ロクフオール市民		サン・ヒエール・ダラス小教区にある全てのものうち四区画、ジュリアックの2箇所の小屋付農地		R. F., n.110	homagium et fidelitatem	ジュリアックの小屋付農地は、当事者の領主の娘フロールの所有物。相続上納金の設定
111	ピエール・ド・サン・カンタン	ロクフオール市民		マルサンのサン・ジャン・ド・ブルゴンス小教区にある自由地		R. F., n.111	homagium et fidelitatem	相続上納金の設定
112	エムリ・ド・ラヴィニヤン	ベルギイ市民			コンスタンズ女領主、ピエール・ロング領主	R. F., n.112	homagio	
113	ベルナルド・ポスケド・モレオン	従騎士		マルサンのソーモンとカンタバースの所轄領域		R. F., n.113	homagio	
114	アルノー・ポスケド・ニヨス	従騎士		オニオスの騎士封		R. F., n.114	homagio	
115	アルノー・ド・ラルティエーグ	従騎士		騎士封		R. F., n.115	homagio	騎士封の三分の一は、ゴージェイ・ディールの手にあつたもの
116	アルノー・ド・ルナン	従騎士		サン・スヴェール・ラ・ラニユス小教区にある8つの小屋付農地		R. F., n.116	homagio	
117	ベルナルド・ラポルト	ロクフオール市民		フロカール、サン・レミ小教区に所有事物		R. F., n.117	homagio	
118	ギヨーム・ゴスベール	マルサンの従騎士		五小教区での所有事物		R. F., n.118	homagio	
119	エムリ・ド・バスカンサス	騎士		バスカンサスの騎士封、モランとロールの騎士封	Sent-Gorの所有物の一部ータルタス副伯	R. F., n.119	homagio	
120	ピエール・ド・バニエール	従騎士		セールの騎士封、カントルーの所轄領域		R. F., n.120	homagio	
121	アルノー・ギヨーム・ド・セール	従騎士		Sagberの騎士封と所有事物		R. F., n.121	homagio	
122	Amat de Sagber	従騎士		エスペールの騎士封の一部		R. F., n.122	homagio	
123	ゴージェイ・デスペール	従騎士		サン・ジャン・ラルピイ小教区にあるピロートの騎士封		R. F., n.123	homagio	
124	ジェラール・ド・ブラーグ	従騎士		グリアンの所轄領域		R. F., n.124	homagio	
125	オトン・ド・グリアン	サン・スヴェール市民		セル・ガストンの騎士封、サント・コロソ小教区、エイラス小教区の小屋付農地		R. F., n.125	homagio	
126	ギヨーム・ド・セル・ガストン	従騎士		バザス小教区のケイソーヌの税金		R. F., n.126	homagio	
127	アルノー・ギヨーム・ド・フォルトマ	ロクフオール市民		ソー近郊のセルの騎士封		R. F., n.127	homagio	
128	オトン・ド・セル	従騎士		サン・トーマン小教区にあるアルティグ・ロンダ、テイソールの小屋付農地、フロカールの小屋付農地		R. F., n.128	homagio	サン・トーマン小教区については、サン・トーマン領主から、フロカールの小屋付農地はフロカール領主と折半
129	レモン・アルノー・デュ・ピュイ	サン・スヴェール市民		アルトサンの城館と騎士封	アルトサンの騎士封ーアルトサン領主	R. F., n.129	homagio	
130	ベルナルド・ド・ミユス	モン・ド・マルサン市民		アルトサンの城館と騎士封		R. F., n.130	homagio	
131	ピエール・ド・ブザンダン	モン・ド・マルサン市民		バンケの封土にあるサリの所轄領域		R. F., n.131	homagio	
132	ピエール・ド・ブザンダン	従騎士		ボグの騎士封等		R. F., n.133	homagio	
133	アマニュー・ド・バンケ	従騎士		三小教区の領有地		R. F., n.134	homagio	

表5 現地領主の土地保有リスト

182	レモン・ギョーム・ド・セロン アルノー・カバナ、ピエー ボ・テイヤン	従騎士	何も保有していない			R. F., n.185		
183	レモン・カバナ、ポンス・ド ボ・テイヤン		リールの所有物			R. F., n.186		
184	レモン・ガルシィ・ド・セラス 書記?	ノワイヤンの騎士	何も保有していない	ノワイヤンの所有物		R. F., n.187	homagio	
185	ヴァイタル・ド・セロン		セロン小教区のブドウ畑(自由封土)			R. F., n.188		
186	レモン・エスペール・ド・セロン		何も保有していない			R. F., n.189		
187	セズブラン・ド・レスパール	レスパール領主	レスパール城館			R. F., n.190	homagium et sacramentum fidelitatis	
188	ゴスラム・ド・カステイオン・メドック	カステイオン・メドック領主	カステイオン・メドックの城館、ポルドー 司教区の所有物			R. F., n.191		城館はフロンサック副伯からの封土であつたものを、5スーの相続上納金の支払いで、フランドラネット家から保有する
189	エムリ・ド・ブール	レスパールの従騎士	レスパール・メドックにある全封土、リ ニヤン小教区の十分の一税			R. F., n.192		封土は全てフロンサック副伯から与えられていたが、100スーの相続上納金の支払いで、フランドラネット家から保有する
190	ヴェイリーヌ家夫人エブライダ		メリニヤック小教区にある所有物、 Subtus領主からの徴税権			R. F., n.193		
191	オリヴィエ・ド・タレ		タレの城館			R. F., n.194		
192	マレスタン・ロベール	騎士	何も保有していない	ガジョン・ド・ラ・マルシユ領主		R. F., n.195		
193	ギョーム・アルノー・ド・クロス		クロス城館			R. F., n.196	homagio	1196/5/28のリチャード1世への臣従札状
194	レモン・バルブ		バザス司教区のタレイゾン小教区のバ ルブの小屋付農地			R. F., n.197		1266/4/30にエティエンヌ・ロヌゲと契約
195	アマニユー・ド・ブランヌ		ブランヌ小教区における所有物(ア ルトー・ナリガンからの保有物含む)			R. F., n.198		
196	オジェ・ド・リュゲニヤック		バザス小教区のサン・フィリッポ・ド・ブ ランヌ小教区における所有物			R. F., n.199	fidelitatem	
197	ヴァイグロス・ド・リュゲニヤック		サン・テミリオン付近のサン・テイエ ヌ・ド・ブランヌ小教区の所有地			R. F., n.200		
198	アルノー・ギョーム・ド・リュゲニヤック		サン・テイエヌ・ド・ブランヌ、リュゲ ニヤック各小教区の所有地			R. F., n.201		ノージュ小教区の所有地については、 フランドラネット家の権威の下、自由地 として所有する
199	ピエール・ド・ブランヌ		サン・テイエヌ・ド・ブランヌ小教区 の所有地			R. F., n.202	homagio	
200	マルグリット・ド・チュレヌ		ベルジュラック城館、ジャンサック城館 等9城館と付随物			R. F., n.203	homagium ligium	
201	バザス司教ギョーム		ベルテールの城館			R. F., n.204		ピエール・ド・サン・ロベールが、所有していたもの
202	ギョーム・レモン・ド・ジャンサック	従騎士	三城館と支配領域			R. F., n.205	homagium ligium	マルグリット・ド・チュレヌが保証人
203	ベルナルド・ド・モンクラー	従騎士	モンクラーの城館と支配領域			R. F., n.206	homagium ligium	父母が当事者の後身人
204	ギョーム・ゴンボ	騎士	デュルソン城館と付随物			R. F., n.207	fidelitatem	12ドゥニエの相続上納金の設定
205	サン・フェルム大修道院長 エール・ド・サン・ミシエル		大修道院領			R. F., n.208		
206	アジャンのフランシス大修道院		大修道院領			R. F., n.209		
207	ベルトラン・ド・コーモン		ブーロン城館と付随物			R. F., n.210		
208	ジェロー・ド・ラモット	ロクタイヤードの共同領主	ロクタイヤード領の所有物、ポル ド、バザス司教区の所有物			R. F., n.211		ベルナルド・ド・ポールとランゴンの裁判権を折半している
209	アマニユー・ド・ラモット	従騎士、ロクタイ ヤードとランゴン の共同領主	ポルコランの十分の一税←アルブレ 家、ロプザックの十分の一税←バザ ス司教			R. F., n.212		

表5 現地領主の土地保有リスト

210	アニサン・ド・コーモン	サント・ベゼイユ領主	バザス司教区のサント・ベゼイユ、ランドヌムの所有事物			R. F., n.213	homagium ligium	10リーグルの相続上納金の設定
211	セヨロン・ド・モーリエ		バスラードの所有事物			R. F., n.214		
212	ユーグ・ド・モーヴァン		モーヴァン城館と上級・下級裁判権			R. F., n.215	homagium ligium	
213	ノートルダム・ド・グアン大修道院長ギョーム		大修道院領(自由地)			R. F., n.216		
214	レモン・ギョーム・ド・ラズら3名		ラズスの城館			R. F., n.217	homagium ligium	
215	ガルシィ・ダングル		オゾレ小教区の所有地(封土)、メイヤン付近の所有地(自由地)			R. F., n.218		オゾレについての相続上納金の設定
216	リヴェ大修道院長ギョーム	修道士	何も保有していない			R. F., n.219		
217	フォンギエム大修道院長ベルトラン	修道士	大修道院とバザス・ポルドー各司教区の領有地			R. F., n.220		
218	アルノー・ド・ジロンド	従騎士	三地域の所有事物			R. F., n.221	homagio	
219	ボラク施療院		施療院領(自由地)			R. F., n.222		
220	ド・アマニュー、ピエール・ド・ブーロン		ブーロン城館と付随物			R. F., n.223	homagium ligium	
221	サンジュ・アマニュー		ブーロン城館と付随物			R. F., n.224	homagio	
222	アルノー・ド・マルマン	騎士	ブーロン城館と付随物			R. F., n.225	homagium ligium	ペルトラン・ド・コーモンが保証人
223	ペルトラン・ド・ララーヌ	騎士	Gorssenesioの保有地			R. F., n.226	homagio	ペルトランの先代がカステイオン副伯から保有
224	ロジェ・ド・モンブラン	モントラヴァエルの騎士	封土と自由地			R. F., n.227	fidelitatem	元々はカステイオン副伯から保有
225	ロラン・ブレヴァ		レイジャック、マンザックにおける所有事物			R. F., n.228		
226	アルノー・ヴァンジェ	騎士	二小教区の所有事物			R. F., n.229	homagio	
227	ジェローム・ラ・バルド	騎士	バザス司教区のサン・マルタン・ド・シヴール、サント・クルワ・ド・ラヴィニャック、アルティユ小教区における所有事物			R. F., n.230	homagio	
228	ゴージェ・ド・コーザック	従騎士	何も保有していない			R. F., n.231		
229	ピエール・ド・ケヨネル		ギユルソ小教区の四箇所の小屋付農地←サン・メダール大修道院			R. F., n.232		
230	アルノー・ド・ギユルソン	騎士	ギユルソ小教区の家屋			R. F., n.233	homagio	
231	イティエ・ド・セル	サント・プロワ修道会のアプレヴォ	何も保有していない			R. F., n.234		
232	ギョーム・アルノー・ド・トントワロン	従騎士	バザス司教区のトントワロンの城館と領域(アルティユ)			R. F., n.235	homagium ligium	
233	レモン・バルナル・ド・ジェロー		ブーロン城館と付随物			R. F., n.236	homagium ligium	232の人物が保証人
234	ガルシィ・アルノー・ド・セスカス	騎士	イロン、ベル・マリ・デュゼスト各小教区の所有事物			R. F., n.237	homagio	
235	ギョーム・サンジュ・ド・ボエ	従騎士	ボエ城館			R. F., n.238		
236	ギョーム・アルノー・ドール		ラ・レオール城館付近のジヴェール小教区における所有事物			R. F., n.239		
237	バルナル・ド・リオン	従騎士	ブライヤック、ソ・ヴァニニヤック城館等			R. F., n.240	homagio	従兄弟のレモン・ド・モントーの代理
238	ギョーム・ド・リュサック	従騎士	Gorssenesioの保有地			R. F., n.241	homagio	元々はカステイオン副伯から保有
239	ギョーム・ドルガル	モントラヴァエルの騎士	ギユルソンの所有地			R. F., n.242	homagium ligium	
240	ゴスペール・ド・ウォー		ギユルソンの所有地			R. F., n.243	homagium ligium	
241	ピエール・ド・スユルベ	ソ・ヴァニニヤックの自由人の代理	ソ・ヴァニニヤックにおける所有事物			R. F., n.244		ガイヤール・ド・スユルベら18名の代理
242	ギョーム・ド・ラ・ターブ	トントワロン小教区長の代理	トントワロンにおける所有事物			R. F., n.245		ヴァタル・レス・バールら6名の代理
243	ジャン・ド・ベルノス	ベルノス小教区長の代理	ベル・マリ・ド・ベルノス小教区の所有事物			R. F., n.246		バザス・ブレヴァ管区に属する同小教区の29名の自由土地保有者の代理

表5 現地領主の土地保有リスト

244	ピエール・モンワネ、ラグエ、カバ	ポンベジャック、タ レイゾンエスクー ド、ベルノス各小 教区民の代理	四小教区の所有事 物			R. F., n.247		メーム家の人物を含む14名の自由土 地保有者の代理
245	アルノード・ラカス	キユド小教区民の代理	キユド小教区の所有事 物			R. F., n.248		14名の自由土地保有者の代理
246	ジャン・ド・コメール	マイヤス小教区民の代理	ベル・マリド・マイヤス小教区における 所有事 物			R. F., n.249		
247	Arnaud Arrolal	マイヤス小教区民の代理	ベル・マリド・マイヤス小教区における 所有事 物			R. F., n.250		
248	アルノード・クルネ	代理人	ベル・マリド・ベルノス小教区の所有 事 物			R. F., n.251		ヴァタル・ド・カンの代理
249	アルノー・ガルジッド・セスカス	騎士	バザス司教区の土地(自由地)			R. F., n.252		
250	Baionesius de Moleras	騎士	フロアテルの小屋付農地(封土)、バザス のポーピエにあるブドウ畑(自由地)			R. F., n.253		妻セギーヌの代理。セギーヌは7ポル ド一貫ドゥニエを支払う
251	ベルナルド・ド・ティアロス	騎士	三箇所の屋敷と付随物、ペラグリユ小 教区における所有事 物			R. F., n.254		ペラグリユ小教区の所有については、 妻ベアトリスの名で行う
252	レモン・バルブ	代理人	サン・ピエール・ド・タレイゾン小教区の 所有事 物			R. F., n.255		ベルナルド、ジャンヌ・ド・カズノーヴ夫 妻、アルノー・ド・タレイゾンの代理
253	ペルトラン・ド・モンズ	騎士	サント・バン小教区のBaianessioの 上級・下級裁判権			R. F., n.256		
254	エティエンヌ・クザン	聖職者	ラ・フロリ、ラ・フォルナルキにある土地			R. F., n.257		5スーの相続上納金を支払う
255	Elie de Scodacan	騎士	何も保有していない			R. F., n.258		
256	ベルナルド・ラギユビ	騎士	六小教区の所有事物、ベルピユイにあ るブドウ畑			R. F., n.259		
257	ジェラール・ド・ゴズー		ロケピーヌの領主領			R. F., n.260		
258	ピュイゲエムの4名の住民		ピュイゲエム城館に関する奉仕の権利			R. F., n.261		エブル・ド・モンズからブランタジネット 家に切り替え
259	ピエール・ド・スメール		ピュイゲエム城館にある権利 (Brungagの所轄領域)			R. F., n.262	homagium ligium	相続上納金の設定
260	オジェ・ド・ピュシヤギユ		ピュイゲエムの所有事 物			R. F., n.263	homagium ligium	
261	グリモアール・ド・ピック		ピュイゲエムの所有事 物			R. F., n.264	homagium ligium	
262	ペルトラン・ド・パニソー		ピュイゲエムの所有事 物			R. F., n.265		
263	エリ・ド・ベヴィル		ラ・ポエリ、ラカス、アルマディ、ピユイ ギエム、リュガックにある土地(封土)			R. F., n.266		ラ・ポエリは6スー、ラカス、アルマディは6 スー、ピユイギエムは2スー・2ドゥニエ、リュ ガックは2スーの支払いで保有
264	エリ・デスクーロン		ピュイギエムの所有事 物			R. F., n.267		
265	ボス・ド・ロシュフォール		ピュイギエムの所有事 物			R. F., n.268	fidelitatem	
266	イザルン・ド・バランクス		モンフェラン城館、ピロンにおける所有 事 物			R. F., n.269	homagium ligium	
267	ギョーム・ド・ポーヴィル	従騎士、ランゴン共同領主	全ての所有地			R. F., n.270		相続上納金の設定
268	ギョーム・アマニユ、ジェ ロー・アマニユ、アマ ニユ・ド・ラバルト		プーロン城館と付随物、バザス司教区 に所有するもの			R. F., n.271	homagium ligium	
269	レモン・ラザック		ピュイギエムの所有事 物			R. F., n.272	fidelitatem	相続上納金の設定
270	ピエール・ド・グロレ		ピュイギエムの所有事 物			R. F., n.273		
271	ピエール・グロレ・ド・ロケピーヌ		ミュノス小教区の所有事 物			R. F., n.274		
272	ギョーム・ド・ロケピーヌ		ピュイギエムの所有事 物			R. F., n.275		妻ゴーテルの代理
273	ピロ・サン・シメオン、ギョーム・ドラカローグ		ピュイギエムの所有事 物			R. F., n.276		

表5 現地領主の土地保有リスト

番号	領主名	職名	保有地	所有物	R. F. n.	権利	設定
274	アルノー、ギヨーム・ド・モーリヤック			ピュイギエムの所有物	R. F. n. 277	fidelitatem	相続上納金の設定
275	ガスク・ド・ピュイ・リュドン			モンポス小教区の所有物	R. F. n. 278	fidelitatem	相続上納金の設定。子息のアルノー、ギヨーム・ド・モンポスの代理
276	ユーク・ド・ガヴォダン			ピュイギエムの所有物	R. F. n. 279	fidelitatem	
277	アルノー・ド・テナック			ピュイギエムの所有物	R. F. n. 280	fidelitatem	
278	セガン・ド・ガルドンヌ			ピュイギエムの所有物	R. F. n. 281	fidelitatem	相続上納金の設定
279	エリ・ド・ロシュフォール			ピュイギエム城館の付随物	R. F. n. 282	fidelitatem	
280	ギヨーム・ド・ア			ピュイギエムの所有物	R. F. n. 283	fidelitatem	
281	アルノー・レモン・ダロアスタ			ピュイギエムの所有物	R. F. n. 284	fidelitatem	プレサックのマンズ 二箇所のマンズ
282	R・ド・ロシュアール			ピュイギエムのフロジャック小教区に所属するもの	R. F. n. 285	fidelitatem	相続上納金の設定。元々はピュイギエム領主からの封土
283	オジェ・ブロカール			ピュイギエムの所有物	R. F. n. 286	fidelitatem	
284	ペルトラン・ブラギユ			二箇所の建設用地	R. F. n. 287	fidelitatem	
285	R・ゴスペール	聖職者		四小教区の所有物、ラコパノートにある建設用地	R. F. n. 288	fidelitatem	
286	エティエンヌ・ブラエス			ピュイギエムの所有物	R. F. n. 289	fidelitatem	
287	R・ド・モンサック			ピュイギエムの所有物、サン・チュレリー、サン・シュルピス各小教区の所有物	R. F. n. 290	fidelitatem	
288	バザス市民7名			バザス市への義務			ペルトラン・ド・ラディス、ド・ド・パン、ス、ガイヤール・デュ・ピュイ、レモン・マルケス、アルノー・ギタール、ペルナール・ド・モンゴギユ、R・ゴザンが宣誓。9条の誓約文書の作成
289	Alapardis de Lergonhagias			ピュイギエムの所有物	R. F. n. 292		
290	ペルトラン・ド・ジュカス			メイランに所有するもの	R. F. n. 293		
291	ジェラール・ド・ジュジクス			サン・テイヤール・モントゴート小教区に所有するもの	R. F. n. 294		
292	レモン・フェウル・ド・ラドス	騎士		メイランに所有するもの	R. F. n. 295	homagium ligium	
293	ジェロー・ド・ラモット	従騎士		ロクタイヤード領の所有物等	R. F. n. 296	homagium ligium	
294	ギヨーム・ド・メーム	騎士		カズノヴの所有物、エール司教区の所有物	R. F. n. 297		
295	R・ガルスィド・サン・ソヴァール	従騎士		サン・ゾヴァール各小教区の所有物等	R. F. n. 298	homagium ligium	
296	ジャン・マルケス			三地区の所有物	R. F. n. 299		
297	ギヨーム・ド・モンブランプラン	騎士		フランヤック城館(権利の半分)、ペアスの所有物	R. F. n. 300	homagium ligium	相続上納金の設定
298	アルノー・ガルスィド・セスカス	騎士		三箇所の所轄領域	R. F. n. 301	homagium ligium	相続上納金の設定
299	ペルトラン・ド・セスカス			バザス司教区にあるブドウ畑・土地・ギョーム・デュ・ピュイ、ル・ピュイ教会小教区の所有物	R. F. n. 302	homagium ligium	相続上納金の設定
300	B・ド・モンラド				R. F. n. 303		
301	セニユロン・ド・ゴ	トゥルーズ司教		バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有物	R. F. n. 304	homagium ligium	
302	ギヨーム・ド・セスカス			バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有物	R. F. n. 305	homagium ligium	相続上納金の設定
303	ガイヤール・ド・パンサック	騎士		アルプ小教区にある全ての所有物	R. F. n. 306		
304	ガイヤール・ド・カンセグレ			何も所有していない	R. F. n. 307		
305	ペルトラン・ド・リュエニヤック			リュエニヤック小教区の所有物	R. F. n. 308		
306	グリモアール・ド・モンクレール			何も所有していない	R. F. n. 309		
307	ギヨーム・ド・ノリヤック			クードロ小修道院領にある封土・自地	R. F. n. 310		ジェラール・ド・ロールの代理
308	ド・ラヴァウール			マドゥラック小教区、マサーヌ付近の所有物	R. F. n. 311		12ドゥニエを毎年公もしくは公のブレウオに支払う

表5 現地領主の土地保有リスト

309	P de Scarthona		マドゥカラック小教区の所有事物			R. F., n.312		7ドゥニエを毎年公もしくは公のブレ ヴオに支払う
310	フォール・ド・ラ・リュイ					R. F., n.313		12ドゥニエを毎年公もしくは公のブレ ヴオに支払う
311	ベルナル・ド・マルセピユ					R. F., n.315		7ドゥニエを毎年公もしくは公のブレ ヴオに支払う
312	ガルシィ・ド・ボラ					R. F., n.314		ピエール・ド・ラ・カプーラにボラにある ものの保有者をイングランド王とする べしと証言。7ドゥニエの支払いを条件 として
313	ガルシィ・ド・ボラ(妻の代理)					R. F., n.316		ヴァタル・プトンとその妻の代理で、マ ドゥカラック小教区のボラにあるものの保 有者をイングランド王とすると証言。7 ドゥニエの支払いを条件として
314	W・R・ド・バンケ		バザス、エール各司教区の所有事物			R. F., n.317	homagium ligium	100スーの相続上納金を支払う
315	レモン・ド・メーム		ケイサン <small>の城館</small> 、バザス、エール各司 教区の所有事物		二司教区にあるブドウ畑←ギョーム・ アルノー・ド・ラモット	R. F., n.318	homagium ligium	
316	Arnaud Guillaume de Fromagesio		ケイサン <small>の城館</small>			R. F., n.319		
317	ベルナル・ド・コ		ガジャック小教区の所有事物		同小教区の土地・ブドウ畑←サン・ジャン <small>の城館</small>	R. F., n.320		相続上納金の設定 前者は妻ベルランド・ポアラック、 後者はアニエス・ド・ポアラックの代理
318	ピエール・ド・ガジャック		ベノージュ等にある四小教区での所有 事物(自由地)			R. F., n.321		
319	ピエール・ド・ガジャック		ガジャック小教区の所有事物			R. F., n.322		
320	アルノー・ド・トラン		ガジャック小教区の所有事物		同小教区の6レージュの土地・ブドウ畑 ←R・ド・タレイゾ、4ブザンの土地← ジャン・ド・サン・ジャン・ド・バザス	R. F., n.323		
321	メイヤンの5名の土地保有者		備考参照			R. F., n.324		イングランド王からの封土を除いて、メ イヤン小修道院からの自由地をイング ランド王の下で保証する
322	ピエール・ド・ラ・リュイ					R. F., n.325		
323	オジェ・コ	騎士	ベルグリュ <small>の城館</small> 等			R. F., n.327	fidelitatem	
324	アルノー・ド・ベルグリュ		ベルグリュ <small>の城館</small> 等		ギョーム・レモン・ド・ジャンサクから 土地保有	R. F., n.328	fidelitatem	
325	ベルグリュ領主家		ベルグリュ <small>の城館</small> 等			R. F., n.329		エリ・リュエール・ド・ベルジュラックに軍 役奉仕
326	ベルナル・ド・ランブレ	騎士	アイヤス小教区の所有事物			R. F., n.330		
327	ガイヤール・ド・ランゴン		サン・リュベール小教区の所有事物			R. F., n.331		ベルナル・ド・ボークヴィルと裁判権を折半する
328	ランゴンの住民		ランゴン市			R. F., n.332		ベルナル・ド・ボークヴィルと裁判権を折半する
329	ギョーム・アルノー・ド・ゴントー ルの兄弟	ピロン領主ピエー ルの兄弟	備考参照			R. F., n.333		ピエールの所有していたものは、ピ エールの遺言により、イングランド王か ら保有するべしと証言
330	アルノー・ド・ファイユ		マルセリュス小教区の所有事物			R. F., n.334		
331	ピエール・ド・ノワイヤン	騎士	ベサック小教区の所有事物			R. F., n.335		
332	ギョー・ド・ラスト		ラ・フォルト、シノバト <small>の所轄領域</small>			R. F., n.336		
333	ジェラール・ド・アサリ		フーロンの城館			R. F., n.337		ガイヤール・デグリースの名で保有していた城館
334	ベルノス小教区の王の自由民		オリオル <small>の小屋付農地</small>			R. F., n.338		
335	レモン・ベルナル		トレサック小教区のピュジョル <small>の屋敷</small>			R. F., n.339		
336	オリヴィエ・ド・ランペール		サン・ジャン・ゴテーズ小教区の所有事物			R. F., n.340		
337	ギョーム、アマニュー・フロザン		バザス、サン・マケール、ベノージュの 所有地(封土)、エール司教区の所有 地(自由地)			R. F., n.341		
338	リュファ・ド・バルテズ		バザス司教区のプルタンクスの所有地			R. F., n.342		
339	シモン・ド・モンブルトン		ギェルソン小教区の所有事物			R. F., n.343		相続上納金
340	R・ド・カンタコール		カンタコール <small>の屋敷</small>			R. F., n.344		
341	アルノー・ド・ムルゼ		マドゥカラック小教区の所有事物			R. F., n.345		12ドゥニエをラ・レオールにて支払う

表5 現地領主の土地保有リスト

342	サンシユ・ボレ			サン・シユビエヌ小教区の所有事物	R. F., n.346	
343	ギヨーム・アルノー・ペルトラン			Labinhaga付近の2ジュールの土地等	R. F., n.347	
344	アルノー・ド・クザベル			メイヤンに所有するもの	R. F., n.348	
345	ペルナン・ド・カゾーベル			コキュモンにおける保有地	R. F., n.349	
346	ヴィタル・ド・ゴージア			コキュモンにおける保有地、ペレルにある沼沢地、ブドウ畑	R. F., n.350	
347	Vigorius del Honoz			コキュモンにおける保有地、ペレルにある沼沢地、ブドウ畑	R. F., n.351	領主不在だった土地
348	エリ・ド・ピユラル			ビュイギエムの所有事物	R. F., n.352	
349	ピドン・ド・グラーヴダン			32カルトンのブドウ畑等	R. F., n.353	
350	フレオールのフレオ管区の土地保有者			備考参照	R. F., n.354	14名の土地保有者が払う税額について
351	ペルトラン・ド・ボエヴィル	アジャン大助祭		サン・ジエムの領主領、バザス司教区、ペリゴール小教区の所有事物	R. F., n.357	homagio
352	コーズ領主家			マドゥラック小教区のアドゥドゥル・トルリユダン	R. F., n.358	
353	ボンドラ施療院			バザス司教区にある世俗資産	R. F., n.359	
354	ガイヤール・デュルカン・ランゴン			何も保有していない	R. F., n.360	元々はペルナル・ド・ボエヴィルからの封土
355	クードローの住民			備考参照	R. F., n.361	ラ・レオールにて軍役奉仕の義務
356	ギヨーム・ラフォン			クードロー(自由地)	R. F., n.362	
357	ヴィタル・オリオール・クードロー			ジロンドにあるブドウ畑(自由地)	R. F., n.363	
358	ブーロン住民			備考参照	R. F., n.364	4名の代理により、65名の住民土地保有者の保有関係が証言される。そのうち7名が他領主からの保有を証言
359	アライド・ド・ブランクフオール			ブランクフオール城館	R. F., n.365	1270年5月15日に城館を半永続的に譲渡することに合意した
360	レモン・ダール			frandat del Chaizetの半分	R. F., n.451	年2スエを支払うことで保有
361	レクウール市以外の裁判権			レクウール市以外の裁判権	R. F., ns.452-454	ブランタジネット家と折半する。バリアージュ契約
362	イシジャックのコミュニティ			イシジャック市	R. F., n.481	インジャック相はイングラト國王によって、保護されるべしと設置
363	クーズラン副伯			モンティエの城館	R. F., n.482	
364	ジャン・ソルド、レモンド・リボス			ソアの城館→エドワード王子	R. F., n.484	1267年11月23日
365	ギヨーム・アルノー・ド・ソー			ソアの城館	R. F., n.485	1268年1月25日
366	サンシユ・マルタン・ド・ラエ			ソアの屋敷	R. F., n.487	1268年1月25日
367	アナサン・ド・セール			バクフェール付近の地域の所有事物、モンセギュールのバステイード	R. F., n.488	homadage
368	ギロード・セール	ランドウロンの騎士		バクフェール付近の地域の所有事物、モンセギュールのバステイード	R. F., n.489	1263年7月1日。相続上納金の設定
369	フローザン・ド・ジュジクス			モンセギュールのバステイード	R. F., n.490	1263年7月1日。相続上納金の設定
370	ゴージェ・ド・セール			ミユロン小教区の所有事物	R. F., n.491	1263年7月1日。相続上納金の設定
371	ジェローム・ド・ジュジクス			バクフェール付近の地域の所有事物、モンセギュールのバステイード	R. F., n.492	1263年7月1日。相続上納金の設定
372	ギヨーム・ド・アルセル			モンセギュールのバステイード	R. F., n.493	1263年7月1日。相続上納金の設定
373	ガルスィエ・デザンジェル			モンセギュールのバステイード	R. F., n.494	1263年7月1日。相続上納金の設定
374	ボヌワスト・ラ・ルツセル、ピエール・ド・ドサック、アニヤス・ド・フロンス			ルツセルからポルドーまでに持っている区画	R. F., n.495	1263年7月8日
375	エカール・オードウアン	プールの騎士		リプールの通行税と全ての権利	R. F., n.500	
376	ボンスド・ランサック			リプールの通行税と全ての権利	R. F., n.502	1266年4月1日。エドワード王子への臣従
377	アマニュー・コロン・ド・ブール				R. F., n.510	バリアージュ契約
378	サン・スヴェール大修道院			ガロス城館→譲渡	R. F., n.513	
379	ドゥーヌ・ド・バルレ			ポルドーにある城館と全ての付随権利	R. F., n.518	40スエの相続上納金を支払う
380	ガイヤール・ド・ラランド			ポルドー市のコミュニティ・裁判権	R. F., n.519	
381	アマニュー・コロン	ポルドー市民				

表5 現地領主の土地保有リスト

382	ピエール・エステーヴ	ボルドー市民	ボルドー付近のトラジェにある資産			R. F., n.520	
383	ギヨーム・アマニュー・ド・ベノージュ		サン・マケールにある全ての資産		ベノージュの自由地	R. F., n.521	
384	エモン・ド・ラモット		何も保有していない		サン・タンクレの自由地	R. F., n.522	homagio
385	アルノー・ド・ピエール・ド・タスト	従騎士	何も保有していない		サン・マケールの資産←ポルドーのサント・クルワ大修道院、R・ムロカン、ベノージュの資産←ベノージュ副伯	R. F., n.523	homagio
386	ギヨーム・ド・ボーヴィル	従騎士	ボルドー、バサス各小教区にある所有事物(オースタン城館)、ランティランの屋敷		ランティラン領主家からの資産←ランティラン領主、ジェラルド・ド・ラモット	R. F., n.524	homagio
387	ボルドーのサント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルド		何も保有していない		マコ、スーラク、サン・マケール←ローマ教皇	R. F., n.525	
388	エムリ・セイロー・ド・アアルグ	修道士	何も保有していない		大修道院←フロンザック副伯	R. F., n.526	
389	サン・デミリアン大修道院長		ブル・スエルク・メル市			R. F., n.527	
390	サン・スエルク・メル市長・市参事会		何も保有していない			R. F., n.528	
391	サン・ロマン・ド・ブライユ教会		何も保有していない			R. F., n.529	
392	サン・ゾヴァール・ド・ブライユ大修道院		オ一小教区の所有事物			R. F., n.530	
393	ギヨーム・ド・ブラダシ		カドゥジャック小教区の屋敷			R. F., n.531	homagio
394	ジェローム		サン・メダール小教区の所有事物			R. F., n.532	homagio
395	ガイヤール・デュラン		Salabeuの居住地、ポラス・ド・サン・ソロモンの小屋付農地(自由地)			R. F., n.533	homagio
396	R de Sauba Laura		メドックのラ・マルシユ城館の一部			R. F., n.534	
397	ゴスラム・レモン・ド・ブール		封土ではなく自由地を持つ			R. F., n.535	homagio
398	ゴスラム・レモン・ド・ブール					R. F., n.536	
399	24小教区の住民					R. F., n.537	
400	イヴラック、アンハリスの住民					R. F., n.538	
401	ギヨーム・レモン・ド・ピラック	騎士	イヴラック及びアンハリスでの所有資産			R. F., n.539	homagio
402	レモン・ド・ベルナック	従騎士	サン・リュブ小教区の所有事物			R. F., n.540	homagio
			サン・リュブ小教区から保有する土地				
403	ピエール・ド・モンペザ	騎士	サラボウ小教区にある2つの屋敷と付随権利、サン・ジェルマン小教区の資産、P・ド・ベタユ、ギヨーム・ド・カサックの2名の臣下が当事者から保有する封土		サラボウ小教区の3封土←ベルトランド・サラボウ、カヨ一小教区の封土←トルヌ領主、サラボウとカヨ一の十分の一税←ポルドー大司教	R. F., n.544	homagio
404	アルマン・ド・モンペザ	騎士	サラボウ、カヨ一各小教区にある資産、Poicousの住民への権利の半分、ボンベニヤックとトレセス教会の間の荒地、臣下のギヨーム・ド・ジャンケールが当事者から保有する封土		Poicousの住民への権利←ベルナック領主、カヨ一小教区の十分の一税←ポルドー大司教	R. F., n.545	
405	ロスタン・ド・ラルツセル		何も保有していない			R. F., n.547	
406	ベルナルド・デスクッサン	ラングワラン領主	ラングワランの城館と裁判権、ラ・ソングとソング・マジュールに所有するもの、Baurregiolに所有するもの		Bauregioの十分の一税、ジャンケールの封土、ランゴンの裁判権	R. F., n.548	
407	ブラダシ家		オ一小教区の所有事物			R. F., n.549	
408	ピエール、アルノー・ド・タスト	従騎士	何も保有していない		サン・マケール付近の保有物←ポルドーのサント・クルワ大修道院、ベノージュの保有物←ベノージュ領主	R. F., n.550	
409	Willelmus de Stagis	ブラジモンの住民	ブラジモンの所有事物			R. F., n.551	
410	ベルトランド・モンス	従騎士	カドゥジャックの屋敷と森林			R. F., n.552	
411	エリ・ド・ラリュスカード	従騎士	セザック小教区にある所有事物等			R. F., n.553	homagio
412	ジャン・ド・テルフォール	騎士	セザック小教区にある所有事物等			R. F., n.554	
413	ゴスラム・トール・ド・ブール	従騎士	リュグニヤックの屋敷			R. F., n.555	
414	レモン・ド・ヴィルヌーヴ	従騎士	何も保有していない		屋敷の権利をMiletto deu Bulhと折半	R. F., n.556	
							5スーの相続上納金を支払う 元々はフロンザック副伯からの封土で、30スーの相続上納金をイングラド王に支払う 元々はフロンザック副伯からの封土

表5 現地領主の土地保有リスト

415	ベルトラン・ド・ポダンサク	従騎士	ポダンサクに保有するもの	セロンの臣民の権利の半分←他領主、イヤーズ、モントウイサン各小教区での保有地	R. F., n.557		
416	ベルトウイユ大修道院長		何も保有していない		R. F., n.558		ロペール・ド・フロリアックの後見人
417	アルノー・王ナ子		サン・リュブ小教区の所有物		R. F., n.559		アマニュー6世の子息ベルナルデ・エドゥの後見人
418	ジェロー・ダルマニヤック	アルマニヤックフェザンサク	Castri-Geliosiiの城館と付随物、アルブレの城館と付随物		R. F., n.560		
419	ガイヤール・ド・カスタネ	従騎士	Iterius deu Bruilnがタリス小教区ラルーグに所有する全ての土地・裁判権	プリニヤック小教区の所有物	R. F., n.561		
420	アルノー・ド・ソール		サン・タンドレ・ダルジェロス小教区に所有するもの		R. F., n.562		オマージュを拒否
421	アモバン・ギタールド・ブール		何も保有していない	ラムフォールのブドウ畑	R. F., n.563		
422	R・ド・タステ	従騎士	バルザック、プリニヤック、イヤーツの各小教区に所有しているもの	各小教区のランティラン領←ガイヤール・ド・ワールジ、ガイヤール・ド・ロバングス	R. F., n.564		
423	ミレ・ド・ノワイヤン	従騎士	コレジャン、カドージヤック、ヴィルヌーヴ、レヴィニヤン各小教区の所有物	ベルトラン・ド・ノワイヤン、ギタールド・ブール、マルケス・ド・コレジャンと共同領有地	R. F., n.565	homagio	ヴィルヌーヴに関して60スーの相続上納金をイングランド王に支払う
424	ノワイヤン領主の土地所有書(カスタネ、タステ)		何も保有していない		R. F., n.566		
425	ジェエール・ド・ラモット	ラ・トレヌ領主	セナック小教区の所有物	同小教区の十分の一税←ポルドー大司教	R. F., n.567		
426	ロスダン・ド・ランティラ	従騎士	バサス司教区にある三区画の所有物		R. F., n.568		
427	ボナフオス・ドロエード	騎士	サン・マケール小教区の通行税		R. F., n.569		
428	P・グアルノーとその兄弟		サン・リュブ小教区で相続したもの		R. F., n.570		
429	エイラン・ドレード		サン・マケール小教区の通行税	サン・マケール小教区のペノージュの所有物	R. F., n.571		
430	ギヨス小教区の住民3名		ギヨス小教区に所有するもの		R. F., n.572		ベルナルド・ド・ボーヴィルからの封地で、10スーの相続上納金をイングランド王に支払う
431	ジャン・ダル・ド・レサ		オスタン小教区に所有するもの		R. F., n.573		イングランド王への宣誓を行う
432	ムステイ、ソニヤックの住民2名		バサス司教区に所有するもの		R. F., n.574		イングランド王への宣誓を行う
433	ピエール・ダルバナ	騎士	アルバナ、ポルテ各小教区の所有物	小教区←他領主	R. F., n.575		
434	エカール・フォルトン・ル・ジュヌ		ブール、Proaladonの所有物		R. F., n.576		元々はフロンスサク副伯からの封土であったので、6スーの相続上納金をイングランド王に支払う
435	トマ・ド・ボルデュ・ブール		サント・ジロンド小教区のブドウ畑		R. F., n.577		元々はフロンスサク副伯からの封土であったので、1ドゥニエの相続上納金をイングランド王に支払う
436	アルノー・アマニュー		何も保有していない	アンブにある土地	R. F., n.578		エイケルム・アンドロンの後見人
437	アモバン、レモン・ギョーム・ジャンケル		サン・ジェルマン・ド・クロノン、ポルジュ小教区の所有物		R. F., n.579		
438	アルノー・ド・グリサク・ル・ジュヌ	騎士	Seitosaacの市場		R. F., n.580		相続上納金の設定
439	ピエール・ド・ピュロス	騎士	オスタン、ラサ各小教区の所有物	両小教区の所有物の一部←ランティラン領主、ノワイヤン領主	R. F., n.581		相続上納金の設定
440	ピエール・ド・ラルティエグ	従騎士	四小教区の所有物		R. F., n.582		元々はカステイオン副伯からの封土であったので、5スーの相続上納金をイングランド王に支払う
441	ジャン・ド・ラランド	騎士	ブールの城館と付随物、フロンスサク領主領	ブール、フロンスサク、カステイオンの十分の一税←ポルドー大司教、ブールの領地の一部←ベルナルド・ブランクフオール、アントル・ドルドーニューカステイオン副伯	R. F., n.583	homagis	

表5 現地領主の土地保有リスト

442	ソーヴ・マジュエールの住長14名			プールの領主領の所有事物の半分			R. F., n.584		プランタジネット家へと宣誓
443	ジェエロード・サイ			ラトレヌ城館と付随事物、臣下のガイヤール・ポルドウがノワイヤン領主家から保有している所有地			R. F., n.585	homagio plano	B・エムリト・プールの甥ジョフロアの後見人
444	ギヨーム・レモン・ノワイヤン						R. F., n.586		
445	ポンス・ド・ボージェイラン、アルノード・カバナ、ピエール・ド・カバナ	リオンの領主		リルの封土			R. F., n.587		
446	トレス小教区の7名の住長			トレス、メラック小教区の全ての土地			R. F., n.588		
447	ラトレヌ小教区の6名の住長			ラトレヌ小教区の資産			R. F., n.589		
448	ヴァイタル・ド・ランゴン						R. F., n.590		
449	アモーバン・ド・ブランクフォール			プールのヴァイギエ(裁判)管区			R. F., n.591	homagio	元々はフロンサック副伯からの封土なので、30スーの相続上納金をイングランド王に支払う
450	ギヨーム・ド・ムワック、マルタン・ド・ラモネージュ			ポンベニヤック小教区ララモネージュにある土地・ブドウ畑			R. F., n.592		
451	エリド・ラカス	ソーヴ・マジュエールの従騎士		フォルグを除く小教区の所有事物			R. F., n.593		
452	ピエール・ド・タバナ	プールのスジュール・メーズの騎士		ピュイ・イザルン小教区の所有事物			R. F., n.594		元々はフロンサック副伯からの封土なので、6ドゥニエの相続上納金をイングランド王に支払う
453	ガイヤール・デュ・ピュイ			ナリジャン小教区のアスーの租税			R. F., n.595		
454	レモン・ド・マルサン			何も保有していない			R. F., n.596		
455	レモン・ブラン・ド・フロンサック	リブールヌ市長					R. F., n.597		ホルドー、バサス司教区において、リブールヌのコミューヌはイングランド王に奉仕するべしと証言
456	サン・マケールの4名の市民			何も保有していない			R. F., n.598		大修道院は自由な立場にあると証言
457	ギートル大修道院長ギヨーム			何も保有していない			R. F., n.599		
458	ラソヴ・マジュエール大修道院長ジェロ			大修道院領			R. F., n.600		
459	ギヨーム・レモン・ド・ピラック			五小教区における所有事物			R. F., n.601		
460	Millet de Boulh			バルブの沼沢地			R. F., n.602		
461	ギヨーム・アルトウ	ポルドー市民		家産・船舶			R. F., n.603		
462	ピエール・ベタイユ			ポンベニヤック小教区の所有事物			R. F., n.604		
463	ギヨーム・アルノード・タストほか10名			アントル・ドゥ・メルルにおける所有事物、ガイヤール・ド・ピュッシュュがサン・ジェルマン・ド・サン・カンタン小教区の全所有物、コストネード・セヴランサン小教区に保有するもの			R. F., n.605		
464	Pons de Scratia 19名			何も保有していない			R. F., n.606		
465	ギタール・ド・プー	クレジャン領主		カドージヤック小教区の所有事物等			R. F., n.607		
466	アルノード・ギヨーム・ヴァタル・ド・ラモン			七小教区における所有事物			R. F., n.608		
467	ピエール・アルノー・デュ・ブダ	従騎士		12小教区における所有事物			R. F., n.609		
468	ロスタン・デソラー	ポルドー市民		2つのプレヴォ管区の全ての権利			R. F., n.610		
469	プールのスジュール大修道院長			何も保有していない			R. F., n.611		
470	ギヨーム・アルノード・シマン	騎士		六小教区の所有事物			R. F., n.612		

表5 現地領主の土地保有リスト

471	ギョーム・ド・カントメルル・アムニエール・フルード・セロン		四小教区の所有事 物	カントメルル セロン、アンバレス各小 教区←ジェエロー・バルザック ポダ ンサック小教区←ベルトラン・ポダ ンサック セロン セロン小教区←ベ ルトラン・ド・バンサック	R. F., n.613		
472	レモン・ギョーム・ドリニー		セロン等5小教区の所有事 物	セロン小教区の封土←ベルトラン ド・バンサック	R. F., n.614	juramento fidelitatis	
473	アルノー・ブワオード・サン・ミシエル	レスバールの従騎士	グラアムニエール小教区の土地の3分の1 何も保有していない	カルカンス、ベルトウイユ各小教区の所有事 物	R. F., n.615		2スーの相続上納金を支払う
474	エムリド・ブール	従騎士	ル・バサン、ラ・モットの全所有事 物		R. F., n.616		自由地から封土へ転換
475	ヴァイグール・ブネの妻エリーヌ	従騎士	何も保有していない		R. F., n.617		
476	ジュルダン・ド・カバナ	自由民	12小教区における所有事 物	12小教区における所有事物←ポルドー 大同教、トゥルヌ領主、ラトレーヌ領主	R. F., n.618	homagio	
477	アルノー・ブワオード・サン・ミシエル	騎士	7畝の土地・ブドウ畑		R. F., n.620		
478	ベルナルド・ド・ブシニヤン	騎士	グラヤムにある土地		R. F., n.621	homagio	
479	ベルトラン・ド・ゴ	従騎士	ピュジョールの所有事 物等		R. F., n.622		
480	レモン・ド・ピュジョール		土地・ブドウ畑		R. F., n.623		王の自由民となる宣誓
481	ベルトラン・カイヨール ラートとポダンサックの王の 臣下10名		共有地・水路とその権利		R. F., n.624		
482	レモン・バジエ・ド・ブランサックら6名		ソーテルズ、ピュジョール小教区の所有 事物	二小教区の封土←ギョーム・アル ノー・ド・セスカス	R. F., n.625		王の自由民となる宣誓
483	ブシニヤンの王の自由民6名	王の自由民	バルザック小教区の所有事 物		R. F., n.626		
484	ガルシイド・サル		土地・ブドウ畑		R. F., n.627		
485	ベルナルド・ド・ゴス		サン・モリヨ、バルザック、ピュジョール 各小教区の所有事物	三小教区の所有事物←他領主	R. F., n.628		
486	アルノー・ヴァイブリアン・ダリエ	騎士	五小教区における所有事 物	五小教区の所有事物←他領主	R. F., n.629		
487	ガイヤール・ダリエ	騎士	五小教区における所有事 物	五小教区の所有事物←ポルドー大 同教、セロン領主、モンブラネール領 主、リオン領主	R. F., n.630		
488	ピエール・パラン	騎士			R. F., n.631		
489	ピエール・ド・ヴァイルサンチュ	騎士			R. F., n.632	homagio	
490	ベルナルド・ド・ピエール・ド・レイス	騎士	ピュドス、オスタンの所有事物(自由 アアルグの城館、ポルドー、バザス、 エール各同教区の所有事物)		R. F., n.633	homagio	
491	ギョーム・ガイヤール・ド・ファルグ	従騎士	四小教区における所有事 物	ピュドス小教区←ガイヤール・ド・グロジニヤック	R. F., n.634		
492	ピエール・ド・ピュドス	従騎士			R. F., n.635		
493	ピエール・バルトラン・ド・バルザックら54名				R. F., n.636-640, 657, 674, 675		
494	バルザックの王の自由民				R. F., n.641	homagio	
495	ギョーム・ド・ラロック	従騎士	八小教区における所有事物、マレスタ ンがラロックから保有する封土	カンピス小教区の十分の一税	R. F., n.642		
496	ベルトラン・ド・トレス	騎士	何も保有していない		R. F., n.643		
497	ギョーム・ムロン	従騎士	何も保有していない		R. F., n.644	homagio	イングラント王に臣従 ギョーム・レモン・コロンの子息の後見人
498	Amanieu de Lonqueris		ベークル小教区の所有事 物等		R. F., n.645		
499	オーベイ夫人		三小教区の所有事 物		R. F., n.646		
500	ヴァイタルド・タバナ	従騎士	トゥルヌ、タバナ各小教区に所有する 全ての土地・ブドウ畑		R. F., n.647		
501	ベルナルド・ダロケ・ド・カリニヤン	騎士	サン・ピエール・ポルドーの居住地		R. F., n.648		
502	ガイヤール・デソラー	ポルドー市民	サン・ピエール・ポルドーの居住地		R. F., n.649		20ドゥエエの相続上納金を支払う
503	エリ・ヴァイグエ・ド・サン・ピエール		ロマニヤックの3人の臣下、リオンの1 人の臣下の権利、フロンサック副伯か らの十分の一税、グラール・グのブドウ 畑、アンギエーユの土地		R. F., n.650		
504	ギョーム・ボカ・ド・フロンサック						

表5 現地領主の土地保有リスト

505	ギヨーム・ド・キュルサン			ボーリヤック小教区に保有する土地・屋敷	ボーリヤック小教区の保有封土・ラ・トレヌ領主、アマニュー・ド・トディール	R. F., n.651		
506	ジョフロワ・ゴンボ	従騎士		何も保有していない	フロンスック副伯から保有	R. F., n.652		フロンスック副伯へのオマージュ
507	ペトロニル・ドラモット			サン・カンダン、ヴァロン小教区の全ての資産		R. F., n.653		
508	ベルナルド・ラロック			サン・ピエール・ド・カンサック、バサ、サン・チュレリ小教区の所有建物	三小教区の保有地←アモバン・ド・パレス、ジャン・ド・ラランドと妻フィニス、エイケルム、ギョーム・ド・ダンピアン、ポンス・ド・カントメルル	R. F., n.654		
509	アルノー・ド・ブランチラド・ギートル			ドルドーニュ川流域の屋敷		R. F., n.655	homagio franco	ポルドー慣習法に基づいての臣従礼。フロンスック副伯に義務を果たすが、領主交代時には5スーの相続上納金
510	アマニュー・ド・キュルサン					R. F., n.656		
511	サン・ジャン・デ・ノン小教区の王の自由民19名					R. F., n.658		
512	ベルナル・ド・スト					R. F., n.659		イングランド王の臣下としての宣誓
513	ポルテとカストルの住民3名			ポルテとカストルの所有建物		R. F., n.660		
514	カストル小教区の住民(アルノール)			カストル小教区の9畝の土地		R. F., n.661		
515	ギョーム・レモン・デ・ポルデス				レ・ポルデスの屋敷←ペノージュ副伯	R. F., n.662		イングランド王の裁判権と支配の下での保護を求める
516	アマニュー・アルト			サン・スラン小教区に所有する全ての土地		R. F., n.663		
517	レモン・ド・カサナ			何も保有していない	ランサック小教区の自由地、サン・クリク小教区の保有地←ブール大修道	R. F., n.664		
518	アルノー・ギョーム・ド・スタージュ、ニコラ・ド・バウエニ			アントル・ドゥ・メールにおける全所有物等		R. F., n.665		
519	エカール・オードウアン			Marcanusの森林、8小教区の保有物		R. F., n.666		元々はフロンスック副伯からの封土なので、10スーの相続上納金をイングランド王に支払う
520	アラド・ド・ブランクフォール、ベルナルド・ランカ			ブランクフォール城壁、アリュアンにある所有建物の半分		R. F., n.667		オマージュなしで保有
521	ジャン・ド・シレイ・サン・テミリアン			何も保有していない	アントル・ドゥ・メールの通行税、5スーの相続上納金←フロンスック副	R. F., n.668		
522	ガイヤール・ド・リニヤン			マレブイの屋敷と付随建物	ラルガロスの十分の一税、カストルにおける相続遺産←他領主	R. F., n.669		
523	ギョーム・レモン・ド・ビュドス			プリニヤック、レイサ各小教区に所有する全て	十分の一税←ポルドー大司教	R. F., n.670		
524	サン・ローランド・カゾ小修道院長エリジャン			大修道院 サン・ピエール・ド・モントローニエの小修道院からの所有物		R. F., n.671		
525	ピエール・ド・セルヴァ、ジャン・カイヨー			四小教区における所有建物	サン・シユルピス小教区ル・グリス←アルノー・ド・モンペサ 臣下のピエール・ガヴォワールの屋敷←レモン・ピュグ、Lascinbiolaの所有地←エイケルム・ド・ラ・モット	R. F., n.672		
526	アルノー・ド・ブリュロン			サン・モリヨ小教区に所有する屋敷		R. F., n.676		
527	ポスクヌ(サン・モリヨ小教区の自由民)			サン・モリヨ小教区の所有建物		R. F., n.677		
528	ピエール・ガヴォワール、ジャン・カイヤールとその兄弟(ラブレード小教区の自由民)			サン・ジャン・エスタンプ小教区の所有地		R. F., n.678		
529	カバナ小教区の自由民29名			カバナ小教区に所有するべきもの		R. F., n.679	homagio	年間50スーをイングランド王に支払う
530	ロスタン・デノラー					R. F., n.680		
531	ジャン・ド・アザール			マルシイマル小教区の所有建物		R. F., n.681		
532	アマニュー・ド・レスゴール	従騎士		サン・ミセル・ド・ピアの全ての小教区に所有するもの		R. F., n.682		
533	ギョーム・レモン・ド・モリス			ミザンに所有する臣民・土地・所有物		R. F., n.683		
534	セニユロン・ド・ムワサック	騎士		バルサック・ボリンブルグ小教区の五小教区の臣民・土地・森林		R. F., n.685		
535	ミザン小修道院長			ミザン・モモン・サン・ミセル・ド・ピアールの十分の一税の半分		R. F., n.686	homagio	イングランド王へのオマージュ

表5 現地領主の土地保有リスト

536	ガイヤール・ド・ラモット	従騎士	ピュッツェのラモット城館の半分 ビスカロ ス小教区の土地保有者サンギネ小教区に 所有する臣民と土地の権利等	R. F., n.687	
537	アマニュー・ド・ピュッツェ	騎士、ミザンのヴィギエ	ミザンのヴィギエ	R. F., n.688	homagio
538	ジュルダン・ド・ピュッツェ	従騎士	バザス司教区の所有地	R. F., n.689	fidelitatis et homagium
539	ミザンのコムーヌ		ミザン市、開墾・未開墾地、ブドウ畑 ミザンとリアから上がる十分の一税 の担当分を含むミザンにおける全て の所有物	R. F., n.690	
540	ガイヤール・ド・リゴタン			R. F., n.691	
541	アマニュー・ド・カンペ	騎士	ベルズのポンタンヌ小教区に所有するもの	R. F., n.692	
542	ロンバル・デスクルス	従騎士	サンギエ小教区に所有する屋敷等	R. F., n.693	
543	ピエール・ド・モンタネ		モンタネ小教区に所有する臣民・土地・荒地・森林	R. F., n.694	
544	アルノー・ド・レスブロン		ピア、ピロン各小教区の全ての土地・所有物	R. F., n.695	アルティグメールの土地

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

番号	当事者名	当事者の肩書	ブランチジネット家からの授受地 ブランチに近接するサン・タレドヌスの土地 サン・テミリオオン市街	他領主からの授受地・当事者自身の所有地	史料番号	オマージュの形態	備考
1	アルノー・デスバーニュ	メリニャック領主			R. F., n.1	homagio	
2	サン・テミリオオン市参事会				R. F., n.2		
6	ゴンボニー・ド・レスパール	従騎士	セザックとケラックにある土地	セザックの土地の一部はMiletto deu Bolhからも保有	R. F., n.6		セザックとケラックの土地は元々はフロレンサック副伯からの封土 当事者はピエール・アマニュー・ド・ポルトーの後身人。土地はピエール・アマニューが、ベルラン・カイヨーとアマニュー・ベサックに与えていた封土
8	アモーバン・ド・パレス	騎士	ポルドレのペサックにある土地		R. F., n.8		ブランチジネット家への奉仕は拒否
9	ユーグ・ド・カステイオン	副伯家	マルシュの城館		R. F., n.9	homagium, sacramento fidelitatis	ブランチジネット家に差し出し、再下封される
10	エリ・ド・カステイオン	副伯家	ピュイ・ノルマンの城館		R. F., n.10		
11	オトン・ド・ロモニーユ	副伯	フェオ・マルジニエとフロンサックにある土地		R. F., n.11		
12	オリヴィエ・ド・リニヤン	従騎士	リニヤン小教区の城館、ル・マスの森林、フォントゥナ・ティルの土地、サン・ジェルマン、ブラバン小教区の土地、エスレイラックの土地		R. F., n.12		
13	ギヨーム・セガン・ド・リオン	領主	リオンの城館、ペノージュにある土地、ヴァント、セロン、バルザックにある土地、ポダンサックにある土地	リオンの城館の権利の一部をアマニュー・ド・キュルトンから保有	R. F., n.13		
16	ギヨーム・ベルナル・ドルノン	騎士	グラティニヤンにある土地、十分の一税		R. F., n.16		ガイヤールから親族が保有。ブランクフォール家へと奉仕
18	ピエール・ド・リオン	領主家	妻の所有地		R. F., n.18	homagia	
19	ピエール・ド・ポルドー	従騎士	オーブラにあるブドウ畑		R. F., n.19		
20	フオンギエム大修道院		何も保有していない		R. F., n.20		
21	アマニュー・ド・キュルトン、アルノー・ベルナル・ド・プレ	従騎士	ダニヤックにある土地		R. F., n.21		共同での所有地。アマニューはオマージュを拒否
22	ピエール・フエラン、アルノー・ガルシ		ポルドー、バザス各司教区にある土地		R. F., n.22		
23	ヴィタル・ド・ミラモン		サン・マルタン小教区のラヌコスにある土地		R. F., n.23		
24	ギヨーム・ド・ヴォー	騎士	ヴォー小教区にある諸権利		R. F., n.24	homendage e fizautad	
25	ギヨーム・エクス・ド・フォルグ		フォルグの荘園にある全ての所有物		R. F., n.25	homendage e fizautad	
26	ピエール・ド・ラバルト	従騎士	ラバルトにある騎士封		R. F., n.26	homendage e fizautad	
27	Amanieu de Sagbet		Sagbetにある騎士封		R. F., n.27		
28	ピエール・アルノー・ド・ミュス、アルノー・ド・ランベズ		ミュスにある騎士封		R. F., n.28		
29	ギヨーム・ド・セレス		セレス・ガストンの城館、ヴィルスーヴにある騎士封		R. F., n.29		
30	Bernard Non de Castera		プロースの城館と領地	proprium hospiculus	R. F., n.30		
31	ギヨーム・メラン		メランにある土地		R. F., n.31		
32	ギヨーム・アルノー・ド・リアス		リアスにある騎士封		R. F., n.32		
33	オード・ド・ペリ		ペリにある騎士封		R. F., n.33		亡きガイヤールの娘
34	ベルラン・ド・ラディス	バザス市民	サン・マリ・テレム、サン・タンドレ小教区にある土地		R. F., n.34		自由地もブランチジネット家から所有
36	ギエム・ド・ラフォレスト		クラティニヤンにある土地		R. F., n.36		ポルドー慣習法の規定によって保有
37	エール司教		ポスタリにある騎士封、オンソーにある土地、死亡した司教役人の土地		R. F., n.37		
38	老ギヨーム・ド・ブール	騎士	ラ・レオールの城館		R. F., n.38		
39	ギタール・ド・ブール	騎士	ベルトウイユの本領地・裁判権		R. F., n.39		
40	ベルナル・フォル	書記?	裁判権		R. F., n.40		
41	アルノー・セガン・デスタン	騎士	自領地及び自領地の住民		R. F., n.41		

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

42	ベルナー・カステルノー	カステルノーの本領地		R. F., n.42	
43	バンケ領主	ビューバルドスの騎士封		R. F., n.43	
44	ギョーム・ド・パリ	モミュイの城館と土地		R. F., n.44	
45	ジェローム	アルマニヤック-フェザンサック伯領		R. F., n.45	homagium et fidelitate
46	オジェ・ド・モルアス	オルバカーブの城館		R. F., n.46	
47	Mancip de Casalong	Casalongの城館		R. F., n.47	
48	レモン・ガラン	エール司教区の所有事柄		R. F., n.48	homagium et fidelitate
49	ペルトラン・ド・ラモット	シルヴェストルの所有事柄		R. F., n.49	homagium et fidelitate
50	ペルトラン・ド・ラモット	アンティロンの騎士封		R. F., n.50	homagium et fidelitate
51	ガルブラン・ド・モラン	モンランの騎士封		R. F., n.51	homagium et fidelitate
52	ベルナルド・ラモット	ガンスの城館と所轄領域		R. F., n.52	homagium et fidelitate
53	ギョーム・アルノー・ド・ガザリス	ガザリス小教区にある土地		R. F., n.53	homagium et fidelitate
54	アルノー・ド・ガヴェストン	ロクフォー、Lobinher, モン・ガラール、Haxetmauの4城館、妻のクラルモントの所有地		R. F., n.54	homagium et fidelitatem
55	Arnaud de Marcio	コナール城館、La Gastの所轄領域(エール・ダックス司教区)	ミュルゴン城館←サン・ズヴェール大修道院長、ガルドの領有地	R. F., n.55	homagium et fidelitatem
56	ギョーム・アルノー・ド・サントーバン	ビュジャル城館、Brocarの12の小屋付農地		R. F., n.56	homagium et fidelitatem
57	アルノー・ドリス	ユリスの騎士封		R. F., n.57	homagium et fidelitatem
58	Guitard de Rumbes	Rumbesの騎士封、Munhosの所轄領域、4箇所的小屋付農地		R. F., n.58	homagium ac fidelitatem
59	Géraud de Mont-iront	Mont-irontの騎士封	騎士封の3分の1は、ギョーム・アルノー・ド・クレバサックに保有させる	R. F., n.59	homagium et fidelitatem
60	ギョーム・アルノー・ド・カンペ	カンペ、サント・クルワ・ダラウ・ダラウ、ユシヤックの三小教区での所有事柄		R. F., n.60	homagium et fidelitate
61	フォルトン・ド・ビエルネード	ビュールネードの騎士封		R. F., n.61	homagium et fidelitatem
62	Vital d'Hestios	Hestiosの騎士封、5箇所的小屋付農地		R. F., n.62	homagium et fidelitatem
63	レモン・ベルナルド・ド・セラス	セラスの荒地とグラヴェの小屋付農地	自由地としてブドウ畑を所有	R. F., n.63	homagio
64	ギョーム・ド・バス	バスの城館、サン・タントワース小教区に保有するもの、妻の所有事柄(スロスの小屋付農地)		R. F., n.64	homagium et fidelitatem
65	オトン・ド・アズイ	ドアズイとブラサンピュエイの城館		R. F., n.65	homagium et fidelitatem
66	レモン・ド・サントーランス	サントーランスの騎士封		R. F., n.66	homagium et fidelitatem
67	ベルナルド・ド・ブリュレ	ブリュレの騎士封		R. F., n.67	homagium et fidelitatem
68	アルノー・ギョーム・ド・クレバサック	モンティロンの騎士封		R. F., n.68	homagium et fidelitatem
69	ナヴァール・ド・ペイル	ペイルの城館		R. F., n.69	homagium et fidelitatem
70	サン・スヴェール大修道院長	サン・スヴェール大修道院領		R. F., n.70	fidelitatem
71	エスキヴァ	ピゴール伯		R. F., n.71	homagio
72	アルノー・セガン・デスタン	カンペ、ブラ、ピュージュの三城館、9箇所の所轄領域、通行税		R. F., n.72	homagium et fidelitatem
73	アルノー・ド・ラセール	サン・スヴェール小教区の所有事柄	le Seudにある5五箇所的小屋付農地←マルサン領主	R. F., n.73	homagium et fidelitatem
74	ヴァイタル・ド・ポダンクス	ポダンクスの城館、オーリエとブリュランにある所有地、スロースとポダンクスの所有事柄、従兄弟の母方からの所有事柄		R. F., n.74	homagium et fidelitatem
75	アルノー・ド・サン・ジェルマン	六小教区における所有事柄、サン・ジャン・トウスからの封土		R. F., n.75	homagium et fidelitatem
76	アルノー・ド・モーリ	モーリの城館と付随する三地区の権利		R. F., n.76	homagium et fidelitatem
77	ヴァタル・アルノー・ギョーム・ド・カスガ	ブサンスの騎士封		R. F., n.77	homagium et fidelitatem

保有に関する証言が明記されている事例

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

78	ギョーム・ベルナル・ド・バルバンス	従騎士	モンノウバの騎士封、エイストの小屋付農地	R. F., n.78	homagium et fidelitatem	
79	ヴィタル・ド・カザレ	従騎士	カザレ、サン・ジャン・ド・パンケの騎士封、リュクモートゴージェの騎士封の半分	R. F., n.79	homagium et fidelitatem	オマージュと奉仕を拒否
80	アルノー・ギョーム・ドラバルト		ラバルトとプロカールの騎士封	R. F., n.80	homagium et fidelitatem	
81	ボゾン・ルーク・グラー		ルーク・グラーの騎士封	R. F., n.81	homagium et fidelitatem	
82	サンジュール・ド・カスタンデ	従騎士・領主	カスタンデの城館、7箇所の小屋付農地	R. F., n.82	homagium et fidelitatem	
83	ジュルダン・ド・バンク		バンクの騎士封	R. F., n.83	homagium et fidelitatem	
84	ギョーム・エイリュイユ・ド・ペイル		ペイルの所有地、バンゲール、リボートの騎士封	R. F., n.84	homagio	ソー・ド・ボニーオン施療院にリボートの騎士封の7箇所の小屋付農地のうち、ペイルセにある小屋付農地を譲渡
85	オートン・ド・クララク		アルタサン <small>（マルサン副伯の裁判権下）</small> の城館	R. F., n.85	homagium et fidelitatem	エール司教にサン・シンフオリアンにある封土を寄進
86	ロラン・ド・スーランス	従騎士	スーランスの騎士封、ナンエ小教区の小屋付農地	R. F., n.86	homagium et fidelitatem	
87	ギョーム・ド・ポルト	従騎士	Castanhouの騎士封	R. F., n.87	homagium et fidelitatem	
88	アルノー・ド・サージュ		ラペードの騎士封	R. F., n.88	homagium et fidelitatem	ポントー領主ヘエスキュランの所轄領域を譲渡。ソー領主がソー城館のプランタンジネット家からの保有を証言
89	レモン・ギョーム・リュゴタン	従騎士、モン・ド・マルサン市民	プロカール小教区に所有するもの、フロカポストとヒエールの土地及び封土	R. F., n.89	homagium et fidelitatem	
90	ピエール・ド・フォルボス		モン・マルサンに程近いサン・タヴィ小教区にある全ての土地	R. F., n.90	homagium et fidelitatem	fidelitateとhomagioの順序が反対
91	ピエール・ド・ラヴァルダック	騎士	Ayssyuの城館、レガンス、マルケスト、リアス小教区における所有物	R. F., n.91	homagio	牛か10モルランヌ貨スーを支払うべし
92	オートン・ド・アズイ	騎士	バンクにおける父方からの所有地	R. F., n.92	homagium et fidelitatem	
93	ピエール・ド・ラナヴェイ	サン・スヴェール市民	カステラルの騎士封、妻の所有物	R. F., n.93	homagium et fidelitatem	fidelitateとhomagioの順序が反対
94	アルノー・ド・マルゲスト	騎士	ベル・マリ・マルゲスト小教区にある二箇所の小屋付農地	R. F., n.94	homagium et fidelitatem	アルノー・セガン・デスタンからの保有。妻のコントル・ド・ペリも保有。
95	ピエール・ド・カラセ		サン・キトゥリ小教区にある9箇所のうちの7箇所の小屋付農地	R. F., n.95	homagio	
96	ギョーム・アルノー・ド・ダルグラード	騎士	リアレル小教区に保有・領有するもの	R. F., n.96	homagio	当業者の妻がラ・ソープの所轄領域についてプランタンジネット家からの保有を証言
97	アルノー・ド・コルバン	従騎士	チュエーズの騎士封	R. F., n.97	homagio	妻エスラルモント・ド・チュエーズの代理として当事者が証言
98	ベルナル・ド・ネス	サン・スヴェール市民	オネスの騎士封	R. F., n.98	homagium et fidelitatem	
99	ベルナル・ド・ボスク	サン・スヴェール市民	カバヌの騎士封	R. F., n.99	homagium et fidelitatem	
100	ベルナル・ジュルダン・ド・ラレ	騎士	ラレの城館と騎士封、7小教区の所有物	R. F., n.100	homagium et fidelitatem	
101	ベルナル・ド・ヴィニヨ	騎士	カスタンデにある25箇所の小屋付農地	R. F., n.101	homagio	相続上納金の設定
102	エイズ・アルノー・ド・セラロス		セラロスの騎士封、サン・バルテルミ・ダリヴァンス、オテイロン各小教区の小屋付農地	R. F., n.102	homagio	
103	ヴィタル・ド・ナマニュー	従騎士	ドマネとセガールの騎士封	R. F., n.103	homagio	
104	アルノー・ギョーム・ド・ダド	従騎士	ダドの騎士封	R. F., n.104	homagio	
105	ベルナル・ド・ラガルド	従騎士	ラ・ガルドの騎士封	R. F., n.105	homagio	
106	アルノー・ルーク・プロケール	騎士	ラ・プロケールの騎士封	R. F., n.106	homagio	妻オート・ド・ラバルトの代理として、当事者が証言
107	ガルシィ・アルノー・ダムー	サン・クリク領主	サン・クリク・アン・ジャロス小教区での所有物、アジャン司教区にある所有物、ブラサンピュイ小教区のカステイヨンの騎士封の3分の1	R. F., n.107	homagium et fidelitatem	
108	ピエール・ド・ブルダンクス	従騎士	マルサン <small>（ブルダンクスの騎士封）</small>	R. F., n.108	homagio	

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

109	ベルナルド・ラモン、ラモン・ド・ラポルト	ロクフォール市民	マルサンのロス小教区のリュクポン付近の二箇所の小屋付農地、アジャンのサン・メオン小教区のゴルビアンに所有するもの		R. F., n.109	homagio	リュクポンの小屋付農地は、ガルシィ・リュクポンに責務を負っていた。サン・シメオン小教区の所有事物は姉妹の所有でラモンが姉妹に代わり証言
110	モンタシュュー・ド・ラポルト	ロクフォール市民	サン・ピエール・ダラヌ小教区にある全てのものうち四区画、ジュリアックの2箇所の小屋付農地		R. F., n.110	homagium et fidelitatem	ジュリアックの小屋付農地は、当業者の領主の娘フロールの所有物。相続上納金の設定
113	ベルナルド・ボスケド・モールオン	従騎士	マルサンのソーモンとガンタバヌの所轄領域		R. F., n.113	homagio	
114	アルノー・ボスケド・ニョス	従騎士	オニョスの騎士封		R. F., n.114	homagio	
115	アルノー・ド・ラルティエグ	従騎士	騎士封		R. F., n.115	homagio	騎士封の三分の一は、ゴージェ・ディールの手にあつたもの
116	アルノー・ド・ルナン	従騎士	サン・スヴェール・ラ・ラニエヌ小教区にある8つの小屋付農地		R. F., n.116	homagio	
117	ベルナルド・ラポルト	ロクフォール市民	フロカール、サン・レミ小教区に所有する五小教区での所有事柄		R. F., n.117	homagio	
118	ギョーム・ゴスベール	ロクフォール市民	バスカンサスの騎士封、モランとロールの騎士封		R. F., n.118	homagio	
119	エムリド・バスカンサス	マルサンの従騎士	バスカンサスの騎士封、	Sent-Gorの所有者の一部←タルタス副伯	R. F., n.119	homagio	
120	ピエール・ド・バニエール	騎士	セルの騎士封、カントルーの所轄領域		R. F., n.120	homagio	
121	アルノー・ギョーム・ド・セール	従騎士	Sagherの騎士封と所有事柄		R. F., n.121	homagio	
122	Amat de Sagher	従騎士	エスベルーの騎士封の一部		R. F., n.122	homagio	
123	ゴージェ・デスパーレ	従騎士	サン・ジャン・ド・ラルビエ小教区にあるピロートの騎士封		R. F., n.123	homagio	
124	ジェラルド・ド・ブラーグ	従騎士	グリートの所轄領域		R. F., n.124	homagio	
125	オートン・ド・グリアン	サン・スヴェール市民	セル・ガストンの騎士封、サン・コロ小教区、エイラス小教区の小屋付農地		R. F., n.125	homagio	
126	ギョーム・ド・セル・ガストン	従騎士	バザス小教区のケイソヌの税金		R. F., n.126	homagio	
127	アルノー・ギョーム・ド・フォルトマ	ロクフォール市民	ソー付近のセルの騎士封		R. F., n.127	homagio	
128	オートン・ド・セル	従騎士	サン・トーマン小教区にあるアルティグ・クロング、テイソールの小屋付農地、フロカールの小屋付農地		R. F., n.128	homagio	サン・トーマン小教区については、サン・トーマン領主から、フロカールの小屋付農地はフロカール領主と折半
129	レモン・アルノー・デュ・ピユイ	サン・スヴェール市民	アルトサンの城館と騎士封	アルトサンの騎士封←アルトサン領主	R. F., n.129	homagio	
130	ベルナルド・ド・ミュノス	モン・マルサン市民	アルトサンの城館と騎士封		R. F., n.130	homagio	
131	ピエール・ド・ブザンダン	モン・マルサン市民	バンクの封土にあるサリの所轄領域		R. F., n.131	homagio	
132	ピエール・ド・ブザンダン	従騎士	ボグの騎士封等		R. F., n.133	homagio	
133	アマニユ・ド・バンケ	従騎士	三小教区の領有地		R. F., n.134	homagio	
135	ギョーム・ド・モントワイユ	従騎士	モントワイユの小屋付農地		R. F., n.136	homagio	
174	ベルランド・ポダンサック	従騎士	ポダンサック小教区にある城館		R. F., n.177	homagio	相続上納金の設定
175	ベルランド・ノワイヤン	騎士	ノワイヤン城館、サリ小教区の所有事柄		R. F., n.178	homagio	
178	ギョーム・ド・ノワイヤン	騎士	サン・マケール、サン・フロラン、コンカス、ブジュ小教区における所有事柄	ブジュ小教区の十分の一税←ポルドー大司教、その他←ペノー・ジュ領主	R. F., n.181	homagio	
180	ガイヤール・ド・ケ	従騎士	リールの所有事柄		R. F., n.183	homagio	封建的諸義務は拒否
183	アルノー・カバナ、ポンス・ド・ボージェ	従騎士			R. F., n.186	homagio	
185	ヴァイタル・ド・セロン	書記?	セロン小教区のブドウ畑(自由封土)	セロン小教区のブドウ畑の三分の一←ピエール・アノー	R. F., n.188	homagio	
187	セヌブラン・ド・レスパール	レスパール領主	レスパール城館		R. F., n.190	homagium et sacramentum fidelitatis	
188	ゴスラム・ド・カステイオン・ド・ドック	カステイオン・ド・ドック領主	カステイオン・ド・ドックの城館、ポルドー小教区の所有事柄	スーラクの所有事柄	R. F., n.191	homagio	城館はフロランサック副伯からの封土であったものを、5スーの相続上納金の支払いで、プランタンネット家から保有する

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

189	エムリ・ド・ブール	レスバールの従騎士	レスバール・メドックにある全封土、リニヤン小教区の十分の一税		R. F., n.192		封土は全てフロンザック副伯から与えられていたが、100スーの相続上納金の支払いで、フランドル家から保有する
190	ヴェイリース家夫人エブライダ		メリニヤック小教区にある所有事物、Subtus領主からの徴税権		R. F., n.193		
191	オリヴァイ・ド・タレ		タレの城館		R. F., n.194		
193	ギヨーム・アルノー・ド・クロス		クロス城館		R. F., n.196	homagio	1196/5/28のリチャード一世への臣従礼状
194	レモン・バルブ		バザス司教区のタレイゾン小教区のバルブの小屋付農地		R. F., n.197		1256/4/30にエティエンヌ・ロンゲガベと契約
195	アマニユー・ド・ブランヌ		ブランヌ小教区における所有事物(アルト・ド・ナリガからの保有物含む)		R. F., n.198		
196	オジェ・ド・リュゲニヤック		バザス小教区のサン・フィリップ・ド・ブランヌ小教区における所有事物		R. F., n.199	fidelitatem	
197	ヴァイグロス・ド・リュゲニヤック		サン・テミリオン付近のサン・テティエンヌ・ド・ブランヌ小教区の所有地		R. F., n.200		
198	アルノー・ギヨーム・ド・リュゲニヤック		サン・テティエンヌ・ド・ブランヌ、リュゲニヤック各小教区の所有地		R. F., n.201		ノージュ小教区の所有地については、フランドル家からの相続の下、自由地として所有する
199	ピエール・ド・ブランヌ		サン・テティエンヌ・ド・ブランヌ小教区の所有地		R. F., n.202	homagio	
200	マルグリット・ド・チュレンヌ		ベルジュラック城館、ジャンザック城館等9城館と付随物		R. F., n.203	homagium ligium	
201	バザス司教ギヨーム		ベルズの城館		R. F., n.204		ピエール・ド・サン・ロベルスが、所有しているもの
202	ギヨーム・レモン・ド・ジャンザック	従騎士	三城館と支配領域		R. F., n.205	homagium ligium	マルグリット・ド・チュレンヌが保証人
203	バルナール・ド・モンクラー	従騎士	モンクラーの城館と支配領域		R. F., n.206	homagium ligium	父母が当事者の後見人
204	ギヨーム・ゴンボ	騎士	ギユルソン城館と付随物		R. F., n.207	fidelitatem	12トウニエの相続上納金の設定
205	サン・フェルム大修道院長ピエール・ド・サン・モシエ		大修道院領		R. F., n.208		
206	アジャンのブランモン大修道院		大修道院領		R. F., n.209		
207	ペルトランド・ド・コーモン		ブーロン城館と付随物		R. F., n.210		
208	ジェロー・ド・ラモット	<small>従騎士、ロクタイエの兵隊長</small>	ロクタイエ・ド・ラモットの所有事物、ポルドー、バザス司教区の所有事物		R. F., n.211		ペルナルド・ポドゥールとランゴンの裁判権を併用している
210	アニサン・ド・コーモン	サント・ベゼイユ領主	バザス司教区のサント・ベゼイユ、ランドヌムの所有事物		R. F., n.213	homagium ligium	10リーヴルの相続上納金の設定
211	セヨロン・ド・モーリエ		バスラードの所有事物		R. F., n.214		
212	ユーク・ド・モーヴザン		モーヴザン城館と上級・下級裁判権		R. F., n.215	homagium ligium	
214	レモン・ギヨーム・ド・ラドスら3名		ラドスの城館		R. F., n.217	homagium ligium	
217	フォンギエム大修道院長ペルトラン	修道士	大修道院とバザス・ポルドー各司教区の領有地		R. F., n.220		
218	アルノー・ド・ジロンド	従騎士	三地域の所有事物		R. F., n.221	homagio	
220	ド・アマニユー、ピエール・ド・ブーロン		ブーロン城館と付随物		R. F., n.223	homagium ligium	
221	サンシユ・アマニユー		ブーロン城館と付随物		R. F., n.224	homagio	
222	アルノー・ド・マルマン	騎士	ブーロン城館と付随物		R. F., n.225	homagium ligium	ペルトランド・ド・コーモンが保証人
223	ペルトランド・ララス	騎士	Gorsnesioの保有地		R. F., n.226	homagio	ペルトランの先代がオステイオン副伯から保有
224	ロジェ・ド・モンブラン	モントラヴェルの騎士	Gorsnesioの保有地		R. F., n.227	fidelitatem	元々はカステイオン副伯から保有
226	アルノー・ド・ヴァンジェ	騎士	レイジャック、マンザックにおける所有事物		R. F., n.229	homagio	
227	ジェロー・ド・ラ・バルド	騎士	二小教区の所有事物		R. F., n.230	homagio	

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

228	ゴージェイ・エド・コーザック	従騎士	バザス司教区のサン・マルタン・ド・シクエール、サン・クルワ・ド・ラヴィニヤック、アルテュク小教区における所有事物	バザス司教区のサン・マルタン・ド・シクエール、サン・クルワ・ド・ラヴィニヤック、アルテュク小教区における所有事物	ギユルソン小教区の四箇所の小屋付農地←サン・メダール大修道院	R. F., n.231		
230	アルノー・ド・ギユルソン	騎士	ギユルソン小教区の家屋	ギユルソン小教区の家屋	ソーヴ・ド・プレカラックの所轄領域←ポルドー大司教、Capseusの所轄領域←ガストン・ド・ペアル	R. F., n.233	homagio	
232	ギヨーム・アルノー・ド・トントカロン	従騎士	バザス司教区のトントカロン城館と領域(アルティゴル)	バザス司教区のトントカロン城館と領域(アルティゴル)	ソール・ド・プレカラックの所轄領域←ポルドー大司教、Capseusの所轄領域←ガストン・ド・ペアル	R. F., n.235	homagium ligium	
233	レモン・バルナール・ド・ジェロー		ブーロン城館と付随物	ブーロン城館と付随物	ソール・ド・プレカラックの所轄領域←ポルドー大司教、Capseusの所轄領域←ガストン・ド・ペアル	R. F., n.236	homagium ligium	232の人物が保証人
234	ガルシイ・アルノー・ド・セスカス	騎士	イロン、ベル・マリ・デュゼスト各小教区の所有事物	イロン、ベル・マリ・デュゼスト各小教区の所有事物	フオサとヴィラトの所有事物←アルブレ家、プリュストの所轄領域←ガヴァルダン副伯、ベル・マリ・デュゼスト墓	R. F., n.237	homagio	
235	ギヨーム・サンジュ・ド・ポミエ	従騎士	ポミエ城館	ポミエ城館	フオサとヴィラトの所有事物←アルブレ家、プリュストの所轄領域←ガヴァルダン副伯、ベル・マリ・デュゼスト墓	R. F., n.238		
236	ギヨーム・アルノー・ドール		ラ・レオール城館付近のシヴェール小教区における所有事物	ラ・レオール城館付近のシヴェール小教区における所有事物		R. F., n.239		
237	ベルナルド・ド・リオン	従騎士	ブラニヤック、ソーヴ・ニヤック城館等	ブラニヤック、ソーヴ・ニヤック城館等		R. F., n.240	homagio	従兄弟のレモン・ド・モントーの代理
238	ギヨーム・ド・リュサック	従騎士	Gotssenesioの保有地	Gotssenesioの保有地		R. F., n.241	homagio	元々はカステイオン副伯から保有
239	ギヨーム・ド・ルガル	モントラヴェルの騎士	ギユルソン、モントラヴェルの所有地	ギユルソン、モントラヴェルの所有地	フレイル教区の所有事物←アルマン・プレヴォ	R. F., n.242	homagium ligium	
240	ゴスベール・ド・ヴォー		ギユルソンの所有地	ギユルソンの所有地		R. F., n.243	homagium ligium	
241	ピエール・ド・スジュール	ソーヴ・ニヤックの自由人の代理	ソーヴ・ニヤックにおける所有事物	ソーヴ・ニヤックにおける所有事物		R. F., n.244		ガイヤール・ド・スジュールら18名の代理
242	ギヨーム・ド・ラ・ターブ	トントカロン小教区民の代理	トントカロンにおける所有事物	トントカロンにおける所有事物		R. F., n.245		ヴァイタル・レスパールら6名の代理
243	ジャン・ド・ベルノス	ベルノス小教区民の代理	ベルノス小教区民の代理	ベルノス小教区民の代理		R. F., n.246		バザス・プレヴォ管区に属する同小教区の29名の自由土地保有者の代理
244	ピエール・モンカネ、ラゲエ、カバネ	ボンベジャック、タレイジンエスクード、ベルノス各小教区民の代理	四小教区の所有事物	四小教区の所有事物		R. F., n.247		メーム家の人物を含む14名の自由土地保有者の代理
245	アルノー・ド・ラカス	キユド小教区民の代理	キユド小教区民の代理	キユド小教区民の代理		R. F., n.248		14名の自由土地保有者の代理
246	ジャン・ド・コメール	マイヤズ小教区民の代理	ベル・マリ・ド・マイヤズ小教区における所有事物	ベル・マリ・ド・マイヤズ小教区における所有事物		R. F., n.249		
247	Arnaud Arroial	マイヤズ小教区民の代理	ベル・マリ・ド・マイヤズ小教区における所有事物	ベル・マリ・ド・マイヤズ小教区における所有事物		R. F., n.250		
248	アルノー・ド・クルネ	代理人	ベル・マリ・ド・ベルノス小教区民の代理	ベル・マリ・ド・ベルノス小教区民の代理		R. F., n.251		ヴァイタル・ド・カンの代理
251	ベルナルド・ティアロス	騎士	三箇所の屋敷と付随物、ペラグリユ小教区における所有事物	三箇所の屋敷と付随物、ペラグリユ小教区における所有事物		R. F., n.254		ペラグリユ小教区の所有については、妻ベアトリスの名で行う
252	レモン・バルブ	代理人	サン・ピエール・ド・タレイジン小教区民の代理	サン・ピエール・ド・タレイジン小教区民の代理		R. F., n.255		妻、アルノー・ド・タレイジンの代理
253	ペルトラン・ド・モンズ	騎士	サン・トーマン小教区民の代理	サン・トーマン小教区民の代理		R. F., n.256		
254	エティエンヌ・クザン	聖職者	ラ・ブローリ、ラ・フォルナギにある土地	ラ・ブローリ、ラ・フォルナギにある土地		R. F., n.257		5スーの相続上納金を支払う
256	ベルナルド・ラギュービ	騎士	六小教区民の代理	六小教区民の代理		R. F., n.259		
257	ジェラルド・ゴズー		ロケピースの領主領	ロケピースの領主領		R. F., n.260		
258	ピュイゲエムの4名の住民		ピュイゲエム城館に関する奉仕の権利	ピュイゲエム城館に関する奉仕の権利		R. F., n.261		エプリル・ド・モンズからブランタジネット家に切り替え
259	ピエール・ド・スメール		ピュイゲエム城館にある権利	ピュイゲエム城館にある権利		R. F., n.262	homagium ligium	相続上納金の設定
260	オージェ・ド・ピュシヤギュー		ピュイゲエムの所有事物	ピュイゲエムの所有事物		R. F., n.263	homagium ligium	
261	グリモアール・ド・ピック		ピュイゲエムの所有事物	ピュイゲエムの所有事物		R. F., n.264	homagium ligium	

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

262	ベルトラン・ド・パニソー		ピュイグエムの所有事物	レスタック、エムヴィイル両小教区からの保有地←アルノー・ド・モーリヤック	R. F., n.265	
263	エリ・ド・ベヴィル		ラ・ポエリ、ラカス・アルマディ、ピュイギエム、リュガックにある土地(封土)	自由地の存在を証言	R. F., n.266	ラ・ポエリは6スー、ラカス・アルマディは6スー、ピュイギエムは2スー2ドゥニエ、リュガックは2スーの支払いで保有
264	エリ・デスクーロン		ピュイギエムの所有事物	ピュイギエム城館の耕作地	R. F., n.267	
265	ボス・ド・ロシュフォール		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.268	fidelitatem
266	イザルン・ド・バラックス		モンフェラン城館、ピロンにおける所有事物		R. F., n.269	homagium ligium
267	ギヨーム・ド・ボ・ヴィル	従騎士、ランゴン共同領主	全ての所有地		R. F., n.270	相続上納金の設定
268	ギヨーム・アマニュー、ジェロー・アマニュー、アマニュー・ド・ラバルト		ブーロン城館と付随物、バザス司教区に所有するもの	サント・バゼイユ領主	R. F., n.271	homagium ligium
269	レモン・ド・ラザック		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.272	fidelitatem
270	ピエール・ド・グロレ		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.273	相続上納金の設定
271	ピエール・ド・グロレ・ド・ロケピーヌ		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.274	
272	ギヨーム・ド・ロケピーヌ		ミユノス小教区の所有事物		R. F., n.275	妻ゴーターの代理
273	ピエール・ド・ラザック		ピュイギエムの所有事物	ピュイギエムの1マンス←ギヨーム・セガン	R. F., n.276	
274	アルノー、ギヨーム・ド・モーリヤック		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.277	fidelitatem
275	ガスク・ド・ピュイ・リュドン		モンボス小教区の所有事物		R. F., n.278	fidelitatem
276	ユー・グド・ガゾダン		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.279	fidelitatem
277	アルノー・ド・テナック		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.280	fidelitatem
278	セガン・ド・ガルドンヌ		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.281	fidelitatem
279	エリ・ド・ロシュフォール		ピュイギエム城館の付随事物		R. F., n.282	fidelitatem
280	ギヨーム・ド・ア		ピュイギエムの所有事物	ブレサックのマンス	R. F., n.283	fidelitatem
281	アルノー・レモン・ダロアスタ		ピュイギエムの所有事物	二箇所のマンス	R. F., n.284	
282	R・ド・ロシュフォール		ピュイギエムのフロジャック小教区に所有するもの		R. F., n.285	相続上納金の設定。元々はピュイギエム領主からの封土
283	オジェ・ブロカール		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.286	fidelitatem
284	ベルトラン・ブラギユ		二箇所の建設用地		R. F., n.287	fidelitatem
285	R・ゴスベール	聖職者	四小教区の所有事物、ラコパノートにある建設用地		R. F., n.288	fidelitatem
286	エティエンヌ・フラエス		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.289	fidelitatem
287	R・ド・モンサック		ピュイギエムの所有事物、サン・チュレリー、サン・シュルピス各小教区の所有事物		R. F., n.290	fidelitatem
288	バザス市民7名		バザス市への義務		R. F., n.291	ベルトラン・ド・ラデイス、ド・ア・ド・パン・ス、ガイヤール・デュ・ピュイ、レモン・マルケス、アルノー・ギタール、ペルナール・ド・モンゴギユ、R・ゴザンが宣誓。9条の誓約文書の作成
289	Alapardis de Lergonhagias		ピュイギエムの所有事物		R. F., n.292	
290	ベルトラン・ド・ジュククス		メイヤンに所有するもの		R. F., n.293	
291	ジェラール・ド・ジュククス		サン・テイヤール・モントゴート小教区に所有するもの		R. F., n.294	
292	レモン・フェールド・ラドス	騎士	メイヤンに所有するもの	ゴージャック小教区の所有事物(自由地)	R. F., n.295	homagium ligium
293	ジェローム・ラモット	従騎士	ロクタイヤード領の所有事物等		R. F., n.296	homagium ligium
294	ギヨーム・ド・メーム	騎士	カズノーヴの所有事物、エール司教区の所有事物		R. F., n.297	
295	R・ガリシイ・サン・ソヴァール	従騎士	サン・ソヴァール各小教区の所有事物等		R. F., n.298	homagium ligium
296	ジャン・マルケス		三地区の所有事物		R. F., n.299	

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

番号	領主	土地保有	騎士	所有物	権利	備考	R. F. n.	証言	設定
297	ギヨーム・ド・モンブラン	プランヤック城館(権利の半分)、ペアズの所有物	騎士	三箇所の所轄領域	三箇所の通行税←アルブレ家		R. F. n.300	三箇所の通行税←アルブレ家	相続上納金の設定
298	アルノー・ガルシィ・ド・セスカス	バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト	騎士	バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト	同小教区にあるブドウ畑・土地←ギヨーム・デュ・ピユイ、ル・ピユイ教会		R. F. n.301	同小教区にあるブドウ畑・土地←ギヨーム・デュ・ピユイ、ル・ピユイ教会	相続上納金の設定
299	ベルトラン・ド・セスカス	小教区の所有物		小教区の所有物			R. F. n.302		相続上納金の設定
300	B・ド・モンラト						R. F. n.303		
301	セニユロン・ド・ゴ		トゥルーズ司教	バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト	十分の一税←ローマ教皇?		R. F. n.304	十分の一税←ローマ教皇?	相続上納金の設定
302	ギヨーム・ド・セスカス			バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト	同小教区にあるブドウ畑・土地←ギヨーム・デュ・ピユイ、ピエール・ド・ベサック		R. F. n.305	同小教区にあるブドウ畑・土地←ギヨーム・デュ・ピユイ、ピエール・ド・ベサック	相続上納金の設定
303	ガイヤール・ド・パンサック			バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト			R. F. n.306		
305	ベルナール・ド・リュゲニヤック		騎士	アルプ小教区にある全ての所有物	十分の一税←サン・フェルム大修道院		R. F. n.308	十分の一税←サン・フェルム大修道院	
308	ド・ラヴァウール			マドゥララック小教区、マサーヌ付近の所有物			R. F. n.311		12ドゥニエを毎年公もしくは公のプレヴオに支払う
309	P de Scarhona			マドゥララック小教区の所有物			R. F. n.312		7ドゥニエを毎年公もしくは公のプレヴオに支払う
314	W・R・ド・パンケ			バザス、エール各司教区の所有物			R. F. n.317		100スーの相続上納金を支払う
315	レモン・ド・メーム			ケイサン、バザス、エール各司教区の所有物	二司教区にあるブドウ畑←ギヨーム・アルノー・ド・ラモット		R. F. n.318	二司教区にあるブドウ畑←ギヨーム・アルノー・ド・ラモット	
316	Arnaud Guillaume de Fromadras			ケイサンの城館			R. F. n.319		
317	ベルナル・ド・コ			ガジャック小教区の所有物	同小教区の土地・ブドウ畑←サン・ジャン教会		R. F. n.320	同小教区の土地・ブドウ畑←サン・ジャン教会	相続上納金の設定
319	ピエール・ド・ガジャック			ガジャック小教区の所有物			R. F. n.322		
320	アルノー・ド・トラン			ガジャック小教区の所有物	同小教区の6レージュの土地・ブドウ畑←R・ド・タレイソ、4フサンの土地←ジャン・ド・サン・ジャン・ド・バザス		R. F. n.323	同小教区の6レージュの土地・ブドウ畑←R・ド・タレイソ、4フサンの土地←ジャン・ド・サン・ジャン・ド・バザス	
321	メイヤンの5名の土地保有者			備考参照			R. F. n.324		イングランド王からの封土を除いて、メイヤン小修道院からの自由地をイングランド王の下で保証する
323	オジェ・コ		騎士	ベルグリユの城館等			R. F. n.327		
324	アルノー・ド・ベルグリユ			ベルグリユの城館等	ギヨーム・レモン・ド・ジャンサクから土地保有		R. F. n.328	ギヨーム・レモン・ド・ジャンサクから土地保有	
325	ベルグリユ領主家			ベルグリユの城館等			R. F. n.329		エリ・リュデール・ド・ベルジュラックに軍役奉仕
326	ベルナル・ド・ランブレ		騎士	アイヤス小教区の所有物			R. F. n.330		
327	ガイヤール・ド・ランゴン			サン・リュベリス小教区の所有物			R. F. n.331		ベルナル・ド・ボ・ヴィルと裁判権を折半する
328	ランゴンの住民			ランゴン市			R. F. n.332		ベルナル・ド・ボ・ヴィルと裁判権を折半する
329	ギヨーム・アルノー・ド・ゴントールの兄弟			備考参照			R. F. n.333		ピエールの所有していたものは、ピエールの遺言により、イングランド王から保有するべしと証言
330	アルノー・ド・ファイユ			マルゼリュス小教区の所有物			R. F. n.334		
331	ピエール・ド・ノワイヤン		騎士	ベサック小教区の所有物			R. F. n.335		
332	ギヨーム・ド・ラストン			ラ・フォルト、シバットの所轄領域			R. F. n.336		
333	ジェラルド・ド・アサリ			アローンの城館			R. F. n.337		ガイヤール・デグリースの名で保有していた城館
334	ベルス小教区の王の自由民			オリオルの小屋付農地			R. F. n.338		
335	レモン・ベルナル			トレサック小教区のピュジョルの屋敷			R. F. n.339		
336	オリヴァエ・ランベール			サン・ジャン・ゴデー小教区の所有物			R. F. n.340		
338	リュファード・ベルテズ			バザス司教区のフルタンクスの所有地			R. F. n.342		
339	シモン・ド・モンブルトン			ギユルソン小教区の所有物			R. F. n.343		相続上納金
340	R・ド・カンタコール			カンタコールの屋敷			R. F. n.344		
341	アルノー・ムルゼ			マドゥララック小教区の所有物			R. F. n.345		12ドゥニエをラ・レオールにて支払う
342	サンシュ・ボレ			サン・シュベイス小教区の所有物			R. F. n.346		
343	ギヨーム・アルノー・ベルトラン			Labinhaga付近の2ジュールの土地等			R. F. n.347		
344	アルノー・ド・クザベル			メイヤンに所有するもの			R. F. n.348		

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

345	ベルンランド・カゾービル			コギューモンにおける保有地		R. F., n.349	
346	ヴァイタルド・ゴージア			コギューモンにおける保有地、ペレルにある沼沢地、ブドウ畑		R. F., n.350	
347	Vigorus del Honoz			コギューモンにおける保有地、ペレルにある沼沢地、ブドウ畑		R. F., n.351	
348	エリド・ピュラル			ピュイギエムの所有物		R. F., n.352	領主不在だった土地
349	ピドント・グラーヴドン			32カルトンのブドウ畑等		R. F., n.353	
350	フレオールのアラウガ晋臣の土地保有者			備考参照		R. F., n.354	14名の土地保有者が払う税額について
351	ベルトランド・ポークヴィル	アジャン大助祭		サント・ジエムの領主領、バザス司教区、ペリゴール司教区の所有物		R. F., n.357	homagio
352	コーズ領主家			マドゥラック小教区の所有物等	マドゥラック小教区のゴドゥラン・アルノー・ドリュエサン	R. F., n.358	
354	ガイヤーレ・テュルカンド・ラフゴン			備考参照		R. F., n.360	元々はベルナルド・ド・ポークヴィルからの封土
355	クードローの住民			備考参照		R. F., n.361	フレオールにて軍役奉仕の義務
358	ブーロン住民			備考参照		R. F., n.364	4名の代理により、65名の住民土地保有者の保有関係が証言される。その他7名が他領主からの保有を証言
359	アライド・ド・ブランクフオール			ブランクフオール城館		R. F., n.365	1270年5月15日に城館を半永続的に譲渡することに合意した
360	レモン・ダール			frandat del Chaizetの半分		R. F., n.451	年2スーを支払うことで保有
361	レクトゥール司教			レクトゥール市以外の裁判権		R. F., ns.452-454	ブランジネット家と折半する。ハルアー・ジュン契約
362	インジヤックのコミュニヌ			インジヤック市		R. F., n.481	インジヤック市はイングランド国王によって、保護されるべしと証言
363	クーズラン副伯			モンディエの城館		R. F., n.482	
364	ジャン・ド・フルド、レモンド・リボス			Ustarizの水車		R. F., n.484	1267年11月23日
365	ギヨーム・アルノー・ド・ソー			ソーの城館→エドワード王子		R. F., n.485	1268年1月25日
366	サンジュ・マルタン・ド・ラエ			ラエの屋敷		R. F., n.487	1268年1月25日
367	アヌサン・ド・セール			バクフェール付近の地域の所有物、モンセギュールのバステイード		R. F., n.488	homatage
368	ギロー・ド・セール	ランドクロンの騎士		バクフェール付近の地域の所有物、モンセギュールのバステイード		R. F., n.489	1263年7月1日。相続上納金の設定
369	フローザン・ド・ジュエクス			モンセギュールのバステイード		R. F., n.490	1263年7月1日。相続上納金の設定
370	ゴージェ・ド・セール			ミュロン小教区の所有物		R. F., n.491	1263年7月1日。相続上納金の設定
371	ジェローム・ジュクタス			バクフェール付近の地域の所有物、モンセギュールのバステイード		R. F., n.492	1263年7月1日。相続上納金の設定
372	ギヨーム・ド・ファルセス			モンセギュールのバステイード		R. F., n.493	1263年7月1日。相続上納金の設定
373	ガルスィン・デザンジェル			モンセギュールのバステイード		R. F., n.494	1263年7月1日。相続上納金の設定
374	ポヌフス・ド・ラルツセル、ピエール・ド・ドザック、アニヤス・ド・フロンスック			ルツセルからポルドーまでに持っている区画		R. F., n.495	1263年7月8日
375	エカール・オードヴァン	プールの騎士		リアールの通行税と全ての権利		R. F., n.499	
376	ボンヌ・ド・ランサック			リアールの通行税と全ての権利		R. F., n.500	
379	ドゥラス・ド・バルケ			ガロス城館→譲渡		R. F., n.513	
380	ガイヤーレ・ド・ラランド	ポルドー市民		ポルドー市にある城館と全ての付随権利		R. F., n.518	40スーの相続上納金を支払う
381	アマニュー・コロシ	ポルドー市民		ポルドー市のコミュニヌ→裁判権		R. F., n.519	
382	ピエール・エステーヴ			ポルドー付近のトラジェにある資産		R. F., n.520	
383	ギヨーム・アマニュー・ド・ペーリ	従騎士		サン・マケールにある全ての資産		R. F., n.521	ペーリ・マケールの自由地
386	ギヨーム・ド・ポークヴィル			ポルドー、バザス各同教区にある所有物(オースタン城館)、ランドランの屋敷	ペーリ・マケールの自由地 ランドラン領主家からの資産←ランドラン領主、ジェラルド・ド・ラモット	R. F., n.524	homagio
390	フル・スチュル・メル市長、市参事会			プールのスチュル・メル市		R. F., n.528	
393	ギヨーム・ド・ブラダン			オー小教区の所有物		R. F., n.531	homagio
394	ジェローム・モン			カドゥジャック小教区の屋敷		R. F., n.532	homagio
395	ガイヤーレ・デュラン			サン・メダール小教区の所有物		R. F., n.533	homagio
397	ベルトランド・ノワイヤン			メドックのラ・マルシユ城館の一部		R. F., n.535	homagio

ユーグ・ド・カステイオンに軍役奉仕義務

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

400	イヴラック、アンハレスの住民			イヴラック及びアンハレスでの所有資産		R. F., n.538			兄弟のゴンボ、ベルナルトとの間で3分割
401	ギヨーム・レモン・ド・ピラック	騎士		サン・リュブ小教区の所有事柄		R. F., n.539	homagio		
402	レモン・ド・ベルナック	従騎士		ルサンから保有の土地		R. F., n.540	homagio		
403	ピエール・ド・モンペザ	騎士		サラボウ小教区にある2つの屋敷と付随権利、サン・ジェルマン小教区の資産、P・ド・ベタイユ、ギヨーム・ド・カサックの2名の臣下が当事者から保有する封土	サラボウ小教区の3封土←ベルトラン・ド・サラボウ、カイヨ小教区の封土←トゥルヌ領主、サラボウとカイヨの十分の一税←ポルドー大司教	R. F., n.544	homagio		
404	アルマン・ド・モンペザ	騎士		サラボウ、カイヨ各小教区にある資産、Poiousの住民への権利の半分、ポベンヤックとトレスセ教会の荒地、臣下のギヨーム・ド・ジャンケールが当事者から保有する封土	Poiousの住民への権利←ベルナック領主、カイヨ小教区の十分の一税←ポルドー大司教	R. F., n.545			
406	ベルナルド・デスクツサン	ラングワラン領主		ラングワランの城館と裁判権、ラ・ソングとソーヴ・マジュールに所有するもの、Bauregioに所有するもの	Bauregioの十分の一税、ジャンケールの封土、ランゴンの裁判権	R. F., n.548			
407	ブラダン家			オー小教区の所有事柄		R. F., n.549			
409	Willelmus de Stagis	ブラジモン ^の 住民		ブラジモンの所有事柄		R. F., n.551			
410	ペルトラン・ド・モンズ	従騎士		カドージヤックの屋敷と森林		R. F., n.552			
411	エリド・ラリュスカード	従騎士		セザック小教区にある所有事柄等		R. F., n.553	homagio		5スーの相続上納金を支払う 元々はフロンサック副伯からの封土で、30スーの相続上納金をイングランド王に支払う 元々はフロンサック副伯からの封土
412	ジャン・ド・テルフォー	騎士		セザック小教区にある所有事柄等		R. F., n.554			
413	ゴスラム・トール・ド・ブール	従騎士		リュゲニヤックの屋敷		R. F., n.555			
415	ベルトラン・ド・ポダンサック	従騎士		ポダンサックに保有するもの		R. F., n.557			
417	アルノー・モナチ			サン・リュブ小教区の所有事柄		R. F., n.559			ロペール・フロリアックの後見人
418	ジェロー・ダルマニヤック	アルマニヤック・フェザンサック伯		Castri-Gelosisの城館と付随事柄、アルブレの城館と付随事柄	屋敷の権利をMiletto de Bulhと折半	R. F., n.560			アマニュー6世の子息ベルナチ・エドウの後見人
419	ガイヤール・ド・カスタネ	従騎士		Iteyru de Bruilhが列ス小教区ラルーグに所有する全ての土地・裁判権等	セロンの臣民の権利の半分←他領主、イヤーズ、モントウイサン各小教区での保有地	R. F., n.561			
420	アルノー・ド・ソール	従騎士		サン・タンクレ・ダルジェロス小教区に所有するもの	プリニヤック小教区の所有事柄	R. F., n.562			オマージュを拒否
422	R・ド・タステ	従騎士		バルザック、プリニヤック、イヤーズの各小教区に所有しているもの	各小教区のランディラン領←ガイヤール・ド・フール、ガイヤール・ド・ロバンクス	R. F., n.564			
423	ミレ・ド・ノワイヤン	従騎士		コレジャン、カドージヤック、ヴィルヌーヴ、レヴィニヤン各小教区の所有事柄	ベルトラン・ノワイヤン、ギターレ・ド・フール、マルケス・ド・コレジャンと共同領有地	R. F., n.565	homagio		ヴィルヌーヴに関して50スーの相続上納金をイングランド王に支払う
425	ジェラール・ド・ラモット	ラトレヌ領主		セナック小教区の所有事柄	同小教区の十分の一税←ポルドー大司教	R. F., n.567			アルノー・ジェロー・ド・ラモットに軍役奉仕
426	ロスタン・ド・ランディラ	従騎士		バザス同教区にある三区画の所有事柄		R. F., n.568			ベルナルド・ボウヴィルからの封であったので、10スーの相続上納金をイングランド王に支払う
427	ポナフォオ・ドロエード	騎士		サン・マケール小教区の通行税	サン・マケール小教区の通行税	R. F., n.569			イングランド王への宣誓を行う
428	P・グアルノーとその兄弟			サン・リュブ小教区で相続したもの		R. F., n.570			イングランド王への宣誓を行う
429	エイラン・ド・レード			サン・マケール小教区の通行税	サン・マケール小教区のベノージュの所有事柄	R. F., n.571			ベルナルド・ボウヴィルからの封であったので、10スーの相続上納金をイングランド王に支払う
430	ギヨス小教区の住民3名			ギヨス小教区に所有するもの		R. F., n.572			
431	ジャン・ダルダリド・レサ			オスタン小教区に所有するもの		R. F., n.573			

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

432 ムステイ、ソーニヤックの住民2名			パザス司教区に所有するもの			R. F., n.574		イングランド王への宣誓を行う
433 ピエール・ダルバナ	騎士		アルバナ、ポルテ各小教区の所有物	小教区←他領主		R. F., n.575		
434 エカール・フォルトン・ジュヌ			ブール、Proaladonの所有物			R. F., n.576		元々はフロンサック副伯からの封土であったので、6スーの相続上納金をイングランド王に支払う
435 トマ・ド・ポルデュ・ブール			サント・ジロンド小教区のブドウ畑			R. F., n.577		元々はフロンサック副伯からの封土であったので、1ドゥニエの相続上納金をイングランド王に支払う
437 アモーレ、レモン・ド・ジョウケイル			サン・ジェルマン・ド・クロノン、ポレジュ小教区の所有物			R. F., n.579		
438 アルノー・ド・グリサック・ル・ジュヌ	騎士		Seitosacの市場			R. F., n.580		相続上納金の設定
439 ピエール・ド・ビュエス	騎士		オスタン、ラサ各小教区の所有物	両小教区の所有物の一部←ランティラン領主、ノワイヤン領主		R. F., n.581		相続上納金の設定
440 ピエール・ド・ラルティエーグ	従騎士		四小教区の所有物			R. F., n.582		元々はカステイオン副伯からの封土であったので、5スーの相続上納金をイングランド王に支払う
441 ジヤン・ド・ラランド	騎士		ブールの城館と付随物、フロンサック領主領	ブール、フロンサック、カステイオンの十分の一税←ポルドー大司教、ブールの領地の一部←ベルナル・ド・ブランクフォール、アントル・ドルドーニュ←カステイオン副伯		R. F., n.583	homagis	
443 ジエロ・ド・サイ			ブールの領主領の所有物の半分			R. F., n.585	homagio plano	B・E・ムリ・ド・ブールの甥ジョフロフの後見人
444 ギヨーム・レモン・ノワイヤン			ラトレーヌ城館と付随物、臣下のガイヤール・ポルドウがノワイヤン領主家から保有している所有地			R. F., n.586		
445 ポンス・ド・ポネティラン、アルノー・ド・カバナ	リオンの領主		リルの封土			R. F., n.587		
446 トレス小教区の7名の住民			トレス、メラック小教区の全ての土地			R. F., n.588		
447 ラトレーヌ小教区の6名の住民			ラトレーヌ小教区の資産			R. F., n.589		
449 アモーバン・ド・ブランクフォール			ブールのヴィギエ(裁判)管区			R. F., n.591	homagio	元々はフロンサック副伯からの封土なので、30スーの相続上納金をイングランド王に支払う
450 ギヨーム・ド・ムウサック、マルタン・ド・ラモネージュ			ボンベニヤック小教区ララモネージュにある土地・ブドウ畑			R. F., n.592		
451 エリ・ド・ラカス	ソーヴ・マジュールの従騎士		フォルグを除く小教区の所有物	フォルグ小教区の所有物、フォルグ以外の小教区の保有物の一部←フォルグ聖堂参事会、ピゾン・ド・ラレトーヌ		R. F., n.593		
452 ピエール・ド・タバナ			ピュイ・イザルン小教区の所有物			R. F., n.594		元々はフロンサック副伯からの封土なので、6ドゥニエの相続上納金をイングランド王に支払う
453 ガイヤール・デュ・ピュイ			ナリジャン小教区のアスーの租税			R. F., n.595		
457 ギートル大修道院長ギヨーム			何も保有していない			R. F., n.599		大修道院は自由な立場にあると証言
458 ラソヴ・マジュール大修道院長ジェロー			大修道院領			R. F., n.600		
459 ギヨーム・レモン・ピラック			五小教区における所有物	五小教区における所有物←他領主		R. F., n.601		
460 Millet de Boulh			バルブの沼沢地			R. F., n.602		
461 ギヨーム・アルトウ	ポルドー市民		家産・船舶			R. F., n.603		
462 ピエール・ペタイユ			ボンベニヤック小教区の所有物			R. F., n.604		

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

463	ギョーム・アルノー・ダストほか10名		アントル・ドゥ・メーメルにおける全所有物、ガイヤー・ド・ピュッシュがサン・ジェルマン・ド・サン・カンタン小教区の全所有物、コストネード セグランサン小教区に保有するもの	タスト サン・カンタン小教区の十分の一税←ベトロニル・ド・ラモット コスタネード カミヤン←ラ・ソーヴ・マジュール大修道院、ブダのブドウ畑←サン・ジェルマン教会、アヴァロン教会 ジャン・ド・ルーパーズ カヌジャンの封土←ピエール・ダウダ	R. F., n.605		
465	ギタール・ド・ブール	クレジヤン領主	カドージヤック小教区の所有物等		R. F., n.607		
466	アルノー・ギョーム、ヴァル・ド・ラモ		七小教区における所有物		R. F., n.608		
467	ピエール・アルノー・デュ・ブダ	従騎士	12小教区における所有物		R. F., n.609		
468	ロスダン・テソラー	ボルドー市民	2つのプレヴォア管区の全ての権利		R. F., n.610		
470	ギョーム・アルノー・ド・シマン	騎士	六小教区の所有物		R. F., n.612		
471	ギョーム・ド・カンメル、アマニエー・フルトード・セロン		四小教区の所有物	カントメルル セロン、アンパレス各小教区←ジェロー・ド・バルザック ポダンサック小教区←ベルトラン・ド・ポダンサック セロン セロン小教区←ベルトラン・ド・パンサック	R. F., n.613		
472	レモン・ギョーム・ドリニー		セロン等5小教区の所有物	セロン小教区の封土←ベルトラン・ド・パンサック	R. F., n.614	juramento fidelitatis	
473	アルノー・ド・ブオード・サン・ミシェル		グラテニヤン小教区の土地の3分の1		R. F., n.615		2スーの相続上納金を支払う
475	ヴァイグラー・ブネの妻エリーヌ		ル・バサン、ラ・モットの全所有物		R. F., n.617		自由地から封土へ転換
477	アルノー・ド・ラ・リヤック、シロー・ド・サン・ジュネス		12小教区における所有物	12小教区における所有物←ポルドー大司教、トルクス領主、ラトレーズ領主	R. F., n.619	homagio	
478	ペルナル・ド・ブジニヤン	自由民	7畝の土地・ブドウ畑		R. F., n.620		
479	ベルトラン・ド・ゴ	騎士	グラヤムにある土地		R. F., n.621		
480	レモン・ド・ピュシヨル	従騎士	ピュシヨルの所有物等		R. F., n.622	homagio	
481	ベルトラン・カイヨール・ヴァイル ラードとポダンサックの王の 臣下10名		土地・ブドウ畑		R. F., n.623		王の自由民となる宣誓
482	レモン・バジエ・ブランサックら6名		共有地・水路とその権利		R. F., n.624		
484	ガルシイ・ド・サル		ソーテルヌ、ピュシヨル小教区の所有物	二小教区の封土←ギョーム・アルノー・ド・セスカス	R. F., n.626		
485	ペルナル・ド・ゴス		バルザック小教区の所有物		R. F., n.627		
486	アルノー・ヴァイヴァン・ダリエ	王の自由民	土地・ブドウ畑		R. F., n.628		
487	ガイヤー・ダリエ		サン・モリヨン、バルザック、ピュシヨル各小教区の所有物	三小教区の所有物←他領主	R. F., n.629		
488	ピエール・バラ	騎士	五小教区における所有物	五小教区の所有物←他領主	R. F., n.630		
489	ピエール・ヴァイルサンチュ	騎士	五小教区における所有物	五小教区の所有物←ポルドー大司教、セロン領主、モンブラネール領主、リオン領主	R. F., n.631		
491	ギョーム、ガイヤー・ド・ファルグ	騎士・従騎士	ファルグの城館、ポルドー・バザス、エール各小教区の所有物		R. F., n.633	homagio	
492	ピエール・ド・ピュドス	従騎士	四小教区における所有物	ピュドス小教区←ガイヤー・ド・グロシニヤック	R. F., n.634		
495	ギョーム・ド・ラロック	従騎士	八小教区における所有物、マレストンがラロックから保有する封土	カンピス小教区の十分の一税	R. F., n.641	homagio	
499	オーペイ夫人		ペークル小教区の所有物等		R. F., n.645		ギョーム・レモン・コロンの子息の後見人
500	ヴァイタル・タバナ		三小教区の所有物		R. F., n.646		
501	ペルナル・ダロケ・カリニヤン	従騎士	トルヌ、タバナ各小教区に所有する全ての土地・ブドウ畑		R. F., n.647		
502	ガイヤー・デソラー	ボルドー市民	ブランの城館等		R. F., n.648		
503	エリー・ヴァイエ・ド・サン・ピエール		サン・ピエール・ポルドーの居住地		R. F., n.649		20ドゥニエの相続上納金を支払う

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

504	ギョーム・ボカ・ド・フロンス	ロマニヤックの3人の臣下、リオンの1人の臣下の権利、フロンス副伯からの十分の一税、グラヴのブドウ畑、アンギエヌの土地				R. F., n.650		
505	ギョーム・ド・キユルサン	ボーリヤック小教区に保有する土地・屋敷				R. F., n.651		
507	ペトロニル・ド・ラモット	サン・カンタン、ヴァロン小教区の全ての資産				R. F., n.653		
508	ベルナルド・ド・ラロック	サン・ピエール・ド・カンサック、バサン、サン・チュレリ小教区の所有物				R. F., n.654		
509	アルノー・ド・ブランティライ・ギートル	ドルドーニュ川流域の屋敷				R. F., n.655	homagio franco	ポルドー慣習法に基づいての臣従礼。フロンス副伯に義務を負担すが、領主交代時には5スーの相続上納金
513	ポルテとカストルの住民3名	ポルテとカストルの所有物				R. F., n.660		
514	カストル小教区の住民(アルノール)	カストル小教区の9畝の土地				R. F., n.661		
516	アマニエール	サン・ララン小教区に所有する全ての土地				R. F., n.663		
518	アルノー・ド・ラモット	アントレドゥ・メーニルにおける全所有物等				R. F., n.665		
519	エカール・オードウアン	Marcanusの森林、8小教区の保有物				R. F., n.666		元々はフロンス副伯からの封土なので、10スーの相続上納金をイングランド王に支払う
520	アラド・ド・フランクス	ブランクオール城、リュアンにある所有物の半分				R. F., n.667		オマージュなしで保有
522	ガイヤール・ド・リニヤン	マレブイの屋敷と付随物				R. F., n.669		
523	ギョーム・レモン・ド・ピュロス	プリニヤック、レイサ各小教区に所有する全ての				R. F., n.670		
524	サン・ローラン・ド・カン	大修道院 サン・エティエンヌ・ド・エイクの6筆地からの権利				R. F., n.671		
525	ピエール・ド・セルヴァス、ジャン・カイヨー	四小教区における所有物				R. F., n.672		
526	アルノー・ド・ブリュロン	サン・モリヨ小教区に所有する屋敷				R. F., n.676		
527	ボルク(サン・モリヨ小教区の自由民)	サン・モリヨ小教区の所有物				R. F., n.677		
528	ピエール・ガヴォワール、ジャン・ガイヤールとその兄弟(ラブレド小教区の自由民)	サン・ジャン・エスタンプ小教区の所有地				R. F., n.678		
529	カバナ小教区の自由民29名	カバナ小教区に所有するべきもの				R. F., n.679	homagio	
531	ジャン・ド・アザール	マルシマル小教区の所有物				R. F., n.681		
532	アマニエール・ド・レスゴール	サン・シメオン・ド・ピエールの小教区に所有するもの				R. F., n.682		
533	ギョーム・レモン・ド・モリス	ミミザンに所有する臣民・土地・所有物				R. F., n.683		
534	セニロン・ド・ムワサック	マルシマル・ボロン・ブグ小教区の臣民・土地・森林				R. F., n.685		
535	ミミザン小修道院長	ミミザン・サン・シメオン・ド・ピエールの十分の一税の半分				R. F., n.686	homagio	イングランド王へのオマージュ
536	ガイヤール・ド・ラモット	ピュロスのラモット城館の半分、ピュロス小教区に所有する臣民と土地の権利				R. F., n.687		
537	アマニエール・ド・ピュロッシュ	ミミザンのヴァイグエ管区				R. F., n.688	homagio	
538	ジュルダン・ド・ピュロッシュ	バザス小教区の所有地				R. F., n.689	fidelitatis et homagium	
539	ミミザンのコニエヌ	ミミザン市、開墾・未開墾地、ブドウ畑				R. F., n.690		

表5 補足1 現地領主の土地保有リスト

保有に関する証言が明記されている事例

540	ガイヤール・ド・リゴタン		ミミザンとリアから上がる十分の一税の担当分を含むミミザンにおける全ての所有物		R. F., n.691	
541	アマニュー・ド・カンペ	騎士	ベルヌスのポントス小教区に所有するもの	モーブルゲの所轄領域←タルタス副伯	R. F., n.692	
542	ロンバール・デスクルス	従騎士	サンギエ小教区に所有する屋敷等		R. F., n.693	
543	ピエール・ド・モンタネ		モンタネ小教区に所有する臣民・土地・荒地・森林		R. F., n.694	
544	アルノー・ド・ドレヌブロン		ピア、ピロン各小教区の全ての土地・所有物	アルティグメールの土地	R. F., n.695	

表5 補足2 現地領主の土地保有リスト

プランタジネット家の下の自由地所有

番号	当事者名	当事者の肩書	プランタジネット家からの授受地	他領主からの授受地・当事者自身の所有地	史料番号	オマージュの形態	備考
35	ゴンボード・ティラン	従騎士	ボスコを除く自由地		R. F., n.35	homagium ligium	プランタジネット家への封建奉仕を拒否。1258年のワッドストックでの確証書
111	ピエール・ド・サン・カンタン	ロクフオール市民	マルサンのサン・ジャン・ド・ブルゴンス小教区にある自由地		R. F., n.111	homagium et fidelitatem	相続上納金の設定
176	アノー・ド・アオルグ		三箇所の自由地		R. F., n.179	homagio	
213	ノートルダム・ド・カトゥアンヌ修道院長ギヨーム		大修道院領(自由地)		R. F., n.216		
215	ガルシイ・ダングル		オンザレ小教区の所有地(封土)、メイヤン付近の所有地(自由地)	メイヤンの農場 ← Bernardo de Tyoran	R. F., n.218		オンザレについての相続上納金の設定
219	ボラク施療院		施療院領(自由地)		R. F., n.222		
225	ロラン・プレヴォ		封土と自由地		R. F., n.228		
249	アルノー・ガルシイ・ド・セスカス	騎士	バザス司教区の土地(自由地)		R. F., n.252		
250	Baionesius de Moleris		フロアールの小屋付農地(封土)、バザスのポーピエにあるブドウ畑(自由地)		R. F., n.253		妻セギーヌの代理。セギーヌは7ボルドー貴ドウニエを支払う
307	ギヨーム・ド・ノリヤック		クードロー小修道院領にある封土・自由地		R. F., n.310		ジェラール・ド・ロールの代理
318	ギヨーム・アルノー・ド・キヌス、セニロワ・ド・ルサック		ベノージュ等にある四小教区での所有事物(自由地)		R. F., n.321		前者は妻ベルトランド・ド・ポアラック、後者はアニエス・ド・ポアラックの代理
337	ギヨーム・アマニュー・フロザン		バザス、サン・マケール、ベノージュの所有地(封土)、エール司教区の所有地(自由地)		R. F., n.341		
356	ギヨーム・ラフォン		クードロー(自由地)	6居住地・3小屋付農地→ポルドー大司教、クードロー小修道院長	R. F., n.362		
357	ヴァイタル・オリオル・ド・クードロー		ジロンドにあるブドウ畑(自由地)		R. F., n.363		
396	R de Sauba Laura		Salabeuの居住地、ポラーヌ・ド・サン・ソロモン的小屋付農地(自由地)		R. F., n.534		
398	ゴスラム・レモン・ド・ブール		封土ではなく自由地を持つ		R. F., n.536		
490	ベルナル・ピエール・ピエール・ド・レイサ	騎士	ピュドス、オスタンの所有事物(自由地)		R. F., n.632	homagio	

表6 現地領主の土地保有リスト(他領主からの保有者)

番号	当事者名	当事者の肩書	ブランタジネット家からの授受地	他領主からの授受地・当事者自身の所有地	史料番号	オマージュの形態	備考
3	ピエール・ボクア			フロンサック副伯←フロンサック近辺の10箇所から上がる十分の一税	R. F., n.3		領有者交代時に6スーの相続上納金
6	ゴンボール・レスバール	従騎士	セザックとケラックにある土地	セザックの土地の一部はMiletio deu Bolhからも保有	R. F., n.6		セザックとケラックの土地は元々はフロンサック副伯からの封土
13	ギヨーム・セガン・ド・リオン	領主	リオンの城館、ペノージュにある土地、ヴァイト、セロン、バルザックにある土地、ボダンサックにある土地	リオンの城館の権利の一部をアマニュー・ド・キュルトンから保有	R. F., n.13		
30	Bernard Non de Castera		フロアズの城館と領地	proprium hospicius	R. F., n.30		
55	Arnaud de Marcio		コナール城館、La Gastの所轄領域(エール・ダックス司教区)	ミュルゴン城館←サン・スヴェール大修道院長、ガルドの領有地	R. F., n.55	homagium et fidelitatem	
59	Géraud de Mont-iront		Mont-irontの騎士封	騎士封の3分の1は、ギヨーム・アルノー・ド・クレバサックに保有させる	R. F., n.59	homagium et fidelitatem	
63	レモン・バルナル・ド・セラス	サン・スヴェール市民	セラスの荒地とグラヴエの小屋付農地	自由地としてブドウ畑を所有	R. F., n.63		元々はサン・スーラン大助祭からの封土
73	アルノー・ル・ド・ラセール	騎士	サン・スヴェール小教区の所有事柄	le Seuldにある5五箇所の小屋付農地←マルサン領主	R. F., n.73	homagium et fidelitatem	
102	エイズ・アルノー・ド・セラロス		セラロスの騎士封、サン・バルテルミ・ダリヴァンス、オディロン小教区の小屋付農地	小屋付農地の地代←サン・ジロンズ領主	R. F., n.102		
112	エムリ・ド・ラヴィニヤン	ベルキイ市民		コンスタンズ女領主、ピエール・ロング領主	R. F., n.112		
119	エムリ・ド・バスカンサス	マルサンの従騎士	バスカンサスの騎士封	Sent-Gerの所有物の一税←タルダス副伯	R. F., n.119		
130	ベルナルド・ド・ミュノス	モン・ド・マルサン市民	アルトサンの城館と騎士封	アルトサンの騎士封←アルトサン領主	R. F., n.130		
178	ギヨーム・ド・ノワイヤン	騎士	サン・マケール、サン・フロランス、コンカス、ブジュ小教区における所有	ブジュ小教区の十分の一税←ポルドー大司教、その他←ペノージュ領主	R. F., n.181		
184	レモン・ガルシイ・ド・セスカス	ノワイヤンの騎士	何も保有していない	ノワイヤンの所有事柄	R. F., n.187		
185	ヴィタル・ド・セロン	書記?	セロン小教区のブドウ畑(自由封土)	セロン小教区のブドウ畑の三分の一←ピエール・アソ	R. F., n.188		
188	ゴスルム・ド・カステイオン・メドック	カステイオン・メドック領主	カステイオン・メドックの城館、ポルドー司教区の所有事柄	スーラックの所有事柄	R. F., n.191		城館はフロンサック副伯からの封土であったものを、5スーの相続上納金の支払いで、ブランタジネット家から保有する
192	マレストン・ロペール	騎士	何も保有していない	ガシオン・ドラ・マルシユ領主	R. F., n.195		
195	アマニュー・ド・ブランヌ		ブランヌ小教区における所有事柄(アルトール・ド・ナリガンからの保有物含む)	ブランヌ教会付近の小屋付農地←ラソール・ヴ・マジュール大修道院	R. F., n.198		
197	ヴィグロス・ド・リュゲニヤック		サン・テミリオン付近のサン・テイエニス・ド・ブランヌ小教区の所有地	同小教区の郊外家屋←アルノー・ド・ペサック、アルノー・ロペールがヴィグロス・ド・ラニヤ、1ジューールの土地←ベルナルド・リュゲニヤック	R. F., n.200		
198	アルノー・ギョーム・リュゲニヤック		サン・テイエニス・ド・ブランヌ、リュゲニヤック各小教区の所有地	サン・テイエニス小教区の7ジューールの土地←エリド・ブラニヤックの相続人、リュゲニヤック小教区の郊外家屋←レモン・ド・ブラ・ド・クレスバ	R. F., n.201		ノージュ小教区の所有地については、ブランタジネット家の権威の下、自由地として所有する
199	ピエール・ド・ブランヌ		サン・テイエニス・ド・ブランヌ小教区の所有地	レモン・オドンからの居住地、ブランヌ領入口付近の居住地←ラソール・マジュール大修道院	R. F., n.202		
208	ジェローム・ド・ラモット	従騎士、ロクタイヤードの共同領主	ロクタイヤード領の所有事柄、ポルドー、バザス司教区の所有事柄	アニサン小教区の十分の一税←バザス司教区領主	R. F., n.211		ベルナルド・ド・ボーグイルとランゴンの裁判権を新荘している
209	アマニュー・ド・ラモット	従騎士、ロクタイヤードとランゴンの共同領主		ポルコロンの十分の一税←アルプシ家、ロブザックの十分の一税←バザス司教	R. F., n.212		
212	ユーク・ド・モーヴザン		モーヴザン城館と上級・下級裁判権	サント・ベゼイユ市の居住地←サン・ト・ベゼイユ領主	R. F., n.215	homagium ligium	

表6 現地領主の土地保有リスト(他領主からの保有者)

番号	領主名	職名	所有地	所有物	備考	参考文献	権利の種類	備考
215	ガルシィ・ダングル		オンザレ小教区の所有地(封土)、メイヤン付近の所有地(自由地)	メイヤンの農場 ← Bernardo de Tyoran		R. F., n. 218		オンザレについての相続上納金の設定
216	リヴェ大修道院長ギョーム	修道士	何も保有していない	バザス司教区にある所有地		R. F., n. 219		
218	アルノー・ド・ジロンド	従騎士	三地域の所有物	ラレオールにある居住地		R. F., n. 221		
220	ド・アマニュー、ピエール・ド・ブローン		ブローン城館と付随物	サント・ベゼイユ、マルマンの所有物 ← サント・ベゼイユ領主		R. F., n. 223	homagium ligium	
230	アルノー・ド・ギユルゾン	騎士	ギユルゾン小教区の家屋	ギユルゾン小教区の四箇所の小屋付農地 ← サント・メダール大修道院		R. F., n. 233	homagium ligium	
232	ギョーム・アルノー・ド・トントウロン	従騎士	バザス司教区のトントウロンの城館と領域(アルティゴル)	ソヴ・ド・プレカラックの所轄領域 ← ボルドー大司教、Capseusの所轄領域 ← ガストン・ド・ペアルン		R. F., n. 235	homagium ligium	
234	ガルシィ・アルノー・ド・セスカス	騎士	イロン、ベル・マリ・デュゼスト各小教区の所有物	フォサとヴィラトの所有物 ← アルブレ家、プリュストの所轄領域 ← ガヴァルダン副伯、ベル・マリ・デュゼスト墓地 ← ベル・マリ・デュゼスト教会		R. F., n. 237		
239	ギョーム・ドルガル	モントラヴェルの騎士	ギユルゾン、モントラヴェルの所有地	フレ小教区の所有物 ← アルマン・プレヴォ		R. F., n. 242	homagium ligium	
253	ベルトラン・ド・モンズ	騎士	サン・トーマン小教区のBalanessioの上級・下級裁判権	モンス城館 ← ベルジュラック領主		R. F., n. 256		
255	Elie de Scodacan	騎士	何も保有していない	ロケピエヌの所有地 ← ベルナール・ド・ボーヴァイル、ガストン・ド・ゴントーの妻マルキーズ、ギョーム・ド・サン・デジュール		R. F., n. 258		
257	ジェラール・ド・コズー		ロケピエヌの領主領	ロケピエヌ領主領ピュイモン <small>の所有物</small> ← ベルナール・ド・ボーヴァイル		R. F., n. 260		
262	ベルトラン・ド・パニソー		ピュイゲエムの所有物	レスタック、エムヴァイル <small>両小教区</small> からの保有地 ← アルノー・ド・モーリヤック		R. F., n. 265		
263	エリド・ベヴァイル		ラ・ポエリ、ラカス・アルマディ、ピュイギエム、リュガックにある土地(封土)	自由地の存在を証言		R. F., n. 266		ラ・ポエリは6スー、ラカス・アルマディは6スー、ピュイギエムは2スー、リュガックは2スーの支払いで保有
264	エリ・デスクエロン		ピュイギエムの所有物	ピュイギエム城館の耕作地		R. F., n. 267		
268	ギョーム・アマニュー、ジェロー・アマニュー、アマニュー・ド・ラバルト		ブローン城館と付随物、バザス司教区に所有するもの	サント・バゼイユ領主		R. F., n. 271	homagium ligium	
272	ギョーム・ド・ロケピエヌ		ピュイギエムの所有物	ピュイギエムの1マンス ← ギョーム・セガン		R. F., n. 275		妻ゴエテルの代理
280	ギョーム・ド・ア		ピュイギエムの所有物	プレサックのマンズ		R. F., n. 283	fidelitatem	
281	アルノー・レモン・ダロアスタ		ピュイギエムの所有物	二箇所のマンズ		R. F., n. 284		
292	レモン・フェール・ド・ラドス	騎士	メイヤンに所有するもの	三箇所の通行税 ← アルブレ家		R. F., n. 295	homagium ligium	相続上納金の設定
298	アルノー・ガルシィ・ド・セスカス	騎士	三箇所の所轄領域	同小教区にあるブドウ畑・土地 ← ギョーム・デュ・ピュイ、ル・ピュイ教会		R. F., n. 301	homagium ligium	相続上納金の設定
299	ベルトラン・ド・セスカス		バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有物	十分の一税 ← ローマ教皇?		R. F., n. 302	homagium ligium	
301	セニロン・ド・ゴ	トゥルーズ司教	バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有物	同小教区にあるブドウ畑・土地 ← ギョーム・デュ・ピュイ、ピエール・ド・パサック		R. F., n. 304	homagium ligium	相続上納金の設定
302	ギョーム・ド・セスカス		バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有物	十分の一税 ← サント・フェルム大修道院		R. F., n. 305	homagium ligium	相続上納金の設定
305	ベルナルド・リュゲニヤック		リュゲニヤック小教区の所有物	二司教区にあるブドウ畑 ← ギョーム・アルノー・ド・ラモット		R. F., n. 308	homagium ligium	
315	レモン・ド・メーム		ケイサンの城館、バザス、エール各司教区の所有物	同小教区の土地・ブドウ畑 ← サン・ジャン教会		R. F., n. 318	homagium ligium	相続上納金の設定
317	ベルナルド・ド・コ		ガジャック小教区の所有物	同小教区の6レージュの土地・ブドウ畑 ← R・ド・タレイブ、4フサンの土地 ← ジャン・ド・サン・ジャン・ド・バザス		R. F., n. 320		相続上納金の設定
320	アルノー・ド・トラン		ガジャック小教区の所有物	ギョーム・レモン・ド・ジャン・サックから土地保有		R. F., n. 323		
324	アルノー・ド・ベルグリユ		ベルグリユの城館等			R. F., n. 328	fidelitatem	

表6 現地領主の土地保有リスト(他領主からの保有者)

352	コーズ領主家				マドゥラック小教区の所有事柄等				R. F., n. 358
353	ボンドラ施療院				何も保有していない				R. F., n. 359
356	ギヨーム・ラフォン				クードロ(自由地)				R. F., n. 362
383	ギヨーム・アマニュード・ベノージュ				サン・マケールにある全ての資産				R. F., n. 521
384	エモン・ドラモット				何も保有していない				R. F., n. 522
385	アルノー、ピエール・ダスト			従騎士	何も保有していない				R. F., n. 523
386	ギヨーム・ド・ボーヴィル			従騎士	ポルドー、バザス各司教区にある所有事柄(オースタン城館)、ランディアンの				R. F., n. 524
387	ポルドーのサント・クルワ大修道院長B・ドラガルドール				何も保有していない				R. F., n. 525
389	サン・テミリオンド大修道院長				何も保有していない				R. F., n. 527
403	ピエール・ド・モンベザ			騎士	サラボーク小教区にある2つの屋敷と付随権利、サン・ジェルマン小教区の資産、P・ド・ベタイユ、ギヨーム・カサンツックの2名の臣下が当業者から保有する封土				R. F., n. 544
404	アルマン・ド・モンベザ			騎士	サラボーク、カイヨ各小教区にある資産、Poiousの住民への権利の半分、ボンベニヤックとトレセス教会の間の荒地、臣下のギヨーム・ド・ジャンケールが当業者から保有する封土				R. F., n. 545
406	ベルナル・ド・デスクックサン			ラングワラン領主	ラングワランの城館と裁判権、ラングワとソナー・マジュールに所有するもの、Bauregioに所有するもの				R. F., n. 548
408	ピエール、アルノー・ダスト			従騎士	何も保有していない				R. F., n. 550
413	ゴスラム・トール・ド・ブール			従騎士	リュゲニヤックの屋敷				R. F., n. 555
415	ベルトラン・ド・ポダンサック			従騎士	ポダンサックに保有するもの				R. F., n. 557
419	ガイヤール・ド・カスタネ			従騎士	Iterius de Bruilhがタリス小教区ラルーグに所有する全ての土地・裁判権				R. F., n. 561
421	アモバン、ギタール・ド・ブール				何も保有していない				R. F., n. 563
422	R・ダステ			従騎士	バルザック、プリニヤック、イヤーツの各小教区に所有しているもの				R. F., n. 564
423	ミレド・ノワイヤン			従騎士	コレジャン、カドージヤック、ヴィルヌーヴ、レヴィニヤン各小教区の所有事柄				R. F., n. 565
425	ジェエラルド・ラモット			ラ・トレヌ領主	セナック小教区の所有事柄			homagio	R. F., n. 567
429	エイランドレード				サン・マケール小教区の通行税				R. F., n. 571
433	ピエール・ダルバナ			騎士	アルバナ、ポルドー各小教区の所有事柄				R. F., n. 575
436	アルノー・アマニュー				何も保有していない				R. F., n. 578
439	ピエール・ド・ビュドス			騎士	オスタン、ラサ各小教区の所有事柄				R. F., n. 581

バザス司教区にある世俗資産
6居住地・3小屋付農地←ポルドー大司教、クードロ小修道院長
ベノージュの自由地
サン・タンダレの自由地
サン・マケールの資産←ポルドーのサン・ト・クルワ大修道院、R・ムロカン、ベノージュの資産←ベノージュ副伯
ランディアンの領主家からの資産←ランディラン領主、ジェラルド・ドラモット、マコー、スーラック、サン・マケール←ローマ教皇
大修道院←フロンサック副伯
サラボーク小教区の3封土←ベルトラン・サラボーク、カイヨ小教区の封土←トウルヌ領主、サラボークとカイヨの十分の一税←ポルドー大司教
Poiousの住民への権利←ベルナル領主、カイヨ小教区の十分の一税←ポルドー大司教
Bauregioの十分の一税、ジャンケールの封土、ランゴンの裁判権
サン・マケール付近の保有物←ポルドーのサント・クルワ大修道院、ベノージュの保有物←ベノージュ領主
屋敷の権利をMiletto de Bullと折半
セロンンの臣民の権利の半分←他領主、イヤーズ、モントウイサン各小教区での保有地
プリニヤック小教区の所有事柄
ラムフォールのブドウ畑
各小教区のランディアラン領←ガイヤール・ド・フルジ、ガイヤール・ド・ロバングス
ド・ブルラン、マルケス・ド・コレジャンと共同領有地
同小教区の十分の一税←ポルドー大司教
サン・マケール小教区のベノージュの所有事柄
小教区←他領主
アンブにある土地
同小教区の所有事柄の一部←ランディアラン領主、ノワイヤン領主
相続上納金の設定

表6 現地領主の土地保有リスト(他領主からの保有者)

441	ジャン・ド・ラランド	騎士	プールの城館と付随建物、フロンサク領主領	プール、フロンサク、カステイヨンの十分の一税←ポルドー大司教、プールの領地の一部←ベルナール・ド・ブランクフォーレ、アントル・ドルドーニュ←カステイヨ副伯	R. F., n.583	homagis	
448	ヴィタル・ド・ランゴン			バザス司教区にある資産	R. F., n.590		
451	エリド・ラカス	ソーヴ・マジュールの従騎士	フォルグを除く小教区の所有建物	フォルグ小教区の所有建物 フォルグ以外の小教区の保有建物の一部←フォルグ聖堂参事会、ピゾン・ド・ラレトーヌ	R. F., n.593		
456	サン・マケールの4名の市民		何も保有していない	サン・マケール市←ベルナール・ド・ボーヴァル	R. F., n.598		
459	ギヨーム・レモン・ド・バラック		五小教区における所有建物	五小教区における所有物←他領主	R. F., n.601		
463	ギヨーム・アルノー・ド・タストほか10名		アントル・ドゥ・メールにおける全所有物、ガイヤール・ド・ピュッシュがサン・ジェルマン・ド・サン・カンタン小教区の全所有物、コスタネード セグランサン小教区に保有するもの	タスト サン・カンタン小教区の十分の一税←ベトロニル・ド・ラモット コスタネード カミヤン・ラ・ソヴ・マジュール大修道院、ブダのブドウ畑←サン・ジェルマン教会、アヴァロン教会 ジャン・ド・ル・ベス カヌジャンの封土←ピエール・ダヴダ	R. F., n.605		
471	ギヨーム・ド・カトメル、アマニュー・アルノー・ド・セロン		四小教区の所有建物	カントメルル セロン、アンバレス各小教区←ジェローム・バルザック ポダンサク小教区←セルトラン・ド・ポダンサク セロン セロン小教区←ベルトラン・ド・ナンサク	R. F., n.613		
472	レモン・ギヨーム・ドリニーユ		セロン等5小教区の所有建物	セロン小教区の封土←ベルトラン・ド・ナンサク	R. F., n.614	Juramento fidelitatis	
474	エムリ・ド・ブール	レスバールの従騎士	何も保有していない	カルカニス、ベルトウユ各小教区の所有建物	R. F., n.616		
477	アルノー・ド・ブローヤック、ジェローム・ド・サン・ジュネス		12小教区における所有建物	12小教区における所有建物←ポルドー大司教、トウルヌ領主、ラ・トレヌ領主	R. F., n.619		
484	ガルシイ・ド・サル		ソーテルヌ、ピュジョル小教区の所有建物	二小教区の封土←ギヨーム・アルノー・ド・セスカス	R. F., n.626		
487	ガイヤール・ダリエ		サン・モリヨ、バルザック、ピュジョル各小教区の所有建物	三小教区の所有建物←他領主	R. F., n.629		
488	ピエール・バラン	騎士	五小教区における所有建物	五小教区の所有建物←他領主	R. F., n.630		
489	ピエール・ド・ヴィルサンチュ	騎士	五小教区における所有建物	五小教区の所有建物←ポルドー大司教、セロン領主、モンブラネール領主、リオン領主	R. F., n.631		
492	ピエール・ド・ピュドス	従騎士	四小教区における所有建物	ピュドス小教区←ガイヤール・ド・グロジニヤック	R. F., n.634		
495	ギヨーム・ド・ラロック	従騎士	八小教区における所有建物、マレスタンがラロックから保有する封土	カンピス小教区の十分の一税	R. F., n.641		
505	ギヨーム・ド・キュルサン		ポーリヤック小教区に保有する土地・屋敷	ポーリヤック小教区の保有封土←ラ・トレヌ領主、アマニュー・ド・トディール	R. F., n.651		
506	ジョフロワ・ゴンボ	従騎士	何も保有していない	フロンサク副伯から保有	R. F., n.652		フロンサク副伯へのオマージュ
508	ベルナール・ド・ラロック		サン・ピエール・ド・カンサク、バサン、サン・チュレリ小教区の所有建物	三小教区の保有地←アモハン・ド・バレス、ジャン・ド・ラランドと兼ファイヌ、エイケルム・ギヨーム・ド・ダンピアン、ポン・ド・カントメルル	R. F., n.654		
515	ギヨーム・レモン・ド・ポルデス			レ・ポルデスの屋敷←ベノー・ジュ副伯	R. F., n.662		イングランド王の裁判権と支配の下での保護を求める
517	レモン・ド・カサナ		何も保有していない	ランサク小教区の自由地、サン・クリク小教区の保有地←ポルドー大修道院	R. F., n.664		

表6 現地領主の土地保有リスト(他領主からの保有者)

521	ジャン・ド・シレイ・サン・テミリオン		何も保有していない	アントル・ドゥ・メールの通行税、5スー の相続上納金←フロンサク副伯	R. F., n.668	
522	ガイヤー・ド・リニヤン		マレプイの屋敷と付随建物	ラルガロスの十分の一税、カストルに おける相続遺産←他領主	R. F., n.669	
523	ギヨーム・レモン・ド・ビュドス		ブリニヤック、レイサ各小教区に所有する全て	十分の一税←ポルドー大司教 サン・シユルピス小教区ル・グリス← アルノー・ド・モンペザ 臣下のピエー ル・ガヴォワールの屋敷←レモン・ ビュグ、Lascinbiolaの所有地←エイケ ルム・ド・ラ・モット	R. F., n.670	
525	ピエール・ド・セルヴァ、ジャン・カイヨー		四小教区における所有建物		R. F., n.672	
541	アマニュー・ド・カンペ	騎士	ペルノスのポントンス小教区に所有するもの	モーブルグの所轄領域←タルタス副伯	R. F., n.692	
544	アルノー・ド・レスブロン		ピア、ピロン各小教区の全ての土地・所有物	アルティグメールの土地	R. F., n.695	

表7 現地領主の土地保有リスト(プランタンジネット家から保有なし)

番号	当事者名	当事者の肩書	プランタンジネット家からの授受地	他領主からの授受地・当事者自身の所有地	史料番号	オマージュの形態	備考
4	アマニュー・ゴンボード・レスバール	従騎士	何も保有していない		R. F., n.4		
5	セヌブラン・ド・ゴ	騎士	何も保有していない		R. F., n.5		
7	レモン・ド・ラヴィニヤン	騎士	何も保有していない		R. F., n.7		
14	ヴィヴィアン・ド・ポダンサック	騎士	何も保有していない		R. F., n.14		
15	アルノー・ギヨーム・ラムフォール	従騎士	何も保有していない		R. F., n.15		オマージュを拒否
17	アマニュー・ド・ヴァンサック		何も保有していない		R. F., n.17		
20	フオンギエム大修道院		何も保有していない		R. F., n.20		
177	チボード・ノワイヤン	騎士	何も保有していない		R. F., n.180		
179	アルノー・レモン・ド・ピュロス	騎士	何も保有していない		R. F., n.182		
181	ギヨーム・ジュルダン	従騎士	何も保有していない		R. F., n.184		
182	レモン・ギヨーム・ド・セロン	従騎士	何も保有していない		R. F., n.185		
184	レモン・ガルスィ・ド・セラス	ノワイヤンの騎士	何も保有していない	ノワイヤンの所有物	R. F., n.187	homagio	
186	レモン・エスペール・ド・セロン		何も保有していない		R. F., n.189		
192	マレストン・ロペール	騎士	何も保有していない	ガシオン・ド・ラ・マルシユ領主	R. F., n.195		
216	リヴエ大修道院長ギヨーム	修道士	何も保有していない	バサス司教区にある所有地	R. F., n.219		
229	ピエール・ド・ケヨネル		何も保有していない		R. F., n.232		
231	イティエ・ド・セル	サント・ブノワ修道会のプレヴァ	何も保有していない		R. F., n.234		
255	Elie de Scodacan	騎士	何も保有していない	ロケピーヌの所有地←ベルナル・ド・ボーヴィル、ガストン・ド・ゴントーの妻マルキーズ、ギヨーム・ド・サン・テジール	R. F., n.258		
304	ガイヤール・ド・カンセグレ		何も保有していない		R. F., n.307		
306	グリモアール・ド・モンクレール		何も保有していない		R. F., n.309		
353	ボンドラ施禱院		何も保有していない	バサス司教区にある世俗資産	R. F., n.359		
384	エモン・ド・ラモント		何も保有していない	サン・タンクレの自由地	R. F., n.522	homagio	
385	アルノー、ピエール・ド・タスト	従騎士	何も保有していない	サン・マケールの貴産←ポルドーのサン・クルワ大修道院、R・ムロガン、ペノーシュの貴産←ペノーシュ副伯	R. F., n.523	homagio	
387	ポルドーのサント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルテール		何も保有していない	マコー、スーラク、サン・マケール←ローマ教皇	R. F., n.525		
388	エムリ・セイロー・ド・ファルダ	修道士	何も保有していない		R. F., n.526		
391	サン・ロマン・ド・ブライユ教会		何も保有していない		R. F., n.529		
392	サン・ワール・ド・ブライユ大修道院		何も保有していない		R. F., n.530		
405	ロスタン・ド・ラルツセル		何も保有していない		R. F., n.547		
408	ピエール、アルノー・ド・タスト	従騎士	何も保有していない	サン・マケール付近の所有物←ポルドーのサント・クルワ大修道院、ペノーシュの保有物←ペノーシュ領主	R. F., n.550		
414	レモン・ド・ヴィルヌーヴ	従騎士	何も保有していない		R. F., n.556		
416	ペルトウイユ大修道院長		何も保有していない		R. F., n.558		
421	アモバン・ギタール・ド・ブール		何も保有していない	ラムフォールのブドウ畑	R. F., n.563		
424	ノワイヤン領主の土地保有者(カヌク、ダス、オス)		何も保有していない		R. F., n.566		
436	アルノー・アマニュー		何も保有していない	アンブにある土地	R. F., n.578		エイケルム・アンドロンの後见人
454	レモン・ド・マルサン		何も保有していない		R. F., n.596		
456	サン・マケールの4名の市民		何も保有していない	サン・マケール市←ベルナル・ド・ボーヴィル	R. F., n.598		
457	ギートル大修道院長ギヨーム		何も保有していない		R. F., n.599		大修道院は自由な立場にあると証言
464	Pons de Scratas 19名		何も保有していない		R. F., n.606		
489	フル・スル・ガール大修道院長		何も保有していない		R. F., n.611		
474	エムリ・ド・ブール	レスバールの従騎士	何も保有していない	カルカナス、ペルトウイユ各小教区の所有物	R. F., n.616		
476	ジュルダン・ド・カバナ	従騎士	何も保有していない		R. F., n.618		
496	ペルトラン・ド・トレス	騎士	何も保有していない		R. F., n.642		

表7 現地領主の土地保有リスト(プランタジネット家から保有なし)

497	ギョーム・ムロン	従騎士				R. F., n.643		
506	ジョフロワ・ゴンボ	従騎士	何も保有していない		フロンサック副伯から保有	R. F., n.652		フロンサック副伯へのオマージュ
517	レモン・ド・カサナ		何も保有していない		ランサック小教区の自由地、サン・クリク小教区の保有地、プール大修道院	R. F., n.664		
521	ジャン・ド・シレイ・サン・テミリオン		何も保有していない		アントル・ドゥ・メールの通行税、5スーの相続上納金、フロンサック副伯	R. F., n.668		

表8 現地領主の土地保有リスト(オマージュを証言した者)

番号	当事者名	当事者の肩書	ブランタジネット家からの授受地	他領主からの授受地・当事者自身の所有地	史料番号	オマージュの形態	備考
1	アルノー・デスバニユ	当事者の肩書 メリニヤック領主	ブランタジネット家からの授受地 プランに近接するサン・タレドンスの土地		R. F., n.1	homagio	
10	エリド・カステイオン	副伯家	ピュイ・ノルマンの城館		R. F., n.10	homagium, sacramento fidelitatis	ブランタジネット家に差し出し、再下封される
18	ピエール・ド・リオン	領主家	妻の保有地		R. F., n.18	homagia	
35	ゴンボール・ド・ティラン	従騎士	ボスコを除く自由地		R. F., n.35	homagium ligium	ブランタジネット家への封建奉仕を拒否。1258年のウッドストックでの確認書
45	ジェローム5世	アルマニヤック・フェザンサク伯	アルマニヤック・フェザンサク伯領		R. F., n.45	homagio et fidelitate	
48	レモン・ガラン	従騎士	エール司教区の所有事物		R. F., n.48	homagio et fidelitate	
49	ペルトラン・ド・ラモット	騎士	シルヴェストルの所有事物		R. F., n.49	homagio et fidelitate	
50	ペルトラン・ド・ラモット	49の子息	アンデイロンの騎士封		R. F., n.50	homagio et fidelitate	母方からの継承領地
51	ガルブラン・ド・モーラン	騎士	モーランの騎士封		R. F., n.51	homagio et fidelitate	
52	ペルナルド・ド・ラモット		ガンスの城館と所轄領域		R. F., n.52	homagio et fidelitate	
53	ギョーム・アルノー・ド・カザリス		カザリス小教区にある土地		R. F., n.53	homagio et fidelitate	fidelitateとhomagioの順序が反対
54	アルノー・ド・ガヴェストン		ロクフォーレ、Lobinher、モン・ガラー、Hexetmauの4城館、妻のクラルモールの所有地		R. F., n.54	homagium et fidelitatem	
55	Arnaud de Marcio		コナル城館、La Gastの所轄領域(エール・ダックス司教区)	ミュルゴン城館←サン・スヴェール大修道院長、ガルドの領有地	R. F., n.55	homagium et fidelitatem	
56	ギョーム・アルノー・ド・サン・トールバン		ピュジャル城館、Brocarの12の小屋付農地		R. F., n.56	homagium et fidelitatem	叔父への譲渡地→ロンスヴォー家へ
57	アルノー・ド・リス	騎士	ユリスの騎士封		R. F., n.57	homagium et fidelitatem	ピエール・ド・ラバルトの宣誓についても言及
58	Guitard de Rumbes		Rumbesの騎士封、Munhosの所轄領域、4箇所の小屋付農地		R. F., n.58	homagium ac fidelitatem	
59	Géraud de Mont-iron		Mont-ironの騎士封	騎士封の3分の1は、ギョーム・アルノー・ド・クレバサックに保有させる	R. F., n.59	homagium et fidelitatem	
60	ギョーム・アルノー・ド・カンパ	領主	カンパ、サント・クルワ・ダラグ、ユシャックの三小教区での所有事物		R. F., n.60	homagio et fidelitate	
61	フオルドント・ピエルネード	従騎士	ピエールネードの騎士封		R. F., n.61	homagium et fidelitatem	
62	Vital d'Hestios		Hestiosの騎士封、5箇所の小屋付農地		R. F., n.62	homagium et fidelitatem	
63	レモン・ペルナル・ド・セラス	サン・スヴェール市民	セラスの荒地とグラヴェの小屋付農地	自由地としてブドウ畑を所有	R. F., n.63	homagio	元々はサン・スーラン大助祭からの封土
64	ギョーム・ド・パス	バスアントゥルサン領主	パスの城館、サン・タントワール又小教区に保有するもの、妻の所有事物(スロスの小屋付農地)		R. F., n.64	homagium et fidelitatem	
65	オトンド・ド・アズイ	従騎士	ド・アズイとブラサンピュイの城館		R. F., n.65	homagium et fidelitatem	
66	レモンド・サン・トール・ランス	従騎士	サン・トール・ランスの騎士封		R. F., n.66	homagium et fidelitatem	
67	ペルナル・ド・ブリユレ	従騎士	ブリユレの騎士封		R. F., n.67	homagium et fidelitatem	
68	アルノー・ギョーム・ド・クレバサック	騎士	モンデイロンの騎士封		R. F., n.68	homagium et fidelitatem	59の人物から委託される
69	ナヴァール・ド・ペイル	騎士	ペイルの城館		R. F., n.69	homagium et fidelitatem	fidelitateとhomagioの順序が反対
71	エスキヴァ	ピゴール伯	ピゴール伯領		R. F., n.71	homagio	
72	アルノー・セガン・デスタン		カンパ、ブラ、ピュジュエーの三城館、9箇所の所轄領域、通行税		R. F., n.72	homagium et fidelitatem	騎士封、十分の一税、4箇所の小屋付農地をエール教会へ譲渡
73	アルノー・ルー・ド・ラセール	騎士	サン・スヴェール小教区の所有事物	le Saudlにある5五箇所の小屋付農地←マルサン領主	R. F., n.73	homagium et fidelitatem	
74	ヴィタル・ド・ポダンクス		ポダンクスの城館、オーリエとブリュランにある所有地、スロースとポダンクスの所有事物、従兄弟の母方からの所有事物		R. F., n.74	homagium et fidelitatem	ポントー領主へBalhesの所轄領域を譲渡
75	アルノー・ド・サン・ジエルマン	騎士	大小教区における所有事物、サン・ジャン・トウスからの封土		R. F., n.75	homagium et fidelitatem	
76	アルノー・ド・モーリ	従騎士	モーリの城館と付随する三地区の権利		R. F., n.76	homagium et fidelitatem	

表8 現地領主の土地保有リスト(オマージュを証言した者)

77	ヴァイタル、アルノー・ギョーム・ド・カスター		ブサンスの騎士封		R. F., n.77	homagium et fidelitatem
78	ギョーム・ベルナル・ド・バルバンス	従騎士	モントウベの騎士封、エイストの小屋付農地		R. F., n.78	homagium et fidelitatem
79	ヴァイタル・カザレ	従騎士	カザレ、サン・ジャン・ド・バンケの騎士封、リュクモとゴーセの騎士封の半分		R. F., n.79	homagium et fidelitatem
80	アルノー・ギョーム・ド・ラバルト		ラバルトとプロカールの騎士封		R. F., n.80	homagium et fidelitatem
81	ボゾン・ド・ル・グラー		ル・グラーの騎士封		R. F., n.81	homagium et fidelitatem
82	サン・ジュール・ド・カスタンテ	従騎士・領主	カスタンテの城館、7箇所の小屋付農地		R. F., n.82	homagium et fidelitatem
83	ジュルダンド・バンク		バンクの騎士封		R. F., n.83	homagium et fidelitatem
84	ギョーム・エイリュエ・ド・ペイル		ペイルの所有地、バンゲール、リポートの騎士封		R. F., n.84	homagio
85	オトン・ド・クララック		アルタサンの城館(マルサン副伯の裁判権下)		R. F., n.85	homagium et fidelitatem
86	ロラン・ド・スーランス	従騎士	スーランスの騎士封、ナシエ小教区の小屋付農地		R. F., n.86	homagium et fidelitatem
87	ギョーム・ド・ポルト	従騎士	Gastanhouの騎士封		R. F., n.87	homagium et fidelitatem
88	アルノー・ド・サーージュ		ラペードの騎士封		R. F., n.88	homagium et fidelitatem
89	レモン・ギョーム・リュゴタン	従騎士、モンド・マルサン市民	プロカール小教区に所有するもの、フォルボスとビエールの土地及び封土		R. F., n.89	homagium et fidelitatem
90	ピエール・ド・フォルボス		モンド・マルサンに程近いサン・タヴィ小教区にある全ての土地		R. F., n.90	homagium et fidelitatem
91	ピエール・ド・ラヴァルダック	騎士	Ayssyuの城館、レカンヌ、マルケス		R. F., n.91	homagio
92	オトン・ド・アズイ	騎士	トール、リアス小教区における所有事物		R. F., n.92	homagium et fidelitatem
93	ピドース・ド・ラナヴェイ	サン・スヴェール市民	バンケにおける父方からの所有地		R. F., n.93	homagium et fidelitatem
94	アルノー・ド・マルゲスター	騎士	カステラルの騎士封、妻の所有物		R. F., n.94	homagium et fidelitatem
95	ピエール・ド・カラセ		ベル・マリ、マルゲスター小教区にある二箇所の小屋付農地		R. F., n.95	homagio
96	ギョーム・アルノー・ド・ダルブラード	騎士	サン・キトワリ小教区にある9箇所のうちの7箇所の小屋付農地		R. F., n.96	homagio
97	アルノー・ド・コルバン	従騎士	リアレル小教区に保有・領有するもの		R. F., n.97	homagio
98	ベルナル・ド・ネス	サン・スヴェール市民	チュヨーズの騎士封		R. F., n.98	homagium et fidelitatem
99	ベルナル・ド・ボスク	サン・スヴェール市民	オネスの騎士封		R. F., n.99	homagium et fidelitatem
100	ベルナル・ド・ジュルダンド・ラレ	騎士	ラレの城館と騎士封、7小教区の所有事物		R. F., n.100	homagium et fidelitatem
101	ベルナル・ド・ヴィニョー	騎士	カスタンテにある25箇所の小屋付農地		R. F., n.101	homagio
102	エイズ・アルノー・ド・セラロス		セラロスの騎士封、サン・バルテルミ・ダリヴァンス、オデイロン各小教区の小屋付農地	小屋付農地の地代	R. F., n.102	homagio
103	ヴァイタル・ド・ナマニュー	従騎士	ドマネとセガールの騎士封		R. F., n.103	homagio
104	アルノー・ギョーム・ド・ダド	従騎士	ダドの騎士封		R. F., n.104	homagio
105	アルノー・ド・ラガルド	従騎士	ラ・プロケールの騎士封		R. F., n.105	homagio
106	アルノー・ド・ラ・プロケール	騎士	サン・クリク・アン・シャロス小教区での所有事物、アジヤン小教区にある所有事物、ブラサンピュイ小教区のカステイヨンの騎士封の3分の1		R. F., n.106	homagio
107	ガルシィ・アルノー・ダムー	サン・クリク領主			R. F., n.107	homagium et fidelitatem

表8 現地領主の土地保有リスト(オマージュを証言した者)

108	ピエール・ド・ブルダククス	従騎士	マルサンのブルダククスの騎士封	R. F., n.108	homagio	リュクボンの小屋付農地は、ガルシィ・リュクボンの小屋付農地に貢務を負っていた。サン・シメオン小教区の所有物に代わり証言
109	ベルナール・ラモン、ラモン・ド・ラポルト	ロクフォール市民	マルサンのロス小教区のリュクボンの近の二箇所の小屋付農地、アシヤンのサン・シメオン小教区のゴルビアンに所有するもの	R. F., n.109	homagio	所有でラモンが姉妹に代わり証言
110	モンタシュール・ド・ラポルト	ロクフォール市民	サン・ピエール・ダヌ小教区にある全てのものうち四区画、ジュリアックの2箇所の小屋付農地	R. F., n.110	homagium et fidelitatem	ジュリアックの小屋付農地は、当事者の領主の娘フロールの所有物。相続上納金の設定
111	ピエール・ド・サン・カンタン	ロクフォール市民	マルサンのサン・ジャン・ド・ブルゴンス小教区にある自由地	R. F., n.111	homagium et fidelitatem	相続上納金の設定
112	エムリ・ド・ラヴィニヤン	ペルキイ市民	マルサンのソーモンとカンタバーヌの所轄領域	R. F., n.112	homagio	
113	ベルナール・ド・ボスケド・モレオン	従騎士	オニヨスの騎士封	R. F., n.113	homagio	
114	アルノー・ド・ボスケド・ニヨス	従騎士	騎士封	R. F., n.114	homagio	
115	アルノー・ド・ラルティエーグ	従騎士	サン・スヴェール・ラ・ラニユス小教区にある8つの小屋付農地	R. F., n.115	homagio	騎士封の三分の一は、ゴージェ・エ・ティエールの手にあつたもの
116	アルノー・ド・ルナン	従騎士	プロカール、サン・レミ小教区に所有する五小教区での所有物	R. F., n.116	homagio	
117	ベルナール・ド・ラポルト	ロクフォール市民	バスカンサスの騎士封	R. F., n.117	homagio	
118	ギヨーム・ゴスベール	マルサンの従騎士	モランとローールの騎士封	R. F., n.118	homagio	
119	エムリ・ド・パスカンサス	騎士	セールの騎士封、カントルーの所轄領域	R. F., n.119	homagio	Sent-Gorの所有物の一部→タルタス副伯
120	ピエール・ド・パニエール	従騎士	Sagberの騎士封と所有物	R. F., n.120	homagio	
121	アルノー・ギョーム・ド・セル	従騎士	エスベルの騎士封の一部	R. F., n.121	homagio	
122	Amat de Sagber	従騎士	サン・ジャン・ラルピイ小教区にあるピロートの騎士封	R. F., n.122	homagio	
123	ゴージェ・デスベル	従騎士	グリアンの所轄領域	R. F., n.123	homagio	
124	ジェラルド・ブラーグ	従騎士	セル・ガストンの騎士封、サント・コロ小教区、エイラス小教区の小屋付農地	R. F., n.124	homagio	
125	オトンド・グリアン	サン・スヴェール市民	バザス小教区のケイソーヌの税金	R. F., n.125	homagio	
126	ギヨーム・ド・セル・ガストン	従騎士	ソー付近のセルの騎士封	R. F., n.126	homagio	
127	アルノー・ギヨーム・ド・フォルトマ	ロクフォール市民	サン・トーマン小教区にあるアルティグ・ロング、ティンソールの小屋付農地、プロカールの小屋付農地	R. F., n.127	homagio	
128	オトンド・セル	従騎士	アルトサンの騎士封→アルトサン領主	R. F., n.128	homagio	
129	レモン・アルノー・デュ・ピュイ	サン・スヴェール市民	バンケの封土にあるサリの所轄領域	R. F., n.129	homagio	サントーバン小教区については、サン・トーマン領主から、プロカールの小屋付農地はプロカール領主と折半
130	ベルナルド・ド・ミュノス	モン・ド・マルサン市民	ポグの騎士封等	R. F., n.130	homagio	
131	ピエール・ド・プザンダン	モン・ド・マルサン市民		R. F., n.131	homagio	
132	ピエール・ド・ブダイサン	従騎士		R. F., n.133	homagio	
140	タルタス副伯			R. F., n.141	homagio	40日間の軍役奉仕期間
141	ガイヤール・デゾラー			R. F., n.142	homagium et fidelitatem	
142	アルノー・セガン・テスタン			R. F., n.143	homagium et fidelitatem	
143	Vital de Posings			R. F., n.144	homagium et fidelitatem	
144	ベルナルド・ラモット			R. F., n.145	homagium	
145	ピエール・アルノー・コーペス			R. F., n.146	homagium et fidelitatem	
146	ウイタル・ド・コーペス			R. F., n.147	homagium et fidelitatem	
147	Ricieu de Barilhes			R. F., n.148	homagium et fidelitatem	
148	ウイタル・ド・フォーヌ			R. F., n.149	homagium et fidelitatem	
149	ピエール・ド・ブリュイユ			R. F., n.150	homagium et fidelitatem	
150	ベルトラン・ダムー			R. F., n.151	homagium et fidelitatem	
151	ギヨーム・ベルトラン・ド・ピディ			R. F., n.152	homagium et fidelitatem	
152	ナヴァール・ド・ペール			R. F., n.153	homagium et fidelitatem	

表8 現地領主の土地保有リスト(オマージュを証言した者)

153	オドン・ド・セール					R. F., n.154	homagium et fidelitatem	
154	ギヨーム・アルノー・ド・パベル					R. F., n.155	homagium et fidelitatem	
155	アルノー・ド・サージュ					R. F., n.156	homagium et fidelitatem	
156	Brun de Julent					R. F., n.157	homagium et fidelitatem	
157	ロラン・ド・スーランス					R. F., n.158	homagium et fidelitatem	
158	ベルナール・ド・ラペード					R. F., n.159	homagium et fidelitatem	
159	アルノー・アマニユー					R. F., n.160	homagium et fidelitatem	
160	Bernard de Santsiard					R. F., n.161	homagium et fidelitatem	
161	レモン・ド・カンパニユ					R. F., n.162	homagium et fidelitatem	
162	アルノー・ド・サン・ジェルマン					R. F., n.163	homagium et fidelitatem	
163	オドン・ド・ラシク					R. F., n.164	homagium et fidelitatem	
164	ルマン・ド・ブロー					R. F., n.165	homagium et fidelitatem	
165	Iltard d'Evbes					R. F., n.166	homagium et fidelitatem	
166	ペルネイド・モントリュエ					R. F., n.167	homagium et fidelitatem	
167	Arnaud Guillaume de Garrikos					R. F., n.168	homagium et fidelitatem	
168	ベルナール・ド・ゴ					R. F., n.169	homagium et fidelitatem	
169	アルノー・ド・モーラン					R. F., n.170	homagium et fidelitatem	
170	ランド諸領主					R. F., n.171	homagium et fidelitatem	アルノー・ド・ガヴェストンとその妻ら20名 相續上納金の設定
174	ベルトラン・ド・ポダンサック	従騎士		ポダンサック小教区にある城館		R. F., n.177	homagio	
175	ベルトラン・ド・ワイヤン	騎士		ワイヤン城館、サリ小教区の所有事物		R. F., n.178	homagio	
176	アソール・ド・フォルグ			三箇所の自田地		R. F., n.179	homagio	
180	ガイヤール・ド・ケ	従騎士		バルザック小教区の所有事物		R. F., n.183	homagio	封建的諸義務は拒否
187	セズブラン・ド・レスパール	レスパール領主		レスパール城館		R. F., n.190	homagium et sacramentum fidelitatis	
193	ギヨーム・アルノー・ド・クロス			クロス城館		R. F., n.196	homagio	1196/5/28のリチャード1世への臣従礼状
199	ピエール・ド・ブランヌ			サン・テティエヌヌ・ド・ブランヌ小教区の所有地		R. F., n.202	homagio	レモン・オドンからの居住地、ブランヌ 領入口付近の居住地←ラ・ソヴ・マ ジュール大修道院
200	マルグリット・ド・チュレンヌ			ベルジュラック城館、ジャンサック城館 等9城館と付随物		R. F., n.203	homagium ligium	
202	ギヨーム・レモン・ド・ジャンサック	従騎士		3城館と支配領域		R. F., n.205	homagium ligium	マルグリット・ド・チュレンヌが保証人
203	ベルナール・ド・モンクラール	従騎士		モンクラールの城館と支配領域		R. F., n.206	homagium ligium	父母が当事者の後見人
210	アニサン・ド・コーモン	サント・ベゼイユ領主		バザス司教区のサント・ベゼイユ、ラン トヌムの所有事物		R. F., n.213	homagium ligium	10リーヴルの相續上納金の設定
212	ユーグ・ド・モーヴァザン			モーヴァザン城館と上級、下級裁判権		R. F., n.215	homagium ligium	
214	レモン・ギヨーム・ド・ラドスら3名			ラドスの城館		R. F., n.217	homagium ligium	
218	アルノー・ド・ジロンド	従騎士		三地域の所有事物		R. F., n.221	homagio	
220	ド・アマニユー、ピエール・ド・ブーロン			ブーロン城館と付随物		R. F., n.223	homagium ligium	
221	サン・ジュ・アマニユー			ブーロン城館と付随物		R. F., n.224	homagio	
222	アルノー・ド・マルマン	騎士		ブーロン城館と付随物		R. F., n.225	homagium ligium	ベルトラン・ド・コーモンが保証人
223	ベルトラン・ド・ララーヌ	騎士		Gorssenesioの保有地		R. F., n.226	homagio	ベルトランの先代がカステイオン副伯から原有
226	アルノー・ヴィジェ	騎士		レイジャック、マンザックにおける所有 事物		R. F., n.229	homagio	
227	ジェローム・ラ・バルド	騎士		二小教区の所有事物		R. F., n.230	homagio	
230	アルノー・ド・ギュルソン	騎士		ギュルソン小教区の家屋		R. F., n.233	homagio	ギュルソン小教区の四箇所の小屋付 農地←サン・メダル大修道院
232	ギヨーム・アルノー・ド・トントウロン	従騎士		バザス司教区のトントウロンの城館と 領域(アルティゴル)		R. F., n.235	homagium ligium	ソヴ・ド・プレカラックの所轄領域← ポルドー大司教、Capseusの所轄領 域←ガストン・ド・ペアル

表8 現地領主の土地保有リスト(オマージュを証言した者)

233	レモン・ペルナル・ド・ジェロー		ブーロン城館と付随物		フオサとヴァイラの所有事物←アルブレ家、ブリュエスの所轄領域←ガヴァルディオン副伯、ベル・マリ・デュゼスト墓地←ベル・マリ・デュゼスト教会	R. F., n.236	homagium ligium	232の人物が保証人
234	ガルシイ・アルノー・ド・セスカス	騎士	イロン、ベル・マリ・デュゼスト各小教区の所有事物			R. F., n.237	homagio	
237	ベルナル・ド・リオン	従騎士	ブラニヤック、ソ・ヴィニヤック城館等			R. F., n.240	homagio	従兄弟のレモン・ド・モントーの代理
238	ギヨーム・ド・リュサック	従騎士	Gorsnesioの保有地			R. F., n.241	homagio	元々はカステイヨン副伯から保有
239	ギヨーム・ドルガル	モントラヴェルの騎士	ギョルソン、モントラヴェルの所有地			R. F., n.242	homagium ligium	
240	ゴスバール・ド・ヴァー		ギョルソンの所有地			R. F., n.243	homagium ligium	
259	ピエール・ド・スメール		ピュイゲエム城館にある権利 (Brungnahgの所轄領域)			R. F., n.262	homagium ligium	相続上納金の設定
260	オジェ・ド・ピュシヤギユ		ピュイゲエムの所有事物			R. F., n.263	homagium ligium	
261	グリモアール・ド・ピック		ピュイゲエムの所有事物			R. F., n.264	homagium ligium	
266	イザルン・ド・バラングス		モンフェラン城館、ピロンにおける所有事物			R. F., n.269	homagium ligium	
268	ギヨーム・アマニュー、ジェロー・アマニュー、アマニュー・ド・ラバルト		ブーロン城館と付随物、バザス司教区に所有するもの			R. F., n.271	homagium ligium	
292	レモン・フェウル・ド・ラドス	騎士	メイザンに所有するもの			R. F., n.295	homagium ligium	
293	ジェロー・ド・ラモット	従騎士	ロクタイヤード領の所有事物等			R. F., n.296	homagium ligium	
295	R・ガルシイ・ド・サン・ソヴァール	従騎士	サン・ソヴァール各小教区の所有事物等			R. F., n.298	homagium ligium	
297	ギヨーム・ド・モンブランプラン	騎士	ブラニヤック城館(権利の半分)、バザスの所有事物			R. F., n.300	homagium ligium	相続上納金の設定
298	アルノー・ガルシイ・ド・セスカス	騎士	三箇所の所轄領域			R. F., n.301	homagium ligium	相続上納金の設定
299	ペルトラン・ド・セスカス		バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有事物			R. F., n.302	homagium ligium	相続上納金の設定
301	セニロン・ド・ゴ	トゥルーズ司教	バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有事物			R. F., n.304	homagium ligium	
302	ギヨーム・ド・セスカス		バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有事物			R. F., n.305	homagium ligium	相続上納金の設定
314	W・R・ド・バンケ		バザス、エール各司教区の所有事物			R. F., n.317	homagium ligium	100スーの相続上納金を支払う
315	レモン・ド・メーム		ケイザンの城館、バザス、エール各司教区の所有事物			R. F., n.318	homagium ligium	
351	ペルトラン・ド・ボーヴィル	アジャン大助祭	サント・ジェームの領主領、バザス司教区、ペリゴール司教区の所有事物			R. F., n.357	homagio	
367	アヌサン・ド・セール		バクフェール付近の地域の所有事物、モンセギュールのバステイード			R. F., n.488	homadage	1263年7月1日。相続上納金の設定
368	ギロー・ド・セール	ランドゥロンの騎士	バクフェール付近の地域の所有事物、モンセギュールのバステイード			R. F., n.489	homadage	1263年7月1日。相続上納金の設定
369	フローザン・ド・ジュグクス		モンセギュールのバステイード			R. F., n.490	homadage	1263年7月1日。相続上納金の設定
370	ゴージェイ・ド・セール		バクフェール付近の地域の所有事物、モンセギュールのバステイード			R. F., n.491	homadage	1263年7月1日。相続上納金の設定
371	ジェロー・ド・ジュグクス		モンセギュールのバステイード			R. F., n.492	homadage	1263年7月1日。相続上納金の設定
372	ギヨーム・ド・ファルセズ		モンセギュールのバステイード			R. F., n.493	homadage	1263年7月1日。相続上納金の設定
373	ガルシイ・デザンジェル		モンセギュールのバステイード			R. F., n.494	homadage	1263年7月1日。相続上納金の設定
386	ギヨーム・ド・ボーヴィル	従騎士	ポルト、バザス各司教区にある所有事物(オー・スタン城館)、ランドゥロンの屋敷			R. F., n.524	homagio	
393	ギヨーム・ド・ブラダシ		オー小教区の所有事物			R. F., n.531	homagio	年間5スーを支払う
394	ジェロー・ド・モン		カドウジャック小教区の屋敷			R. F., n.532	homagio	
395	ガイヤール・デュラン		サン・メダール小教区の所有事物			R. F., n.533	homagio	
397	ペルトラン・ド・ノワイヤン		メドックのラ・マルシユ城館の一部			R. F., n.535	homagio	ユーク・ド・カステイオンに重役奉仕義務
401	ギヨーム・レモン・ド・ピラック	騎士	サン・リュエ小教区の所有事物			R. F., n.539	homagio	兄弟のゴンボ、ペルナルとの間で3分割

表8 現地領主の土地保有リスト(オマージュを証言した者)

402	レモン・ド・ベルナック	従騎士	ジャン・ド・サン・リュプ、ギヨーム・エイルサンから保有の土地	サラボーク小教区にある2つの屋敷と付随権利、サン・ジェルマン小教区の資産、P・ド・ベタイユ、ギヨーム・ド・カレンサックの2名の臣下が当事者から保有する封土	サラボーク小教区の3封土←ベルトル・ド・サラボーク、カイヨ小教区の封土←トゥルヌ領主、サラボークとカイヨの十分の一税←ポルドー大司教	R. F., n. 540	homagio		
403	ピエール・ド・モンベザ	騎士				R. F., n. 544	homagio		
411	エリド・ラリュスカード	従騎士	セザック小教区にある所有事物等			R. F., n. 553	homagio		元々はフロンサック副伯からの封土で、30スーの相続上納金をイングラランド王に支払う
423	ミレド・ノワイヤン	従騎士	コレジャン、カドージヤック、ヴィルヌーヴ、レヴィニヤン各小教区の所有事物			R. F., n. 565	homagio		ヴィルヌーヴに関して50スーの相続上納金をイングラランド王に支払う
441	ジャン・ド・ラランド	騎士	ブールの城館と付随事物、フロンサック領主領			R. F., n. 583	homagiis		
443	ジェローム・ド・サイ		ブールの領主領の所有事物の半分			R. F., n. 585	homagio plano		B・エムリド・ブールの甥ジョフロワの後見人
449	アモーバン・ド・ブランクアオール		ブールのヴィギエ(裁判)管区			R. F., n. 591	homagio		元々はフロンサック副伯からの封土なので、30スーの相続上納金をイングラランド王に支払う
477	アルノー・ド・ブーリヤック、ジェローム・ド・サン・ジネス		12小教区における所有事物			R. F., n. 619	homagio		
480	レモン・ド・ピュジョル	従騎士	ピュジョルの所有事物等			R. F., n. 622	homagio		
490	ベルナル・ド・ピエール、ピエール・ド・レイサ	騎士	ピュジョル、オスタンの所有事物(自由)			R. F., n. 632	homagio		
491	ギヨーム、ガイヤール・ド・ファルグ	騎士・従騎士	ファルグの城館、ポルドー、バザス、エール各小教区の所有事物			R. F., n. 633	homagio		
495	ギヨーム・ド・ラロック	従騎士	八小教区における所有事物、マレストアンがラロックから保有する封土			R. F., n. 641	homagio		
498	Amanieu de Longueris					R. F., n. 644	homagio		イングラランド王に臣従
509	アルノー・ド・ブランテイヤール・ド・ギートル		ドルドーニュ川流域の屋敷			R. F., n. 655	homagio franco		ポルドー慣習法に基づいての臣従礼。フロンサック副伯に義務を負ったが、領主交代時には5スーの相続上納金を支払う
529	カバナ小教区の自由民29名		カバナ小教区に所有するべきもの			R. F., n. 679	homagio		イングラランド王へのオマージュ
535	ミミザン小修道院長		ミミザン・ド・サン・ミシエル・ド・ピエールの十分の一税の半分			R. F., n. 686	homagio		
537	アマニュー・ド・ピュジョン	騎士、ミミザンのヴィギエ	ミミザンのヴィギエ管区			R. F., n. 688	homagio		
538	ジュールダン・ド・ピュジシュ	従騎士	バザス小教区の所有地			R. F., n. 689	fidelitatis et homagium		

表9 現地領主の土地保有リスト(オマージュ・リージュ)

番号	当事者名	当事者の肩書	プランタジネット家からの授受地	他領主からの授受地・当事者自身の所有地	史料番号	オマージュの形態	備考
35	ゴンボー・ド・ティラン	従騎士	ボスコを除く自由地		R. F., n.35	homagium ligium	プランタジネット家への封建奉仕を拒否, 1258年のウッドストックでの確認書
200	マルグリット・ド・チュレンス		ベルジュラック城館、ジャンサック城館等9城館と付随物		R. F., n.203	homagium ligium	
202	ギヨーム・レモン・ド・ジャンサック	従騎士	三城館と支配領域		R. F., n.205	homagium ligium	マルグリット・ド・チュレンスが保証人
203	ベルナルド・ド・モンクラール	従騎士	モンクラールの城館と支配領域		R. F., n.206	homagium ligium	父母が当事者の後身人
210	アニサン・ド・コーモン	サント・ベゼイユ領主	バザス司教区のサント・ベゼイユ、ランドヌムの所有物		R. F., n.213	homagium ligium	10リーヴルの相続上納金の設定
212	ユーグ・ド・モーヴザン		モーヴザン城館と上級・下級裁判権	サント・ベゼイユ市の居住地←サン・ト・ベゼイユ領主	R. F., n.215	homagium ligium	
214	レモン・ギヨーム・ド・ラドスら3名		ラドスの城館		R. F., n.217	homagium ligium	
220	ド・アマニュー、ピエール・ド・ブロン		ブロン城館と付随物	サント・ベゼイユ、マルマンの所有	R. F., n.223	homagium ligium	
222	アルノー・ド・マルマン	騎士	ブロン城館と付随物	サント・ベゼイユ領主	R. F., n.225	homagium ligium	ペルトラン・ド・コーモンが保証人
232	ギヨーム・アルノー・ド・トントウロン	従騎士	バザス司教区のトントウロンの城館と領域(アルティゴル)	ソーヴ・ド・ブレカラックの所轄領域←ポルドー大司教、Capseusの所轄領域←ガストンド・ベアル	R. F., n.235	homagium ligium	
233	レモン・ベルナルド・ド・ジェロー		ブロン城館と付随物		R. F., n.236	homagium ligium	232の人物が保証人
239	ギヨーム・ドルガル	モントラヴェルの騎士	ギユルソン、モントラヴェルの所有地	フレイ小教区の所有物←アルマン・ブレヴォ	R. F., n.242	homagium ligium	
240	ゴスベール・ド・ヴォー		ギユルソンの所有地		R. F., n.243	homagium ligium	
259	ピエール・ド・スメール		ピュイゲム城館にある権利(Brunghagの所轄領域)		R. F., n.262	homagium ligium	相続上納金の設定
260	オジェ・ド・ピュイヤク		ピュイゲムの所有物		R. F., n.263	homagium ligium	
261	グリモアール・ド・ビック		ピュイゲムの所有物		R. F., n.264	homagium ligium	
266	イザラン・ド・バラククス		モンフェラン城館、ピロンにおける所有物		R. F., n.269	homagium ligium	
268	ギヨーム・アマニュー、ジェロー・アマニュー、アマニュー・ド・ラバルト		ブロン城館と付随物、バザス司教区に所有するもの	サント・バゼイユ領主	R. F., n.271	homagium ligium	
292	レモン・フェール・ド・ラドス	騎士	メイヤンに所有するもの		R. F., n.295	homagium ligium	
293	ジェロー・ド・ラモット	従騎士	ロクタイヤード領の所有物等		R. F., n.296	homagium ligium	
295	R・ガルスィ・ド・サン・ゾヴァール	従騎士	サン・ゾヴァール各小教区の所有物等		R. F., n.298	homagium ligium	
297	ギヨーム・ド・モンブランプラン	騎士	プラニヤック城館(権利の半分)、ペアズの所有物		R. F., n.300	homagium ligium	相続上納金の設定
298	アルノー・ガルシィ・ド・セスカス	騎士	三箇所の所轄領域	三箇所の通行税←アルブレ家	R. F., n.301	homagium ligium	相続上納金の設定
299	ペルトラン・ド・セスカス		バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有物	同小教区にあるブドウ畑・土地←ギヨーム・デュ・ピュイ、ル・ピュイ教会	R. F., n.302	homagium ligium	相続上納金の設定
301	セニクロン・ド・ゴ	トゥルーズ司教	バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有物	十分の一税←ローマ教皇?	R. F., n.304	homagium ligium	
302	ギヨーム・ド・セスカス		バザス司教区のベル・マリ・デュゼスト小教区の所有物	同小教区にあるブドウ畑・土地←ギヨーム・デュ・ピュイ、ピエール・ド・ベサック	R. F., n.305	homagium ligium	相続上納金の設定
314	W・R・ド・バンケ		バザス、エール各小教区の所有物	二司教区にあるブドウ畑←ギヨーム・アルノー・ド・ラモット	R. F., n.317	homagium ligium	100スーの相続上納金を支払う
315	レモン・ド・メーム		ケイサンの城館、バザス、エール各小教区の所有物		R. F., n.318	homagium ligium	

表10 現地領主の土地保有リスト(領有者の切り替え事例)

番号	当事者名	当事者の肩書	プランタジネット家からの授受地	他領主からの授受地・当事者自身の所有地	史料番号	オマージュの形態	備考
6	ゴンボード・レスバール	従騎士	セザックとケラックにある土地	セザックの土地の一部はMiletto deu Bolhからも保有	R. F., n.6		セザックとケラックの土地は元々はフロレンサック副伯からの封土
63	レモン・ベルナルド・セラス	サン・スヴェール市民	セラスの荒地とグラヴェの小屋付農地	自由地としてブドウ畑を所有	R. F., n.63	homagio	元々はサン・スラン大司祭からの封土
94	アルノー・ド・マルゲストー	騎士	ベル・マリ・マルゲストー小教区にある二箇所の小屋付農地		R. F., n.94	homagium et fidelitatem	fidelitateとhomagioの順序が反対。 元々はアルノー・セガン・デスタンからの保有物。妻のコントルド・ペリも保有
224	ロジェ・ド・モンブラン	モントラヴェルの騎士	Gorsennesioの保有地		R. F., n.227	fidelitatem	元々はカステイヨン副伯から保有
238	ギヨーム・ド・リュサック	従騎士	Gorsennesioの保有地		R. F., n.241	homagio	元々はカステイヨン副伯から保有
282	R・ド・ロシュフォール		ピュイギエム・ド・フロジャック小教区に所 有するもの		R. F., n.285	fidelitatem	相続上納金の設定。元々はピュイギエム領主からの封土
354	ガイヤール・デュルカン・ド・ランゴン		備考参照		R. F., n.360		元々はベルナルド・ポヴギルからの封土
411	エリド・ラリュスカード	従騎士	セザック小教区にある所有事物等		R. F., n.553	homagio	元々はフロレンサック副伯からの封土 で、30スーの相続上納金をイングラ ンド王に支払う
412	ジャン・ド・テルフオール	騎士	セザック小教区にある所有事物等		R. F., n.554		元々はフロレンサック副伯からの封土 であったので、6スーの相続上納金をイ ングランド王に支払う
434	エカール・フォルトン・ル・ジュヌ		ブール、Proialadonの所有事物		R. F., n.576		元々はフロレンサック副伯からの封土で あったので、1ドゥニエの相続上納金を イングラランド王に支払う
435	トマ・ド・ポルデュ・ド・ブール		サント・ジロンド小教区のブドウ畑		R. F., n.577		元々はフロレンサック副伯からの封土で あったので、1ドゥニエの相続上納金を イングラランド王に支払う
440	ピエール・ド・ラルティエーグ	従騎士	四小教区の所有事物		R. F., n.582		元々はカステイヨン副伯からの封土で あったので、5スーの相続上納金をイ ングランド王に支払う
449	アモーバン・ド・ブランクフオール		ブールのヴィギエ(裁判)管区		R. F., n.591	homagio	元々はフロレンサック副伯からの封土な ので、30スーの相続上納金をイングラ ンド王に支払う
452	ピエール・ド・タバナ	ブール・スユル・メヌの騎士	ピュイ・イザルン小教区の所有事物		R. F., n.594		元々はフロレンサック副伯からの封土な ので、6ドゥニエの相続上納金をイング ランド王に支払う
519	エカール・オードゥアン		Marcanusの森林、8小教区の保有物		R. F., n.666		元々はフロレンサック副伯からの封土な ので、10スーの相続上納金をイングラ ンド王に支払う

番号	当事者名	軍役奉仕の条件
1	アルノー・デスパーニュ	
2	サン・テミリオン市参事会	
3	ピエール・ボクア	
4	アマニュー・ゴンボー・ド・レスパール	
5	セヌブラン・ド・ゴ	
6	ゴンボー・ド・レスパール	
7	レモン・ド・ラヴィニヤン	
8	アモーバン・ド・バレス	1人分の騎士奉仕
9	ユーグ・ド・カステヨン	1人分の騎士奉仕
10	エリ・ド・カステヨン	義務は果たさない
11	オトン・ド・ロマーニュ	
12	オリヴィエ・ド・リニヤン	
13	ギヨーム・セガン・ド・リオン	1人の騎士を送る
14	ヴィヴィアン・ド・ポダンサック	
15	アルノー・ギヨーム・ド・ラムフォール	
16	ギヨーム・ベルナル・ド・ドルノン	1人分の騎士奉仕
17	アマニュー・ド・ヴァンサック	
18	ピエール・ド・リオン	1人分の騎士奉仕
19	ピエール・ド・ポルドー	1人分の騎士奉仕
20	フォンギェム大修道院	
21	アマニュー・ド・キュルトン、アルノー・ベルナル・ド・プレサック	
22	ピエール・フェラン、アルノー・ガルシー	
23	ヴィタル・ド・ミラモン	
24	ギヨーム・ド・ヴォー	1人の騎士もしくは3人の従者
25	ギヨーム・エクス・ド・フォルグ	1人の騎士もしくは3人の従者
26	ピエール・ド・ラバルト	1人の騎士もしくは3人の従者
27	Amanieu de Sagbet	1人分の従騎士を送る
28	ピエール・アルノー・ド・ミュス、アルノー・ド・ランベズ	1人の騎士もしくは3人の従者
29	ギヨーム・ド・セレス	1人の自由民もしくは3人の従者
30	Bernard Non de Castera	
31	ギヨーム・メラン	
32	ギヨーム・アルノー・ド・リアス	1人の騎馬での騎士奉仕
33	オード・ド・ベリ	
34	ベルトラン・ド・ラディス	
35	ゴンボー・ド・ティラン	
36	ギェム・ド・ラフォレスト	
37	エール司教	
38	老ギヨーム・ド・ブール	
39	ギタール・ド・ブール	
40	ベルナル・フォール	
41	アルノー・セガン・デスタン	
42	ベルナル・ド・カステルノー	当事者自身の騎馬もしくは下馬奉仕
43	パンケ領主	1人の武装騎馬兵
44	ギヨーム・ド・ペリス	1人の騎士もしくは3人の従者
45	ジェロー5世	
46	オジェ・ド・モルラアス	
47	Mancip de Casalongc	当事者自身の騎士奉仕
48	レモン・ガラン	当事者自身の騎馬武装奉仕
49	ベルトラン・ド・ラモット	当事者自身の騎馬奉仕もしくは3人の従者
50	ベルトラン・ド・ラモット(子)	当事者自身の騎馬奉仕もしくは3人の従者
51	ガルブラン・ド・モーラン	1人分の武装騎馬奉仕もしくは3人の従者
52	ベルナル・ド・ラモット	
53	ギヨーム・アルノー・ド・カザリス	1人分の武装騎馬奉仕もしくは3人の従者
54	アルノー・ド・ガヴェストン	当事者含む3人分の騎士奉仕
55	Arnaud de Marcio	当事者の奉仕か3人の従者
56	ギヨーム・アルノー・ド・サン・トーバン	exercitumの言及あり

57	アルノー・ドリス	exercitumの言及あり
58	Guitard de Rumbes	exercitumの言及あり
59	Géraud de Mont-iront	当事者の騎馬もしくは下馬奉仕
60	ギヨーム・アルノー・ド・カンペ	当事者の騎馬奉仕
61	フォルトン・ド・ビエルネード	exercitumの言及あり
62	Vital d'Hestios	exercitumの言及あり
63	レモン・ベルナール・ド・セラス	
64	ギヨーム・ド・バス	exercitumの言及あり
65	オトン・ド・ドアズイ	当事者か当事者の関係者の騎士奉仕
66	レモン・ド・サン・トーランス	当事者の奉仕か3人の従者
67	ベルナール・ド・ブリュレ	当事者の奉仕か3人の従者
68	アルノー・ギヨーム・ド・クレバサック	当事者の騎士奉仕あるいは3人の従者で参加
69	ナヴァール・ド・ペイル	当事者の武装奉仕か3人の従者
70	サン・スヴェール大修道院長	
71	エスキヴァ	
72	アルノー・セガン・デスタン	当事者と1人の騎士か2人分の騎士奉仕
73	アルノー・ルー・ド・ラセール	
74	ヴィタル・ド・ポダンクス	当事者の武装奉仕もしくは1人の騎士あるいは3人の従者
75	アルノー・ド・サン・ジェルマン	1人の騎馬兵もしくは2人の歩兵としての従者
76	アルノー・ド・モーリ	1人の騎馬兵もしくは2人の歩兵としての従者
77	ヴィタル、アルノー・ギヨーム・ド・カスター	当事者自身もしくは1人の歩兵あるいは3人の従者
78	ギヨーム・ベルナール・ド・バルバンス	当事者の武装奉仕か3人の従者
79	ヴィタル・ド・カザレ	
80	アルノー・ギヨーム・ド・ラバルト	1人の武装自由民もしくは3名の従者
81	ボゾン・ド・ルーグラート	当事者自身の奉仕もしくは1人の武装兵あるいは3人の歩兵としての従者
82	サンシュルー・ド・カスタンデ	1人の武装騎馬兵もしくは3人の歩兵としての従者
83	ジュルダン・ド・バンク	1人の武装騎馬兵もしくは3人の歩兵としての従者
84	ギヨーム・エイリュイ・ド・ペイル	当事者自身の奉仕
85	オトン・ド・クララック	当事者自身が武装兵
86	ロラン・ド・スーランス	当事者自身の奉仕もしくは3人の従者
87	ギョー・ド・ポルテ	武装奉仕か3人の従者
88	アルノー・ド・サージュ	当事者自身の奉仕もしくは1人の武装兵あるいは3人の従者
89	レモン・ギヨーム・リュゴタン	
90	ピエール・ド・フォルボス	
91	ピエール・ド・ラヴァルダック	
92	オトン・ド・ドアズイ	バンケ領主への奉仕
93	ビドヌ・ド・ラナヴェイ	当事者自身の奉仕か3人の従者
94	アルノー・ド・マルゲストー	
95	ピエール・ド・カラセ	
96	ギヨーム・アルノー・ド・ダルブラード	
97	アルノー・ド・コルバン	
98	ベルナール・ド・ネス	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
99	ベルナール・ド・ボスク	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
100	ベルナール・ジュルダン・ド・ラレ	騎馬奉仕もしくは3人の従者
101	ベルナール・ド・ヴィニョー	
102	エイズ・アルノー・ド・セラロス	exercitumの言及あり
103	ヴィタル・ド・ナマニュー	
104	アルノー・ギヨーム・ド・ダド	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
105	ベルナール・ド・ラガルド	当事者自身の奉仕もしくは3人の従者
106	アルノー・ルー・ラ・プロケール	一度の国王への奉仕
107	ガルシィ・アルノー・ダムー	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
108	ピエール・ド・ブルダンクス	
109	ベルナール・ラモン、ラモン・ド・ラポルト	
110	モンタシュュー・ド・ラポルト	
111	ピエール・ド・サン・カタン	

112	エムリ・ド・ラヴィニヤン	当事者自身の奉仕か1人の従者
113	ベルナール・ド・ボスケ・ド・モーレオン	
114	アルノー・ボスケ・ド・ニョス	
115	アルノー・ド・ラルティエグ	
116	アルノー・ド・ルナン	1人の従者による奉仕
117	ベルナール・ド・ラポルト	
118	ギヨーム・ゴスペール	
119	エムリ・ド・バスカンサス	
120	ピエール・ド・バニエール	当事者自身の奉仕もしくは3人の従者
121	アルノー・ギヨーム・ド・セール	当事者自身の身体奉仕もしくは1人の騎馬兵
122	Amat de Sagber	ジュリアックの騎士を奉仕させる
123	ゴージェ・デスペルー	当事者自身の身体奉仕もしくは1人の騎馬兵
124	ジェラルド・プラーグ	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
125	オトン・ド・グリアン	
126	ギヨーム・ド・セル・ガストン	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
127	アルノー・ギヨーム・ド・フォルトマ	1人分の騎士奉仕
128	オトン・ド・セル	騎馬奉仕もしくは3人の従者
129	レモン・アルノー・デュ・ピュイ	奉仕の義務は生じない
130	ベルナール・ド・ミュノス	
131	ピエール・ド・ブザンダン	
132	ピエール・ド・ブダイサン	
133	アマニュー・ド・バンケ	1人の槍持ち従者による奉仕
134	アルノー・ド・ソーヴィニャック	1人分の騎士奉仕
135	ギヨーム・ド・モントウイユ	
136	ブソー療院	
137	エール司教	
138	レクトウール司教	
139	サン・スヴェール大修道院	
140	タルタス副伯	1度の国王への奉仕
141	ガイヤール・デソラー	40日間の奉仕
142	アルノー・セガン・デスタン	
143	Vital de Posings	
144	ベルナール・ド・ラモット	
145	ピエール・アルノー・コーペヌ	
146	ヴィタル・ド・コーペヌ	
147	Riciun de Barilhes	
148	ヴィタル・ド・ブース	
149	ピエール・ド・プリュイレ	
150	ベルトラン・ダムー	
151	ギヨーム・ベルトラン・ド・ビディ	
152	ナヴァール・ド・ペール	
153	オドン・ド・セール	
154	ギヨーム・アルノー・ド・ペール	
155	アルノー・ド・サージュ	
156	Brun de Julent	
157	ロラン・ド・スーランス	
158	ベルナール・ド・ラペード	
159	アルノー・アマニュー	
160	Bernard de Santsiard	
161	レモン・ド・カンパーニュ	
162	アルノー・ド・サン・ジェルマン	
163	オドン・ド・ラシク	
164	ノルマン・ド・プワロー	
165	Itard d'Eybes	
166	ベルネイ・ド・モンリュエ	
167	Arnaud Guillaume de Garrikos	
168	ベルナール・ルー・ド・ゴ	
169	アルノー・ド・モーラン	
170	ランド諸領主	

171	ラ・ルール大修道院	
172	ランド諸領主	
173	ロマーニュ、フェザンサック、フィルマコン、 パルディアックの各領主	
174	ベルトランド・ポダンサック	
175	ベルトランド・ノワイヤン	
176	アソー・ド・フォルグ	
177	チボー・ド・ノワイヤン	
178	ギヨーム・ド・ノワイヤン	当事者自身の身体奉仕もしくは1人の騎士
179	アルノー・レモン・ド・ビュドス	
180	ガイヤール・ド・ケ	
181	ギヨーム・ジュルダン	
182	レモン・ギヨーム・ド・セロン	
183	アルノー・ド・カバナ、ピエール・ド・カバナ、 ポンス・ド・ポーティラン	
184	レモン・ガルシィ・ド・セスカス	
185	ヴィタル・ド・セロン	
186	レモン・エスペール・ド・セロン	
187	セヌブラン・ド・レスパール	2人分の騎士奉仕・当事者個人での奉仕
188	ゴスルム・ド・カスティヨン・メドック	当事者個人の身体奉仕もしくは1人の騎士
189	エムリ・ド・ブール	
190	ヴェイリーヌ家夫人エブライダ	1人分の騎士奉仕
191	オリヴィエ・ド・タレ	
192	マレストアン・ロベール	
193	ギヨーム・アルノー・ド・クロス	
194	レモン・バルブ	
195	アマニュー・ド・ブランヌ	当事者含め3人の騎士奉仕
196	オジェ・ド・リュゲニャック	当事者含め3人の騎士奉仕
197	ヴィグロス・ド・リュゲニャック	
198	アルノー・ギヨーム・ド・リュゲニャック	
199	ピエール・ド・ブランヌ	当事者含め3人の騎士奉仕
200	マルグリット・ド・チュレンヌ	
201	バザス司教ギヨーム	
202	ギヨーム・レモン・ド・ジャンサック	当事者個人の奉仕
203	ベルナルド・ド・モンクラール	
204	ギヨーム・ゴンボー	
205	サン・フェルム大修道院長ピエール・ド・サン・ミシェル	
206	アジャンのブラシモン大修道院	
207	ベルトランド・コーモン	
208	ジェロー・ド・ラモット	
209	アマニュー・ド・ラモット	騎士奉仕は行わない
210	アニサン・ド・コーモン	2人分の騎士奉仕
211	セニヨロン・ド・モーリエ	1人分の下馬での騎士奉仕
212	ユーク・ド・モーヴザン	1人分の騎士奉仕
213	ノートルダム・ド・カドゥアン大修道院長ギヨーム	
214	レモン・ギヨーム・ド・ラドスら3名	1人の騎士もしくは1人の従騎士を送る
215	ガルシィ・ダングル	
216	リヴェ大修道院長ギヨーム	
217	フォンギェム大修道院長ベルトラン	
218	アルノー・ド・ジロンド	1人分の騎士奉仕
219	ボラク施療院	
220	ドア・アマニュー、ピエール・ド・ブーロン	1人分の騎士奉仕
221	サンシュ・アマニュー	1人分の騎士奉仕
222	アルノー・ド・マルマンド	1人分の騎士奉仕
223	ベルトランド・ララーヌ	
224	ロジェ・ド・モンブラン	
225	ロラン・プレヴォ	
226	アルノー・ヴィジェ	
227	ジェロー・ド・ラ・バルド	

228	ゴーティエ・ド・コーザック	
229	ピエール・ド・ケヨネル	
230	アルノー・ド・ギュルソン	
231	イティエ・ド・セル	
232	ギヨーム・アルノー・ド・トントウロン	1頭の白馬もしくは100モルラン又貨リーヴルの支払い
233	レモン・ベルナール・ド・ジェロー	
234	ガルシィ・アルノー・ド・セスカス	
235	ギヨーム・サンシュ・ド・ポミエ	
236	ギヨーム・アルノー・ドール	
237	ベルナール・ド・リオン	
238	ギヨーム・ド・リュサック	
239	ギヨーム・ドルガル	
240	ゴスペール・ド・ヴォー	
241	ピエール・ド・スュルベ	
242	ギヨーム・ド・ラ・タープ	
243	ジャン・ド・ベルノス	臣下29名中9名に国王へのexercitumの言及あり
244	ピエール・モントウネ、ラグエ、カバナ	
245	アルノー・ド・ラカーズ	
246	ジャン・ド・コメール	
247	Arnaud Arroial	
248	アルノー・ド・クルネ	
249	アルノー・ガルシィ・ド・セスカス	
250	Baionesius de Moleras	
251	ベルナール・ド・ティアロス	
252	レモン・バルブ	
253	ベルトラン・ド・モンズ	
254	エティエンヌ・クザン	
255	Elie de Scodacan	
256	ベルナール・ド・ラギュピ	
257	ジェラルド・ド・コズー	
258	ピュイゲエムの4名の住民	
259	ピエール・ド・スメール	
260	オジェ・ド・ピュシャギユ	
261	グリモアール・ド・ピック	
262	ベルトラン・ド・パニソー	
263	エリ・ド・ベヴィル	exercitumの言及あり
264	エリ・デスクーロン	
265	ポス・ド・ロシュフォール	
266	イザルン・ド・バラックス	
267	ギヨーム・ド・ボーヴィル	
268	ギヨーム・アマニュー、ジェロー・アマニュー、アマニュー・ド・ラバルト	
269	レモン・ド・ラザック	
270	ピエール・ド・グロレ	
271	ピエール・ド・グロレ・ド・ロケピーヌ	
272	ギヨーム・ド・ロケピーヌ	
273	エリ・ド・サン・ミシェル、ギヨーム・ド・ラ・ガリーグ	
274	アルノー、ギヨーム・ド・モーリヤック	
275	ガスク・ド・ピュイ・リュドン	
276	ユーグ・ド・ガヴォダン	
277	アルノー・ド・テナック	
278	セガン・ド・ガルドンヌ	
279	エリ・ド・ロシュフォール	
280	ギヨーム・ド・ア	
281	アルノー・レモン・ダロアスタ	
282	R・ド・ロシュフォール	
283	オジェ・プロカール	
284	ベルトラン・ブラギユ	
285	R・ゴスペール	

286	エティエンヌ・フラエス	
287	R・ド・モンサック	
288	バザス市民7名	
289	Alapardis de Lergonhagias	
290	ベルトラン・ド・ジュジクス	
291	ジェラルド・ド・ジュジクス	
292	レモン・フェール・ド・ラドス	
293	ジェロー・ド・ラモット	
294	ギョーム・ド・メーム	1人の武装騎士
295	R・ガルシィ・ド・サン・ソヴール	
296	ジャン・マルケス	
297	ギョーム・ド・モンブランブラン	1人の騎士
298	アルノー・ガルシィ・ド・セスカス	
299	ベルトラン・ド・セスカス	
300	B・ド・モンラド	
301	セニュロン・ド・ゴ	
302	ギョーム・ド・セスカス	
303	ガイヤール・ド・パンサック	
304	ガイヤール・ド・カンセグレ	
305	ベルナルド・ド・リュゲニャック	exercitumの言及あり
306	グリモアール・ド・モンクレール	
307	ギョーム・ド・ノリャック	
308	ドア・ド・ラヴァドゥール	
309	P de Scarhona	
310	フォール・ド・ラ・リュイ	
311	ベルナルド・ド・マルセピユ	
312	ガルシィ・ド・ボラ	
313	ガルシィ・ド・ボラ(妻の代理)	
314	W・R・ド・バンケ	
315	レモン・ド・メーム	
316	Arnaud Guillaume de Fromadgesio	1人分の騎士奉仕
317	ベルナルド・ド・コ	
318	ギョーム・アルノー・ド・キュノス、セニュロン・ド・パンサック	
319	ピエール・ド・ガジャック	
320	アルノー・ド・トラン	
321	メイヤンの5名の土地保有者	
322	サント・クルワ小教区(バザス司教区)の13名の土地保有者	
323	オジェ・コ	
324	アルノー・ド・ペルグリユ	
325	ペルグリユ領主家	イングランド国王へ騎士奉仕
326	ベルナルド・ド・ランブレ	
327	ガイヤール・ド・ランゴン	
328	ランゴンの住民	
329	ギョーム・アルノー・ド・ゴントー	
330	アルノー・ド・ファイユ	
331	ピエール・ド・ノワイヤン	
332	ギョー・ド・ラストン	
333	ジェラルド・ド・アサリ	
334	ベルノス小教区の王の自由民	exercitusの言及あり
335	レモン・ベルナル	
336	オリヴィエ・ド・ランベール	
337	ギョーム、アマニュー・フロザン	
338	リュファ・ド・ベルテズ	
339	シモン・ド・モンブルトン	
340	R・ド・カンタコール	
341	アルノー・ド・ムルゼ	
342	サンシュ・ボレ	
343	ギョーム・アルノー・ベルトラン	
344	アルノー・ド・クザベル	

345	ベルノン・ド・カゾービル	
346	ヴィタル・ド・ゴージャ	
347	Vigorus del Honoz	
348	エリ・ド・ピュラル	
349	ビドン・ド・グラウヴドン	
350	ラ・レオールのプレヴォ管区の土地保有者	
351	ベルトラン・ド・ボーヴィル	1人分の騎士奉仕
352	コーズ領主家	
353	ポンドラ施療院	
354	ガイヤール・デュルカン・ド・ランゴン	
355	クードローの住民	
356	ギヨーム・ラフォン	イングランド国王への奉仕
357	ヴィタル・オリオル・ド・クードロー	
358	ブーロン住民	
359	アライド・ド・ブランクフォール	
360	レモン・ダール	
361	レクトゥール司教	
362	イシジャックのコミュニヌ	
363	クーズラン副伯	
364	ジャン・ド・ソルド、レモンド・ド・リポス	
365	ギヨーム・アルノード・ソー	
366	サンシュ・マルタン・ド・ラエ	
367	アヌサン・ド・セール	
368	ギロー・ド・セール	
369	フローザン・ド・ジュジクス	
370	ゴージェ・ド・セール	
371	ジェロー・ド・ジュジクス	
372	ギヨーム・ド・ファルセズ	
373	ガルシィ・デザンジェル	
374	ポヌフス・ド・ラ・ルッセル、ピエール・ド・ド ザック、アニヤス・ド・フロンサック	
375	エカール・オードウアン	
376	ポンス・ド・ランサック	
377	アマニュー・コロンド・ブール	
378	サン・スヴェール大修道院	
379	ドゥース・ド・バルケ	
380	ガイヤール・ド・ラランド	当事者自身の身体奉仕もしくは1人の騎士
381	アマニュー・コロンド	
382	ピエール・エステーヴ	
383	ギヨーム・アマニュー・ド・ペノージュ	
384	エモン・ド・ラモット	
385	アルノー、ピエール・ド・タスト	
386	ギヨーム・ド・ボーヴィル	騎士奉仕
387	ボルドーのサント・クルワ大修道院長B・ド・ ラガルデール	
388	エムリ・セイロー・ド・ファルグ	
389	サン・テミリオン大修道院長	
390	ブール・スュル・メール市長・市参事会	
391	サン・ロマン・ド・ブライユ教会	
392	サン・ソヴァール・ド・ブライユ大修道院	
393	ギヨーム・ド・ブラダン	
394	ジェロー・ド・モン	
395	ガイヤール・デュラン	
396	R de Seuba Laura	
397	ベルトラン・ド・ノワイヤン	1人分の騎士奉仕
398	ゴスルム・レモン・ド・ブール	
399	24小教区の住民	
400	イヴラック、アンパレスの住民	騎士として奉仕するべし
401	ギヨーム・レモン・ド・ピラック	

402	レモン・ド・ベルナック	1人分の騎士奉仕
403	ピエール・ド・モンペザ	
404	アルマン・ド・モンペザ	1人分の騎士奉仕
405	ロスタン・ド・ラ・ルッセル	
406	ベルナール・デスククサン	1人分の武装騎士を送る
407	ブラダン家	exercitumの言及あり
408	ピエール、アルノー・ド・タスト	
409	Willelmus de Stagiis	exercitumの言及あり
410	ベルトラン・ド・モンズ	
411	エリ・ド・ラリュスカード	
412	ジャン・ド・テルフォール	
413	ゴスルム・トール・ド・ブール	
414	レモン・ド・ヴィルヌーヴ	
415	ベルトラン・ド・ポダンサック	当事者個人の軍役奉仕
416	ベルトウイユ大修道院長	
417	アルノー・モナデ	3度の1人分の騎士奉仕
418	ジェロー・ダルマニャック	2人分の騎士奉仕
419	ガイヤール・ド・カスタネ	
420	アルノー・ド・ソール	
421	アモーバン・ギタール・ド・ブール	
422	R・ド・タステ	
423	ミレ・ド・ノワイヤン	
424	ノワイヤン領主の土地保有者(カスタン家、タスト家)	
425	ジェラルール・ド・ラモット	
426	ロスタン・ド・ランディラ	1人分の騎士奉仕
427	ポナフォス・ドロエード	
428	P・グアルノーとその兄弟	
429	エイラン・ドレード	
430	ギヨス小教区の住民3名	exercitumの言及あり
431	ジャン・ダルダリ・ド・レサ	
432	ムステイ、ソーニャックの住民2名	exercitumの言及あり
433	ピエール・ダルバナ	
434	エカール・フォルトン・ル・ジュヌ	
435	トマ・ド・ポルデュ・ド・ブール	
436	アルノー・アマニュー	
437	アモーバン、レモン・ギョーム・ド・ジョンケイル	exercitumの言及あり
438	アルノー・ド・グリサック・ル・ジュヌ	
439	ピエール・ド・ビュドス	
440	ピエール・ド・ラルティエグ	
441	ジャン・ド・ラランド	
442	ソーヴ・マジュールの住民14名	
443	ジェロー・ド・サイ	
444	ギョーム・レモン・ノワイヤン	当事者の身体による軍役奉仕
445	ポンス・ド・ポーティラン、アルノー・ド・カバナ、ピエール・ド・カバナ	
446	トレス小教区の7名の住民	1人分の騎士奉仕
447	ラ・トレヌ小教区の6名の住民	
448	ヴィタル・ド・ランゴン	
449	アモーバン・ド・ブランクフォール	
450	ギョーム・ド・ムワサック、マルタン・ド・ララモネージュ	
451	エリ・ド・ラカス	
452	ピエール・ド・タバナ	
453	ガイヤール・デュ・ピュイ	
454	レモン・ド・マルサン	
455	レモン・ブラン・ド・フロンサック	イングランド王への奉仕
456	サン・マケールの4名の市民	
457	ギートル大修道院長ギョーム	
458	ラ・ソーヴ・マジュール大修道院長ジェロー	
459	ギョーム・レモン・ド・ビラック	

460	Milet de Boulh	
461	ギヨーム・アルトウ	
462	ピエール・ベタイユ	1人の弩兵としての奉仕
463	ギヨーム・アルノー・ド・タストほか10名	
464	Pons de Scrataら19名	
465	ギタール・ド・ブール	
466	アルノー・ギヨーム、ヴィタル・ド・ブラモン	当事者自身の身体奉仕と1人の弩兵
467	ピエール・アルノー・デュ・ブダ	
468	ロスタン・デソラー	
469	ブール・スュル・メール大修道院長	
470	ギヨーム・アルノー・ド・シマン	弩兵もしくは盾持ちとしての軍役奉仕
471	ギヨーム・ド・カントメルル、アマニュー・アルト・ド・セロン	
472	レモン・ギヨーム・ドリーニュ	
473	アルノー・ド・プワオー・ド・サン・ミシェル	
474	エムリ・ド・ブール	
475	ヴィグルー・ブネの妻エリーヌ	
476	ジュルダン・ド・カバナ	
477	アルノー・ド・ブーリャック、ジェロー・ド・サン・ジュネス	1人分の騎士奉仕
478	ベルナール・ド・プシニャン	
479	ベルトラン・ド・ゴ	0.5人分の騎士奉仕
480	レモン・ド・ピュジョル	
481	ベルトラン・カイヨーらヴィルラードとポダン サックの王の臣下10名	
482	レモン・バジエ・ド・プランサックら6名	
483	プシニャンの王の自由民6名	
484	ガルシィ・ド・サル	
485	ベルナール・ド・ゴス	
486	アルノー・ヴィヴィアン・ダリエ	
487	ガイヤール・ダリエ	
488	ピエール・パラン	
489	ピエール・ド・ヴィルサンチュ	
490	ベルナール・ピエール、ピエール・ド・レイサ	
491	ギヨーム、ガイヤール・ド・ファルグ	
492	ピエール・ド・ビュドス	バルザックにて騎士奉仕
493	ピエール・ベルトラン・ド・バルザックら4名	
494	バルザックの王の自由民	n.638にてexercitumの言及あり
495	ガイヤール・ド・ラロック	exercitumの言及あり
496	ベルトラン・ド・トレス	
497	ギヨーム・ムロン	
498	Amanieu de Lonqueris	exercitumの言及あり
499	オーペイ夫人	後見するギヨーム・レモン・コロンにある1人の 弩兵としての軍役奉仕について言及
500	ヴィタル・ド・タバナ	1人分の騎士奉仕
501	ベルナール・ダロケ・ド・カリニャン	
502	ガイヤール・デソラー	当事者自身の奉仕か1人の騎士
503	エリ・ヴィギエ・ド・サン・ピエール	
504	ギヨーム・ボカ・ド・フロンサック	
505	ギヨーム・ド・キュルサン	イングランド国王への当事者自身の身体奉仕
506	ジョフロワ・ゴンボー	
507	ペトロニル・ド・ラモット、ガイヤール・デイラン	ガイヤールが40日間の間で1人分の騎士奉仕 を証言
508	ベルナール・ド・ラロック	exercitumの言及あり
509	アルノー・ド・ブランティラ・ド・ギートル	
510	アマニュー・ド・キュルトン、アルノー・ド・ベルナール	
511	サン・ジャン・DESTONP小教区の王の自由民19名	exercitumの言及あり
512	ベルナール・トス	
513	ポルテとカストルの住民3名	
514	カストル小教区の住民(アルノー・ルフ)	
515	ギヨーム・レモン・デ・ポルデス	

516	アマニュー・アルトー	
517	レモン・ド・カサナ	
518	アルノー・ギヨーム・レスタージュ、ニコラ・ド・パヴァニャン	
519	エカール・オードウアン	
520	アライド・ド・ブランクフォール、ベルナルド・ド・トランカレオン	
521	ジャン・ド・シレイ・サン・テミリオン	
522	ガイヤール・ド・リニャン	
523	ギヨーム・レモン・ド・ビュドス	
524	サン・ローラン・ド・カンブ小修道院長エリ・ジャン	
525	ピエール・ド・セルヴァ、ジャン・カイヨー	1人分の騎士奉仕
526	アルノー・ド・ブリュロン	
527	ボスク家(サン・モリヨン小教区の自由民)	
528	ピエール・ガヴォワール、ジャン・ガイヤールとその兄弟(ラブレード小教区の自由民)	exercitusの言及あり
529	カバナ小教区の自由民29名	
530	ロスタン・デソラー	
531	ジャン・ド・アザール	
532	アマニュー・ド・レスゴール	
533	ギヨーム・レモン・ド・モノス	
534	セニュロン・ド・ムワサック	
535	ミミザン小修道院長	
536	ガイヤール・ド・ラモット	0.5人分の騎士奉仕
537	アマニュー・デュ・ピュッシュ	
538	ジュルダン・ド・ピュッシュ	
539	ミミザンのコミュニヌ	
540	ガイヤール・ド・リゴタン	1人の歩兵としての軍役奉仕
541	アマニュー・ド・カンペ	
542	ロンバール・デスクルス	
543	ピエール・ド・モンタネ	1人の騎馬武装兵
544	アルノー・ド・レスプロン	

番号	当事者名	軍役奉仕の条件
8	アモーバン・ド・パレス	1人分の騎士奉仕
9	ユーグ・ド・カステヨン	1人分の騎士奉仕
10	エリ・ド・カステヨン	義務は果たさない
13	ギヨーム・セガン・ド・リオン	1人の騎士を送る
16	ギヨーム・ベルナル・ド・ドルノン	1人分の騎士奉仕
18	ピエール・ド・リオン	1人分の騎士奉仕
19	ピエール・ド・ポルドー	1人分の騎士奉仕
24	ギヨーム・ド・ヴォー	1人の騎士もしくは3人の従者
25	ギヨーム・エクス・ド・フォルグ	1人の騎士もしくは3人の従者
26	ピエール・ド・ラバルト	1人の騎士もしくは3人の従者
27	Amanieu de Sagbet	1人の従騎士を送る
28	ピエール・アルノー・ド・ミュス、アルノー・ド・ランベズ	1人の騎士もしくは3人の従者
29	ギヨーム・ド・セレス	1人の自由民もしくは3人の従者
32	ギヨーム・アルノー・ド・リアス	1人の騎馬での騎士奉仕
42	ベルナル・ド・カステルノー	当事者自身の騎馬もしくは下馬奉仕
43	バンケ領主	1人の武装騎馬兵を送る
44	ギヨーム・ド・ペリス	1人の騎士もしくは3人の従者
47	Mancip de Casalongc	当事者自身の騎士奉仕
48	レモン・ガラン	当事者自身の騎馬武装奉仕
49	ベルトラン・ド・ラモット	当事者自身の騎馬奉仕もしくは3人の従者
50	ベルトラン・ド・ラモット(子)	当事者自身の騎馬奉仕もしくは3人の従者
51	ガルブラン・ド・モーラン	1人分の武装騎馬奉仕もしくは3人の従者
53	ギヨーム・アルノー・ド・カザリス	1人分の武装騎馬奉仕もしくは3人の従者
54	アルノー・ド・ガヴェストン	当事者含む3人分の騎士奉仕
55	Arnaud de Marcio	当事者の奉仕か3人の従者
56	ギヨーム・アルノー・ド・サン・トーバン	exercitumの言及あり
57	アルノー・ドリス	exercitumの言及あり
58	Guitard de Rumbes	exercitumの言及あり
59	Géraud de Mont-iron	当事者の騎馬もしくは下馬奉仕
60	ギヨーム・アルノー・ド・カンベ	当事者の騎馬奉仕
61	フォルトン・ド・ビエルネード	exercitumの言及あり
62	Vital d'Hestios	exercitumの言及あり
64	ギヨーム・ド・パス	exercitumの言及あり
65	オトン・ド・ドアズィ	当事者か当事者の関係者の騎士奉仕
66	レモン・ド・サン・トーランス	当事者の奉仕か3人の従者
67	ベルナル・ド・プリュレ	当事者の奉仕か3人の従者
68	アルノー・ギヨーム・ド・クレバサック	当事者の騎士奉仕あるいは3人の従者で参加
69	ナヴァール・ド・ペイル	当事者の武装奉仕か3人の従者
72	アルノー・セガン・デスタン	当事者と1人の騎士か2人分の騎士奉仕
74	ヴィタル・ド・ポダンクス	当事者の武装奉仕もしくは1人の騎士あるいは3人の従者
75	アルノー・ド・サン・ジェルマン	1人の騎馬兵もしくは2人の歩兵としての従者
76	アルノー・ド・モーリ	1人の騎馬兵もしくは2人の歩兵としての従者
77	ヴィタル、アルノー・ギヨーム・ド・カスター	当事者自身もしくは1人の歩兵あるいは3人の従者
78	ギヨーム・ベルナル・ド・バルバンス	当事者の武装奉仕か3人の従者
80	アルノー・ギヨーム・ド・ラバルト	1人の武装自由民もしくは3名の従者
81	ボゾン・ド・ルーグラート	当事者自身の奉仕もしくは1人の武装兵あるいは3人の歩兵としての従者
82	サンシュルー・ド・カスタンデ	1人の武装騎馬兵もしくは3人の歩兵としての従者
83	ジュルダン・ド・バンク	1人の武装騎馬兵もしくは3人の歩兵としての従者
84	ギヨーム・エイリュイ・ド・ペイル	当事者自身の奉仕
85	オトン・ド・クララック	当事者自身か武装兵
86	ロラン・ド・スーランス	当事者自身の奉仕もしくは3人の従者
87	ギョー・ド・ポルテ	武装奉仕か3人の従者
88	アルノー・ド・サージュ	当事者自身の奉仕もしくは1人の武装兵あるいは3人の従者

92	オトン・ド・ドアズイ	バンケ領主への奉仕
93	ビドヌ・ド・ラナヴェイ	当事者自身の奉仕か3人の従者
98	ベルナール・ド・ネス	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
99	ベルナール・ド・ボスク	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
100	ベルナール・ジュルダン・ド・ラレ	騎馬奉仕もしくは3人の従者
102	エイズ・アルノー・ド・セラロス	exercitumの言及あり
104	アルノー・ギヨーム・ド・ダド	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
105	ベルナール・ド・ラガルド	当事者自身の奉仕もしくは3人の従者
106	アルノー・ルー・ラ・プロケール	一度の国王への奉仕
107	ガルシィ・アルノー・ダムー	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
112	エムリ・ド・ラヴィニヤン	当事者自身の奉仕か1人の従者
116	アルノー・ド・ルナン	1人の従者による奉仕
120	ピエール・ド・パニエール	当事者自身の奉仕もしくは3人の従者
121	アルノー・ギヨーム・ド・セール	当事者自身の身体奉仕もしくは1人の騎馬兵
122	Amat de Sagber	ジュリアックの騎士を奉仕させる
123	ゴージェ・デスペルー	当事者自身の身体奉仕もしくは1人の騎馬兵
124	ジェラルド・プラーグ	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
126	ギヨーム・ド・セル・ガストン	当事者自身の武装奉仕もしくは3人の従者
127	アルノー・ギヨーム・ド・フォルトマ	1人分の騎士奉仕
128	オトン・ド・セル	騎馬奉仕もしくは3人の従者
129	レモン・アルノー・デュ・ピュイ	奉仕の義務は生じない
133	アマニュー・ド・バンケ	1人の槍持ち従者による奉仕
134	アルノー・ド・ソーヴィニャック	1人分の騎士奉仕
140	タルタス副伯	1度の国王への奉仕
141	ガイヤール・デソラー	40日間の奉仕
178	ギヨーム・ド・ノワイヤン	当事者自身の身体奉仕もしくは1人の騎士
187	セヌブラン・ド・レスパール	2人分の騎士奉仕・当事者個人での奉仕
188	ゴスルム・ド・カスティヨン・メドック	当事者個人の身体奉仕もしくは1人の騎士
190	ヴェイリーヌ家夫人エブライダ	1人分の騎士奉仕
195	アマニュー・ド・ブランヌ	当事者含め3人の騎士奉仕
196	オジェ・ド・リュゲニャック	当事者含め3人の騎士奉仕
199	ピエール・ド・ブランヌ	当事者含め3人の騎士奉仕
202	ギヨーム・レモン・ド・ジャンサック	当事者個人の奉仕
209	アマニュー・ド・ラモット	騎士奉仕は行わない
210	アニサン・ド・コーモン	2人分の騎士奉仕
211	セニヨロン・ド・モーリエ	1人分の下馬での騎士奉仕
212	ユーグ・ド・モーヴザン	1人分の騎士奉仕
214	レモン・ギヨーム・ド・ラドスら3名	1人の騎士もしくは1人の従騎士を送る
218	アルノー・ド・ジロンド	1人分の騎士奉仕
220	ドア・アマニュー、ピエール・ド・ブーロン	1人分の騎士奉仕
221	サンシュ・アマニュー	1人分の騎士奉仕
222	アルノー・ド・マルマンド	1人分の騎士奉仕
232	ギヨーム・アルノー・ド・トントウロン	1頭の白馬もしくは100モルランヌ貨リーヴルの支払い
243	ジャン・ド・ベルノス	臣下29名中9名に国王へのexercitumの言及あり
263	エリ・ド・ベヴィル	exercitumの言及あり
294	ギヨーム・ド・メーム	1人の武装騎士
297	ギヨーム・ド・モンブランブラン	1人の騎士
305	ベルナール・ド・リュゲニャック	exercitumの言及あり
316	Arnaud Guillaume de Fromadgesio	1人分の騎士奉仕
325	ベルグリユ領主家	イングランド国王へ騎士奉仕
334	ベルノス小教区の王の自由民	exercitusの言及あり
351	ベルトラン・ド・ボーヴィル	1人分の騎士奉仕
356	ギヨーム・ラフォン	イングランド国王への奉仕
380	ガイヤール・ド・ラランド	当事者自身の身体奉仕もしくは1人の騎士
386	ギヨーム・ド・ボーヴィル	騎士奉仕
397	ベルトラン・ド・ノワイヤン	1人分の騎士奉仕
400	イヴラック、アンバレスの住民	騎士として奉仕するべし
402	レモン・ド・ベルナック	1人分の騎士奉仕
404	アルマン・ド・モンペザ	1人分の騎士奉仕

406	ベルナール・デスクッサン	1人分の武装騎士
407	ブラダン家	exercitumの言及あり
409	Willelmus de Stagiis	exercitumの言及あり
415	ベルトランド・ポダンサック	当事者個人の軍役奉仕
417	アルノー・モナデ	3度の1人分の騎士奉仕
418	ジェロー・ダルマニャック	2人分の騎士奉仕
426	ロスタン・ド・ランディラ	1人分の騎士奉仕
430	ギヨス小教区の住民3名	exercitumの言及あり
432	ムステイ、ソーニャックの住民2名	exercitumの言及あり
437	アモーバン、レモン・ギヨーム・ド・ジョンケイル	exercitumの言及あり
444	ギヨーム・レモン・ノワイヤン	当事者の身体による軍役奉仕
446	トレス小教区の7名の住民	1人分の騎士奉仕
455	レモン・ブラン・ド・フロンサック	イングランド王への奉仕
462	ピエール・ペタイユ	1人の弩兵としての奉仕
466	アルノー・ギヨーム、ヴィタル・ド・ブラモン	当事者自身の身体奉仕と1人の弩兵
470	ギヨーム・アルノード・シマン	弩兵もしくは盾持ちとしての軍役奉仕
477	アルノー・ド・ブーリャック、ジェロー・ド・サン・ジュネス	1人分の騎士奉仕
479	ベルトランド・ゴ	0.5人分の騎士奉仕
492	ピエール・ド・ビュドス	バルザックにて騎士奉仕
494	バルザックの王の自由民	n.638にてexercitumの言及あり
495	ガイヤール・ド・ラロック	exercitumの言及あり
498	Amanieu de Lonqueris	exercitumの言及あり
499	オーペイ夫人	後見するギヨーム・レモン・コロンのある1人の弩兵としての軍役奉仕について言及
500	ヴィタル・ド・タバナ	1人分の騎士奉仕
502	ガイヤール・デソラー	当事者自身の奉仕か1人の騎士
505	ギヨーム・ド・キュルサン	イングランド国王への当事者自身の身体奉仕
507	ペトロニル・ド・ラモット、ガイヤール・デイラン	ガイヤールが40日間の間で1人分の騎士奉仕を証言
508	ベルナール・ド・ラロック	exercitumの言及あり
511	サン・ジャン・デストンブ小教区の王の自由民19名	exercitusの言及あり
525	ピエール・ド・セルヴァ、ジャン・カイヨー	1人分の騎士奉仕
528	ピエール・ガヴォワール、ジャン・ガイヤールとその兄弟(ラブレード小教区の自由民)	exercitusの言及あり
536	ガイヤール・ド・ラモット	0.5人分の騎士奉仕
540	ガイヤール・ド・リゴタン	1人の歩兵としての軍役奉仕
543	ピエール・ド・モンタネ	1人の騎馬武装兵

A		B	C		D
人物名	就任官職数	経歴		備考	
1 ジョフロワ・ゴスラン	1	1253年10月14日に就任-ラ・モット-ランドロン・コネターブル		1254年8月4日に奉仕を放棄	
2 Nicolas de Boleville	1	1253年8月20日に職務遂行-フロンサック・コネターブル			
3 ペルナール・ド・セニヤン	1	1253年9月20日に任命-アントル・ドゥー-メール・プレヴォ			
4 ピエール・ベルトラン・ド・ブランクフオール	1	1254年10月29日に任命-ラヴァルダン・シャトラン<-ヘンリ3世			
5 ギヨーム・アルノー・ド・タルデ	2	1254年10月4日に任命-ラブール・バイイ<-エドワード王太子、1255年10月7日に任命-グラモン・コネターブル			
6 アモーバン・ド・バレス	2	1254年2月18日に任命-ランド・セネシャル、1259年8月6日に任命<-ピゴール・セネシャル			
7 レイモン・モナデ	1	1254年2月26日に任命-ポルドーのオンブリエール・プレヴォ		ポルドー市民。1253年9月29日から遡って、170スタールリング貨マークを受け取るまで	
8 エティエンヌ・ラングルワ	1	1254年2月26日に任命-メドック・プレヴォ		ポルドー市民	
9 Thomas Aurifaber	1	1254年2月4日に任命-ラペンヌ・バイイ		バイヨンヌ市民	
10 テイボー・ド・ジャンサック	1	1254年5月3日に職務遂行-ジャンサック市のバイイ			
11 フォルタネ・ド・カズノーヴ	2	1254年6月4日に1年間の任期で任命-ラヴァルダン・シャトラン<-ヘンリ3世、1269年10月30日、11月28日、12月16日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル			
12 ベルトラン・ド・ポダンサック	2	1254年6月4日に任命-バイヨンヌ市長・シャトラン(~1255年5月22日)			
13 ギヨーム・アルノー・ド・ロス	1	1254年7月12日、10月13日、1255年10月29日に職務遂行-バザデ・プレヴォ			
14 ピエール・フェラン	1	1254年7月26日に任命-モンキユク・コネターブル			
15 アルノー・ド・ビランビズ	4	1254年9月12日に任命-ダックス司教区のバイイ<-エドワード王太子		ダックス市民。ブラン、ランド、バルザックのプレヴォを歴任	
16 アンドレ・ド・ビランビズ	1	1254年9月12日に任命-ダックス市のバイイ<-エドワード王太子		ダックス市民	
17 セニエロン・エスペス	1	1254年9月18日に任命-メイヤン・コネターブル<-エドワード王太子		1242年にバザス・プレヴォに就任	
18 ブラン・アルカルカード	1	1255年10月20日に任命-メドック・プレヴォ<-エドワード王太子			
19 アレグラ	1	1255年10月21日に任命-バルザック・プレヴォ(~1256年9月29日)		ポルドー市民	
20 ペルナール・エイザン	1	1255年10月25日に任命、1257年4月13日に職務遂行-ポルドー・コネターブル		バザスの聖堂参事会員-役人1254年10月から1年ヘンリ3世へと奉仕	
21 レイモン・ド・マルサン	1	1255年10月26日に任命-エスパス・コネターブル<-エドワード王太子			
22 セニエロン・ド・クララック	1	1255年2月6日に任命-カステルモロンの守備隊		メイヤン・コネターブルを経験	

	A	B	C	D
24	ジャン・ラランド	2	1255年5月21日に職務遂行-ブール・スジュール・ジロンド・シャトラン、1261年8月14日に任命-ペリゴール・リムーザン・ケルシ・セネシャル	
25	ピエール・ド・ポルドー	4	1255年9月30日-ガスコーニュ・セネシャル(エドワード王子代理)、1255年10月25日に任命-ランド・セネシャル、1264年7月3日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル、1289年5月2日に職務遂行-コンドン・バイイ	
26	レイモン・マケイン	1	1259年11月5日、12月7日に職務遂行-ポルドー・コネターブル	ポルドー市民
27	ペルトランド・カルダイヤック	1	1259年12月22日に任命-ペリゴール・リムーザン・ケルシ・セネシャル	
28	アンリ・ド・キュザンス	1	1261年12月6日任命-ガスコーニュ・セネシャル(～1264年3月28日)	
29	ジェローム・イティエ	1	1261年2月に任命-ラ＝レオール・プレヴォ	
30	ギョーム・ゴンボ	1	1261年8月に任命-ラ＝レオール・プレヴォ、シャトラン	
31	アマニュー・ギョーム・エイムリ	1	1264年7月14日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル	
32	アマニュー・ダルブレ	2	1266年2月23日に在職-ガスコーニュ・セネシャル、1305年3月30日より前に職務遂行-バイオンヌ・プレヴォ	アルブレ領主
33	アマニュー・ド・ベラード	2	1267年頃に任命-バイオンヌ・シャトラン<-ガスコーニュ・セネシャルのジャン・ド・グリーリー、1274年7月13日に拜命-ラブール・バイイ<-ポルドー・コネターブルのレイモン・ド・タレイゾン	バイオンヌ・シャトランの給与として、1年に125モルランヌ貨リーヴルを支払われる
34	ブラン・ド・サイ	3	1268年職務遂行-ペリゴール・リムーザン・ケルシ・セネシャル、1272年4月7日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理、バルザックのプレヴォ<-エドワード1世	ユーク・ド・トウベルヴィルの代理。
35	ジェラルド・カステルノー	1	1269年11月28日に職務遂行-サン・スヴェール・バイイ	
36	アルノー・ギョーム・ロブグラート	1	1270年頃在職-サン・スヴェール・バイイ	
37	アルノー・ド・ピュジシュ	1	1272-74年? ポルドレにて職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理	リューク・ド・テイニの代理の1人
38	アルノー・セガン・デスタン	3	1272年5月19日に職務遂行-ダックス市長、プレヴォ、シャトラン	
39	ジャン・ピカール	1	1273年5月14日に職務遂行-カステイオン-ギュルノン・プレヴォ	
40	レイモン・ド・タレイゾン	1	1274年2月5日に職務遂行-ポルドー・コネターブル	
41	エブール4世・ド・ヴァンダドゥール	1	1274年7月-11月の間任命-ペリゴール・リムーザン・ケルシ・セネシャル	
42	ピエール・イティエ	5	1274年9月17-18日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理、1276年4月2日に職務遂行-ダックス市のプレヴォ、サン・スヴェール・プレヴォ、1289年4月22日に拜命-ブール・バイイ<-エドワード1世、1288年12月13日、1289年1月20日、3月15日、3月25日、4月12日に職務遂行-ランド・セネシャル	リューク・ド・テイニの代理の1人
43	Pierre de Podio	2	1275年3月23日に任命-ペリゴール・リムーザン・ケルシの裁判官、1287年6月5日に就任-ラランド・バイイ	

	A	B	C	D
44	エティエンヌ・フェレオル	1	1276年6月5日任命、10月6日職務遂行-ペリゴール・リムーザン・ケルシイ・セネシャル	1312年10月28日に同名の人物がガスコーニュ・セネシャルに任命されている。
45	オジェ・モット	2	1276年6月9日より前に職務遂行-モレオン・シャトラン、1280年1月にアジュネにて職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理、1304年6月24日から1年間の職務遂行-ペンヌ・ダジュネ・シャトラン	
46	ギターール・ド・ブール・ジュヌ	1	1276年以前-バイヨンヌ・シャトラン	
47	レイモン・ペルナル・ド・カステルノー	1	1276年頃に任命-ミラモンのバスティド管理官(エドワード1世の望む期間まで)	
48	アルノー・ド・ジロンド	1	1277年3月25日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理	
49	ギヨーム・ド・パレス	1	1277年5月1日に職務遂行-サントンジユ・セネシャル	リューク・ド・テイニの代理の1人
50	レイモン・デュ・ミライユ	2	1277年6月8日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理、1281年3月28日に任命-ポルドー・コネタブル(～1283年8月31日)、1284年2月1日、1286年6月30日、1287年3月26日に職務遂行-ポルドー・コネタブル	ラ・レオール市民。リューク・ド・テイニの代理の1人
51	ガイヤール・ド・ラランド	1	1278年5月28日に任命-バルザック・プレヴオ←ロバート・バーネット、オットー・オブ・グラントサン	100ポルドー貨リーヴルが年間の給料として与えられる
52	レイモン・サンジュ	2	1278年に採用-アジュネの常裁判官、1280年に昇格、1282年6月10日、1283年12月28日、1284年1月28日、1284年11月23日、1284年12月9日に職務遂行-アジュネ・セネシャル管区裁判官	
53	ギターール・ド・ブール	2	1279年11月4日、12月19日、1280年9月21-22日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理、1286年6月4日職務遂行-サントンジユ・セネシャル(～1287年1月6・7日)	ジャン・ド・グリーリーの代理の1人
54	ギヨーム・レイモン・サン・ティージェ	1	1279年5月30日より前に職務遂行-ペリゴール・リムーザン・ケルシイ・セネシャル	
55	Bernard de Ciconiis	1	1279年11月30日に任命-ペリゴール・リムーザン・ケルシイ・セネシャル	
56	レイモン・マルケス	5	1280年? ガスコーニュ・セネシャルのジャン・ド・グリーリーの代理、1285年6月14日任命確認、1289年5月26日職務遂行-アジュネの王室金庫収税人←ジャン・ド・グリーリー、1304年6月24日から1305年10月18日まで職務遂行、1305年6月21日から8月2日まで職務遂行-アジュネ・セネシャル、1305年8月14日に任命-アキテーヌ顧問官←ガスコーニュ・セネシャルのジョン・オブ・ヘイスティングス	バザス市民。1297年にフランス王軍に捕らえられる

	A	B	C	D
57	ペルトラン・ド・パニノー	4	1280年? ドルドーニュ地方のガスコーニュ・セネシャル代理(～1281年8月24日)、1286年2月11日に職務遂行・モンパジエのバステイド管理官、1288年4月2日に任命(1287年8月29日から3年間)、1288年4月2日の契約にて任命・モリエールのバステイド管理官(～1287年6月24日から遡って3年間)	ジャン・ド・グリーリーの代理の1人
58	ベルナール・ド・ヴィーニュ	2	1280年代? 上訴審問官、1305年9月1日から29日まで職務遂行・アキテーヌ顧問官	
59	ギョーム・ド・モントラヴェル	1	1281年7月12日に昇格・アントル・ドゥー・メール・プレヴオ	
60	ペルナール・ド・バズ	2	1282年11月1日から1年間職務遂行・バザデ・プレヴオ、1283年から1289年に在職・サン・スヴェール・プレヴオ	バザデ・プレヴオ就任期間は8ポルドー貨スーの日給が支払われる
61	エティエンヌ・ララル	1	1282年1月25日に職務遂行・ピュイミロル・バイイ	
62	ジャン・ド・サン・ガン	1	1282年1月29日、1285年6月、1286年2月に職務遂行・ガスコーニュ・セネシャル代理	ジャン・ド・グリーリーの代理の1人
63	ジェロー・ド・ラモット	2	1282年4月1日から1年間の職務遂行・ダックス・プレヴオ、サン・スヴェール・プレヴオ	
64	ピエール・ド・サン・ミシエル	1	1282年7月に言及有・ソーヴテール・ド・ギエンヌのバステイド管理官	フェルム大修道院長
65	ユージ・ド・モンメイネール	1	1283年4月24日に職務遂行・モンセギュール・プレヴオ	
66	ギョーム・フェレオル	1	1284年4月4日から死去まで職務遂行・ピゴール・セネシャル	トウナンとゴントーの共同領主
67	ジャン・アレーグル	2	1285年6月3日に任命・バルザック・プレヴオ←エドワード1世、1287年11月27日、1289年4月16日に職務遂行・カンパリアン・プレヴオ	
68	レイモン・ド・カンパーニュ	2	1286年11月12日に職務遂行・アジュネ・セネシャル(～1294年3月3日)、1289年7月14日より前に職務遂行・オレロン・プレヴオ	
69	ギョーム・エイムリ	2	1286年2月に職務遂行・ガスコーニュ・セネシャル代理、1286年6月4日、7月21日、1290年8月12日、1292年3月に職務遂行・ガスコーニュ・セネシャル代理	ポルドー市民
70	ギョーム・アルノー・ド・セスカス	1	1286年3月11日に任命・ポーモン・デュ・ペリゴール・バイイ←エドワード1世(エドワード1世が望む期間まで)	
71	ギョーム・アルノー・ド・セスカス	1	1286年3月11日に任命・ララン・バイイ←エドワード1世(エドワード1世が望む期間まで)	
72	レイモン・ギョーム・ド・ブリュエサン	1	1286年6月8日に職務遂行・レクトウール・バイイ←リューク・ド・ティニ	レクトウール市民
73	ギョーム・レイモン・ド・カスミック	1	1287年10月10日に職務遂行・バザデ・プレヴオ	1289年5月のコンドン勅令によって、タントウロン・シヤトランがバザデ・プレヴオとなる。
74	ジャン・ド・ラエル	4	1287年10月3日、11月26日に職務遂行・ブール・スユル・ジョン・ド・シヤトラン	ブールとサン・デミリオンのバイイ、ルワイヤンの通行税徴税官を歴任

	A	B	C	D
	ピエール・タルタロン	2	1287年2月20日に職務遂行-ブランクフオール・コネターブル←イングラント王妃のイリナによって確認(～1292年4月13日)、1303年から1年間に職-ブランクフオール・シヤトラン	ロクタイヤードの領主
75		1	1287年3月31日に職務遂行-サント・プレヴォ	
76	Arnoul de Noelicia	1	1287年6月11日、1289年8月3日に職務遂行-バザデ・プレ	1290年8月27日にはイングラントにいた
77	レイモン・ギョーム・ド・ソヴァイアック	2	1287年6月19日に職務遂行-バイオンヌ・シヤトラン(1299年11月1日任命-国王代理←ギイー・フェール(～1302年11月	
78	ピエール・アルノー・ド・ヴィク	1	1287年6月19日に職務遂行-ラブール・バイ	
79	ガルスィオ・アルノー・デスペレット	1	1287年6月29日に任命-ラレオール・プレヴォ、シヤトラン	ラレオール市民
80	サンジュ・ド・ミライユ	3	1287年6月2日、11月23日に職務遂行-メイヤン、コキユモン、ブーロンのプレヴォ	
81	エイムリ・エスプレイタ		1287年9月29日、1289年4月に職務遂行、1289年6月12日に正式に任命-ペリゴール・リムーザン・ケルシイ・セネシヤル(～ガスコーニュ没収時)、1293年7月20日より前に職務遂行-モーレオン・シヤトラン	
82	エリド・コーペヌ	2	1287年末までの数週間の期間での任命-バイオンヌ・プレヴォ、シヤトラン、1289年6月27日任命、1291年7月2日に職務遂行-バイオンヌ・プレヴォ←エドワード1世(任命された者の望む期間まで)	
83	アマド・ソヴァイニヤック	3		
84	ユーグ・ド・ブロク	2	1288年1月23日、1288年5月30日に職務遂行-バイオンヌ・シヤトラン、1288年4月2-5日に職務遂行-バイオンヌ市長(～1289年6月27日)	
85	B-de Garde	1	1288年2月16日に職務遂行-ラブール・バイ	
86	レイモン・ガルスィオ・ド・サン・ソヴァール	1	1288年7月9日に任命-ラレオール・プレヴォ、シヤトラン	
87	アルノー・ギョーム・ド・ブレイサック	1	1289年3月11日、4月7日に職務遂行-ロマーニュ上級バイ←エドワード1世、1289年6月13日に拜命-サン・クラール・バイ	
88	アルノー・ギョーム・マルケス	1	1289年3月11日に言及-ロマーニュ上級バイ	
89	フォルタネ・ド・バズ	2	1289年4月21日に職務遂行-サン・スヴェール・プレヴォ、1304年頃に言及(～1305年4月3日)-バザデ・プレヴォ	
90	ヴァイタル・ド・サントウアナ	1	1289年4月21日に職務遂行-モーレオン・シヤトラン	
91	ピエール・アサリ	2	1289年4月24日に職務遂行-ポルン-ラブイエール・プレヴォ、1289年6月27日に任命-バイオンヌ市長・シヤトラン←エドワード1世(任命された者の望む期間まで)	
92	フルセス・ド・ラ・ロック	1	1289年4月26日に職務遂行、5月4日に任命-レクトウール・バイ(～1289年9月29日)	ラ・ロックとの契約終了後、エドワード1世は、レクトウール・バイ管区をレクトウール同教が推薦する人物に引き渡すように、命
93	ロスタン・デソラー	1	1289年4月7日に職務遂行、1289年5月1日に正式に任命-サントンジュ・セネシヤル	ポルドー市民

	A	B	C	D
94	ピエール・ド・ラ・レイ	1	1289年5月20日に職務遂行-ゴス・バイイ	
95	ジェローム・ランベール	1	1289年5月24日に任命-マニョー・バイイ←エドワード1世 (~1290年6月24日)	
96	Pierre de Gozena	1	1289年5月24日の王命-フルーランス・バイイ(~1290年6月24日)	
97	オセ・ド・バニエール	1	1289年5月3日に職務遂行-ビゴール・セネシヤル	
98	ロジェ・ド・ガヤ	1	1289年5月4日に職務遂行-サンピュエイ・シヤトラン	
99	ジャック・ド・モンス	3	1289年6月12日に任命-アジヤン市、ガロンヌ流域北部裁判官、アジュネ・ガロンヌ南部裁判官、	
100	オドン・ド・モンジスカール	2	1289年6月12日に任命-サンピュエイ・シヤトラン、バイイ←エドワード1世	フルーランスの住民。計40トゥール貨リールが1年で支払われる。
101	ピエール・ド・コンク	1	1289年6月9日、7月1日に職務遂行-サン=マケール・コネターブル	
102	ギョーム・フシエ	1	1289年7月26日、1304年6月24日、1305年2月15日、1305年6月25日に職務遂行-サント・プレヴォ	
103	ブラスク・ド・タルデ	1	1289年7月29日に職務遂行-ラフール・バイイ	
104	ギョーム・アルノー・ペイルロング	1	1289年8月3日に職務遂行-モンセギュール・プレヴォ	
105	Guillaume de Monte Lanardi	1	1289年に任命-アジヤン・バイイ(~1290年6月24日)	
106	エティエンヌ・ド・ラ・フィット	1	1290年5月1日に任命-ダマザンのバスティード管理官←エドワード1世	
107	アルノー・ド・ラカーズ	1	1290年6月20日に任命-リヴールヌ・プレヴォ(任命日の2年後の9月1日まで)	サン・スーラン参事会員
108	ギョーム・ド・ブルデイユ	1	1290年6月4日に職務遂行-トゥルノン・シヤトラン	
109	ペルナル・ド・カルヴィアック	1	1291年5月24日より前に職務遂行-モンフランカン・プレヴォ	
110	ペルナル・ド・サン・ルー	1	1291年6月26付の記録にて言及-アキテーヌ顧問官	
111	ジャン・アサリ	1	1291年6月27日に任命-ポルドーのオンブリエール・プレ	ポルドー市民
112	セニロン・ガスク	2	1291年6月3日に任命-ソヴテール・ド・ギエンヌのバスティード管理官 1291年11月1日から5年間の任命-ペレグリュのバスティード管理官	ラ・レオール市民
113	ロベール・フランク	1	1291年7月3日に任命-バルザック・プレヴォ←エドワード1世(~任命された者が望む期間まで)	ポルドー市民
114	アレクサンドル・ド・ラ・ペブレ	1	1292年4月12日に職務遂行-サント・フォワ・ラ・グランドのバイイ	
115	アルノー・ド・マルマンド	1	1293-97年の任命-レクトウールの守備隊←ジョン・オブ・セント・ジョン	
116	ランフロワ・ド・デュルフォール	2	1293-97年の任命-レクトウールの守備隊←ジョン・オブ・セント・ジョン、 1304年6月24日から1年間の職務遂行-トゥルノン・シヤトラン←ヘンリ・ド・レーンシイ、オットー・オブ・グランドサン	トゥルノン・シヤトランについては、5トゥール貨スーの日給が支払われる。
117	ミロン・ド・ノワイヤン	1	1293年4月30日にポルドーにて職務遂行-ガスコーニュ・セント・ネシヤル代理	ジョン・オブ・ヘイヴァリングの代理

	A	B	C	D
118	ピドー・ブラース	1	1294年前に任命-ポルン-ラブリエイール-プレヴオ	
119	ガイヤール・デスコツサン	1	1296年4月14日に拝命-ソヴテール・ド・ギエンスのバス テイド管理官←国王代理のエドマンド・オブ・ランカスタ	
120	バロー・ド・セスカス	1	1299年11月1日任命-国王代理-ギィーフェール(～1302年11月30日)	
121	ボネ・ド・パンス	1	1299年2月27日と5月6日に職務遂行-上訴審問官	
122	ピエール・ド・クロクタイヤード	1	1299年8月18日に任命、1305年7月17日に職務遂行-ブー ル・スユル・ジロンド・シャトラン←エドワード1世	任命された者が借金を返済するために、官 職に就任
123	Amaud Guillaume de Frambardino	1	1300年5月20日に職務遂行-ミザン・バイイ	
124	ギョーム・レイモン・ド・ジャンサック	1	1301年7月13日に職務遂行-プライユ・コネターブル(～ 1304年11月24日)	1301年7月13日にエドワード1世の命によ り、一度解任されている
125	ポノム・ド・クロザ	1	1303-04年に言及有-ヴァランス・ダジュネのバイイ	
126	アルノー・ド・コーペヌ	1	1303年10月12日に職務遂行、ペリゴール・リムーザン・ケ ルシイ・セネシャル←ヘンリ・ド・レーシイ、オットー・オブ・グ ランドサン(1305年4月1日にエドワード1世から正式任命)	43のエリの弟。エドワード2世治世の初頭ま で同官職を持つ
127	ポンス・ド・カステイオン・メドック	1	1303年10月21日に任命-サントンジユ・セネシャル←ヘンリ・ ド・レーシイ、オットー・オブ・グランドサン(1305年4月1日に エドワード1世から正式任命を受ける)	エドワード2世治世の初頭まで同官職を持つ
128	エリ・ロペール	1	1303年12月8日、1305年末に職務遂行-ペリゴール・リムー ザン・ケルシイの王室金庫取税官←ポルドー・コネターブル のエリ・ド・コーペヌ	サン・タヴィイ・セニユールの聖堂参事会員
129	ピエール・カイヨー	1	1303年1月15日から8月5日まで職務遂行-ポルドー・コネ ターブル	ポルドー市民
130	Gosbert de Carniis	1	1303年3月31日、4月1日に職務遂行-モリエールのバス テイド管理官	
131	ジャン・ギタール	1	1303年4月30日から職務遂行-ポルドー城館の管理官←エ ドワード1世	ポルドー市民レイモン・ギタール・ド・ラ・ポル トの子息、エドワード2世・3世の下でも同官 職(～1334年初頭)
132	ピエール・エイムリ	1	1303年8月5日から1305年9月22日まで職務遂行-ポル ドー・コネターブル	
133	ギョーム・ド・スー	1	1303年諸聖人の祝日に任命-オレロン・プレヴオ	
134	ギョーム・ド・カーズ	1	1303年に任命、1304年11月21日から1305年6月24日に職 務遂行-アジュネ・ガロンヌ南部裁判官	エドワード2世治世の初頭まで同官職を持 つ
135	シモン・ド・クララック	1	1304-05年に言及有-ポール・サン・マリのバイイ	
136	ピエール・ド・ラ・フオワ	1	1304年10月30日に任命-ラ・ヴェルニユのマナ管理者	
137	ギョーム・モラン・ド・ボンヌ	1	1304年1月9日に拝命-サンクラの官職←エドワード1世	
138	ベルナル・ド・ブレ	1	1304年3月6日に任命-アキテーヌ顧問官←ヘンリ・ド・レー シイ、オットー・オブ・グランドサン	マス・ダジュネ領主。エドワード2世治世にも 引き続いて在職

	A	B	C	D
139	Bernard de Facto	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ヴァランス・ダジュネのバイイ	
140	アルノー・ド・ラ・コンブ	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ヴィアンヌ・バイイ	
141	Bertrand de Creduno	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ヴィルフランシュ・バイイ	
142	アルノー・ド・カステルノー	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-カステイヨネス・バイイ	
143	レイモン・ダント	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-カステルサグラ・モンジュフ・バイイ	
144	ベルナル・マルケス	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-カストラムル・バイイ	
145	ギヨーム・ド・フレーヌ	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-グラトウル・バイイ	
146	ギヨーム・ベルラン・ド・コルピアン	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-コンドン・バイイ	
147	エティエンヌ・ド・ルリアック	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-サント城館の礼拝堂長	
148	レイモン・ユグ・タルナック	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ソーヴァテール・ラ・レマンズのシャトラン	3トウール貨スーの日給が支払われる
149	ピエール・サバティエ	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-デュース・エ・ド・ンザックのバイイ	
150	Pierre de Bello Videre	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ピュイミロル・バイイ	
151	アルノー・ギヨーム・ド・モーヴァン	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ブローロー・ニユ・バイイ	
152	Pierre de Scalaris	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-フォルセス・エ・ボーム・バイイ	
153	ガイヤール・ド・カステデュゴン	5	1304年6月24日から1年間の職務遂行-フルランヌ・バイイ、レクトゥール・バイイ、レジョモン・バイイ、サンピュイ・シャトラン、1304年8月1日に職務遂行-ロマーニュの上級バイイ	サンピュイ・シャトランについては、10スー 11.5トウール貨ドゥニエの日給が支払われる
154	Arnaud de Rinihos	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-マニョー・バイイ	
155	Bernard d'Estivo	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-メザン・バイイ	
156	アルノー・フラン	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-モンレアルでの官職	
157	Guillaume Audeyer	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ラ・ヴェルニユのマネ管理	
158	アルノー・マルケス	2	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ラグリユエール・バイイ、ニコール・バイイ	
159	Bertrand Gautier de Batoabrera	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ラモンジュフのバステイ管理	
160	ヴィタル・ド・ブダックス	1	1304年6月24日から1年間の職務遂行-ラランド・バイイ	
161	オジェ・ド・カステデュゴン	1	1304年8月10日に職務遂行-サンピュイ・シャトラン	
162	オドン・ド・カズノーヴ	1	1304年8月30日から1305年6月16日まで職務遂行-アジュネ・セネシャル	
163	バルトラン・カイヨー	1	1304年から1年間在職-ブランクフォール・シャトラン、1308年11月22日に任命-アントル・ドゥー・メールのプレヴオ←エドワード2世	ポルドー市民

	A	B	C	D
164	ギョーム・アルノー・ド・プロカス	1	1305年10月16日に職務遂行-プイヨン・バイイ←ガスコーニュ・セネシャルのジョン・ド・ヘイヴァリング	ソー・ド・ナヴァアイユの追放市民
165	アルノー・ダンガン	1	1305年3月30日に職務遂行-ピュイミロル・バイイ←エドワード1世	
166	ジャン・ラルブル	1	1305年4月11日に職務遂行-モンフォコン・バイイ	
167	ピエール・ド・カステルノー	1	1305年4月1日に言及有-ミラモンのバステイド管理官	前任者の子息
168	ギタール・ド・ラ・ポルト	1	1305年4月1日に任命-サン・マケール・コネターブル	ポルドー市民
169	ギョーム・レイモン・ド・セキュール	1	1305年4月20日に拝命-ソーヴテール・ド・ギエンヌのバステイド管理官←エドワード1世	
170	ギョーム・アルノー・ド・ブダックス	1	1305年4月3日に職務遂行-ラランド・バイイ	
171	ピエール・ヴィギエ	1	1305年4月3日に任命-バイイオンヌ・シャトラン←エドワード1世	100スーの日給を支払われぬ。エドワード2世治世の初頭に失職した
172	レイモン・ド・ラモット	1	1305年4月3日より前に職務遂行-モンフランカン・プレヴオ	
173	アマニュー・ド・キユルトン	1	1305年4月6日に職務遂行-マルマンド・シャトラン	
174	アルノー・ギョーム・ド・ブワロー	1	1305年4月6日に拝命-ダックス市のプレヴオ	
175	エティエンヌ・ドナディユー	1	1305年6月24日から1年間の職務遂行-ダマザンのバステイド管理官	
176	ギョーム・ド・カンパネス	2	1305年6月24日から1年間の職務遂行-フランセスカス・バイイ、ラ・ロミュー・バイイ	1293年3月6日の記録に言及有
177	パイ・ド・ガヴァレ	1	1305年7月25日に職務遂行-モンセグエール・プレヴオ	
178	アルノー・ド・バルベル	1	1305年頃在職-サン=スヴェール・バイイ	
179	ジョフロワ・リュデル4世	1	1305年春に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理	ブライユ領主、ジョン・オブ・ヘイヴァリングの代理
180	グリモー・ド・シヤサンス	1	1306年6月26日に職務遂行-サント・フォワ・ラ・グランドのバイイ	
181	エリ・スカルレ	1	1307年9月18日に任命-サン・テミリオンのプレヴオ←エドワード2世	
182	ペルトラン・ド・ソーヴィニヤック	1	1307年9月6日に任命-バザス・プレヴオ←エドワード2世	
183	ペルナルル・ド・ポレン	1	1308年8月26日に任命-サン=マケール城館管理官←エドワード2世	
184	アマニュー・デュ・フォサ	2	1309年5月15日、1309年10月26日-11月15日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理、1318年7月17日、1319年12月16日に任命-管理官	
185	アシュー・ド・グラール	1	1311年8月13日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理	
186	ゴスルム・ド・カンパーニュ	1	1316年7月18日に職務遂行-ガスコーニュ・セネシャル代理	
187	ギョーム・ド・モンタギユ	1	1318年11月20日に任命-ガスコーニュ・セネシャル	

No.	人名	肩書き	日時	賦与された事物 没収されていた権利	ロール・ガスコンの史料番号	ポルドー・コネターブルガスコーニュ・セネシャル	備考
1	オジェ・モット		1276年6月6日	没収されていた権利	t.2, n.74	言及あり	
2	レイモン・デュ・ミラコ ラ・レオール市民		1276年5月7日	Castelnau-sur-Gupie のバステイド管理職	t.2, ns.80-81	81のみ言及あり	
3	エブールド・ヴァンタドゥール ヴァンタドゥール副伯		1277年5月3日	ジメール城館及びその 付随物	t.2, n.110		
4	ベルナル・フアブル		1277年5月3日	バザス司教区にある茅畑	t.2, n.121		
5	ギタール・ド・ブール	ベルトウイユ領主	1279年	400黒トウール賃リーヴル	t.2, n.343	言及あり	
6	ピエール・オドン	書記	1279年	382トウール賃リーヴル 30スー4ドゥエ	t.2, n.353	言及あり	
7	ポンス・アマ	書記	1281年8月11日	80ポルドー賃リーヴル あるいは騎士封	t.2, n.493		フランス王家など他領 主にも奉仕していた
8	レモン・マルケス	バザス市民	1282年6月10日	ペンヌ・ダジュネの城館	t.2, n.574	言及あり	
9	ギヨーム・アルノー・ド・セスカス	従士	1286年3月11日	ポーモンとラランドのバ イ管区	t.2, n.967	言及あり	
10	アルノー・モネ	ポルドー市民	1289年6月10日	ポルドー市内？	t.2, n.1047		
11	ギヨーム・ド・モントラヴァエル	サン・スーラン参事会員	1289年6月頃	封土から由来する100 ポルドー賃リーヴル	t.2, n.1138	言及あり	
12	アルノー・ド・ラカーズ	サン・スーラン助祭長	1289年	パリ高等法院出廷中に 没収されていた権利	t.2, n.1234	言及あり	
13	レイモン・ド・ラフエリエール	ブランタジネット家の直属騎士	1289年4月23日	パイヨヌヌでの奉仕に 基づく10ドゥエ	t.2, n.1402	言及あり	
14	ピエール・アルノー・ド・ヴィイク	ガスコーニュの騎士	1289年	100ポルドー賃リーヴルからポルドーのバイ管区	t.2, n.1409		ルワイヤンから上がる 関税から支出すること

No.	人名	肩書き	日時	賦与された事物	ロール・ガスコンの史料番号	ポルドー・コネターブル	ガスコーニエ・セネシャル	備考
1	アマニュー・ダルブレ	タルタス副伯の封建臣下	1304年11月25日	2500シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4638.			n.4637にてポルドー・コネターブルが関連
2	リオンのコミュニヌ		1304年11月23日	良質の5000シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4659	言及あり		
3	アルノー・ギョーム・エイムリ		1304年11月26日	300シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4668		言及あり	
4	ロペール・フランク	ポルドー市民	1304年11月26日	500シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
5	ベルナルド・ブランクフォール	ブランクアオール領主	1304年11月26日	500シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
6	レイモン・ブラン・ドラポルト		1304年11月26日	200シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
7	ベルトラン・カイヨー	ポルドー市民	1304年11月26日	500シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
8	ギタール・ドラポルト		1304年11月26日	600シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
9	セガン・ド・ピュイ		1304年11月26日	500シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
10	ピエール・カイヨー	ポルドー市民	1304年11月26日	1000シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
11	レイモン・エムリ		1304年11月26日	300シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
12	ギョーム・ジェロダン		1304年11月26日	300シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
13	ジャン・コロンド・リュヌーヴ		1304年11月26日	200シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
14	アマニュー・ダルブレ	アルブレ領主	1304年11月26日	2000シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
15	ピエール・メイザン		1304年11月26日	400シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
16	アマニュー・コロンドとその兄弟	ポルドー市民	1304年11月26日	2000シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
17	レモン・レオン	ポルドー市民	1304年11月26日	2000シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
18	Arnaldus Calculi	ポルドー市民	1304年11月26日	1500シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4669			
19	ポンス・ド・カステイオン	カステイオン領主	1304年11月28日	良質の7000シポテンキウム・リーヴル, サントンジュ, サン・マケールにおける通行税	t.3, ns.4671,4672			
20	ベルトラン・グリモアール		1305年3月30日	何らかの官職	t.3, n.4678			言及あり
21	ギョーム・ド・ヴァイニヨル		1305年4月1日	パイの官職	t.3, n.4679			言及あり
22	ベルナルド・ヴァイニヨル		1305年	城塞の築城の権利	t.3, n.4684			言及あり
23	ベルトラン・グリモアール	書記	1305年	何らかの官職	t.3, n.4735			言及あり
24	アルノー・ギョーム・ド・ブワロー		1305年4月6日	アジュネの城鎮管理の役職	t.3, n.4779	言及あり		言及あり
25	ベルナルド・カンパニエ	ガスコーニエの騎士	1305年4月6日	マルマンドの城鎮管理官	t.3, n.4810			
26	アルノー・ティケム・ド・ブール		1305年4月7日	良質の150シポテンキウム・リーヴル	t.3, n.4852	言及あり		言及あり

27	アマニューード・キュルトン	1305年4月5日	マルマンのバイ管区	t.3, ns.4853, 4940	言及あり	言及あり
28	ベルナルド・ヴィニヨル	1305年	ダックス司教区のブラ センスのバイ管区	t.3, n.4894	言及あり	言及あり
29	グリモアール・ド・シャサン	1305年	アジュネのサント・ フォワ・ラ・グランドの バイ管区	t.3, n.4895	言及あり	言及あり
30	リオンのコミュニヌ	1305年4月7日	100シポテンキウム・ リーガル	t.3, n.4945	言及あり	言及あり
31	ヴァイタル・ド・ブラーヌ	1305年4月5日	ラブイエールのバイ 管区	t.3, n.4995	言及あり	言及あり
32	ギョーム・アルノー・ド・プロカス	1305年11月1日	良質の300シポテンキ ウム・リーガル	t.3, n.5000	言及あり	言及あり

	人物名・団体名	1242年-43年	1253-55年	1256-73年	1274-75年
1	ロスタン・デソラー	R. G., t.1, ns.1, 48, 223, 315, 427, 1644 R. G., t.1, ns.160, 174,	R. G., t.1, ns.3564, 3620, 3624, 3679, 3697, 3728, 3767, 3768		R. F., n.610
2	ポルドー市・コミュニヌ	384, 876, 1246, 1261, 1651, 1942	R. G., t.1, n.349, 837		
3	ギョーム・レモン・コロソ	R. G., t.1, ns.352, 361, 393, 485, 688, 1020,	R. G., t.1, n.4309		
4	ガイヤール・コロソ	R. G., t.1, ns.611, 614, 1079, 1165, 1892, 1907	R. G., t.1, n.2328, 4629		
5	アラングレト	R. G., t.1, ns.349, 707			
6	Joccaumo Colomb	R. G., t.1, ns.738, 751, 824, 1938			
7	マテュー・ピカール	R. G., t.1, n.776			
8	レモン	R. G., t.1, n.895	R. G., t.1, n.3748, 3840, 4595, 4661, 4671	R. F., n.445	
9	ピエール・カイヨー	R. G., t.1, n.832			
10	レモン・コロソ	R. G., t.1, ns.960, 1896			
11	オリヴィエ・ド・ポルドー	R. G., t.1, n.970			
12	レモン・モナデ, Arnaud Maysand	R. G., t.1, n.987			
13	Elie de Chamsel, Etienne Goth	R. G., t.1, n.1195			
14	ガイヤール・ド・ポルドー	R. G., t.1, n.1797			
15	Arnaud Beraud, Golard de Lartle				
16	エリ・モネ	R. G., t.1, ns.2144, 2145, 2148, 4624			
17	エリ, セガン・バルブ	R. G., t.1, ns.2146, 2147, 2271, 4647			
18	Arnaud Guillaume Aimeric, Raimond		R. G., t.1, n.2270		
19	Aland				R. F., n.519
20	アマニュー・コロソ		R. G., t.1, n.2278		
21	ロスタン・コロソ		R. G., t.1, n.2283		
22	ピエール・デ・イバック		R. G., t.1, n.2316		
23	ジャン・コロソ		R. G., t.1, n.2329, 4308	R. F., n.440	
24	ポルドーの臣民		R. G., t.1, n.2464		
25	ロベール・パロー		R. G., t.1, n.2572		
26	グイタル・ブリユ		R. G., t.1, n.2587		
27	ガイヤール・デソラー Arnaud Guillaume		R. G., t.1, ns.3941, 4284, 4481, 4609	R. F., n.392	R. F., n.648
28	Aimeric, ピエール・ デ・イバック, Pierre de Saint-Erard		R. G., t.1, n.4092		
29	エリ・バルブ, レモン・マ ケイン, エリ・モナデ		R. G., t.1, n.4161		
30	ポルドー市民		R. G., t.1, n.4302		

30	エリ・モネ, エリ・ド・シャルパンティエ			
31	レモン・モナデ	R. G., t.1, n.4334		
32	エリ・ド・シャルパンティエ	R. G., t.1, n.4567		
33	レモン・モナデ	R. G., t.1, ns.4568, 4569		
34	ピエール・ド・ポルドー	R. G., t.1, n.463L, 4650, 4651		
35	アルノー・ランペール	R. G., t.1, n.4676	R. F., ns.378, 433	R. F., n.19
36	Bernard d'Aillan		R. F., n.439	
37	ピエール・ランペール		R. F., n.441	
38	リュファ・ランペール		R. F., n.442	
39	ピエール・ブラン		R. F., n.443	
40	レモン・バルブ		R. F., n.444	R. F., n.197
41	Guillaume Artus			R. F., n.603

史料番号	年代	寄進者・肩書	寄進した土地・権利	寄進の条件	寄進した土地の形態	備考
IX	1010頃-1036	伯サンシュ	寄進した土地・権利 本領地外の土地と給水所			don
X	1027-1032	Adalsens	水車			
XI	989-1010	ペロネイル	バランビュイルの教会領	土地全体の半分		
XXIII	11世紀	騎士アマニュー	ゼンに持つ土地			
XXXV	1102-1130	司祭ギヨーム・フォルトン	ブドウ畑	土地全体の半分		don
XXXVII		ギヨーム	土地			don
XXXVIII		Guillelmus Seguinus de Clarens	沼沢地における			
XXXIX	1119/9	R.	カリニヤン周辺のmanse	寄進者と妻の使用するところは除外 姪のリクサンドの死後		
XXX		Gombaldus Bendus	ヴァルヌーヴとコロニヤンにある財産			
XXXI	1108-1130	マグリユーとその母親	アントルドゥワー、メールとフルジュの財産			寄進者の死後参事会が引き取る。
XXXIII	1124年直前	ギヨーム	ル・タイヤン小教区にある土地			寄進者の死後参事会が引き取る。
XXXV		Senegunz	ガロンヌ川流域の土地・ブドウ畑			
XXXVII	1120-1130	騎士アマニュー・ド・ヴェイリースとその兄弟	ドミオンにある土地			教会への奉仕を要求される。
XXXVIII	1100-1120	アモーヴァン・ド・ブランクフオール	自前の財産			教会への奉仕を証言。
XXXIX	1124	ピエール・ボルドーの門番ゴスラム・エカール				
XL	1120年頃	アモーヴァン・ド・ブランクフオール		イペリア十字軍への出発		ガストン・ド・ペアルンとともに寄進。
XLI	1160-1175	Petrus de Gamaned	自前の家屋と付随する権利			
XLII	1160-1175	アルノー・ド・ブランクフオールの娘リクサンド	土地保有者の権利		Guitard de Vitrisに与えた封土	
XLIII	1101-1130	アルノー・ド・ヴェイリース	本領地外の土地			
XLIV		ボソノ・ド・ヴェイリースの娘アントルゴ	地代			
XLV		アマニュー・ド・ヴェイリース	12ドゥニエの地代			
XLVI		22の寄進者の子息タンクレード	自前の全所有物			
XLVII	1173-1185	アマニュー・ド・ヴェイリース、アマニュー・ド・ラタスト		兄弟のピエールの参事会入会		
XLVIII	1163-1173	アマニュー・ド・ヴェイリース	ノナンス周縁の土地			
XLIX	1163-1180	聖職者エイケム・レモン	ノナンス周縁の土地			
L		ドンズロン・ド・ジャンサク	ノナンス周縁の土地			
LII		騎士ヴァイアン・ド・ヴェイリース	12ドゥニエの地代			城館近辺から徴収された。
LIII		ゴスラム・デュ・モラール	ボン・ダルラックの土地			
LIV	1120-1143	オースタン・ド・ボスク	サン・メクサン教会周辺の土地	寄進者が自由地として所有		
LVI		オースタン・ド・ボスク	アルティグ・バルダンにある土地			
LVIII	1110-1143	オースタン・ド・ロペール・ド・ブランクフオール	土地	寄進者が自由地として所有		封土として受け取る。
CXX	1160-1185	騎士ガラールと参事会員リュファ	土地	甥のリュファの参事会入り		
LXI	1120-1130	オースタン・ド・トロペット	土地		Gombaudus de Tiracから保有	6ドゥニエの相続上納金
LXIII	1110-1143	騎士ギヨーム・ギラル・ダルザック	土地	サラゴサ十字軍への出発		
LX		参事会員エイケム・ギエム・ド・ボンサク	土地	寄進者の兄弟姉妹が使わぬ分は除外 Gaucelmus Peuldiに与えていた土地も含まれる。		1ドゥニエの相続上納金 12スーの相続上納金
CXIII		参事会員エイケム・ギエム・ド・ボンサク	様々な不動産	寄進者とその妻の妻の所有地は除外		
LXVIII	1123	アルノー・ド・ヴィグイ	ノナンス周縁の土地	寄進者及び子孫の所有地は除外		封土として受け取る。
LXX		ベルナル・ド・ベサク	グラタカにある土地	寄進者の所有地は除外		寄進者の死後参事会が引き取る。
LXXI	1123	オースタン	カドゥヴィルにある土地	土地全体の半分、寄進者の所有地は除外		
LXXIII	1124	ギヨーム・アルノー・ド・ブルの妻イサンガル	土地	寄進者及び子孫の所有地は除外		寄進者の死後参事会が引き取る。
LXXIV		ピエール・ボエ	パゼスにある土地とブドウ畑			
LXXV	1125/12/27	サン・スーランの守衛フォルトン	ノナンス周縁の土地と家屋			
LXXVI	1126/8/29	フォルトン・アルナル・子・ポー	イヴラックの土地			
LXXVII	1120-1130	ギヨーム・ド・サン・ジェルマン	土地	両親の所有地は除外		寄進者の両親は4ドゥニエの地代にて参事会に奉仕
LXXVIII	1126	サンシュ・デュトラック	メリニヤックにあるブドウ畑			寄進者の死後参事会が引き取る。

LXXXI	1120-1130	アラザイス・ド・マルティヤック	マルティヤックにある土地				
LXXXIII	1110-1143	ボン・ド・マコーとその兄弟のレモン	サン・スーラン教会墓地近辺の土地				
LXXXIV	1131	レモン・ティエ	自領地から上がる地代				
LXXXV	1131	アルノー・ド・ウ・トロ	不動産				寄進者の死後参事会が引き取る。
LXXXVII		騎士レモン・ド・ベサック	直属領地の不動産				後継者がいない場合、参事会が引き取る。
LXXXVII	1143	フレオキョームの子息ピエール・ポルドー	Montem Judaicumにある不動産				寄進者の死後参事会が引き取る。
LXXXVIII		エイケム・ヴイヴィエの娘アラザイス	土地				
LXXXIX	1120-1140	Amaldis de Alentum					
XC	1144	助祭長の甥エイモン・ド・サン・スーラン					助祭長は直前に死亡
XCII	1162-1173	ヴァタル・ガルー	ブドウ畑	子息の参事会入り	Raimundus de Farが封土として保有		1ドウニエの相続上納金
XCIII		同祭司スルム・ド・スマ	サン・ローラン・デスキュールにあるブドウ畑		封土として保有?		相続上納金
XCIV	1100-1150	フラン・ド・ロングナと妻アラリス	土地所有者の権利				2箇所ある土地の保有者
XCV	1100-1150	参事会員エイケム・ティヤック	2リーヴルの地代				
XCVII	1176	アルノー・ド・ブランクワールと兄弟のアモ・ヴァン	3名の土地保有者に対する権利				
XCVIII		老ピエール・アルラン	ハステイニヤンにある土地と保業者の権利				Cの寄進者の父親
XCIX	1160-1185	ピエール・アルランの妻アデア	ソカの土地保有者に対する権利				
C	1160-1185	若ピエール・アルラン	ソカの土地保有者に対する権利				
CI	1160-1185	Meteudis タルダス女副伯	ハステイニヤンからの2スーの地代				
CII		ガイヤー・ド・ポルドー	manselに関する権利				
CIV		ピエール・ド・サン・ローラン・デストウイユ	ポルドーにある屋敷と付随する権利	子息に残す部分は除外			正統な後継者不在の場合は、参事会が引き取る。
CV	1160-1185	CIVと同一人物	屋敷とブドウ畑に由来する地代				
CVI	1168	ガルザンド・ド・ポンテ	地代を徴収しているブドウ畑		一族が同教会から保有		2スーの相続上納金
CLX	1182-1209	参事会員エズ	屋敷、ブドウ畑から上がる3スーの地代				
CLXIV		ギョーム・アルナル・ド・ピュイ・ポーラン	Campeum Rotundumのブドウ畑	寄進者と子息の参事会入り			
CXV		CXIVの弟ピエール	ブドウ畑				
CXVI		ピュイ・ポーランの兄弟					
CXVII		レモン	サン・ジャン・オノン小教区のブドウ畑	寄進者の参事会入り			
CXVIII		ボゾン・ド・エイシーヌ	土地				
CLVII		参事会員ガルシニ・アルナル	屋敷、ブドウ畑等				
CXX		ピエール・ド・ポルドー	沼沢地における権利				
CXXI		マシユ	自領地から上がる地代				
CXXII	1144-1182	アルノー・ド・リヴラックと母ガルザンド	自領地の不動産と人々への権利	寄進者の参事会入り			
CXXIII		CXXの母ジラルド	セノン小教区から上がる地代	いくらかの用益権は除外			
CXXIV		参事会ゴスムの妻ピュサック家	財産				
CXXVI		アルノー・ランペール	2.5スーの地代				
CXXVII		ミシエル・デュ・ピュイと兄弟エイケム	6スーの地代				
CXXVIII		ギョーム・アルナル・デュ・ラプゼ	2.4スーの地代				
CXXIX		オースタン・ド・ポン・ロン	ブドウ畑からの6ドウニエの地代				
CXXX		レイモン・ド・カリニヤン	参事会から保有の土地				
CXXXI	1173-1182	大司教ギョーム					その土地は妻のボンヌに譲渡する。 ガイヤンの教会への寄進を参事会が受け付ける。
LXV		参事会員ゴスルム	サン・スーラン教会近辺の土地	寄進者の甥の甥の所有地は除外			
CXXXV	1180	アマニュー・デュ・ギューアの妻アラリス	アンバレスにあるmanse				
CXL		コントル	サン・メタール・アン・ジャールの小教区にある土地				20ドウニエの地代と1スーの相続上納金の条件

CXLIII	ピエール・アレクサンドル	屋敷	自身の参事会入りの 際の全体の半分	参事会が封土として受ける。条件が整うまで は、ガイヤール・コロン家からの保有を認める。
LXVI	参事会員フォルトン・アルナル	カロナンにあるブドウ畑	参進者と甥の所有地は除外	
CXLVI	騎士ギターレ・ド・ヴェイ	テュディユの水車	自身の参事会入り	
CXLVII	ソレ・デ・ポー	ラガにある漁場などの財産	参進者の使用分は除外	参進した水車を最初の水車保有者の息子に与える。
CXLIX	聖職者レモン・ベルナル・ダルザック		子息の参事会入り	参進地の半分を封土として参事会が受け取る。
CLIV	カリニヤンのロベールとゴスルム	カリニヤンのmanseとルドルのブドウ畑		
CLV	ロタボーのゴスルムとアルノー	12ドゥニエの地代		
CLVI	参事会員ベルナル・ド・ピュエス	ケイリとモコールの2つの漁場		
CCXC1	参事会員ベルナル・ド・モンズ	バルザックの2名の臣下の権利		
CCXXXIII	参事会員ミロン	クレスピアックの水車		
CLX	アマニュー・ド・ヴェイリーヌ	ピエール・アルランの封 土からの5スーの地代	封土の一部として保有	2ドゥニエの地代と2スーの相続上納金の条件
CLXI	アマニュー・ド・ヴェイリーヌ	沼沢地にある土地	Vitalis Germana, Forto Davilに与 えた封土が含まれる。	参進地は大司教エリ・ド・マルモルに送られる。
CLXII	アマニューの妻マルキーズ	リストラックで獲得された5スーの地代		参進者の死後は封土を持って2名に返還される。
CLXIII	助祭長リュファ	12スーの地代		
CLXIV	アルノー・レモン・タルタス	地代		
CLXV	リックサンド・ボスコと子息のゴスム	イヴラックにある諸権利		助祭長が自由地として所有
CLXVII	コントル・テュ・ブランティエの娘ガサンド	カムイラックの2ドゥニエの地代		P. Vitalisに返還される。
CLXVIII	エイケム・デュ・トロロー	Balliniagの2ドゥニエの地代		
CLXIX	ギヨーム・エイケム・ダステアニヤン			参事会へのオマージュ・リージュの要請
CLXXI	エイケム・ギエム・ド・サン・メダール	2スー6ドゥニエのmanse及び地代		
CLXXXIII	大助祭アルノー・ベルナル	ルッセルとルドルにおける諸権利		
CCII	大司教エリ・ド・マルモル	サン・ピエール小教区の 屋敷に由来する5スーの 荒地		モントウサン教会に対して行われる。
CCXXVIII	アルノー・マッソン			
CCXXXI	ギヨーム・ド・ピュエサック	荒地		
CCXXXV	エムリ・ド・ピュエサック	3つの小教区に関する権利		don
CCXXXVII	ギヨーム・ド・ピュエサック	クレッセンの2名の権利		don
CCXXXIII	ギヨーム・ド・ピュエサック	サロナスにおける全ての権利		
CCXLI	ギヨーム・ド・ピュエサックの妻マリ	カレスにおける全ての権利		
CCXLII	ピエール・ド・マルゴ	3名の子息に対する権利		
CCXLVI-VII	アサイイード・ド・ピュエサック	アルノー・ド・ゲロー.. デュ・アイヤンからの20 スーの地代と1ドゥニエ の相続上納金		ピュエサックとデュ・アイヤンの間にはオマージュ・リージュの契約がなされていた。
CCCLXXXVI	アサイイード・ド・ピュエサック	100スーの地代		
CXLV	参事会員ミロン・ド・ティラン と姉妹のエスパーニユ			
CCXXXIII	大司教ピエール・ロンスヴォー		Wilhelmus de Bedeillonより封土として保有	1ドゥニエの相続上納金と18ドゥニエの地代の条件。
CCXXXIV	レモン・ベルナル・ド・ブラ ンクフォールの妻ペルグ	荒地		パランピュールの小教区教会に対して行われる。 バルドナック施療院への寄進

史料番号	頁数	記録の形態	当事者	年代	記録内容	契約過程
I pp.1-3	大修道院の建設・寄進	アキテーヌ伯ギヨーム5世	1027?	サント・レール・デュ・タイヤンの教会とスーラクの礼拝堂を寄進する		
II pp.3-4	寄進	アキテーヌ伯ギヨーム5世	1027	サント・ローランの礼拝堂、サント・マリ・ド・マコーの礼拝堂を寄進する		
III pp.4-6	寄進の確認	アキテーヌ公ギヨーム9世	1086/3/27	寄進者の父ギヨーム8世による寄進の確認する		
IV pp.6-7	寄進の確認	イングランド王太子リチャード	1174	前任者のベンリ2世によってなされた寄進を確認する		
V pp.9-11	寄進の確認	イングランド王母アリエノール	1199/7/4	子島のリチャードによってなされた寄進を確認する		
IX pp.11-12	和解条項	ボードウアン・ド・サン・ジュジャン	1210-1213	自由地の寄進についての協議		
X pp.12-14	和解条項	ボードウアン・ド・サン・ジュジャン	1217			
XI pp.15-16	同意	バザス司教	1174	サント・レミ礼拝堂の管轄について		
XII pp.16-17	XIの同意の確認	バザス司教ガイヤール	1186-1210			
XIII pp.17-20	権利の分割	ポルドー大司教ベルトラン・ド・モンテ	1166	スーラク教会に関わる事案		
XIV pp.20-21	寄進	ポルドー大司教ジェラルド・ブライユ	1130?	ヴァンサック教会を寄進する		
XV pp.21-23	和解条項	コントル・ド・ラトゥール	1182/4/10	ラ・グレイヴの水車の権利について		
XVI pp.23-25	売却	ベルトラン・デュ・モン・P・ド・ラフエール	1229/2/10	ピエール・ド・ガヴァレからジェラルド・モンブランに下賜されていた封土から上る34リヴールの十分の一の徴収権を大修道院長ボン・ス・ド・ブランクフォールへと売却する		
XVII p.25	寄進の確認	イングランド王太子リチャード	1184?	フルク・ド・マスタックを通じて、アキテーヌ公ギヨームの寄進を確認する		
XVIII pp.25-26	寄進	フランス王ルイ7世	1147	大修道院長の出身地のリニヤンの教会関係者を保護するために森林と土地を寄進する		
XIX pp.26-30	権利の承認	ローマ教皇アレクサンデル3世	1163/2	サント・クルワ大修道院の権利と所有物を承認する		
XX pp.30-33	権利の承認	ローマ教皇クレステイヌス3世	1183/4/16	サント・クルワ大修道院の権利と所有物を承認する		
XXI pp.33	権利の譲渡	ローマ教皇クレステイヌス3世	1191/1/11	ラ・マルク教会の聖務執行権を与える		
XXII pp.34-36	教会人事	サント・クルワ大修道院長ボン・アマ	1079/10/12	スーラク教会の問題について、大修道院長職をアルノー・トランカールに譲渡する		
XXIII pp.36-41	権利の承認	ローマ教皇特使アンリ	1182-83/2/28	大修道院のスーラク教会の所有を確認する		
XXIV p.42	権利の承認	ローマ教皇特使アンリ	1183/3/23	スーラク教会の所有を再度確認する		
XXV pp.43-44	教会裁判における判決	ローマ教皇カリクストゥス2世	1123/3/30	サン・マケール修道院の修道士への権利をサント・クルワに認める		
XXVI pp.44-46	所有物の確認	ポルドー大司教アマ	1099	サント・クルワ大修道院とサン・タンクレッド大司教との間で争われていたサン・シメオン・ポルドール教会の所有権は前者の所有物として確認される		
XXVII pp.46-47	和解条項	ポルドー大司教ギヨーム2世	1225/9/21	サント・クルワ大修道院とサン・ミシエル礼拝堂長とで争われていたサン・ミシエル教会の収入問題について、前者が収入を管理し、後者はその収入から上る食糧を有する。しかし大修道院長は当事者にフォアルティエーグの家屋とその付随物を封土として借地契約を行う		
XXVIII pp.47-49	封土の借地契約	カンパリアン施療院	1217/3	サント・クルワ大修道院長が、土地の権利の半分を所有し、残りマコーの土地保有者にリユドンの湿地帯における土地の権利を一当事者がGratte-Capliに所有しているブドウ畑を寄進する	アガサック領主からの封土。	
XXIX pp.49-51	和解条項	ポルドー大司教エリド・マルモル	1193	サント・クルワ大修道院長が、土地の権利の半分を所有し、残りマコーの土地保有者にリユドンの湿地帯における土地の権利を一当事者がGratte-Capliに所有しているブドウ畑を寄進する		
XXX pp.52-53	寄進	サン・スーラン大助祭	1222-23/4/2	マコーの土地保有者にリユドンの湿地帯における土地の権利を一当事者がGratte-Capliに所有しているブドウ畑を寄進する		
XXXI pp.53-54	権利の譲渡	ガイヤール・デュ・トゥルヌ	1213	定条件下で譲渡する		
XXXII pp.54-56	教会裁判における判決	ローマ教皇アレクサンデル3世	1174?	サント・クルワ大修道院の十分の一税について		
XXXIII pp.56-58	教会裁判における判決	ローマ教皇インノケンティウス3世	1183	サント・クルワ大修道院の十分の一税について		
XXXIV pp.58-59	寄進の確認	アキテーヌ公リチャード1世	1182	ピエール・ロングにある水路の寄進について確認する		
XXXV pp.59-61	売却	アルノー・エルロー	1187?	大修道院長にロドール・デ・サルグにある所有物を売却する		
XXXVI pp.61-62	教会裁判における判決	ポルドー大司教ギヨーム	1180?	大修道院長とサン・タンクレッド聖堂参事会との間で、小教区の権利は大修道院長が4年延長して所有するが、7スーの租税についてはサン・タンクレッドが享受する		
XXXVII pp.62-63	寄進	ピエール・ド・リニヤン	1111	ラ・モットと呼ばれる場所の土地をサン・マルタン・ド・サディラック教会へと寄進する。ポルドー大司教アルノーが保証する		
XXXVIII pp.63-65	和解条項	ガイヤール・ド・ラロジシュ	1124	ガイヤール・ド・ラロジシュが封土として保有しているところの十分の一税の半分を、サント・クルワの修道士が持ち、ガイヤールの死後は残りの分も継承する		

XXXIX pp.65-66	協議		ボルドー大司教ジョフロワ	1136	大司教と大修道院長との間の委任権の分割の問題について、大司教がローマから帰還後に協議する
XL pp.66-67	XXXIXの内容の確認		ボルドー大司教ギヨーム	1182	大修道院と大司教との間で、XXXIXの協議において決定したことを確認する
XLI p.68	免責規定		ボルドー大司教ギヨーム	1173-80	
XLII pp.68-69	権利の譲渡		ボルドー大司教ギヨーム	1187?	サン・モリス・ピアック教会の礼拝堂長の任免権をサント・クルワ大修道院に与える
XLIII pp.69-70	権利の承認		ボルドー大司教ギヨーム	1175	ローマ教皇アレクサンデル3世が大修道院長に与えた任免権を再度確認する
XLIV pp.70-71	和解決項		サン・ミシェル礼拝堂長	1182/4/3	当事者の教会収入についての通知は許される
XLV p.72	権利の承認		ボルドー大司教ギヨーム	1183?	サント・クルワに属する礼拝堂長の任免権について、当事者がサント・クルワ大修道院長に承認する
XLVI pp.72-74	和解決項		ボルドー大司教ギヨーム	1173-78	大修道院とサン・クルワの間の関係に関する判決について、当事者が裁判官に提出した
XLVII pp.74-75	教会裁判における判決		ボルドー大司教ジョエロ・ド・ブライユ	1122-31	サン・ニコラ教会の責任者が不出廷のため、サント・クルワ大修道院長に譲渡する
XLVIII pp.75-76	判決の確認		サン・スヴェール修道院	1104/11/7	サン・ヌーラック教会の所有は、当事者ではなく、サント・クルワ大修道院長と修道士に認められる。この決定はローマ教皇バズカリス2世によって、下されている判決を追認するものである
XLIX p.76	権利の承認		ローマ教皇アレクサンデル3世	1188-89/11/18	サン・ヌーラック教会のサント・クルワ大修道院の所有を承認する
LIV p.81	権利の承認		ローマ教皇アレクサンデル3世	1179/5/23?	サント・クルワに属するいくつかの小教区の洗礼などの権利を当事者は同大修道院に承認する
LV pp.81-83	決定事項		ローマ教皇クレステイヌス3世	1182/4/27	ボルドー大司教によって、明確な理由が認められない限り、礼拝堂長の任命期間を40日とする
LVI p.83	決定事項		ローマ教皇クレステイヌス3世	1183/4/17	ボルドー市壁の外にあるサン・マケール、サン・ミシェル両教会の任命権は、サント・クルワ大修道院には認められない
LVII p.84	決定事項		ローマ教皇クレステイヌス3世	1186/9/12	当事者は同大修道院への入会を制限する
LVIII pp.84-86	権利の承認		ローマ教皇クレステイヌス3世	1182-83/1/12	当事者はサント・クルワ大修道院長にガロンヌ川沿いに水車の建設する権利を承認する
LIX p.86	権利の承認		ローマ教皇ルキウス3世	1184-85/5/7	諸権利について、当事者は承認する
LX p.87	教会裁判における判決		ローマ教皇ルキウス3世	1182-83/3/28	サン・ミシェル礼拝堂長に不利で、サント・クルワ大修道院長に有利な判決を、当事者は確認する
LXI pp.87-88	和解の承認		ローマ教皇ウルバヌス3世	1183/3/11?	ボルドー大司教とサント・クルワ大修道院長の和解を当事者は確認する
LXII pp.88-90	和解条項		ボードゥアン・ド・サン・チュジャン	1187/6/10	ペイルロングの水車の問題で、当事者がサント・クルワ大修道院に対して犯した過失を認める
LXIII pp.90-91	和解条項		ギヨーム・エリ・ド・リール	1187-95	当事者が8年に亘って主張してきたペイルロングの水車の権利について、一切放棄する
LXIV pp.91-92	和解条項		ベノージュ領主ピエール・ガハル	1250?	当事者は、リニヤンの十分の一税の権利についてサント・クルワ大修道院へと放棄する
LXV pp.92-93	和解条項		ピエール・ガハルとサン・マケールのコミュニティ	1250?	ピエール・ガハルとサント・クルワ大修道院との間の裁判権の境界の策定について
LXVI pp.93-94	和解条項		ミヌール修道院の守備隊	1228/10	サント・クルワ大修道院長と当事者間でのサン・ミシェル小教区の防衛問題について
LXVIII pp.95-96	宣告		ギヨーム・コロン(アルマン教会の礼拝堂長)	1223	当事者は、封土等の世俗の権利を放棄する
LXIX pp.96-97	協議事項		ベルナルール・ジュルダン・ダクラ	1232	ポルドー市民である当事者とサント・クルワ大修道院長のポンス・ブランクフオーレルは、カンブ及びリールのブドウ畑から上がる十分の一税についての協議を行った
LXX pp.98-99	和解条項		アガサック領主ギヨーム・レモン	1190?	当事者とサント・クルワ大修道院長との間で争われていたマコー市街の領有問題で、当事者は100スーの賠償金を引き換えて、マコーの諸権利を放棄する。当事者の祖父アルノー・ブランクフオーレルは、その条項に不服を示し、大修道院を差し控えたため、破門とする
LXXI p.100	教会裁判における判決		サディラック礼拝堂長G. ボガス	1229	当事者は、マディラックの小麦畑の権利については、礼拝堂長と他の「教会」関係者7分割するべし

大修道院がベルナルール・デスコツサンとその妻アサリッドから2スーの地代を担保に、買い取っていた

当事者は、ジェニサック領主の当人一族から不可分の封としてリニヤンの十分の一税を与えられたと主張した

アルノー・ド・ブランクフオーレルはポワティエ伯のギヨーム・ル・ボンからの封土として、マコー市街の領有を主張した

LXXII p.101	王令	イングラント王子リチャード1世	1189-99/9/7	サン・マケールの住民に城館建設のため、それぞれ50リーヴルを 検出するよう、当事者が命じる					
LXXIII pp.101-102	寄進	ガイヤー・デュ・トゥルヌ		ピエール・コロンから買取っていた30スーをサント・クルワ大修 道院とトゥルヌの教会へと寄進する					トゥルヌ教会に与える10スーはピエール・ド・ ブリヴェエからの封土から上がった収入である
LXXIV pp.102-103	寄進	ポルドー大司教ギヨーム2世	1225/10/9	マコーの封地とブドウ畑を寄進する					
LXXV p.103	寄進	フォール・エイケラン	1122-31	サン・マルタン・ド・リュズ小教区のベトラールにある土地を寄進する					
LXXVI pp.103-105	判決	ポルドー大司教エティエンヌ	1187-95	ポルドー大司教の命を受けた当事者は、サント・クルワ大修道院 長とアマニュー・ド・ブーリヤックのトレセス小教区の土地の所有を 巡る両者の対立を仲裁した					当事者の寄進地は、アルノー・ド・ブランク フォールからの封土であり、アルノーはこの 寄進に異議を申し立てた
LXXVII pp.105-106	合意事項	ギヨーム・ド・ピュサック	1242	ピュサグエの水車の問題にて破門の判決を受けた当事者は、カ ントウナの開墾地をサント・クルワ大修道院へと寄進した					ロペール・ド・サディラックに与えられていた 土地であったため、ブドウ畑から上がる収入 の3分の1を寄進者に渡すべし
LXXVIII pp.106-107	寄進	サン・スーラン大助祭	1222	サント・クルワ大修道院にグラトゥカにあるブドウ畑を寄進する					
LXXIX pp.107-108	諸権利の承認	ローマ教皇ウルバヌス2世	1089/4/27	当事者により、アキテーヌ公ギヨームによって寄進された権利や 所有物について確認し、承認する					
LXXX p.109	寄進	ポルドー・パリグー女伯アマ	1043	当事者は魂の安寧のため、スーラク修道院を建設し、寄進を行う バラの近くにある農地の十分の一税を寄進する					ピエール・ド・ポルドーからの領地であったが、当 事者の寄進を受けて、権利を放棄する
LXXXI p.110	寄進	アルノー・ド・モルダン	1232/1	当事者は子島の修道院入りを条件に、トレセスにある資産をサン ト・クルワ大修道院へと寄進する					
LXXXII p.111	寄進	メナール・ド・サン・スーラン	1188	当事者は子島の修道院入りを条件に、トレセスにある資産をサン ト・クルワ大修道院へと寄進する					
LXXXIII pp.111-113	権利の再取得	ジェラール・ド・マラガン	1132-38	サント・クルワ大修道院長アルノー・ヴェイリースの死後、当事 者の父親が持っていたリニヤンの十分の一税の権利について、 大修道院へ返却する					ゴスラン・ド・ジェニサックが、リニヤンの十分 の一税として800スー(後500スー相当の馬) として寄進していたもの
LXXXIV pp.114-115	寄進	フォール・ゴスラン	1099	カルカン、ラカヌー、サン・テレーヌの各教会をサント・クルワ大修 道院へと寄進する					
LXXXV pp.115-117	権利の承認	ポルドー大司教ベネディクトゥス9世	1035?	当事者がサント・クルワ大修道院に与えた聖俗のいかなる裁判権 からの除外を承認する					
LXXXVI pp.117-118	寄進	エリ・ガルモン	1168?	当事者の遺言により、ル・ピアン小教区の土地を寄進する					
LXXXVII pp.118-119	寄進	ロラン・ド・ラタピイ		サント・クルワ修道士の求めに応じて、ポレーク小教区にある家 (厩舎を)、土地・ブドウ畑を寄進する					
LXXXVIII pp.119-121	寄進	アマニュー・ド・ローザン	1165	当事者が大修道院長の關係一族を殺害した償いとして、サディ ラック小教区にあるパンパンの土地を寄進する					
LXXXIX p.122	寄進	マルトほか親族	1167?	セスタスにある土地を寄進する					封土を授けていたギヨーム・ベルナル・ド・ルノ がこの寄進に異議を唱えた。封土の収入6リー ヴルを受け取ることで、権利を放棄する 元々はリュファ・ド・ルノからの封で、封臣の 院からの保有形態に切り替わる
XC p.123	寄進	トランカール・デュ・ロッシエ	1167?	フォール、ルピアック、セスタスから上がる十分の一税を寄進する					元々はリュファ・ド・ルノからの封で、封臣の 院からの保有形態に切り替わる
XCI pp.123-124	売却	エスパニーユ		サント・クルワ大修道院の同意を得て、セスタスに位置する封土を オスタン・ド・セスタスに売却する					エスパニーユと未ジャールは後にオスタンと 大修道院からの権利を妨害した ソヴテの建設の権利を与え、ポワティエ伯に より承認される
XCII pp.124-125	寄進	ギヨーム・ジロー・ダルザック	1122-31	コルンの荒れ地における土地と森林を寄進する					
XCIII p.125	所有物の確認	ポルドー伯ギヨーム・ル・ボン	1122-31	マコーの教会と市街を十分の一税とともに寄進する					
XCIV p.126	寄進	アルノー・デスパニーユ	1122-31	聖職に就く際に、ラバの場所にあるボヌーという名の農奴の 権利を寄進する					
XCV p.126	寄進	レイモン・ド・メリニヤック	1122-31	聖職に就く際に、ラバの場所にあるボヌーという名の農奴の 権利を寄進する					
XCVI p.127	和解条項	ベルナル・ド・サン・カブレ	1122-31	当事者はベルナル・ド・ランザックによるサン・カブレにある土地 とブドウ畑の寄進に異議を唱えていた。その半分を当事者に与え る代わりに、その死後は大修道院が引き取る					

CXCVII	pp.127-128	寄進	サント大助祭アモーン	1130?	サン・ニコラド・ブランクフオール教会を寄進
CXCVIII	p.128	寄進	ゴンボーン・ド・ブランクフオール		父親から世襲財産の一部をサント・クルワ修道院へと寄進する
CXCIX	p.129	税に関する契約	アルノー・ボタンの息子ベルナルド・ロタウ		サント・クルワ大修道院に与えていた家屋についての租税を支払う
C	p.129	領地収入	司祭セガン		オドンによって寄進された土地についての租税を当事者に支払う。オドンの死後はセガンが封土の権利を享受できる
CI	pp.129-130	再取得契約	レイモン・ド・サン・ヌーラン		兄弟のアルノーから受け取り、聖職に就く前にギョーム・ウサンから所有しているブドウ畑をサント・クルワ修道院に再譲与する
CII	p.130	土地購入	サント・クルワ大修道院長ギョーム・コンボ		当事者はサン・サチュール・サン・ド・ボレーク小教区にある40ポンド一貫リール相当の土地を寄進する
CIII	pp.130-132	寄進	レイモン・オストール	1137-51	サン・ジャン・モントリオール教会を十分の一税の半分等とともに寄進する
CIV	p.132	寄進	ギョーム・エリ(リール領主)	1137-51	バラの十分の一税を含む水車と建設用地を寄進する
CV	p.133	寄進	ギョーム・エリ(リール領主)	1138	ランから上る十分の一税を寄進する
CVI	pp.133-134	権利の譲渡	ギョーム・ベルナルド・ドルノン	1137-51	フオール・エスペロン土地に関する全ての権利をサント・クルワ大修道院へと放棄する
CVII	p.134	売却	ゴンボーン・ド・ブランクフオール	1137-51	ブランクフオールの水車から上る200ポンド一貫スーの権利について、サント・クルワ大修道院に売却する
CVIII	pp.134-135	寄進	レイモン・オストール	1091-1111	糞や息子運とどらに、サン・ジャン・ド・モントリオール教会を寄進する
CIX	pp.135-136	寄進	ピエール・オストール	1122-31	パンやワインに関する原料地からの地代を寄進する
CX	p.136	寄進	ギョーム・エリ		フオール・サンジュと呼ばれる農奴の権利を寄進する
CXI	p.137	寄進	ロベール・トランカール・ド・ブランクフオール		聖職に就く際に、ベダランの漁場の権利の半分を寄進する
CXII	p.137	寄進	ロベール・トランカール・ド・ブールリユ	1132-38	レイモン・キンサンが彼から保有している土地を寄進する。レイモンはその土地に関する全ての権利を放棄する
CXIII	p.138	寄進	ピエール・エスペロン	1091-1111	セスタスにおいて自由地として所有しているブドウ畑を寄進する
CXIV	p.138	譲渡	サント・クルワ大修道院長アンドレ	1122-31	ピエール・エスペロンの死後、当事者が寄進地を所有する
CXV	pp.138-139	寄進	ガイヤール・デスキュール	1132-38	
CXVI	p.139	譲渡	ゴンボーン・ド・ブランクフオール	1132-38	
CXVII	p.139	寄進	ボゾン・ド・モンブラン		聖職に就く際にモンブランの十分の一税の4分の1を寄進する
CXVIII	p.140	寄進	エイケラン・ド・パレイラの母		サン・マルタン・ド・ボンベニヤックの土地の6ドゥニエを寄進する
CXIX	p.140	寄進	ギョーム・ガルマン・ド・ボンベニヤック		ポンベニヤックの土地を寄進する
CXX	p.140	寄進	ギョーム・フェュール・ドルノン		農奴のアルノー・ド・カンとその子息の権利を全ての所有物と同様に寄進する
CXXI	pp.141-142	寄進	エリ・エティエンヌ・デジーヌ		聖職に就く際に、カルブランにあるブドウ畑を含むエイジーヌ小教区にある土地と租税を寄進する
CXXII	p.142	購入(譲渡)	サント・クルワ大修道院長アルノー・コンボ	1152	ベルナルド・ド・ヌーサンと妻アサリッドから当事者が、200スーポルド一貫スーにてペイルロングの水路を買い取った
CXXIII	pp.142-143	和解条項	アマニュー・ド・ロジェ	1153-70	ガルトリュードの遺地帯林について、三週間の間、サント・クルワの修道士と権利を分割するべし
CXXIV	pp.143-145	和解条項	同祭アルノー	1153-70	コーゾルの土地についての封土かどうかの議論について
CXXV	p.146	寄進	ロベール・ド・サディラック		サディラックに位置する土地とブドウ畑を寄進する
CXXVI	p.146	再取得契約	大助祭コンボ		大助祭死亡後、ブドウ畑をサント・クルワ大修道院が取得する
CXXVII	p.146	返還	サン・タンドレ聖堂参事会員ミロン	1149	当事者の死後、ギョーム・トレハバルの土地の権利はサント・クルワ大修道院へと移動する
CXXVIII	pp.147-148	寄進	ボードウアン・ド・サンチュジャン	1149	サン・ミリエル教会建設のために寄進する
CXXIX	p.148	寄進	エティエンヌ・ド・ラトゥール	1190?	水車を建設するためのペイルロングの水路と土地を寄進する
CXXX	pp.148-149	寄進	ボゾン・ド・モンブラン	1166?	ペイルロングの水車を寄進する
CXXXI	pp.149-150	寄進	レモン・アルノー、ロスタン・テソラー	1166?	子息とともに、オーピアクの漁場を寄進する
CXXXII	pp.150-151	寄進	ボードウアン・ド・サンチュジャン	1166?	聖職に就いた際に、エストラボンの水車を寄進する
CXXXIII	pp.151-152	権利の譲渡	ボードウアン・ド・サンチュジャン	1155-70	聖職に就いた際に、当事者はベルナルド・アマニューとともにエストラボンの水路に関する新たな宣言を防ぐため、その付近のペイルロングの水路に関わる新たな宣言を防ぐため、その付近の土地の年間人頭税を、当事者とサント・クルワ修道士のヴァイタル・フランとの間で折半する
CXXXIV	p.152	不服申し立て者との協議	ピエール・ド・ベージェル	1187/11/11	

CXXXV p.153	寄進の確認	ボードウアン・ド・サン・チュジャン	1188?	当事者の寄進は大修道院によって承認される	
CXXXVI pp.153-154	権利の譲渡	R. アルノー	1188?	子息達の同意を得て、2000ポルド一貨スーを受け取る見返りに、ラ・グレーヴの水車とペイルロンクの水路を寄進する	
CXXXVII pp.154-155	権利の譲渡	ユナンス・ド・ボン	1185/7/22	当事者の息子の確認により、サント・クルワ大修道院に反して、不当に保持していたリールの十分の一税を譲渡する	
CXXXVIII p.155	過失の認知	エイクラン・ギョーム・ド・ブランクワオール	1182/10/28	サント・マリ・ド・マコーのソヴテにおける過失を当事者が認める	
CXXXIX p.156	寄進・封建契約	レモン・ヴィヴァンとギョーム	1188	当事者がボエの自由地とブドウ畑を寄進する。ベルセックの資産については、大修道院からの封土として保有する。相続上納金の支払いの義務は生じる	2ドゥニエの相続上納金と4スーの租税を追加で支払う
CXLI pp.156-157	過失の認知	アルノー・ド・ブランクワオール	1182/9/15	当事者はサント・マリ・ド・マコーのソヴテにおける過失を認めた	
CXLII pp.159-160	売却	ラ・ランド家	1282-83/1/3	ランド家の4名の関係者がピエール・ド・ラハトウに租税、地代、相続上納金の権利を売却する	
CXLIII p.160	売却	ピエール・ド・ラハトウ・カマルサク	1246/7/16	リニヤンの小教区における租税の権利を売却する	
CXLIV pp.160-161	交換取引	アルノー・ド・ラ・マラーニュ	1247/11/3	当事者はピエール・ド・サンズにリニヤンの土地において交換を行った	セスゴン・ド・ラ・マラーニュは8レージュの自由地をピエール・サンズに与える
CXLV p.161	交換取引	アニエス・ド・レストランジュ	1246/10/17	当事者は10レージュの土地をピエール・サンズに与える	
CXLVI pp.161-162	売却	セスゴン・ド・ラ・マラーニュ	1243-44/1/27	リニヤンにある領有物をサント・クルワの礼拝堂長に売却する	
CXLVII p.162	売却	ラモン・ド・リュエサク	1243/7/7	ピエール・ド・サンズにリニヤンの土地を売却する	
CXLVIII p.162	売却	ラモン・ド・リュエサク	1243-44/1/27	自由地の中で、土地の半分をピエール・サンズに売却する	
CXXLIX p.163	売却	コントル・ド・スリゲール	1264/8/21	夫のピエール・ド・ベノージュの許可を得て、リニヤン小教区の土地の一部を、ピエール・サンズに売却する	
CL p.163	売却	アルノー・リニョー	1288-89/2/27	ゴンポー・サントーの墓ジョー・ド・アニス姉妹にリニヤン小教区の土地とブドウ畑を売却する	
CLI p.163	売却	不特定多数の婦人	1288-89/2/27	ピエール・サンズに100ポルド一貨スー相当の自由地の中で、32歩分の土地とブドウ畑を売却する	
CLII p.164	交換取引	P・ド・テラム・ド・セナック	1289/5/10	リニヤンの土地とブドウ畑をピエール・サンズから譲渡される代わりに、ピエール・サンズは3スー3ドゥニエを受け取る	
CLIII pp.164-165	売却	W・ド・ピュッシュ	1271/2/6	領主からの封土としてのリニヤンの土地をピエール・サンズへと売却する	2スーの相続上納金、2ドゥニエの年間租税の支払いが条件
CLIV p.165	売却	アライス・ド・レサク	1264/8/23	夫の許可を得て、ピエール・サンズにガリーグに位置する土地の半分を売却する	
CLV p.165	売却	ロベール・ド・レサク	1255/10/19	100ポルド一貨スー相当のリニヤン小教区の自由地の中の10区画のブドウ畑をピエール・サンズに売却する	
CLVI p.166	寄進	サント・クルワ大修道院とピエール・サンズ	1270/12/2	リニヤン小教区の土地と建物を寄進する	
CLVII p.166	寄進	エイクム・ド・ラバ	1271-72/1/5	リニヤンの土地の一区画を寄進する	
CLVIII p.167	売却	アルノー・ド・レサク	1271-72/1/3	朝族の面前にて、リニヤンの土地の自由地のうち7畝の土地を売却する	
CLIX p.167	売却	W. カリュ	1271-72/1/3	ラ・マラーニュにある土地をピエール・サンズに売却する	
CLX p.167	売却	リニヤンの住民	1271-72/1/2	リニヤン小教区の一区画の土地を売却する	
CLXI p.168	約束事項	メナンス・ド・ラバ	1271-72/1/2	サント・クルワ管理官アルノー・ド・ラ・カミナードによる土地の売却の諸権利についての約束	
CLXII p.169	売却	ラモン・ド・ラヴナール	1271-72/1/24	サント・クルワ修道士のガルネル・ロケイスに自由地のうち6畝の土地、100ポルド一貨スー相当を売却する	
CLXIII p.169	交換取引	コントル・デュ・ピュッシュ	1275/8/6	ラ・マラーニュに位置する3畝の土地をアルノー・ド・ラ・カミナードに寄進する	
CLXIV p.170	支払いの義務付け	R・ド・シンガン	1270-71/3/18	当事者はピエール・サンズに40ポルド一貨スーの支払いを認める	
CLXV p.170	交換取引	W・マス、エリ・マス・ド・リニヤン	1270-71/3/18	母ブランジュの許可を得て、自由地の一区画をピエール・サンズに与える。その代わりに8レージュの周辺の土地を与えられる	
CLXVI pp.170-171	交換取引	ラモン・エイムリック	1272/8/27	リニヤンの土地のいくらかの権利をアルノー・ド・ラ・カミナードに放棄する	
CLXVII p.171	権利の放棄	P・デュ・タスタ	1272/10/23-24	トレセス小教区のメラックに位置するブドウ畑の二区画をエリ・ド・マデイラックに売却する	
CLXVIII p.172	売却	アルノー・ラモン	1288-89/1/3		6ドゥニエの相続上納金、5スーの租税を支払う
CLXIX p.172	売却	P・ペルトラン・ド・メラック	1258/5/7	エリ・メラックにトレセス小教区の二区画のブドウ畑を売却する	計7ドゥニエの相続上納金、7スーの租税を支払う
CLXX p.173	売却	エリ・ド・マデイラック	1259/11/22	ポルド一慣習法に基づき、当事者はトレセス小教区の土地を売却する	

CLXXI	p. 174	売却	エイケム・メルル・ド・トレセス	1259-60/3/1	当事者は妻のペイロースとともに、エリ・ド・マデイラックに、17レージュのブドウ畑を売却する	2ドウニエの相続上納金と5スーの年間の租税を支払う
CLXXII	pp. 174-175	借地契約	エリ・マデイラック	1259-80/3/14	当事者はエイケム・ド・ラバーデイにメラックの土地の一区画を封土の借地契約を行う	6ドウニエの相続上納金を支払う
CLXXIII	pp. 175-178	売却	コントル・ド・ループ	1258/5/30	エリ・マデイラックにメラック、フロワラック、トレセスに父親からの相続で所有する租税・地代・土地を売却する	
CLXXIV	p. 179	寄進	ピエール・ジスカール	1269/9/4	妻コントルの同意を得て、当事者はサチアック小教区にある租税・地代・相続上納金の権利をサント・クルワ大修道院に売却する	
CLXXV	pp. 179-181	売却	ピエール・ジスカール	1264/12/11	ジャン・ディサントとギヨーム・ド・ローベスクにサント・クルワ小教区にある家屋を売却する	
CLXXVI	p. 182	借地契約	ピエール・ジスカール	1250/10/21	バレル・ド・ド・ブールに、サチアック小教区にある領有地を封土として借地契約を行う	12ドウニエの租税と2ドウニエの相続上納金を支払う
CLXXVII	p. 182	売却	メナンス	1257/5/8	夫のP・フレと兄弟のP・エイケムの許可を得て、サチアック小修道院裏にサチアックに位置する20ポルドー・ヌスー相当の自由地を売却する	
CLXXVIII	pp. 182-183	交換取引	ペルトラン・ド・ラ・ロック	1260/7/2	当事者は所有する家屋の二区画をアラシアンヌ・ド・ラ・リュエーに与える	フランディエヌは2ドウニエの相続上納金を支払う
CLXXIX	pp. 183	交換取引	ガイヤール・ド・ドリニヤン	1252/6/28	未フワイヤンの許可を得て、ペルトラン・ド・ラ・ロックにサチアックに位置する開墾地を与える	ラ・ロックは当事者に6スーの年間租税を支払う
CLXXX	pp. 184-185	売却	フォルトン・ド・ラ・フォン	1280/11/13	サチアック小教区に位置するモンキエの領有地をペルトラン・ド・ラ・ロックに売却する	2スーの租税と2ドウニエの租税を支払う
CLXXXI	p. 185	売却	コントル・ド・カンダラン	1258-59/1/13	未ドエールの許可を得て、ペルトラン・ド・ラ・ロックにサチアックに位置する自由地の中のブドウ畑を50ポルドー・ヌスーにて、売却する	
CLXXXII	p. 185	売却	R・ゴスム・ド・サチアック	1260/4/2	自由地の中の美畑の半分をペルトラン・ド・ラ・ロックに売却する	
CLXXXIII	p. 186	売却	P・フォール・ド・サチアックの妻ジロード	1260/5/28	サチアックに位置する自由地の中の一区画のブドウ畑をペルトラン・ド・ラ・ロックに売却する	
CLXXXIV	p. 186	売却	P・フォルトン・ド・ラ・フォン	1269/4/28	サチアック小教区の一区画の土地をペルトラン・ド・ラ・ロックに売却する。このうち24レージュの土地は当事者の息子に与えられる	
CLXXXV	pp. 186-187	売却	P・ド・カンダラン	1260/5/1	妻コントル・ボグスの許可を得て、サチアックの一区画の土地をペルトラン・ド・ラ・ロックに売却する	2ドウニエの相続上納金と2スーの租税をポルドーにてペルトランに支払う
CLXXXVI	p. 187	売却	アニエス・デュ・リュック	1260/4/22	従兄弟のP・マルクの許可を得て、ペルトラン・ド・ラ・ロックに11レージュの土地を売却する	
CLXXXVII	pp. 187-188	交換取引	W・ゴストー	1261/4/24	当事者は自由地の中の牧草地を与え、大修道院は当事者の一族に牧草地内の通行権を与えた	
CLXXXVIII	pp. 188	交換取引	R・ド・ラリュエー	1260/4/21	サチアックの二区画の土地の交換取引契約について	
CLXXXIX	pp. 188-189	売却	ヴァイデー・ラモン	1261/4/22	叔父で後見人のW・マルタンの許可を得て、サチアックにあるブドウ畑の一区画を売却する	ペルトランの後継者に2スーの租税と2ドウニエの相続上納金を支払う
CXC	p. 189	売却	P・キュルロンの妻ガイヤルド	1279/4/12	サント・クルワ大修道院にアンノール・ド・ラ・グレーヴに相続上納金・権利・義務を売却する	ラ・グレーヴに2スーの相続上納金を支払う
CXCI	p. 190	借地契約	サント・クルワ大修道院長B. ド・ラ・ガルデル	1288-70/1/7	エイケルム・ド・ラ・ドネ・デュ・トゥルヌとP・ド・ラ・ファルグにトゥルヌにある土地を封土として借地契約を行う	6ドウニエの相続上納金と12スーの租税を大修道院長に支払う
CXCII	pp. 190-191	和解事項	アルノー、ペルナル・ド・ラ・グレーヴ	1244/6/3	当事者はサン・ニコラ・ド・カンブ教会の権利を放棄する	
CXCIII	p. 191	売却	アライス・アルノー・ド・トゥルヌ	1285-86/3/22	夫と娘の許可を得て、トゥルヌの一区画の土地・森林を売却する	大修道院長はそのうちの20レージュの土地を2ドウニエの相続上納金と6スーの年間租税で下賜した
CXCIV	pp. 191-192	売却	コントル・ド・ラ・グラーヴ	1275/5/7	ペルナル・ド・ラ・カミナードにポーレックのブドウ畑を売却する	
CXCV	p. 192	寄進	R・ダンディナス	1288-89/1/27	当事者がサチアックの牧草地を寄進する	
CXCVI	pp. 192-193	財産の確認	レモン・ド・レサック	1270-71/1/12	1267年9月7日の命令に基づき、イングランド王、ポルドー大司教、ポルドー市長の面前にて、それまでの財産の一部を確認する	
CXCVII	p. 193	売却	フロランヌ・ド・ラ・プラーニユ	1264-65/1/6	ペガダンに位置するW・エイケムから彼女が所持する所有物をサント・クルワ大修道院へ売却する	大修道院長はP・エスタヴァーヴに2ドウニエの相続上納金と18ドウニエの年間地代で借地契約を行った
CXCVIII	pp. 193-194	売却	P・エスタヴァーヴの妻ブラランシユ	1283/11/11	サント・クルワ大修道院にアンバレス小教区の租税と相続上納金の権利を売却する	アモーバン・ド・バレスとサント・クルワ大修道院との封建契約が行われた
CXCIX	pp. 194-195	結婚契約	ブランシュ・デスキュラックとP・エスタヴァーヴ	1286/6/30		
CC	pp. 195-196	寄進の確認	ジャン・メリニヤックの妻コントル	1267/5/1	土地とブドウ畑を寄進する	

CCi p. 196	権利の確認	メリニヤック領主	1267/5/1	土地・ブドウ畑そのほかの財産についてサント・クルワ教会へのオマージュと引き換えに、封土として領有することを確認する	
CCII pp. 196-198	許可	アルノー・エオー	1250/11/15	サント・クルワ大修道院からの封土の一部があるサン・ミンエル教会にある土地への道の建設を当事者に委任する	
CCIII pp. 198-199	許可	アルノー・エオー	1250/7/15		
CCIV p. 199	借地契約	サント・クルワ大修道院長ガイヤール・ド・ラモット	1280/12/4	フカール・パボンとベルナル・ル・ガスクにラ・ブレ・ド・ラ・グラヴィエールの土地の一区画を封土として借地契約を行う	2ドゥニエの相続上納金と10スーの年間租税をサント・クルワ教会に支払う
CCV p. 200	売却	ジロー・ド・ラ・バルブ	1253-54/3/12	子息で当事者の同名のジローの許可を得て、マモットに位置する厩付き家を90ポンド一貫リヴルにピエール・ラ・モットに売却する	
CCVI pp. 200-201	借地契約	エリド・ラ・グラヴィエ	1266/6/12	当事者はアルノー・ド・ラ・タストに建設用地の半分を封土として借地契約を行う	6ドゥニエの相続上納金と7スーの年間租税をサント・クルワ教会に支払うべし
CCVII pp. 201-202	交換取引	ラ・トレヌの統領	1243/7/17		
CCVIII p. 202	寄進	ジャンヌ・ド・マルダン	1267/8/31	フロワラックに所有している土地を寄進する	
CCIX p. 202	和解事項	ボナフラス・ド・レスタージュ、エイムリ	1264-65/3/6	両者のうちどちらからが違反した場合、25ポンド一貫リヴルの罰金を支払うべし	
CCX pp. 202-203	売却	ジャン・ニノン	1266/4/20	当事者は大修道院長に10ポンド一貫スー相当の土地を売却する	
CCXI p. 203	売却	B・ド・タラモン	1237/3/28	ジャン・サンズに6スーの相続上納金の権利を売却する	
CCXII pp. 203-204	売却	ベルナル・フオール	1261-62/2/7	アルノー・ド・リニヤンのブドウ畑の一区画を売却する	
CCXIII p. 204	売却	エリド・ブラニヤック	1274-75/1/3	ル・ビアク小教区の領有物の半分をアルノー・ド・ラ・グラヴィエに売却する	当事者に大修道院長は、2ドゥニエの相続上納金と6スーの年間地代を支払う条件で下賜する
CCXIV p. 205	寄進の確認	レモン・トマ	1273/4/29	サルボラレル・ド・ピレール・ピネの一区画の土地の寄進を確認する	
CCXV p. 205	借地契約	エリド・ラ・グラヴィエ	1278/4/20	エリ・マニヤンとその相続人にサント・クルワ教会付近のブドウ畑を封土として借地契約する	大修道院長は、W・ド・コンスの名で、6ドゥニエの相続上納金と6スーの年間租税を支払うという契約を結ばせる
CCXVII pp. 207-208	借地契約	サント・クルワ大修道院長ガイヤール・ド・ラモット	1279/5/25	W・ド・リュクベレルにカンブ小教区におけるブドウ畑の一区画を封土として借地契約を行う	
CCXX pp. 210-211	借地契約	サント・クルワ大修道院長ガイヤール・ド・ラモット	1278/12/23	ギョーム・ベルテランにブドウ畑の一区画を封土として借地契約を行う	
CCXXI p. 211	借地契約	サント・クルワ大修道院長ガイヤール・ド・ラモット	1278/12/23	グラヴ・ド・ポルドーにおけるブドウ畑を封土として、ロジェに借地契約を行う	
CCXXII pp. 211-212	売却	アルノー・ド・シャトール・フオール	1240-41/1/8	当事者が大修道院長ボンスにサン・クリストリの二名の土地保有者の権利を売却する	
CCXXIII p. 212	借地契約	サント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルテール	1268-69/1/28	ベルナル・ド・トール・ジャンほか6名とその継承者にポン・デュ・ギユイに位置する土地を封土として借地契約する	
CCXXIV p. 213	借地契約	エリド・ラ・グラヴィエ	1265/7/2	ヴィドゥー・カルバンテにヴィドゥー一家屋付近の土地を封土として借地契約を行う	カルバンテはグラヴィエに4ドゥニエの相続上納金と12ドゥニエの年間租税を支払う
CCXXV p. 213	借地契約	ピエール・ド・リニヤン	1250/7/2	G・ド・モンタニヤックにル・タイヤンの土地を封土として借地契約を行う	
CCXXVI p. 214	借地契約	サント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルテール	1276/7/1	ピエール・コロロンに修道院の間とコロロン家の領地の間の土地を封土として借地契約を行う	ピエール・コロロンは12ドゥニエの相続上納金と7スーの租税を修道院管理官に支払う
CCXXVIII pp. 215-216	借地契約	エリド・ラ・グラヴィエ	1265/11/23	ランブ・デュ・メーヌとその相続人にペイラ・ド・サント・クルワに位置する土地を封土として借地契約を行う	メーヌ一族はグラヴィエに12ドゥニエの相続上納金と12スーの租税を支払う
CCXXIX p. 216	売却	P・コジ	1269/12/19	アルノー・デュ・ブワオーにプランティエ・デ・フォルジュロンに位置するブドウ畑を売却する	大修道院長はブワオーに12ドゥニエの相続上納金と収穫物の一部を収めるという条件で、再度下賜する
CCXXX p. 217	借地契約	サント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルテール	1269/11/2	アルノー・ド・ラ・リュエ・ド・タバナら3名とその後継者にタバナに位置する土地を、封土として借地契約を行った	3ドゥニエの相続上納金を契約者達が、大修道院長に支払う
CCXXXII pp. 218-219	所領の確認	ロスタン・アリュエフール	1260/9/24	パリュダートのブドウ畑について	
CCXXXIII p. 219	寄進	ガルジイ・ギエム	1233/6/3	バラダの自由地の中の土地をサント・クルワ教会に寄進する	
CCXXXIV pp. 219-220	寄進	ベルナル・ド・ラ・マヌエールの妻キレム	1248/5/4	バラダに4年の契約で与えていたブドウ畑をサント・クルワ教会に寄進する	
CCXXXV p. 220	権利の放棄	アルノー・ド・カイヨ	1276/8/9	バラに所有する土地の権利をサント・クルワ大修道院に売却する	
CCXXXVI pp. 220-221	売却	アルノー・サントンジェ	1270/12/12	ラドールにあるブドウ畑をサント・クルワ大修道院に売却する	大修道院長はランブノンに売却地を、2ドゥニエの相続上納金を支払うという条件で下賜する

CCXXXVII p.221	売却	ラモン・フュルトン	1260/12/23	四区画のブドウ畑をサント・クルワ大修道院に売却する	大修道院長はゴスベールに、2ドゥニエの相続上納金を支払うという条件で売却地を下賜する
CCXXXVIII p.221-222	売却	B・ド・ジロンド	1205-06/2/13	妻クレマンズの許可を得て、ロングポルヌにあるブドウ畑をアマニュー・ド・サント・クルワに売却する	大修道院長は購入者に2ドゥニエの相続上納金を支払う条件を課す
CCXXXIX pp.222-223	借地契約	R・ド・ソポール	1202-03/1/24	ゴスム・デ・オバーニにグララー・ヴ・ポルドーのブドウ畑を封土として借地契約を行う	
CCXLII p.224	売却	W・フュルト	1209-00/1/17	当事者がゴサン・ド・ミジュエルに二区画のブドウ畑を売却する	サント・クルワ大修道院に移動し、4ドゥニエの相続上納金と7ドゥニエの年間地代を支払う契約での所有
CCXLIII pp.225-232	寄進	ガイヤール・ロベール・ド・キュルサン	1203/5/24、 1275/6/18	エリ・シヤルパンテからの封土であったフロワラック小教区にある土地をサント・クルワ大修道院長へと寄進する	
CCXLIV p.233	売却	ラモード・ド・ベノー・ジュ	1234/7/11	夫の許可を得て、サント・クルワの聖務従事者2人にブドウ畑を売却する	
CCXLV pp.233-234	寄進	サント・クルワ大修道院長W・ド・コン	1252/5/20	サント・クルワ小修道院長ヴァンサンに全ての資産を寄進する	
CCXLVI pp.234-235	借地契約	アニエス・オスタン	1268/12/11	当事者の同意によって、サント・クルワ修道院は当事者の土地を封土として借地契約を行う	12ドゥニエの相続上納金を支払うという条件で下賜する
CCXLVII p.235	売却	アルノー・ゴンポー	1260-61/3/13	ラモン・バディエの相続人である当事者はその遺言により、ラドール	大修道院長は8ドゥニエの相続上納金を支払うという条件で購入者を募る
CCXLVIII p.236	借地契約	サント・クルワ大修道院長W・ド・コン	1264/7/12	エリ・シヤルパンテにエリがガイヤール・ド・キュルサンから持っていた封土で、1263年5月24日に大修道院寄進されたところについて、封土として借地契約を行う	
CCXLIX pp.236-237	封土の確認	エリ・シヤルパンテ	1269/6/13	ガイヤール・デュー・キュルサンからの土地授受関係の確認について	
CCLIV pp.239-240	売却	P・プロレ	1270-71/2/21	アルノー・ド・ラ・カミナードにレオニヤガンからの租税と十分の一	2スー・3ドゥニエの租税と2スーの相続上納
CCLV p.240	売却	ラモン・ド・ソルピエ	1273/12/9	ロング・ポルヌの四区画のブドウ畑を売却する	金を支払うという条件
CCLVI pp.240-241	売却	リサン・ド・マバン	1273/12/21	夫の許可を得て、ラモン・ド・カイヤックにアルクにある三区画のブドウ畑を売却する	2スーの相続上納金を支払うという条件
CCLVII pp.241-242	借地契約	サント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルデール	1276-77/3/13	パラユエードの入り口にある土地をサンシメル小教区民に封土として借地契約を行う	
CCLVIII p.242	借地契約	エリ・ド・ラ・グララー・ヴ	1264/9/30	B・ド・ジロンドにロングポルヌに位置するブドウ畑を封土として借地契約を行う	2ドゥニエの相続上納金を支払うという条件
CCLIX p.243	売却	J・ジャン・ラモン	1274-75/2/10	妻の許可を得て、P・カン・ド・サント・クルワにサント・クルワ小教区の家を売却する	4スーを大修道院への租税として支払うべし
CCLXI p.244	売却	W・ド・コルスー	1278/12/22	妻コントルの許可を得て、当事者の兄弟に20レージュのブドウ畑を売却する	ジャンヌ・アルバンに所有権が移動した家屋の購入者に8ドゥニエの相続上納金を支払うという条件が付けられる
CCLXII pp.244-245	借地契約	エリ・ド・ラ・グララー・ヴ	1264/9/30	当事者はアルノー・ド・フォール・ド・ルツェルにサント・クルワ小教区にあるブドウ畑を封土として借地契約する	大修道院長ガイヤール・ド・ラ・モットは、5ドゥニエの相続上納金と5スーの租税を支払うように当事者に命じた
CCLXIII pp.245-246	売却	ギレルム・モーラン	1276-77/3/9	当事者は娘のガイヤルドとともに、8レージュのブドウ畑を含む封土とそこからの5スー・4ドゥニエの租税権をサント・クルワ修道士アルノー・ド・ラ・カミナードに売却する	大修道院長はルツェルに12ドゥニエの相続上納金と1年の十分の一税の4分の1を収めるように命じた
CCLXIV pp.246-247	売却	ピエール・マルタン	1279-80/3/1	当事者の父の遺言執行人によって、ヴァイデー・アモール・ヴァンにグラトウカのブドウ畑の一區画を売却する	大修道院長はこのブドウ畑について、16ドゥニエの相続上納金を支払うという条件で、下賜する
CCLXV pp.247-248	寄進	レモン・トマ	1253/5/1	ボルドーの14名の礼拝堂長にサント・クルワ小教区にある家屋を寄進する	ヴァイデー・アモール・ヴァンに2ドゥニエの相続上納金を大修道院に「支払うべし
CCLXVIII p.250	売却	W de Seugas	1237/10/30	兄弟の承認を得て、ジャン・ジスカールにマコーにある領有地を12リーヴルにて売却する	

OCLXIX	p.251	売却	ラモン・カンブ	1276-77/3/11	1276-77/3/11	当業者はアダム・ド・アトンドレ・オジェにグラヴィエールに位置する土地を封土として借地契約を行う	大修道院長はその封土に2ドゥニエの相続上納金を設定した
OCLXX	p.251	借地契約	エリ・ド・ラ・グラヴァ	1265/12/7	1265/12/7	当業者はサント・クルワ関係者に対して、フレースに位置する用益地を15ポルドー・貨リーヴルで売却する	大修道院長はその封土に2ドゥニエの相続上納金を設定した
OCLXXI	p.252	売却	アルノー・ド・マコー	1253/3	1253/3	当業者はサント・クルワ関係者に対して、フレースに位置する用益地を40ポルドー・貨リーヴルで売却する	ノグスは大修道院長に2ドゥニエの相続上納金を支払うべし
OCLXXII	p.252	売却	P・フオール	1283/11/25	1283/11/25	P・ジョヴラにポトルに位置する8レーヴルのブドウ畑を4ポルドー・貨リーヴルで、狩猟場を4ポルドー・貨リーヴルで売却する	
OCLXXIII	p.253	売却	リクサン・ド・ヴェイリーヌ	1255/5/8	1255/5/8	Codonheriに所有するところからの相続について、当業者と修道院管理官は対立していたが、その和解条件について協議した	
OCLXXIV	pp.253-254	和解事項	W・ブラン父子	1256-57/2/8	1256-57/2/8	当業者はブドウ畑、開墾地、未開墾地を7ポルドー・貨リーヴルにてサント・クルワ大修道院へと売却する	大修道院長はその封土に2ドゥニエの相続上納金を設定した
OCLXXV	pp.254-255	売却	W・ブラン	1260-61/3/16	1260-61/3/16	フオール・アルノーにCodonheriにある一区画の土地を封土として借地契約を行う	大修道院長はその封土に2ドゥニエの相続上納金を設定した
OCLXXVI	p.255	借地契約	サント・クルワ大修道院長W・ド・ゴン	1261/6/12	1261/6/12	サント・クルワ大修道院長にフレースにある土地の半分を16ポルドー・貨リーヴルで売却する	
OCLXXVII	p.256	売却	R Tinhos	1254/5/6	1254/5/6	叔父の同意を得て、大修道院管理官アルノー・レヴィニヤックにフレースにある土地を15ポルドー・貨リーヴルで売却する	大修道院長はその封土に12ドゥニエの相続上納金を設定した
OCLXXVIII	p.256	売却	ジロー・ド・コンテイドの娘ガイヤルド	1254-55/3/10	1254-55/3/10	ギョーム・シカとエリ・シヤル・バンテにフレースに位置する二家屋について、封土として借地契約を行う	
OCLXXIX	pp.256-257	借地契約	サント・クルワ大修道院長ピエール・ド・リニヤン	1256-57/2/20	1256-57/2/20	叔父で後見人の同意を得て、兄弟のアマニューにブドウ畑から上がる取壊物の半分について、封として借地契約を行う	
OCLXXX	p.257	借地契約	ベルナール・ダンギエム	1247-48/1/30	1247-48/1/30	アルノー・レヴィニヤックに家屋の半分と土地を25ポルドー・貨リーヴルで売却する	
OCLXXXI	p.258	売却	W・Guergueilh	1255/4/7	1255/4/7	夫の同意を得て、フレースに位置する土地と家屋の半分を13ポルドー・貨リーヴルで売却する	
OCLXXXII	p.258	売却	コントル・ド・マキュサン	1255/4/7	1255/4/7	サント・クルワ大修道院管理官のギョーム・レヴィニヤックにフレースに位置する土地の半分を、14ポルドー・貨リーヴルで売却する	
OCLXXXIII	pp.258-259	売却	B・デソラーと姉妹のタレス	1255/4/7	1255/4/7	夫の同意を得て、フレースに位置する2.5カ所の用益地について、16ポルドー・貨リーヴルで売却する	
OCLXXXIV	p.259	売却	バラン・ド・ラ・フオス	1246/11/11	1246/11/11	フレース小教区から上がる租税に関する協議	
OCLXXXV	pp.259-260	協議	サント・クルワ修道士と土地保有者	1253-54/3/8	1253-54/3/8	サント・クルワ大修道院関係者に1.5カ所の用益地と一区画の土地を、100ポルドー・貨リーヴルにて売却する	
OCLXXXVI	p.260	売却	メナンス・ド・ソーガス	1255-56/3/19	1255-56/3/19	アルクに位置するブドウ畑を70ポルドー・貨リーヴルで売却する	大修道院長はその土地の購入者に2ドゥニエの相続上納金を設定した
OCLXXXVII	p.261	売却	アルノー・ゴンポー	1277-78/3/6	1277-78/3/6	コルネに位置するブドウ畑をサント・クルワ大修道院に4ポルドー・貨リーヴルにて売却する	大修道院長はその土地の購入者に2ドゥニエの相続上納金を設定した
OCLXXXVIII	p.261	売却	エイケムの娘ギレルマ	1272/8/29	1272/8/29	妻マリの同意を得て、ジャン・エイムリとその相続人にラドールに位置する二区画のブドウ畑を65ポルドー・貨リーヴルにて売却する	大修道院長はその土地の購入者に2ドゥニエの相続上納金を設定した
OCLXXXIX	p.262	売却	ピエール・デュ・ミライユ	1270-71/1/10	1270-71/1/10	ポル・デュ・ギユに位置する一区画のブドウ畑を金細工師のエイムリとその妻メナンスに20ポルドー・貨リーヴルにて売却する	
CCXC	pp.262-263	売却	W・ド・ラ・ラス	1283/5/2	1283/5/2	当業者の対立において、ペイ・カイオーの仲介により、マコーの住民側が高修道院長に500スターリング貨マークを支払うことが決定した	
CCXCI	pp.263-269	和解事項	マコーの住民とサント・クルワ大修道院長	1254-55/2/21	1254-55/2/21	当業者はR・デュ・ポンにピエール・ド・リニヤンの名で95ポルドー・貨リーヴルを与えていたが、その権利を放棄する	
CCXCII	p.269	権利の放棄	ヴァイド・ド・バラージュの妻アラリ	1258-59/2/2	1258-59/2/2	借金の返済のために、当業者はサント・クルワ修道士アルノー・ド・カミナードにラ・グラヴァに位置する家屋と貯蔵庫を95ポルドー・貨リーヴルにて売却する	6ドゥニエの相続上納金と12スーの租税を大修道院に支払う
CCXCIII	pp.269-270	売却	マテュー・メルンエ	1259/6/29	1259/6/29	当業者はラモン・デュ・ポンにサント・クルワ小教区のラ・グラヴァに位置する用益地を売却し、封土として借地契約を行う	6ドゥニエの相続上納金と12スーの租税を大修道院に支払う
CCXCIV	pp.270-271	売却・借地契約	サント・クルワ大修道院長ピエール・ド・リニヤン	1257-58/1/15	1257-58/1/15		

CCXCV p.271	売却	ペイロンヌ・ガリーヌ・ド・ギトール	1280-81/1/15	夫と父の同意を得て、ベルナール・ウラヴァエ・ド・サン・シメオンにグラトウカに位置する一区画のブドウ畑の収穫物の半分を、12ポルドー・貨リーヴルにて売却する	3ドウニエの相続上納金と5スーの年間租税を大修道院に支払う
CCXCVI p.272	売却	ペイロンヌ・ガリーヌ・ド・ギトール	1280-81/1/11	夫と父の同意を得て、CCXCVと同様にブドウ畑の収穫物の半分を8ポルドー・貨リーヴルにて売却する	3ドウニエの相続上納金を大修道院に支払う
CCC p.276	権利の譲渡	ピエール・レイモン	1289年3月末	ポーレク小教区にある土地を永続的にサント・クルワ大修道院の全ての関係者に譲渡し、封建関係において譲渡されるものに転換する	大修道院長はレイモン・ド・カステにその土地を下賜し、2ドウニエの相続上納金と5スーの年間租税の支払いの条件をつけた
CCCVIII p.289	教会裁判における判決	ポルドー大司教ジェロー・ド・マルモル	1255/8	当事者は、ペイルロングの水車の流れをせき止めたポルドー市民のギヨーム・レイモン・コロロンに対して、サント・クルワ大修道院への越権行為としてがめ、破門の判決を下した	
CCCX p.291	売却	ベルトラン・ド・メラック	1259/5/9	姉妹のアライズ・ド・ガミナードとともに、エリト・マデイヤックに8スーの租税と4ドウニエの相続上納金の支払いを条件にしていたトレセス小教区の二区画のブドウ畑を、100ポルドー・貨スーにて売却する	大修道院長はその土地の購入者に6ドウニエの相続上納金を設定した
CCCXI p.292	売却	アルノー・レイモン・メラック	1260	エリト・マデイヤックに、トレセス小教区に位置する二区画のブドウ畑を4ポルドー・貨リーヴルにて売却する	大修道院長はその土地の購入者に6ドウニエの相続上納金と5スーの年間租税を設定した

史料番号	頁数	記録の形態	当事者	年代	記録内容	契約過程
I	pp.1-3	大修道院の建設・寄進	アキテーヌ伯ギヨーム5世	1027?	サン・テイレール・デュ・タイヤンの教会とスーラクの礼拝堂を寄進する	
II	pp.3-4	寄進	アキテーヌ伯ギヨーム5世	1027	サン・ローランの礼拝堂、サント・マリ・ド・マコーの礼拝堂を寄進する	
III	pp.4-6	寄進の確認	アキテーヌ公ギヨーム9世	1098/3/27	寄進者の父ギヨーム8世による寄進の確認する	
IV	pp.6-7	寄進の確認	イングランド王太子リチャード	1174	前任者のヘンリ2世によってなされた寄進を確認する	
V	pp.9-11	寄進の確認	イングランド王母アリエノール	1199/7/4	子息のリチャードによってなされた寄進を確認する	
XIV	pp.20-21	寄進	ポルドー大司教ジェラルド・ブライク	1130?	ヴァンサック教会を寄進する	
XVII	p.25	寄進の確認	イングランド王太子リチャード	1184?	フルク・ド・マスタックを通じて、アキテーヌ公ギヨームの寄進を確認する	
XVIII	pp.25-26	寄進	フランス王ルイ7世	1147	大修道院長の出身地のリニヤンの教会関係者を保護するために森林と土地を寄進する	
XXX	pp.52-53	寄進	サン・スーラン大助祭	1222-23/4/2	当事者がGratte-Capに所有しているブドウ畑を寄進する	
XXXIV	pp.58-59	寄進の確認	アキテーヌ公リチャード1世	1182	ピエール・ロングにある水路の寄進について確認する	
XXXVII	pp.62-63	寄進	ピエール・ドリニヤン	1111	ラ・モットと呼ばれる場所の土地をサン・マルタン・ド・サディラク教会へと寄進する。ポルドー大司教アルノーが保証する	
LXXIII	pp.101-102	寄進	ガイヤール・デュ・トゥルス		ピエール・コロンから受け取っていた30スーをサント・クルワ大修道院とトゥルスの教会へと寄進する	トゥルヌ教会に与える10スーはピエール・ド・ブリヴェからの封土から上がった収入である
LXXIV	pp.102-103	寄進	ポルドー大司教ギヨーム2世	1225/10/9	マコーの封地とブドウ畑を寄進する	
LXXV	p.103	寄進	フォーール・エイケラン	1122-31	サン・マルタン・ド・リュズドン小教区のペトラールにある土地を寄進する	
LXXVIII	pp.106-107	寄進	サン・スーラン大助祭	1222	サント・クルワ大修道院にグラトゥカにあるブドウ畑を寄進する	ロペール・サディラクに与えられていた土地であったため、ブドウ畑から上がる収入の3分の1を寄進者に渡すべし
LXXX	p.109	寄進	ポルドー・ペリグー女伯アマ	1043	当事者は魂の安寧のため、スーラク修道院を建設し、寄進を行う	ピエール・ド・ポルドーからの領地であったが、当事者の寄進を受けて、権利を放棄する
LXXXI	p.110	寄進	アルノー・ド・モルダン	1232/1	バラの近くにある農地の十分の一税を寄進する	
LXXXII	p.111	寄進	メナール・ド・サン・スーラン	1188	当事者は子島の修道院入りを条件に、トレスににある資産をサント・クルワ大修道院へと寄進する	
LXXXIV	pp.114-115	寄進	フォーール・ゴスラン	1099	カルカン、ラカヌー、サン・テレーヌの各教会をサント・クルワ大修道院へと寄進する	
LXXXVI	pp.117-118	寄進	エリ・ガルモン	1168?	当事者の遺言により、ル・ピアン小教区の土地を寄進する	
LXXXVII	pp.118-119	寄進	ロラン・ド・ラタピイ		サント・クルワ修道士の求めに応じて、ボレーク小教区にある家(庭含む)、土地、ブドウ畑を寄進する	
LXXXVIII	pp.119-121	寄進	アマニュー・ド・ローザン	1165	当事者が大修道院草の關係一族を殺害した償いとして、サディラク小教区にあるパンパンの土地を寄進する	封土を授けていたギヨーム・ベルナー・ド・ルノンがこの寄進に異議を唱えた。封土の収入6リールを授け取ること、権利を放棄する
LXXXIX	p.122	寄進	マルトほか親族	1167?	セスタスにある土地を寄進する	元々はリュファ・ド・ルノンからの封で、封臣の一人であるジェラー・ド・ベッソンは大修道院からの保有形態に切り替わる
XC	p.123	寄進	トランカール・デュ・ロッシェ	1167?	フォーール、ルピアック、セスタスから上がる十分の一税を寄進する	ポルドー大司教ギヨームは香進地に教会とソグアの建設の権利を与え、ポワティエ伯により承認される
XCII	pp.124-125	寄進	ギヨーム・ジロー・ダルザック	1122-31	コルンの荒れ地における土地と森林を寄進する	
XCIV	p.126	寄進	アルノー・デスパニーユ	1122-31	聖職に就く際に、レストリエスに位置する資産とともに農奴を寄進する	

XCV p.126	寄進	レイモン・ド・メリニヤック	1122-31	聖職に就く際に、ラバの場所にあるボヌーという名の農奴の権利を寄進する
XCVII pp.127-128	寄進	サント大助祭アモハン	1130?	サン・ニコラ・ド・ブランクフオール教会を寄進
XCVIII p.128	寄進	ゴンボ・ド・ブランクフオール		父親から世襲財産の一部をサント・クルワ修道院へと寄進する
CIII pp.130-132	寄進	レイモン・オストール	1137-51	サン・ジャン・モントリオール教会を十分の一税の半分等とともに寄進する
CIV p.132	寄進	ギヨーム・エリ(リール領主)	1137-51	バラの十分の一税を含む水車と建設用地を寄進する
CV p.133	寄進	ギヨーム・エリ(リール領主)	1138	ランから上がる十分の一税を寄進する
CVIII pp.134-135	寄進	レイモン・オストール	1091-1111	妻や息子達とともに、サン・ジャン・ド・モントリオール教会を寄進する
CIX pp.135-136	寄進	ピエール・オストール	1122-31	パンやワインに関する原料地からの地代を寄進する
CX p.136	寄進	ギヨーム・エリ		フオール・サンジュと呼ばれる農奴の権利を寄進する
CXI p.137	寄進	ロベール・トランカール・ド・ブランクフオール		聖職に就く際に、ベガランの漁場の権利の半分を寄進する
CXII p.137	寄進	ロベール・トランカール・ド・ブールリュ	1132-38	レイモン・ギンサンが彼から保有している土地を寄進する。レイモンはその土地に関する全ての権利を放棄する
CXIII p.138	寄進	ピエール・エスペロン	1091-1111	セスタスにおいて自由地として所有しているブドウ畑を寄進する
CXV pp.138-139	寄進	ガイヤール・デスキュール	1132-38	
CXVII p.139	寄進	ボゾン・ド・モンブランプラン		聖職に就く際にモンブランプランの十分の一税の4分の1を寄進する
CXVIII p.140	寄進	エイクラン・ド・パレイラの母		サン・マルタン・ド・ポネベニヤックの土地の6ドゥニエを寄進する
CXIX p.140	寄進	ギヨーム・ガルマン・ド・ポネベニヤック		ポネベニヤックの土地を寄進する
CXX p.140	寄進	ギヨーム・フェュール・ドルノン		農奴のアルノード・カゾーとその子息の権利を全ての所有物と同様に寄進する
CXXI pp.141-142	寄進	エリ・エティエンヌ・ディジュー		聖職に就く際に、カルプランにあるブドウ畑を含むエイジーヌ小教区にある土地と租税を寄進する
CXXV p.146	寄進	ロベール・ド・サディアック	1149	サディアックに位置する土地とブドウ畑を寄進する
CXXVIII pp.147-148	寄進	ボードゥアン・ド・サンチュジャン		サン・ミシエル教会建設のために寄進する
CXXIX p.148	寄進	エティエンヌ・ド・ラトゥール	1190?	水車を建設するためのペイルロングの水路と土地を寄進する
CXXX pp.148-149	寄進	ボゾン・ド・モンブランプラン	1166?	ペイルロングの水車を寄進する
CXXXI pp.149-150	寄進	レモン・アルノー、ロスタン・デゾラー	1166?	子息とともに、オービアックの漁場を寄進する
CXXXII pp.150-151	寄進	ボードゥアン・ド・サンチュジャン	1188?	家族・兄弟の面前にて、エストラボンの水車を寄進する
CXXXV p.153	寄進の確認			当事者の寄進は大修道院によって承認される
CXXXIX p.156	寄進・封建契約	レモン・ヴァイヴィアンとギョーム	1188	当事者がボエの自由地とブドウ畑を寄進する。ペルセックの資産については、大修道院からの封土として保有する。相続上納金の支払いの義務は生じる
CLVI p.166	寄進	サント・クルワ大修道院とピエール・サンヌ	1270/12/2	続上納金の支払いの義務は生じる
CLVII p.166	寄進	エイクム・ド・ラバ	1271-72/1/5	リニヤンの土地の一区画を寄進する
CLXIV p.179	寄進	ピエール・ジスカル	1269/9/4	リニヤンの土地の一区画を寄進する
CXCV p.192	寄進	R・ダンディナス	1258-59/1/27	妻コントルの同意を得て、当事者はサディアック小教区にある租税・地代・相続上納金の権利をサント・クルワ大修道院に売却する
CC pp.195-196	寄進の確認	ジャン・マリニヤックの妻コントル	1267/5/1	当事者がサディアックの牧草地を寄進する
CCVIII p.202	寄進	ジャンヌ・ド・マルダン	1267/8/31	土地とブドウ畑を寄進する
CCXIV p.205	寄進の確認	レモン・トマ	1273/4/29	フロワラックに所有している土地を寄進する
CCXXXIII p.219	寄進	ガルシイ・ギエム	1233/6/3	サルポラル・ド・ピレール・ピネの一区画の土地の寄進を確認する
CCXXXIV pp.219-220	寄進	ベルナルド・ドラ・マスキュールの妻ケルマ	1248/5/4	バラグの自由地の中の土地をサント・クルワ教会に寄進する
				W・ダクラに4年間の契約で与えていたブドウ畑をサント・クルワ教会に寄進する

2ドゥニエの相続上納金と4スーの租税を追加で支払う

CCXLI ^a pp.225-232	寄進	ガイヤール・ロベール・ド・キュルサン	1263/5 /24、 1275/6 /18	エリ・シヤルパンテからの封土であったフロワラック小教区にある土地をサント・クルワ大修道院長へと寄進する	
CCXLV pp.233-234	寄進	サントクルワ大修道院長W・ド・コン	1252/5/20	サント・クルワ小修道院長ヴァンサンに全ての資産を寄進する	
CCXLV pp.247-248	寄進	レモン・トマ	1253/5/1	ボルドーの14名の礼拝堂長にサント・クルワ小教区にある家屋を寄進する	

史料番号	頁数	記録の形態	当事者	年代	記録内容	契約過程
XVI	pp.23-25	売却	ペルトラン・デュ・モン・P・ド・ラフェリエール	1229/2/10	ピエール・ド・ガヴァレからジェラール・ド・モンブランプランに下賜されていた土地から上る341ユーグルの十分の一の徴収権を大修道院長ボンヌ・ド・ブランクフォールへと売却する	
XXXV	pp.59-61	売却	アルノー・エルロー	1187?	大修道院長にロドル・デ・ザルクにある所有物を売却する	エスパーニョと夫ジラールは後にオスタンと大修道院からの権利を妨害した
XCI	pp.123-124	売却	エスパーニョ		サント・クルワ大修道院の同意を得て、セスタスに位置する封土をオスタン・ド・セスタスに売却する	
CVII	p.134	売却	ゴンボード・ブランクフォール	1137-51	ブランクフォールの水車から上る200ポルドー貨スーの権利について、サント・クルワ大修道院に売却する	
CXLI	pp.159-160	売却	ラ・ランド家	1282-83/1/3	ラ・ランド家の4名の関係者がピエール・ド・ラバトゥに租税、地代、相続上納金の権利を売却する	
CXLI	p.160	売却	ピエール・ドラバトゥ・カマルサック	1246/7/16	リニヤンの小教区における租税の権利を売却する	
CXLI	pp.161-162	売却	セヌゴン・ド・ラ・マラーニョ	1243-44/1/27	リニヤンにある領有物をサント・クルワの礼拝堂長に売却する	
CXLVII	p.162	売却	ラモン・ド・リュサック	1243/7/7	ピエール・ド・サンズにリニヤンの土地を売却する	
CXLVIII	p.162	売却	ラモン・ド・リュサック	1243-44/1/27	自由地の中で、土地の半分をピエール・サンズに売却する	
CXXIX	p.163	売却	コントル・ド・スリゲール	1264/8/21	夫のピエール・ベノーシュの許可を得て、リニヤン小教区の土地の一部を、ピエール・サンズに売却する	
CL	p.163	売却	アルノー・リニョー	1288-89/2/27	ゴンボード・サンターの妻ジロード、アエス姉妹にリニヤン小教区の土地とブドウ畑を売却する	
CLII	p.163	売却	不特定多数の婦人	1288-89/2/27	ピエール・サンズに100ポルドー貨スー相当の自由地の中で、32歩分の封土としてリニヤンの土地をピエール・サンズ領主からの封土として売却する	2スーの相続上納金、21ドゥニエの年間租税の支払いが条件
CLIII	pp.164-165	売却	W・ド・ピュッシュ	1271/2/6	夫の許可を得て、ピエール・ド・サンズにガリーグに位置する土地の半分を売却する	
CLIV	p.165	売却	アライス・ド・レサック	1264/8/23	夫の許可を得て、ピエール・ド・サンズにガリーグに位置する土地の半分を売却する	
CLV	p.165	売却	ロベール・ド・レサック	1255/10/19	100ポルドー貨スー相当のリニヤン小教区の自由地の中の10区画のブドウ畑をピエール・サンズに売却する	
CLVIII	p.167	売却	アルノー・ド・レサック	1271-72/1/3	親族の面前にて、リニヤンの土地の自由地のうち7畝の土地を売却する	
CLIX	p.167	売却	W.カリユ	1271-72/1/3	ラ・マラーニョにある土地をピエール・サンズに売却する	
CLX	p.167	売却	リニヤンの住民	1271-72/1/2	リニヤン小教区の一區画の土地を売却する	
CLXII	p.169	売却	ラモン・ド・ラヴァナール	1277-78/1/24	サント・クルワ修道士のガルネール・ロケイスに自由地のうち6畝の土地、100ポルドー貨スー相当を売却する	
CLXVIII	p.172	売却	アルノー・ラモン	1289-90/1/3	トレセス小教区のメラックに位置するブドウ畑の二區画をエリ・ド・メラックに売却する	6ドゥニエの相続上納金、5スーの租税を支払う
CLXIX	p.172	売却	P・ペルトラン・ド・メラック	1259/5/7	エリ・メラックにトレセス小教区の二區画のブドウ畑を売却する	計7ドゥニエの相続上納金、7スーの租税を支払う
CLXX	p.173	売却	エリ・ド・マディラック	1259/11/22	ポルドー慣習法に基づき、当事者はトレセス小教区の土地を売却する	
CLXXI	p.174	売却	エイケム・メルル・ド・トレセス	1289-90/3/1	当事者は妻のペイロースとともに、エリ・ド・マディラックに、17レーージュのブドウ畑を売却する	2ドゥニエの相続上納金と5スーの年間の租税を支払う
CLXXIII	pp.175-178	売却	コントル・ドルレーブ	1288/5/30	エリ・ド・マディラックにメラック、フロワラック、トレセスに父親からの相続で所有する租税・地代・土地を売却する	
CLXXV	pp.179-181	売却	ピエール・ジスカール	1284/12/11	小教区にある家屋を売却する	
CLXXVII	p.182	売却	メナンス	1257/5/8	夫のP・フレと兄弟のP・エイケムの許可を得て、サディラックの小修道院長にサディラックに位置する20ポルドー貨スー相当の自由地を売却する	
CLXXX	pp.184-185	売却	フォルトン・ド・ラフォン	1280/11/13	サディラック小教区に位置するモンキユの領有地をペルトラン・ド・ラ・ロックに売却する	2スーの租税と2ドゥニエの租税を支払う

CLXXXI p.185	売却		コントル・ド・カングラン	1288-88/1/13	夫ピエールの許可を得て、ベルラン・ド・ラ・ロックにサディラックに位置する自由地の中のブドウ畑を50ポルドー貨スーにて、売却する
CLXXXII p.185	売却	R・ゴスム・ド・サディラック		1260/4/2	自由地の中の畑の半分をベルラン・ド・ラ・ロックに売却する
CLXXXIII p.186	売却	P・フォール・ド・サディラックの妻ジロード		1260/5/28	サディラックに位置する自由地の中の一区画のブドウ畑をベルラン・ド・ラ・ロックに売却する
CLXXXIV p.186	売却	P・フォルトン・ド・ラフォン		1269/4/28	サディラック小教区の一区画の土地をベルラン・ド・ラ・ロックに売却する。このうち24レージュの土地は当事者の息子に与えられる
CLXXXV pp.186-187	売却	P・ド・カングラン		1260/5/1	妻コントル・ポガスの許可を得て、サディラックの一区画の土地をベルラン・ド・ラ・ロックに売却する
CLXXXVI p.187	売却	アニエス・デュ・リュック		1260/4/22	従兄弟のP・マルクの許可を得て、ベルラン・ド・ラ・ロックに11レージュの土地を売却する
CLXXXVII pp.188-189	売却	ヴィドー・ラモン		1261/4/22	叔父で後見人のW・マルタンの許可を得て、サディラックにあるブドウ畑の一区画を売却する
CXC p.189	売却	P・キュルロンの妻ガイヤルド		1279/4/12	サント・クルワ修道士アルノー・ド・ラ・グレーヴに相続上納金、権利・義務を売却する
CXCIII p.191	売却	アライス・アルノー・ド・トゥルス		1285-86/3/22	夫と娘の許可を得て、トゥルスの一区画の土地、森林を売却する
CXCIV pp.191-192	売却	コントル・ド・ラ・グラーヴ		1275/5/7	ベルナルド・ラ・カミナードにポレックのブドウ畑を売却する
CXCVII p.193	売却	フロラン・ド・ラ・プラーニユ		1284-85/1/6	ベガダンに位置するW・エイケムから彼女が持つ所有物をサント・クルワ大修道院へ売却する
CXCVIII pp.193-194	売却	P・エスターヴの妻ブランシユ		1283/11/11	サント・クルワ大修道院にアン・バレス小教区の租税と相続上納金の権利を売却する
CCV p.200	売却	ジロー・ド・ラ・バルブ		1283-84/3/12	子息で当事者の同名のジローの許可を得て、マコーに位置する庭付き家屋を90ポルドー貨リーヴルにピエール・ド・ラ・モットに売却する
CCX pp.202-203	売却	ジャン・ニン		1268/4/20	当事者は大修道院長に10ポルドー貨スー相当の土地を売却する
CCXI p.203	売却	B・ド・タラモン		1237/3/28	ジャン・サンズに6スーの相続上納金の権利を売却する
CCXII pp.203-204	売却	ベルナル・フォーール		1281-82/2/7	アルノー・ド・リニヤンのブドウ畑の一区画を売却する
CCXIII p.204	売却	エリド・ブラニヤック		1274-75/1/3	ルーピアク小教区の領有物の半分をアルノー・ド・ラ・グラーヴに売却する
CCXXII pp.211-212	売却	アルノー・ド・シャトー・フォーール		1240-41/1/8	当事者が大修道院長ポンスにサン・クリストリの二名の土地保有者の権利を売却する
CCXXX p.216	売却	P・ゴジ		1269/12/19	アルノー・デュ・プワオーにブランティエ・デ・フォルジュロンに位置するブドウ畑を売却する
CCXXXVI pp.220-221	売却	アルノー・サントンジエ		1270/12/12	ラドールにあるブドウ畑をサント・クルワ大修道院に売却する
CCXXXVII p.221	売却	ラモン・フェルトン		1260/12/23	四区画のブドウ畑をサント・クルワ大修道院に売却する
CCXXXVIII pp.221-222	売却	B・ド・ジロンド		1285-86/2/13	妻クレマンズの許可を得て、ロングボルクにあるブドウ畑をアマニュー・ド・サントクルワに売却する
CCXLII p.224	売却	W・フェルト		1289-90/1/17	当事者がゴサン・ド・ミシエールに二区画のブドウ畑を売却する

CCLXLV	p.233	売却	ラモード・ド・ベノー・ジュ	1234/7/11	夫の許可を得て、サント・クルワの聖務従事者2人にブドウ畑を売却する
CCLXLVII	p.235	売却	アルノー・ゴンボ	1280-81/3/13	ラモン・パディの相続人である当事者はその遺言により、ラドールの14レージュの土地を売却する
CCLXLV	pp.239-240	売却	P・プロレ	1270-71/2/21	アルノー・ド・ラ・カミナードにレオニヤガンからの租税と十分の一税の権利を売却する
CCLV	p.240	売却	ラモン・ド・ソルピエ	1273/12/9	ロンダ・ポルヌの四区画のブドウ畑を売却する
CCLVI	pp.240-241	売却	リサン・ド・マバン	1273/12/21	夫の許可を得て、ラモン・ド・カイヤックにアルクにある三区画のブドウ畑を売却する
CCLX	p.243	売却	ジャン・ラモン	1274-75/2/10	妻の許可を得て、P・カン・ド・サントクルワにサント・クルワ小教区の家屋を売却する
CCLXI	p.244	売却	W・ド・コルヌー	1278/12/22	妻コントルの許可を得て、当事者の兄弟に20レージュのブドウ畑を売却する
CCLXIII	pp.245-246	売却	ギレルム・モーラン	1278-71/3/9	当事者は娘のガイヤルドとともに、8レージュのブドウ畑を含む封土とそこからの5スー4ドゥニエの徴税権をサント・クルワ修道土アルノー・ド・ラ・カミナードに売却する
CCLXIV	pp.246-247	売却	ピエール・マルタン	1278-80/3/1	当事者の父の遺言執行人によって、ヴァドニー・アモー・ヴァンにグランド・クルワのブドウ畑の一区画を売却する
CCLXVIII	p.250	売却	W de Seugas	1237/10/30	兄弟の承認を得て、ジャン・ジスカールにマコーにある領有地を12リーヴルにて売却する
CCLXIX	p.251	売却	ラモン・ド・カンブ	1278-71/3/11	当事者の臣下であるアルノー・エイマに7スーの租税と6ドゥニエの相続上納金を設定された土地を4ポルドー・貨リーヴルで売却する
CCLXXI	p.252	売却	アルノー・ド・マコー	1253/3	当事者はサント・クルワ関係者に対して、フレースに位置する用益地を15ポルドー・貨リーヴルで売却する
CCLXXII	p.252	売却	P・フオール	1288/11/25	同小教区のエリド・ノグスとP・エリにル・タイヤンに位置する1畝の土地を40ポルドー・貨スーで売却する
CCLXXIII	p.253	売却	リクサン・ド・ヴェイリーヌ	1255/5/8	P・ジョヴラにラドールに位置する8レージュのブドウ畑を4ポルドー・貨リーヴルで、狩猟場を4ポルドー・貨スーで売却する
CCLXXV	pp.254-255	売却	W・ブラン	1280-81/3/16	当事者はブドウ畑、開墾地、未開墾地を7ポルドー・貨リーヴルにてサント・クルワ大修道院長へと売却する
CCLXXII	p.256	売却	R Tinhos	1254/5/6	サント・クルワ大修道院長にフレースにある土地の半分を16ポルドー・貨リーヴルで売却する
CCLXXVIII	p.256	売却	ジロード・コンテイドの娘ガイヤルド	1284-85/3/10	叔父の同意を得て、大修道院管理官アルノー・ド・レヴィニヤックにフレースにある土地を15ポルドー・貨リーヴルで売却する
CCLXXXI	p.258	売却	W・Guergueilh	1255/4/7	アルノー・レヴィニヤックに家屋の半分と土地を25ポルドー・貨リーヴルで売却する
CCLXXXII	p.258	売却	コントル・ド・マキエサン	1255/4/7	夫の同意を得て、フレースに位置する土地と家屋の半分を13ポルドー・貨リーヴルで売却する
CCLXXXIII	pp.258-259	売却	B・デソラーと姉妹のタレス	1255/4/7	サント・クルワ修道院管理官のギョーム・レヴィニヤックに位置する土地の半分を、14ポルドー・貨リーヴルで売却する
CCLXXXV	p.259	売却	バランズ・ド・ラ・フォス	1248/11/11	夫の同意を得て、フレースに位置する2.5か所の用益地について、16ポルドー・貨リーヴルで売却する
CCLXXXVII	p.260	売却	メナンス・ド・ソーガス	1285-86/3/19	サント・クルワ大修道院関係者に1.5か所の用益地と一區画の土地を、100ポルドー・貨リーヴルにて売却する
CCLXXXVIII	p.261	売却	アルノー・ゴンボ	1277-78/3/6	コルネに位置するブドウ畑をサント・クルワ大修道院長に4ポルドー・貨リーヴルにて売却する
					大修道院長はその土地の購入者に2ドゥニエの相続上納金を設定した
					大修道院長は8ドゥニエの相続上納金を支払うという条件で購入者を算る
					2スー3ドゥニエの租税と2スーの相続上納金を支払うという条件
					2スーの相続上納金を支払うという条件
					ジャンヌ・アルバンに所有権が移動した家屋の購入者に8ドゥニエの相続上納金を支払うという条件が付けられる
					大修道院長ガイヤール・ド・ラ・モットは、5ドゥニエの相続上納金と5スーの租税を支払うように当事者に命じた
					大修道院長はこのブドウ畑について、16ドゥニエの相続上納金を支払うという条件で、下賜する
					ヴァドニー・アモー・ヴァンは2ドゥニエの相続上納金を大修道院長に支払うべし
					大修道院長はその封土に2ドゥニエの相続上納金を設定した
					ノグスは大修道院長に2ドゥニエの相続上納金を支払うべし
					大修道院長はその封土に2ドゥニエの相続上納金を設定した

00LXXV(II)	p.261	売却	エイケムの娘ギレルマ	1272/8/29	アルクに位置するブドウ畑を70ポルドー貨スーで売却する 妻マリの同意を得て、ジャン・エイムリとその相続人にラドールに位置する二区画のブドウ畑を66ポルドー貨スーにて売却する ポン・デュ・ギューイに位置する一区画のブドウ畑を金細工師のエイムリとその妻メナンスに20ポルドー貨リーヴルにて売却する ド・カミナードにラグラーヴに位置する家屋と貯蔵庫を95ポルドー貨リーヴルにて売却する 当事者はラモン・デュ・ボンにサント・クルワ小教区のラグラーヴに位置する用益地を売却し、封土として借地契約を行う 夫と父の同意を得て、ベルナル・クラヴェ・ド・サン・メンオノンにラグラーヴに位置する一区画のブドウ畑の収穫物の半分を12ポルドー貨リーヴルにて売却する 夫と父の同意を得て、COXCVと同様にブドウ畑の収穫物の半分を8ポルドー貨リーヴルにて売却する 姉妹のアライス・ド・カミナードとともに、エリド・マディラクに8スーの租税と4ドゥエエの相続上納金の支払いを条件にしていたトレセス小教区の二区画のブドウ畑を、100ポルドー貨スーにて売却する エリド・マディラクに、トレセス小教区に位置する二区画のブドウ畑を4ポルドー貨リーヴルにて売却する	大修道院長はその土地の購入者に2ドゥエエの相続上納金を設定した 大修道院長はその土地の購入者に2ドゥエエの相続上納金を設定した
00LXXXIX	p.262	売却	ピエール・デュ・ミライユ	1270-71/1/10		大修道院長はその土地の購入者に2ドゥエエの相続上納金を設定した
CCXC	pp.262-263	売却	W・ド・ラ・ラス	1283/5/2		
CCXCIII	pp.269-270	売却	マテュー・メルシエ	1259/6/29		6ドゥエエの相続上納金と12スーの租税を大修道院に支払う
CCXCIV	pp.270-271	売却・借地契約	サント・クルワ大修道院長ピエール・リニヤン	1257-58/1/15		6ドゥエエの相続上納金と12スーの租税を大修道院に支払う
CCXCXV	p.271	売却	ペイロンヌ・ガリーヌ・ド・ギトール	1280-81/1/15		3ドゥエエの相続上納金と5スーの年間租税を大修道院に支払う
CCXCXVI	p.272	売却	ペイロンヌ・ガリーヌ・ド・ギトール	1280-81/1/11		3ドゥエエの相続上納金を大修道院に支払う
CCCX	p.291	売却	ペルトラン・ド・メラック	1259/5/9		大修道院長はその土地の購入者に6ドゥエエの相続上納金を設定した
CCCXI	p.292	売却	アルノー・レイモン・メラック	1260		大修道院長はその土地の購入者に6ドゥエエの相続上納金と5スーの年間租税を設定した

史料番号	頁数	記録の形態	当事者	年代	記録内容	契約過程
XXVII	pp.47-49	封土の借地契約	カンパリアン治療院	1217/3	大修道院長は当事者にフオアルティエグの家屋とその付随物を封土として借地契約を行う	
CLXXII	pp.174-175	借地契約	エリ・マディラク	1259-80/3/14	当事者はエイケム・ド・ラバーティにメラックの土地の一区画を封土の借地契約を行う	6ドゥニエの相続上納金を支払う
CLXXVI	p.182	借地契約	ピエール・ジスカール	1250/10/21	バルテルミ・ド・ブールの娘ブランシユに、サディラク小教区にある領有地を封土として借地契約を行う	12ドゥニエの租税と2ドゥニエの相続上納金を支払う
CXCI	p.190	借地契約	サント・クルワ大修道院長B・ド・ラ・ガルドール	1269-70/1/17	エイケルム・ド・ラ・ドネ・デュ・トルヌスとP・ド・ラ・フアルグにトウルヌにある土地を封土として借地契約を行う	6ドゥニエの相続上納金と12スーの租税を大修道院長に支払う
CCIV	p.199	借地契約	サント・クルワ大修道院長ガイヤール・ド・ラモット	1280/12/4	フアル・パボンとベルナル・ガスケにラ・ブレ・ド・ラ・グラヴィエールの土地の一区画を封土として借地契約を行う	2ドゥニエの相続上納金と10スーの年間租税をサント・クルワ教会に支払う
CCVI	pp.200-201	借地契約	エリ・ド・ラ・グラウヴ	1268/6/12	当事者はアルノー・ド・ラ・タストに建設用地の半分を封土として借地契約を行う	6ドゥニエの相続上納金と7スーの年間租税をサント・クルワ教会に支払うべし
CCXV	p.205	借地契約	エリ・ド・ラ・グラウヴ	1273/4/20	エリ・マニヤンとその相続人にサント・クルワ教会付近のブドウ畑を封土として借地契約する	大修道院長は、W・ド・コンスの名で、6ドゥニエの相続上納金と6スーの年間租税を支払うという契約を結ばせる
CCXVII	pp.207-208	借地契約	サント・クルワ大修道院長ガイヤール・ド・ラモット	1279/5/25	W・ド・リュクベルにカンブ小教区におけるブドウ畑の一区画を封土として借地契約を行う	
CCXX	pp.210-211	借地契約	サント・クルワ大修道院長ガイヤール・ド・ラモット	1278/12/23	ギヨーム・ペルデランにブドウ畑の一区画を封土として借地契約を行う	
CCXXI	p.211	借地契約	サント・クルワ大修道院長ガイヤール・ド・ラモット	1278/12/23	グラウヴ・ド・ポルドーにおけるブドウ畑を封土として、ロジェに借地契約を行う	
CCXXIII	p.212	借地契約	サント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルドール	1268-80/1/23	ベルナール・ド・ド・ジャンほか6名とその継承者にポン・デュ・ギユに位置する土地を封土として借地契約する	
CCXXIV	p.213	借地契約	エリ・ド・ラ・グラウヴ	1265/7/2	ヴァドール・カルパンティにヴァイド一家屋付近の土地を封土として借地契約を行う	カルパンティはグラウヴに4ドゥニエの相続上納金と12ドゥニエの年間租税を支払う
CCXXV	p.213	借地契約	ピエール・ド・リニヤン	1250/7/2	G・ド・モンタニヤックにル・タイヤンの土地を封土として借地契約を行う	
CCXXVI	p.214	借地契約	サント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルドール	1276/7/1	ピエール・コロロンに修道院の間とコロン家の領地の間の土地を封土として借地契約を行う	ピエール・コロロンは12ドゥニエの相続上納金と7スーの租税を修道院管理官に支払う
CCXXVIII	pp.215-216	借地契約	エリ・ド・ラ・グラウヴ	1265/11/23	ランブ・デュ・メースとその相続人にベイラ・ド・サント・クルワに位置する土地を封土として借地契約を行う	メース一族はグラウヴに12ドゥニエの相続上納金と12スーの租税を支払う
CCXXX	p.217	借地契約	サント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルドール	1269/11/2	アルノー・ド・ラ・リュエ・ド・タバナら3名とその後継者にタバナに位置する土地を、封土として借地契約を行った	3ドゥニエの相続上納金を契約者達が、大修道院長に支払う
CCXXXIX	pp.222-223	借地契約	R・ド・ソポール	1262-83/1/24	ゴスム・デ・オバールにグラウヴ・ド・ポルドーのブドウ畑を封土として借地契約を行う	
CCXLVI	pp.234-235	借地契約	アニエス・オスタン	1268/12/11	当事者の同意によって、サント・クルワ修道院は当事者の土地を封土として借地契約を行う	12ドゥニエの相続上納金を支払うという条件で下賜する
CCXLVIII	p.236	借地契約	サント・クルワ大修道院長W・ド・コン	1264/7/12	エリ・シャルパンティにエリがガイヤール・ド・キュルサンから持っていた封土で、1263年5月24日に大修道院香進されたところについて、封土として借地契約を行う	
CCCLVII	pp.241-242	借地契約	サント・クルワ大修道院長B・ド・ラガルドール	1276-77/3/13	パラリュエードの入り口にある土地をサンミシエル小教区民に封土として借地契約を行う	2ドゥニエの相続上納金を支払うという条件
CCCLVIII	p.242	借地契約	エリ・ド・ラ・グラウヴ	1264/9/30	B・ド・ジロンドにロングポルヌに位置するブドウ畑を封土として借地契約を行う	4スーを大修道院への租税として支払うべし
CCCLXII	pp.244-245	借地契約	エリ・ド・ラ・グラウヴ	1264/9/30	当事者はアルノー・フオール・ド・ルツセルにサント・クルワ小教区にあるブドウ畑を封土として借地契約する	大修道院長はルツセルに12ドゥニエの相続上納金と1年の十分の一税の4分の1を収めるように命じた
CCCLXX	p.251	借地契約	エリ・ド・ラ・グラウヴ	1265/12/7	当事者はアダム・ド・アとアンドレ・オジェにグラヴィエールに位置する土地を封土として借地契約を行う	大修道院長はその封土に2ドゥニエの相続上納金を設定した

CCLXXI	p.255	借地契約	サント・クルワ大修道院長W・ド・ゴン	1261/6/12	フオール・アルノーにCodonherfにある一区画の土地を封土として借地契約を行う	大修道院長はその土地に2ドゥニエの相続上納金を設定した
CCLXXIX	pp.256-257	借地契約	サント・クルワ大修道院長ピエール・ド・リニヤン	1266-67/2/20	ギヨーム・シカとエリ・シャルバンデにフレースに位置する二家屋について、封土として借地契約を行う	大修道院長はその封土に12ドゥニエの相続上納金を設定した
CCLXXX	p.257	借地契約	ベルナール・ダンギエム	1247-48/1/30	叔父で後見人の同意を得て、兄弟のアマニューにブドウ畑から上がる収穫物の半分について、封土として借地契約を行う	
CCXCIV	pp.270-271	売却・借地契約	サント・クルワ大修道院長ピエール・ド・リニヤン	1257-68/1/16	当事者は子エン・デュ・ボンにサント・クルワ小教区のラ・グラージュに位置する用益地を売却し、封土として借地契約を行う	6ドゥニエの相続上納金と12スーの租税を大修道院に支払う

史料番号	頁数	記録の形態	当事者	年代	記録内容	契約過程
CXLIV	pp.160-161	交換取引	アルノー・ド・ラ・マラーニュ	1247/11/3	当事者はピエール・ド・サンズにリニヤンの土地において交換を行った	セヌゴン・ド・ラ・マラーニュは8レージュの自由地をピエール・サンズに与える
CXLV	p.161	交換取引	アニス・ド・レストランジュ	1246/10/17	当事者は10レージュの土地をピエール・サンズに与える	
CLII	p.164	交換取引	P・ド・テルム・ド・セナック	1269/5/10	リニヤンの土地とブドウ畑をピエール・サンズから譲渡される代わりに、ピエール・サンズは3スー3トウニエを受け取る	
CLXIII	p.169	交換取引	コントル・デュ・ピュッシュ	1275/8/6	ラ・マラーニュに位置する3畝の土地をアルノー・ド・ラ・カミナードに寄進する	
CLXVI	p.170	交換取引	W・マス、エリ・マス・ド・リニヤン	1270-71/3/18	母ブラージュの許可を得て、自由地の一区画をピエール・サンズに与える。その代わりに8レージュの周辺の土地を与えられる	
CLXVI	pp.170-171	交換取引	ラモン・エイムリック	1272/8/27		
CLXXVIII	pp.182-183	交換取引	ベルトラン・ド・ラ・ロック	1260/7/2	当事者は所有する家屋の二区画をフランディーズ・ラ・リュウに与える	フランディーズは2ドゥニエの相続上納金を支払う
CLXXX	pp.183	交換取引	ガイヤール・ド・ラ・ロック	1252/6/28	夫ノワイヤンの許可を得て、ベルトラン・ド・ラ・ロックにサディアックに位置する開墾地を与える	ラ・ロックは当事者に6スーの年間租税を支払う
CLXXXVII	pp.187-188	交換取引	W・コストー	1261/4/24	当事者は自由地の中の牧草地を与え、大修道院は当事者の一畝に牧草地内の通行権を与えた	
CLXXXVIII	pp.188	交換取引	R・ド・ラリュウ	1260/4/21	サディアックの二区画の土地の交換取引契約について	
CCVII	pp.201-202	交換取引	ラ・トレヌヌの統領	1243/7/17		

番号	上野人	上野人の身分	親上野人	扱われた問題	上野理由	上野人の証書	親上野人の証書	上野先	裁判記録日時	判決結果	備考	出典
1	Marcaialisの婿 修道院長	リモージュの聖 堂参事会	親上野人に騎士Guido de Brocis, Petrus de Petra Buffinoriaが封土を授けられた	城館をかぐる臣従誓約	親上野人に封じられた土地は城館に属する都市の領土を認められた	市聖堂参事に封じられた土地は城館に属する都市の領土を認められた	その領土は自分たちの臣に封じられ、所有権がある	パリ高等法院	1257年	修道院の領土問題は、教会法に委ねるべきである。	この当時のリモージュは、同修道院とリモージュ副伯家の共有領土に置かれた。	<i>Olmp.</i> , t.1, pp.22-23, II.
2	ミラモンの副伯	領土に属する都市の領土	親上野人が奪った	現地の封主・封臣間の争い	親上野人が奪った	現地の領土を認め、領土を認められた	その領土は自分たちの臣に封じられ、所有権がある	パリ高等法院	1257年	臣下への証書を認め、領土に属していない領土は、慣習法に基づき所有権がある。	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.31, XIV.
3	コンボルト副伯	領土大領主	Petrus de Murato	城館の領有権	Treignac城館の権利を認めたこと。	Treignac城館の権利を認めたこと。	親上野人に認められた	パリ高等法院	1258年	Petrum de Muratoに城館の所有権がある。	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, pp.32-33, II.
4	副伯長	エクス・ド・カス ニヤ	親上野人に認められた	河川での利水権を巡る争い	親上野人に認められた	河川での利水権を認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1259年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.33, III.
5	ポンス家及び チュレルン家	ポンス家及び チュレルン家	親上野人に認められた	城館をかぐる臣従誓約	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	フランス王廷	1261年・1262年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, pp.525-526, XVII, 4, P. 1, 1.
6	5に同じ	5に同じ	親上野人に認められた	城館をかぐる臣従誓約	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	フランス王廷	1263年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.536, XVII, 4, P. 1, 1.
7	チュール大修道院長	境界諸侯	親上野人に認められた	チュール領の権利	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1269年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.766, XXI, t.2, p.146, XXIX, R, G, t.2, n.110, 4, P., ns.1346, 1385, 223J.
8	ラウール・ド・ ポボーフォール	現地諸侯	親上野人に認められた	城館をかぐる臣従誓約	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1269年・1279年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.766, XXI, t.2, p.146, XXIX, R, G, t.2, n.110, 4, P., ns.1346, 1385, 223J.
9	ポルディーのサ ンクト・ルピニウス 参事会	ポルディーのサ ンクト・ルピニウス 参事会	親上野人に認められた	城館をかぐる臣従誓約	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1269年・1277年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.766, XXI, t.2, p.146, XXIX, R, G, t.2, n.110, 4, P., ns.1346, 1385, 223J.
10	エルマン・ド・モ ンペサ	ポルディーに利害 を持つ騎士	親上野人に認められた	城館をかぐる臣従誓約	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1269年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.766, XXI, t.2, p.146, XXIX, R, G, t.2, n.110, 4, P., ns.1346, 1385, 223J.
11	リモンジュ女副 伯マルグリット	現地大領主	親上野人に認められた	ブリュザック城館の領有	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1269年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.766, XXI, t.2, p.146, XXIX, R, G, t.2, n.110, 4, P., ns.1346, 1385, 223J.
12	リモンジュ女副 伯マルグリット	現地大領主	親上野人に認められた	リモンジュの城館の領有 に對しての相争い。リ モンジュの都市リモ ージュの臣従誓約問題。	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1269年・1272年 1月28日	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.769, III, 4, P., n.1704.
13	ブリュザック領 主	現地中小領主	親上野人に認められた	城館の領有権	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1270年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.769, III, 4, P., n.1704.
14	レモン・3世	フロンザック副 伯(ジロント)	親上野人に認められた	城館の領有権	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1271年・1277年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.2, p.107, XXX, 4, P., ns.1465, 1706, 1702.
15	ルベ・デュ・ 司教	聖罪大輔長	親上野人に認められた	城館の領有権	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1272年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.769, III, 4, P., n.1712.
16	アルマニヤック 領主	現地中小領主	親上野人に認められた	フランス王からの封土の 相争い	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1272年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.891, XXXII, I.
17	アルマニヤック 領主	現地大領主	親上野人に認められた	現地抗争	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1272年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.1, p.891, XXXII, I.
18	アルマニヤック 領主	現地大領主	親上野人に認められた	城館の領有権	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1272年・1281年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.2, p.107, XXX, 4, P., ns.1943, 2343, 2693.
19	ガストン・ド・ ペアルン	騎士 ペアルン副伯	親上野人に認められた	自領地の領有問題	親上野人に認められた	親上野人に認められた	親上野人に認められた	パリ高等法院	1274年・1276年	親上野人に認められた	史料からはどちらかが、上野したかを確認できない。	<i>Olmp.</i> , t.2, p.107, XXX, 4, P., ns.1943, 2343, 2693.

1279年4月にマルドゥコーネ・ブアルブア・ド・ノール・ブアルブアを通じて、ガストンに授けられ、妻とされた。

現財産を没収することでお断。

No.	ソルガック修道院長	聖界諸侯	ガスコーニエ・セイの領主	動産・不動産相続を巡るガスコーニエ・セイと現地主との争い	被上訴人が上訴人の動産・不動産を差押えした事実をめぐっての争い	フランス・セイは上訴法廷に出廷しなかった。	フランス王廷	1276年	被上訴人が上訴人に対し、動産・不動産を差押えするならば、上訴人への利益は回復しない。その賠償額は賠償責任を負い、上訴人の責任を負わなければならない。ペリゴール・セネシャルに罰金を払わせる。	ロール・ガフコンでは、その判決を受け、フランス・セイに対して、上訴人の動産・不動産を差押えするべきという命令が出された。	Olm. t.2, p.84, XXIX, R. G. t.2, n.118, 4. P., n.2046.
20	カオルの大学	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1276年	フランス王廷	1276年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
21	Petrus de Tornella de Cabanaco Bonmartius del Can de Gabaco	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	パリ高等法院	1277年	Olm. t.2, p.93, XXI.
22	ボルドー大司教、サン・スエラ会の大司教、参事員	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	パリ高等法院	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2084.
23	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
24	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
25	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
26	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
27	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
28	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
29	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
30	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
31	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
32	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
33	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
34	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
35	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
36	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
37	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
38	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
39	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.
40	パサス・カヌエールの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	カオルの領主	1277年	フランス王廷	1277年	Olm. t.2, p.97, XXXIII, 4. P., n.2085.

41	ポルドー教会の 大勲祭	ロスタン・デン ラー	現地抗争	上訴人が、上訴人に対して、3000ウール 買取りを主張されたことを不服とした。			1283年聖マル タンの日	パリ高等法院	ガスコニユー・セネシャルが、2700ウール 買取りを、被上訴人にその額の500 ウール買取りを要求した。	Oliv. t.2, p.230, IX.
42	ペリゴール司教 法廷の上訴人	イングランド王 エドワード1世	裁判権を巡るフランス王 対臣対立問題	ペリゴール司教法廷の裁判権はイングラ ンド王に属しているのか、調査を依 頼した。		代理人の証言。ペリ ゴールのバスタード内の 都市コミュニティには、裁 判権があるとして裁判 差し戻しを要求。	1283年聖マル タンの日	パリ高等法院	イングランド王には、ペリゴール司教 法廷における裁判権はない。	Oliv. t.2, p.232, XVI.
43	ギョーム・レモ ン・シロン	騎士Bertrand de Fossetの妻 Blanchette	現地抗争	上訴人が、ガスコニユー・セネシャルにより 被上訴人側に有利な裁定を下されたことを不 服とした。			1283年1月10 日	イングランド王 廷	上訴人、セネシャルの分析によると、両者 が代理人を派遣して、裁判をやり直すこと で合意した。	R. G. t.2, n.631
44	Amanieu des Ayres	ポルドー市民 Amanieu des Ayres	現地抗争	上訴人が、ガスコニユー・セネシャルにより、 被上訴人側に有利な裁定を下されたことを不 服とした。			1283年5月20 日	イングランド王 廷	エドワード1世は、Galfrido de Genville とAntoine Botを仲裁役として任命した。	R. G. t.2, n.677.
45	ゴッホー・ド・ アラン	32に同じ	裁判権を巡るフランス王 対臣対立問題	上訴人の裁判権を、被上訴人たちに奪取 された。			1284年	フランス王廷		Oliv. t.2, p.236, X, A.R. n.2519.
46	Bozone Coif. de Montbrun	ポルドー市民 Bozone Coif. de Montbrun	財産相続を巡る現地抗 争	財産簿を巡り、ポルドー市長、ポルドーコ ンテューブルに訴え出たが、その裁定を不服と した。被上訴人の不出庭。		ポルドーの第二慣習法に より、被上訴人の贈与は 有効ではないが、	1286年	ガスコニユー・ セネシャル法 廷	審理の結果、被上訴人の裁判への 出廷をガスコニユー・セネシャルが命 じている。	R. G. t.4, n.6120
47	ボゾネ・コフ の補助	ポルドーの中 小領主	大修道院に関する権利				1287年	パリ高等法院	被上訴人の判決は却下される。	A. P. n.2633
48	モンテナッコ領 主	アジューヌの中 小領主	城館を巡る現地抗争				1289年5月13 日	イングランド王 廷	この問題の解決については、Saint-Cyprien de Liersenの小修道院長に全権を委任する。	R. G. t.2, n.1500
49	モンテナッコ領 主	アジューヌの中 小領主	城館を巡る現地抗争				1289年5月13 日	イングランド王 廷	被上訴人は、上訴人たちに城館を返 還するべき カオールの教団は、フランス王家から譲 渡されたので、イングランド王の宗室権 行使はできない。 上訴人は、フランス王廷への上訴を断 念した。	R. G. t.2, n.1501
50	カオール司教	イングランド王 エドワード1世	市民コミュニティへの裁判 権を巡る対立	被上訴人が、上訴人に対して、不利な判 決を下した。 被上訴人の裁判を拒否し、その行為を不 服とした。			1290年	パリ高等法院		Oliv. t.2, p.306, XVII.
51	Guillelmus Esclama!	アジューヌの中 小領主	所領の相続を巡る現地 抗争				1291年	フランス王廷	イングランド王はフランス王の臣下に属する が、ガスコニユー・セネシャルとポ ルドー・コングレガールは、被上訴人は、上訴人に機 嫌は持たせざるべきであるとの命じ を要する。	R. G. t.3, n.1959
52	ゴンボード・ アラン	32に同じ	所領の相続を巡る現地 抗争				1291-92年	フランス王廷	イングランド王はフランス王の臣下に属する が、ガスコニユー・セネシャルとポ ルドー・コングレガールは、被上訴人は、上訴人に機 嫌は持たせざるべきであるとの命じ を要する。	R. G. t.3, n.2028
53	ポルドー市民	ガスコニユー・セ ネシャルのジョ ン・オブ・ハイ ヴァリン	職務遂行時の償還	被上訴人は職務遂行の際に、現地の法 慣行を保護するという宣誓を行なかつ た。			1289, 1290-92 年	パリ高等法院	上訴人は1291年に上訴を撤回し た。	R. G. t.3, n.1892, 2007

表24 エドワード1世治世末期の上訴

番号	上訴人	被上訴人	上訴理由	扱われた問題	上訴先	上訴人の証言	被上訴人の証言	裁判記録日時	判決・結果	備考	出典
1	インジックの大別券	ベルジュラック領主ルノー・ド・ボンス4世	被上訴人が上訴人に對して、裁判権を行使し、上訴人の身代金を要求し、執行した。上訴人はこれを不服とした。	裁判権と境界線問題	パリ高等法院	被上訴人は上訴人に對して、上訴人による上訴の理由となつた行為を認めざるべきである。	上訴人は、5000トゥールを貸り、上訴人をフランシス王に、1000トゥールを貸り、インジックの大別券に市500人以上の騎士団の一の勲章の取り扱ひについてこの地区では保留する。	1300年1月	上訴人は上訴人に對して、上訴人による上訴の理由となつた行為を認めざるべきである。	上訴人の属するサルタヌ修道院は、Montaut, Saint-Pereus, Montagnacに裁判権を有する。ただし、MontagnacのP. Chammierに裁判権は存在しない。	Ordon. t.3, pie.1, pp.45-46, LX, 4, p.2, n.3088.
2	インジックのコミュニティ	1に同じ	被上訴人の一派が上訴人であるインジックの市面を襲撃し、150マヤを没収した。	現地の領主の私権行使	パリ高等法院			1300年1月	この問題については、余の詳論会で結論が出されるべきである。この結果に、余の報告は、ハイヨンスの決定法で決着をつけること。	上訴人の証言であるアルノー・ド・モンストラは、500人以上の騎士団の一の勲章の取り扱ひについてこの地区では保留する。	Ordon. t.3, pie.1, pp.45-47, X, 4, p.1, 2, n.3088.
3	パローム・ド・セスカ	ハイヨンス市長	上訴人の代理人であるPelagius de Sauret, Bouché, Chevenant d'Armentièresの報告に、上訴人がハイヨンス市長に不服した。	現地の領主の私権行使	ピエール・ド・ウルク(アラント)の代理人			1301年2月27日	上訴人が法廷を棄絶したため、城館の返還という判決は無効。	フランシス王が派遣したガスコン・セネシャルのGirard de Balayneの法廷に差し戻し、問題の解決を委任する。	R. G. t.3, n.4556.
4	レスバール領主エイケルム・ギエム5世		ガスコン・セネシャルに、インジック王の領地を返還する要求。	臣領地の返還問題	パリ高等法院			1301-02年3月30日。聖廟節。	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	フランシス王が派遣したガスコン・セネシャルのGirard de Balayneの法廷に差し戻し、問題の解決を委任する。	Ordon. t.3, pie.1, p.101, L, 4, p.1, 2, n.3178.
5	アジュネ・セネシャルのオートン・ド・カズノーヴ		上訴人の妻と臣下の間で、上訴人が上訴人の所領を没収したことを不服とした。	所領の領有権	ガスコン・セネシャル法廷			1305年4月1日	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	フランシス王が派遣したガスコン・セネシャルのGirard de Balayneの法廷に差し戻し、問題の解決を委任する。	R. G. t.3, n.4702.
6	ベルジュラック領主ルノー・ド・ガンス4世	ガスコン・セネシャルのオートン・ド・カズノーヴ	ベルジュラック、ジャン・カステル、ジャン・ド・カステルの報告に、上訴人が上訴人の所領を没収したことを不服とした。上訴人はこれを不服とした。	現地の領主の私権行使	パリ高等法院			1305年4月21日	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	R. G. t.3, n.4707.
7	6に同じ		インジック近郊のBalansの領地をガスコン・セネシャルに没収された。	所領の領有権	パリ高等法院			1305年4月21日	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	R. G. t.3, n.4710.
8	Bertrand Magistre senior	Pierre Costelh	被上訴人との対立において、アジュネ・セネシャルに裁判権を委任された。	現地抗争	イングラント王			1305年	公領は即位前後の初日へと係属。上訴に於ける裁判手続は上訴人と被上訴人の両者を命のもとに互い合戦することと規定する。	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	R. G. t.3, n.4812.
9	ジョフロワ・ド・ポルドー	Guillaume de Cortois	被上訴人が上訴人の1000のワインを没収したことを不服とした。ガスコン・セネシャルの判決を不服とした。	現地抗争	イングラント王			1305年	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	R. G. t.3, n.4915.
10	ギョーム・ド・ローモン	ガスコン・セネシャルのオートン・ド・カズノーヴ	被上訴人が上訴人の所領を没収した。上訴人はこれを不服とした。	所領の領有権	フランシス王			1307年	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	R. G. t.4, n.84.
11	カステル・ド・バル	Grimoardum de Balor	被上訴人が上訴人の所領を没収した。上訴人はこれを不服とした。	現地の領主の私権行使	パリ高等法院			1307年	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	上訴人は上訴人を救回し、ガスコン・セネシャルの所領を充分で返還すること。	Ordon. t.3, pie.1, pp.270-271, LIX.

表25 エドワード1世治世末期の請願

番号	請願人	請願先	扱われた問題	請願人の言い分	請願記録日時	結果	備考	出典
1	アジュエネの統領	ガスコーニュ・セネシャル	現地特権	アジュエネの町で毎年諸聖人の祝日の翌日から8日間に開かれる市場の開閉権を近隣の共有村荘に広げて欲しい。	1304年	請願を好意的に認める。請願者側の勸進いでなければ、請願人の要求する条件でアジュエネの町の近隣の共有村荘での市場の開閉権を与える。		R. G., t.3, n.4624.
2	ギヨーム・イサックと妻サージェ		バイイ管区の譲渡	ボルドーのイサック街区に関わる関税権とバイイ管区を今までの委任の見返りに譲渡して欲しい。	1304年10月30日	請願人に對して、余の委任のもと、バイイ管区をボルドー市長とボルドーの僧侶の法的同意に照らし合わせて妥当と判断されれば譲渡する。	請願人は、ボルドーの関税権を向者が手に譲渡されたことと見られる。	R. G., t.3, n.4625.
3	リシャール・ピエール	ガスコーニュ・セネシャル	バイイ管区の譲渡	ガスコーニュにおいて、ジョン・オグ・セント・ジョンのコミティバに委任していた見返りにオレロン島のバイイ管区を譲渡して欲しい。	1304年10月30日	請願人はそれ以外でのバイイ管区でも専断に委任している。オレロンにおいては余のお墨付きでバイイ管区の譲渡を認める。		R. G., t.3, n.4634.
4	ランフレド・デュルフォール	イングラント王=アキテース公	領地の管理権	請願人とアルノー・ド・マルマンドは、ガスコーニュ・セネシャルだったジョン・オブ・セント・ジョンからレクタリートの市の管理権を奪えられていたが、管理の際にかかった金銭が未払いである。サン・ピエールの城の公証人である請願人は、ジョン・ド・カンドヴェエに上記の役職に任命されたが、その首職在任中にかかった資金が未払いである。	1304年11月22日	請願人がアルノーの借金が支払われているならば、再度その事実を確認する。支払われていないのならば、その分はボルドー・コネクターによって埋め合わせされるべきである。	請願人はレクタリートを80ポンド4シリング11ペンスを支払うことで、領有していた。	R. G., t.3, n.4653.
5	フォルタネ・ドルトン			請願人は、ジョン・ド・カンドヴェエに上記の役職に任命されたが、その首職在任中にかかった資金が未払いである。	1305年3月30日	ジョン・ド・カンドヴェエは、請願人に命じて懲罰を命じたが、彼がパス・テイドなどにかかった資金を請願人に支払うこと。		R. G., t.3, n.4664.
6	ジョフロワ・ド・モルターニ・スウェル・シロントとその親族	イングラント王廷	裁判権の帰属権	プランタジネット家がモルターニ・スウェル・シロントに保有する裁判権を譲渡してほしい。	1305年4月23日	請願人ならびにその親族に余の管轄する訴訟や事件を委任する。ただし、請願人ならびにその親族が関わる問題か、対抗訴訟の場合を除く。		R. G., t.3, n.4713.
7	オント・ド・モンジスカール	ガスコーニュ・セネシャル	城館の管理権	Summi Pudiの城館の管理・団体化について700ポンドをキルクム・ワールを支払って欲しい。	1305年4月23日	ガスコーニュ・セネシャルは、請願人の要求を認めるべきである。		R. G., t.3, n.4717.
8	サント・フォワ・ラ・グラントのコンスルと大学組織	ガスコーニュ評議会	通行税の補償	ドルト・ニエ川に架かっていた橋を、何者かに壊され、通行税を取れなくなったので、補償を求めたい。	1305年	請願人の要求について、橋の再建築ならびに、それまでの通行税の補償をアジエ・セネシャルに命ずる。		R. G., t.3, n.4738.
9	アルノー・ギヨーム・ド・アラロー	ガスコーニュ・セネシャル	上級裁判権の帰属権	プランタジネット家が請願人に譲渡したCalvaonne領王Dybeが保有していた上級裁判権を、請願人以外に再度譲渡しないで欲しい。サン・スヴェエールの法廷ではその主張を退けられていた。	1305年	請願人に上記の裁判権の譲渡を保證する。請願人はガスコーニュ戦争の最中に、自前の裁判権を失ったであろうから、	請願人とともに請願に訪れたのは、ソー・ド・ナヴァイユ、アルノー・ド・ナヴァイユとBernard de Vallibus	R. G., t.3, n.4744.
10	ギヨーム・アルノー・ド・アラカス	ガスコーニュ評議会	私債の資金処理	ナヴァイユ領主がソーを占領した。請願人の向志であるJean de Sescouは、その私債のために資金繰りが苦しくなっている。資金の支払いを求めたい。	1305年	請願はSescouの事情を考慮しても認められる。ボルトー・コネクター及びその代官は、私債処理のために、貴族層からの資金を計上し、請願人は国王代理のヘンリー・オブ・レーシーの立会いで資金を要請するべき。	Sescouが要求していた資金には、請願人自身の借金も含まれている。請願人自らで問題解決をするようにと求められた。	R. G., t.3, n.4745.
11	レスバール領主エイクルム・ギエム5世	ガスコーニュ・セネシャル	裁判権の帰属権	バリ高等法院に上訴した理由で没収されたAntiques Extramoyre Baron Coyras Vinhaus Cynhausの所領と裁判権の返還を求めたい。	1305年	請願人が求める地域の土級、下級裁判権とも請願人への返還を認める。		R. G., t.3, n.4783.
12	ヴィタルド・ブランス	イングラント王=アキテース公	領地の相続権	請願人の妻であり、ヴィルズーヴの女子相続人ドナルス・ド・モン・リユーに對して、ダックス近郊にあるCeyresの城館の相続権を法的に認めたい。	1305年	請願人が要求している城館については、ダックス近郊のCeyresの城館が余の請願人ならびにその親族の相続権を放棄して居ない限り、相続権を認めたい。余はその城館をチャールズに譲渡せずとも、その城館を相続権の双方を併用するまで譲渡させる。		R. G., t.3, n.4784.
13	レイモン・フレ・ダントル・ド・ラ・ポルト	イングラント王=アキテース公	プランタジネット家の委任実権	ガスコーニュ戦争以前に、ボルドーにて専断に委任して居た、城館中にも専断に委任したにも関わらず、委任を撤回されたので、委任の返還を求めたい。	1305年	請願人の主張が正しければ、請願人が求める書記を再度与え直すように。		R. G., t.3, n.4804.
14	レイモン・ド・ラポルト	イングラント王=アキテース公	赦免の確認	ギョームが虚偽の告発をしたとして罰せられた。国王代理ドマント・オブ・ラ・ポルトが請願人の罪の赦免を約束の確拠を文書にて認めた。	1305年3月30日	請願人の要求に応じて、余の請願人の罪の赦免の執行を、ガスコーニュ・セネシャルに命ずる。		R. G., t.3, n.4819.

番号	上訴人	被上訴人	上訴理由	扱われた問題	上訴先	上訴人の証言	被上訴人の証言	親判記録日時	判決・経緯	備考	出典
1	アルマニョック伯アマニューア世	アオリ伯ガストン1世	被上訴人に領地を奪取された。	現地抗争	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1306年5月20日	アルマニョック伯と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.3821
2	同じ	Raymond de Cordona	アオリ伯の血縁である被上訴人が、上訴人の領地を没収し、上訴人の一部に無法行為に及んだ。	現地抗争	フランス王廷	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1309年	アルマニョック伯と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	Olm, t.3, pte.1, pp.382-387, XIII
3	ペリゴール伯	アジュネ・セニヤル	Sebastien領主の面前で上訴人はSebastienの村を没収し、Cambronneの騎士にある全ての権利を自ら奪った。	領地抗争	フランス王廷	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1309年聖誕節	Alm, t.3, pte.1, pp.406-407, VIII	Sebastien領主は、上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	Olm, t.3, pte.1, pp.406-407, VIII
4	オード・ド・タイラン	アルノール・ド・ベガラン	フランス王の命で出された被上訴人は有利なBertrand Calcutiの判決を不服とし、ガスコーニュ・セニヤル法廷に上訴したが裁判を拒否された。	領地の所有権	フランス王廷	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1310年11月7日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.3892, Olm, t.3, pte.1, pp.624-626, I
5	サン・トロワープ小修道院長	ジャン・ド・カスト	アオリ伯とガスコーニュ・セニヤル領主の間に争いがあった。被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	現地抗争	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1312年4月4日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4108
6	Vital de Gras	Guillaume Arnaud de Cathelina	アオリ伯とガスコーニュ・セニヤル領主の間に争いがあった。被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	領地の所有権	フランス王廷	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1312年4月10日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4118, Olm, t.3, pte.2, pp.780-781, LXVI
7	レスバール領主エイケルム・ギエム5世	ガスコーニュ・セニヤル	自領地の所有権を主張した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	領地の所有権	フランス王廷	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1312年4月23日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4130, Olm, t.3, pte.2, pp.814-815
8	アマニョック伯アルフレ	ガスコーニュ・セニヤル	被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	現地抗争	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1312年4月25日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4133, Olm, t.3, pte.2, pp.814-815
9	ビエール・マザン	ビエール・オベール	ガスコーニュ・セニヤル領主の命で出された被上訴人は有利なBertrand Calcutiの判決を不服とし、ガスコーニュ・セニヤル法廷に上訴したが裁判を拒否された。	現地抗争	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1312年5月6日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4157
10	同じ	バイヨンスのコミューヌ	ガスコーニュ・セニヤル領主の命で出された被上訴人は有利なBertrand Calcutiの判決を不服とし、ガスコーニュ・セニヤル法廷に上訴したが裁判を拒否された。	現地抗争	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1312年5月6日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4160
11	Pierre Vital de Olivo	Guillaume de Colomb	被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	領地の所有権	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1313年4月-5月	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4302
12	Bernard de Cangia	Arnaud de Codico	被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	現地抗争	フランス王廷	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1316年3月14日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4400, Olm, t.3, pte.2, pp.378-380, XLVI
13	ビエール・ラヴァルダン	ガスコーニュ・セニヤル及びシヤル・スワグニエールのバレイとアラゴ	被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	領地抗争	フランス王廷	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1316年3月15日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4433, Olm, t.3, pte.2, pp.1025-1034, CXXX
14	ベルナルド・ブランクフォール	アマニョック伯アマニューア	被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	領地抗争	フランス王廷	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1316年3月15日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4460, Olm, t.3, pte.2, pp.1023-1026, LXXXV
15	ラン・ゾーヴ・マジュール大修道院長	アモリ・ド・グア	被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	領地抗争	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1316年12月5日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, n.4492
16	Bertrand de Fumel	イングランド王公	被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	領地抗争	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1317年1月3日と1月11日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, nos.4541, 4548
17		アルノール・ド・カ	被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	領地抗争	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1317年1月13日と1月30日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, nos.4553, 4590
18	ビエール・ド・ソー	ガスコーニュ・セニヤル	被上訴人は上訴人の領地を没収した。被上訴人は上訴人の領地を没収した。	領地抗争	パリ高等法院	アオリ伯の父のオーセー大司教の領地を侵奪された。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	1317年2月3日	Bertrand Calcutiの判決は上訴人と子孫を有する。被上訴人は上訴人と子孫を有する。	被上訴人は上訴人と子孫を有する。	4. P., t.2, no.4698

表26 エドワード2世治世の上訴

19	ゴスラム・デ・モン	ボルドー市長の上訴人が、被上野人らが、被上野人らとアントム・ドゥワー・メールのブレヴィギオが下した判決を不服とした。	領地の領有権	パリ高等法院	1317年2月4日	イングランド王の代野人の出仕は延期させる。	4. P., t.2, n.4589
20	ブライユ領主ジョフロア・ド・リュニエール	被上野人らによって自領地の城から追い出されたこと。	領地の領有権	パリ高等法院	1317年3月26日	イングランド王の代野人の出仕は延期させる。	4. P., t.2, n.4749
21	Jean de Dovesia	上野人の父Bertrand de Dovesiaを殺害した野人A. M. トールとその息子イモンに対して、被上野人らが裁判を拒否するところから、上野人らに控訴した。	現地抗争	パリ高等法院	1317年4月20日と8月23日	イングランド王の代野人の出仕は延期させる。その中で上野人が被殺されたので、その判決をベリゴール・セネシャルへと申し送る。	4. P., t.2, ns.4785-4786, 4989
22	アジュネ・セネシャル	Florice主任司牧師領内の抗争を巡ってガスコーニュ・セネシャルの判決を不服とした。	現地抗争	パリ高等法院	1317年5月16日	上野人は、フロリアック主任司牧師の屋敷内に侵入し、その動産200トカール或リ・グール相当を焼き討ちにしたので、罰せられるべきである。	4. P., t.2, n.4842
23	アジュネ・セネシャル	上野人の裁判が延期している中、四人たちが被上野人の一帯を攻撃したのを不服とした。	現地抗争	パリ高等法院	1317年7月3日	四人たちは、Jean de Dovesiaを殺害者であった。	4. P., t.2, n.4919
24	Raimond et Guillaume de Carbat.	Montautの父Bernard de Dovesiaが、MoissacとMontautのバイイに殺害されたことに對する問題で、被上野人らと一帯に對して、その判決を不服とした。	現地抗争	パリ高等法院	1317年7月15日	被上野人の上野の罪に、カルカソンヌ・セネシャルは、そのバイイたちをモント・ド・ダムへの移送を命じた。	4. P., t.2, n.4991
25	ピエール・アム	上野人らとその一派の裁判申し立てを被上野人が拒否した。	封主・封主同士の抗争	パリ高等法院	1317年7月15日	イングランド王の代野人の出仕は延期させる。	4. P., t.2, n.4992
26	Guillaume de Pertelhan	上野人らに對して、被上野人の裁判が延期されている中、野人らに對して、その判決を不服とした。	封主・封主同士の抗争	フランス王廷	1317年10月18日	被上野人二人は、封主である上野人の領地のガナンとカーダンジュに暴力的な野人の方の侵入していた。上野を認め、被上野人に500トカール或リ・グールの支払を命じた。	4. P., t.2, n.5001. Oltm. t.3, pte.2, pp.1172-1176, p.1557
27	4に同じ	被上野人らも上野人の領内に侵入し、入府間を強盗しようとする上野人の財産を奪った。この問題をガスコーニュ・セネシャルに訴え出したが、その審問を不服とした。	王廷	フランス王廷	1317年	上野人は、その領内に侵入した。被上野人は、100トカール或リ・グールの判決を不服とした。この上野により、上野人の余の王国内の全ての裁判権を没収する。	Oltm. t.3, pte.2, pp.1204-1207, IX
28	ジャック・ド・サラン、Gandolfo Cupalato de Plaisance	上野人らにイングラントから殺害されたBouteiller Thomelinの被害の報復をかけたが、その審問を不服とした。	領地の領有権	パリ高等法院	1318年4月	上野を要する。	4. P., t.2, n.5392
29	Dominique des Lemnes	Merin Donadrierを、ガスコーニュ・セネシャルに對してGuillaume Pêcheの命で殺害した。	領地の領有権	パリ高等法院	1318年5月22日	被上野人の一派を罰するようベリゴール・セネシャルに命じた。	4. P., t.2, n.5391.
30	アジュネの教区住民	Pelnaudの父Bertrand de Lamoignonの死後、被上野人らに對して、その判決を不服とした。	領地の領有権	フランス王廷	1318年5月23日	アジュネのイングラント王・アキータン公の七女にシヤルに、教区住民をパリ高等法院へと上訴を要していた。	4. P., t.2, n.5417
31	ボルト・サント・マリ	ベリゴール・セネシャルの代領の被上野人らに對して、その判決を不服とした。	領地の領有権	フランス王廷	1318年7月6日	この問題については、上野人らTheobalde ditto le Bourgeoisが同様に、アラング・ド・マールとガブリエル一家が上野の殺人が判決方法を巡って論議している。	Oltm. t.3, pte.2, pp.1300-1302, LXXVI
32	4、27に同じ	被上野人は、上野人の死傷であるアフリ・カンピョとその従者上野人の領内に侵入した。その審問を不服とした。上野人側への罰則を与えたことを不服とした。	領地の領有権	フランス王廷	1318年7月10日	被上野人は息子を殺害を下した。よって、上野人の上野は息子を殺害したもので、却下されるべきである。	Oltm. t.3, pte.2, pp.1428-1431, LXV
33	上野に同じ	現地抗争の判決を不服として、パリ高等法院へ上訴した。	領地の領有権	フランス王廷	1318年	上野人の上野は息子を殺害した。上野人への罰則については後述、訂める。	Oltm. t.3, pte.2, pp.1428-1431, LXV
34	上野に同じ	被上野人は、上野人の死傷であるアフリ・カンピョとその従者上野人の領内に侵入した。その審問を不服とした。	領地の領有権	フランス王廷	1318年	上野人の死傷は息子を殺害した。上野人への罰則については後述、訂める。	Oltm. t.3, pte.2, pp.1428-1431, LXV
35	Restaud de Rama	現地抗争の判決を不服として、パリ高等法院へ上訴した。	現地抗争	パリ高等法院	1318年	上野人の上野は息子を殺害した。上野人への罰則については後述、訂める。	Oltm. t.3, pte.2, pp.1428-1431, LXV
36	4、27、32、33、34に同じ	被上野人は、上野人の死傷であるアフリ・カンピョとその従者上野人の領内に侵入した。その審問を不服とした。	領地の領有権	フランス王廷	1318年	上野人の死傷は息子を殺害した。上野人への罰則については後述、訂める。	Oltm. t.3, pte.2, pp.1428-1431, LXV
37	Bernard de Pis	Foehettoの領地を殺害しようとするに、Pierre Vigonosiの官を殺害したFourtanierの死傷を被上野人らに殺害された。	現地抗争	パリ高等法院	1319年7月14日	被上野人は一帯の死傷行為を、上野人側へ上訴するに連れて、上野人の上野は息子を殺害した。上野人への罰則については後述、訂める。	Oltm. t.3, pte.2, pp.1326-1329, VI
38	イングランド王・アキータン公	被上野人は、上野人の死傷であるアフリ・カンピョとその従者上野人の領内に侵入した。その審問を不服とした。	現地抗争	パリ高等法院	1319年8月18日	上野人の上野は息子を殺害した。上野人への罰則については後述、訂める。	4. P., t.2, n.5526
39	アマニュー・ダール	被上野人は、上野人の死傷であるアフリ・カンピョとその従者上野人の領内に侵入した。その審問を不服とした。	現地抗争	パリ高等法院	1319年7月15日	上野人の上野は息子を殺害した。上野人への罰則については後述、訂める。	4. P., t.2, n.5824
40	A. de Caumont	被上野人は、上野人の死傷であるアフリ・カンピョとその従者上野人の領内に侵入した。その審問を不服とした。	現地抗争	パリ高等法院	1319年7月18日	上野人の上野は息子を殺害した。上野人への罰則については後述、訂める。	4. P., t.2, n.5827
41	イングランド王・アキータン公	Bertrand de Malinesと被上野人らとの死傷で、被上野人らに有利な判決が下されたことを不服とした。	現地抗争	パリ高等法院	1319年7月18日	Bertrand de Malinesは、被上野人らとGuillaume de Malinesの死傷で上野を罰せられた。	4. P., t.2, n.5828
42	リュエンの統領	被上野人は、上野人の死傷であるアフリ・カンピョとその従者上野人の領内に侵入した。その審問を不服とした。	現地抗争	パリ高等法院	1319年9月26日	この審問については、アラング・ド・マールとガブリエル一家が上野の殺人が判決方法を巡って論議している。	4. P., t.2, n.5862

表26 エドワード2世治世の上訴

43	アマニュード・ノワイヤン	イングランド王ニアキター	上訴を口実に被上訴人の代理に権力を奪われた。	フランス王座				1320年1月30日	被上訴人は上訴人に対して、合弁6000ポンドの賠償を要求し、上訴人はこれを拒否した。上訴人は上訴人に対して、合弁6000ポンドの賠償を要求し、上訴人はこれを拒否した。	4. P. t.2. n.6953
44	ラウールド・カステル	ベリゴール・セネシャル	普通法の原則で、イングランド王ニアキターに有利な判決を出した同王公が罷職した被上訴人の判決を不服とした。	パリ高等法院	特権の帰属権			1321年	上訴人は上訴人に対して、合弁6000ポンドの賠償を要求し、上訴人はこれを拒否した。	4. P. t.2. n.6966
45	トスワの領主	ロバート・ワルセル	被上訴人との訴訟の中断中に被上訴人の一派によって権力を奪われた。	パリ高等法院				1321年	上訴人は上訴人に対して、合弁6000ポンドの賠償を要求し、上訴人はこれを拒否した。	4. P. t.2. n.6974
46	モンタイヤック市長	サンクト・フォ	モンタイヤックの司法権が上訴人にあるか被上訴人にあるか、決着しなかった。	パリ高等法院	裁判権の帰属			1321年3月18日	上訴人は上訴人に対して、合弁6000ポンドの賠償を要求し、上訴人はこれを拒否した。	4. P. t.2. n.6723
47	アジャン司教区の牧頭と領主	フォサ領主家	被上訴人に対して、フランス王が有利な判決を出したことを不服とした。	パリ高等法院				1321年	上訴人は上訴人に対して、合弁6000ポンドの賠償を要求し、上訴人はこれを拒否した。	4. P. t.2. n.6801
48	Bernard de Brigele	イングランド王ニアキター	イングランド王座での判決を不服とした。	パリ高等法院				1321年5月8日	Chilled de Cases 侯爵のサン・ユーグ・ル・アポールにアキターでの判決法廷への出廷を命じた。	4. P. t.2. n.6803
49	Guillaume Carrel	バガン女伯	被上訴人の一族が、イングランド王ニアキター公の判決を上訴した上訴人への移行もしくはそれを拒否した。	パリ高等法院				1321年3月3日	被上訴人の主張を認め、上訴人に有利な判決を取り消すように命じた。	4. P. t.2. n.7474
50	Arnaud Guillaume de Bergoignan	ガスコーニュ・セネシャル	被上訴人が、Nogentの教区組織に有利な判決を出したことを不服とした。	パリ高等法院				1324年3月20日	被上訴人に対する判決を、余のベリゴール・セネシャルに発行するより命じる。上訴人が高等法院の判決後、10日間経つたにも関わらず、出廷しなかったことによる。	4. P. t.2. n.7506
51		ペルトラン・ガイ		パリ高等法院				1324年	被上訴人は出廷しなかった。その理由を問うために、副官日を延期すること。	4. P. t.2. n.7509
52	Bernard de Tivosa	ドカルス・ド・モンリエ	ガスコーニュ・セネシャルが被上訴人に有利な判決を出したことを不服とした。	パリ高等法院				1325年4月17日	パリ高等法院の判決をアキターで執行することになったが、被上訴人が不出廷なので、副官日を延期した。	4. P. t.2. n.7592
53	ヒエール・ド・ボーム	コンドン司教	被上訴人がアキター・セネシャルに同族なしに、フランス王公の領地を被上訴人に有利な判決を出した。被上訴人の領地の地代のうち100トカールを返還した。	パリ高等法院	現地の封建関係の問題			1326年6月13日		4. P. t.2. n.7880

表27 エドワード2世治世の請願

番号	請願人	請願先	扱われた問題	請願人の言い分	請願記録日時	結果	出典
1	メノー・ド・グー	ガスコニー評議会	裁判権の帰属	フォワ伯のガスコニーに在る臣下たちの法定代理人かつ代訴人で、ペリゴールのラ・ラングのバイエ管区とサント・フォワのバイエ管区を返還して欲しい。	1308年6月23日	請願を認める。上記のバイエ管区とサント・フォワのバイエ管区を請願人に返すこと。	R. G., t.4, n.117
2	ギヨーム・アルノー・ド・ソングイニヤック	ガスコニー・セネシャル法廷	封土の地代支払い	請願人の父が、エドワード1世治世に与えられた書翰でクレルモン・の城郭の地代を保証されていたにも関わらず、イティエ・ダン・グレイムがタルタス副伯に上記の城郭の領有を認めるかのように地代を支払ったことには不服である。	1308年	請願を認める。イティエ・ダン・グレイムは、請願人に対して、副伯に支払っていた地代を返償すること。	R. G., t.4, n.118
3	フォワ伯ガストン1世	ガスコニー・セネシャル法廷	現地抗争	請願人に敵対する者たちが、請願人の領地内に侵入し、請願人本人だけでなく、母であるベアトリクス副伯女マルグリットに対して、越権行為と傷害行為に及んだ。	1309年から1310年の10月5日	請願人に対する越権行為は罰せられるべきである。請願人の領地を襲撃した者たちは、請願人の動産において損害を賠償すること。	R. G., t.4, n.310
4	Jean de Poreu	ペリゴール・セネシャル法廷	現地抗争	ガスコニー・セネシャルの代官のAssin de Galardとの間の抗争で、Galardへの罰則を適用して欲しい。Galardは出廷日を定めなかったため、裁判を懈怠したみなされた。	1312年4月10日	Galardへの罰則については、その人物がダックス市民の請願人を裁判権者とした根拠のペリゴールの慣習を調査する必要がある。請願人については回審は延期すること。	R. G., t.2, n.4110
5	バイヨンズ市長と参事会員	ガスコニー評議会	奉仕における恩顧配分	ブランタンジネット家への忠実な奉仕に基づき、恩顧配分を継続して欲しい。	1312年から1313年の10月5日	請願人の今までの忠実な奉仕については保証する。ところが、ガスは、請願人には暴力行為、越権行為、税金の不払いなどの不服申し立てがなされているので、請願人立替は認めない。	R. G., t.4, n.824
6	Pons de Sursys	ガスコニー評議会	奉仕における損害賠償	Molernisのバイイとして奉仕していた際に、フランソワ王が任命した現地役人たちによって、多くの訴訟で敗北を余儀なくされ、請願人自身の換算で、200トワール貨リーグルの損害を被っている。	1312年から1313年	請願人の損害については1年かけて調査する事をガスコニー・セネシャルとホルド・コネクターブルに命ずる。請願人の職務遂行実態に応じて賠償額を定めること。	R. G., t.4, n.995
7	Assinus de Gaillard	ガスコニー評議会	奉仕における損害賠償	ガスコニー・セネシャルのエティエンヌ・フエレオルの代官として職務を遂行した際に、フランソワ王国内で処罰された上訴人を上訴したため、請願人が請願人の余儀なくされた。	1312年から1313年	請願人は余儀なく、ガスコニー・セネシャルのエティエンヌ・フエレオルは、請願人がパリ高等法院へ出廷する際に、かつた費用を支払うべきである。	R. G., t.4, n.996
8	Benoit de Chazac	ガスコニー・セネシャル法廷	領地の領有権	ブランタンジネット家に奉仕する臣下たちにより、Moritaigeの領主との臣従誓約により領有しているChazacの権利が侵害されている。	1312年から1313年	請願人は余儀なく、その地の領有が妥当であるか、厳密に調査すること。	R. G., t.4, n.998
9	Jean de Bielle	ガスコニー評議会	現地抗争	バイヨンズ市長とガスコニーの市民により怪我をさせられた。	1312年から1313年	ガスコニー・セネシャルにより、請願人が余儀なくされたことを認められれば、請願を好	R. G., t.4, n.1052
10	Clermont-Dessusの大学組織と統領	ガスコニー評議会	現地抗争	請願者の近隣で生じている都市市民同士の抗争を仲裁して欲しい。	1312年から1313年	ガスコニー・セネシャルに、請願してきた状況を丁寧に考慮したうえで、請願人の安全かつ平和的に解決するように命ずる。なお、現地抗争に巻き込まれないように請願人の中から一人を監禁すること。	R. G., t.4, n.1053
11	Bertrand Béranç le Joubre	ガスコニー評議会	現地抗争	ガスコニー・セネシャルは、この請願について、上訴における裁判権行使と同様に考慮すること。	1312年から1313年	ガスコニー・セネシャルは、この請願について、上訴における裁判権行使と同様に考慮すること。	R. G., t.4, n.1054
12	ギヨーム・アルノー・ド・ソングイニヤック	ガスコニー評議会	上訴を巡る処遇	フランソワ王廷に申し立てた上訴を撤回するので、ガスコニー・セネシャル法廷で裁判をやり直して欲しい。	1312年から1313年	請願を認められる。請願人の上訴の原因となったガスコニー・セネシャルの裁判権は問題としない。	R. G., t.4, n.1055
13	Equari de Say	ガスコニー評議会	現地抗争	自領地でBlayesの領主に襲撃された。	1312年から1313年	ガスコニー・セネシャルは、この請願を解決すること。	R. G., t.4, n.1056
14	メザンの大学組織と統領	ガスコニー評議会	現地抗争	Mézinの小修道院長Bosoneと都市ガスコニー・セネシャルに命じて欲しい。	1312年から1313年	ガスコニー・セネシャルは、この請願を解決すること。	R. G., t.4, n.1057

表27 エドワード2世治世の請願

15	アジヤンの大学 組織と統願		現地特権の帰属	アジュネ・セネシャルもしくはその代官の特権に起因するアジヤンのバレイ管区の特権の一部を贈与して欲しい。	1312年から1313年	よりよき方法で請願を取り扱うこと。	R. G., t.4, n.1058
16	ヨランド・デソラー	ガスコーニュ・セネシャル法廷	領地の相続権	タルナス副伯領の相続を巡って、相続人である請願人の息子のレイモン・ド・プラントとともに、同副伯からの死に際の際の遺言で継承権を受け継いだ。その際にタクス新市名目Bourquet de Vineaが、同副伯領を手中に取めることを画策し、請願人に結託を共計した。	1312年から1313年	この請願については、ガスコーニュ・セネシャルに善処を命じる。	R. G., t.4, n.1059
17	Guillaume de Camera	ガスコーニュ・セネシャル法廷	奉仕における恩顧配分	請願人の血族であるGuillaume Sauvageとともに、イングラント王エーアキテラス公の意向で、王有林の管理権を譲渡されたが、Guillaume Sauvageの死後の3年間までは、管理権に見合う給金を支払って欲しい。	1312年から1313年	この請願については、遺言執行人である請願人が、ガスコーニュ・セネシャル法廷に出廷したならば、請願は認められる。	R. G., t.4, n.1199
18	Arnaud de Fagu		奉仕における恩顧配分	請願人がガスコーニュにて、書記として働いた分の年毎のトワール貨リバーを支払って欲しい。	1315年から1316年		R. G., t.4, n.1548
19	コンドンのコミュニティ	ガスコーニュ評議会	現地裁判権の適用範囲の確認	Sansaner de Pinsに対抗して、コンド、メザン、Foucaucourtに属する地域において、Sansanerの城館に付随している裁判権は乳受けられないのに、Sansanerは裁判権を行使しており、その事実確認を求めた。	1316年から1317年	ガスコーニュ・セネシャルに命じる。余の諸権益擁護人の面前で請願人及びSansaner de Pinsを召集すること。	R. G., t.4, n.1813
20	リュエドンの統願	ペリゴール・セネシャル法廷	上訴を巡る処遇	ポルドーのイングラント王廷にて、請願人がその判決を不服として上訴した際に、王廷で奉仕する裁判官に、パリ革等法廷への上訴人という立場を保障されているにも関わらず、暴力を振るわれ、上訴を邪魔された。	1318年4月26日	ペリゴール・セネシャルに請願の調査を命じる。	A. R., t.2, n.5347